EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03066 0609

大正十三年六月五日印刷
大正十三年六月八日發行

漢文叢書
八大家文下

不許複製

編輯者　塚本哲三
東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行者　三浦理
東京市京橋區木挽町二丁目十三番地
印刷者　新井由藏
東京市京橋區木挽町二丁目十三番地
印刷所　合資會社電新堂
東京市神田區錦町一丁目十九番地
發行所　有朋堂書店

(新井製本)

之人。且爲二衆人一。今夫不レ受二之天一。固衆人。又不レ受二之人一。得レ爲二衆人一而已耶。

唐宋八大家文讀本 大尾

意。傳一鄉秀才觀之。自是指物作詩立就。其文理皆有可觀者。邑人奇之。稍稍賓客其父。或以錢幣乞之。父利其然也。日扳仲永環謁於邑人。不使學。余聞之也久。明道中。從先人還家。於舅家見之。十二三矣。令作詩。不能稱前時之聞。又七年。還自揚州。復到舅家問焉。曰。泯然衆人矣。王子曰。仲永之通悟。受之天也。其受之天也。賢於村人遠矣。卒之爲衆人。則其受於人者不至也。彼其受之天也。如此其賢也。不受之

して學ばしめず。余之を聞くや久し。明道中、(七)先人に從つて家に還るとき、(八)舅家(九)に於て之を見るに、十二三なり。詩を作らしむるに、前時の聞に稱ふ能はず。又七年、揚州より還るとき、復舅家に到りて問ふに、曰く、(一〇)泯然たる衆人なりと。(一一)王子曰く、仲永の通悟(一二)は、之を天に受くるなり。其之を天に受くるや、村人に賢ること遠し。之を卒ふるに衆人と爲れるは、則ち其人に受くる者至らざればなり。彼其之を天に受くるや、此の如く其れ賢なるも、之を人に受けざれば、且つ衆人と爲れるのみ。(一三)今夫れ之を天に受けざるは、固より衆人のみ。又之を人に受けずんば、衆人爲るを得るのみならんや。(一四)

(一)農家に隷屬する小農なり、所謂水呑百姓　(二)文書筆硯の道具　(三)其文句意味合　(四)追々と、少しづつ　(五)引連るゝなり　(六)廻りあるく　(七)仁宗の年號　(八)父　(九)母方の叔父　(一〇)評判　(一一)聲名泯滅　(一二)事に敏し　(一三)教育訓化　(一四)天に受けざる凡人が又人より敎化を受けざらば如何との意

成就。不レ居而去。其出處進退。又庶乎。英魄靈氣。不下隨二異物一腐散上。而長在レ乎三箕山之側。與二潁水之湄一。然天下之無二賢不肖一。且猶爲涕泣而歔欷。而況朝士大夫。平昔遊從。又予心之所二嚮慕而瞻依一。嗚呼。盛衰興廢之理。自レ古如レ此。而臨レ風想望。不レ能レ忘レ情者。念二公之不レ可二復見一。而其誰與歸。

ともする能はざるなり　(五) 寄託　(六) 古人に近し　(七) 高士傳に、許由天下を辭して潁水の陽箕山の下に耕すとあるに依る、歐公老を潁上に養へり　(八) すゝり泣きす　(九) 向ひ慕ひ仰ぎ依頼す　(一〇) 死生の理に同じ

金谿民方仲永。世隷レ耕。仲永生五年。未三嘗識二書具一。忽啼求レ之。父異レ焉。借二旁近一與レ之。卽書二詩四句一。幷自爲二其名一。其詩以下養二父母一收上レ族爲レ

仲永を傷む

金谿の民方仲永、世〻耕に隷す。(一) 仲永生れて五年、未だ嘗て書具を識らず。(二) 忽ち啼いて之を求む。父焉を異とし、旁近に借りて之を與ふるに、卽ち詩四句を書し、幷せて自ら其名を爲せり。其詩は父母を養ひ族を收むるを以て意と爲す。(三) 一鄕の秀才に傳へて之を觀しむ。是より物を指して詩を作るに立ちどころに就り、其文理皆觀るべき者有り。邑人之を奇とし、(四) 稍稍として其父を賓客とし、或は錢幣を以て之を乞ふ。父其然るを利とするや、日に仲永を扳いて、(五) 邑人に環謁 (六)

下往復。感二世路之崎嶇一。雖二迍邅困躓。竄斥流離一。而終不レ可レ掩者。以二其公議之是非一。既壓復起。遂顯レ於レ世。果敢之氣。剛正之節。至レ晩而不レ衰。方二仁宗皇帝臨レ朝之末年一。顧二念後事一。謂レ如レ公者。可三寄以二社稷之安危一。及二夫發レ謀決レ策。從容指顧。立定二大計一。謂千載而一時。功名

流離すと雖も、而も終に掩ふべからざる者は、其公議の是非を以てして、既に壓さるゝも復起ち、遂に世に顯はれ、果敢の氣、剛正(四)の節、晩に至るも衰へざりしがためなり。仁宗皇帝朝に臨むの末年に方つて、後事を顧念し、謂ふらく公の如き者は、寄するに社稷の安危を以てすべしと。夫の謀を發し策を決するに及んでは、從容指顧(五)、立ちどころに大計を定む。謂へらく千載にして一時と。功名成就せしも、居らずして去る。其出處進退、又庶(六)いかな。英魄靈氣、異物に隨つて腐散せずして、長へに箕山(七)の側と、潁水の湄とに在り。然して天下の賢不肖と無く、且つ猶ほ爲に涕泣して歔欷(八)す。而るを況んや朝士大夫の、平昔遊從せる、又予が心の嚮慕(九)して瞻依する所をや。嗚呼、(一〇)盛衰興廢の理は、古より此の如し。而して風に臨んで想望して、情を忘るゝ能はざる者は、公の復見るべからざるを念ふのみ。其れ誰と與にか歸せん。

(一) 高低ありて險難なるなり　(二) 仆れ躓きて進む能はず　(三) 逐ひ斥けられて落魄す　(四) 一二の人力もて如何

安可二得而推一。惟公生有レ聞レ於二當時一。死有レ傳レ於二後世一。苟能如レ此足矣。而亦又何悲。如二公器質之深厚。智識之高遠一。而輔二學術之精微一。故充二於文章一。見二於議論一。豪健俊偉。怪巧瑰琦。其積二於中一者。浩如二江河之停蓄一。其發二於外一者。爛如二日星之光輝一。其清音幽韻。凄如二飄風急雨之驟至一。其雄辭閎辨。快如二輕車駿馬之奔馳一。世之學者。無レ問レ乎二識與一レ不レ識。而讀二其文一。則其人可レ知。

識の高遠なるが如き、而も學(五)術の精微を輔く。故に文章に充ちて、議論に見はれ、(六)豪健俊偉、怪巧瑰琦、其中に積む者は、浩として江河の停蓄するが如く、其外に發する者は、爛として日星の光輝あるが如く、其(七)清音幽韻は、凄として飄風急雨の驟に至るが如く、其(八)雄辭閎辨は、快として輕車駿馬の奔馳するが如し。世の學者、識ると識らざるとを問ふこと無くして、而も其文を讀めば、則ち其人知るべし。

(一) 歐陽修、文忠と謚せらる　(二) 人力にて致すべき事すら期すべからず　(三) 深奥　(四) 器量性質　(五) 一本輔くるに學術の精微を以てすと有り　(六) 力強く衆に勝れ奇巧にして見事なり　(七) すが〳〵しき音幽深なる節奏　(八) 勇ましく深大なる文辭

嗚呼自二公仕宦一四十年。上

嗚呼、公が仕宦してより四十年、上下往復、世路の(一)崎嶇に感ず。(二)迍邅困躓、(三)竄斥

傲訐以容。化ㇾ於二婦妾一。不ㇾ廉二珠玉一。翼翼公子。嗽糲懸粟。閔ㇾ死憐ㇾ窮。惟是之奢。孤女以嫁。男成二厥家一。孰埋ㇾ於ㇾ深。孰鍥ㇾ乎ㇾ厚。其傳其詳。以法二永久一。碩人今亡。邦國之憂。矧鄙不肖。辱二公知一尤。承二凶萬里一。不ㇾ往而留。涕哭馳ㇾ辭。以贊二醪羞一。

不肖、公の知を辱なうすること尤に、凶を萬里に承け(一二)、往かずして留る。涕哭辭を馳せ、以て醪羞(一三)を贊く。

(一)啓に同じ、小人の公を排せしを言ふ　(二)惱み留りて伸びざるなり　(三)年老いたるなり　(四)神の所爲なるか　(五)政事經理を十分ならしむ　(六)家計を顧みざるに由る　(七)驕り欺く者　(八)耽溺淫樂す　(九)破れたる弊衣粗末なる食物　(一〇)誰人が深きに埋め誰人が厚きに刻む　(一一)大人物　(一二)遠方にて凶報に接す　(一三)祭祀の酒饌を助く

歐陽文忠公を祭る文(一)

夫事有二人力之可一ㇾ致。猶不ㇾ可ㇾ期。況乎天理之溟漠。又

夫れ事は人力(二)の致すべき有るも、猶ほ期すべからず、況んや天理の溟漠(三)は、又安んぞ得て推すべけんや。惟れ公生れて當時に聞ゆる有り、死して後世に傳ふる有り。苟も能く此の如くなれば足る、而るを亦又何ぞ悲しまん。公が器質(四)の深厚、智

其無レ爲。飮レ酒笑歌。百城晏眠。吏士委蛇。上喜曰レ材。以副二樞密一。稽首辭讓。至レ於二六七一。遂參二宰相一。釐二我典常一。扶レ賢贊レ傑。亂レ冗除レ荒。官更レ於レ朝。士變レ於レ鄉。百治具修。偷墮勉强。

㊀ 禍を作す狂犬の如きもの、趙元昊を指す ㊁ かみつく ㊂ 環慶路の安撫招討使となる ㊃ 尹洙孫復共に公の薦むる所たり ㊄ 俊彦なり ㊅ 名の聞ゆる所 ㊆ 枕を高うして晏くまで眠る ㊇ 悠悠乎たるなり ㊈ 參知政事 ㊉ 道 ⑪ 怠惰苟且の者

彼閼不レ遂。歸侍二帝側一。卒屏二於レ外。身屯道塞。謂宜二耉老一。尙有二以爲一。神乎孰忍。使レ至レ於レ斯。蓋公之才。猶不二盡試一。肆二其經綸一。功孰與計。自二公之貴一。廐庫愈空。和二其色辭一。

彼の閼して遂げざる、歸つて帝側に侍し、卒に外に屏けらる。身屯し(一)道塞る。謂ふ(二)宜しく耉老(三)すべしと。尙くは以て爲す有らん。神(四)か孰か忍んで、斯に至らしめしぞ。蓋し公の才、猶ほ盡く試みず。其經綸(五)を肆にせば、功孰か與に計らん。公の貴きより、廐庫(六)愈〻空し。其色辭を和げ、傲訐(七)も以て容れ、婦妾を化して、珠玉を靡(八)せしめず。翼翼たる公子、敝綿惡粟(九)、死を閔れみ窮を憐み、惟是を之れ奢る。孤女以て嫁し、男は厥の家を成す。孰か深に(一〇)埋し、孰か厚に鍥する。其傳其れ詳に、以て永久に法とす。碩人(一一)今亡びて、邦國之れ憂ふ。矧んや鄙

先苟苟。以ㇾ節相侈。公之在ㇾ貶。愈勇爲ㇾ忠。稽ㇾ前引ㇾ古。誼不ㇾ營ㇾ躬。外更ニ三州ㇾ。施有ニ餘澤ㇾ。如下灌ニ河江ㇾ。以灌中尋尺上。宿贓自解。不ニ以ㇾ刑加ㇾ。猾盜涵ㇾ仁。終ㇾ老無ㇾ邪。講ㇾ藝絃歌。慕來千里。溝ㇾ川障ㇾ澤。田桑有ㇾ喜。

云、苟々の何意未詳 （一四） 義の爲には躬を顧みず （一五） 傾州潤州睦州 （一六） 久しく贓賊に汚れたる姦吏自ら引き去る （一七） 狡猾なる盜賊も仁澤に浸漬す

戎孽猘狂。敢齚ニ我疆ㇾ。鑄ㇾ印刻ㇾ符。公屛ニ一方ㇾ。取ニ將於ㇾ伍。後常名顯。收ㇾ士至ㇾ佐。維邦之彥。聲之所ㇾ加。虜不ニ敢瀕ㇾ。以ニ其餘威ㇾ。走ㇾ敵完ㇾ鄰。昔也始至。瘡痍滿ㇾ道。藥ㇾ之養ㇾ之。內外完好。既

（一）戎孽猘狂、敢て我疆に齚す。印を鑄符を刻し、公一方に屛く。將を伍に取り、（二）後常に名顯はる。士を收めて（四）佐に至るに、維れ邦の（五）彥なり。（六）聲の加ふる所、虜敢て瀕かず。其餘威を以て、敵を走らせ鄰を完うす。昔や始めて至るに、瘡痍道に滿ちき。之に藥し之を養ひ、內外完好なり。既に其れ爲す無く、酒を飲んで笑歌す。百城晏眠し（七）、吏士委蛇たり（八）。上喜して材と曰ふ、以て樞密に副となる。稽首辭讓、六七に至る。遂に（九）宰相に參し、我典常（一〇）を釐む。賢を扶け、傑を贊け、冗を亂め荒を除く。官朝に更まり、士鄉に變ず。百治具に修り、偸墮（一一）も勉强す。

世之師。由初迄終。名節無疵。明肅之盛。身危志殖。瑤華失位。又隨以斥。治功亟聞。尹帝之都。閉姦興良。稚子歌呼。赫赫之家。萬首俯趨。獨繩其私。以走江湖。士爭留公。蹈禍不慄。有危其辭。謁與俱出。風俗之衰。駭正怡邪。蹇蹇我初。人以疑嗟。力行不回。慕者興起。儒

危けれども志は殖つ。(四)瑤華位を失ふや、又隨つて以て斥けらる。(五)治功亟ゝ聞えて、帝の(六)都に尹たり。姦を閉ぢ良を興し、稚子歌呼す。(七)赫赫の家、萬首俯趨す。獨り其私を繩して、以て江湖に走るや、(九)士爭うて公を留む。禍を蹈んで慄れず、其辭を(八)危うするあり、(一〇)謁して與に俱に出づ。風俗の衰ふるや、正に駭き邪を怡ぶ。(一一)蹇蹇たる我が(一二)初、人以て疑嗟す。力行回らず、慕ふ者興起す。(一三)儒先脩脩、節を以て相侈る。公の貶に在るや、愈ゝ勇にして忠を爲す。前を稽へ古を引き、(一四)誼躬を營まず。外(一五)三州を更へ、施に餘澤有り。河江を釃いで、以て尋尺に灌ぐが如し。(一六)宿賊自ら解け、刑を以て加へず。(一七)猾盜仁に涵し、老を終ふるまで邪無し。藝を講じて絃歌し、慕來千里。川に溝し澤に障し、田桑喜あり。

(一)范仲淹　(二)名譽節操に瑕瑕なし　(三)眞宗の后劉氏莊獻明肅と諡す　(四)仁宗の后郭氏廢せられて瑤華宮に居る　(五)論爭せし爲なり　(六)開封府　(七)宰相呂夷簡を指す　(八)夷簡を論じて饒州に貶せらる　(九)余靖尹洙歐陽修等　(一〇)上言聽かれず皆貶せらる　(一一)不回の貌　(一二)出仕の初　(一三)儒先の人人も風節を以て相尙

輙不レ遇者。乃亦不レ可レ勝レ數。辯足三以移二萬物一。而窮レ於レ用說之時一。謀足三以奪二三軍一。而辱レ於二右武之國一。此又何說哉。嗟乎。彼有レ所レ待而不レ遇者。其知レ之矣。君年五十九。以二嘉祐某年某月某甲子一。葬二眞州之揚子縣。甘露鄉某所之原一。夫人李氏。子男瓌不レ仕。璋眞州司戶參軍。琦太廟齋郎。琳進士。女子五人。已嫁二二人一。進士周奉先。泰州泰興縣令陶舜元。銘曰。有二拔而起一レ之。莫二擠而止一レ之。嗚呼許君而已。於斯誰或使レ之。

葬る。夫人李氏、子男瓌は仕へず、璋は眞州の司戶參軍、琦は大廟齋郎、琳は進士たり。女子五人、已に二人を嫁す。進士周奉先と、泰州泰興縣の令陶舜元なり。銘に曰く、

（六）拔いて之を起す有り、擠して之を止むる莫し。嗚呼許君のみ、於斯れ誰か或は之を使むる。

（一）現代の衆人に求むる所無し　（二）喰ひ違ふなり、不遇　（三）時勢時物の機會に投ぜんことを求む　（四）辯論を尙ぶ世の中に辯論の才ありながら用ひられず　（五）武を尙ぶ國　（六）全文の意は拔擢する者はあれど、排擠する者は無きに、不遇に終りしは何故ぞや、思ふに是れ天の所爲ならんとなり

嗚呼我公。一

范潁州を祭る文（一）

嗚呼我公、一世の師。初より終に迄ぶまで、（二）名節疵無し。（三）明肅の盛なる、身

下異能之士。而陝西大帥范文正公。鄭文肅公。爭以二君所レ爲書一以薦。於レ是得二召試一。爲二大廟齋郎一。已而選二泰州海陵縣主簿一。貴人多薦三君有二大才一。可二試以一レ事。不レ宜レ棄二之州縣一。君亦常慨然自許。欲レ有レ所レ爲。然終不レ得三一用二其智能一以卒。噫其可レ哀也已。

(一)世々の系譜を作る　(二)常人に超越して人の制御を受けず　(三)器量勝れしを珍重せらる　(四)地方經略の策を上らしむ　(五)范仲淹　(六)鄭伯能、字は景望、永嘉の人

士固有下離レ世異レ俗。獨行二其意一。罵譏笑侮困辱而不レ悔。彼皆無二衆人之求一。而有レ所レ待二於後世一者也。其齟齬固宜。若夫智謀功名之士。窺レ時俯仰。以赴二勢物之會一。而

士固より世を離れ俗と異に、獨り其意を行ひ、罵譏笑侮困辱して悔いざる有り。彼皆衆人の求無くして、後世に待つ所有る者なり。(二)其齟齬するや固より宜なり。若し夫れ智謀功名の士、時を窺うて俯仰し、以て(三)勢物の會に赴いて、而して輙ち遇はざる者は、乃ち亦數ふるに勝ふべからず。辯は以て萬物を移すに足りて、(四)說を用ふるの時に窮し、謀は以て三軍を奪ふに足りて、(五)武を右にするの國に辱す、此れ又何の說ぞや。嗟乎、彼の待つ所有りて遇はざる者は、其れ之を知らん。君年五十九、嘉祐某年某月某甲子を以て、眞州の揚子縣、甘露鄉某所の原に

孔公。維志之求。行有二險夷一。不レ改二其輈一。權彊所レ忌。讒諂所レ讎。考二終厥位一。寵祿優優。維皇好レ直。是錫二公休一。序レ行納レ銘。爲識二諸幽一。

君諱平。字秉之。姓許氏。余嘗譜二其世家一。所レ謂今泰州海陵縣主簿者也。君既與二兄元一相友愛稱二天下一。而自レ少。卓犖不羈。善二辯說一。與二其兄一俱。以二智略一爲二當世大人所一レ器。寶元時。朝廷開二方略之選一。以招二天

泰州海陵縣主簿許君墓誌銘

君諱は平、字は秉之、姓は許氏。余嘗て其世家(一)を譜す。所謂今の泰州海陵縣の主簿なる者なり。君既に兄元と相友愛して天下に稱せらる。少きより卓犖不羈(二)、辯說を善くし、其兄と俱に、智略を以て、當世大人の器(三)とする所と爲る。寶元の時、朝廷方略(四)の選を開き、以て天下異能の士を招く。而して陝西の大帥范文正公(五)、鄭文肅公、爭うて君が爲る所の書を以て以て薦む。是に於て召試を得て、大廟齋郎(六)と爲り、已にして泰州海陵縣の主簿に選す。貴人多く君が大才有るを薦めて、試みるに事を以てすべし、宜しく之を州縣に棄つべからずと。君も亦常に慨然として自ら許し、爲す所有らんと欲す。然も終に一も其智能を用ふるを得ずして以て卒せり。噫其れ哀しむべきなり。

而尤不レ好ニ鬼神禨祥事一。在ニ寧州一。道士治ニ眞武像一。有レ蛇穿ニ其前一。數出近レ人。人傳以爲レ神。州將欲ニ視驗以聞一。故率ニ其屬一往拜レ之。而蛇果出。公卽擧レ笏擊レ蛇殺レ之。自ニ州將一以下皆大驚。已而又皆大服。公由レ此始知レ名。然余觀下公數處ニ朝廷大議一。視ニ禍福一無レ所レ擇。其智勇有ニ過レ人者一。勝ニ一蛇之妖一。何足レ道哉。世多ニ以レ此稱レ公者一。故余亦不ニ得而略一也。銘曰。展也

數〻出でて人に近づくあり。人傳へて以て神と爲す。州將視驗(五)して以聞せんと欲し、故に其屬を率ゐて往いて之を拜す。蛇果して出づ。公卽ち笏を擧げて蛇を擊ち之を殺す。州將より以下皆大いに驚く。已にして又皆大いに服す。公此に由つて始めて名を知らる。然も余公の數〻朝廷の大議に處し、禍福(六)を視て擇ぶ所無きを觀るに、其智勇人に過ぐる者有り、一蛇の妖に勝つは、何ぞ道ふに足らんや。世此を以て公を稱する者多し、故に余亦得て略せざるなり。銘に曰く、

展(七)や孔公、惟れ志(八)を之れ求む。行に險夷有り、其轍(九)を改めず。權彊(一〇)の忌む所、讒諂の讎とする所。厥の位を考終(一一)し、寵祿優優たり。維れ皇直を好み、是れ公に休(一二)を錫ふ。行を序し銘を納れて、爲に諸を幽(一三)に識す。

（一）慈善施與　（二）故舊知人　（三）吉凶に同じ　（四）玄武なり北方の神の名、龜蛇合體の像なり、宋人諱んで眞武となす　（五）實地驗査　（六）自己の艱難と幸福とに頓着せず　（七）誠に同じ、詩經小雅車攻篇の字句　（八）志を行はんことを求む　（九）車の轍　（一〇）權威強き者に忌まる　（一一）壽を以て終る也、長生　（一二）幸福を賜ふ　（一三）墓穴

朝廷。而所レ坐如レ此。而執政又以謂公爲二大臣道地一。故出知二鄆州一。公以二寶元二年一如レ鄆。道得レ疾。以二十一月壬申一。卒レ於二滑州之韋城驛一。享年五十四。其後詔追二郭皇后位號一。而近臣有下爲レ上言二公明肅太后時事一者上。上亦記二公平生所レ爲。故特贈二公尙書工部侍郎。公夫人金城郡君尙氏。尙書都官員外郎諱賓之女。生二二男子一。曰レ淘。今爲二尙書屯田員外郎一。曰二宗翰一。今爲二太常博士一。皆有二行治一。世二其家一。累二贈公金紫光祿大夫尙書兵部侍郎一。而以二嘉祐七年十月壬寅一。葬二公孔子墓之西南百步一。

事を言ふ者有り。上も亦公が平生の爲しし所を記し(七)、故に特に公に尙書工部侍郎を贈る。公の夫人金城郡君尙氏は、尙書都官員外郎諱は賓の女なり。二男子を生む。淘と曰ふは、今尙書屯田員外郎爲り、宗翰と曰ふは、今太常博士と爲る。皆行治(八)有りて、其家を世々(九)にす。公に金紫光祿大夫尙書兵部侍郎を累贈し、嘉祐七年十月壬寅を以て、公を孔子の墓の西南百步に葬る。

(一)開府の所管なりしを御史の手に移す　(二)罪狀を調査す　(三)私に相交游す　(四)張士遜　(五)保護を爲すかと疑はる、大臣は程琳なり　(六)追贈　(七)記臆　(八)行狀良く治り治績顯著なり　(九)相續す

公廉レ於レ財。樂二振施一。遇二故人子一。恩厚尤篤。

公財に廉に、振施(一)を樂しみ、故人(二)の子を遇するに、恩厚尤も篤し。尤も鬼神禨祥(三)の事を好まず。寧州に在るとき、道士眞武(四)の像を治め、蛇有りて其前に穿ち、

職不レ阿。或絀或遷。而公持二一節一以終レ身。蓋未二嘗自絀一也。其在二兗州一也。近臣有下獻二詩百篇一者上。執政請レ除二龍圖閣直學士一。上曰。是詩雖レ多。不レ如二孔某一言一。乃以レ公爲二龍圖閣直學士一。於レ是人度レ公。爲二上所一レ思。且不レ久於レ外矣。未レ幾。果復召以爲二中丞一。而宰相使二人說一レ公。稍折レ節以待レ遷。公乃告以レ不レ能。於レ是又度。公且レ不レ得二久居一レ中。而公果出。

（一）庶人の服を脱して官仕に就くを云ふ　（二）兗鄆の知と御史中丞とは二回之を勤務す　（三）同一の節操　（四）自ら他に屈せざるなり　（五）孔道輔を指す　（六）帝之を念ふ必ず殿中の人とならんと　（七）我を屈して沈默し出世を待つべしとの意

初開封府吏馮士元坐レ獄。語連二大臣數人一。故移二其獄一。御史劾二士元罪一止レ於レ杖。又多更レ赦。公見レ上。上固怪二士元以二小吏一與二大臣一交私。汙二

初め開封府の吏馮士元獄に坐し、語大臣數人に連る。故に其獄を移すや(一)御史士元の罪(二)を劾して杖に止め、又多く赦を更ふ。公上に見ゆ。上固より士元が小吏を以て大臣と交私し(三)、朝廷を汙して、坐する所此の如きを怪しむ。而して執政(四)又以謂らく、公大臣の道地(五)を爲すと。故に出して鄆州に知たらしむ。公寶元二年を以て鄆に如き、道に疾を得、十一月壬申を以て、滑州の韋城驛に卒す。享年五十四。其後詔して郭皇后の位號(六)を追ふや、近臣上の爲に公の明肅太后の時

州軍事推官。年少耳。然斷ㇾ獄議ㇾ事。已能使二老吏憚驚一。遂遷二大理寺丞知兗州僊源縣事一。又有二能名一。其後嘗二直史館。待制龍圖閣。判三司理文憑由司登聞檢院。吏部流內銓。糾察在京刑獄一。知二許徐兗鄆泰五州一。留二守南京一。而兗鄆御史中丞皆再至。所ㇾ至官治。數以ㇾ爭ㇾ

大理寺丞知兗州僊源縣事に遷る。又能名有り。其後直史館、待制龍圖閣、判三司理文憑由司登聞檢院、吏部流內銓、糾察在京刑獄に嘗み、許徐兗鄆泰五州を知し、南京に留守たり。而して兗鄆御史中丞は皆再び至る。至る所官治まる。數〻職を爭ひて阿らざるを以て、或は絀けられ或は遷さる。而も公は一節(三)を持して以て身を終へ、蓋し未だ嘗て(四)自ら絀けざるなり。其兗州に在るや、近臣の詩百篇を獻ずる者有り。執政龍圖閣直學士に除せんと請ふ。上曰く、是の詩多しと雖も、孔某(五)の一言に如かずと。乃ち公を以て龍圖閣直學士と爲す。是に於て人公を度るらく、(六)上の思ふ所と爲る、且に外に久しからざらんとすと。未だ幾ならずして、果して復召されて以て中丞と爲る。而も宰相が人をして公に說かしむるに、稍節(七)を折りて以て遷を待てといふや、公乃ち告ぐるに能はざるを以てす。是に於て又度るらく、公且に久しく中に居るを得ざらんとすと。而して公果して出づ。

侍郎諱昜之子。兗州曲阜縣令襲封文宣公贈戶部尙書諱仁玉之孫。兗州泗水縣主簿諱光嗣之曾孫。而孔子之四十五世孫也。其仕。當二今天子天聖寶元之間一。以二剛毅諒直一名聞二天下一。嘗知二諫院一矣。上書請三明肅太后歸二政天子一。而廷二奏樞密使曹利用。尙御藥羅崇勳罪狀一。當二是時一。崇勳操二權利一。與二士大夫一爲レ市。而利用悍强不遜。內外憚レ之。嘗爲二御史中丞一矣。皇后郭氏廢。引二諫官御史一。伏レ閤以爭。又求レ見レ上。皆不レ許。而固爭レ之。得レ罪然後已。蓋公事レ君之大節如レ此。此其所下以名聞二天下一。而士大夫多以二公不上レ終二於大位一爲二天下一惜上者也。

るとき、皇后郭氏廢(七)せらるゝや、諫官御史を引いて、閤に伏して以て爭ひ、又上に見えんことを求む、皆許されず。而も固く之を爭ひ、(八)罪を得て然る後に已みき。蓋し公が君に事ふるの大節此の如し、此れ其名の天下に聞えて、士大夫の多く公の大位(九)に終らざるを以て、天下の爲に惜む所以の者なり。

(一)孔道輔　(二)並に仁宗の年號　(三)眞宗の后劉氏仁宗の始め簾を垂れて政を總く　(四)官名　(五)私利を謀る　(六)手强く橫傲なり　(七)仁宗の后なり、尙美人と忿爭し誤つて帝の頸を打つ、故を以て廢せらる　(八)貶せられて泰州の知となる　(九)執政の位地

公諱道輔。字厚濟。初以二進士一釋レ褐。補二寧

公諱は道輔、字は厚濟、初め進士を以て褐(二)を釋き、寧州の軍事推官に補す。年少のみ。然れども獄を斷じ事を議する、已に能く老吏をして憚り驚せしめ、遂に

也。夫仲尼之才。帝王可也。何特公侯哉。仲尼之道。世ニ天下一可也。何特世ニ其家一哉。處ニ之世家一。仲尼之道。不ニ從而大一。置ニ之列傳一。仲尼之道不ニ從而小一。而遷也自亂ニ其例一。所レ謂多レ所ニ抵牾一者也。

宋故朝請大夫給事中知鄆州軍州事。兼管內河堤。勸農同羣牧使。上護軍魯郡開國侯。食邑一千六百戶。實封二百戶。賜紫金魚袋孔公者。尙書工部侍郎贈尙書吏部

給事中孔公墓誌銘（一）

宋の故の朝請大夫給事中知鄆州軍州事、兼管內河堤、勸農同羣牧使、上護軍魯郡開國侯、食邑一千六百戶、實封二百戶、賜紫金魚袋孔公といふ者は、尙書工部侍郎贈尙書吏部侍郎諱は勗の子、兗州曲阜縣令襲封文宣公贈戶部尙書諱は仁玉の孫、兗州泗水縣主簿諱は光嗣の曾孫にして、孔子の四十五世の孫なり。其仕ふるや、今天子（二）天聖寶元の間に當り、剛毅諒直を以て、名天下に聞ゆ。嘗て諫院に知す。上書して明肅太后（三）が政を天子に歸せんことを請うて、樞密使曹利用、（四）尙御藥羅崇勳の罪狀を廷奏す。是の時に當つて、崇勳權利を操り、士大夫と市（五）を爲し、而して利用（六）は悍強不遜、內外之を憚る。嘗て御史中丞と爲

王。則曰二本紀一。公侯傳レ國。則曰二世家一。公卿特起。則曰二列傳一。此其例也。其列二孔子一爲二世家一。奚其進退無レ所レ據邪。孔子旅人也。棲二棲衰季之世一。無二尺土之柄一。此列レ之以レ傳宜矣。曷爲二世家一哉。豈以下仲尼躬二將聖之資一。其教化之盛。舄弈萬世上。故爲二之世家一以抗レ之。又非二極摯之論一。

公卿特起すれば、則ち列傳と曰ふ。此れ其例なり。其孔子を列して世家と爲すは、奚ぞ(二)其進退(三)據る所無きや。孔子は旅人なり、(四)衰季の世に棲棲して、尺土の柄無し。此れ之を列するに傳を以てせんは宜なり、曷ぞ世家と爲さんや。豈仲尼が(五)將聖の資を躬からし、其教化の盛んなる、萬世に(六)舄奕するを以て、故に之を世家と爲して以て之を抗ぐるか。又(七)極摯の論に非ざるなり。夫れ仲尼の才は、帝王も可なり、何ぞ特に公侯のみならんや。仲尼の道、天下を世〻にするも可なり、何ぞ特に其家を世〻にせんや。之を世家に處くも、仲尼の道、從つて大ならず、之を列傳に置くも、仲尼の道、從つて小ならず。而して遷や自ら其例を亂る。所謂(八)抵牾する所多き者なり。

(一) 司馬遷　(二) 特に顯著なる者　(三) 列傳たるべきを世家に進め、帝王たるべきを世家となしゝを言ふ　(四) 衰へたる澆季の世に出て、遑々として四方を周遊し、一尺の土地をも有せざりき　(五) 論語子罕篇、子貢曰く固より天之を縱して、將に聖たらしめんとすとあるに由る　(六) 光輝流行の貌　(七) 極至なり、至當に同じ　(八) 班固史記を評して抵牾する所多しと云へり

世皆稱。孟嘗君能得レ士。士以レ故歸レ之。而卒賴二其力一。以脫レ於二虎豹之秦一。嗟乎。孟嘗君特雞鳴狗盜之雄耳。豈足三以言レ得レ士。不レ然。擅二齊之强一。得二一士一焉。宜可三以南面而制レ秦。尙何取二雞鳴狗盜之力一哉。夫雞鳴狗盜之出二其門一。此士之所三以不レ至也。

世皆稱す、(一)孟嘗君能く士を得たり、士故を以て之に歸す、而して卒に其力に賴りて、以て(二)虎豹の秦を脫すと。嗟乎、孟嘗君は、特に(三)雞鳴狗盜の雄のみ、豈以て士を得と言ふに足らんや。然らずば、齊の强を擅にし、一士を得るも、宜しく以て(四)南面して秦を制すべし。尙ほ何ぞ雞鳴狗盜の力を取らんや。夫れ雞鳴狗盜の其門に出づる、此れ士の至らざる所以なり。

(一) 齊の孟嘗君田文　(二) 史記に獻代孟嘗君に向ひ、今秦は虎狼の國なりと謂へり　(三) 孟嘗君秦に之くや、秦昭王留めて殺さんとす、卽ち養ふ所の客をして嘗て秦王に獻ぜし狐白裘を盜ましめて、昭王の幸姬に賂し、又函谷關を出づるに夜半なりしかば、雞鳴の巧なる客をしてまねせさせて、終に齊に還るを得たり　(四) 君の禮なり、こゝは君相の位地を指していふなり

太史公敍二帝

孔子世家を讀む

(一)太史公帝王を敍すれば、則ち本紀と曰ひ、公侯國を傳ふれば、則ち世家と曰ひ、

既皆成。盡有逃焉。噫。何其能也。蓋慧禮者予知之。其行謹潔。學博而才敏。而又卒之以不私。宜成。此不難也。今夫衣冠而學者。必曰自孔氏。孔氏之道易行也。非有苦身窮形。離性禁欲。若彼之難也。而士之行可一鄕。才足一官者常少。而浮居之寺廟被四海。則彼其所謂材者。寧獨禮耶。以彼之材。由此之道。去至難而就甚易。宜其能也。嗚呼。失之此。而彼得焉。其有以也夫。

に自ると曰ふ。孔氏の道は行ひ易し、身を苦しめ形を窮しめ、性を離れ欲を禁ずる、彼の難きが若き有るに非ざるなり。而も士の行一鄕に可に、才一官に足る者(七)は常に少し。而して浮居の寺廟は四海に被ふ。則ち彼の其所謂材なる者、寧ろ獨り禮のみならんや。彼れの材を以て、此の道に由り、至難を去りて甚易に就かば、宜しく其れ能くすべきなり。嗚呼之を此(八)に失うて、而して彼得たる、其れ以有るかな。

(一) 葬禮　(二) 虛しき貌　(三) 記文を作るは容易なり　(四) 楹は柱なり、家の廣きを謂ふなり　(五) 謹直潔白　(六) 孔氏より傳はると謂ふなり　(七) 佛氏　(八) 儒者に材乏しく佛者は賢能多きを指す

(一)孟嘗君の傳を讀む

徒一日講二其師之說一。嘗出而過焉。庫屋數十椽。上破而旁穿。側出而視ㇾ後。則榛棘出ㇾ人。不ㇾ見二垣端一。指以語ㇾ予曰。吾將三除ㇾ此而宮二ㇾ之。雖ㇾ然其成也不三以私二吾後一。必求下時之能行二吾道一者上付ㇾ之。願記以示二後之人一。使ㇾ不ㇾ得ㇾ私焉。

んとす。然りと雖も、其成るや以て吾後に私せず(四)、必ず時の能く吾道を行ふ者を求めて之に付せん。願はくは記して以て後の人に示し、私するを得ざらしめよと。

(一) 住職となれるなり　(二) 棟少き陋小狹隘の家　(三) 雜草人頭より高し　(四) 自己の私有とせず

當二是時一。禮方丐二食飲一以卒ㇾ日。視二其居一。櫻然。余特戲曰。姑成ㇾ之。吾記無二難者一。後四年。來曰。昔之所ㇾ欲ㇾ爲。凡百二十楹。賴二州人蔣氏之力一。

是の時に當つて、(一)禮は方に食飲を丐ひて以て日を卒ふ。其居を視るに櫻然(二)たり。余特に戲れて曰く、姑く之を成せ、吾が記(三)難き者無しと。後四年、來つて曰く、昔の爲さんと欲せし所のもの、凡そ百二十楹、州人蔣氏の力に賴つて、既に皆成りぬ。盍ぞ述ぶる有らざると。噫、何ぞ(四)其の能くせるや。蓋し慧禮なる者は予之を知れり。其行謹潔(五)、學博くして才敏に、而して又之を卒ふるに私せざるを以てす。宜なり此を成すの難からざること。今夫れ衣冠して學ぶ者は、必ず(六)孔氏

也。有志與力。而又不隨以怠。至於幽暗昏惑。而無物以相之。亦不能至也。然力足以至焉。於人爲可譏。而在己爲有悔。盡吾志也。而不能至者。可以無悔矣。其孰能譏之乎。此予之所得也。余於仆碑。又有悲夫古書之不存。後世之謬其傳。而莫能名者。何可勝道也哉。此所以學者不可以不深思而愼取之也。四人者。廬陵蕭君圭君玉。長樂王回深父。余弟安國平父。安上純父。至和元年七月某日。臨川王某記。

とは、廬陵の蕭君圭君玉(八)、長樂の王回深父、余が弟安國平父、安上純父なり。至和元年七月某日、臨川の王某記す。

(一)求め搜る心　(二)平坦　(三)奇怪の觀物　(四)師友指引の論　(五)其中止せる時他人よりは其忍耐力乏しきを誚られんと也　(六)仆れし石碑　(七)獨り此山に限らざるを明にす　(八)蕭氏名は圭字は君玉

予少時客遊金陵。浮屠慧禮者從予游。予既吏淮南。而慧禮得龍興佛舍。與其

揚州龍興講院記

予少時金陵に客遊す、浮屠慧禮なる者予に從つて游べり。予既に淮南に吏たり、而して慧禮は龍興佛舍を得て、其徒と日に其師の說を講ず。嘗て出でて過ぎりしに、庫屋數十椽、上破れて旁穿てり。側出して後を視れば、則ち榛棘(一)人を出でて、垣端(二)を見ず。指して以て予に語りて曰く、吾將に此を除して之を宮にせ

於レ是予有レ歎焉。古人之觀レ於ニ天地山川。草木蟲魚鳥獸一。往往有レ得。以ニ其求思之深而無レ不レ在也。夫夷以近。則遊者衆。險以遠。則至者少。而世之奇偉瑰怪非常之觀。常在レ於ニ險遠。而人之所レ罕レ至焉。故非ニ有レ志者一不レ能レ至也。有レ志矣。不ニ隨以レ止也。然力不レ足者。亦不レ能レ至

是に於て予歎ずること有り、古人の天地山川、草木蟲魚鳥獸を(一)觀する、往往得るもの有り。其求思の深くして在らざる無きを以てなり。夫れ夷にして以て近ければ、則ち遊ぶ者衆く、險にして以て遠ければ、則ち至る者(二)少し。而も世の奇偉(三)瑰怪非常の觀は、常に險遠にして、人の至る罕なる所に在り。故に志有る者に非ざれば、至る能はざるなり。志有り、隨ふに止むを以てせざるも、然も力足らざる者は、亦至る能はざるなり。志と力と有りて、而も又隨ふに怠を以てせざるも、幽暗昏惑に至りて、而も(四)物の以て之を相くる無ければ、亦至る能はざるなり。然れども力以て至るに足るものは、人に(五)於ては譏るべしと爲し、己に在つては悔有りと爲さん。吾志を盡して、至る能はざる者は、以て悔ゆること無かるべし。其れ孰か能く之を譏らんや。此れ予の得る所なり。余(六)仆碑に於て、又夫の古書の存せざるを悲しむ有り。後世の其傳を謬つて能く名づくる莫き者、何ぞ(七)道ふに勝ふべけんや。此れ學者の以て深思して之を愼取せざるべからざる所以なり。四人の者

其文漫滅。獨其爲レ文。猶可レ識レ曰二花山一。今言レ華如二華實之華一者。蓋音謬也。其下平曠。有レ泉側出。而記レ遊者甚衆。所レ謂前洞也。由レ山以上。五六里。有レ穴窈然。入レ之甚寒。問二其深一。則其好レ遊者不レ能レ窮也。謂二之後洞一。余與二四人一擁レ火以入。入レ之愈深。其進愈難。而其見愈奇。有二怠而欲レ出者一。曰不レ出。火且レ盡。遂與レ之俱出。蓋予所レ至。比二好レ遊者一。尚不レ能二十一一。然視二其左右一。來而記レ之者已少。蓋其又深。則其至又加レ少矣。方二是時一。予之力尚足二以入一。火尚足二以明一也。既其出。則或咎二其欲レ出者一。而予亦悔三其隨レ之而不レ得レ極二夫遊之樂一也。

而して其見るもの愈〻奇なり。怠(九)りて出でんと欲する者有り、曰く、出でずんば火且に盡きんとすと。遂に之と倶に出づ。蓋し予の至りし所は、遊を好む者に比するに、尚ほ十が一(一〇)なる能はず。然るに其左右を視るに、來つて之を記する者已に少し。蓋し其れ又深くば、則ち其至るもの又少きを加へん。是の時に方つて、予の力尚ほ以て入るに足り、火尚ほ以て明にするに足りき。既に其出づるや、則ち或は其出でんと欲せし者を咎む。而して予も亦其之に隨つて夫の遊の(一一)樂を極むるを得ざりしを悔いき。

㊀ 浮屠なり、僧を曰ふ　㊁ 山麓　㊂ 一本、院に作る　㊃ 風化磨滅　㊄ 華と花と相通ずるに由る　㊅ 平坦廣濶　㊆ 山側より出づ　㊇ 奥深き貌　㊈ 辛抱を爲し得ざるなり　(一〇) 十分の一　(一一) 出でんと欲せし者

於レ士。或辱レ於二凡民一。夫豈不レ以レ時乎哉。士之有レ道。固不レ役三志於二貴賤一。而卒所二以貴賤一者。何以異哉。此予之所二以歎一也。

褒禪山。亦謂二之華山一。唐浮圖慧褒。始舍レ於二其址一。而卒葬レ之。以レ故其後名レ之曰二褒禪一。今所レ謂慧空禪院者。褒之廬冢也。距二其縣一東五里。所レ謂華山洞者。以二其乃華山之陽一名レ之也。距レ洞百餘步。有レ碑仆レ道。

褒禪山に遊ぶ記

褒禪山、亦之を華山と謂ふ。唐の浮圖慧褒(一)、始めて其趾に舍して、卒に之を葬る。故を以て其後之を名づけて褒禪と曰ふ。今所謂慧空禪院(二)なる者は、褒の廬冢なり。其縣(三)を距ること東五里、所謂華山洞なる者は、其れ乃ち華山の陽なるを以て之に名づくるなり。洞を距ること百餘歩、碑有り道に仆る。其文漫滅(四)、獨り其文を爲るものは、猶ほ花山と曰ふを識るべし。今華を言ふこと華實の華の如くする者は、蓋し音謬る(五)なり。其下平曠(六)、泉有り側出(七)す。遊を記する者甚だ衆し。所謂前洞なり。山由り以て上ること五六里、穴有り窈然(八)たり。之に入るに甚だ寒し。其深を問へば、則ち其遊を好む者も窮むる能はざるなりと。之を後洞と謂ふ。余四人と火を擁して以て入るに、之を入ること愈〻深くして、其進むや愈〻難く、

上至二不測之高一、下至二澗溪壑谷。分崩裂絕。幽窮隱伏。人迹之所レ不レ通。往往求焉。而芝出レ於二九州四海之間一。蓋幾レ於レ盡矣。至二今上卽一レ位。謙二讓不德一。自二大臣一不三敢言二封禪一。詔二有司一以二祥瑞一告者。皆勿レ納。於レ是神奇之產。銷三藏委二翳於二蒿藜榛莽之間一。而山農野老。不三復知二其爲一レ瑞也。則知下因二一時之好惡一。而能成中天下之風俗上。況於レ行二先王之治一哉。太邱陳君。學レ文而好レ奇。芝生二於庭一。能識二其爲一レ芝。惜二其可一レ獻而莫一レ售也。故閟二於其居之東偏一。因取而藏レ之。蓋其好レ奇如レ此。噫芝一也。或貴二於天子一。或貴レ

るを知らず。則ち一時の好惡に因つて、而して能く天下の風俗を成すを知る。況んや先王の治を行ふに於てをや。太邱の陳君、文を學んで奇を好む。(一一)芝の庭に生ずるは、能く其芝爲るを識る。其獻ずべくして售る莫きを惜むや、故に其居の(一二)東偏に閟し、因りて取りて之を藏す。蓋し其奇を好むや此の如し。噫、芝は一なり。或は天子に貴ばれ、或は士に貴ばれ、或は凡民に辱しめらる。夫れ豈時を以てならずや。士の道有る、固より志を貴賤に役せずして(一三)、卒に貴賤なる所以の者、何を以てか異ならんや。此れ予の歎ずる所以なり。

(一) 眞宗の年號　(二) 靈芝の瑞祥　(三) 嘉賞　(四) 立身出世を希望する者　(五) 狙猿の如く木に攀ぢ登るなり、杙は猿を繫ぐ物　(六) 奥深く幽かなる所　(七) 仁宗　(八) 土を積み壇を築きて山川を祭るなり　(九) 雜草生ひ茂れる所　(一〇) 隱れ隠す　(一一) 珍奇の事物　(一二) 東隅に高居を作る　(一三) 貴賤貧富のために心を勞する事無し

以全安者。蓋其君臣如此。而守衛之有其具也。今余公亦以文武之材。當明天子承平日久。欲補弊立廢之時。鎮撫一方。修扞其民。其勤於今。與周之有南仲仲山甫。蓋等矣。是宜有記也。故其將吏相與謀而來取文。將刻之城隅。而以告後之人焉。

祥符時。封泰山。以文天下之平。四方以芝來告者萬數。其大吏。則天子賜書以寵嘉之。小吏若民。輒錫金帛。方是時。希世有力之大臣。窮搜而遠采。山農野老。攀緣狙杙。以

芝閣記

(一)祥符の時、泰山に封じ、以て天下の平を文る。四方芝を(二)以て來り告ぐる者萬數あり、其大吏には則ち天子書を賜うて以て之を(三)寵嘉し、小吏若しくは民には、輒ち金帛を錫ふ。是の時に方つて、(四)世を希ひ力有るの大臣は、窮搜して遠く采り、山農野老も、(五)攀緣狙杙、以て上は不測の高に至り、下は澗溪壑谷、分崩裂絕、(六)幽窮隱伏、人迹の通せざる所に至るまで、往往求む。而して芝の九州四海の間に出づるもの、蓋し盡くるに幾し。(七)今上位に卽くに至つて、不德を謙讓し、大臣より敢て(八)封禪を言はず、有司に詔して、祥瑞を以て告ぐる者は、皆納るゝ勿からしむ。是に於て神奇の產、(九)蒿藜榛莽の間に(一〇)銷藏委翳して、山農野老、復其瑞爲

故文王之興也。有二四夸之難一。則城レ於二朔方一。而以二南仲一。宣王之起也。有二諸侯之患一。則城二于東方一而以二仲山甫一。此二臣之德。協二於其君一。於四爲レ國之本末。與三其所二先後一。可レ謂レ知レ之矣。慮レ之以二悄悄之勞一。而發二赫赫之名一。承レ之以二翼翼之勤一。而繼二明明之功一。卒所下以攘二夸狄一而中國

故に文王の興るや、四夸の難(一)有れば、則ち朔方に城いて、而して南仲(二)を以てし、宣王の起るや、諸侯の患有れば、則ち東方(三)に城いて、仲山甫を以てす。此二臣の德、其君に協ふ。國を爲むるの本末と、其先後する所とに於て、之を知ると謂ふべし。之を慮るに悄悄(四)の勞を以てして、赫赫(五)の名を發し、之を承くるに翼翼(六)の勤を以てして、明明の功を續ぐ。卒に夸狄を攘ひて中國以て全安なる所以の者は、蓋し其君臣此の如くして、守衛の其具有ればなり。今余公、亦文武の材を以て、明天子(七)承平日久しく、弊を補ひ廢を立てんと欲するの時に當り、一方を鎭撫して、其民を修扞(八)す。其今に勤むること、周の南仲仲山甫有りしと蓋し等し。是れ宜しく記する有るべきなり。故に其將吏相與に謀つて、來つて文を取る。將に之を城隅に刻して、以て後の人に告げんとす。

(一) 夷の本字なり、文王の時、西に昆夷北に獫狁の患有りき (二) 將の名、詩經の小雅出車篇に見ゆ (三) 東方は齊、詩經の大雅烝民篇參照 (四) 詩經出車篇に見ゆ、悄々は憂勞の貌 (五) 同上出車篇に出づ (六) 詩經大雅烝民篇に見ゆ、恭愼の貌 (七) 詩經大雅常武篇に出づ、威の顯はる、なり (八) 修め守る

而費レ之。欲三以備二其一財。勞レ之欲三以休二其力一。以レ故爲レ是有三大費與二大勞一。而人莫二或以爲一レ勤也。古者君臣父子夫婦兄弟朋友之禮失。則夷狄橫而窺二中國一。方二是時一。中國非レ無二城郭一也。卒於二陵夷毀頓。陷滅而不一レ救。然則城郭者。先王有レ之。而非レ所二以恃而爲一レ存也。及レ至三喟然覺悟。興二起舊政一。則城郭之修也。又嘗不二敢以爲一レ後。蓋有二其患一。而圖レ之無二其具一。有二其具一。而守レ之非二其人一。有二其人一。而治レ之無二其法一。能以久存。而無レ敗者。皆未二之聞一也。

に、大費と大勞と有れども、而も人或は以て勤と爲すこと莫し。(一)古は君臣父子夫婦兄弟朋友の禮失すれば、則ち夷狄橫にして、(二)中國を窺ふ。是の時に方つて、中國城郭無きに非ざるなり。(三)陵夷毀頓、陷滅して救はざるに卒る。然らば則ち城郭は、先王にも之れ有り、而も恃んで存を爲す所以に非ざるなり。(四)喟然覺悟、舊政を興起するに至るに及んで、則ち城郭を之れ修むるは、又嘗て敢て以て後るると爲さず。蓋し其患有るも、而も之を圖るに其具無し。其具有るも、而も之を守るもの其人に非ず。其人有るも、而も之を治むるに其法無し。能く以て久しく存して敗るゝ無き者は、皆未だ之を聞かざるなり。

(一) 勤勞となさざるなり (二) 橫暴 (三) 衰頹毀損 (四) 歎息の貌

不レ戒。雖レ有ニ智勇一。猶不レ能三以勝ニ一日之變一也。惟天子亦以爲。任ニ其罪一者。不ニ獨守吏一。故特推ニ恩褒一。廣ニ死節一。而一切貸ニ其失職一。於レ是遂推下選士大夫所ニ論以爲レ能者上。付ニ

廣西に當らしむ。寇平ぐの明年、蠻越接和(七)す、乃ち出でて桂州に城く。其方六里、其木甓(八)瓦石の材、枚を以て之を數ふるに、四百萬有奇(九)に至り、人の力を用ふること、工を以て之を數ふるに、一十餘萬に至る。凡そ之を守る所以の具、一も求めて給せざる者有ること無し。至和元年八月を以て始め作り、二年の六月を以て成りぬ。

(一)廣源州の蠻酋なり、仁宗の皇祐四年叛す　(二)死せずして遁るゝなり　(三)甲兵の用意なきなり　(四)われ亦其責に任ずべしと深く自ら責むる也　(五)恩賞を與へ節に死する者を憫れみ職責を全うせざりし者を赦す　(六)經略使の官　(七)和睦　(八)甎なり、煉瓦の類　(九)有餘

之經略一。而令三尚書戸部侍郎余公靖當二廣西一焉。寇平之明年。蠻越接和。乃出城二桂州一。其方六里。其木甓瓦石之材。以レ枚數レ之。至二四百萬有奇一。用二人之力一。以レ工數レ之。至二一十餘萬一。凡所三以守レ之具。無三一求而有二不レ給者一焉。以二至和元年八月一始作。而以二二年之六月一成。

夫其爲レ役亦大矣。蓋公之信二於民一也久。

夫れ其役爲るや亦大なり。蓋し公の民に信ぜらるゝや久し。而も之を費して、以て其材を衞らんと欲し、之を勞して以て其力を休めんと欲す。故を以て是を爲る

令。又得下宜レ爲二人師一者上。爲二之師一。而以修二醇一易レ治之俗一。而進二美茂易レ成之材一。雖下拘二於法一。限中於勢上。不レ得三盡如二古之所一レ爲。吾固信二其敎化之將レ行。而風俗之成一也。夫敎化可三以美二風俗一。雖レ然。必久而後至二於善一。而今之吏。其勢不レ能二以久一也。吾雖四喜二且幸三其將レ行。而又憂二夫來者之不一レ能レ繼也。於レ是本二其意一。以告二來者一。

(一) 資深なる賢質　(二) 旅商　(三) 醇粹精一　(四) 美にして盛んなり　(五) 學問行狀　(六) 法制に束縛せられ時勢に局限せらる　(七) 學を興せる意志

桂州新城記

儂智高反二南方一。出二入十有二州一。十有二州之守吏。或死或不レ死。而無下一人能守二其州一者上。豈其材皆不レ足歟。蓋夫城郭之不レ設。甲兵之

(一)儂智高南方に反し、十有二州に出入す。十有二州の守吏、或は死し或は死せず、而も一人の能く其州を守る者無し。豈其材皆足らざるか。蓋し夫の城郭(二)の設けざる、(三)甲兵の戒めざる、智勇有りと雖も、猶ほ以て一日の變に勝つ能はざるなり。惟天子亦以爲らく、(四)其罪に任ぜん者は、獨り守吏のみならずと。故に特に(五)恩褒を推し、死節を廣めて、一切其失職を貸す。是に於て遂に士大夫の、論じて以て能とする所の者を推選し、之に經略(六)を付し、尚書戸部侍郎余公靖をして、

林君固賢令。而慈谿小邑。無三珍產淫貨。以來二四方遊販之民一。田桑之美。有二以自足一。無二水旱之憂一也。無二遊販之民一。故其俗一而不レ雜。有二以自足一。故人愼レ刑而易レ治。而吾所レ見。其邑之士。亦多二美茂之材一。易レ成也。林君者。越之隱君子。其學行宜レ爲二人師一者也。夫以二小邑一得二賢

林君固より賢令なり、而も慈谿は小邑、珍産淫貨の、以て四方遊販の民を來す無く、田桑の美、以て自ら足る有り、水旱の憂無し。遊販の民(二)無し、故に其俗一(三)にして雜らず、以て自ら足る有り、故に人、刑を愼んで治め易し。而して吾見る所、其邑の士、亦(四)美茂の材多く、成し易し。林君は、越の隱君子なり、其學行(五)宜しく人の師と爲るべき者なり。夫れ小邑を以て賢令を得、又宜しく人師爲るべき者を得て、之が師と爲して、以て醇一治め易きの俗を修めて、美茂成し易きの材を進む。(六)法に拘はり、勢に限られ、盡く古の爲す所の如くなるを得ずと雖も、吾固より其教化の將に行はんとし、而して風俗の成るを信ず。夫れ教化は以て風俗を美にすべし。然りと雖も、必ず久しうして後に善に至る。而も今の吏は、其勢以て久しうする能はざるなり。吾其將に行はんとするを喜び且つ幸とすと雖も、而も又夫の來者の繼ぐ能はざるを憂ふ。是に於て其意(七)に本づいて、以て來者に告ぐ。

士者或不レ預焉。蓋廟之作。出レ於二學廢一。而近世之法然也。今天子卽レ位若干年頗修二法度一。而革二近世之不レ然者一。當二此之時一。學稍稍立レ於二天下一矣。猶曰。州之士滿二二百人一。乃得レ立レ學。於レ是慈谿之士。不レ得レ有レ學。而爲二孔子廟一如レ故。廟又壞不レ治。今劉君在中言レ於レ州。使二民出一レ錢。將二修而作一レ之。未レ及レ爲而去。時慶歷某年也。後林君肇至。則曰。古之所二以爲一レ學者。吾不二得而見一。而法者吾不レ可二以無一レ循也。雖レ然。吾之人民。於レ此不レ可二以無一レ教。卽因二民錢一作二孔子廟一。如二今之所一レ云。而治二其四旁一。爲二學舍講堂其中一。帥二縣之子弟一。起二先生杜君醇一爲二之師一。而興レ於レ學。噫。林君其有レ道者耶。夫吏者無レ變二今之法一。而不レ失二古之實一。此有道者之所レ能也。林君之爲。其幾レ於レ此矣。

ずと。卽ち民錢に因つて孔子の廟を作ること、今の云ふ所の如くして、其四旁(八)を治めて、學舍講堂を其中に爲り、縣の子弟を帥る。先生杜君醇を起して、之が師と爲して、學を興せり。噫、林君は其れ道有る者か。夫れ吏なる者、今の法を變ずる無くして、古の實を失はざるは、此れ有道者の能くする所なり。林君の爲、其れ此に幾し。

(一) 漸次衰頽　(二) 搏當に摶に作るべし、土をこねて像とするなり　(三) 佛教徒及び黃老の道士　(四) 王者の像を肖せ作る　(五) 追々と　(六) 州の府廳　(七) 仁宗の年號　(八) 廟の四方を修次す

之法。而學亦或存或廢。大抵所三以治二天下國家一者。不二復皆出レ於レ學。而學之士。羣居族處。爲二師弟子之位一者。講二章句一。課二文字一而已。至二其陵夷之久一。則四方之學者廢。而爲レ廟以祀三孔子於二天下一。斲レ木搏レ土。如二浮居道士法一。爲二王者象一。州縣吏。春秋帥二其屬一。釋三奠於二其堂一。而學

は、復皆學に出でずして、學の士、羣居族處、師弟子の位爲る者は、章句を講じ、文字を課するのみ。其陵(一)夷の久しきに至つては、則ち四方の學者廢して、廟を爲りて以て孔子を天下に祀るに、木を斲り土(二)を搏すること、(三)浮居道士の法の如く、(四)王者の象を爲す。州縣の吏、春秋其屬を帥ゐて、其堂に釋奠す。而も學士は或は預らず。蓋し廟の作るや、學の廢するに出づ、而も近世の法然るなり。今天子位に卽くこと若干年、頗る法度を修めて、近世の然らざる者を革む。此の時に當つて、學稍稍(五)として天下に立つ。猶ほ曰く、州の士二百人に滿てば、乃ち學を立つるを得と。是に於て慈谿の士、學有るを得ずして、孔子の廟を爲すこと故の如し。廟又壞れて治めず。今劉君在中(六)、州に言ひ、民をして錢を出さしめ、將に修めて之を作らんとし、未だ爲るに及ばずして去りぬ。時に(七)慶曆某年なり。後林君肇至る。則ち曰く、古の學を爲す所以の者は、吾得て見ず。而も法は吾以て循ふ無かるべからず。然りと雖も、吾の人民、此に於て以て敎無かるべから

士。以至二一偏一伎一曲之學一。無レ所レ不レ養。而又取下士大夫之材行完潔。而其施設已嘗二試於上レ位而去者上。以爲二之師一。釋奠釋菜。以教レ不レ忘二其學之所一レ自。遷徙逼迭。以勉二其怠一。而除二其惡一。則士朝夕所レ見所レ聞。無レ非下所三以治二天下國家一之道上。其服習必於二仁義一。而所レ學必皆盡二其材一。一日取以備二公卿大夫百執事之選一。則其材行皆已素定。而士之備レ選者。其施設亦皆素所二見聞一而已。不レ待二閲習而後能一者也。古之在レ上者。事不レ慮而盡。功不レ爲而足。其要如レ此而已。此二帝三王所三以治二天下國家一而立レ學之本意也。

を待たざる者なり。古の上に在る者は、事慮らずして盡き、功爲さずして足る。其要此の如きのみ。此れ二帝三王(一二)の天下國家を治むる所以にして、學を立つるの本意なり。

(一) 政治教育 (二) 井田の法を言ふ (三) 前出用公輸參照 (四) 禮記に見ゆ、偏く六代の樂を作すなり (五) 伎藝を考査し言辭を選擇す (六) 兵略を定むるなり、禮記王制に天子將に出て征せんとするや、命を祖に受け成を學に受く云々と (七) 六德 (八) 一方に偏せる者、一技術專攻の者、一節の取るべき所ある者 (九) 先聖先師を祀る祭の名、釋奠は重く釋菜は輕し (一〇) 禮記王制篇に、國の右郷に命じて、教に帥はざるは左に遷し、左郷は之を右に遷す、猶は改めざれは郊に移し、遂に移し漸次遠方に屛けて終身齒せざるに至ると (一一) 平素より鑒定し居るなり (一二) 堯舜及び夏殷周の始祖

後世無二井田

後世井田の法無く、學も亦或は存し、或は廢す。大抵天下國家を治むる所以の者

天下不レ可三一日而無二政教一。故學不レ可二一日而亡一於天下一。古者井二天下之田一。而黨庠遂序國學之法。立二乎其中一。鄉射飮酒。春秋合樂。養レ老勞レ農。尊レ賢使レ能。考レ藝選レ言之政。至レ於二受レ成獻レ馘訊レ囚之事一。無レ不レ出レ於レ學。於レ此養二天下智仁聖義忠和之

慈谿縣學記

天下一日も政教無かるべからず、(一)故に學は一日も天下に亡かるべからず。古は天下の田を井にして、黨庠遂序國學の法、(三)其中に立つ。鄉射飮酒、(四)春秋合樂、老を養ひ(二)農を勞らひ、賢を貴び能を使ひ、藝(五)を考へ言を選ぶの政、成を受け馘を獻じ囚を訊ふの事に至るまで、學に出でざる無し。此に於て天下智(七)仁(六)聖義忠和の士を養ひ、以て一偏一伎一曲の學に至るまで、養はざる所無し。而して又士大夫の材行完潔にして、(八)其施設已に位に嘗試して去れる者を取りて、以て之が師と爲し、(九)釋奠釋菜、以て其學の自る所を忘れざるを敎へ、遷徙逼逐、(一〇)以て其意を勉めて、其惡を除く。則ち士の朝夕見る所聞く所、天下國家を治むる所以の道に非ざる無し。其服習は必ず仁義に於てし、學ぶ所は必ず皆其材を盡す。一日取つて以て公卿大夫百執事の選に備ふれば、則ち其材行皆已に素定す。(一一)而して士の選に備る者、其施設亦皆素より見聞する所のみ、閱習して後に能くする

經一。於二是時一也。乃欲三訓而發二之。臣誠不二自揆一。然知二其難一也。以二訓而發レ之之爲一レ難。則又以知三夫立レ政造レ意。追而復レ之之爲二レ難。然竊觀。聖上致レ法就レ功。取二成於心一。訓二迪在位一。有レ馮有レ翼。亹亹乎鄕二六服承レ德之世一矣。以レ所レ觀レ乎レ今。考レ所レ學レ乎レ古。所レ謂見而知レ之者。臣誠不二自揆一。妄以爲二庶幾一焉。故遂昧冒自竭。而忘二其材之弗一レ及也。謹列二其書一爲二二十有二卷一。凡千餘萬言。上二之御府一。副在二有司一。以待二制詔頒一焉。謹序。

竊に觀るに、聖上法を致し功を就し、成を心に取り、在位を訓迪し(四)、馮有り翼有り(五)、亹亹乎(六)として、六服(七)德を承くるの世に鄕ふ。今に觀る所を以て、古に學ぶ所を考ふるに、所謂見て(八)之を知る者なり。臣誠に自ら揆らず、妄りに以て庶幾しと爲す。故に遂に昧冒自竭(九)して、其材の及ばざるを忘る。謹んで其書を列ねて、二十有二卷と爲す。凡そ千餘萬言。之を御府に上つる。副(一〇)は有司に在りて、以て制詔(一一)の頒を待つ。謹んで序す。

(一) 地を掃ふが如く亡失す　(二) 自己の力を計らず　(三) 政に施し事に作し、舊に回復するの至難なるを知れり　(四) 教へ導く　(五) 詩經大雅卷阿篇の詞、馮依して輔翼すべきなり　(六) 倦まざる貌　(七) 侯服・甸服・男服・采服・衛服及び畿內　(八) 孟子盡心下篇の語　(九) 勸辨も無く差出でて力の限り盡す　(一〇) 副本　(一一) 制詔ありて天下に頒布せられん事

政事。其貴賤有レ位。其後先有レ序。其多寡有レ數。其遲數有レ時。制而用レ之存レ乎レ法。推而行レ之存レ乎レ人。其人足二以任一レ官。其官足二以行一レ法。莫レ盛レ乎二成周之時一。其法可レ施二於後世一。其文有レ見レ於二載籍一。莫レ具レ乎二周官之書一。蓋其因習以崇レ之。賡續以終レ之。至レ於二後世一。無二以復加一。則豈特文武周公之力哉。猶二四時之運。陰陽積而成二寒暑一。非二一日一也。

自二周之衰一。以至レ於レ今。歷歲千數百矣。太平之遺迹。掃蕩幾盡。學者所レ見。無二復全

く、其法後世に施すべく、其文載籍に見はるゝ有るは、周官の書より具るは莫し。蓋し其因習以て之を崇ね、(四)賡續して以て之を終ふ。(五)後世に至つて、以て復加ふる無し。則ち豈特に文武周公の力のみならんや。(六)猶ほ四時の運、陰陽積んで、寒暑を成すがごとし、一日に非ざるなり。

(一) 周官校正の任を宣督す　(二) 遲速に同じ　(三) 周の成王周王　(四) 書籍　(五) 次ぎ續く　(六) 春夏秋冬の運行

周の衰ふるより、以て今に至るまで、歷歲千數百、太平の遺迹、(一)掃蕩幾んど盡き、學者見る所、復全經無し。是の時に於て、乃ち訓して之を發せんと欲す。臣誠に(二)自ら揆らず。然も其難きを知るや、訓して之を發するの難しと爲すを以て、則ち又以て(三)夫の政を立て意を造し、追つて之を復するの難爲るを知りぬ。然れども

死。此所以怒我而怠寇也。老子曰抗兵相加。哀者勝矣。此之謂也。至於開納之後。與之約和。乃不可遽。遽則彼將驕而易我。蓋明示開納。所以怠其衆而紓吾患。徐與之議。所以示之難而堅其約。聖上恐龍圖未喻此指。故令以書具道前降指揮。如西人有文字。詞理恭順。即與收接聞奏。宜即明示界上。使我吏民與彼擧國。皆知朝廷之意。

しむべし。

(一)時に龍圖閣直學士を以て延安に帥たりし人　(二)西夏人　(三)戰爭を厭ふ　(四)彼の來附を拒止するなり　(五)開いて來附を納る　(六)此議を首唱す　(七)老子第六十九章に見ゆ　(八)老子に哀に作る　(九)神宗　(一〇)趙卨時に龍圖閣直學士たり　(一一)旨に同じ　(一二)先に下せし指揮　(一三)西國境界の上

士弊於俗學久矣。聖上閔焉。以經術造之。乃集儒臣。訓釋厥旨。將播之校學。而臣某實董周官。惟道之在

周禮義序

士の俗學に弊するや久し、聖上閔れむ。經術を以て之を造せんと。乃ち儒臣を集めて、厥旨を訓釋し、將に之を校學に播かんとす。而して臣某實に周官を董す。惟れ道の政事に在るや、其貴賤位有り、其後先序有り、其多寡數有り、其遲數時有り。制して之を用ふるは法に存し、推して之を行ふは人に存す。其人以て官に任ずるに足り、其官以て法を行ふに足るは、成周の時より盛んなるは莫

之。殆不レ如レ此。以二我衆大一。當二彼寡小一。我尙疲弊厭レ兵。卽彼偸欲レ得レ和可レ知。我深閉固距。使三彼不レ得二安息一。則彼上下忿懼。幷レ力一レ心。致二死於一レ我。此彼所三以能倔强一也。我明示二開納一。則彼孰敢違レ衆首議欲レ爲二倔强一者。就令有三敢如二此一則彼擧レ國皆將二德レ我而怨一レ彼。孰肯爲レ之致レ

得んと欲するや知るべし。我(四)深く閉ぢ固く距ぎ、彼をして安息を得ざらしめば、則ち彼上下忿懼、力を幷せ心を一にし、死を我に致さん。此れ彼の能く倔强なる所以なり。我明に(五)開納を示さば、則ち彼孰か敢て衆に違ひて(六)首議し、倔强爲るを欲する者ぞ。就令敢て此の如き有るも、則ち彼國を擧げて皆將に我を德として彼を怨まんとす。孰か肯て之が爲に死を致さん。此れ我を怒らして寇を怠らす所以なり。老子曰く、(七)兵を抗げて相加ふれば、(八)愛する者勝つと。此の謂なり。開納の後に至つて、之と和を約するは、乃ち遽にすべからず。遽にすれば則ち彼將に驕つて我を易らんとす。蓋し明に開納を示すは、其衆を怠らせて吾患を紓ぶる所以なり。徐に之と議するは、之に難を示して、其約を堅うする所以なり。(九)聖上(一〇)龍圖の未だ(一一)此指を喩らざるを恐る。故に書を以て具に(一二)前降指揮を道はしむ。如し西人文字有つて、詞理恭順ならば、卽ち與に收接聞奏せよ。宜しく卽ち明かに(一三)界上に示し、我吏民と彼の擧國とをして、皆朝廷の意を知ら

以裁前人之善惡。疑可以貸褒。似可以附毀。往者不能訟當否。生者不得論曲直賞罰誹譽。又不施其間。以彼其私。獨安能無欺於冥昧之間邪。善既不盡傳。而傳者又不可盡信如此。唯能言之君子。有大公至正之道。名實足以信後世者。耳目所遇。一以言裁之則遂以不朽於無窮耳。伏惟閣下。於先人非有一日之雅。餘論所及。無黨私之嫌。苟以發潛德爲己事。務推所聞。告世之能言而足信者。使得論次以傳焉。則先君之不得列於史官。豈有恨哉。

（一）晉董狐齊太史等の事蹟を指す　（二）滿ち溢るゝなり　（三）當代高貴の人物中より出づ　（四）可否を議論す　（五）自己の忿怒愛好の情を滿足せしむ　（六）筆墨　（七）己の好む所は疑はしきも之を譽め、己の惡む所は類似あるも之を毀る　（八）死者　（九）筆者の意に任する意　（一〇）文章を能くする人物　（一一）素なり、平素の親交なり　（一二）好む所に阿親し一人に私黨する嫌を受くる心配無し　（一三）隱れたる德を顯揚す

某啓。議者多言。遽欲開納西人。則示之以弱。彼更倔強。以事情料

（一）趙卨に與ふる書

某啓す、議者多く言ふ、遽に（二）西人を開納せんと欲す、則ち之に示すに弱を以てすれば、彼更に倔強と。事情を以て之を料るに、殆んど此の如くならず。我の衆大を以て、彼の寡小に當り、我尚ほ疲弊して（三）兵を厭はば、即ち彼偸くも和を

佞之史、而近世非ニ尊爵盛位一、雖ニ奇傷烈、道德滿行一、不幸不レ爲ニ朝廷所レ稱、輒不レ得レ見レ於レ史、而執レ筆者、又雜ニ出一時之貴人一、觀ニ其在レ廷論議之時、人人得レ講ニ其然不一、尙或以レ忠爲レ邪、以レ異爲レ同、誅當レ前而不レ懼、訕在レ後而不レ羞、苟以饜ニ其忿好之心一而止耳、而況陰挾ニ翰墨一、

を得るも、尙ほ或は忠を以て邪と爲し、異を以て同と爲し、誅、前に當るも懼れず、訕、後に在るも羞ぢず。苟も以て其忿好(五)の心を饜して止むのみ。況んや陰に翰墨(六)を挾みて、以て前人の善惡を裁し、疑(七)も以て褒を貸すべく、似も以て毀に附すべく、往者(八)は當否を訟ふる能はず、生者は曲直を論ずるを得ず、賞罰謗譽、又其間に施さず。彼其私を以てす、獨り安んぞ能く冥昧の間に欺く無からんや。善既(九)に盡く傳はらず、傳はる者又盡く信ずべからざること此の如し。唯能言(一〇)の君子、大公至正の道有り、名實以て後世に信ぜらるゝに足る者、耳目の遇ふ所、一に言を以て之を載すれば、則ち遂に以て無窮に朽ちざらんのみ。伏して惟ふに閣下、先人に於て一日の雅(一一)有るに非ず、餘論の及ぶ所、黨私(一二)の嫌無し。苟も潛德(一三)を發するを以て己が事と爲し、務めて聞く所を推して、世の能く言つて信ずるに足る者に告げ、論次して以て傳ふるを得しめば、則ち先君の史官に列するを得ざるも、豈恨有らんや。

之㆒。所㆔以夙夜愁痛。疚㆑心疾㆑首而不㆓敢息㆒者。以㆑此也。先人之存。某尙少。不㆑得㆑備㆓聞爲㆑政之迹㆒。然嘗侍㆓左右㆒。尙能記㆓誦敎誨之餘㆒。蓋先君所㆑存、嘗欲㆕大潤㆔澤於㆓天下㆒。一物枯槁。以爲㆓身羞㆒。大者旣不㆑得㆑試。已試乃其小者耳。小者又將㆓泯沒而無㆑傳。則不肖之孤。罪大釁厚矣。尙何以自立㆓於天地之間㆒耶。閤下勤勤惻惻。以㆑不㆑傳爲㆑念。非㆓夫仁人君子。樂㆑道㆓人之善。安能以及㆑此。

ら天地の間に立たんや。閤下勤勤惻惻、(一〇)傳はらざるを以て念と爲す。夫の仁人君子、人の善を道ふを樂しむものに非ずんば、安んぞ能く以て此に及ばん。

㊀ 張殿丞　㊁ 荊公の父王益　㊂ 荊公自ら言ふなり　㊃ 心を痛め頭を苦しむ　㊄ 委細に見聞す　㊅ 心に思ふ所　㊆ 恩澤を被らずして枯れはつるなり　㊇ 沈み滅ぶ　㊈ 缺點多きなり　(一〇) 骨折り痛む貌

自㆓三代之時㆒。國各有㆑史。而當時之史。多世㆓其家㆒。往往以㆑身死㆑職。不㆑負㆓其意㆒。蓋其所㆑傳。皆可㆓考據㆒。後旣無㆓諸

三代の時より、國各々史有りて、當時の史は、多く其家を世々にす。往往(一)身を以て職に死するも、其意に負かず。蓋し其傳ふる所、皆考據すべし。後既に諸侯の史無し、而も近世は尊爵盛位に非ずんば、雄奇儁烈、道德滿行(二)と雖も、不幸にして朝廷の稱する所と爲らずんば、輙ち史に見はるゝを得ず。而して筆を執る者又一時の貴人に雜出(三)す。其廷に在つて論議するの時を觀るに、人人其然不(四)を講ずる

某啓。伏蒙二再賜一書。示二及先君韶州之政一。爲二吏民一稱誦。至レ今不レ絶。傷三今之士大夫不二盡知一。又恐二史官不レ能三記載以次二前世良吏之後一。此皆不肖之孤。言行不レ足レ信二於天下一。不レ能下推二揚先人之功緒餘烈一。使中人人得レ聞二知

韶州の張殿臣に答ふる書（一）

某啓す、伏して再び書を賜ふを蒙むるに、（二）先君韶州の政を示及すらく、吏民の爲に稱誦せられて、今に至るまで絶えずと。今の士大夫の盡く知らざるを傷み、又史官の記載して、以て前世良吏の後に次ぐ能はざるを恐る。此れ皆（三）不肖の孤、言行天下に信ぜらるゝに足らず、先人の功緒餘烈を推揚して、人人をして之を聞知するを得しむる能はず。夙夜愁痛、（四）心を疚ましめ首を疾ましめて、敢て息まざる所以の者は、此を以てなり。先人の存する、某尙ほ少し。政を爲すの迹を（五）備聞するを得ず。然るに嘗て左右に侍し、尙ほ能く敎誨の餘を記誦す。蓋し先君の（六）存する所、嘗て大いに天下に潤澤せんと欲し、一物の（七）枯槁も、以て身の羞と爲す。大なる者既に試を得ず、已に試するは乃ち其小なる者のみ。小なる者又將に（八）泯沒して傳ふる無からんとす。則ち不肖の孤、罪大いに（九）釁厚し、尙ほ何を以て自

疵。民之病。有レ滋而無レ損焉。烏所レ謂言之效邪。復有下爲二執事一解者上曰。蓋造辟而言レ之矣。如レ不レ用何。是又不レ然。臣之事レ君。三諫不レ從則去レ之。禮也。執事對策時。常用レ是著レ於レ篇。今言レ之而不レ從。亦當レ不レ翅三一矣。雖二惓惓之義。未レ能二自去一。孟子不レ云乎。有二言責一者。不レ得二其言一則去。盍三亦辭二其言責一邪。執事不レ能二自免一於レ疑也必矣。雖二堅强之辯一。不レ能レ爲二執事解一也。廼如二桀之愚一。則願下執事不レ矜二寵利一。不レ憚二誅責一。一爲二天下一昌言。以寤二主上一。起二民之病一。治二國之疵一。蹇蹇一心。如中對策時上。則人之疑。不レ解自判矣。惟執事念レ之。如其不レ然。願賜二教答一。不宣。

みならざるべし。惓惓の義(四)、未だ自ら去る能はずと雖も、孟子云はずや、言責(五)有る者、其言を得ざれば則ち去ると。盍ぞ亦其言責を辭せざるや。執事自ら疑ひに免るゝ能はざるや必せり。(六)堅强の辯と雖も、執事の解を爲す能はざるなり。廼ち桀の愚の如きは、則ち執事の寵利(七)に矜らず、誅責を憚らず、一たび天下の爲に昌言(八)して、以て主上を寤し、民の病を起し、國の疵を治し、蹇蹇一心(九)、對策の時の如くならんことを願ふ。則ち人の疑は、解かずして自ら判せん。惟執事之を念へ。如し其れ然らずんば、願はくは教答(一〇)を賜へ。不宣。

(一) 曾文魏鄭公傳文に出づ、君前にては正言し退朝しては賓を語らざる意なり (二) 穀梁傳に出づ (三) 禮記曲禮篇に見ゆ (四) 懇切忘るゝ能はざる貌 (五) 孟子滕文王上に見ゆ (六) 牽强に同じ (七) 君主の寵嘉に高ぶらず (八) 盛德の言なり、善言を滅ぶるをいふ (九) 忠貞の貌 (一〇) 回答

塗上耳。當二此時一。窺二執事意一。豈若下今所レ謂舉二方正一者。獵二取名位一而已上哉。蓋曰レ行二其志一云爾。今聯二諫官一。朝夕耳二目天子行事一。即一切是非。無三不レ可レ言者一。欲レ行二其志一。宜レ莫レ若二此時一。國之疵。民之病。亦多矣。執事亦抵レ職之日久矣。向之所レ謂疵者。今或痤然若レ不レ可レ治矣。向之所レ謂病者。今或痼然若レ不レ可レ起矣。曾未レ聞下執事建二一言一繇中主上上也。何向者指斥之切。而今之疏也。豈向之利レ於レ言。而今之言不レ利耶。豈不レ免レ若下今之所レ謂舉二方正一者。獵二取名位一而已上耶。人之疑二執事一者以レ此。

爲二執事一解者。或造辟而言。詭辭而出。疏賤之人。奚遽知二其微一哉。是不レ然矣。傳所レ謂二造辟而言一者。迺其言則不レ可二得而聞一也。其言之效。則天下斯見レ之矣。今國之

執事の爲に解する者は、或は造辟(一)して言ひ、詭辭して出す、疏賤の人、奚ぞ遽に其微を知らんやと。是れ然らず、傳に所謂造辟(二)して言ふ者は、迺ち其言は則ち得て聞くべからざるも、其言の效は、則ち天下斯に之を見る、今國の疵、民の病、滋す有つて損する無し。烏ぞ所謂言の效あるものならんや。復執事の爲に解する者有り、曰く、蓋し造辟して之を言ふも、用ひざるを如何せんと。是れ又然らず。臣の君に事ふる、(三)三たび諫めて從はずんば則ち之を去るは、禮なり。執事對策の時、常に是を用つて篇に著せり。今之を言つて從はれざる、亦當に翅に三の

執事介然立レ朝無レ所二跛倚一。甚盛甚盛。顧猶有下疑二執事一者上。雖レ某亦然。某之學也。執事誨レ之。進也。執事獎レ之。執事知レ某。不レ爲レ淺矣、有レ疑焉不二以聞一。何以償二執事之知一哉。初執事坐二殿廡下一。對二方正策一。指二斥天下利害一。奮不二諱忌一。且曰。願陛下行レ之。無レ使下天下謂二制科一爲中進取一

くは陛下之を行ひ、天下をして制科を謂つて進取の一塗と爲さしむる無かれと。此時に方つて、執事の意を窺ふに、豈今の所謂方正に擧げらるゝ者の、(七)名位を獵取するのみなるが若くならんや。蓋し其志を行ふと曰ふのみ。今諫官に聯り、朝夕天子の行事を耳目す。卽ち一切の是非、言ふべからざる者無し、其志を行はんと欲せば、宜しく此時に若くは莫かるべし。國の疵、民の病、亦多し。執事亦職に抵るの日久し。向の所謂疵なる者、今或は(八)瘥然として治すべからざるが若く、向の所謂病なる者、今或は(九)痼然として(一〇)起すべからざるが若し。卽ち未だ執事の一言を建てて主上を寤すを聞かざるなり。何ぞ向には指斥の切にして、而も今の疏なるや。豈向の言に利にして、今の言は利ならざるか。豈今の所謂方正に擧げらるゝ者は、名位を獵取するのみなるが若きを免れざるか。人の執事を疑ふ者は此を以てす。

(一) 田況當時正言の官に在り (二) 郵便 (三) 喉首 (四) 消息に同じ、音信 (五) 紳士 (六) 獨立偏跛せざる貌
(七) 名譽と官位と (八) 腫れ上る貌 (九) 病久しくして治せざる貌 (一〇) 治癒の方なきが如し

之讀二其書一者上也。今之讀者。挾レ莊以譏二吾儒一曰。莊子之道大哉。非三儒之所二能及一知也。不レ知レ求二其意一。而以二異レ於レ儒者一爲レ貴。悲夫。

正言執事。某五月還レ家。八月抵レ官。毎欲下介二西北之郵一。布二一言一道中區區之懷上。輒以レ事廢。揚東南之吭也。舟輿至レ自レ汴者。日十百數。因得レ問二汴事與一執事息耗一甚詳。其間薦紳道二

田正言に上る第一書（一）

正言執事、某五月家に還り、八月官に抵る。毎に西北の郵を介して、一言を布き、區區の懷を道はんと欲して、輒ち事を以て廢せり。揚（二）は東南の吭（三）なり、舟輿汴より至る者、日に十百數なり。因つて汴の事と執事の息耗（四）とを問ふを得ること甚だ詳なり。其間薦紳（五）あり、執事の介然（六）朝に立ちて、跛倚する所無きを道ふ。甚盛甚盛。願ふに猶ほ執事を疑ふ者有り、某と雖も亦然り。某の學ぶや、執事之を誨へ、進むや、執事之を奬む。執事の某を知ること、淺しと爲さず。疑ふこと有るに以て聞せずば、何を以て執事の知を償はんや。初め執事殿廡の下に坐し、方正の策に對し、天下の利害を指斥して、奮つて諱忌せず。且つ曰く、願は

下惠之和。皆有レ矯レ於二天下一者也。莊子用二其心一。亦二聖人之徒矣。然而莊子之言。不レ得レ不レ爲二邪說比一者。蓋其矯レ之過矣。夫矯レ枉者。欲二其直一也。矯レ之過。則歸レ於レ枉矣。莊子亦曰。墨子之心則是也。墨子之行則非也。推二莊子之心一。以求二其行一。則獨何異レ於二墨子一哉。後之讀二莊子一者。善二其爲レ書之心一。非二其爲レ書之說一。則可レ謂二善讀一矣。此亦莊子之所レ願レ於下後世

二聖人の徒のみ。然り而して莊子の言は、邪說の比(二)と爲らざるを得ざる者は、蓋し其之を矯むるや過ぐればなり。夫れ枉を矯むる者(三)は、其直を欲すればなり。之を矯むること過ぐれば、則ち枉に歸す。莊子亦曰く、墨子(四)の心は則ち是なり、墨子の行は則ち非なりと。莊子の心を推して、以て其行を求めば、則ち獨り何ぞ墨子に異ならんや。後の莊子を讀む者、其書を爲るの心を善とし、其書を爲るの說を非とせば、則ち善く讀むと謂ふべし。是れ亦莊子の後世の其書を讀む者に願ふ所ならん。今の讀む者、莊を挾んで(五)以て吾儒を謾して曰く、莊子の道大なるかな、儒の能く知るに及ぶ所に非ざるなりと。其意を求むることを知らずして、儒に異る者を以て貴と爲す、悲しいかな。

(一) 孟子萬章下篇に見ゆ　(二) 邪說僻論の比類　(三) 曲を正して直とせんとする者　(四) 墨翟　(五) 莊子の書を楯として吾が儒道を輕侮す

是非。齊二彼我一。一二利害。則以レ足レ乎レ心爲レ得。此其所三以矯二天下之弊一者也。既以二其說一矯レ弊矣。又懼下來世之遂實二吾說一而不上レ見二天地之純。古人之大體一也。於レ是又傷二其心一於二卒篇一以自解。故其篇曰。詩以道レ志。書以道レ事。禮以道レ行。樂以道レ和。易以道二陰陽一。春秋以道二名分一。由レ此而觀レ之。莊子豈不レ知二聖人一者哉。又曰。譬如二耳目鼻口一。皆有レ所レ明。不レ能二相通一。猶二百家衆技。皆有レ所レ長。時有レ所レ用。用レ是以明二聖人之道一。其全在レ彼而不レ在レ此。而亦自列二其書於二宋鈃愼到墨翟老聃之徒一。俱爲二不レ該不レ徧一曲之士一。蓋欲レ明三吾之言有レ爲而作。非二大道之全一云爾。然則莊子豈非下有レ意二於天下之弊一而存中聖人之道上乎。

を明すは、其全彼に在つて(一一)此に在らず、(一二)而して亦自ら其書を宋鈃愼到墨翟老聃の(一三)徒に列して、俱に該ねず徧ねからざる一曲の士と爲す。蓋し吾の言は爲にする有りて作る、大道の全(一四)に非ざるを明さんと欲すと云ふのみ。然らば則ち莊子豈天下の弊に意有つて聖人の道を存するに非ざらんや。

(一)德經 (二)僞り欺く (三)身の貴く物の賤しき道理 (四)漸次に浸み込みて利慾の途に陷る (五)思ひ過ごし (六)自己の滿足を以て得たりと爲す (七)後世 (八)天地の大道と古人の大體とを觀破せざるを懼る (九)莊子天下篇 (一〇)同書同篇に出づ (一一)六經を指す (一二)百家衆技 (一三)孟子に宋經とあるに同じ (一四)該ねず徧からざる一方に偏する士

伯夷之清。柳

伯夷の清、柳下惠の和、皆天下を矯むる有りし者なり。莊子の其心を用ふる、亦

質朴並散。雖二世之學士大夫一。未レ有下知二貴レ己賤レ物之道一者上也。於レ是棄三絶乎二禮義之緒一。奪二攘乎利害之際一。趨レ利而不三以爲二辱殞レ身而不二以爲一レ怨。漸漬陷溺。以至レ乎レ不レ可レ救已。莊子病レ之。思下其說以矯二天下之弊一。而歸中之於上レ正也。其心過慮。以爲仁義禮樂。皆不レ足二以正一レ之。故同二

り。是に於て禮義の緒を棄絶し、利害の際に奪攘し、利に趨つて以て辱と爲さず、身を殞して以て怨と爲さず。(四)漸漬陷溺して、以て救ふべからざるに至る。莊子之を病ふ、其說以て天下の弊を矯めて、之を正に歸せんと思ふなり。其心過(五)慮、以爲らく仁義禮樂、皆以て之を正すに足らずと。故に是非を同じうし、彼我を齊しうし、利害を一にす。則ち(六)心に足るを以て得ると爲す。此れ其天下の弊を矯むる所以の者なり。既に其說を以て弊を矯むるや、又(七)來世の遂に吾說を實として、(八)天地の純と、古人の大體とを見ざるを懼る。是に於て又其心を傷ましめ、(九)卒篇に於て以て自ら解す。故に其篇に曰く、詩は以て志を道ひ、書は以て事を道ひ、禮は以て行を道ひ、樂は以て和を道ひ、易は以て陰陽を道ひ、春秋は以て名分を道ふと。此に由つて之を觀れば、莊子豈聖人を知らざる者ならんや。又曰く、譬へば(一〇)耳目鼻口の、皆明す所有りて、相通ずる能はざるが如く、猶ほ百家衆技の、皆長ずる所有りて、時に用ふる所有るがごとしと。是を用つて以て聖人の道

之道一者曰。莊子之德。不下以二萬物一干中其慮上。而能信二其道一者也。彼非レ不レ知二仁義一也。以爲仁義小而不レ足レ行已。彼非レ不レ知二禮樂一也。以爲禮樂薄而不レ足レ化二天下一。故老子曰。道失後德。德失後仁。仁失後義。義失後禮。是知二莊子非レ不レ違レ於二仁義禮樂之意一也。彼以爲仁義禮樂者。道之末也。故薄レ之云爾。夫儒者之言善也。然未三嘗求二莊子之意一也。好二莊子之言一者。固知レ讀二莊子之書一也。然亦未三嘗求二莊子之意一也。

れて後に仁あり、仁失はれて後に義あり、義失はれて後に禮ありと。是れ莊子が仁義禮樂の意に違せざるに非ざるを知る。彼以爲らく、仁義禮樂は道の末なりと。故に之を薄しと云ふのみと。夫れ儒者の言や善し、然も未だ嘗て莊子の意を求めざるなり。莊子の言を好む者は、固より莊子の書を讀むを知るも、然も亦未だ嘗て莊子の意を求めざるなり。

㊀ 孔孟の道を學ぶ者　㊁ 邪說を信にする不正の說　㊂ 天下萬物の爲に其念慮を擾亂せられずして能く其道を信にす　㊃ 老子第三十八章に出づ

昔先王之澤。至二莊子之時一竭矣。天下之俗。譎詐大作。

昔は先王の澤、莊子の時に至つて竭く。天下の俗、(二)譎詐大いに作り、質朴並び散ず。世の學士大夫と雖も、未だ(三)己を貴び物を賤しむの道を知る者は有らざるな

禮一。則天下蓋將レ有下慢二其父一而疾二其母一者上矣。此亦可レ謂レ失二其性一也。得レ性者以爲レ僞。則失二其性一者。乃可二以爲一レ眞乎。此荀卿之所三以爲二不レ思也。夫狙猿之形。非レ不レ若レ人也。欲下繩レ之以二尊卑一。而節レ之以中揖讓上。則彼有下趨レ於二深山大麓一而走上耳。雖二提レ之以レ威。而馴レ之以一レ化。其可レ服耶。以謂二天性無レ是而可二以化レ之使一レ僞耶。則狙猿亦可レ使レ爲レ禮矣。故曰。禮始レ於レ天。而成レ於レ人。天則無レ是。而人欲レ爲レ之者。舉二天下之物一。吾蓋未二之見一也。

莊周論上

世之論二莊子一者不レ一。而學レ儒者曰。莊子之書。務詆二孔子一。以信二其邪說一。要焚二其書一。廢二其徒一而後可。其曲直固不レ足レ論也。學レ儒者之言如レ此。而好二莊子

世の莊子を論ずる者一ならず、而して儒(一)を學ぶ者は曰く、莊子の書、務めて孔子を詆り、以て其邪說(二)を信にす。要するに其書を焚き、其徒を廢して後に可ならん。其曲直は固より論ずるに足らざるなりと。儒を學ぶ者の言は此の如し。而して莊子の道を好む者は曰く、莊子の德は、萬物(三)を以て其慮を干さずして、能く其道を信にする者なり。彼仁義を知らざるに非ざるなり。以爲らく仁義は小にして、行ふに足らずと。彼禮樂を知らざるに非ざるなり、以爲らく禮樂は薄うして、天下を化するに足らずと。故に老子曰く、(四)道失はれて後に德あり、德失は

而一聽レ於レ人。而後馬適レ於レ駕焉。由レ是觀レ之。是亡レ不下劫二之於レ外而服レ之以レ力者上也。然聖人捨レ木而不レ爲レ器。捨レ馬而不レ爲レ駕者。固亦因二其天資之材一也。今人生而有二嚴レ父愛レ母之心一。聖人因二其性之欲一而爲二之制一焉。故其制雖レ有二以強一レ人。而乃以順二其性之欲一也。聖人苟不レ爲二之

と雖も、而も乃ち以て其性の欲に順ふなり。聖人苟も之が禮を爲さざれば、則ち天下蓋し將に其父を慢りて其母を疾む者有らんとす、此れ亦其性を失ふと謂ふべし。性を得る者以て僞と爲さば、則ち其性を失ふ者(九)、乃ち以て眞と爲すべけんや。此れ荀卿の思はずと爲す所以なり。夫れ狙猿(一〇)の形は、人に若かざるに非ず、之を縄すに尊卑を以てし、而も之を節するに揖讓(一一)を以てせんと欲せば、則ち彼深山大麓に趨つて走る有らんのみ。之を畏すに威を以てし、之を馴らすに化(一二)を以てすと雖も、其れ服すべけんや。以て天性是れ無くして以て之を化して僞らしむべしと謂はば、則ち狙猿も亦禮を爲さしむべし。故に曰く、禮は天に始つて、而して人に成ると。(一三)天は則ち是れ無きに、人之を僞さんと欲する者は、天下の物を擧げて、吾蓋し未だ之を見ざるなり。

(一) 馬を馴らし従はしむ　(二) 束ね連ね膠し漆す　(三) くつわと手綱　(四) むち　(五) 速く驅け徐に歩む　(六) 木以外の物にては器を作らず　(七) 重んじ憚かる　(八) 禮を制するなり　(九) 父母を重愛せざる者　(一〇) 猿　(一一) 禮儀作法　(一二) 教化　(一三) 天性之れ無きに人僞もて之を強ふとも天下何物か成るを得ん

起ㇾ僞。則是不ㇾ知ㇾ天之過也。然彼亦有ㇾ見而云爾。凡爲ㇾ禮者。必詘二其放傲之心一。逆二其嗜慾之性一。莫ㇾ不ㇾ欲ㇾ逸。而爲二尊者一勞。莫ㇾ不ㇾ欲ㇾ得。而爲二長者一讓。擎跪曲拳以見二其恭一。夫民之於ㇾ此。豈皆有二樂ㇾ之之心一哉。患二上之惡ㇾ己。而隨ㇾ之以ㇾ刑也。故荀卿以爲特劫二之法度之威一。而爲二之於ㇾ外爾。此亦不ㇾ思之過也。

夫斲ㇾ木而爲二之器一。服ㇾ馬而爲二之駕一。此非二生而能者一也。故必削ㇾ之以二斧斤一。直ㇾ之以二繩墨一。圓ㇾ之以二規一。而方ㇾ之以二矩一。束二聯膠漆之一。而後器適ㇾ於ㇾ用焉。前ㇾ之以二銜勒之制一。後ㇾ之以二鞭策之威一。馳驟舒疾。無ㇾ得二自放一。

夫れ木を斲つて之が器を爲し、馬を服して之が駕を爲す。此れ生れながらにして能くする者に非ざるなり。故に(一)必ず之を削るに斧斤を以てし、之を直にするに繩墨を以てし、之を圓にするに規を以てし、之を方にするに矩を以てし、之を束(二)聯膠漆して、後に器用に適せん。之を前にするに銜勒(三)の制を以てし、之を後にするに鞭策(四)の威を以てし、馳驟舒疾(五)、自放を得る無くして、一に人に聽き、而る後に馬駕に適せん。是に由つて之を觀れば、之を外に劫して、之を服するに力を以てせざる者莫きなり。然るに聖人(六)、木を捨てては器を爲さず、馬を捨てては駕を爲さざる者は、固より亦其天資の材に因るなり。今人生れて父を嚴(七)かり母を愛するの心有り、聖人其性の欲に因つて、之が制を爲す。故に其制(八)以て人に強ふる有り

性而起レ僞。吾是以知二其不一レ知レ禮也。知レ禮者。貴レ乎レ知二禮之意一。而荀卿盛稱二其法度節奏之美一。至レ於レ言レ化。則以爲レ僞也。亦烏知二禮之意一哉。故禮始レ於レ天而成レ於レ人。知レ天而不レ知レ人則野。知レ人而不レ知レ天則僞。聖人惡二其野一而疾二其僞一。以レ是禮興焉。今荀卿以謂二聖人之化レ性而

卿は盛に其法度(二)節奏の美を稱し、化(三)を言ふに至つては、則ち以て僞と爲す。亦烏んぞ禮の意を知らんや。故に禮は天に始つて、人に成る。天を知つて人を知らざれば則ち野(四)、人を知つて天を知らざれば則ち僞。聖人其野を惡んで其僞を疾む。是を以て禮興る。今荀卿以て聖人の性を化して僞を起すと謂ふは、則ち是れ天を知らざるの過なり。然して彼亦見る有つて云ふのみ。凡そ禮を僞す者は、必ず其放傲(五)の心を詘け、其嗜欲の性に逆ふ。逸(六)を欲せざる莫くして、尊者の爲に勞し、得を欲せざる莫くして、長者の爲に讓り、擎跪曲拳(七)して、以て其恭を見はす。夫れ民の此に於ける、豈皆之を樂しむの心有らんや。上の己を惡んで、之に隨ふに刑を以てするを患ふるなり。故に荀卿以爲らく、特に之を法度の威(八)に劫して、之を外に爲すのみと。亦思はざるの過なり。

(一) 荀子性惡篇の語、聖人禮を制して人情の惡を化し僞飾人爲を起すとなり　(二) 禮の法度ありて節奏あるを稱す　(三) 禮の教化を言ふ　(四) 文飾なき野鄙　(五) 放任驕傲の心　(六) 逸遊　(七) 手を擧げ足跪きし體を曲めて拜伏す　(八) 法度の嚴威を以て劫迫す

亦不足矣。使周公知爲政。則宜立學校之法於天下矣。不知立學校。而徒能勞身以待天下之士。則不唯力有所不足。而勢亦有所不得也。或曰。仰祿之士猶可驕。正身之士不可驕也。夫君子之不驕。雖闇室不敢自慢。豈爲其人之仰祿而可以驕乎。嗚呼。所爲君子者。貴其能不易乎世也。荀卿生於亂世。而遂以亂世之事量聖人。後世之士。尊荀卿以爲大儒而繼孟子者。吾不信矣。

慢にせず、豈其人の祿を仰ぐが爲に、以て驕るべけんや。嗚呼、君子爲る所の者は、其能く世を易へざるを貴ぶ。荀卿亂世に生れて、遂に亂世の事を以て聖人を量る。後世の士、荀卿を尊んで、以て大儒にして孟子に繼ぐ者と爲せども、吾は信ぜざるなり。

(一) 鄭の子產己の乘物を以て人を溱洧の川に渡す、孟子の批評はその離婁の下篇に出づ (二) 川の名 (三) 幾日を費すも功無からん (四) 前後の事情も亦爲すを得ざらん (五) 荀子に出づ (六) 他に人なき闇室にても怠慢せず (七) 識見確乎として世俗の風習に移易せられざるを貴ぶ

禮論

嗚呼。荀卿之不知禮也。其言曰。聖人化

嗚呼、荀卿の禮を知らざるや。其言に曰く、聖人性を化して僞を起すと。吾是を以て其禮を知らざるを知る。禮を知る者は、禮の意を知るを貴ぶ。而るに荀

周公一乎。且聖世之士。各有二其業一。講レ道習レ藝。患二日之不一レ足。豈暇レ遊二公卿之門一哉。彼遊二公卿之門一。求二公卿之禮一者。皆戰國之奸民。而毛遂侯嬴之徒也。荀卿生二於亂世一。不レ能下考二論先王之法一。著中之天下上。而惑二於亂世之俗一。遂以爲二聖世之事一。亦若レ是而已。亦已過也。且周公之所レ禮者。大賢與。則周公豈惟執レ贄見レ之而已。固當下薦二之天子一而共中天位上也。如其不賢不レ足三與共二天位一。則周公如何其與レ之爲レ禮也。

子産聽二鄭國之政一。以二其乘輿一。濟二人於溱洧一。孟子曰。惠而不レ知レ爲レ政。蓋君子之爲レ政。立三善法於二天下一。則天下治。立三善法於二一國一。則一國治。如其不レ能レ立レ法。而欲二人悅レ之。則日

(一)子産鄭國の政を聽き、其乘輿を以て、人を溱洧に濟す。孟子曰く、惠にして政を爲すを知らずと。蓋し君子の政を爲すや、善法(二)を天下に立つれば、則ち天下治まり、善法を一國に立つれば、則ち一國治まる。如し其れ法を立つる能はずして、人に之を悅ばすを欲せば、則ち日(三)も亦足らじ。周公をして政を爲すを知らしめば、則ち宜しく學校の法を天下に立つべし。學校を立つることを知らずして、徒に能く身を勞して、以て天下の士を待たば、則ち唯力の足らざる所有るのみならずして、勢(四)も亦得ざる所有らん。或(五)は曰く、祿を仰ぐの士は、猶ほ驕るべし、身を正しうするの士は、驕るべからずと。夫れ君子の驕らざる、(六)闇室と雖も敢て自ら

下一也。初若ㇾ無ㇾ爲ㇾ於二天下一。而天下卒以無ㇾ所ㇾ不ㇾ治者。其法誠修也。故三代之制。立二庠於レ黨。立二序於遂。立二學於レ國。而盡二其道一。以爲二養ㇾ賢教ㇾ士之法一。是士之賢雖ㇾ未ㇾ及ㇾ用。而固無下不ㇾ見二尊養一者上矣。此則周公待ㇾ士之道也。誠若二荀卿之言一。則春申孟嘗之行。亂世之事也。豈足ㇾ爲二

各〻其業有り、道を講じ藝を習ひ、日も之れ足らざるを患ふ。豈公卿の門に遊ぶに暇あらんや。彼の公卿の門に遊びて、公卿の禮を求むる者は、皆戰國の奸民(一〇)にして、毛遂(一一)・侯嬴の徒のみ。荀卿亂世に生れ、先王の法を考論して、之を天下に著す能はずして、亂世の俗に惑ひ、遂に以て聖世の事、亦是の若しと爲すのみ。亦已に過てり。且つ周公の禮する所の者は、大賢ならば、則ち周公豈惟贄を執りて之を見るのみならんや、固より當に之を天子に薦めて、天位を共にすべく、如し其れ不賢にして、與に天位を共にするに足らずんば、則ち周公如何ぞ其れ之が與に禮を爲さんや。

(一) 荀子堯問篇に出でたる語　(二) 敬すべき人に接する時執る所の玉帛禽鳥の類　(三) 先方より捧げし贄を還して酬禮する謂なり　(四) 禮貌を以て接待す　(五) 周公の用事了るを待つ者　(六) 所謂無爲の化なり　(七) 庠序學は皆學の名、黨は五百家、州は二千五百家、國は天子及び諸侯の國都なり、學記には遂を州に作る　(八) 用ひらるゝ以前　(九) 春申君黃歇・孟嘗君田文共に戰國の人なり、いづれも客を養ふこと數千人　(一〇) 出入して眷顧を求むる餘暇無し　(一一) 並に戰國の名士、遂は趙平原君、嬴は魏信陵君の客たり

甚哉荀卿之好レ妄也。載二周公之言一曰。吾所二執レ贄而見一者十人。還レ贄而相見者三十人。貌執者百有餘人。欲レ言而請レ畢レ事。千有餘人。是誠周公之所レ爲。則何周公之小也。夫聖人爲二政於天

卷之三十

周公論

甚しいかな、荀卿の妄を好むや。(二)周公の言を載せて曰く、吾の贄を執つて見る所の者十人、(三)贄を還して相見る者三十人、(四)貌執する者百有餘人、言はんと欲して事を畢ふるを請ふもの(五)千有餘人と。是れ誠に周公の爲す所ならば、則ち何ぞ周公の小なるや。夫れ聖人の政を天下に爲すや、(六)初より天下に爲す無きが若し。而も天下卒に以て治まらざる所無き者は、其法誠に修まればなり。故に三代の制、庠を黨に立て、序を遂に立て、學を國に立てて、其道を盡し、以て賢を養ひ士を(七)敎ふるの法と爲す。是れ士の賢未だ用ふるに(八)及ばずと雖も、而も固より尊養せられざる者無し。此れ則ち周公士を待つの道なり。誠に荀卿の言の若くば、則ち(九)春申・孟嘗の行のみ。亂世の事なり、豈周公と爲すに足らんや。且つ聖世の士、

樂好惡欲一也。舜之聖也。象喜亦喜、使二舜當レ喜而不レ喜。豈足二以爲一レ舜乎。文王之聖也。王赫斯怒。當レ怒而不レ怒。則豈足三以爲二文王一乎。舉二此二者一而明レ之。則其餘可レ知矣。如二其廢レ情。則性雖レ善。何以自明哉。誠如二今論者之說一。無レ情者善。則是若二木石一者尙矣。是以知三性情之相須。猶二弓矢之相待而用一。若夫善惡。則猶二中與一レ不レ中也。曰。然則性有レ惡乎。曰。孟子曰。養二其大體一爲二大人一。養二其小體一爲二小人一。楊子曰。人之性善惡混。是知三性可二以爲一レ惡也。

是れ木石の若き者尙からん。是を以て性情の相須つこと、猶ほ弓矢の相待つて用ひらるゝがごときを知る。若し夫れ善惡は、則ち猶ほ中ると中らざるとのごときなり。曰く、然らば則ち性に惡有るか。曰く、孟子曰く、其大體を養へば大人と爲り、其小體を養へば小人と爲ると。楊子曰く、人の性善惡混ずと。是れ性の以て惡と爲すべきを知ると。

(一)閒邊　(二)舜の異母弟　(三)詩經大雅皇矣篇の語　(四)性の善なることを發表す　(五)貴　(六)孟子告子篇に出づ、孟子は大體を心とし小體を口腹耳目の慾とす、性惡の說にはあらず

七者一而入於レ惡。而不レ知二七者之出一於レ性耳。故此七者。人生而有レ之。接レ於レ物而後動焉。動而當レ於レ理。則聖也。賢也。不レ當レ於レ理。則小人也。彼徒有レ見レ於下情之發レ於レ外者。爲二外物之所一レ累。而遂入於レ惡也。因曰二情惡也。害レ性者情一也。是曾不レ察レ於下情之發レ於レ外。而爲二外物之所一レ感。而遂入レ於レ善者上乎。

謂君子養二性之善一。故情亦善。小人養二性之惡一。故情亦惡。故君子之所三以爲二君子一。莫レ非レ情也。小人之所三以爲二小人一。莫レ非レ情也。彼論之失者。以下其求三性於二君子一。求中情於小人上耳。是其所レ謂情者。莫レ非二喜怒哀

蓋し君子は性の善を養ふ、故に情も亦善なり。小人は性の惡を養ふ、故に情も亦惡なり。故に君子の君子爲る所以は、情に非ざる莫きなり、小人の小人爲る所以も、情に非ざる莫きなり。彼論の(一)失する者は、其性を君子に求めて情を小人に求むるを以てのみ。是れ其所謂情なる者は、喜怒哀樂好惡欲に非ざるは莫きなり。舜の聖なる、(二)象喜べば亦喜べり。舜をして當に喜ぶべきに喜ばざらしめば、豈以て舜と爲すに足らんや。文王の聖なる、(三)王赫として斯に怒る。當に怒るべくして怒らずば、則ち豈以て文王と爲すに足らんや。此二者を擧げて之を明にせば、則ち其餘は知るべし。其情を廢するが如きは、則ち性善なりと雖も、何を以て(四)自ら明にせんや。誠に今の論者の說の如きは、情無き者は善なれば、則ち

識二性情之名一。而不レ知二性情之實一也。喜怒哀樂好惡欲。未レ發レ於レ外而存レ於レ心。性也。喜怒哀樂好惡欲。發レ於レ外而見レ於レ行。情也。性者情之本。情者性之用。故吾曰。性情一也。彼曰二性善一。無レ他。是嘗讀二孟子之書一。而未三嘗求二孟子之意一耳。彼曰二性惡一。無レ他。是有レ見レ於下天下之以二此

心に存するは性なり。喜怒哀樂好惡欲、外に發して、行に見はるゝは情なり。性なる者は情の本、情なる者は性の用(四)なり。故に吾曰く、性情は一なりと。(五)彼性善と曰ふ、他無し、是れ嘗て孟子の書を讀んで、未だ嘗て孟子の意を求めざるのみ。(六)彼性惡と曰ふ、他無し、是れ天下の此七者を以て(七)惡に入るを見ること有つて、而して七者の性に出づるを知らざるのみ。故に此七つの者は、人生れながら之を有し、物に接して後に動く。動いて理に當るは、則ち聖なり賢なり、理に當らざるは、則ち小人なり。彼徒に情の外に發する者、外物の累はす所と爲りて、遂に惡に入るを見ること有るや。因つて情は惡なり、性を害する者は情なりと曰ふ。是れ嘗て情の外に發して、外物の感ずる所と爲り、遂に(八)善に入る者を察せざるか。

(一) 韓文參照　(二) 唐の李翺　(三) 所謂七情なり、物に觸れて性の發動する所なり　(四) はたらき　(五) 李翺を指す　(六) 性の字は情の字の誤ならん　(七) 流れて惡に入る意　(八) 流れて善に入るなり

人則曰。是向之從レ事云爾。今從レ事與二向之從一レ事弗レ類。非二其性一也。飾表以疑レ世也。夫豈知言哉。天播二五行於萬類一。人固備而有レ之。有而不レ思則失。思而不レ行則廢。一日咎二前之非一。沛然思而行レ之。是失而復得。廢而復舉也。顧曰レ非二其性一。是率二天下一而戕レ性也。且如下人有レ財見レ篡於レ盜。已而得上レ之。曰下非二夫人之財一。向篡於レ盜矣。可歟。不可也。財之在レ己。固不レ若三性之爲二己有一也。財失復得。曰レ非二其財一。且不可。性失復得。曰レ非二其性一。可乎。

と曰はば、可なるか、不可なり。財の己に在るや、固より性の己の有爲るに若かざるなり。財失うて復得るすら、其財に非ずと曰ふは、且つ不可なり。性失うて復得るに、其性に非ずと曰ふ、可ならんや。

(一)突梯を陵とし相經過するを歷とす、漢書天文志には陵歷蝕鬭とあり歷は相擊つなり　(二)山岳崩壞し河川枯れ盡る　(三)天は覆ひ地は載す　(四)抉り立つ　(五)書太甲篇に出づ、庸は常道なり　(六)論語に出づ　(七)法言學行篇に君子は善に遷るを貴ぶと見ゆ　(八)事件に從事せし狀態　(九)表面を飾る　(一〇)木火土金水の德を萬民に布く　(一一)盛んなる貌　(一二)所有主無き金なり、前の人は既に奪ひ去られたりと謂ふなり

(三)性情

性情一也。世有二論者一曰。性善情惡。是徒

性情は一なり、世に論者有り曰く、性は善、情は惡と。是れ徒に性情の名を識つて、而も性情の實を知らざるなり。(二)喜怒哀樂好惡欲、未だ外に發せずして、

天有過乎。有之。陵歴闕蝕是也。地有過乎。有之。崩弛竭塞是也。天地擧有過。卒不累覆且載者何。善復常也。人介乎天地之間。則固不能無過。卒不害聖且賢者何。亦善復常也。故太甲思庸。孔子曰勿憚改過。揚雄貴遷善。皆是術也。予之朋有過而能悔。悔而能改。

天過有るか、之れ有り、陵歴闕蝕是なり。地過有るか、之れ有り、崩弛竭塞是なり。天地擧過有るも、卒に(二)覆且つ載を累せざる者は何ぞや、善く常に(一)復ればなり。人天地の間に介す、(四)則ち固より(三)過無き能はず。卒に聖且つ賢を害せざる者は何ぞ、亦善く常に復ればなり。故に太甲(五)は庸を思ひ、孔子は(六)過を改むるに憚る勿れと曰ひ、揚雄は(七)善に遷るを貴べり。皆是れ術なり。予の朋に、過つて能く悔い、悔いて能く改むるもの有り。人則ち曰く、是れ向の事(八)に從ふを云ふのみ、今の事に從ふと向の事に從ふと類せず、其性に非ざるなり、飾表(九)して以て世を疑はするなりと。夫れ豈知言ならんや。天五行(一〇)を萬靈に播ず、人固より備へて之を有す。有して思はざれば則ち失ひ、思うて行はざれば則ち廢す。一日前の非を咎め、沛然(一一)思うて之を行はば、是れ失うて復得、廢して復擧ぐるなり。顧つて其性に非ずと曰ふは、是れ天下を率ゐて性を戕ふなり。且つ人の財有りて盜に簒はるゝに、已にして之を得るが如し。(一二)夫の人の財に非ず、向に盜に簒はれぬ

縱₂心所₁レ欲也。今陛下以₂鼎盛之春秋₁。而享₂天下之大奉₁。所₃以惑₂移耳目₁者。爲レ不レ少矣。則臣之所₂豫慮₁。而陛下之所₂深戒₁。宜レ在レ於レ此。天之生₂聖人之材₁甚吝。而人之値₂聖人之時₁甚難。天既以₂聖人之材₁付₂陛下₁。則人亦將レ望₃聖人之澤於₂此時₁。伏惟陛下自愛以成レ德。而自强以赴レ功。使下後世不レ失₂聖人之名₁。而天下皆蒙中陛下之澤上則豈非₂可レ願之事₁哉。臣愚不レ勝₂惓惓₁。唯陛下恕₂其狂妄₁。而幸賜₂省察₁。

深く戒むる所、宜しく此に在るべし。天の聖人の材を生ずる甚だ吝(四)に、人の聖人の時に値ふ甚だ難し。天既に聖人の材を以て陛下に付す、則ち人亦將に聖人(五)の澤を此時に望まんとす。伏して惟ふに陛下自愛して以て德を成し、自ら強め(六)て以て功に赴き、後世をして聖人の名を失はずして、天下皆陛下の澤を蒙らしめば、則ち豈願ふべきの事に非ずや。臣愚惓惓(七)に勝へず、唯陛下其狂妄を恕して、幸に省察を賜へ。

㊀論語爲政篇に七十にして心の欲する所に從つて矩を踰えず云々とあり　㊁方に血氣盛なる年齡　㊂天子としての奉養　㊃鮮少なる義　㊄聖人を以て陛下に望む　㊅自彊不息なり　㊆心より深く願ひのぞむ情

原過

然後能精ㇾ於ㇾ用ㇾ志。能精ㇾ於ㇾ用ㇾ志。然後能明ㇾ於ㇾ見ㇾ理。能明ㇾ於ㇾ見ㇾ理。然後能知ㇾ人。能知ㇾ人。然後佞人可二得而遠一。忠臣良士。與二有道之君子一。類二進於時一。有二以自竭一。則法度之行。風俗之成。甚易也。若夫人主雖ㇾ有二過ㇾ人之材一。而不ㇾ能二早自戒ㇾ於二耳目之欲一。至ㇾ於三過差以亂二其心之所ㇾ思。則用ㇾ志不ㇾ精。用ㇾ志不ㇾ精。則見ㇾ理不ㇾ明。見ㇾ理不ㇾ明。則邪說詖行。必窺ㇾ間乘ㇾ殆而作。則其至ㇾ於二危亂一也。豈難哉。

理を見ること明ならず。理を見ること明ならざれば、則ち邪說詖行(九)必ず間を窺ひ殆に乘じて作らん。(一〇)則ち其危亂に至らんこと、豈難からんや。

(一)帝の喪に居ること　(二)書經說命篇に既に喪を終へ其れ惟言はず羣臣咸な王を諫むとあり　(三)時に翰林學士たり　(四)論語衞靈公篇に見ゆ、鄭聲は淫風の詩　(五)書經仲虺篇に出づ　(六)自己に有するが如くす　(七)類を以て聯り進む　(八)おごり也　(九)偏頗の行爲　(一〇)危に同じ

伏惟陛下即位以來。未ㇾ有二聲色玩好之過聞一ㇾ於ㇾ外。然孔子聖人之盛。尚自以爲三七十而後敢

伏して惟ふに陛下即位以來、未だ聲色玩好の過の外に聞ゆる有らず。然れども孔子聖人の盛なるだに、尚ほ自ら以て七十にして後に敢て(一)心の欲する所を縱にすと爲せり。今陛下(二)鼎に盛なるの春秋を以て、(三)天下の大奉を享く。耳目を惑移する所以の者、少からずと爲さん。則ち臣の豫め慮る所にして、陛下の

臣某昧死再拜。上疏皇帝陛下。臣竊以爲陛下既終亮陰。考之於經。則羣臣進戒之時。而臣待罪近司。職當先事有言者也。竊聞孔子論爲邦。先放鄭聲。而後曰遠佞人。仲虺稱湯之德。先不邇聲色。不殖貨利。而後曰用人惟己。蓋以謂不淫耳目於聲色玩好之物。

臣某昧死再拜、疏を皇帝陛下に上る。臣竊に以爲らく、陛下既に亮陰(一)を終ふ。之を經に考ふるに、則ち羣臣(三)戒を進むるの時にして、臣は罪を近司(二)に待つ。職當に事に先つて言有るべき者なり。竊に聞く、孔子の邦を爲むるを論ずるや、先づ鄭聲(四)を放つて、而る後に佞人を遠くと曰ひ、仲虺の湯の德を稱するや、先づ聲色(五)を邇づけず、貨利を殖せずして、而る後に人を用ふる惟己(六)にすと曰ふ。蓋し以謂らく、耳目を聲色玩好の物に淫せず、然る後に能く志を用ふるに精しく、能く志を用ふるに精しくして、然る後に能く理を見るに明かに、能く理を見るに明かにして、然る後に能く人を知り、能く人を知りて、然る後に佞人得て遠ざくべし。忠臣良士と、有道の君子と、時に類進(七)して、以て自ら竭すこと有れば、則ち法度の行はれ、風俗の成る、甚だ易きなり。若し夫れ人主人に過ぐるの材有りと雖も、而も早く自ら耳目の欲を戒むる能はず、過差(八)以て其心の思ふ所を亂すに至れば、則ち志を用ふる精ならず。志を用ふる精ならざれば、則ち

進戒疏

歸報陛下。不自知其駑下。無以稱職。而敢及國家之大體者。以臣承陛下任使。而當歸報。竊謂在位之人才不足。而無所稱朝廷任使之意。而朝廷所以任使天下之士者。或非其理。而士不得盡其才。此亦臣使事之所及。而陛下之所宜先聞者也。釋此不言。而毛擧利害之一二。以汙陛下之聰明。而終無補於世。則非臣所以事陛下惓惓之義也。伏惟陛下詳思而擇其中。天下幸甚。

無きを知らず。而も敢て國家の大體に及ぶ者は、臣陛下の任使を承けて、當に歸報すべきを以て、竊に謂ふに在位の人才足らずして、朝廷任使の意に稱ふ所無くして、朝廷の天下の士を任使する所以の者も、或は其理に非ずして、士其才を盡すを得ず。此れ亦臣が使事の及ぶ所にして、陛下の宜しく先づ聞くべき所の者なり。此を釋いて言はず、而も利害の一二を毛擧して(二)、以て陛下の聰明を汙し(三)、而も終に世に補無くんば、則ち臣が陛下に事ふる惓惓なる(四)所以の義に非ざるなり。伏して惟ふ、陛下詳思して其中を擇ば(五)、天下幸甚ならん。

(一) 愚鈍　(二) 細瑣の事を列擧す　(三) 耳目を汚す　(四) 懇切の貌　(五) 中道

漢之政、不レ足三以爲二天下一。能以二先王之事一開二太宗一者、魏文貞公一人爾。其所二施設一。雖レ未レ能レ盡當二先王之意一。抑其大略可レ謂レ合矣。故能以二數年之間一。而天下幾致二刑措一。中國安寧。蠻夷順服。自二三王一以來、未レ有二如レ此盛時一也。唐太宗之初。天下之俗。猶二今之世一也。魏文貞公之言。固當時所レ謂迂闊而熟爛者也。然其效如レ此。賈誼曰。今或言二德教之不レ如二法令一。胡不下引二商周秦漢一以觀上レ之。然則唐太宗之事。亦足二以觀一矣。

る能はずと雖も、抑〻其大略は合ふと謂ふべし。故に能く數年の間を以てして、天下幾ど刑措(三)を致し、中國安寧、蠻夷順服、三王より以來、未だ此の如き盛時は有らざりき。唐の太宗の初めは、天下の俗、猶ほ今の世のごときのみ。魏文貞公の言は、固より當時の所謂迂闊にして熟爛なる者なりき。然るに其效は此の如し。賈誼(四)曰く、今或は德教は法令に如かずと言はば、胡ぞ商周秦漢を引いて以て之を觀ざると。然らば則ち唐太宗の事、亦以て觀るに足らん。

(一) 魏徵 (二) 太宗卽位の初敎化に就いて問ふ、徵曰く帝道を行へば帝たり、道を行へば王たり、行ふ所如何を顧るのみ云々と (三) 刑措いて用ひざるなり (四) 前漢の名臣

臣幸以二職事一

臣幸に職事を以て歸つて陛下に報ずるに、自ら其轂下にして、以て職に稱ふ

欲下悉二心力耳目一。以補中助朝廷上者有矣。彼其意非二一切利害一。則以爲當世所二能行一者。士大夫既以レ此希レ世。而朝廷所レ取レ於二天下之士一。亦不レ過レ如レ此。至レ於下人倫大法。禮義之際。先王之所二力學而守一者上。蓋不レ及也。一有レ及レ此。則羣聚而笑レ之。以爲二迂闊一。今朝廷悉二心於二一切之利害一。有司法二令於二刀筆之間一。非二一日一也。然其效可レ觀矣。則夫所レ謂迂闊而熟爛者。惟陛下亦可三以少留レ神而察二之矣。

ば、則ち羣聚して之を笑ひ、以て迂闊と爲す。今朝廷心を一切の利害に悉し、有司（六）刀筆の間に法令する、一日に非ざるなり。然れども其效觀るべきは、則ち夫の所謂迂闊にして熟爛なる者も、惟陛下亦以て少しく（七）神を留めて之を察すべきなり。

㈠ 廻り遠し ㈡ 隙闊 ㈢ 刀を以て物を裁取するにたゞ整齊を取るのみ、其長短縦横を顧みざるを一切と謂ふとぞ ㈣ 爲當の間に「非」の一字を脱せるにやとの説あり、即ち「者に非ずと」と也 ㈤ 其意及ばず ㈥ 簿書なり、古は紙なし物を書するに簡牘を用ふ、故に刀筆並び用ふ ㈦ 心を留め意を注ぐ

昔唐太宗貞觀之初。人人異論。如二封德彝之徒一。皆以爲レ非レ雜二用秦

昔唐の太宗貞觀の初、人人異論す。封德彝の徒の如きは、皆以爲らく、秦漢の政を雜用するに非ざれば、以て天下を爲むるに足らずと。能く先王の事を以て、太宗を開きし者は、（一）魏文貞公一人のみ。其施設（二）する所、未だ盡く先王の意に當

天下之勢。居二先王之位。創二立法制。非レ有二征誅之難一也。雖レ有二僥倖之人。不レ悅而非レ之。固不レ勝二天下順悅之人衆一也。然而一有二流俗僥倖不レ悅之言。則遂止而不二敢爲一者惑也。陛下誠有レ意レ乎成二天下之才。則臣又願レ斷レ之而已。

夫慮レ之以レ謀。計レ之以レ數。爲レ之以レ漸。而又勉レ之以レ成。斷レ之以レ果。然而猶不レ能レ成二天下之才。則以二臣所レ聞。蓋未レ有也。然臣之所レ稱。流俗之所レ不レ講。而今之議者。以謂二迂闊而熟爛一者也。竊觀二近世士大夫。所レ

夫れ之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てし、而して又之を勉むるに成を以てし、之を斷ずるに果を以てして、然り而して猶ほ天下の才を成す能はざるは、則ち臣の聞く所を以てしては、蓋し未だ有らざるなり。然れども臣の稱する所は、流俗の講ぜざる所にして、今の議者の、以て迂闊にして熟爛(二)せりと謂ふ者なり。竊に近世の士大夫を觀るに、心力耳目を悉して、以て朝廷を補助せんと欲する所の者は有り。彼れ其意、一切(三)の利害に非ざれば、則ち以爲らく、當世(四)の能く行ふ所の者と。士大夫既に此を以て世に希ふ、而して朝廷の天下の士に取る所も、亦此の如きに過ぎず。大倫大法、禮義の際、先王の力學して守りし所の者に至つては、蓋し及ばざる(五)なり。一も此に及ぶ有れ

及レ至二孔子一。以二匹夫一遊二諸侯一。所レ至則使二其君臣捐レ所レ習。逆レ所レ順。強レ所レ劣。憧憧如也。卒困二於排逐一。然孔子亦終不三爲レ之變一。以爲不レ如レ是不レ可二以有一レ爲。此其所レ守。蓋與二文王一同レ意。夫在レ上之聖人。莫レ如二文王一。在レ下之聖人。莫レ如二孔子一。而欲レ有レ所二施爲變革一。則其事蓋如レ此矣。今有二

孔子に至るに及んで、匹夫を以て諸侯に遊び、至る所則ち其君臣をして習ふ所を捐て(一)、順ふ所に逆らひ、劣なる所を強ひしめて、憧憧如たり(二)。卒に排逐に困しみ(三)し。然れども孔子も亦終に之が爲に變ぜず、以爲らく是の如くならざれば、以て爲す有るべからずと。此れ其守る所、蓋し文王と意を同じうす。夫れ上に在るの聖人は、文王に如くは莫く、下に在るの聖人は、孔子に如くは莫し。而も施爲變革する所有らんと欲すれば、則ち其事蓋し此の如し。今天下の勢を有ちて、先王の位に居り、法制を刱立する(四)に、征誅の難有るに非ず、僥倖の人、悅ばずして之を非とする有りと雖も、固より天下順悅の人衆きに勝へざるなり(五)。然り而して一も流俗僥倖悅ばざるの言有れば、則ち遂に止めて敢て爲さざる者は惑へり。陛下誠に天下の才を成すに意有らば、則ち臣又之を斷ぜんことを願はんのみ。

(一) 舊來の習慣を棄て順ひ守りし所に背きし拙劣なりし缺點を強ひて修養せしむ　(二) 忙迫の貌　(三) 志を得ずして到る處に排斥を受けたるを指す　(四) 創始　(五) 順從悅服の人の方遙に多かるべし

政。雖足以利天下。而當其承弊壞之後。僥倖之時。其剏法立制。未嘗不艱難也。以其剏法立制。而天下僥倖之人。亦順悅以趨之。無有離叛。則先王之法。至今存而不廢矣。惟其剏法立制之艱難。而僥倖之人。不肯順悅而趨之。故古之人。欲有所爲。未嘗不先之以征誅。而後得其意。詩曰。是伐是肆。是絕是忽。四方以無拂。此言文王先征誅。而後得意於天下也。夫先王欲立法度。以變衰壞之俗。而成人之才。雖有征誅之難。猶忍而爲之。以爲不若是。不可以有爲也。

法を剏め制を立つるの艱難にして、而して僥倖の人、肯て順悅して之に趨かず。故に古の人、爲す所有らんと欲せば、未だ嘗て之に先んずるに(七)征誅を以てして、而して後に其意を得ずんばあらず。詩に曰く、(八)是れ伐ち是れ肆ち、是れ絕ち是れ(九)忽す、四方以て拂る無しと。此れ文王の征誅を先にして、後に意を天下に得たるを言ふなり。夫れ先王法度を立てて、以て衰壞の俗を變じて、人の才を成さんと欲す。征誅の難有りと雖も、猶ほ忍んで之を爲す。以爲らく、是の若くならざれば、以て爲す有るべからずと。

(一)他日　(二)一種流俗的僥倖を企望する人　(三)風俗弊壞の後　(四)人々皆僥倖をのみ企望する時　(五)順從者悅　(六)喰ひ違ふ　(七)征伐誅戮　(八)詩經大雅皇矣篇の詞　(九)滅に同じ

爲。患人之不能。何謂不患人之不能而患己之不勉。先王之法。所以待人者盡美。自非下愚不可移之才。未有不能赴者也。然而不謀之以至誠惻怛之心。力行而先之。未有能以至誠惻怛之心。力行而應之者也。故曰。不患人之不能。而患己之不勉。陛下誠有意乎成天下之才。則臣願陛下勉之而已。

べからずとあり　(五)詐に赴く　(六)至誠にして他を憐み傷む

臣又觀朝廷異時。欲有所施爲變革。其始計利害。未嘗不熟也。顧有一流俗僥倖之人。不悅而非之。則遂止而不敢爲。法度立。則人無獨蒙其幸者。故先王之

臣又朝廷異時、施爲變革する所有らんを欲するを觀るに、其始の利害を計るや、未だ嘗て熟せずんばあらざるなり。顧ふに一流俗僥倖の人有り、悅ばずして之を非とすれば、則ち遂に止めて敢て爲さず。法度立てば、則ち人獨り其幸を蒙る者無し。故に先王の政、以て天下を利するに足ると雖も、而も其弊壞の後、僥倖の時を承くるに當りては、其法を刱め制を立つるや、未だ嘗て艱難ならずんばあらざるなり。其法を刱め制を立つるを以て、天下僥倖の人、亦順悅して以て之に趨き、齟齬有ること無し。則ち先王の法、今に至るまで存して廢せず。惟其

而患二己之不一レ勉。何謂下不レ患二人之不一レ爲。而患中人之不上レ能。人之情所レ願レ得者。善行美名。尊爵厚利也。而先王能操レ之以臨二天下之士一。天下之士有二能遵レ之以治者一。則悉以二其所レ願レ得者一以與レ之。士不レ能則已矣。苟能則孰肯舍二其所一レ願レ得。而不二自勉一以爲一レ才。故曰。不レ患二人之不一レ

爵厚利なり。而して先王能く之を操つて、以て天下の士に臨み、天下の士、能く之に遵うて以て治むる者有れば、則ち悉く其得るを願ふ所の者を以て、以て之に與ふ。士能はざれば則ち已む。苟も能くすれば、則ち孰か肯て其得るを願ふ所を舍てて、自ら勉めて以て才を爲さざらん。故に曰く、人の爲さざるを患へず、人の能はざるを患ふと。何をか人の能はざるを患へずして、己の勉めざるを患ふと謂ふか。先王の法、人を待つ(三)所以の者は美を盡す。(四)下愚移すべからざるの才に非ざるよりは、未だ赴く能はざる者は有らざるなり。然り而して之を謀るに(六)至誠惻怛の心を以てし、(五)力行して之に先んぜざれば、未だ能く至誠惻怛の心を以て、力行して之に應ずる者は有らざるなり。故に曰く、人の能はざるを患へずして、己の勉めざるを患ふと。陛下誠に天下の才を成すに意有らば、則ち臣陛下の之を勉めんことを願ふのみ。

(一) 高貴の位と十分の利益と　(二) 自ら治む　(三) 人を待遇するに善美を盡す　(四) 論語に惟上智と下愚とは移す

以二兵革一。而使下數百千里之強國。一旦肯損二其地之十八九一。比中於先王之諸侯上。至下其後觀中漢武帝用二主父偃之策一。令上諸侯王地悉得二推恩封二其子弟一。而漢親臨。定二其號名一。輒別屬レ漢。於レ是諸侯王之子弟。各有二分土一。而勢強地大者。卒以分析弱小上。然後知下慮レ之以レ謀。計レ之以レ數。爲レ之以レ漸。則大者因可レ使レ小。強者因可レ使レ弱。而不レ至レ乎二傾駭變亂敗傷之釁一。孟子之言不レ爲レ過。又況今欲三改易更革二其勢非レ若二孟子所レ爲之難一也。臣故曰。慮レ之以レ謀。計レ之以レ數。爲レ之以レ漸。則其爲甚易也。

傷の釁に至らざるを知りぬ。孟子の言過てりと爲さず、又況んや今改易更革せんと欲するは、其勢孟子の爲す所の難きが若きに非ざるをや。臣故に曰く、之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てすれば、則ち其爲甚だ易きなりと。(九)

㈠ 孟子梁惠王篇滕文公篇など參照すべし ㈡ 名は滑稽 ㈢ 脅迫 ㈣ 使者を遣はす ㈤ 直轄也 ㈥ 分地分家 ㈦ 分割せられて弱小となる ㈧ 世を驚かし變亂を生じ、禍害の爲に損傷を生ずる等の隙間 ㈨ 所爲

然先王之爲二天下一。不レ患二人之不一レ爲。而患二人之不一レ能。不レ患二人之不一レ能。

然るに先王の天下を爲むるや、人の爲さざるを患へずして、人の能はざるを患へ、人の能はざるを患へずして、己の勉めざるを患ふ。何をか人の爲さざるを患へずして、人の能はざるを患ふと謂ふか。人の情、得るを願ふ所の者は、善行美名、尊(二)

易也。臣始讀孟子。見孟子言王政之易行。心則以爲誠然。及見與愼子論齊魯之地。以爲先王之制國。大抵不過百里者。以爲今有王者起。則凡諸侯之地。或千里。或五百里。皆將損之。至於數十百里而後止。於是疑孟子雖賢其仁智足以一天下。亦安能毋劫之

行ひ易きを言ふを見て、心則ち以爲らく誠に然りと。愼子(二)と齊・魯の地を論ずるを見るに及んで、以爲らく先王の國を制する、大抵百里に過ぎざる者は、以爲らく今王者の起る有れば、則ち凡そ諸侯の地、或は千里、或は五百里、皆將に之を損して、數十百里に至つて後に止まんとすと。是に於て疑ふらく、孟子賢にして其仁智以て天下を一にするに足ると雖も、亦安んぞ能く之を劫(三)すに兵革を以てする毋くして、數百千里の强國をして、一旦肯て其地の十の八九を損して、先王の諸侯に比せしめんやと。其後漢の武帝が主父偃の策を用ひて、諸侯王の地をして、悉く恩を推して其子弟を封ずるを得しめて、漢、親しく臨(四)んで其號名を定め、輙(五)ち別に漢に屬せしめ、是に於て諸侯王の子弟、各〻(六)分土有りて、勢强く地大なる者も、卒に以て分析(七)弱小なるを觀るに至つて、然して後に之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てすれば、則ち大なる者因つて小ならしむべく、强なる者因つて弱ならしむべくして、傾駭變亂敗(八)

其將必亂矣。而其後果海內大擾。中國列於夷狄者。二百餘年。伏惟三廟祖宗神靈。所以付屬陛下。固將爲萬世血食。而大庇元元於無窮也。臣願陛下鑒漢唐五代之所以亂亡。懲晉武苟且因循之禍。明詔大臣。思所以陶成天下之才。慮之以謀。計之以數。爲之以漸。期爲合於當世之變。而無負於先王之意。則天下之人才。不勝用矣。人才不勝用。則陛下何求而不得。何欲而不成哉。

み、晉武が苟且因循の禍に懲り、明に大臣に詔して、天下の才を陶成する所(七)以を思ひ、之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てし、當世の變に合ふを爲して、先王の意に負く無きを期せば、則ち天下の人才用ふるに勝へざらん。人才用ふるに勝へずんば、則ち陛下(八)何を求めてか得ざらん、何を欲してか成らざらんや。

㈠迹なり　㈡苟且にして他に容れられんことをのみ計る　㈢亂るゝ貌　㈣太祖・太宗・眞宗　㈤神とし祀らるゝを謂ふ　㈥保護　㈦陶冶成育　㈧すべて意の如くなるべし

夫慮之以謀。計之以數。爲之以漸。則成天下之才甚

夫れ之を慮るに謀を以てし、之を計るに數を以てし、之を爲すに漸を以てすれば、則ち天下の才を成すこと甚だ易からん。臣始め孟子を讀み、孟子が王政の(一)

所レ至將吏無二敢與レ之抗者一。漢唐之所二以亡一。禍自レ此始。唐既亡矣。陵夷以至二五代一。而武夫用レ事。賢者伏匿消沮而不レ見。在位無下復有中知二君臣之義。上下之禮一者上也。當二是之時一。變二置社稷一。蓋甚レ於二奕棋之易一。而元元肝腦塗レ地。幸而不レ轉二死於二溝壑一者。無レ幾耳。夫人才不レ足。其患蓋如レ此。而方今公卿大夫。莫下肯爲二陛下一長慮後顧。爲中宗廟萬世計上。臣竊惑レ之。

(一) 國家を治むるの任　(二) 國境を守るの任　(三) 天與の幸福は常に續くものと思惟するなり　(四) 靈帝の時亂を作しし所謂黃巾の賊なり　(五) 僖の時衆を聚めて攻掠し自ら大齊皇帝と號す　(六) 漸次に凋頽するを云ふ　(七) 隱れ去りて勢力消え盡く　(八) 國家を滅亡する謂なり　(九) 山野の間に窮死するを謂ふ　(一〇) 長く後世を考慮す

昔晉武帝趣過二目前一。而不レ爲二子孫長遠之謀一。當時在位。亦皆偸合苟容。而風俗蕩然。棄二禮義一。捐二法制一。上下同失。莫二以爲一レ非。有識固知三

昔は晉の武帝、趣に目前を過すのみにして、子孫長遠の謀を爲さず。當時の在位、亦皆偸合苟容して、風俗蕩然、禮義を棄て、法制を捐て、上下同失、以て非と爲すもの莫し。有識固より其將に必ず亂れんとするを知れり。而して其後果して海内大いに擾れ、中國夷狄に列せし者、二百餘年なりき。伏して惟ふに三廟祖宗の神靈、陛下に付屬せし所以は、固より將に萬世の爲に血食して、大いに元元を無窮に庇せんとするならん。臣願はくは陛下、漢唐五代の亂亡せし所以を鑒

曰。國雖レ靡レ止。或聖或否。民雖レ靡レ膴。或哲或謀。或肅或艾。如二彼泉流一。無三淪胥以敗一。此之謂也。

夫在位之人才不レ足矣。而閭巷草野之間。亦少二可レ用之才一。則豈特行二先王之政一。而不レ得也。社稷之託。封疆之守。陛下其能久以二天幸一爲レ常。而無二一旦之憂一乎。蓋漢之張角。三十六萬。同日而起。所在郡國。莫三能發二其謀一。唐之黄巣。横二行天下一。而

夫れ在位の人才足らずして、閭巷草野の間、亦用ふべきの才少ければ、則ち豈特に先王の政を行うて、而して得ざるのみならんや。(一)社稷の託、(二)封疆の守、陛下其れ能く久しく(三)天幸を以て常と爲して、一旦の憂無からんや。蓋し漢の(四)張角、三十六萬、同日にして起り、所在郡國、能く其謀を發する無く、唐の(五)黄巣、天下に横行して、而して至る所の將吏、敢て之と抗する者無し。漢唐の亡ぶる所以、禍此より始る。唐既に亡ぶるや、(六)陵夷して以て五代に至るまで、武夫事を用ひ、賢者(七)伏匿消沮して見れず、在位復君臣の義、上下の禮を知る者有ること無し。是の時に當つて、(八)社稷を變置する、蓋し奕棋の易より甚だし。而して元元は肝腦地に塗れ、幸にして(九)溝壑に轉死せざる者は、幾も無きのみ。夫れ人才の足らざる、其患蓋し此の如し。而るに方今の公卿大夫、肯て陛下の爲に(一〇)長慮後顧して、宗廟萬世の計を爲すもの莫きは、臣竊に之に惑ふ。

不ニ以任レ事而輙進ヒ之。雖レ進レ之。士猶不レ服也。明知ニ其無能而不肖。苟非三有レ罪爲ニ任レ事者所ヒ効。不下敢以ニ其不ヒ勝レ任而輙退ヒ之。雖レ退レ之。士猶不レ服也。彼誠不肖無能。然而士不レ服者何也。以下所レ謂賢能者任ニ其事。與ニ不肖而無能者。亦無中以異上故也。臣前以謂下不レ能三任レ人以ニ職事。而無中不レ任レ事之刑以待レ之者。蓋謂レ之也。夫敎レ之養レ之。取レ之任レ之。有三一非ニ其道。則足ニ以敗ニ天下之人才。又況兼ニ此四者。而有レ之。則在位不才苟簡貪鄙之人。至レ於レ不レ可レ勝レ數。而草野閭巷之間。亦少ニ可レ任之才。固不レ足レ怪。詩

肖にして無能なる者と、亦以て異る無きを以ての故なり。臣前に以て人に任ずるに職事を以てする能はず、而も事に任へざるの刑、以て之を待つ無しと謂へる者(三)は、蓋し之を謂ふなり。夫れ之を敎へ之を養ひ、之を取り之を任ずるに、一も其(四)道に非ざる有れば、則ち以て天下の人才を敗るに足る。又況んや此四者を兼ねて、之れ有るをや。則ち在位の不才苟簡貪鄙(五)の人、數ふるに勝ふべからざるに至りて、而して草野閭巷の間、亦任ずべきの才少き、固より怪しむに足らず。詩に曰く、(六)國止る靡しと雖も、或は聖或は否、民膴(七)する靡しと雖も、或は哲或は謀、或は肅(八)或は艾、彼の泉流の如く、淪胥(九)して以て敗るゝ無しと。此の謂なり。

(一) 資格順序　(二) 彈劾　(三) 職事を任ぜず又事に堪へざるの刑罰も無し　(四) 一個條　(五) 物を等閑にし而も强慾鄙吝　(六) 詩經小雅小旻篇の語　(七) 多なり大なり　(八) 嚴肅と條理正しきと　(九) 相與に沈淪す

輒遷レ之矣。取レ之既已不レ詳。使レ之既已不レ當。處レ之既已不レ久。至レ於レ任レ之。則又不レ專。而又一一以レ法束二縛之一。不レ得レ行二其意一。臣故知。當今在レ位。多非二其人一。稍假二借之權一。而不三一一以レ法束二縛之一。則放恣而無レ不レ爲。雖レ然在レ位非二其人一。而恃レ法以爲レ治。自レ古及レ今。未レ有二能治者一也。卽使三在位皆得二其人一矣。而一一以レ法束二縛之一。不レ使二之得一レ行二其意一。亦自レ古及レ今。未レ有二能治者一也。

夫取レ之既已不レ詳。使レ之既已不レ當。處レ之既已不レ久。任レ之又不レ專。而又一一以レ法束二縛之一。故雖二賢者在レ位。能者在レ職。與二不肖而無能者一。殆無二以異一。夫如レ此。故朝廷明知三其賢能足二以任一レ事。苟非二其資序一。則

夫れ之を取るや既に已に詳ならず、之を使ふこと既に已に當らず、之を處くこと既に已に久しからず、之に任ずる又專ならずして、而して又一一法を以て之を束縛す。故に賢者位に在り、能者職に在りと雖も、不肖にして無能なる者と、殆んど以て異なる無し。夫れ此の如し、故に朝廷明に其賢能の以て事に任ずるに足るを知るも、苟も其資序に非れば、則ち以て事に任じて輒く之を進ましめず、之を進むと雖も、士猶ほ服せざるなり。明に其無能にして不肖なるを知るも、苟も罪有りて事に任ずる者の劾する所と爲るに非ずんば、敢て其任に勝へざるを以て輒ち之を退けず。之を退くと雖も、士猶ほ服せざるなり。彼れ誠に不肖無能にして、然り而して士の服せざる者は何ぞや。所謂賢能なる者其事に任じ、不

其數。賢者則其功不レ可二以及一レ於レ成。不肖者則其罪不レ可二以至一レ於レ著。若夫迎レ新將レ故之勢。條絕簿書之弊。固其害之小者。不レ足二悉數一也。設レ官大抵皆當レ久レ於二其任一。而至レ於二所レ部者遠。所レ任者重一。則尤宜レ久レ於二其官一。而後可二以責二其有一レ爲。而方今尤不レ得レ久レ於二其官一。往往數日

り。官を設くる大抵皆當に其任を久しうすべし。而も部(三)する所の者遠く、任ずる所の者重きに至れば、則ち尤も宜しく其官を久しうすべく、而る後に以て其爲す有るを責むべし。方今尤も其官に久しきを得ず、往往數日に輙ち之を遷す。之を取ること既に已に詳ならず、之を使ふこと既に已に當らず、之を處くこと既に已に久しからず。之に任ずるに至つて、則ち又專ならず、而して又一一法を以て之を束縛して、其意を行ふを得ざらしむ。臣故に知る、當今の位に在るもの、多く其人に非ず、稍之に權を假借して、一一法を以て之を束縛せざれば則ち放恣にして爲さざる無し。然りと雖も、位に在るもの其人に非ず、而も法を恃んで以て治を爲す。古より今に及ぶまで、未だ能く治まる者は有らざるなり。即ち在位をして皆其人を得しめて、一一法を以て之を束縛し、之をして其意を行ふを得しめずば、亦古より今に及ぶまで、未だ能く治まる者は有らざるなり。

(一) [illegible]　(二) 新故更代の時帳簿を棄て、罪跡を晦ます　(三) 部署

而使之治禮。是則一人之身。而責之以百官之所能備。宜其人才之難為也。夫責人以其所難為。則人之能為者少矣。人之能為者少。則相率而不為。故使之典禮。未嘗以不知禮為憂。以今之典禮者。未嘗學禮故也。使之典獄。未嘗以不知獄為恥。以今之典獄者。未嘗學獄故也。天下之人。亦已漸漬於失教。被服於成俗。見朝廷有所任使。非其資序。則相議而訕之。至於任使之不當其才。未嘗有非之者也

と為さず。今の獄を典る者は、未だ嘗て獄を學ばざるを以ての故なり。天下の人、亦已に失教に漸漬し、成俗に被服し、朝廷の任使する所有るを見るに、其資序に非ざれば、則ち相議して之を訕る。任使の其才に當らざるに至つては、未だ嘗て之を非とする者は有らざるなり。

㈠ 才能の適否堪不堪　㈡ 養教を失へる事に漸く馴れ浸る　㈢ 已に行はるゝ惡風に成育感化せらる

且在位者數徙。則不得久於其官。故上不能狃習而知其事。下不肯服馴而安

且つ位に在る者數ゝ徙れば、則ち其官に久しきを得ず、故に上は狃習して其事を知る能はず、下は肯て服馴して其教に安んぜず。賢者は則ち其功以て成るに及ぶべからず、不肖者は則ち其罪以て著るゝに至るべからず。若し夫れ新を迎へ故を將るの勞、緣絕簿書の弊、固より其害の小なる者は、悉く數ふるに足らざるな

爲レ奸。況又其素所二成立一。無二高レ人之意一。而朝廷固已擠三之於二廉恥之外一。限二其進取一者乎。其臨レ人親レ職。放辟邪侈。固其理也。至レ於二邊疆宿衞之選一。則臣固已言二其失一矣。凡此皆取レ之非二其道一也。

方今取レ之。既不レ以二其道一。至レ於レ任レ之。又不レ問二其德之所レ宜。而問二其出身之後先一。不レ論二其才之稱否一。而論二其歷任之多少一。以二文學一進者。且使二之治一レ財。已使二之治レ財矣。又轉而使二之典レ獄。已使二之典レ獄矣。又轉

方今之を取るに、既に其道を以てせず、之に任ずるに至つて、又其德の宜しき所を問はずして、其出身の後先を問ひ、其才の稱否を論ぜずして、其歷任の多少を論ず。文學を以て進む者に、且つ之をして財を治めしめ、已に之をして財を治めしむれば、又轉じて之をして獄を典らしめ、已に之をして獄を典らしむれば、又轉じて之をして禮を治めしむ。是れ則ち一人の身にして、之を責むるに百官の能く備ふる所を以てするなり。宜なり其人才の爲し難きや。夫れ人を責むるに其爲し難き所を以てすれば、則ち人の能く爲す者は少し。人の能く爲す者少なければ、則ち相率ゐて爲さず。故に之をして禮を典らしむるに、未だ嘗て禮を知らざるを以て憂と爲さず。今の禮を典る者は、未だ嘗て禮を學ばざるを以ての故なり。之をして獄を典らしむるに、未だ嘗て獄を知らざるを以て恥

所㆑及。一路數千里之間。州縣之吏。出㆓於流外㆒者。往往而有。可㆓屬任以㆑事者。殆無㆓二三㆒。而當㆑防㆓閑其奸㆒者皆是也。蓋古者有㆓賢不肖之分㆒。而無㆓流品之別㆒。故孔子之聖。而嘗爲㆓季氏吏㆒。蓋雖㆑爲㆑吏。而亦不㆑害㆔其爲㆓公卿㆒。及㆔後世有㆓流品之別㆒。則凡在㆓流外㆒者。其所㆓成立㆒。固嘗自置㆓於廉恥之外㆒。而無㆘高㆑人之意㆖矣。夫以㆓近世州俗之流靡㆒。自雖㆘士大夫之才勢。足㆓以進取㆒。而朝廷嘗獎㆑之以㆓禮義㆒者㆖。晩節末路。往往怵而

則ち凡そ流外に在る者は、其成立する所、固より嘗て自ら廉恥の外に置きて、人に高ぶる(九)の意無し。夫れ近世州俗の流靡(一〇)を以て、自ら士大夫の才勢(一一)、以て進取するに足りて、朝廷嘗て之を奬むるに禮義を以てする者と雖も、晩節末路、往往怵(一二)して奸を爲す。況んや又其素成立する所、人に高ぶるの意無くして、朝廷固より已に之を廉恥の外に擠して、其進取を限る者をや。其人に臨み職を親するや、放僻邪侈(一三)なる、固より其理なり。邊疆宿衞の選に至つては、則ち臣固より已に其失を言へり。凡そ此れ皆之を取ること其道に非ざればなり。

(一) 低級の官吏なり、等外の吏を言ふ (二) 度州に排斥す (三) 江西一路 (四) 委任付託 (五) 防禦 (六) 官を三十等とし之に入るを流内と曰ふ、九品官は隋以來之あり (七) 魯の豪族季氏の小吏たりし事を指す (八) 流外官より流内官に昇るを得ずとす (九) 驕傲の意志 (一〇) 奢侈に流るゝを言ふ (一一) 才氣勢力 (一二) 利慾の爲に目眩む (一三) 我儘と亂暴贅澤

通二先王之意一。而可三以施二於天下國家之用一者。顧未下必得も與二於此選一也。其次則恩澤子弟。庠序不三教レ之以二道藝一。官司不レ考二問其才能一。父兄不レ保二任其行義一。而朝廷輙以レ官予レ之。而任レ之以レ事。武王數二紂之罪一。則曰。官レ人以レ世。夫官レ人以レ世。而不レ詳二其才行一。此乃紂之所二以亂亡一之道。而治世之所レ無也。

㊀並に選擧の科名、九經に通ずると、五經兼修と、一經專究と、法律專攻と　㊁經の大義　㊂古人より嘗なる者無し　㊃先王の精神を體得せる者　㊄父兄の恩澤によりて官を得る者　㊅保證　㊆武王が紂の罪狀を責め數へし詞　㊇家柄を以てするなり　㊈治世有るべからざるものなり

又其次曰二流外一。朝廷固已擠三之於二廉恥之外一。而限二其進取之路一矣。顧屬レ之以二州縣之事一。使三之臨二士民之上一。豈所レ謂以レ賢治不肖一者乎。以二臣使事之

又其次を流外と曰ふ。(一)朝廷固より已に之を廉恥の外に擠して、其進取の路を限る。顧ふに之に屬するに州縣の事を以てし、之をして士民(二)の上に臨ましむるは、豈所謂賢を以て不肖を治むる者ならんや。臣が使事の及ぶ所を以て、一路(三)數千里の間、州縣の吏、流外に出づる者、往往にして有り。(四)屬任するに事を以てすべき者は、殆んど二三も無し。而も當に其奸(五)を防閑すべき者は皆是なり。蓋し古は賢不肖の分有つて、流品(六)の別無し。故に孔子の聖なるも、嘗て季氏(七)の吏と爲れり。蓋し吏と爲ると雖も、而も亦其公卿爲るを害せず。後世(八)流品の別有るに及んで、

四方之任使者。又各推二其不肖一以布レ於二州郡一。則雖レ有下同罪二舉官一之科上。豈足レ恃哉。適足三以爲二不肖者之資一而已

其次九經五經。學究明法之科。朝廷固已嘗患二其無一レ用レ於レ世。而稍責レ之以二大義一。矣。然大義之所レ得。未レ有三以賢二於故一也。今朝廷又開二明經之選一。以進二經術之士一。然明經之所レ取。亦記誦。而略通二於文辭一者。則得レ之矣。彼

其次は九經・五經・學究・明法の科、朝廷固より已に嘗て其世に用無きを患へて稍之を責むるに(一)大義を(二)以てせり。然るに大義の得る所、未だ以て故より賢なるは有らざるなり。今朝廷又明經の選を開き、以て經術の士を進む。然るに(三)明經の取る所も、亦記誦にして、略文辭に通ずる者は、則ち之を得。彼の先王の意に通じて、以て天下國家の用に施すべき者は、顧ふに未だ必ずしも此の選(四)に與るを得ざるなり。其次は則ち恩澤(五)子弟、庠序之に教ふるに道藝を以てせず、官司其才能を考問せず、父兄其行義を保任せず。而も朝廷輒ち官を以て之に予へて、之に任ずるに事を以てす。(七)武王紂(六)の罪を數へて、則ち曰く、人を官するに世を(八)以てすと。夫れ人を官するに世を以てして、其才行を詳にせず。此れ乃ち紂の亂亡せし所以の道にして、治世の無き(九)所なり。

夫古之人有二天下一者。其所二以愼擇一者公卿而已。公卿既得二其人一。因使下推二其類一以聚中於二朝廷一上。則百司庶物。無レ不レ得二其人一也。今使三不肖之人幸而至二乎公卿一。因得下推二其類一聚中之朝廷上。此朝廷所下以多二不肖之人一。而雖レ有二賢智一。往往困レ於レ無レ助。不中得レ行二其意一也。且公卿之不肖。既推二其類一以聚レ於二朝廷一。朝廷之不肖。又推二其類一以備二四方之任使一。

夫れ古の人天下を有つ者、其愼擇する所以の者は公卿のみ。公卿既に其人を得て、因つて其類(一)を推して、以て朝廷に聚らしめば、則ち百司庶物まで、其人を得ざる無きなり。今不肖の人をして幸に公卿に至らしめば、因つて其類を推して、之を朝廷に聚むるを得ん。此れ朝廷に不肖の人多く、賢智有りと雖も、往往助(二)無きに困しんで其意を行ふを得ざる所以なり。且つ公卿の不肖なる、既に其類を推して、以て朝廷に聚め、朝廷の不肖、又其類を推して、以て四方の任使(三)に備へ、四方の任使する者、又各〻其不肖を推して、以て州郡に布かば、則ち同じく擧官(四)を罪するの科有りと雖も、豈恃むに足らんや。適〻以て不肖者の資を爲すに足らんのみ。

(一) 其同類同志　(二) 孤立にして引援する者無し　(三) 官に任じ役に使ふ　(四) 不肖者を推擧すれば、擧者亦罪を同じうするの法文

高者。亦公卿之選也。夫此二科所得之技能。不足以爲公卿。不待論而後可知。而世之議者。乃以爲吾常以此取天下之士。而才之可以爲公卿者。常出於此。不必法古之取人。而後得士也。其亦蔽於理矣。先王之時。盡所以取人之道。猶懼賢者之難進。而不肖者之雜於其間也。今悉廢先王所以取士之道。而敺天下之才士。悉使爲賢良進士。則士之才可以爲公卿者。固宜爲賢良進士。而賢良進士。亦固宜有時而得才之可以爲公卿者也。然而不肖者。苟能雕蟲篆刻之學。以此進至乎公卿。才之可以爲公卿者。困於無補之學。而以此絀死於嵒野。蓋十八九矣。

の進み難くして、不肖者の其間に雜はるを懼れき。今悉く先王の士を取りし所以の道を廢して、天下の才子を敺つて、悉く賢良進士爲らしめば、則ち士の才以て公卿たるべき者、固より宜しく賢良進士と爲るべくして、賢良進士、亦固より宜しく時有つて而して才の以て公卿爲るべき者を得べきなり。然り而して不肖の者、苟も雕蟲篆刻の學を能くし、此を以て進んで公卿に至り、才の以て公卿爲るべき者、補無きの學に困しんで、此を以て嵒野に絀死せんもの、蓋し十に八九ならん。

(一) 記憶強く博覽多識なる稱 (二) 人物を採る試驗の科名 (三) 選ばれて公卿となるべき者 (四) 優良俊逸なる者 (五) 理に暗し (六) 賢良方正科と進士科 (七) 瑣小の技巧的學問なり、揚子法言に出づ、大蘇文、謝民師に與ふる書參照 (八) 無益の學問 (九) 山野に埋れて生涯を終ふ

先王之法。所ニ尤急一也。今皆不レ可レ得レ誅。而薄物細故。非ニ害レ治之急一者。爲ニ之法禁一。月異而歲不レ同。爲レ吏者至レ於レ不レ可レ勝レ記。又況能一一避レ之而無レ犯者乎。此法令所ニ以玩而不一レ行。小人有ニ幸而免者一。君子有ニ不幸而及者一焉。此所レ謂不レ能ニ戮レ之以一レ刑也。凡此皆治レ之非ニ其道一也。

か改正を爲す　(六) 記憶　(七) 玩具同様に取扱ひて

方今取レ士。強ニ記博誦一。而略通レ於ニ文辭一。謂ニ之茂才異等。賢良方正一。茂才異等、賢良方正者。公卿之選也。記不ニ必強一。誦不ニ必博一。略通レ於ニ文辭一。而又嘗學ニ詩賦一。則謂ニ之進士一。進士之

方今士を取る、強(一)記博誦して、略文辭に通ずるは、之を茂才異等(二)、賢良方正と謂ふ。茂才異等、賢良方正なる者は、(三)公卿の選なり。記必ずしも強ならず、誦必ずしも博ならざるも、略文辭に通じて、而して又嘗て詩賦を學べるは、則ち之を進士と謂ふ。進士の高き者(四)、亦公卿の選なり。夫れ此二科得る所の技能は、以て公卿と爲すに足らざること、論を待つて後に知るべからず。而して世の議する者、乃ち以爲らく、吾常に此を以て天下の士を取りて、才の以て公卿と爲すべき者は、常に此に出づ。必ずしも古の人を取りしに法つて、而る後に士を得ざるなりと。其も亦理(五)に蔽はる。先王の時、人を取る所以の道を盡すも、猶ほ賢者

藝。而有不帥教之刑。以待之乎。亦嘗約之以制度。而有不循理之刑。以待之乎。亦嘗任之以職事。而有不任事之刑。以待之乎。夫不先教之以道藝。誠不可以誅其不帥教。不先約之以制度。誠不可以誅其不循理。不先任之以職事。誠不可以誅其不任事。此三者

待つか。亦嘗て之に任ずるに職事を以てして、事に任ぜざるの刑有りて、以て之を待つか。夫れ先づ之に教ふるに道藝を以てせざれば、誠に以て其教に帥はざるを誅すべからず。先づ之を約するに制度を以てせざれば、誠に以て其理に循はざるを誅すべからず。先づ之に任ずるに職事を以てせざれば、誠に以て其事に任へざるを誅すべからず。此の三者は、先王の法に、尤も急にせし所なり。今皆誅するを得べからず、而も(四)薄物細故、治を害するの急に非ざる者、之が法禁を爲し、(五)月に異にして歳に同じからず。吏爲る者、(六)記するに勝ふべからざるに至る。又況んや能く一一之を避けて犯すこと無き者をや。此れ法令の(七)玩して行はれざる所以にして、小人も幸にして免るゝ者有り、君子も不幸にして及ぶ者有り。此れ所謂之を裁すに刑を以てする能はざるなり。凡そ此れ皆之を治むること其道に非ざればなり。

(一) 羅は網なり　(二) 學問藝術　(三) 既に敎へず焉んぞ敎に從はざるを罪せん　(四) 瑣少微細の事物　(五) 時々之

祿又如ㇾ此之薄。則財用之所ㇾ不ㇾ足。蓋亦有ㇾ說矣。吏祿豈足ㇾ計哉。臣於二財利一固未二嘗學一。然竊觀二前世治ㇾ財之大略一矣。蓋因二天下之力一。以生二天下之財一。取二天下之財一。以供二天下之費一。自ㇾ古治世。未下嘗以二不足一爲中天下之公患上也。患在三治ㇾ財無二其道一耳。今天下不ㇾ見二兵革之具一。而元元安ㇾ士樂ㇾ業。人致二己力一。以生二天下之財一。然而公私常以二困窮一爲ㇾ患者。殆以下理ㇾ財未ㇾ得二其道一。而有司不ㇾ能下度二世之宜一而通中其變上耳。誠能理ㇾ財。以二其道一而通二其變一。臣雖ㇾ愚。固知下增二吏祿一不ㇾ足三以傷二經費一也。

て、以て天下の財を生ず。然り而して公私常に困窮を以て患と爲す者は、殆んど財を理むる未だ其道を得ずして、有司世の宜を度りて、其變を通ずる能はざるを以てのみ。誠に能く財を理して、其道を以て其變に通ぜば、臣愚なりと雖も、固より吏祿を増すの、以て經費を傷するに足らざるを知るなり。

（一）強慾の官吏　（二）官に無駄多し　（三）朝廷　（四）道理に暗き言なり　（五）官に入る者　（六）先帝の時　（七）祿を給するなり　（八）他に理由有るべし　（九）財の不足　（一〇）戰爭の具　（一一）人民　（一二）便宜を計るのみ

方今法嚴令具。所ㇾ以ㇾ羅二天下之士一。可ㇾ謂ㇾ密矣。然而亦嘗敎ㇾ之以ㇾ道

方今法嚴に令具る、天下の士を羅する所以は、密なりと謂ふべし。然り而して亦嘗て之を敎ふるに道藝を以てして、而も敎に帥はざるの刑有りて、以て之を待つか。亦嘗て之を約するに制度を以てして、理に循はざるの刑有りて、以て之を

天下。昔周之人。拘ニ羣飲一。而被レ之以ニ殺刑一者。以爲酒之末流生レ害。有レ至レ於レ死者衆矣。故重禁ニ其禍之所ニ自生一。重禁ニ禍之所ニ自生一。故其施レ刑極省。而人之抵レ於ニ禍敗一者少矣。

今朝廷之法。所ニ尤重一者。獨貪吏耳。重禁ニ貪吏一。而輕ニ奢靡之法一。此所レ謂禁ニ其末一。而弛ニ其本一。然而世之識者。以爲方今官冗。而縣官財用。已不レ足ニ以供一レ之。其亦蔽レ於レ理矣。今之入官誠冗矣。然而前世置レ員。蓋甚少。而賦レ

今朝廷の法、尤も重んずる所の者は、獨り貪吏のみ。重く(一)貪吏を禁じて、奢靡の法を輕んず。此れ所謂其末を禁じて、而して其本を弛うするなり。然り而して世の識者、以爲らく方今官冗(二)にして、而して縣官の財用、已に以て之を供するに足らずと。其れ亦理(四)に蔽はる。今の入官(五)は誠(三)に冗なり。然り而して前世(六)の員を置くや、蓋し甚だ少くして、祿を賦する又此の如く之れ薄し。則ち財用の足らざる所、蓋し亦說有り、吏祿(七)豈計るに足らんや。臣財利に於て、固より未だ嘗て學ばず。然も竊(八)に前世財を治むるの大略を觀るに、蓋し天下の力に因つて、以て天下の財を生じ、天下の財を取つて、以て天下の費に供す。古より治世、未だ嘗て(九)不足を以て天下の公患と爲さざるなり。患は財を治むる其道無きに在るのみ。今天下(一〇)兵革の具を見ずして、元元(一一)土に安んじ業を樂しみ、人々己の力を致し

而不ㇾ得。有司既不ㇾ禁。而人又以ㇾ此爲ㇾ榮。苟其財不ㇾ足。而不ㇾ能㆓自稱㆒㆑於流俗㆒。則其婚喪之際。往往得㆓罪於族人親姻㆒。而人以爲ㇾ恥矣。故富者貪而不ㇾ知ㇾ止。貧者則強㆓勉其不㆒ㇾ足以追ㇾ之。此士之所㆓以重困㆒而廉恥之心毀㆒也。凡此所ㇾ謂不ㇾ能㆓約ㇾ之以㆒ㇾ禮也。方今陛下躬行㆓儉約㆒以率㆓天下㆒。此左右通貴之臣所㆓親見㆒。然而其閨門之內。奢靡無ㇾ節。犯㆓上之所ㇾ惡以傷㆓天下之敎㆒者。有㆓已甚者㆒矣。未ㇾ聞㆘朝廷有ㇾ所㆓放縱㆒以示㆗

以て之を追ふ。此れ士の重困（一）して廉恥の心を毀つ所以なり。凡そ此れ所謂之を約するに禮を以てする能はざるなり。方今陛下躬づから儉約を行ひ、以て天下を率ゐ。此れ左右通貴（二）の臣の親しく見る所なり。然り而して其閨門（三）の內は、奢靡節無く（四）、上の惡む所を犯して、以て天下の敎を傷ふ者、已に甚しき者有り。未だ朝廷放縱（五）する所有りて、以て天下に示すを聞かず。昔は周の人、羣飮（六）を拘して、之に被らするに殺刑を以てする者は、以爲らく酒の末流（七）の害を生ずる、死に至る有る者衆しと。故に重く其禍の自つて生ずる所を禁ず。重く禍の自つて生ずる所を禁ず、故に其刑を施すや極めて省いて、而して人の禍敗に抵る者少きなり。

㊀甚しく困窮す　㊁顯貴の臣　㊂後宮　㊃奢濫度無し　㊄放逐誅罰　㊅前出羣飮する者は罪有りと云ふものを指す　㊆飮酒の末

廉恥。蓋中人之所レ不レ能也。故今官大者。往往交二賂遺一。營二貲產一。以負二貪汚之毀一。官小者販鬻乞丐。無レ所レ不レ爲。夫士已嘗毀二廉恥一以負二累於世一矣。則其偸惰取レ容之意起。而矜奮自強之心息。則職業安得而不レ弛。治道何從而興乎。又況委レ法受レ賂。侵二牟百姓一者。往往而是也。此所レ謂不レ能二饒レ之以一レ財也。

又況んや法を委てて賂を受け、百姓を侵牟する者をや。往往にして是あり。此れ所謂之を饒にするに財を以てする能はざるなり。

(一) 衆に勝たんには力によるべからずとの義　(二) 標準を制す　(三) 賄賂を交換す　(四) 財産を作らんと苦心す　(五) 小官は商賈を兼ね或は乞食同樣の事をも爲す　(六) 罪累の汚名　(七) 怠惰　(八) 自ら戒めて奮發す　(九) 法を棄つるなり　(一〇) 侵し貪る

婚喪奉養服食器用之物。皆無三制度以爲二之節一。而天下以レ奢爲レ榮。以レ儉爲レ恥。苟其財之可二以具一。則無二所レ爲

婚喪奉養服食器用の物は、皆制度の以て之が節を爲す無し。而も天下奢を以て榮と爲し、儉を以て恥と爲し、苟も其財の以て具ふべきは、則ち爲す所として得ざる無し。有司既に禁ぜずして、人又此を以て榮と爲し、苟も其財足らずして、自ら流俗に稱ふ能はざれば、則ち其婚喪の際、往往罪を族人親姻に得て、人以て恥と爲す。故に富者は貪つて止るを知らず、貧者は則ち其足らざるを強勉して

雖二厮養之給一。亦窮レ於レ此矣。而其養レ生喪レ死、婚姻葬送之事。皆當レ於レ此。夫出二中人之上一者、雖レ窮而不レ失レ爲二君子一。出二中人之下一者、雖レ泰而不レ失レ爲二小人一。唯中人不レ然。窮則爲二小人一。泰則爲二君子一。計二天下之士一。出二中人之上下一者。千百而無二十一一。窮而爲二小人一。泰而爲二君子一者。則天下皆是也。

とす　(四) 小者召使の給金　(五) 富裕

先王以爲。衆不レ可二以レ力勝一也。故制レ行不レ以レ己。而以二中人一爲レ制。所下以因二其欲一而利中道之上。以爲中人之所二能守一。則其志可下以行レ乎二天下一。而推中之後世上。以二今之利祿一。而欲二士之無一レ毀二

先王以爲らく、衆は力(一)を以て勝つべからざるなりと。故に行を制するに己を以てせずして、中人を以て制と爲す。其欲に因つて、而して之を利道(二)する所以なり。以爲らく中人の能く守る所は、則ち其志以て天下に行うて、而して之を後世に推すべしと。今の利祿を以てして、士の廉恥を毀つ無きを欲すとも、蓋し中人の能はざる所なり。故に今官の大なる者、往往賂遺(三)を交へ、貲產(四)を營み、以て貪汚の毀を負ひ、官小なる者は、(五)販鬻乞丐、爲さざる所無し。夫れ士已に嘗て廉恥を毀つて、以て累(六)を世に負はば、則ち其偸惰(七)容を取るの意起りて、矜奮(八)自ら强うするの心息まん。則ち職業安んぞ得て弛まざらん、治道何に從りて興らん。

方今制レ祿。大抵皆薄。自レ非ニ朝廷侍從之列一。食口稍衆。未レ有下不レ兼ニ農商之利一。而能充ニ其養一者上也。其下州縣之吏。一月所レ得。多者錢八九千。少者四五千。以ニ守選待除守闕一通レ之。蓋六七年而後得ニ三年之祿一。計ニ一月所レ得。乃實不レ能ニ四五千一。少者乃實不レ能レ及ニ三四千一而已。

方今の祿を制する、大抵皆薄し。(一)朝廷侍從の列に非ざるよりは、食口(二)稍く衆ければ、未だ農商の利を兼ねずして能く其養を充つる者は有らざるなり。其下州縣の吏は、一月の得る所、多き者も錢八九千、少き者は四五千なり。(三)守選待除守闕を以て之を通ずるに、蓋し六七年にして後に三年の祿を得。一月の得る所を計るに、乃ち實に四五千なる能はず。少き者は乃ち實に三四千に及ぶ能はざるのみ。(四)斷養の給と雖も、亦此に窘せん。而して其生を養ひ死を喪し、婚姻葬送の事、皆當に此に於てすべし。夫れ中人の上に出づる者は、窮すと雖も君子爲るを失はず、中人の下に出つる者は、(五)泰なりと雖も小人爲るを失はず。唯中人は然らず、窮すれば則ち小人と爲り、泰なれば則ち君子と爲る。天下の士を計るに、中人の上下に出づる者、千百にして十が一も無し。窮して小人と爲り、泰にして君子と爲る者は、則ち天下皆是なり。

(一) 薄給なり (二) 家族多きをいふ (三) 選擧の沙汰を待つを守選とし、拜除を待つを待除とし、闕官を待つを守闕

衞之事。此古之人君。所下以推二干戈一以屬二之人一。而無中內外之虞上也。今乃以下守二天下一之重任。人主所レ當二至愼一之選上推而屬下之姦悍無賴。才行不レ足二自託一於二鄕里一之人上。此方今所下以諰諰然。常抱二邊疆之憂一。而虞中宿衞之不上レ足二恃以爲一レ安也。今孰不レ知二邊疆宿衞之士不一レ足二恃以爲一レ安哉。顧以爲天下學士以レ執レ兵爲レ恥。而亦未レ有能二騎射行陣之事一者上。則非二召募之卒伍一。孰能任二其事一者乎。夫不下嚴二其教一。高中其選上則士之以レ執レ兵爲レ恥而未三嘗有二能騎射行陣之事一。固其理也。凡此皆教レ之非二其道一故也。

足らざるの人に屬す。此れ方今の諰諰然(四)として、常に邊疆の憂を抱いて、宿衞の恃んで以て安しと爲すに足らざるを虞るゝ所以なり。今孰か邊疆宿衞の士、恃んで以て安しと爲すに足らざるを知らざらんや。顧ふに以爲らく天下の學士、(五)兵を執るを以て恥と爲して、亦未だ騎射行陣の事を能くする者あらず。則ち召募の卒伍に非ずんば、孰か能く其事に任ぜん者ぞ。夫れ其敎を嚴にし、其選を高うせずんば、則ち士の兵を執るを以て恥と爲して、未だ嘗て騎射行陣の事を能くするものあらざるは、固より其理なり。凡そ此れ皆之を敎ふること、其道に非ざるが故なり。

(一) 行狀　(二) 干戈の事即ち戰爭の道　(三) 悪賢く猛勇に亂暴我儘なる者　(四) 恐れ憂ふる貌　(五) 武器

而不學者也。在庠序之間。固當從事於射也。有賓客之事。則以射。有祭祀之事。則以射。別士之行同能偶則以射。於禮樂之事。未嘗不寓以射。而射亦未嘗不在於禮樂祭祀之間也。易曰。弧矢之利。以威天下。先王豈以射爲可以習揖讓之儀而已乎。固以爲射者。武事之尤大。而威天下。守國家之具也。居則以是習禮樂。出則以是從戰伐。士既朝夕從事於此。而能者衆。則邊疆宿衛之任。皆可以擇而取也。

も大にして、天下を威し國家を守るの具なりと。居ては則ち是(五)を以て禮樂を習ひ、出でては則ち是を以て戰伐に從ふ。士既に朝夕此に從事して、能者衆ければ、則ち邊疆宿衛の任、皆以て擇んで取るべきなり。

(一) 弓を射ると馬を御すると　(二) 行狀才能相同じき士は射によつて甲乙を分つ旨漢書食貨志に見ゆ　(三) 易繫辭傳の語なり　(四) 禮儀作法　(五) 射によるなり

夫士嘗學先王之道。其行義嘗見推於鄉黨矣。然後因其才。而託之以邊疆宿

夫れ士嘗て先王の道を學び、其行義嘗て鄉黨に推され、然る後に其才に因つて、而して之に託するに邊疆宿衛(一)の事を以てす。此れ古の人君、干戈(二)を推して、以て之を人に屬して、內外の虞無き所以なり。今乃ち天下を守るの重任、人主當に至愼すべき所の選を以て、推して之を姦悍無賴(三)、才行自ら鄉里に託するに

任。則推而屬二之於一卒伍一。往往天下奸悍無賴之人。苟其才行足二自託一於鄉里一者。亦未レ有下肯去二親戚一而從二召募一者上也。

邊疆宿衞。此乃天下之重任。而人主之所レ當二愼重一者也。故古者教レ士。以二射御一爲レ急。其他技能。則視二其人才之所一レ宜。而後教レ之。其才之所レ不レ能。則不レ強也。至レ於レ射。則爲二男子之事一。人之生。有レ疾則已。苟無レ疾。未レ有レ去レ射

邊疆宿衞は、此れ乃ち天下の重任にして、人主の當に愼重にすべき所の者なり。故に古は士を教ふる、射御(一)を以て急と爲し、其他の技能は、則ち其人才の宜しき所を視て、而る後に之を教ふ。其才の能はざる所は、則ち強ひざるなり。射に至つては、則ち男子の事と爲す。人の生るゝ、疾有れば則ち已む、苟も疾無ければ、未だ射を去つて學ばざる者は有らざるなり。庠序の間に在るも、固より當に射に從事すべし。賓客の事有れば、則ち以て射し、祭祀の事有れば、則ち以て射し、士の行同能偶(二)を別つには、則ち以て射す。禮樂の事に於て、未だ嘗て寓するに射を以てせずんばあらずして、射も亦未だ嘗て禮樂祭祀の間に在らずんばあらざるなり。易に曰く、弧矢(三)の利、以て天下を威すと。先王豈射を以て、以て揖讓(四)の儀を習ふべきのみと爲んや。固より以爲らく、射なる者は武事の尤

武之道也。士之才。有ㇾ可三以爲二公卿大夫一。有ㇾ可二以爲一ㇾ士。其才之大小。宜不ㇾ宜則有矣。至ㇾ於二武事一。則隨二其才之大小一。未ㇾ有二不ㇾ學者一也。故其大者。居則爲二六官之卿一。出則爲二六軍之將一也。其次則比閭族黨之師。亦皆卒伍師旅之帥也。故邊疆宿衞。皆得二士大夫爲ㇾ之。而小人不ㇾ得ㇾ奸二其任一。今之學者以爲文武異ㇾ事。吾知ㇾ治二文事一而已。至ㇾ於二邊疆宿衞之

からざるとは則ち有るも、武事に至つては、則ち其才の大小に隨つて、未だ學ばざる者は有らざりき。故に其大なる者は、居れば則ち六官(一)の卿と爲り、出づれば則ち六軍(二)の將と爲りき。其次は則ち比閭族黨(三)の師、亦皆卒伍(四)師旅の帥たり。故に邊疆宿衞(五)、皆士大夫の之を爲すを得て、小人其任を奸(六)するを得ず。今の學者は、以爲らく文武事を異にす、吾は文事を治むるを知るのみと。邊疆宿衞の任に至つては、則ち推して之を卒伍に屬す。往往にして天下奸悍無賴の人、苟も其才行(七)自ら鄕里に託するに足る者は、亦未だ肯て親戚を去りて、召募に從ふ者は有らざるなり。

(一) 周の制、冢宰は邦治を、司徒は邦教を、宗伯は邦禮を、司馬は邦政を、司寇は邦禁を、司空は邦土を掌る、後世は吏戶禮兵刑工を六官とす (二) 一軍は萬二千五百人、命卿を將とす、六軍は天子の軍なり (三) 五家を比とし、五比を閭とし、五閭を族とし、五族を黨とす (四) 百人を卒とし、五人を伍とし、二千五百人を師とし、五百人を旅とす (五) 邊境の戍役と京城の宿衞と (六) 侵犯 (七) 鄕里に認容せらるゝ程の才行あるなり

得レ見二異物一而已上。一取レ之以二先王之道一。而百家諸子之異說。皆屛レ之而莫二敢習者一焉。今士之所レ宜レ學者。天下國家之用也。今悉使三置之不レ敎。而敎レ之以二課試之文章一。使下其耗レ精疲レ神。窮二日之力一。以從中事於上レ此。及二其任レ之以上レ官也。則又悉使レ置レ之。而責レ之以二天下國家之事一。夫古之人。以二朝夕專三其業於二天下國家之事一。而猶才有レ能。有二不能一。今乃移二其精神一。奪二其日力一。以朝夕從三事於二無レ補之學一。及二其任レ之以一レ事然後卒然責レ之以レ爲二天下國家之用一。宜其才之足二以有一レ爲者少矣。臣故曰。非二特不レ能レ成二人之才一。又從而困二苦毀二壞之一。使レ不レ得レ成レ才也。

の力を奪ひ、以て朝夕補(六)無きの學に從事せしめ、其之に任ずるに事を以てするに及んで、然る後に卒然(七)之に責むるに天下國家の用を爲すを以てす。宜なり其才の以て爲す有るに足る者少きこと。臣故に曰く、特に人の才を成す能はざるのみに非ず、又從つて之を困苦毀壞して、才を成すを得ざらしむるなりと。

(一) 困しめ毀す (二) 專心一業に從事すれば成り、雜なれば破毀せらる (三) 店舗 (四) 精神をすりへらす (五) 放置せしむ (六) 天下國家に補益無き學問 (七) 俄かに

又有二甚害者一。先王之時。士之所レ學者。文

又甚だ害ある者有り。先王の時、士の學ぶ所の者は、文武の道なり。士の才以て公卿大夫と爲るべき有り、以て士と爲るべき有り。其才の大小、宜しきと宜し

蓋今之教者。非下特不レ能レ成二人之材一而已上。又從而困二苦毀三壞之一。使レ不レ得レ成レ材者何也。夫人之才。成レ於レ專。而毀レ於レ雜。故先王之處二民才一。處三工於二官府一。處三農於二畎畝一。處二商賈於肆一。而處三士於二庠序一。使下各專二其業一。而不上レ見二異物一。懼四異物之足三以害二其業一也。所レ謂士者。又非下特使二之不上

蓋し今の敎ふる者は、特に人の材を成す能はざるのみに非ず、又從つて之を(一)困苦毀壞して、材を成すを得ざらしむる者は何ぞや。夫れ人の才は、(二)專に成つて、雜に毀る。故に先王の民才を處する、工を官府に處し、農を畎畝に處し、商賈を(三)肆に處して、士を庠序に處し、各〻をして其業を專にして、異物を見ざらしむ。異物の以て其業を害するに足るを懼るればなり。所謂士なる者、又特に之をして異物を見るを得ざらしむるのみに非ず、一に之を取るに先王の道を以てして、百家諸子の異說は、皆之を屏けて敢て習ふ者莫し。今士の宜しく學ぶべき所の者は、天下國家の用なり。今悉く之を置いて敎へず、而も之に敎ふるに課試の文章を以てせしめ、其をして精を耗らし神を疲らし、日の力を窮めて、以て此に從事せしむ。其之に任ずるに(四)官を以てするに及んでや、則ち又悉く之を(五)置かしめて、之を責むるに天下國家の事を以てす。夫れ古の人は、朝夕其業を天下國家の事に專にするを以てして、而も猶ほ才に能有り不能あり。今乃ち其精神を移し、其日

教導之官。而亦未嘗嚴其選。朝廷禮樂刑政之事、未嘗在於學。學者亦漠然自以禮樂刑政爲有司之事。而非己所當知也。學者之所教。講說章句而已。講說章句。固非古者教人之道也。近歲乃始教之以課試之文章。夫課試之文章。非博誦強學。窮日之力。則不能及其能工也。大則不足以用天下國家。小則不足以爲天下國家之用。故雖白首於庠序。窮日之力。以帥上之教。及使之從政。則茫然不知其方者皆是也。

は、章句(三)を講說するのみ。章句を講說するは、固より古者人を教へしの道に非ざるなり。近歲乃ち始めて之を教ふるに課試(四)の文章を以てす。夫れ課試の文章は、博誦強學(五)、日(六)の力を窮むるに非ざれば、則ち能はず。其能く工なるに及んでや、大は則ち以て天下國家に用ふるに足らず、小は則ち以て天下國家の用を爲すに足らず。故に庠序に白首(七)し、日の力を窮めて、以て上の教に帥ふと雖も、之をして政に從はしむるに及べば、則ち茫然として其方を知らざる者、皆是なり。

(一) 形式を具ふるのみなるを指す　(二) 天子及び諸侯の子弟を教育する學校　(三) 文章節句の講義　(四) 時上課試　(五) 博く諳誦し力めて學ぶ　(六) 光陰のあらん限り　(七) 在學の久しき終に頭髮の白變するに至る

已。書曰。三載考レ績。三考黜ニ陟幽明一。此之謂也。然堯舜之時。其所レ黜者。則聞レ之矣。蓋四凶是也。其所レ陟者。則皐陶稷契。皆終身一官而不レ徙。蓋其所レ謂陟者。特加ニ之爵命祿賜一而已耳。此任レ之之道也。夫教レ之養レ之。取レ之任レ之之道如レ此。而當時人君。又能與ニ其大臣一。悉ニ其耳目心力一。至誠惻怛。思念而行レ之。此其人臣之所下以無レ疑。而於ニ天下國家之事一。無上レ所レ欲レ爲而不上レ得也。

養ひ、之を取り之に任ずるの道此の如し。而して當時の人君、又能く其大臣と、其耳目心力を悉し、至誠惻怛、思念して之を行ふ。此れ其人臣の疑無くして、天下國家の事に於て、爲さんと欲して得ざる所無き所以なり。

㊀官に居くこと久し　㊁細微類皆ならざるなり　㊂書經虞書益稷篇參照　㊃書經舜典の語なり　㊄三考（九年）にして良を陟せ否を黜く　㊅書の舜典に共工を幽州に流し驩兜を崇山に放ち三苗を三危に竄し鯀を羽山に殛す云々と　㊆書經舜典參照　㊇憂へ惨む貌

方今州縣雖レ有レ學。取ニ墻壁一具一而已。非レ有下教導之官。長ニ育人才一之事上也。唯太學有ニ

方今州縣に學有りと雖も、牆壁の具を取るのみ。教導の官、人才を長育するの事有るに非ざるなり。唯太學に教導の官有るも、而も亦未だ嘗て其選を嚴にせず。朝廷禮樂刑政の事、未だ嘗て學に在らず。學者も亦漠然として自ら禮樂刑政を以て、有司の事にして、己の當に知るべき所に非ずと爲す。學者の教ふる所

任一。而待レ之以二考レ績之法一。夫如レ此。故智能才力之士。則得下盡二其智一以赴上レ功。而不レ患二其事之不一レ終。其功之不下就也。偸惰苟且之人。雖レ欲レ取三容於二一時一。而顧三僇辱在二其後一。安敢不レ勉乎。若夫無能之人。固知二辭避而去一矣。居レ職任レ事之日久。不レ勝レ任之罪。不レ可三以幸而免二故也。彼且不三敢冒而知二辭避一矣。尚何有二比周讒諂爭進之人一乎。

(六) 三載毎に其成績を考査して黜陟するを謂ふ (七) 怠惰にして事物を等閑にする者 (八) 一時的信任を得んとす (九) 恥辱刑罰 (一〇) 互に黨を結び人を讒し他に阿り自己の榮達をのみ圖る

取レ之既已詳。使レ之既已當。處レ之既已久。至二其任レ之也。又專焉。而不三一一以レ法束二縛之一。而使三之得レ行二其意一。堯舜之所下以理二百官一而熙中衆工上者。以レ此而

之を取る既に已に詳に、之を使ふ既に已に當り、之を處く既に已に久し。其之に任ずるに至つてや、又專にして、一一法を以て之を束縛せずして、之をして其意を行ふを得しむ。堯舜の百官を理めて衆工を熙むる所以の者は、此を以てのみ。書に曰く、三載績を考へ、三考幽明を黜陟すとは、此の謂なり。然るに堯舜の時、其黜くる所の者は、則ち之を聞けり。蓋し四凶是なり。其陟げし所の者は、則ち皐陶稷契、皆終身一官にして徙らず。蓋し其所謂陟げし者は、特に之に爵命祿賜を加へしのみ。此れ之に任ずるの道なり。夫れ之を敎へ之を

厚薄不ㇾ同。其所ㇾ任有ㇾ宜有ㇾ不宜。先王知二其如ㇾ此。故知ㇾ農者以爲二后稷。知ㇾ工者以爲二共工。其德厚而才高者。以爲二之長。德薄而才下者。以爲二之佐屬。又以久ㇾ於二其職。則上狃習而知二其事。下服馴而安二其教。賢者則其功可二以至ㇾ於成。不肖者則其罪可二以至ㇾ於ㇾ著。故久二其

を知る者は以て共工(三)と爲す。其德厚うして才高き者は、以て之が長と爲し、德薄うして才下る者は、以て之が佐屬(四)と爲す。又以て其職に久しければ、則ち上狃習(五)して其事を知り、下服馴して其教に安んず。賢者は則ち其功以て成に至るべく、不肖者は則ち其罪以て著に至るべし。故に其任を久しうして、之を待つに績(六)を考ふるの法を以てす。夫れ此の如し。故に智能才力の士は、則ち其智を盡して以て功に赴くを得て、其事の終らざると、其功の就らざるとを患へざるなり。偸惰苟且(七)の人、容(八)を一時に取らんと欲すと雖も、而も僇辱(九)の其後に在るを顧る。安んぞ敢て勉めざらんや。若し夫れ無能の人は、固より辭避して去るを知る。職に居り事に任ずるの日久しく、任に勝へざるの罪、幸を以て免るべからざるが故なり。彼且つ敢て冒さずして辭避するを知る。尚ほ何ぞ比周讒諂爭進(一〇)の人有らんや。

(一) 相當するあり相當せざるあり　(二) 官名、農事を司る　(三) 官名、工作を掌る　(四) 輔佐屬僚　(五) 熟習錬達

聽私於一人之口也。欲辨知其德、問以行。欲辨知其才、問以言。得其言行、則試之以事。所謂察之者、試之以事是也。雖堯之用舜、亦不過如此而已。又況其下乎。若夫九州之大。四海之遠。萬官億醜之賤。所須士大夫之才則衆矣。有天下者。又不可以一一自察之也。又不可以偏屬於一人。而使之於一日二日之間。考試其行能。而進退之也。蓋吾已能察其才行之大者。以爲大官矣。因使之取其類。以持久試之。而考其能者。以告於上。而後以爵命祿秩予之而已。此取之之道也。

一一自ら之を察すべからざるなり。又以て一人に偏屬し(六)、之をして一日二日の間に於て、其行能を考試して、之を進退せしむべからざるなり。蓋し吾已に能く其才行の大なる者を察し、以て大官と爲す。因つて之をして其類を取り、持久を以て之を試みて、其能者を考へて、以て上に告げしめ、而る後に(七)爵命祿秩を以て之に予ふるのみ。此れ之を取るの道なり。

㊀ 學校 ㊁ 官として使役す ㊂ 私言 ㊃ 舜以下の凡庸人をや ㊄ 多數の官屬を謂ふ、醜は類なり、國語に百姓千品萬官億醜の語あり ㊅ 打任するなり ㊆ 官位知行

所謂任之之道者何也。人之才德高下

所謂之に任ずるの道とは何ぞや。人の才德、高下厚薄同じからず。其任ずる所、(一)宜有り不宜有り。先王其此の如きを知る。故に農を知る者は以て(二)后稷と爲し、工

非二獨其禁黴一而治察之所二能致一也。蓋亦以二吾至誠懇惻之心一。力行而爲二之倡一。凡在二左右通貴之人一。皆順二上之欲一而服二行之一。有二一不レ帥者一。法之加必自レ此始。夫上以二至誠一行レ之。而貴者知レ避二上之所一レ惡矣。則天下之不レ罰而止者衆。故曰。此養レ之之道也。

所レ謂取レ之之道者何也。先王之取レ人也。必於二鄕黨一。必於二庠序一。使下衆人推二其所レ謂賢能一。書レ之以告中於上上。而察レ之誠賢能也。然後隨二其德之大小。才之高下一。而官二使之一。所レ謂察レ之者。非下專用二耳目之聰明一。而

所謂之を取るの道とは何ぞや。先王の人を取るや、必ず鄕黨に於てし、必ず(二)庠序に於てし、衆人をして其所謂賢能を推して、之を書して以て上に告げしむ。而して之を察するに誠に賢能なり、然る後に其德の大小、才の高下に隨つて、之を(一)官使す。所謂之を察すとは、專ら耳目の聰明を用ひて、(三)私を一人の口に聽くのみに非ざるなり。其德を審知せんと欲すれば、問ふに行を以てし、其才を審知せんと欲すれば、問ふに言を以てし、其言行を得れば、則ち之を試みるに事を以てす。所謂之を察すとは、之を試みるに事を以てする是なり。堯の舜を用ふると雖も、亦此の如きに過ぎざるのみ、又(四)況んや其下をや。若し夫れ九州の大、四海の(五)遠、萬官億醜の賤、須ふる所の士大夫の才は則ち衆し。天下を有つ者は、又以て

之法。王制曰。變衣服者其君流。酒誥曰。厥或誥曰。群飲。汝勿佚。盡執拘以歸於周。予其殺。夫羣飲變衣服。小罪也。流殺大刑也。加小罪以大刑。先王所以忍而不疑者。以爲不如是。不足以一天下之俗。而成吾治。夫約之以禮。裁之以法。天下所以服從無抵冒者。又

るに大刑を以てするに、先王の忍んで(九)疑はざる所以の者は、以爲らく是の如くならざれば、以て天下の俗を一にして吾治を成すに足らずと。夫れ之を約するに禮を以てし、之を裁するに法を以てす、天下の服從して抵冒(一〇)する無き所以の者、又獨り其禁嚴にして、治察なるの能く致す所のみに非ざるなり。蓋し亦吾が至誠懇惻(一一)の心を以て、力行して之が倡(一二)を爲し、凡そ左右通貴(一三)の人に在つては、皆上の欲に順つて、之を服行(一四)し、一の帥はざる者有れば、法の加ふること、必ず此より始る。夫れ上至誠を以て之を行ひ、而して貴者は上の惡む所を避くるを知る、則ち天下の罰せずして止る者衆からん。故に曰く、此れ之を養ふの道なりと。

(一)道理藝術　(二)退け棄て去る　(三)人道の交際せず　(四)流罪死刑　(五)禮記の篇名　(六)書經の篇名　(七)取締す　(八)搦め捕る　(九)平氣に斷行す　(一〇)觸れ犯す　(一一)懇到惻怛　(一二)首倡　(一三)顯貴　(一四)上の意見通りに服從し行ふ

則朋友之接一。皆無レ憾矣。其死也。又於二子孫一無中不レ足之憂上焉。何謂二約レ之以一レ禮。人情足レ於レ財。而無二禮以節一レ之。則又放僻邪侈。無レ所レ不レ至。先王知二其如一レ此。故爲二之制度一。婚喪祭養燕享之事。服食器用之物。皆以二命數一爲二之節一。而齊レ之以二律度量衡之法一。其命可二以爲一レ之。而財不レ足二以具一。則弗レ具也。其財可二以具一。而命不レ得レ爲レ之者。不レ使レ有二銖兩分寸之加一焉。

(一) 貪慾鄙吝苟も唯得んことを之れ力む　(二) 等級を附す　(三) 祿を世々にす、卽ち世襲なり　(四) 交際　(五) 我儘にして罪を犯し惡を爲すを云ふ　(六) 宴會饗應の禮式　(七) 周代一命より九命に至る爵命あり、之に應じて凡てを節す　(八) 度量衡の原器を律管と云ふ　(九) 度量衡法中各々最も微少なる數量なり、寸毫の義

何謂二裁レ之以一レ法。先王於二天下之士一。敎レ之以二道藝一矣。不レ帥レ敎。則待レ之以下屛二棄遠方一。終身不レ齒之法上。約レ之以レ禮矣。不レ循レ禮。則待レ之以二流殺

何をか之を裁すに法を以てすと謂ふ。先王天下の士に於いて、之を敎ふるに道藝(一)を以てす。敎に帥はざれば、則ち之を待つに遠方に屛棄(二)して、終身齒(三)せざるの法を以てし、之を約するに禮を以てするに、禮に循はざれば、則ち之を待つに流殺(四)の法を以てす。王制(五)に曰く、衣服を變ずる者は其君流すと。酒誥(六)に曰く、厥れ或は誥げて曰く、羣飮、汝佚(七)する勿れ、盡(八)く執拘して以て周に歸れ、予其れ殺さんと。夫れ羣飮と、衣服を變ずるとは、小罪なり。流殺は大刑なり。小罪に加ふ

財。人之情。不足於財、則貪鄙苟得。無所不至。先王知其如此。故其制祿。自庶人之在官者。其祿已足以代其耕矣。由此而等上之。每有加焉。使其足以養廉恥。而離於貪鄙之行。猶以爲未也。又推其祿以及其子孫。謂之世祿。使其生也。旣於父子兄弟妻子之養、婚

得、至らざる所無し。先王其此の如きを知る。故に其祿を制する、庶人の官に在る者より、其祿已に以て其耕に代ふるに足らしむ。此に由つて等して之を上せ、每に加ふる有り、其をして以て廉恥を養うて、貪鄙の行に離るゝに足らしむ。猶ほ以て未しと爲すや、又其祿を推して以て其子孫に及ぼす。之を世祿と謂ふ。其生くるや、旣に父子兄弟妻子の養、婚姻朋友の接（七）に於て、皆憾無く、其死するや、又子孫に於て足らざるの憂無からしむ。何をか之を約するに禮を以てすと謂ふ。人情財に足つて、而も禮の以て之を節する無くんば、則ち又放僻邪侈、至らざる所無けん。先王其此の如きを知る、故に之が制度を爲す。婚喪祭養燕享（五）（六）の事、服食器用の物、皆命數を以て之が節を爲し、之を齊ふるに律度量衡（八）の法を以てす。其命以て之を爲すべくして、財以て具ふるに足らざれば、則ち具はらず。其財以て具ふべきも、而も命之を爲すを得ざる者は、銖兩分寸（九）の加ふる有らしめず。

取レ之任レ之。有二其道一而已。所レ謂教レ之之道何也。古者天子諸侯。自レ國至二於郷黨一。皆有レ學。博置二教導之官一。而嚴二其選一。朝廷禮樂刑政之事。皆在レ於レ學。士所二觀而習一者。皆先王之法言德行。治二天下一之意。其材亦可三以爲二天下國家之用一。苟不レ可三以爲二天下國家之用一。則不レ教也。苟可三以爲二天下國家之用一者。則無レ不レ在レ於レ學。此教レ之之道也。所レ謂養レ之之道何也。饒レ之以レ財。約レ之以レ禮。裁レ之以レ法也。

黨に至るまで、皆學有り。博く教導の官を置いて、其選を嚴にす。朝廷禮樂刑政の事、皆學に在り、士の觀て習ふ所の者は、皆先王の法言(一)德行、天下を治むるの意にして、其材亦以て天下國家の用を爲すべし。苟も以て天下國家の用を爲すべからざれば、則ち教へざるなり。苟も以て天下國家の用を爲すべき者は、則ち學に在らざるは無し。此れ之を教ふるの道なり。所謂之を養ふの道とは何ぞや。(二)之を饒にするに財を以てし、之を約するに禮を以てし、之を裁すに法を以てするなり。

(一) 嚴正の言語　(二) 財を増して之を豐にし、禮儀を以て之を取締り、法度を以て之を正す

何謂二饒レ之以レ

何をか之を饒にするに財を以てすと謂ふ。人の情、財に足らざれば、則ち貪鄙苟(一)

詩曰。奉レ璋峨峨。髦士攸レ宜。又曰。周王于邁。六師及レ之。言下文王所レ用。文武各得二其才一。而無中廢事上也。及レ至二夷厲之亂一。天下之才。又嘗少矣。至二宣王之起一。所三與圖二天下之事一者。仲山甫而已。故詩人歎レ之曰。德輶如レ毛。維仲山甫擧レ之。愛莫レ助レ之。蓋閔二人士之少。而山甫之無レ助也。宣王能用二仲山甫一。惟二其類一以新二美天下之士一。而後人才復衆。於レ是內修二政事一。外討二不庭一。而復有二文武之境土一。故詩人美レ之曰。薄言采レ芑。于二彼新田一。于二此菑畝一。言宣王能新二美天下之士一。使三之有二可レ用之才一。如下農夫新二美其田一。而使中之有上レ可レ采之芑甲也。由レ此觀レ之。人之才。未三嘗不下自二人主陶冶一而成上レ之者甲也。

新美にして、之をして用ふべきの才有らしむること、農夫の其田を新美にして、之をして采るべきの芑有らしむるが如きを言ふなり。此に由つて之を觀れば、人の才は、未だ嘗て人主の陶冶よりして之を成さざる者はあらざるなり。

(一)殷なり (二)强怨に一世に徧す (三)官に使役す (四)詩經大雅旱麓篇の語 (五)兎網を張る如き賤人、詩經周南兎罝の篇 (六)大雅棫樸篇に見ゆ (七)俊傑の士 (八)同篇中の語 (九)夷王厲王 (一〇)周室中興の君主 (一一)宣王を輔けて中興の業を成遂げし人 (一二)大雅烝民篇に出づ (一三)從はざる者 (一四)小雅采芑篇の語 (一五)新開田地の一歳を菑とし二歳を新田とす (一六)菜の名

所謂陶冶而成レ之者何也。亦敎レ之養レ之。

所謂陶冶して之を爲す者とは何ぞや。亦之を敎へ之を養ひ、之を取り之に任ずるに、其道有るのみ。所謂之を敎ふるの道とは何ぞや。古は天子諸侯、國より鄕

天下之才嘗少矣。當二是時一。文王能陶二冶天下之士一。而使三之皆有二士君子之才一。然後隨二其才之所一レ有而官二使之一。詩曰。豈弟君子。遐不レ作レ人。此之謂也。及二其成一也。微賤兎罝之人。猶莫レ不レ好レ德。兎罝之詩是也。又況於二在位之人一乎。夫文王惟能如レ此。故以征則服。以守則治。

詩に曰く、(四)豈弟の君子、遐ぞ人を作さざらんと。此の謂なり。其成るに及んでや、(五)微賤兎罝の人も、猶ほ德を好まざる莫し、兎罝の詩是なり。又況んや在位の人に於てをや。夫れ文王惟能く此の如し、故に以て征すれば則ち服し、以て守れば則ち治る。詩に曰く、(六)璋を奉ずる峨峨、(七)髦士の宜しき攸と。又曰く、(八)周王于に邁き、六師之に及ぶと。文王の用ふる所、文武各々其才を得て、而して廢事無きを言ふなり。(九)夷厲の亂に至るに及びて、天下の才、又嘗に少し。(一〇)宣王の起るに至り、與に天下の事を圖る所の者は、(一一)仲山甫のみ。故に詩人之を歎じて曰く、(一二)德の輶きこと毛の如し、維れ仲山甫之を擧げて、愛すれども之を助くる莫しと。蓋し人士の少くして、山甫の助無きを閔むなり。宣王能く仲山甫を用ひ、其類を推して以て天下の士を新美にし、而る後に人才復衆し。是に於て內は政事を修め、外は(一三)不庭を討じて、復文武の境土を有つ。故に詩人之を美として曰く、(一四)薄か言に芑を采る、(一五)彼の新田に于てし、此の菑畝に于てすと。宣王の能く天下の士を

陛下之指。以一一推二行此一。而人人蒙二其施一者乎。臣故曰。其勢必未レ能也。孟子曰。徒法不レ能二以自行一。非二此之謂一乎。然則方今之急。在於二人才一而已。誠能使二天下之才衆多一。然後在位之才。可下以擇二其人一而取中足焉。在位者得二其才一矣。然後稍視二時勢之可否一。而因二人情之患苦一。變二更天下之弊法一。以趨二先王之意一。甚易也。今之天下。亦先王之天下。先王之時。人才嘗衆矣。何至レ於レ今而獨不レ足乎。故曰。陶冶而成レ之者。非二其道一故也。

の才、以て其人を擇んで足る（三）を取るべし。在位の者其才を得て、然して後に漸く時勢の可否を視て、人情の患苦に因り、天下の弊法を變更して、以て先王の意に趨かんは、甚だ易し。今の天下も、亦先王の天下なり、先王の時、人才嘗（四）て衆かりき。何ぞ今に至つて獨り足らざらんや。故に曰く、陶冶して之を成す者、其道に非ざるが故なりと。

（一）御旨趣に叶ふ　（二）孟子離婁上篇に見ゆ　（三）用を足すを得　（四）誠に同じ

商之時。天下嘗大亂矣。在位貪毒禍敗。皆非二其人一。及二文王之起一。而

（一）商の時、天下嘗て大いに亂る。在位のもの貪毒禍敗（二）、皆其人に非ず。文王の起るに及んで、天下の才嘗に少し。是の時に當りて、文王能く天下の士を陶冶して、之をして皆士君子の才有らしめ、然る後に其才の有する所に隨つて之を（三）官使す。

臣又求三之於二閭巷草野之間一。而亦未レ見二其多一焉。豈非下陶冶而成レ之者。非二其道一而然上乎。臣以謂方今在位之人才不レ足者。以二臣使事之所レ及。則可レ知矣。今以二一路數千里之間一。能推二行朝廷之法令一。知三其所二緩急一。而一切能使三民以修二其職事一者甚少。而不才苟簡貪鄙之人。至レ不レ可レ勝レ數。其能講二先王之意一。以合二當時之變一者。蓋闔郡之間。往往而絕也。朝廷每二一令下一。其意雖レ善。在位者猶不レ能三推行使二膏澤加二於民一。而吏輙緣レ之爲レ姦。以擾二百姓一。臣故曰。在位之人才不レ足。而草野閭巷之間。亦未レ見二其多一也。

る、なり (五)市町村里 (六)教育の義、陶磁器を作り、刀劍を鍛ふるが如くするなり (七)其適法を得ざるためか (八)御用により出張したる範圍内 (九)江西一路 (一〇)物事を等閑にする者 (一一)全郡 (一二)恵澤

夫人才不レ足。則陛下雖レ欲下改二易更三革天下之事一以合中先王之意上。大臣雖レ有下能當二陛下之意一。而欲レ領レ此者上。九州之大。四海之遠。孰能稱二

夫れ人才足らざれば、則ち陛下天下の事を改易更革して、以て先王の意に合はんと欲すと雖も、大臣能く陛下の意に當りて、此を領せんと欲する者有りと雖も、九州の大、四海の遠、孰か能く陛下の指に稱ひ、以て一一此を推行して、人人其施を蒙る者あらんや。臣故に曰く、其勢必ず未だ能はざるなりと。孟子曰く、徒法は以て自ら行ふ能はずとは、此の謂に非ずや。然らば則ち方今の急は、人才に在るのみ。誠に能く天下の才をして衆多ならしめて、然して後に在位

加二之意一。則何爲而不レ成。何欲而不レ得。然而臣顧以謂乙陛下雖レ欲下改二易更三革天下之事一。合中於二先王之意一。其勢必不甲能者何也、以二方今天下之人才不一レ足故也。臣嘗試竊觀二天下在位之人一。未レ有下乏二於此時一者上也。夫人才乏レ於レ上、則有下沈廢伏匿在レ下。而不レ爲二當時所一レ知者上矣。

れば、則ち沈廢伏匿下に在りて、當時の知る所と爲らざる者有り。臣又之を閭(五)巷草野の間(四)に求むるに、而も亦未だ其多きを見ず。豈(六)陶冶して之を成す者、其道(七)に非ずして然るに非ざらんや。臣以謂らく、方今在位の人才足らざる者は、臣が(八)使事の及ぶ所を以てしても、則ち知るべし。今一路數千里の間を以て、能く朝廷の法令を推行し、其緩急する所を知りて、一切能く民(九)をして以て其職事を修めしむる者は甚だ少し。而して不才(一〇)苟簡貪鄙の人は、數ふるに勝ふべからざるに至る。其能く先王の意を講じて、以て當時の變に合はん者は、蓋し闔郡(一一)の間、往往にして絶ゆ。朝廷の一令下る每に、其意善しと雖も、在位の者猶ほ推行して膏澤(一二)を民に加へしむる能はずして、吏輙ち之に緣つて奸を爲して、以て百姓を擾す。臣故に曰く、在位の人才足らずして、草野閭巷の間、亦未だ其多きを見ざるなりと。

(一) 計ふに同じ　(二) 誠實に先王の意を參考斟酌す　(三) 唯今の世　(四) 不遇にして世に廢棄せられ、草野に伏し匿

而欲三一一修二先王之政。雖二甚愚者一猶知二其難一也。然臣以謂二今之失一。患在レ不レ法二先王之政一者。以謂レ當レ法二其意一而已。夫二帝三王。相去蓋千有餘載。一治一亂。其盛衰之時具矣。其所レ遭之變。所レ遇之勢。亦各不レ同。其施設之方亦皆殊。而其爲二天下國家一之意。本末先後未二嘗不一レ同也。臣故曰。當レ法二其意一而已。法二其意一。則吾所二改易更革一。不レ至レ乎下傾二駭天下之耳目一。囂中天下之口上。而固已合レ乎二先王之政一矣。

㊀孟子離婁上篇の語 ㊁評判程に仁澤行き渡らず ㊂遭遇する事變時勢共に往古と同一ならず ㊃改め變へ正す ㊄耳を驚かし目を駭かす ㊅喧囂ならしむるに及ばず

雖レ然以二方今之勢一揆レ之。陛下雖レ欲下改二易更三革天下之事。合中於先王之意上。其勢必不レ能也。陛下有二恭儉之德一。有二聰明睿智之才一。有二仁レ民愛レ物之意一。誠

然りと雖も方今の勢を以て之を揆るに、陛下天下の事を改易更革して、先王の意に合はんことを欲すと雖も、其勢必ず能はざらん。陛下恭儉の德有り、聰明睿智の才有り、民を仁し物を愛するの意有り。誠に之が意を加へば、則ち何を爲してか成らざらん、何を欲してか得ざらん。然り而して臣顧みて以て、陛下天下の事を改易更革して、先王の意に合はんと欲すと雖も、其勢必ず能はずと謂ふ者は何ぞや。方今天下の人才足らざるを以ての故なり。臣嘗て試みに竊に天下在位の人を觀るに、未だ此時より乏しき者は有らざるなり。夫れ人才上に乏しけ

今朝廷法嚴令具。無ㇾ所ㇾ不ㇾ有。而臣以謂ㇾ無二法度一者何哉。方今之法度。多不ㇾ合ㇾ乎二先王之政一故也。孟子曰。有二仁心仁聞一。而澤不ㇾ加ㇾ於二百姓一者。爲ㇾ政不ㇾ法ㇾ於二先王之道一故也。以二孟子之說一。觀二方今之失一。正在ㇾ於ㇾ此而已。夫以下今之世上。去二先王之世一遠。所ㇾ遭之變。所ㇾ遇之勢不ㇾ一。

今朝廷法嚴に令具りて、有らざる所無きに、臣以て法度無しと謂ふ者は何ぞや。方今の法度は、多く先王の政に合はざるが故なり。孟子曰く、仁心仁聞有つて、澤百姓に加はらざる者は、政を爲して先王の道に法らざるが故なりと。孟子の說を以て、方今の失を觀るに、正に此に在るのみ。夫れ今の世は、先王の世を去ること遠く、遭ふ所の變、遇ふ所の勢一ならざるを以てして、一二先王の政を修めんと欲す、甚愚者と雖も猶ほ其難きを知らん。然るに臣以て今の失、患先王の政に法らざるに在りと謂ふ者は、以て當に其意に法るべしと謂ふのみ。夫れ二帝三王、相去る蓋し千有餘載、一治一亂、其盛衰の時具はり、其遭ふ所の變、遇ふ所の勢、亦各〻同じからず、其施設の方亦皆殊なり。而して其天下國家を爲むるの意、本末先後未だ嘗て同じからずんばあらざるなり。臣故に曰く、當に其意に法るべきのみ、其意に法れば、則ち吾改易更革する所、天下の耳目を傾駭し、天下の口を囂するに至らずして、固より已に先王の政に合せんと。

陛下詳思而擇二其中一。幸甚。臣竊觀。陛下有二恭儉之德一。有二聰明睿智之才一。夙興夜寐。無二一日之懈一。聲色狗馬。觀游玩好之事。無二纖芥之蔽一。而仁レ民愛レ物之意。孚レ於二天下一。而又公下選天下之所レ願三以爲二輔相一者上屬レ之以レ事。而不レ貳レ於二讒邪傾巧之臣一。此雖二二帝三王之用一レ心。不レ過レ如レ此而已。宜二其家給人足。天下大治一。而效不レ至レ於レ此。顧內則不レ能レ無下以二社稷一爲上レ憂。外則不レ能レ無レ懼レ於二夷狄一。天下之財力。日以困窮。而風俗日以衰壞。四方有レ志之士。諰諰然常恐二天下之久不一レ安。此其故何也。患在レ不レ知二法度一故也。

臣に貳せず。此れ二帝三王の心を用ふると雖も、此の如きに過ぎざるのみ。宜しく其れ家々給し(八)人々足り、(九)天下大いに治るべし。而も效は此に至らず。顧ふに內は則ち社稷を以て憂と爲す無き能はず、(一〇)外は則ち夷狄に懼るゝ無き能はず、天下の財力、日に以て困窮して、風俗日に以て衰壞す。四方志有るの士、諰諰然(一一)として常に天下の久しく安からざらんを恐る。此れ其故何ぞや。患法度を知らざるに在るが故なり。

(一) 王公は常州より江西の提點刑獄に徙り、嘉祐中三司度支判官となる　(二) 朝廷　(三) 如何にすべきかを知らず　(四) 職掌上見聞せし所　(五) 耳目の愛好、禽獸の愛玩　(六) 寸毫の義　(七) 信なり　(八) 心を動かさず　(九) 堯、舜、禹、湯、文武　(一〇) 國家を以て憂とせざる能はず、內政治まらざるなり　(一一) 懼れ憂ふる貌

臣愚不肖。蒙レ恩備二使一路一。今又蒙レ恩召二還闕廷一。有レ所二任屬一。而當下以二使事一歸報中陛下上。不四自知三其所二以稱一レ職。而敢緣二使事之所一レ及。冒二言天下之事一。伏惟

卷之二十九

王安石介甫著

仁宗皇帝に上りて事を言ふ書

臣愚不肖、恩を蒙りて使に一路に備り、今又恩を蒙りて闕廷に召還し、任屬する所有り。當に使事を以て歸つて陛下に報ずべし、自ら其職に稱ふ所以を知らず。敢て使事の及ぶ所に緣りて、天下の事を冒言す。伏して惟ふに陛下詳思して其中を擇ばば、幸甚ならん。臣竊に觀るに、陛下恭儉の德有り、聰明睿智の才有り。夙に興き夜に寐ね、一日の懈無く、聲色狗馬、觀游玩好の事、纖介の蔽無くして、民を仁し物を愛するの意、天下に孚す。而して又天下の以て輔相と爲すを願ふ所の者を公選して、之に屬するに事を以てして、讒邪傾巧の

正邪。未可知也。而焚之而惑後世。庸詎知非謀己之姦計乎。或曰。造辭而言。詭辭而出。異乎此。曰。此非聖人之所嘗言也。今萬一有是理。亦謂君臣之間。議論之際。不欲漏其言於一時之人耳。豈杜其告萬世也。噫以誠信待己。而事其君。而不欺乎萬世者鄭公也。益知其賢云。豈非然哉。豈非然哉。

乎。然則焚レ稾者非歟。曰焚レ稾者誰歟。非ニ伊尹周公爲一レ之也。近世取ニ區區之小亮一者爲レ之耳。其事又未レ是也。何則以レ焚ニ其稾一爲レ掩ニ君之過一。而使ニ後世傳一レ之。則是使ニ後世不一レ見ニ稾之是非一。而必中其過常在レ於君。美常在レ於己也。豈愛ニ其君一之謂歟。孔光之去ニ其稾之所一レ言。其在ニ

の過を掩ふと爲して、後世に之を傳へしめば、則ち是れ後世稾の是非を見ずして、其過常に君に在り、美常に己に在るを必とせしむるなり。豈其君を愛するの謂ならんや。(三)孔光の其稾の言ふ所を去りしは、其正邪に在つては、未だ知るべからず。而して之を焚いて後世を惑はす、庸詎ぞ(四)己を謀るの姦計に非ざるを知らんや。或は曰く、(五)造辟して言ひ、詭辭して出す。此と異りと。曰く、此れ聖人の嘗て言ふ所に非ざるなり。今萬一是の理有るも、亦君臣の間、議論の際、其言を一時の人に漏すを欲せざるを謂ふのみ、豈其萬世に告ぐるを杜がんや。噫誠信を以て己を待ちて、其君に事へ、而して萬世を欺かざる者は(六)鄭公なり。益〻其賢を知ると云ふは、豈然るに非ずや、豈然るに非ずや。

(一) 尊者親者賢者　(二) 唐の高士陳登議あれば卽ち之を焚く、宋の孫洙も亦然りき　(三) 漢の孔光は奏議あれば、之を削り去りし人なり　(四) 自家の爲にする奸謀　(五) 春秋文公六年の穀梁傳に出づ、君前に正言し廷を出でては詭り言ふ義　(六) 防に同じ

事。是啓二其怠且忌一矣。太宗末年。羣下既知二此意一而不レ言。漸不レ知二天下之得失。至レ於二遼東之敗一。而始恨二鄭公不一レ在。世未三嘗知二其悔之萌芽出一於レ此也。夫伊尹周公。何如人也。伊尹周公之切二諫其君一者。其言至深。而其事至迫。存二之於一レ書。未二嘗掩一焉。至レ今稱二太甲成王一爲二賢君一。而伊尹周公爲二良相一者。以二其書可一レ見也。令三當時削而棄レ之。成二區區之小讓一。則後世何所二據依一而諫。又何以知二其賢且良一與。桀紂幽厲始皇之亡。則其臣之諫詞無レ見焉。非二其史之遺一。乃天下不二敢言一而然也。則諫諍之無レ傳。乃此數君之所四以益暴三其惡於二後世一而已矣。

れしに非ず。乃ち天下敢て言はずして然りしなり。則ち諫諍の傳ふる無き、乃ち此數君の益〻其惡を後世に暴せし所以のみ。(九)

(一)小信 (二)諫諍の實が後世に傳はるを忌みて隱蔽するなり (三)政に怠り人言を忌むの心を開き直す (四)貞觀十九年高麗を攻めて功無し、帝深く悔いて復魏徵を懷ふ (五)しきりに諫む (六)伊尹は太甲を相け、周公は成王を輔く (七)相違戻するなり (八)夏の桀王、殷の紂王、周の幽王厲王、秦の始皇 (九)暴露

或曰。春秋之法。爲二尊親賢者一諱。與レ此戻矣。夫春秋之所三以諱二者惡也。納レ諫豈惡

或は曰く、春秋の法は、(一)尊親賢者の爲に諱む。此とは戻れりと。夫れ春秋の諱む所以の者は惡なり、諫を納るゝ豈惡ならんや。然らば則ち槀を焚く者は非か。曰く、(二)槀を焚く者は誰ぞ、伊尹周公之を爲すに非ざるなり。近世區區の小亮を取る者之を爲すのみ。其事又未だ是ならず。何となれば則ち其槀を焚くを以て、君

正之道而已矣。大公至正之道、非下滅二人言一以掩二己過一。取二小亮一以私中其君上。此其不可者也。又有二甚不可者一。夫以二諫諍一爲レ當レ掩。是以二諫諍一爲レ非レ美也。則後世誰復當二諫諍一乎。況前代之君。有二納諫之美一。而後世不レ見。則非三惟失二一時之公一。又將レ使四後世之君。謂三前代無二諫諍之

するに非ず。此れ其不可なる者なり。又甚だ不可なる者有り。夫れ諫諍を以て當に掩ふべしと爲すは、是れ諫諍を以て美に非ずと爲すなり。則ち後世誰か復(一)當に諫諍すべき。況んや前代の君、納諫の美有り、而も後世見はれずば、則ち惟一時の公を失ふのみに非ず、又將に後世の君をして、前代諫諍の事無しと謂はしめんとす。是れ其(三)怠且つ忌を啓くなり。太宗の末年、群下既に此意を知つて言はず、漸く天下の得失を知らず。(四)遼東の敗に至つて、始めて鄭公の在らざるを恨みき。世未だ嘗て其悔の萌芽此に出でしを知らざるなり。夫れ伊尹周公は、何如なる人ぞ。伊尹周公の其君を(五)切諫せし者は、其言至深にして、其事至迫、之を書に存して、未だ嘗て掩はず。今に至るまで(六)太甲成王を稱して賢君と爲し、伊尹周公を良相と爲す者は、其書の見るべきを以てなり。當時をして削つて之を棄て、區區の(七)小諒を成さしめば、則ち後世何の據依する所あつて諫め、又何を以て其賢且つ良を知らんや。(八)桀紂幽厲始皇の亡びしは、則ち其臣の諫詞見る無し。其史の遺

屈己以從羣臣之議◦而魏鄭公之徒。喜遭其時。感知己之遇。事之大小無不諫諍。雖其忠誠自至。亦得君而然也。則思唐之所以治。太宗之所以稱賢主。而前世之君不及者。其淵源皆出於此也。能知其有此者。以其書存也。及觀鄭公以諫諍事付史官。而太宗怒之。薄其恩禮。失終始之義。則未嘗不反覆嗟惜。恨其不思。而益知鄭公之賢焉。

遭ふを喜び、知己の遇に感じて、事の大小諫諍せざる無きを觀るに、其忠誠自ら至ると雖も、亦君（三）を得て然るなり。則ち唐の治まる所以、太宗の賢主と稱せられて、前世の君及ばざる所以の者を思ふに、其淵源皆此に出づるなり。能く其此有るを知る者は、其書の存するを以てなり。鄭公が諫諍の事を以て史官（四）に付せしに、太宗之を怒り、其恩禮（五）を薄うし、終始の義を失ひしを觀るに及んで、則ち未だ嘗て反覆嗟惜、其思はざる（六）を恨みずんばあらず、而して益〻鄭公の賢を知れり。

（一）唐太宗　（二）魏徴鄭國公に封ぜらる　（三）明君を得たるが爲なり　（四）諫諍の事蹟を歴史官に付與す　（五）侯君集の異圖に與せしかを疑ひ又公主を尙するを取消しし類　（六）太宗の思慮せざりし點

夫君之使臣。與臣之事君者何。大公至

夫れ君の臣を使ふと、臣の君に事ふる者とは何ぞや。大公至正の道のみ。大公至正の道とは、人言を滅して以て己が過を掩ひ、小亮を取つて以て其君に私

不レ與二其勤一。亦所二其土俗一。至レ有レ餘輒斥二散之一。不レ爲二黍累計惜一。樂二淡泊無レ累。則又若三能勝二其當レ施喜レ爭之心一可レ知也。或曰。使下其人不レ汨二溺其所レ學。其歸一當於レ義。則傑然睎二邑人一者。必道常乎。此予未二敢必一也。慶曆三年九月。與二其徒一謀曰。吾排二蓬蒿一。治二是院一。不三自意二成就如レ此。今老矣。恐四泯泯無三聲畀二來人一。相與圖二文字一。買レ石刻レ之。使下永與二是院一俱傳上。可不可也。咸曰然。推二其徒了思一。來請レ記。遂來。予不レ讓。爲申二其可レ言者一。寵二嘉之一。使三刻示二邑人一。其有レ激也。

永く是の院と倶に傳はらしめん、可か不可かと。咸曰く然りと。其徒了思を推し、來つて記を請はしむ。遂に來る、予譲らず。爲に其言ふべき者を申ね、之を寵嘉し(一五)、刻して邑人に示さしむ。其れ激する有らん(一六)。

(一)記錄無し　(二)眞宗の年號　(三)門は奥深く　(四)宮殿は高大　(五)小座敷、庖厨、寶庫米庫　(六)塔　(七)鐘、鉢、大鼓、木魚、法螺　(八)かけ物　(九)生計を治むる事　(一〇)黍累は數量の名、寸毫もと云ふに同じ　(一一)沈溺　(一二)雜草　(一三)沈み亡ぶる貌　(一四)聲名の後世に傳はらざるなり　(一五)賞めよろこぶ　(一六)邑人をして憤激せしむる所あらん

魏鄭公の傳に書す

予觀下太宗常

(一)予太宗の常に己を屈して、以て羣臣の議に從ひ、而して(二)魏鄭公の徒、其時に

治教使移也。

雲峰院在縣極西界。無籍圖。不知自何時立。景德三年。邑僧道常。治其院而修之。門闥靚深。殿寢言言。棲客之廬。齋庖庫庾。序列兩旁。浮圖所用鐃鼓魚螺。鐘磬之編。百器備完。吾聞道常氣質偉然。雖索其學。其歸未能當於義。然治生事

雲峰院は縣の極西界に在り、籍圖無く、何の時より立つかを知らず。景德三年、邑僧道常、其院を治めて之を修にす。門闥靚深、殿寢言言、客を棲むるの廬、齋庖庫庾、兩旁に序列し、浮圖用ふる所の鐃鼓魚螺、鐘磬の編、百器備完す。吾聞く、道常は氣質偉然、其學を索むるに、其歸未だ義に當る能はずと雖も、然れども生事を治めて其勤を廢せず、亦其土俗に稱ふ。餘有るに至れば、輒ち之を斥散して、黍累計惜を爲さず。淡泊累無きを樂しむ。則ち又能く其施を嗇し、爭を喜むの心に勝つが若きこと知るべきなり。或は曰く、其人をして其學ぶ所に汨溺せずして、其歸一に義に當らしめば、則ち傑然として邑人に睎さん者は、必ず道常ならんと。此れ予未だ敢て必せざるなり。慶歷三年九月、其徒と謀つて曰く、吾蓬藋を排して、是の院を治め、自ら成就此の如きを意はず。今老ゆ、泯泯として聲の來人に畀ふる無きを恐れ、相與に文字を圖し、石を買つて之を刻し、

蓄之貨。無有纖鉅洽成盡其身力。其勤如此。富者兼田千畝。廩實藏錢。至累歲不發。然視捐一錢可以易死。寧死無所捐。其於施何如也。其間利害不能以秭米。父子兄弟夫婦。相去若奕碁。然於其親。固然。於義厚薄。可知也。長少挨坐里閭。相講語以法律。意嚮小戾。則相告訐。結黨譸張。事關節以動視聽。甚者畫刻金木爲章印。摹文書以結吏。立縣庭下。變僞一日千出。雖笞扑徙死交迹。不以屬心。其喜爭訟。豈比州他縣哉。民雖勤而習如是。漸涵入骨髓。故賢令長佐吏比肩。常病其未易

く戻れば、則ち相告訐し、(一七)黨を結びて譸張し、(一八)關節を事として、(一九)以て視聽を動かす。甚しき者は金木を畫刻して(二〇)章印を僞り、文書を摹して以て吏に結び、縣庭の下に立ち、變僞一日千出、笞扑徙死迹を交ふと雖も、(二一)以て心に屬せず。其爭訟を喜むこと、豈州の他縣に比せんや。民勤むと雖も而も習是の如く、漸涵して(二二)骨髓に入る。故に賢令長佐吏肩を比ぶるも、常に其未だ治教移らしめ易からざるを病ふ。

(一)物を施す事に吝嗇なり (二)爭訟 (三)病患 (四)行きどまり (五)野饋なり、饋餉を野に運ぶ (六)瘦田と肥田と (七)廢れたる地無し (八)耕耘盡瘁 (九)小大 (一〇)田畠を治むるに全力を盡す (一一)倉廩充實、藏錢頗多 (一二)何故に斯く吝嗇なるかと驚く程なるを謂ふ (一三)細微に喩ふ、小米なり (一四)博奕者の相仇視する如し (一五)義理人情の事 (一六)並び生ず (一七)告發す (一八)虛言を加へて言張る (一九)權要に造請する意の俗語 (二〇)金や木に彫刻して他の印章を僞造す (二一)笞杖流死の刑に處せらるゝ者迹を接す (二二)漸次に浸在す

分寧人勸レ生而嗇レ施。薄レ義而嚚レ爭。其土俗然也。自レ府來抵二其縣一五百里。在二山谷窮處一。其人修二農桑之務一。率數口之家。留二一人一。守レ舍行レ饁。其外盡在レ田。田高下磽腴。隨レ所レ宜雜二植五穀一。無二廢壞一。女婦蠶杼無二懈人一。茶鹽蜜紙。竹箭材

分寧縣雲峰院記

分寧の人は生を勸めて施(一)を嗇し、義を薄うして爭(二)を喜む、其土俗然るなり。府(三)より來つて其縣に抵るまで五百里、山谷窮處(四)に在り、其人農桑の務を修め、率ね數口の家、一人を留めて、舍を守り饁(五)を行ふ。其外は盡く田に在り、田の高(六)下磽腴、宜しき所に隨つて五穀を雜植して、廢壞(七)無し。女婦蠶杼(八)に懈る人無く、茶鹽蜜紙、竹箭材葦の貨に、纖鉅(九)有る無く、治咸(一〇)其身力を盡す。其勤むるや此の如し。富める者は田千畝を兼ね、廩實(一一)藏錢、累歲發せざるに至る。然れども一錢を損するを視ることは、以て死に易ふべしとし、寧ろ死すとも損する所無し。其施(一二)に於ける何如ぞや。其間の利害(一三)、稊米を以てする能はざるたに、父子兄弟夫婦、相去ること奕碁(一四)の若く然り。其親に於けるすら固より然り、義(一五)の厚薄に於ては知るべきなり。長少里閭(一六)に挨坐し、相講語するに法律を以てし、意嚮小し

之中三山。西曰閩山。東曰九仙山。北曰粤王山。三山者鼎趾立。其附山蓋佛老子之宮以數十百。其瑰詭殊絶之狀。蓋已盡人力。光祿卿直昭文館程公爲是州。得閩山嶔崟之際。爲亭於其處。其山川之勝。城邑之大。宮室之榮。不下簟席而盡於四矚。程公以謂在江海之上。爲登覽之觀。可比於道家所謂蓬萊方丈瀛洲之山。故名之曰道山之亭。閩以險且遠。故仕者常憚往。程公能因其地之善。以寓其耳目之樂。非獨忘其險且遠。又將抗其思於埃壒之外。其志壯哉。程公於是州。以治行聞。既新其城。又新其學。而其餘功又及於此。蓋其歲滿。就更廣州。拜諫議大夫。又拜給事中集賢殿修撰。今爲越州。字公闢。名師孟云。

耳目の樂を寓す。獨り其險且遠を忘るゝのみに非ず、又將に其思を埃壒(一二)の外に抗げんとするなり、其志壯なるかな。程公の是の州に於ける、治行を以て聞ゆ。既に其城を新にし、又其學を新にして、其餘功又此に及ぶ。蓋し其歳滿(一三)つるや、就いて廣州に更まり、諫議大夫に拜し、又給事中集賢殿修撰に拜せり。今は越州に爲り。字は公闢、名は師孟と云ふ。

(一)地名 (二)中央部 (三)塗に同じ、街道なり、溝に沿ひたる道を塗と言ふ (四)山麓に喬木多し (五)僧侶と道士と (六)鼎の足の如し (七)附屬の山々 (八)立派に勝れたる樣 (九)山勢登立の貌 (一〇)簟は竹席なり (一一)東海中に在りと云ふ三仙山 (一二)塵埃 (一三)任期滿ちて後

福州治二侯官一。於レ閩爲二土中一。所レ謂閩中也。其地於レ閩爲二最平以廣一。四出之山皆遠。而長江在二其南一。大海在二其東一。其城之内外皆涂。旁有レ溝。溝通潮汐一。舟載者晝夜屬レ於二門庭一。麓多二傑木一。而匠多二良能一。人以二屋室鉅麗一相矜。雖二下貧一必豐二其居一。而佛老子之徒。其宮又特盛。城

福州は侯官に治す、閩に於て土中と爲す、所謂閩中なり。其地閩に於て最も平に以て(一)廣しと爲す。(二)四出の山皆遠くして、長江其南に在り、大海其東に在り。其城の内外は皆涂にして、旁に溝有り、溝に潮汐を通じ、舟載する者、晝夜門庭に屬す。麓に(三)傑木多くして、匠に良能多く、人は屋室鉅麗を以て相矜り、下貧と雖も、必ず(四)其居を豐にす。而して佛老子の徒は、其宮又特に盛なり。城の中三山あり、西を閩山と曰ひ、東を(五)九僊山と曰ひ、北を粤王山と曰ふ。三山は(六)鼎趾のごとく立つ。其附山は蓋し佛老子の宮數十百を以てす。其瓌詭殊絶の狀、蓋し已に人力を盡せり。(七)光祿卿直昭文館程公、是州と爲り、閩山(八)嶔崟の際を得て、亭を其處に爲る。其山川の勝、城邑の大、宮室の榮、(九)簟席を下らずして四矚に盡く。程公以謂らく、江海の上に在りて、(一〇)登覽の觀を爲す、道家の所謂(一一)蓬萊方丈瀛州の山に比すべしと。故に之に名づけて道山の亭と曰ふ。閩は險且つ遠なるを以て、故に仕ふる者常に往くを憚かる。程公能く其地の善に因つて、以て其

縣。大爲レ州。然其四顧亦山也。其塗或逆坂如二絲絙一。或垂崖如二一髮一。或側徑鉤二出於二不測之谿一。上皆石芒峭發。擇然後可レ投レ歩。負戴者。雖二其土人一。猶側レ足然後能進。非二其土人一。罕レ不レ顚也。其谿行則水皆自レ高瀉下。石錯二出其間一。如二林立一。如二士騎一。滿野千里。下上不レ見二其首尾一。水行二其隙間一。或衡縮蟉糅。或逆走旁射。其狀若二蚓結一。若二蟲鏤一。其旋若レ輪。其激若レ矢。舟泝沿者投二便利一。失二毫分一輒破溺。雖二其土長川居之人一。非下生而習二水事一者上。不下敢以二舟楫一自任上也。其水陸之險如レ此。漢嘗處二其衆江淮之間一。而墟二其地一。盡以二其陿多一レ阻。豈虛也哉。

下上(一〇)其首尾を見ず。水其隙間を行くに、或は衡縮(一一)蟉糅、或は逆走旁射(一二)、其狀蚓(一三)結の若く、蟲鏤(一四)の若し。其旋ぐるや輪の若く、其激するや矢の若し。舟の泝沿(一五)する者、便利に投ず。毫分を失へば輒ち破溺す。其土長川居(一六)の人と雖も、生れて水事に習ふ者に非ざれば、敢て舟楫を以て自ら任ぜざるなり。其水陸の險此の如し。漢嘗て(一七)其衆を江淮の間に處きて、其地を墟にせりと。蓋し其陿くして阻多きを以てなり、豈虛ならんや。

(一) 七族　(二) 縆に同じ　(三) 山と山との間に挾まる　(四) 逆還しの急坂、宛も綱渡りの如し　(五) 垂直の懸崖、路幅髮の如し　(六) 路傾斜して深谷に突出す　(七) 其上に尖石突出す　(八) 荷を負ひ物を戴ける者　(九) 注ぎ下る　(一〇) 上下とも其終始を見る能はず　(一一) 縱横にうねり廻る貌　(一二) 逆流し四傍に湧く　(一三) 蚯蚓の身をまきつくるが如く　(一四) 蟲蝕の痕跡　(一五) 流に沿ひ又は泝上す　(一六) 其土地に生長す　(一七) 漢武帝

因以及ㇾ乎二其跡一耶。其亦欲下推二其事一以勉中其學者上耶。夫人之有二一能一而使二後人尚ㇾ之如ㇾ此。況仁人壯士之遺風餘思。被ㇾ於二來世一者何如哉。

道山亭記

閩故隷ㇾ周者七。至ㇾ秦開二其地一。列ㇾ於二中國一。始并爲二閩中郡一。自二粵之太末。與二吳之豫章一。爲二其通路一。其路在ㇾ閩者。陸出則阸ㇾ於二兩山之間一。山相屬無二間斷一。累二數驛一乃一得二平地一。小爲ㇾ

閩の故周に隷せし者七(一)、秦に至つて其地を開きて、中國に列し、始めて幷せて閩中郡と爲し、粵(二)の太末と、吳の豫章とより、其通路を爲る。其路の閩に在る者は、陸出なれば則ち兩山(三)の間に阨し、山相屬して間斷無く、數驛を累ねて乃ち一たび平地を得、小を縣と爲し、大を州と爲す。然も其四顧も亦山なり。其塗或は逆坂緣絙(四)の如く、或は垂崖一髮(五)の如く、或は側徑不測(六)の谿に鉤出す。上は皆石芒峭發(七)、擇んで然る後に步を投ずべし。負藏(八)する者は、其土人と雖も、猶ほ足を側てて然る後に能く進み、其土人に非ざれば、躓かざるもの罕なり。其谿行は、則ち水皆高きより瀉(九)下し、石其間に錯出し、林立の如く、士騎の如く、滿野千里、

豈信然邪。方ニ羲之之不ㇾ可ニ强以ㇾ仕。而嘗極ニ東方ー。出ニ滄海ー。以娛ニ其意於ニ山水之間ー。豈有ニ徜徉肆恣。而又嘗自休ニ於ㇾ此邪。羲之之書。晩乃善。則其所ㇾ能。蓋亦以ニ精力ー自致者。非ニ天成ー也。然後世未ㇾ有ニ能及者ー。豈其學不ㇾ如ㇾ彼邪。則學固豈可ニ以少ー哉。況欲ニ深造ニ道德ー者邪。墨池之上。今爲ニ州學舍ー。教授王君盛。恐ニ其不ㇾ章也。書ニ晉王右軍墨池之六字於ニ楹間ー。以揭ㇾ之。又告ㇾ於ㇾ鞏曰。願有ㇾ記。推ニ王君之心ー。豈愛ニ人之善ー。雖ニ一能ー不ニ以廢ー而

と固より豈以て少くべけんや(一〇)。況んや深く道德に造らんと欲する者をや。墨池の上は、今は州の學舍爲り、教授王君盛、其章れざるを恐れて、晉王右軍墨池の六字を楹間(一一)に書して、以て之を揭ぐ。又鞏に告げて曰く、願くは記する有れと。王君の心を推すに、豈人の善を愛する、一能と雖も以て廢せず、而して因つて以て其跡に及ぶか。其れ亦其事を推して以て其學ぶ者を勉めしめんと欲するか。夫れ人の一能有るすら、後人をして之を尙ばしむること此の如し。況んや仁人壯士(一二)の遺風餘思、來世に被る者、何如ぞや。

(一) 江西省建昌府　(二) むつくりと高き貌　(三) くぼめる貌　(四) 長方形　(五) 南朝宋代の人、臨川の内史たり　(六) 後漢の草聖　(七) 會稽王より臨川太守を授けられし旨晉書に見ゆ、されど本文は其說を採らざるなり　(八) 東方滄海に出て山水をのみ至樂とせり　(九) 精力を竭して勉強せし結果　(一〇) 缺くべきに非ざるなり　(一一) 堂上に對立せる兩柱を楹と曰ふ　(一二) 嚴正の君子

既得三以休二其暇日一。乃自以爲レ不レ足。而思二之於レ此。雖二今之吏不レ得三以盡行二其志一。然迹二君之勤如レ此。則池之人。其有下不レ蒙二其澤一者上乎。故予爲レ之書。

臨川之城東有レ地。隱然而高。以臨レ於レ溪。曰二新城一。新城之上有レ池。窪然而方以長。曰二王羲之之墨池一者。荀伯子臨川記云也。羲之嘗慕二張芝一。臨レ池學レ書。池水盡黑。此爲二其故蹟一。

墨池記

(一)臨川の城東に地有り、(二)隱然として高く、以て溪に臨む、新城と曰ふ。新城の上池有り、(三)窪然として(四)方にして以て長し、王羲之の墨池と曰ふ者なり。(五)荀伯子が臨川の記に云ふ、羲之嘗て(六)張芝を慕ひ、池に臨んで書を學び、池水盡く黑し、此を其故蹟と爲すと。豈信に然るか。(七)羲之の强ふるに仕を以てすべからざるに方つて、嘗て(八)東方を極めて、滄海に出で、以て其意を山水の間に娛めき。豈徜徉肆恣、而して又嘗て自ら此に休する有らんや。羲之の書、晩は乃ち善し。則ち其能くせし所は、蓋し亦(九)精力を以て自ら致しし者にして、天成に非ざるなり。則ち然も後世未だ能く及ぶ者は有らず。豈其學ぶこと彼に如かざるか。則ち學ぶこ

者雖無窮而易應也。雖善惡而易治也。故所與由之。必人之所安也。所與違之。必人之所厭也。如此者。未有不始於思。然後得於已。得於已。故謂之德。正已而治人。故謂政。夫政者豈止於治文書。督賦斂。斷獄訟而已乎。然及其已得矣。則無私也。已化矣。則亦豈止於政哉。古君子之治。未嘗有易此者也。今君之學。於書無所不讀。而尤深於春秋。其挺然獨見。破去前惑。人有所不及也。來爲是邦。施用素學。以修其政。

書を治め、賦斂を督し、獄訟を斷ずるのみに止まらんや。然も其已に得るに及べば、則ち私(六)無し。(七)已に化すれば、則ち亦豈政に止まらんや。古君子の治、未だ嘗て此に易ふる者は有らざるなり。今君の學、書に於て讀まざる所無くして、尤も春秋に深し。其挺然(八)獨見、前惑を破去する、人の及ばざる所有り。來つて是の邦を爲むるや、素學(九)を施用し、以て其政を修む。既に以て其暇日を休するを得て、乃ち自ら以て足らずと爲して、之を此に思ふ。今の吏は、以て盡く其志を行ふを得ずと雖も、然れども君の勤むる此の如きを迹ねば(一〇)、則ち池の人、其れ其澤を蒙らざる者有らんや。故に予之が爲に書す。

(一)由り從ふ　(二)違ひ背く　(三)思慮分別　(四)自己に合點會得す　(五)德は得、政は正の義を述ぶるなり　(六)「私」の字を「思」に做して見ば意更に明なるに似たり　(七)深造自得、心と融化せし以上は萬物すべて化するを得べし、豈政に限らんや　(八)特出の貌　(九)平素研究せし學問　(一〇)尋究せば

之。初君之治ニ此堂ー。得ニ公之餘錢ー。以易ニ其舊腐壞斷ー。既完以固。不レ斉ニ寒暑ー。闢而卽レ之。則舊圃之際。涼臺清池。遊息之亭。微步之徑。皆在ニ其前ー。平畦淺檻。佳花美木。竹林香草之植。皆在ニ其左右ー。君於レ是退ニ處其中ー。幷レ心一レ意。用ニ其日夜之思ー者。不ニ敢忘ニ其政ー。則君之治レ民之意勤矣乎。

政を忘れず。則ち君の民を治むるの意、勤むるかな。

(一) 池州の知事 (二) 施政の方法を思考す (三) 公貲用の殘餘 (四) 完全堅固 (五) 雜草雜木を伐り拓く (六) 平坦の田圃質素なる建物

夫接レ於レ人無レ窮。而使ニ人善惑ー者事也。推移無レ常。而不レ可ニ以拘ー者時也。其應無レ方。而不レ可ニ以易ー者理也。知ニ時之變ー而因レ之。見ニ必然之理ー而循レ之。則事

夫れ人に接するや窮り無くして、人をして善く惑はしむる者は事なり。推移常無くして、以て拘るべからざる者は時なり。其應ずるや方無くして、以て易ふべからざる者は理なり。時の變を知つて之に因り、必然の理を見て之に循はば、則ち事なる者無窮なりと雖も應じ易く、善く惑はすと雖も治め易からん。故に與に之に由る所は、(一)必ず人の安んずる所なり、與に之に違ふ(二)所は、必ず人の厭ふ所なり。此の如き者は、未だ思に始つて(三)然る後に己に(四)得ざるは有らず。己に得、故に之を德と謂ひ、(五)己を正しうして人を治む、故に政と謂ふ。夫れ政は、豈文

有間矣。不習而有爲。與夫素得之者。則有間矣。予故采於越。得公所推行。樂爲之識其詳。豈獨以慰越人之思。將使吏之有志於民者。不幸而遇歲之菑。推公之所已試。其科條可不待頃而具。則公之澤。豈小且近乎。公元豐二年。以大學士加太子少保致仕。家於衢。其直道正行在於朝廷。豈弟之實在於身者。此不著。著其荒政可師者。以爲越州趙公救菑記云。

思政堂記

尚書祠部員外郎集賢校理太原王君。爲池州之明年。治其後堂北嚮。而命之曰思政之堂。謂其出政於南嚮之堂。而思之於此也。其冬。予客過池。而屬予記。

尚書祠部員外郎集賢校理太原の王君、池州爲るの明年、(一)其後堂を治めて北に嚮はしめ、之に命じて思政の堂と曰ふ。其政を南嚮の堂に出して、(二)之を此に思ふを謂ふなり。其冬、予客として池を過ぎるや、予に屬して之を記せしむ。初め君の此堂を治むる、(三)公の餘錢を得て、以て其舊腐壞斷に易へき。既に完く(四)以て固く、寒暑に窘せず。(五)闢いて之に即けば、則ち舊圃の勝、涼臺清池遊息の亭、微歩の徑、皆其前に在り、(六)平畦淺檻、佳花美木、竹林香草の植は、皆其左右に在り。君是に於て其中に退處し、心を并せ意を一にし、其日夜の思を用ふる者、敢て其

州縣推二布上恩一。人人盡二其力一。公所二拊循一。民尤以爲レ得二其依歸一。所四以經二營綏三輯先後始終之際一。委曲纖悉。無二不レ備者一。其施雖レ在レ越。其仁足三以示二天下一。其事雖レ行二於一時一。其法足二以傳一レ後。蓋菑沴之行。治世不レ能レ使二之無一。而能爲二之備一。民病而後圖レ之。與二夫先レ事而爲レ計者一。則

り、其事は一時に行はると雖も、其法は以て後に傳ふるに足れり。蓋し菑沴(六)の行はるゝ、治世も之をして無からしむる能はず。而して能く之が備を爲し、民病んで後に之を圖ると、夫の事に先つて計を爲す者とは、則ち間有り(七)。習はずして爲す有ると、夫の素之を得る者とは、則ち間有り。予故に越に采り(八)、公の推行せし所を得、之が爲に其詳を識すを樂しむ。豈獨り以て越人の思を慰めんや、將に吏の民に志有る者をして、不幸にして歳の菑に遇はば、公の已に試みし所を推さしめんとす。其科條は頃(九)を待たずして具ふべし。則ち公の澤、豈小且つ近ならんや。公元豐二年、大學士を以て太子少保を加へられ、致仕して衢(一〇)に家す。其直道正行の朝廷に在ると、豈弟(一一)の實の身に在る者とは、此に著さず。其荒政師と爲すべき者を著して、以て越州趙公菑を救ふの記と爲すと云ふ。

㊀ 呉越に向ふ ㊁ 帝の恩澤を推廣む ㊂ 撫循に同じ ㊃ 安んじ和らぐ ㊄ 細密の點までも行屆く ㊅ 惡疫災害なり、沴は惡氣 ㊆ 大差有るを謂ふ ㊇ 捜し求め采る ㊈ 頃刻なり、少時 ㊉ 州名 (一一) 諸々和樂の實況

在處隨收瘞之。法廩窮人。盡三月當止。是歲盡五月止。而事有非便文者。公一以自任。不以煩其屬。有上請者。或便宜多輙行。公於此時。早夜憊心力。不少懈。事鉅細必躬親。給病者藥食。多出私錢。民不幸罹旱疫。得免於轉死。雖死得無失斂埋。皆公力也。

自ら任じ、以て其屬を煩はさず。上請(五)する者有るに、或は便宜多ければ輙ち行ふ。公此時に於て、早夜(六)心力を憊らして、少くも懈らず。事鉅細必ず躬親ら病者に藥食を給する、多く私錢(七)を出せり。民不幸にして旱疫に罹るも、轉(八)死を免るゝを得、死すと雖も斂埋(九)を失ふこと無きを得しは、皆公の力なり。

(一)病院　(二)病に應ずる適宜の處置　(三)收め埋む　(四)便法ならざるもの　(五)上言請求　(六)夙夜に同じ
(七)自家の財を投ず　(八)路傍に顚倒して死す　(九)埋葬

是時旱疫被於吳越。民饑饉疾癘。死者殆半。蓄未有鉅於此也。天子東向憂勞。

是の時旱疫吳越に被り、民饑饉疾癘し、死する者殆ど半。蓄未だ此より鉅いなるは有らず。天子東向(一)憂勞し、州縣(二)上恩を推布し、人人其力を盡す。公の拊循(三)する所、民尤も以爲らく其依歸を得と。先後始終の際に經營綏輯(四)する所以、委(五)曲纖悉、備はらざる者無し。其施は越に在りと雖も、其仁は以て天下に示すに足

去二其家一者勿給。計二官爲不一レ足レ用也。取下吏之不レ在レ職而寓レ於レ境者上。給二其食一而任以レ事。不レ能二自食一者。有二是具一也。能自食者。爲レ之告二富人一。無レ得レ閉レ糶。又爲レ之出二官粟一。得二五萬二千餘石一。平二其價一予レ民。爲二糶レ粟之所一。凡十有八。使二糶者自便一。如レ受レ粟。又僦レ民完レ城四千一百文。爲レ工三萬八千。計二其傭一與レ錢。又與レ粟再二倍之一。民取二息錢一者。告二富人一。縱二予之一而待レ熟。官爲責二其償一。棄二男女一者。使二人得レ收二養之一。

にす。民の息錢(九)を取れる者は、富人に告げ、之に縱予(一〇)して熟を待たしめ、官爲(一一)に其償を責め、男女を棄つる者は、人をして之を收養するを得しむ。

㈠貧窮者に下す扶持米　㈡送致舉獻せし物　㈢流離出亡　㈣便宜に從はしむ　㈤現官だけにては人數不足せんことを計りてと也、「爲」の字は「屬」の訛かといふ說あり　㈥賣出し　㈦便宜に就かしむる事　㈧傭賃なり　㈨利息のつく金を借りし人　㈩猶擔貸假　(一一)期限には債主に代つて官之を督責す

明年春。大疫。爲二病坊一。處二疾病之無レ歸者一。募二僧二人一。屬以レ視二醫藥飲食一。令レ無レ失レ所。時凡死者。使三

明年春、大いに疫するや、(一)病坊を爲り、疾病の歸する無き者を處き、僧二人を募り、屬するに醫藥飲食を視るを以てし、(二)所を失ふ無からしむ。時に凡そ死する者は、在處に隨つて之を收瘞(三)せしむ。法に窮人を稟するは、三月を盡して當に止むべし。是の歲五月を盡して止む。而も事の便文(四)に非ざる者有れば、公一に以て

人。當下給二粟三千石一而止上。公斂二富人所レ輸。及僧道士食之羨者一。得二粟四萬八千餘石一。佐二其費一。使下自二十月朔一。人受レ粟日一升上。幼小半レ之。憂二其衆相蹂一也。使下受レ粟者男女異上レ日。而人受二二日之食一。憂三其且二流亡一也。於二城市郊野一。爲二給レ粟之所一。凡五十有七。使二各以レ便受上レ之而以下告

る所、及び僧道士食の羨れる者を斂めて、粟四萬八千餘石を得、其費を佐け、十月朔より、人々に粟を受くること日に一升ならしめ、幼小は之に半す。其衆の相蹂ぐを憂ふるや、粟を受くる者をして男女日を異にせしめて、人々二日の食を受く。其且に流亡(三)せんとするを憂ふるや、城市郊野に於て、粟を給する所を爲ること、凡そ五十有七。各々便(四)を以て之を受けしめて、告ぐるに其家を去る者は、給すること勿きを以てす。官(五)爲の用に足らざるを計るや、吏の職に在らずして境に寓する者を取り、其食を給して任ずるに事を以てす。自食する能はざる者には、是の具有り。能く自食する者は、之が爲に富人に告げて、糴(六)を閉づるを得ること無からしめ、又之が爲に官粟を出して、五萬二千餘石を得、其價を平にして民に予へ、粟を糴するの所を爲ること、凡そ十有八。糴する者をして自(七)便せしむること、粟を受くるが如くす。又民を傭うて城を完うすること四千一百文、工を爲すこと三萬八千。其傭(八)を計へて錢を與へ、又粟を與ふるは之を再倍

熙寧八年夏。吳越大旱。九月。資政殿大學士右諫議大夫知越州趙公。前二民之未一レ饑、爲レ書問下屬縣菑所レ被者幾、鄉民能自食者有レ幾。當レ廩レ於レ官者幾人。溝防構築。可二僦レ民使一レ治レ之者幾所。庫錢倉粟。可レ發者幾何。富人可二募出一レ粟者幾家。僧道士食之羨粟。書レ於レ籍者。其幾具存上。使二各書以對一。而謹二其備一。州縣吏ノ錄下民之孤老疾弱。不レ能二自食一者。二萬一千九百餘人上以告。

熙寧八年夏、吳越大いに旱す。九月、資政殿大學士右諫議大夫知越州趙公(一)、民の未だ饑ゑざるに前だち、書を爲りて屬縣の、菑(二)被る所の者幾ぞ、鄉民の能く自食する者幾有り、當に官に廩すべき者幾人、溝防構築(三)、民を僦うて之を治めしむべき者幾所、庫錢倉粟、發すべき者幾何、富人の募つて粟を出すべき者幾家、僧道士食の羨粟(四)、籍に書する者、其れ幾か具存せる(五)を問ひ、各〻書して以て對へしめて、其備(六)を謹む。州縣の吏、民の孤老疾弱、自食する能はざる者、二萬一千九百餘人を錄して以て告ぐ。

(一) 參政趙抃當時越州の知事たり　(二) 災に同じ　(三) 溝渠堤防の構築　(四) 僧侶道士及び士の受くる扶持米の餘れるもの、(五) 幾干を殘存せるか　(六) 手當準備

故事歲廩二窮

故事に、歲ごとに窮人を廩する(一)、當に粟三千石を給して止むべし。公富人の輸す(二)

固多二殺レ身以成レ仁者一。若レ公非二孔子所レ謂仁者一歟。今天子至和三年。尚書都官郎中知撫州聶君厚載。尚書屯田員外郎通判撫州林君儘。相與慕二公之烈一。以三公之賛爲二此邦一也。遂爲レ堂而祠レ之。既成。二君過二予之家一而告レ之曰。願有レ述。夫公之赫赫不レ可レ蓋者。固不レ繫レ於二祠之有無一。蓋人之嚮往之不レ足者。非レ祠則無三以致二其志一也。聞二其烈一足二以感一レ人。況拜二其祠一而親二炙之一者歟。今州縣之政。非二法令所一レ及者。世不二復議一。二君獨能追二公之節一。尊而事レ之。以風二示當世一。爲二法令之所一レ不レ及。是可レ謂二有レ志者一也。

蓋し人の嚮往(八)の足らざる者は、祠に非ざれば則ち以て其志を致す無し。其烈を聞くすら、以て人を感ぜしむるに足る、況んや其祠を拜して之に親炙(九)する者をや。今州縣の政、法令の及ぶ所に非ざる者は、世復議せず。二君獨り能く公の節を追ひ、尊んで之に事へ、以て當世に風示(一〇)し、法令の及ばざる所を爲すは、是れ志有る者と謂ふべきなり。

（一）以下三句孟子萬章下篇の語、清は潔白なり、任は天下を負ふなり、時は進退出處其道を得るなり　（二）前後を顧慮して逃れ隠れんとす　（三）論語陽貨篇の語　（四）論語衛靈公篇に出づ　（五）稱美す　（六）仁宗の年號　（七）光り輝きて世に隠れ無き行迹　（八）信仰の義　（九）親近薫炙の義　（一〇）風は諷也、それとなく世間に諭示す

越州の趙公救菑記(一)

也。若二至レ於下起且仆。以至レ於二七八一。遂死而不中自悔上者。則天下一人而已。若レ公是也。公之學問文章。往往雜レ於二神仙浮屠之說一。不二皆合レ於レ理。及二其奮然自立一。能至レ於此者。蓋天性然也。故公之能處二其死一。不レ足三以觀二公之大一。何則及レ至レ於二勢窮一。義有レ不レ得レ不レ死。雖二中人一可レ勉焉。況公之自信也歟。維歷二忤大奸一。顚跌撼頓。至レ於二七八一。而終始不下以二死生禍福一。爲中秋毫顧慮上。非二篤レ於レ道者一。不レ能レ如レ此。此足三以觀二公之大一也。

夫世之治亂不レ同。而士之去就亦異。若二伯夷之淸。伊尹之任。孔子之時一。彼各有レ義。夫既自比レ於二古之任者一矣。乃欲二睠顧回隱以市一レ於レ世。其可乎。故孔子惡二鄙夫不一レ可二以事一レ君。

夫れ世の治亂は同じからず、而して士の去就亦異なり。伯夷の淸、伊尹の任、孔子の時の若きは、彼れ各〻義有り。夫れ既に自ら古の任者に比す、乃ち睠顧(二)回隱して、以て世に市らんと欲すとも、其れ可ならんや。故に孔子、鄙夫(三)の以て君に事ふべからざるを惡んで、身を殺して以て仁を成す者を多とせり。公の若きは孔子の所謂仁者に非ずや。今天子(四)至和三年、尙書都官郎中(五)知撫州聶君厚載、尙書屯田員外郎通判撫州林君慥、相與(六)に公の烈を慕ひ、公の嘗て此邦を爲めしを以て、遂に堂を爲りて之を祠る。既に成るや、二君予の家に過りて、之に告げて曰く、願はくは述ぶる有れと。夫れ公の赫赫(七)蓋ふべからざる者は、固より祠の有無に繫らず。

歸レ公者十七郡。得レ兵二十餘萬。由レ此觀レ之。苟順且誠。天下從レ之矣。自レ此至二公歿一。垂二三十年一。小人繼續任レ政。天下日入レ於レ弊。大盜繼起。天子輙出避レ之。唐之在レ朝臣。多畏怯觀望。能居二其間一。一忤レ於レ世。失レ所。而不二自悔一者寡矣。至レ於下再三忤レ於レ世。失レ所而不中自悔上者。蓋未レ有

ひ所を失へば、自ら悔いざる者寡し。再三世に忤ひ、所を失うて而して自ら悔いざる者に至つては、蓋し未だ有らざるなり。起つて且つ仆れ、以て七八に至り、遂に死して自ら悔いざるに至る者の若きは、則ち天下一人のみ。公の若きは是なり。公の學問文章、往往神仙浮屠の說(九)を雜へて、皆は理に合はず。其奮然自立するに及んで、能く此に至りし者は、蓋し天性然るなり。故に公の能く其死に處せしは、以て公の大を觀るに足らず。何となれば則ち勢窮るに至るに及んで、義、死せざるを得ざる有れば、中人と雖も勉むべし、況んや公の自ら信ずるをや。維大奸に歷忤(一〇)し、顚跌撼頓(一一)、七八に至るも、而も終始死生禍福を以て、秋毫(一二)の顧慮を爲さざるは、道に篤き者に非ずんば、此の如くなる能はず、此れ以て公の大を觀るに足る。

(一)文宗の年號 (二)瑣小 (三)首倡者 (四)史には果歸の事となせり (五)李輔國・程元振・元載・盧杞の徒 (六)巧に世に避す (七)德宗蜀に幸せしを謂ふ (八)史思明・史朝義・田承嗣・朱滔・朱泚・李希烈等を指す (九)黄老神仙の說と佛氏の說 (一〇)引續き忤ひ犯す (一一)躓蹶顛仆逆境に陷つ (一二)極少

宰相不悅斥二去之一。又爲二御史唐旻所一レ構。連輙斥。李輔國遷二太上皇一居二西宮一。公首率二百官一請二問起居一。又輙斥。代宗時。與二元載一爭二論是非一。載欲レ有レ所二壅蔽一。公極論レ之。又輙斥。楊炎盧杞既相二德宗一。益惡二公所一レ爲。連斥レ之。猶不レ滿レ意。李希烈陷二汝州一。杞即以レ公使二希烈一。希烈初慙二其言一。後卒縊レ公以死。是時公年七十有七矣。

（一）いとこ（二）貴妃の從祖兄（三）料る（四）霖雨によりて城を完うし濠を深うし壯丁をはかり倉廩を實にす（五）安西華陰縣（六）譏構（七）玄宗（八）西内とも謂ふ（九）顏公天子の聰明を蔽ひ防ぐ（一〇）德宗の建中三年希烈自ら天下都元帥と稱し汝州を陷る（一一）希烈甘言もて顏公を罵つて口を絕たず

天寶之際。久不レ見レ兵。祿山既反。天下莫レ不二震動一。公獨以二區區平原一。遂折二其鋒一。四方聞レ之。爭奮而起。唐卒以振者。公爲二之倡一也。當三公之開二土門一。同日

（一）天寶の際、久しく兵を見ず。祿山既に反し、天下震動せざるは莫し。公獨り區區（二）の平原を以て、遂に其鋒を折く。四方之を聞き、爭ひ奮つて起り、唐卒に以て振ふ者は、公之が倡（三）を爲せばなり。公の土門（四）を開くに當つて、同日公に歸せし者十七郡、兵を得ること二十餘萬なりき。此に由つて之を觀れば、苟も順且つ誠ならば、天下も之に從はんとす。此より公の歿するに至るまで、三十年に垂んとするに、小人（五）繼續政に任じ、天下日に弊に入り、大盜（六）繼ぎ起り、天子（七）輙ち出でて之を避く。唐の朝に在りし臣、多く畏怯觀望、（八）能く其間に居り、一だび世に忤

顔公。諱眞卿。事レ唐爲二太子太師一。與二其從父兄杲卿一。皆有二大節一以死。至レ今雖二小夫婦人一。皆知二公之爲レ烈也。初公以レ忤二楊國忠一。斥爲二平原太守一。策二安祿山必反一。爲二之備一。祿山既擧レ兵。與二常山太守杲卿一。伐二其後一。賊之不レ能三直闚二潼關一。以下公與二杲卿一。撓中其勢上也。在二肅宗時一。數正言。

皆大節有りて以て死せり。今に至るまで小夫婦人と雖も、皆公の烈爲るを知れり。初め公楊國忠(二)に忤ふを以て、斥けられて平原の太守と爲り、安祿山の必ず反せんことを策して(三)、之が備(四)を爲す。祿山既に兵を擧ぐるや、常山の太守杲卿と其後を伐つ。賊の直に潼關(五)を闚ふ能はざりしは、公と杲卿と其勢を撓めしを以てなり。肅宗の時に在りて、數〻正言す。宰相悦びずして之を斥去す。又御史唐旻(六)の構ふる所と爲り、連りに輙ち斥けらる。李輔國(七)太上皇を遷して西宮(八)に居らしむ。公首として百官を率ゐて、起居を請問す。又輙ち斥けらる。代宗の時、元載と是非を爭論す、載蔽(九)する所有らんと欲す。公極めて之を論ず。又輙ち斥けらる。楊炎・盧杞既に德宗に相たり、益〻公の爲す所を惡み、連りに之を斥く。猶ほ意に滿たず。李希烈(一〇)汝州を陷るゝや、杞卽ち公を以て希烈に使せしむ。希烈初其言(一一)に懾ぢて、後卒に公を縊りて以て死せしむ。是の時公年七十有七なりき。

所以至二圖書器用之須一。莫レ不二皆有一。以養二其良材之士一。雖二古之去レ今遠一矣。然聖人之典籍皆在。其言可レ考。其法可レ求。使二其相與學而明一レ之。禮樂節文之詳。固有二所レ不レ得レ爲者一。若下夫正レ心脩レ身。爲二國家天下一之大務上。則在二其進一レ之而已。使丁一人之行修。移三之於二一家一。一家之行修。移丙之於乙鄉鄰族黨甲。則一縣之風俗成。人材出矣。教化之行。道德之歸。非レ遠レ人也。可レ不レ勉歟。縣之士來請曰。願有レ記。故記レ之。十二月某日也。

し身を脩め、國家天下を爲むるの大務の若きは、則ち其之を進むるに在らんのみ。(四)一人の行修りて、之を一家に移し、一家の行修りて、之を鄉鄰族黨に移さしめば、則ち一縣の風俗成り、人材出でん。教化の行はれ、道德の歸せんこと、人に(五)遠きに非ざるなり、勉めざるべけんや。縣の士來り請うて曰く、願はくは記するところ有れと。故に之を記す。十二月某日なり。

(一)教へ習ふ所、教場　(二)必須の需用品　(三)禮樂の細目節節　(四)其教養指導の如何に依るべきのみ　(五)吾人

贈司徒魯郡

撫州顏魯公祠堂記

贈司徒魯郡の顏公、諱は眞卿、唐に事へて太子の太師爲り。其從(一)父兄杲卿と、

其材不レ賦而羨。匠不レ發而多。其成也。積二屋之區一若干。而門序正位。講レ藝之堂。栖レ士之舍皆足。積二器之數一若干。而祀飲寢食之用皆具。其像。孔子而下。從祭之士皆備。其書經史百氏。翰林子墨之文章。無二外求者一其相基會作之本末。總爲レ日若干而已。何其周且速也。當二四方學廢之初一。有司之議。固以謂學者人情之所レ不レ樂。及レ觀下此學之作。在二其廢學數年之後一。唯其令之一唱。而四境之内響應而圖レ之、如レ恐レ不レ及。則夫言二人之情不一レ樂レ於學者。其果然也歟。

學生數と　〔一〇〕顏淵・子思・孟軻等皆孔子と共に祭ら　〔一一〕翰林は筆、子墨は墨なり。揚雄長楊賦序に見ゆ、文學者を言ふ　〔一二〕其礎を見定めしより工事落成まで

宜黄之學者。固多二良士一。而李君之爲レ令、威行愛立。訟清事舉。其政又良也。夫及二良令之時一。而順二其慕レ學發レ憤之俗一。作二爲宮室教肆之

宜黄の學者、固より良士多し。而して李君の令爲る、威行はれ愛立ち、訟清く事擧り、其政又良し。夫れ良令の時に及んで、其學を慕ひ憤を發するの俗に順ひ、宮室教肆の所を作爲し、以て圖書器用の須に至るまで、皆有らざるは莫く、以て其良材の士を養ふ。古の今を去ること遠しと雖も、然れども聖人の典籍皆在り、其言考ふべく、其法求むべく、其をして相與に學んで之を明さしめば、〔一三〕禮樂節文の詳は、固より爲すを得ざる所の者有らんも、夫の心を正しう

黃。猶不レ能レ有レ學。士之學者。皆相率而寓二於州一。以羣聚講習。其明年天下之學復廢。士亦皆散去。而春秋釋奠之事。以著レ於レ令。則常以レ廟祀二孔氏一。廟廢不二復理一。皇祐元年。會二令李君詳至一。始議レ立レ學。而縣之士某某。與二其徒一。皆自以謂。得レ發二憤於上此。莫レ不二相勵而趨爲上之。故

始めて學を立つるを議す。而して縣の士某某、其徒と、皆自ら以謂らく、憤(六)を此に發するを得と。相勵んで趨き之を爲さざるは莫し。故に其材賦(七)せずして羨り、匠、發せずして多し。其成るや、屋の區(八)を積むと若干にして、門序(九)正位、藝を講ずるの堂、士を栖すの舍皆足り、器の數を積む若干にして、祀飲寢食の用皆具る。其像は、孔子より下、從(一〇)祭の士皆備り、其書は經史・百氏、(一一)翰林子墨の文章、外に求むる者無く、其相基(一二)會作の本末、總て日を爲すこと若干のみ。何ぞ其周く且つ速なるや。四方學廢するの初に當つて、有司の議、固より以謂らく學は人情の樂しまざる所と。此學の作ること、其廢學數年の後に在り。唯其令の一唱して、而して四境の內響應して之を圖ること、及ばさるを恐るゝが如きを觀るに及んで、則ち夫の人の情、學に樂しまずと言へる者は、其れ果して然らんや。

(一) 仁宗の年號 (二) 州の學校に寄寓す (三) 孔子を祀る祭 (四) 已に布令に之を明示す (五) 仁宗の年號 (六) 實發なり、朱子曰く心通ぜんことを求めて未だ得ざるを憤となすと (七) 賦課 (八) 區劃 (九) 細殿(ホソドノ)と

爲レ法之永。則中材可二以守一。其入人之深。則雖三吏二衰世一。而不乱爲教之極至レ此。鼓二舞天下一而人不レ知二其從一レ之。豈用レ力也哉。及二三代衰一。聖人之制作盡喪。千餘年之間。學有二存者一。亦非二古法一。人之體性之學動。唯其所二自肆一。而臨レ政治レ人之方。固不二素講一。士有二聰明朴茂之質一。而無二教養之漸一。則其材之不レ成。夫然。蓋以二不レ學未レ成之材一。而爲二天下之吏一。又承二衰弊之後一。而治二不レ教之民一。嗚呼。仁政之所二以不一レ行。盗賊刑罰之所二以積一。其不レ以レ此也歟。

治む。嗚呼仁政の行はれざる所以、盗賊刑罰の積む所以、其れ此を以てにあらずや。

（一）須臾に同じ　（二）支は肢なり、手足　（三）克く始ある者は必ず克く終あらしむ　（四）材力凡庸の者も亦之を守るを得　（五）衰亂の世を經過するも　（六）自ら肆にす　（七）元　之を講究せず　（八）教養に浸まざるなり

宋興幾百年矣。慶歷三年。天子圖二當世之務一。而以レ學爲レ先。於レ是天下之學乃得レ立。而方二此之時一撫州之宜

宋興つて幾ど百年、（一）慶歷三年、天子當世の務を圖りて、學を以て先と爲す。是に於て天下の學乃ち立つを得たり。此の時に方つて、撫州の宜黃は、猶ほ學有る能はず。士の學ぶ者、皆相率ゐて州に寓し、以て羣聚講習す。其明年、天下の學復廢し、士亦皆散去す。而して（三）春秋釋奠の事は、以て令に著す。則ち常に廟を以て孔氏を祀るも、廟廢してより復理めず。（五）皇祐元年、令李君詳の至るに會し、

蓋凡人之起居飮食動作之小事。至ㇾ於下修ㇾ身爲二國家天下一之大體上。皆自ㇾ學出。而無二斯須去ㇾ於ㇾ教也。其動ㇾ於二視聽四支一者。必使三其洽ㇾ於ㇾ内。其謹二於初一者。必使三其要ㇾ於ㇾ終。馴ㇾ之以二自然一。而待ㇾ之以二積久一。噫。何其至也。故其俗之成。則刑罰措。其材之成。則三公百官。得二其士一。其

蓋し凡そ人の起居飮食動作の小事より、身を修め國家天下を爲むるの大體に至るまで、皆學より出づ、斯須(一)も教を去ること無し。其視聽四支(二)に動く者は、必ず其をして内に洽ねからしめ、其初に謹しむ者は、必ず其をして終(三)を要せしめて、之を馴れしむるに自然を以てし、之を待つに積久を以てす。噫何ぞ其至れるや。故に其俗の成るや、則ち刑罰措き、其材の成るや、則ち三公百官其士を得、其法を爲すの永きや、則ち中材(四)以て守るべく、其人に入るの深きや、則ち衰世(五)を更ふと雖も亂れず。教を爲すの極此に至れば、天下を鼓舞して、人其之に從ふを知らず。豈力を用ひんや。三代の衰ふるに及んで、聖人の制作盡く壞れ、千餘年の間、學の存する者有るも、亦古法に非ず。人の體、性の擧動、唯其自肆(六)する所のまゝにして、政に臨み人を治むるの方、固より素講(七)せず。士の聰明朴茂の質有るも、教養(八)の漸無ければ、則ち其材之れ成らず。夫れ然り。蓋し學ばず未だ成らざるの材を以てして、天下の吏と爲り、又衰弊の後を承けて、教へざるの民を

禮一。以習二其恭讓一。進レ材論レ德。出レ兵授レ捷之法。以習其從事。師友以解二其惑一。勸懲以勉二其進一。戒二其不一レ率。其所二以爲一。具如レ此而其大要則務使三人人學二其性一。不三獨防二其邪僻放肆一也。雖レ有二剛柔緩急之異一。皆可下以進二之於上レ中。而無二過不及一。使中其識之明。氣之充上於二其心一。則用三之於二進退語默之際一。而無レ不レ得二其宜一。臨レ之以二禍福死生之故一。而無下足レ動二其意一者上。爲二天下之士一。而所三以養二其身一之備如レ此。則又使レ知二天地事物之變。古今治亂之理一。至レ於二損益廢置。先後終始之要一。無レ所レ不レ知。其在二堂戶之上一。而四海九州之業。萬世之策皆得。及下出而履二天下之任一。列中百官之中上。則隨レ所二施爲一。無二不可者一。何則其素所二學問一然也。

の際に用ひて、其宜を得ざる無く、之に臨むに禍福死生の故(九)を以てして、而も其意を動かすに足る者無し。天下の士と爲つて　而して其身を養ふ所以の備此の如し。則ち又天地事物の變、古今治亂の理を知らしめ、損益廢置(一〇)、先後終始(一一)の要に至りては、知らざる所無く、其堂戸(一二)の上に在つて、四海九州の業、萬世の策皆得。出でて天下の任を履み、百官の中に列するに及べば、則ち施爲する所に隨つて、不可なる者無し。何となれば則ち其素學問する所然るのみ。

(一)家居　(二)弦は絃也、絃歌酒宴　(三)鄕社は鄕射に作るべし　(四)捷を獻ずるの儀式　(五)事に從ふ準備　(六)善を勸め惡を懲らす　(七)僻邪我意に募ること　(八)中道　(九)事に同じ　(一〇)典禮制度に就いて言ふ　(一一)事務施設に就いて言ふ　(一二)堂室戸牖の上に安坐す

其材之穎然邁レ於二衆人一。能行二吾說一者。李材叔而已。材叔久與二其兄公翊一仕同レ年。同用二薦者一爲レ縣。入二祕書省一爲二著作佐郞一。今材叔爲二柳州一。公翊爲二象州一。皆同レ時。材又相若也。則二州交相二致其政一。其施之速。勢之便。可レ勝レ道也夫。其越人之幸也夫。其可レ賀也夫。

宜黃縣學記

古之人。自レ家至レ於二天子之國一。皆有レ學。自レ幼至レ於レ長未三嘗去二於學之中一。學有二詩書六藝。弦歌洗爵。俯仰之容。升降之節一。以習二其心體耳目手足之擧措一。又有二祭祀鄉社養老之

古の人、家(一)より天子の國に至るまで、皆學有り。幼より長に至るまで、未だ嘗て學の中を去らず。學に詩書六藝(二)、弦歌洗爵、俯仰の容、升降の節有りて、以て其心體耳目手足の擧措を習ふ。又祭祀鄉社(三)養老の禮有り、以て其恭讓を習ひ、材を進め德を論じ、兵を出し捷(四)を授くるの法、以て其從事(五)を習ひ、師友以て其惑を解き、勸懲以て其進を勉め、其率はざるを戒む。其具を爲す所以のもの此の如し。而(六)も其大要は、則ち務めて人人をして其性を學ばしめて、獨り其邪(七)僻放肆を防がざるなり。剛柔緩急の異有りと雖も、皆以て之を中(八)に進めて、過不及無く、其識は之れ明に、氣は之れ其心に充たしむべし。則ち之を進退語默

之心一。故謂二之不可一。如其有二久居之心一。奚不可耶。古之人。爲二一郷一縣一。其德輝惠愛。尙足二以兼蒸漸澤一。今大者專州。豈當下小二其官一而不上レ事耶。

令其得二吾説一而思レ之人咸有二久居之心一。又不レ小二其官一。爲二越人一滌二其陋俗一。而毆二於治一。居二閩蜀上一。無二不幸之歎一。其事出二千餘年之表一、則其美之巨細可レ知也。然非下其材之穎然過二於衆人一者上不レ能也。官二於南一者多矣。予知下

其をして吾說を得て之を思はしめば、人咸久居の心有りて、又其官を小とせず、(一)越人の爲に其陋俗を滌いで、(二)治に毆らば、(三)閩蜀の上に居りて、不幸の歎無く、其事千餘年の表に出でば、則ち其美の巨細知るべからん。然れども其材の穎然として衆人に過ぐる者に非ずんば能はざるなり。南に官せし者多し、予其材の(四)穎然衆人に過ぎて、能く吾說を行ふ者は、李材叔のみなるを知る。材叔久しく其兄公翊と、仕へて年を同じうし、同じく薦者を用ひて(五)縣と爲り、祕書省に入りて著作佐郎と爲れり。今材叔は柳州と爲り、公翊は象州と爲る。皆時を同じうして、(六)材又相若く、則ち二州交ゝ其政を相致さば、其施の速なる、勢の便なる、道ふに勝ふべけんや。其れ越人の幸なるかな、其れ賀すべきかな。

(一) 越たるを嫌うて、拜々の言を爲す者　(二) 治平の狀態に驅り入るゝなり　(三) 閩蜀地方よりもまさりて卓絶なり　(四) 秀出の貌　(五) 地方官　(六) 材器亦相似たり

師而之滅。水陸之道皆安行。非若閩溪峡江蜀棧之不測。則均之吏於遠。此非獨優與。其風氣吾所諳之。與中州亦不甚異。起居不違其節。未嘗有疾。苟違節。雖中州寧能不生疾耶。其物產之美。果有茘子龍眼蕉柑橄欖。花有素馨山丹含笑之屬。食有海之百物。果藏之酒醋。皆絕於天下。人少鬬訟。喜嬉樂。吏者惟其無久居

若きに非ざるを知らず。則ち均しく之れ遠に吏たるに、此れ獨り優るに非ずや。其風氣は吾の之を諳んずる所にして、中州と亦甚だ異らず。起居其節(三)に違はずんば、未だ嘗て疾有らず、苟も節に違はば、中州と雖も寧ぞ能く疾を生ぜざらんや。其物產の美なる、果に茘子(四)・龍眼・蕉柑・橄欖有り、花に素馨(五)・山丹・含笑の屬有り、食に海の百物、果藏(六)の酒醋有り、皆天下に絕す(七)。人は鬬訟少く、嬉樂を好む。吏たる者惟其れ久居の心無し、故に之を不可と謂ふのみ。如し其れ久居の心有らば、奚ぞ不可ならんや。古の人の一鄉一縣を爲むるや、其德義惠愛、尙ほ以て薫(八)蒸漸澤するに足る。今大なること專州(九)なり、豈當に其官を小として事とせざるべけんや。

㊀ 由に同じ　㊁ 蜀の棧道　㊂ 節度節制　㊃ 皆熱帶地方の果名　㊄ 佳花香草なり、素馨は茉莉、山丹は山百合　㊅ 醸を重ねて貯藏す　㊆ 絕品　㊇ 火に熾し水に浸すが如く漸次に敎化するを謂ふ　㊈ 一州を專にす

談者謂、南越偏且遠。其風氣與中州異。故官者皆不欲久居、往往車船未行、輒以屈指計歸日。又咸小其官、以爲不足事。其逆自爲慮如此。故其至、皆傾搖解弛其憂且勤之心。其習俗從古而爾。不然、何自越與中國通、已千餘年、而名能撫循其民者、不過數人耶。故越與閩蜀、始俱爲夷。閩蜀皆已變、而越獨尙陋。豈其俗不可更與。蓋吏者莫致其治教之意也。意亦其民之不幸也已。

談者謂ふ、南越は偏にして且つ遠し、其風氣(一)中州と異なり。故に官する者皆久しく居るを欲せず。往往車船未だ往かざるに(二)、輒ち以て指を屈して歸日を計ふと。又咸其官を小とし、以爲らく事とするに(三)足らずと。其逆め自ら慮を爲すや此の如し。故に其至るや、皆其憂且つ勤するの心(四)を傾搖解弛す(五)。其習俗古よりして爾り。然らずば何ぞ越と中國と通じてより、已に千餘年、而も能く其民を撫順するに名ありし者、數人に過ぎざらんや。故に越と閩蜀と、始めて俱に夷たりしに、閩蜀は皆已に變じて、而して越獨り尙ほ陋し。豈其俗更むべからざるか。蓋し吏者其治教を致すの意莫ければなり。意ふに亦其民の不幸のみ。

(一)風土氣候　(二)到着せざる以前　(三)政を爲す價値なし　(四)民を憂へ政を務むる心　(五)動搖して落付かず

彼不知繇京

彼京師繇り(一)越に之くもの、水陸の道皆安行にして、閩溪・峽江・蜀棧(二)の測られざるが

る。蓋し縣之れ治まらば、則ち民大山深谷の中に自得して、州以て上に爲す無け(一七)ん。吾將に西江の幕府、(一八)南嚮して慮る者無きを見んとす。其行に於て、遂に書して以て之を送る。

(一)一州一地方中の東西境なり (二)到着す (三)山路昇降 (四)邪氣毒瘴の衝冒 (五)父母、妻子、兄弟 (六)條理すぢみち (七)少年の時に自ら遊覽せしを指す (八)有らゆる事の便宜 (九)民に施し行ふ政務の順序など (一〇)偏く問ひ十分に察す (一一)前に出でたる遠任の官吏等を指す (一二)臨川と豐城と (一三)田畝のうね (一四)十分に飽くまで見聞す (一五)賢明敏捷 (一六)書物講論の樂と賓客を好む樂と (一七)州廳常に無事閑散なるべし (一八)州治

所聞。則其少長之所二遊覽一。非二其自得一。則其郷之先生老者之所レ告也。所レ居已安。所レ有事之宜。皆已習熟。如レ此。能專レ慮致レ職。以宣二上恩一而修二百姓之急一。其施爲先後。不レ待二旁諮久察一。而與奪損益之機。已斷レ於二胸中一矣。豈類下夫孤客遠寓之憂。而以二苟且一決セ事哉。臨川江君任。爲二洪之豐城一。此兩縣者。牛羊之牧相交。樹木果蔬五穀之壟相入也。所レ謂九州之人。各用レ於二其土一者。孰近レ於レ此。既已得二其所レ處之樂一。而厭三聞飫二聽其人民之事一。而江君又有二聰明敏給之材。廉潔之行一。以行二其政一。吾知下其不レ去二圖書講論之適。賓客之好一。而所レ爲有セ餘矣。蓋縣之治。則民自三得於二大山深谷之中一。而州以無レ爲於レ上。吾將レ見三西江之幕府無二南嚮而慮者一矣。於二其行一。遂書以送レ之。

李材叔が柳州に知たるを送る序

不必力而已。傳其都邑。坐其堂奥。道途所次。升降之作。衝冒之險。無有接於其形。動於其慮。至於耳目口鼻百體之所養。如不出乎其家。父兄六親故舊之人。朝夕相見。如不出乎其里。山川之形。土田市井。風謠習俗辭說之變。利害得失。善惡之條貫。非其童子之

耳目口鼻百體の養ふ所に至りても、其家を出でざるが如くし、父兄六親故舊の人、朝夕相見ること、其里を出でざるが如く、山川の形、土田市井、(五)風謠習俗辭說の變、利害得失、善惡の條貫(六)、其童子の聞く所に非ずんば、則ち其(七)少長の遊覽する所たり、其自得に非ずんば、則ち其鄕の先生老者の告ぐる所たらば、居る所已に安く、有る所の事の宜しき、皆已に習熟せん。此の如くば能く慮を專にし職を致し、(八)以て上恩を宣べて百姓の急を修むるに、(九)其施爲先後、(一〇)旁諸久察を待たずして、與奪損益の機、已に胸中に斷ぜられん。豈夫の(一一)孤客遠寓を之れ憂へて、苟且を以て事を決するに類せんや。臨川の江君任、洪の豐城と爲る。(一二)此兩縣は、牛羊の牧相交り、樹木果疏五穀の(一三)壟相入る。所謂九州の人にして、各々其土に用ひらるゝ者、孰か此より近からん。既に已に其處る所の樂を得て、其人民の事を(一四)厭斷飫聽す。而して江君又聰明(一五)敏給の材、廉潔の行有り。以て其政を行はば、吾其(一六)圖書講論の適、賓客の好を去らずして、爲す所餘有らんことを知

加二蛟龍虺蜴一。虎豹之羣之所二抵觸一。衝波急湫。隤崖落石之所二覆壓一。其進也。莫レ不下贏レ糧畢レ藥。選レ舟易レ馬、刀兵晋伍而後動。戒レ朝奔レ夜、變二更寒暑一而後至上。至則宮廬器械。衣服飲食之具。土風氣候之宜。與二夫人民謠俗。語言習尙之務一。其變難レ遵、而其情難レ得也、則多二愁居愓處。歎息而思上レ歸。及二其久一也。所レ習已安。所レ蔽已解。則歲月有レ期。可二引而去一矣。故不レ得下專一精思。修二治具一。以宣二布天子及レ下之仁一。而爲中後世可レ守之法上也。

ふ所已に解くれば、則ち歲月期有り(一八)、引いて去るべし。故に專一精思治具(一九)を修めて、以て天子下に及ぼすの仁を宣布して、後世守るべきの法と爲すを得ざるなり。

(一)四境邊隅の地　(二)山間海邊　(三)四方僻陬の地　(四)沙場草原　(五)瘴煙毒霧　(六)蝮や蜥蜴　(七)觸れさはる　(八)激波急瀨の流　(九)崖崩れ　(一〇)糧食と藥石との準備　(一一)武器及び供從の人衆　(一二)夙に起き夜を徹して行く　(一三)夏冬通しの長旅行　(一四)土地氣候の工合　(一五)言語習慣　(一六)愁へ恐れつゝ住居す　(一七)不明の部分に通曉す　(一八)任期滿つるなり　(一九)政治の方策を立つ

或九州之人。各用レ於二其土一。不レ在二西封一。在二東境一。士不二必勤一。舟車輿馬

或は九州の人、各ゝ其土に用ひられ、西封(一)に在らざれば、東境に在り、士必ずしも勤めず、舟車輿馬必ずしも力めずして、已に其都邑に傳(二)し、其堂奥に坐し、道途の次する所、升(三)降の倦(四)、衝冒の虞、其形に接し、其慮に動くこと無く、

均之爲レ吏。或中州之人。用レ於二荒邊側境。山區海聚之間。蠻夷異域之處一。或燕荊越蜀。海外萬里之人。用レ於二中州一。以至二四遐之鄕一。相易而往。其山行水涉。沙莽之馳。往往則風霜冰雪。瘴霧之毒之所レ侵

卷之二十八

江任を送る序

均しく之れ吏爲り、或は中州の人、荒邊側境、山區海聚の間、蠻夷異域の處に用ひられ、或は燕荊越蜀、海外萬里の人、中州に用ひられて、以て四遐の鄕に至るまで、相易へて往く。其山行水涉、沙莽之れ馳せ、往往にして則ち風霜冰雪、瘴霧の毒の侵加する所となり、蛟龍虺蜴、虎豹の羣の抵觸する所となり、衝波急湍、隤崖落石の覆壓する所となる。其進むや、糧を贏し藥を聚め、舟を選び馬を易へ、刀兵曹伍にして後に動き、朝を戒め夜に舍り、寒暑を變更して、而る後に至らざるは莫し。至れば則ち宮廬器械、衣服飲食の具、土風氣候の宜と、夫の人民謠俗、語言習尚の務と、其變遵ひ難くして、其情得難ければ、則ち愁居惕處、歎息して歸を思ふこと多し。其久しきに及んでや、習ふ所已に安く、嚴

其仁如レ天。至レ於二享レ國四十餘一。能承二中太平之業上者。由レ是而已。後世得二公之遺文一。而論二其世一。見二其上下之際。相成如レ此。必將三低回感慕。有二不レ可レ及之歎一。然後知二其時之難レ得。則公言之不レ沒。豈獨見二其志一。所三以明二先帝之盛德於二無窮一也。公爲レ人溫良慈恕。其從レ政寬易愛レ人。及レ在二朝廷一。危レ言正レ色。人有レ所レ不レ能レ及也。凡同時與レ公有二言責一者。後多至二大官一。而公獨早卒。公諱師道。其世次州里歷官行事。有二今資政殿學士趙公抃一。爲二公之墓誌銘一云。

を得て、而して其世を論じ、其上下の際、相成すこと此の如きを見ば、必ず將に(一)低回感慕、及ぶべからざるの歎有らんとす。然して後に其時(二)の得難きを知らば、則ち公の言の沒せざる、豈獨り其志を見るのみならんや、先帝の盛德を無窮に明にする所以ならん。公人と爲り溫良慈恕、其政に從ふや寬易にして人を愛す。朝廷に在るに及べば、言を危うし色を正しうす、人及ぶ能はざる所有り。凡そ同時公と言責有りし者、(三)後多く大官に至りしが、公は獨り早く卒しき。公諱は師道、其世次(四)州里歷官行事は、今資政殿學士趙公抃が、公の墓誌銘を爲りしもの有りしと云ふ。

(一) 首を回らして當時を感じ慕ふ　(二) 時世再び得べからず　(三) 言語動作の嚴格なるを言ふ　(四) 家系住所官途經歷及び行狀

至於二十餘上。事有陰爭獨陳。或悉引諫官御史。合議肆言。仁宗常虛心采納。爲之變命令。更廢擧。近或立從。遠或越月踰時。或至於其後卒從聽用。蓋當是時。仁宗在位歲久。熟於人事之情僞與羣臣之能否。方以仁厚淸靜。休養元元。至於是非與奪。則一歸之公議。而不自用也。其所引拔。以言爲職者。如公皆一時之選。而公與同時之士。亦皆樂得其言。不曲從苟止。故天下之情。因得畢聞於上。而事之害理者。常不果行。至於奇衺恣睢。有爲之者。亦輒敗悔。故當此之時。常委事七八大臣。而朝政無大闕失。羣臣奉法遵職。海內乂安。

奇衺恣睢、之を爲す者有るに至つても、亦輒ち敗悔す。故に此の時に當りて、常に事を七八の大臣に委ねて、朝政に大闕失無く、羣臣法を奉じ職に遵ひ、海內乂安なりき。

(一) 猶師道なり　(二) 仁宗の年號　(三) 女官の居る後宮　(四) 政治　(五) 天子の感情欲望を正し逆ふ　(六) 討論を切磋研究す　(七) 陰に爭ひ獨り諫し他人をして知らしめず　(八) 議を一にして忌憚する所なし　(九) 一旦廢止せしを更め興す　(一〇) 人情の誠と僞と　(一一) 人民　(一二) 意を屈げて等閑にし、迎合を圖りて中止す　(一三) 道理　(一四) 奇異にして意を恣にし怒り視る　(一五) 治安に同じ

夫因人而不自用者天也。仁宗之所以

夫れ人に因つて自ら用ひざる者は天なり。仁宗の其仁天の如く、國を享くる四十餘年に至つて、能く太平の業を承けし所以の者は、是に由るのみ。後世公の遺文

奏議。凡若干篇。其子世京。集爲二十卷一。而屬レ予序レ之。蓋自二至和一已後。十餘年間。公常以レ言レ事任レ職。自二天子大臣一至二於羣下一。自二掖庭一至二於四方幽隱一。一有二得失善惡。關二於政理一。公無レ不二極レ意反復。爲レ上力言一。或矯二拂情欲一。或切二劘計慮一。或辨二別忠佞一。而處二其進退一。章有二一再。或

言ふを以て職に任じ、天子大臣より、羣下に至り、掖庭(三)より四方幽隱に至るまで、一に得失善惡の政理(四)に關する有れば、公意を極めて反復し、上の爲に力言せざる無し。或は情欲を矯拂(五)し、或は計慮を切劘(六)し、或は忠佞を辨別して、其進退を處し、章一再より、或は十餘たび上るに至る有り。事に陰爭(七)獨陳有り。或は悉く諫官御史を引いて、合議(八)肆言するに、仁宗常に心を虛しうして采納し、之が爲に命令を變へ、廢擧を更め、近きは或は立どころに從ひ、遠きは或は月を越え時を踰え、或は其後卒(九)に聽用に從ふに至る。蓋し是の時に當つて、仁宗位に在ること歲久しく、人事の情僞(一〇)と、羣臣の能否とに熟し、方に仁厚清靜を以て、元元(一一)を休養す。是非與奪に至つては、則ち一に之を公議に歸して、自ら用ひず。其引拔する所、言を以て職と爲せる者、公の如きは皆一時の選なり。而して公と同時の士と、亦皆其言を得るを樂しみて、曲從(一二)苟止せず。故に天下の情、因つて畢く上に聞するを得て、事の理(一三)を害する者、常に行ふを果さず。

亡者。蓋不得而集。其或從或否。而後當可思者。與歷官行事。廬陵歐陽修公。已銘公之碑。特詳焉。此故不論。論其不盡載者。公卒以飢餓終。其功行或不得在史氏記。籍令記之。當時好公者少。史其果可信歟。後有君子。欲推而考之。讀公之碑與書。及予小子之序其意者。具見其表裏。其於虛實之論可覈矣。公卒。乃贈諫議大夫。姓曾氏。諱某。南豐人。序其書者。公之孫鞏也。

好みし者少し、史其れ果して信ずべけんや。後に君子有り、推して之を考へんと欲せば、公の碑と書と、及び予小子の其意を序せし者とを讀み、具に其表裏を見ば、其虛實の論に於て覈すべきなり。(五)公卒するや、乃ち諫議大夫を贈る。姓は曾氏、諱は某、南豐の人なり。其書を序する者は、公の孫鞏なり。

㈠租稅の未納　㈡上の前に論奏せしものと書類の亡佚せし者と　㈢從はれざりしもの　㈣功績行狀　㈤明かに考へ知るべし

尚書戶部郎中直龍圖閣范公貫之之

范貫之奏議集序 (一)

尚書戶部郎中直龍圖閣范公貫之の奏議、凡そ若干篇。其子世京、集めて十卷と爲し、予に屬して之に序せしむ。蓋し(二)至和より已後、十餘年間、公常に事を

而用レ事者倘多二煩碎一。治二財利一之臣又益急。公獨以謂。宜下遵二簡易一。罷二苛權一。以與レ民休息。塞中天下望。祥符初。四方爭言二符應一。天子因レ之。遂用二事泰山一。祠二汾陰一。而道家之說亦滋甚。自二京師一至二四方一。皆大治二宮觀一。公益諍以謂。天命不レ可二專任一。宜下黜二姦臣一修中人事上。反覆至二數百千言一。嗚呼公之盡レ忠。天子之受二盡言一。何必古人。此非二傳之所レ謂主聖臣直者一乎。何其盛也。何其盛也。

會靈觀、景靈宮、七年の玉淸昭應宮などを指す　（三）忠言を盡す　（四）漢書薛廣德傳に出づ

公在二兩浙一。奏罷二苛稅二百三十餘條一。在二京西一。又與二三司一爭論。免二民租一。釋二逋負之在レ民者一。蓋公之所レ試如レ此。所レ試者大。其庶幾矣。公所二嘗言一甚衆。其在二上前一。及書

公兩浙に在るとき、奏して苛稅二百三十餘條を罷め、京西に在るとき、又三司と爭論して、民租を免じ、逋負（一）の民に在る者を釋しき。蓋し公の試みる所此の如し。試みる所の者大ならば、其れ庶幾からんか。公の嘗て言ふ所甚だ衆し。其上（二）の前に在ると、及び書亡びし者とは、蓋し得て集めず。其或は從ひ或は否（三）とせられしも、而も後常に思ふべき者と、歷官行事とは、廬陵歐陽修公、已に公の碑に銘して特に詳にす。此の故に論ぜずして、其盡く載せざる者を論ず。公卒に齟齬を以て終り、其功行（四）或は史氏の記に在るを得ず、藉令之を記するも、當時公を

以爲自陝以西經略判官。而公嘗切論大臣當時皆不悅故不果用然眞宗終感其言故爲泉州未盡一歲。拜蘇州。五日又爲揚州。將復召之也。而公於是時。又上書詆斥大臣尤切。故卒以齟齬終。公之言。其大者以自唐之衰民窮久矣。海內旣集。天子方修法度。

に卒に齟齬(三)を以て終りき。公の言、其大なる者は、以ふに唐の衰ふるより、民の窮するや久し。海內既に集り(四)、天子方に法度を修めて、事を用ふる者尙ほ煩碎多く、財利を治むるの臣又益〻急なり(五)。公獨り以謂らく、宜しく簡易に遵ひ、苛權を罷め、以て民と休息し、天下の望を塞ぐべしと。祥符(七)の初、四方爭うて符應(八)を言ふ。天子之に因つて、遂に事を泰山(九)に用ひ、汾陰(一〇)に祠る。而して道家の說亦滋〻甚だしく、京師より四方に至るまで、皆大いに宮觀(一一)を治む。公益〻諍うて以謂らく、天命は專任すべからず、宜しく姦臣を黜けて、人事を修むべしと。反覆數百千言に至りき。嗚呼公の忠(一二)を盡せると、天子の讜言を受けたると、何ぞ必ずしも古人のみならん。此れ傳(一三)の所謂主聖に臣直なる者に非ずや。何ぞ其盛なるや、何ぞ其盛なるや。

(一) 西夏の事　(二) 泉州の知事　(三) 齟齬、志、世に合はざるなり　(四) 治平　(五) 租賦の取立急なり　(六) 利益獨占の所爲なり、權は獨木橋、苛は管に同じ　(七) 眞宗の年號　(八) 眞宗道教を尊重す、四方天瑞の徵應を言ふもの多し　(九) 大中祥符元年泰山に封じ社首に禪す　(一〇) 同四年后土を汾陰に祀る　(一一) 道士の居なり、同五年の

失興壞之理。其爲ㇾ文閎深雋美。而長ㇾ於二諷諭一。今類次樂府已下是也。宋既平二天下一。公始出仕。當二此之時一。太祖太宗。已綱二紀大法一矣。公於ㇾ是勇言二當世之得失一。其在二朝廷一。疾二當ㇾ事者不忠一。故凡言二天下之要一。必本下天子憂二憐百姓一。勞二心萬事一之意上。而推下大臣從官執事之人。觀望懷ㇾ奸。不ㇾ稱二天子屬任之心一。故治久未ㇾ治。至二其難ㇾ言。則人有下所ㇾ不二敢言一者上。雖二屢不ㇾ合而出一。而所ㇾ言益切。不下以二利害禍福一動中其意上也。

を速廻しにそれとなく諭す ㈦ 手を束ねて傍觀す ㈧ 委任囑託 ㈨ 議論一致せず

始公尤見ㇾ奇於二太宗一。自二光祿寺丞越州監酒税一召見。以爲二直史館一。遂爲二兩浙轉運使一。未ㇾ久而眞宗卽ㇾ位。益以ㇾ材見ㇾ知。初試以二知制誥一。及二西兵起一。又

始め公尤も太宗に奇とせられ、光祿寺丞越州監酒税より召見し、以て直史館と爲し、遂に兩浙轉運使と爲す。未だ久しからずして眞宗位に卽き、益〻材を以て知らる。初め試みるに知制誥を以てす。西兵起るに及び、又以て陝より以西の經略判官と爲る。而して公嘗て切に大臣を論じき。當時皆悅びず、故に用ひらるゝを果さざるも、然も眞宗終に其言に感ぜり。故に泉州と爲り、未だ一歲を盡さざるに、蘇州に拜し、五日にして、又揚州と爲る。將に復之を召さんとするなり。而も公是の時に於て、又上書して語大臣を斥すこと尤も切なり。故

要紀者十卷。清邊前要五十卷、廣中台志八十卷。爲臣要紀三卷。四聲韻五卷。總一百七十八卷。皆刊二行於一世。今類二次詩賦書奏一百二十二篇一。又自爲二十卷一。藏レ於レ家。方二五代之際一。儒學既擯焉。後生小子。治三術業於二閭巷一、文多二淺近一。是時公雖レ少、所レ學已皆知二治亂得

に刊行す。今詩賦書奏一百二十二篇を類次し、又自ら十卷と爲して家に藏す。五代(二)の際に方つて、儒學既に擯(三)けられ、後世小子、術(四)業を閭巷に治め、文に淺近多し。是の時公少しと雖も、學ぶ所已に皆治亂得失興壞の理を知る。其文を爲すや閎(五)深雋美にして、諷(六)諭に長ず。今類次せる樂府已下是なり。宋既に天下を平げ、公始めて出で仕ふ。此の時に當つて、太祖太宗、已に大法を綱紀す。公是に於て勇んで當世の得失を言ひき。其朝廷に在るや、事に當る者の不忠なるを疾む。故に凡そ天下の要を言ふや、必ず天子百姓を憂憐し、心を萬事に勞するの意に本づきて、大臣從官執事の人、觀(七)望姦を懷き、天下屬(八)任の心に稱はず、故に治久しうして未だ治らざるを推し、其言ひ難きに至つては、則ち人の敢て言はざる所の者有り。屢々合(九)はずして出さると雖も、而も言ふ所益々切なり、利害禍福を以て其意を動かさざるなり。

(一) 曾鞏の祖父曾致堯　(二) 梁唐晉漢周　(三) 擯斥　(四) 學術學業　(五) 閎は中の廣きなり雋は肥肉なり　(六) 人

也。後世不ニ惟其如レ此。而或至レ於レ不ニ敢爲一。或爲レ之者。特出レ於ニ其勢之不レ可レ得レ已。故苟簡而不レ能レ備。希闊而不ニ常行一。又不レ過レ用ニ之於一レ上。而未レ有下加ニ之於一レ民者上也。故其禮本在レ於レ養ニ人之性一。而其用在レ於ニ言動視聽之間一者。歷ニ千餘歲一。民未ニ嘗得一レ接レ於ニ耳目一。況於ニ服習而安一レ之者一乎。至ニ其陷一レ於ニ罪戾一。則繁レ於レ爲レ法以禦レ之。其亦不仁也哉。此書所レ紀。雖ニ其事已淺一。然凡世之記レ禮者。亦皆有レ所レ本。而一時之得失具焉。昔孔子於ニ告朔一。愛ニ其禮之存一。況於ニ一代之典籍一哉。則其書不レ得レ不レ貴。故爲レ之定著。以俟ニ夫論レ禮者考而擇一レ焉。

の存するを愛せり。況んや一代の典籍に於てをや。則ち其書貴ばざるを得ず。故に之が爲に定著し、以て夫の禮を論ずる者の考へて擇ぶを俟つ。(一三)

(一) 或は玄尊に作る、禮記の禮器篇には玄酒に作る、往古酒なし水を以て之に代へたり、故に後世も之を酒の上位に列す (二) 肉汁の美味なるもの (三) 種々の馳走 (四) 祭祀に用ふる器名 (五) 古冠の總號を弁とす、冕は大夫以上の冠なり (六) 悖戾す (七) 一本「惟」を「知」に作る、「其れ此の如きを知らずして」也、從ふべし (八) 疎略 (九) 迂闊 (一〇) 服從習熟 (一一) 當代に於ける利害 (一二) 論語八佾篇參照 (一三) 禮閣新儀を指す

公所レ爲書。號ニ僊鳧羽翼一者三十卷。西陲

先大夫集後序 (一)

公の爲る所の書、僊鳧羽翼と號する者三十卷、西陲要紀なる者十卷、淸邊前要五十卷、廣中台志八十卷、爲臣要紀三卷、四聲韻五卷、總て一百七十八卷、皆世

以爲親用。則知有聖人作。而爲後世之禮者。必貴俎豆。而今之器用不廢也。先弁冕。而今之衣服不禁也。其推之皆然。然後其所改易更革。不至於拂天下之勢。駭天下之情。而固已合乎先王之意矣。是以羲農以來至於三代。禮未嘗同。而制作之如此者未嘗異。

にして、而も今の衣服は禁ぜざるなり。其之を推すこと皆然り。然る後其改易更革する所、天下の勢に拂り(六)、天下の情を駭かすに至らず。而して固より已に先王の意に合す。是を以て羲農以來三代に至るまで、禮は未だ嘗て同じからざるも、制作の此の如き者は、未だ嘗て異ならざるなり。後世惟(七)其れ此の如くならずして、或は敢て爲さざるに至り、或は之を爲す者は、特に其勢の已むを得べからざるに出づ。故に苟簡(八)にして備ふる能はず、希闊(九)にして常に行はれず。又之を上に用ふるに過ぎずして、而も未だ之を民に加ふる者は有らざるなり。故に其禮本人の性を養ふに在りて、其用言動視聽の間に在る者は、千餘歲を歷るも、民未だ嘗て耳目に接するを得ず、況んや服習(一〇)して之に安んずる者に於てをや。其罪戾に陷るに至つては、則ち法を爲すに繁くして以て之を禦ぐのみ。其れ亦不仁なるかな。此書の紀する所、其事已に淺しと雖も、然れども凡そ世の禮を記する者は、亦皆本づく所有り。而して一時(一一)の得失具れり。昔は孔子告朔(一二)に於て、其禮

不下以二葛薄一爲上不レ可レ易也。豈好レ爲二相反一哉。以爲人之所二既病一者。不レ可レ因也。又至レ於二後聖一。則有下設二兩觀一而更二采椽之質一。攻二文梓一而易中瓦棺之素上。豈不レ能レ從レ儉哉。以謂人情之所レ好。能爲二之節一。而不レ能レ變也。由レ是觀レ之。古今之變不レ同。而俗之便習亦異。則亦屢變二其法一。以宜レ之。何必一一以追二先王之迹一哉。其要在レ於下養二民之性一。防二民之欲一者。本末先後。能合二乎先王之意一而已。此制作之方也。

古今の變同じからずして、俗の便習亦異れば、則ち亦屢〻其法を變じて、以て之を宜しうす。何ぞ必ずしも一一以て先王の迹を追はんや。其要は民の性を養ひ、民の欲を防ぐ者、本末先後、能く先王の意に合ふに在るのみ。此れ制作の方なり。(一一)

（一）すき　（二）製作する能はざりしにあらず　（三）困難とせざるなり　（四）穴居　（五）揚子法言に死屍を包むに葛を以てし、之を溝壑に棄つとあるに據る　（六）舊を改めざる能はず　（七）門の左右に樓を設けたるもの、闕に同じ　（八）荒木のまゝに文飾なきなり　（九）杢目の勝れし梓の木にて棺槨を作る　（一〇）禮記檀弓篇に、有虞氏は瓦棺云々と　（一一）先王禮儀制作の方針

故瓦樽之尙。而薄酒之用。太羹之先。而庶羞之飽。一以爲レ貴レ本。一

故に瓦樽之れ尙んで、(一)薄酒之れ用ひ、(二)太羹之れ先にして、(三)庶羞に之れ飽く。一は以て本を貴ぶを爲し、一は以て用を親しむを爲す。則ち知る聖人作る有りて、而して後世の禮を爲す者は、必ず(四)俎豆を貴ぶ。而も今の器用は廢せざるなり。(五)弁冕を先

王之迹。然後禮可得而興也。至其說之不可求。其制之不可考。或不宜於人。不合於用。則寧至於渙然而不敢爲。使人之言動視聽之間。蕩然莫之爲節。至患其決爲踔者之不止。則棼於爲法以槩之。故法至於不勝其棼。而犯者亦至於不勝其衆。豈不惑哉。

（一）以下徒に形式に拘泥するを謂ふなり　（二）研究考査の手を加へず　（三）締りなき貌

蓋上世聖人。有爲耒耜者。或不爲宮室。爲舟車者。或不爲棺槨。豈其智不足爲哉。以謂人之所未病者。不必改也。至於後聖。有爲宮室者。不以土處。爲不可變也。爲棺槨者。

蓋し上世の聖人、耒耜（一）を爲る者は、或は宮室を爲らず、舟車を爲る者は、或は棺槨を爲らざる有り。豈其智（二）爲るに足らざらんや。以謂らく人の未だ（三）病まざる所の者は、必ずしも改めざるなりと。後聖に至つて、宮室を爲る者有り。土處（四）を以て變ずべからずと爲さず、棺槨を爲る者、葛溝（五）を以て易ふべからずと爲さざるなり。豈相反するを爲すを好まんや。以爲らく人の既に病む所の者は、因る（六）べからざるなりと。又後聖に至つては、則ち兩觀（七）を設けて采椽（八）の質を更め、文梓（九）を攻りて瓦棺（一〇）の素に易ふるもの有り。豈儉に從ふ能はざらんや。以謂らく人情の好む所、能く之が節を爲して、變ずる能はざるなりと。是に由りて之を觀れば、

充。其立ㇾ意微。其爲ㇾ法遠矣。故設二其器一。制二其物一。爲二其數一。立二其文一。以待二其有ㇾ事者。皆人之起居出入。吉凶哀樂之具。所ㇾ謂其用在ㇾ乎二言動視聽之間一者也。然而古今之變不ㇾ同。而俗之便習亦異。則法制度數。其久而不ㇾ能ㇾ無ㇾ弊者。勢固然也。故爲ㇾ禮者。其始莫ㇾ不ㇾ宜ㇾ於二當世一。而其後多ㇾ失而難ㇾ遵。亦其理然也。失則必改制以求二其當一。故羲農以來至ㇾ於二三代一。禮未二嘗同一也。

後世去二三代一。蓋千有餘歲。其所ㇾ遭之變。所ㇾ習之便不ㇾ同。固已遠矣。而議者不ㇾ原二聖人制作之方一。乃爲設二其器一。制二其物一。爲二其數一。立二其文一。以待二其有ㇾ事。而爲二其起居出入吉凶哀樂之具一者。當二一一以追二先

後世三代を去ること、蓋し千有餘歲。其遭ふ所の變、習ふ所の便同じからず。固より已に遠し。而も議者聖人制作の方に原かず、乃ち爲に(一)其器を設け、其物を制し、其數を爲し、其文を立てて、以て其事有るを待つ。而して其起居出入吉凶哀樂の具を爲す者、當に一一以て先王の迹を追ふべく、然る後に禮得て興すべしとし、其說の求むべからず、其制の考ふべからず、或は人に宜しからず、用に合はざるに至つては、則ち寧ろ漠然として(二)敢て爲さざるに至り、人の言動視聽の間、(三)蕩然として之が節を爲すこと莫からしむ。夫の罪を爲す者の止まらざるを患ふるに至つては、則ち法を爲すに繁くして、以て之を禦ぐ。故に法其繁に勝へざるに至り、犯者亦其衆に勝へざるに至る。豈惑はずや。

其篇少者八。集賢院書獨具。然臣書有二目錄一篇一。以考二其次序一。蓋此書本三十篇則集賢院書雖レ具。然其篇次亦亂。既正二其脫謬一。因定著從二目錄一。而禮閣新儀三十篇復完。夫禮者其本在レ於レ養二人之性一。而其用在レ於二言動視聽之間一。使三人之言動視聽一二於禮則安有下放二其邪心一而窮中於二外物一哉。不レ放二其邪心一。不レ窮二於外物一。則禍亂可レ息。而財用可レ

放にして、外物に窮する有らんや。其邪心を放にせず、外物に窮せずんば、則ち禍亂息むべくして、(七)財用充つべし。其意を立つる微にして、其法を爲すや遠し。故に其器を設け、其物を制し、其數を爲し、(八)其文を立て、(九)以て其事有るを待つ者、皆人の起居出入、吉凶哀樂の具なり。所謂其用言動視聽の間に在る者なり。然り而して古今の變同じからずして、俗の便習(一〇)亦異なれば、則ち法制度數、其れ久しうして弊無き能はざる者は、勢固より然り。故に禮を爲す者は、其始當世に宜しからざる莫きも、而も其後は失多くして遵ひ難し。亦其理然るなり。失へば則ち必ず改制して以て其當を求む。故に義農(一一)以來、三代に至るまで、禮未だ嘗て同じからざるなり。

(一) 唐人 (二) 玄宗の年號 (三) 憲宗の年號 (四) 復は複の通用也、重複の箇所 (五) 考定して世に著す (六) 論語の非禮視る勿れ、非禮聽く勿れの一節參照 (七) 外物に對する欲心を盡す (八) 禮の數節なり、實體に因りて多少を爲す (九) 禮文なり文飾の義 (一〇) 久熟せし風俗慣習 (一一) 伏羲氏神農氏

謂レ篤レ於レ善矣。蓋古人之所二忌レ見而不一レ可レ得。風雨之詩。所二爲作一者也。安可レ使五之泯泯不四少概三見於二天下一哉。則陳之史。其可レ廢乎。蓋此書成レ之既難。其後又久不レ顯。及二宋興一已百年。古文遺事。靡レ不二畢講一。始得下盛行レ於二天下一。列中於學者上。其傳レ之之難又如レ此。豈非二遭遇固自有一レ時也哉。

禮閣新儀目錄序

禮閣新儀三十篇。韋公肅撰。記下開元以後至二元和一之變禮上。史館祕閣及臣書。皆三十篇。集賢院書二十篇。以參相校讎。史館祕閣及臣書多二復重一。

禮閣新儀三十篇、韋公肅(一)撰す。開元(二)以後元和(三)に至るの變禮を記す。史館祕閣及び臣が書、皆三十篇、集賢院書二十篇、以て參へて相校讎す。史館祕閣及び臣が書は復重多く、其篇少き者八、集賢院書のみ獨り具はる。然るに臣が書に目錄一篇(四)有り、以て其次序を考ふるに、蓋し此書本三十篇なり。則ち集賢院書具ると雖も、然も其篇次亦亂る。既に其脫謬を正し、因つて定著(五)して目錄に從ひ、禮閣新儀三十篇復完し。夫れ禮は其本人の性を養ふに在り、而して其用は言動視(六)聽の間に在り。人の言動視聽をして禮に一ならしめば、則ち安んぞ其邪心を

燕安忘患縱欲則其終之所以亡興亡之端莫非自己致者至於有所因造以爲號令威刑職官州郡之制雖其事已淺然亦各施於一時皆學者之所不可不考也而當時之士爭奪詐僞苟得偸合之徒尚不得不列以爲世戒而況於壞亂之中倉皇之際士之安貧樂義取舍去就不爲患禍勢利動其心者亦不絶於其間若此人乎可

ほ列して以て世戒と爲さざるを得ず。而るを況んや壞亂の中、倉皇(八)の際に於て、士の貧に安んじ義を樂しみ、取舍去就、患禍勢利の爲に其心を動かさざる者、亦其間に絶えず。此の若き人は、善に篤しと謂ふべきなり。蓋し古人の見る(九)を思うて得べからざる所、(一〇)風雨の詩、爲に作る所の者たり。安んぞ之をして泯泯(一一)少くも天下に概見せざらしむべけんや。則ち陳の史、其れ廢すべけんや。蓋し此書は之を成す既に難く、其後又久しく顯はれず。宋興るに及んで已に百年、古文遺事、畢く講ぜざる靡くして、始めて盛に天下に行はれて、學者に列するを得たり。其之を傳ふるの難きこと又此の如し、豈遭遇(一三)固より自ら(一二)時有るに非ずや。

(一)すべて苟且の計をのみ爲す　(二)國家經營の大道　(三)任免使役の道　(四)特に寵愛を受くる姿態　(五)舊法に因りて新法を造るなり　(六)布令布達の札より刑罰官職現程地方官制等まで　(七)苟も利を得苟も時に合はんことを求む　(八)急遽の貌　(九)求めて求め得ざりし人物　(一〇)詩經鄭風風雨篇に君子亂世に居て其節を變ぜざるを喩へし句あり　(一一)湮滅の貌　(一二)學者の前に陳列す　(一三)書も亦遭不遇の時代あるか

藏。恐不レ足二以定著一。願詔二京師及州縣藏レ書之家一。使二悉上レ之。先皇帝爲下二其事一。至二七年冬一。稍稍始集。臣等以相校。至二八年七月一。陳書三十六篇者。始校定。可レ傳二之學者一。其疑者亦不二敢稍損益一。特各疏二於篇末一。其書舊無レ目。列傳名氏多二闕謬一。因別爲二目錄一篇一。使二覽者得一レ詳焉。

(一) 天子の藏書所　(二) 宋仁宗の年號　(三) 校訂　(四) 館閣本のみにて世に發表せば闕誤多からん　(五) 仁宗　(六) すこしづつ　(七) 猥りに損益增減せず其旨を卷末に書す　(八) 目錄

夫陳之爲レ陳。蓋偸爲二一切之計一。非レ有二先王經紀禮義。風俗之美。制治之法。可レ章二示後世一。然而兼レ權尚レ計。明レ於二任使一。恭儉憂レ人。則其始之所二以興一。惑レ於二邪臣一。溺レ於二

夫れ陳の陳たる、蓋し偸(一)に一切の計を爲し、先王の經紀(二)禮義、風俗の美、制治の法、後世に章示すべきもの有るに非ず。然り而うして權を兼ね計を尙び、任(三)使に明に、恭儉人を憂ふるは、則ち其始の興る所以なり。邪臣に惑ひ、嬖(四)妾に溺れ、患を忘れ欲を縱にするは、則ち其終の亡する所以なり。興亡の端、己より致すに非ざる者莫し。(五)因造する所有つて、以て號(六)令威刑職官州郡の制を爲すに至つては、其事已に淺しと雖も、然れども亦各〻一時に施す。皆學者の考へざるべからざる所なり。而して當時の士、爭奪詐僞、(七)苟得偸合の徒、尙

廉遂受詔爲陳書。久之猶不就。貞觀三年。遂詔論撰於秘書内省。十年正月壬子。始上之。觀察等之爲此書。歷三世。傳父子。更數十歲。而後乃成。蓋其難如此。

然及其既成。與宋魏梁等書。世亦傳之者少。故學者於其行事之迹。亦罕得而詳之也。其書亦以罕傳。則自秘府所藏。往往脫誤。嘉祐六年八月。始詔校讎。使可鏤板行之天下。而臣等言。梁陳等書缺。獨館閣所

然るに其既に成るに及んで、宋魏梁等の書と、世亦之を傳ふる者少し。故に學者其行事の迹に於て、亦得て之を詳にする罕なり。其書亦以て傳ふる罕なれば、則ち祕府の藏する所よりして、往往脫誤す。嘉祐六年八月、始めて詔して校讎し、板に鏤して之を天下に行ふべからしむ。而して臣等は言ふ、梁陳等の書缺く、獨り館閣の藏する所、恐くは以て定著するに足らじ。願はくは京師及び州縣書を藏するの家に詔して、悉く之を上つらしめんと。先皇帝爲に其事を下し、七年冬に至つて、稍稍として始めて集る。臣等以て相校し、八年七月に至つて、陳書三十六篇の者、始めて校定せり。之を學者に傳ふべし。其疑はしき者は亦敢て稍〻損益せず、特に各〻篇末に疏す。其書舊目無く、列傳名氏闕謬多し。因つて別に目錄一篇を爲り、覽者をして詳にするを得しむ。

三十列傳。凡三十六篇。唐散騎常侍姚思廉撰。始思廉父察。梁陳之史官也。錄二二代之事一。未レ就而陳亡。隋文帝見レ察甚重レ之。毎レ就レ察。訪二梁陳故事一。察因以レ所二論載一。毎二一篇成一。輒奏レ之。而文帝亦遣二虞世基一。就レ察求二其書一。又未レ就而察死。察之將レ死。屬二思廉一以レ繼二其業一。唐興。武徳五年。高祖以二自レ魏至レ宋二百餘歲。世統數更。史事放逸一。乃詔論次。而思

の父察は、梁陳の史官なりき。（一）二代の事を錄し、未だ就らずして陳亡す。隋の文帝、察を見て甚だ之を重んじ、毎に察に就いて、梁陳の故事を訪ふ。察因つて論載する所を以て、一篇成る毎に、輒ち之を奏す。而して文帝も亦虞世基を遣り、察に就いて其書を求めしむ。又未だ就らずして察死す。察の將に死せんとするや、思廉に屬するに其業を繼ぐを以てせり。唐興り、（二）武德五年、高祖魏より宋に至る二百餘歲、世統數〻更まり、史事放逸するを以て、乃ち詔して論次せしむ。思廉遂に詔を受けて陳書を爲る。之を久しうして猶ほ就らず。（四）貞觀三年、遂に詔して祕書內省に論撰す。十年正月壬子、始めて之を上つる。察等の此書を爲るを觀るに、三世を歷、父子に傳へ、數十歲を更へて、而る後に乃ち成りぬ。蓋し其難きこと此の如し。

（一）梁と陳と　（二）唐の高祖の年號　（三）魏晉及び南朝の宋　（四）太宗の年號

素處顯也。然失二南之風。亦已遠矣。況於南鄉天下之主哉。向之所述勸戒之意。可謂篤矣。然向號博極羣書。而此傳稱詩芣苢柏舟大車之類。與今序詩者之說尤乖異。蓋不可考。至於式微之一篇。又以謂二人之作。豈其所取者博。故不能無失歟。其曰象計謀殺舜。及舜所以自脫者。頗合於孟子。然此傳或有之。而孟子所不道者、蓋亦不足道也、凡後世諸儒之言經傳者。固多如此。覽者采其有補。而擇其是非可也、故爲之序論。以發其端云。

は、頗る孟子に合ふ。然も此傳に或は之有りて、而して孟子道はざる所の者は、蓋し亦道ふに足らざるなり。凡そ後世諸儒の經傳(一〇)を言ふ者、固より多く此の如し。覽る者其補有るに采りて、其是非を擇んで可なり。故に之が序論を爲りて、以て其端(一一)を發すと云ふ。

(一)心を外物に奪はる　(二)家を治むるすら滿足ならず　(三)自ら自己をゆるす　(四)孟子に出でたり　(五)元來顯位に居る者には非ず　(六)南面天子の位　(七)共詩經國風の篇名　(八)背き違ふ　(九)舜の異母弟　(一〇)經傳に就いて言へるもの　(一一)端緒

陳書。六本紀。

陳書目錄序

陳書、六本紀、三十列傳。凡て三十六篇。唐の散騎常侍姚思廉撰す。始め思廉

相成。其推而及レ遠。則商辛之昏俗。江漢之小國。兎罝之野人。莫レ不レ好レ善。而不二自知一。此所レ謂身修。故家國天下治者也。

後世自二學問之士一。多徇二於外物一。而不レ安二其守一。其室家既不レ見レ可レ法。故競二於邪侈一。豈獨無二相成之道一哉。士之苟於二自恕一。顧レ利冒レ恥。而不レ知レ反レ己者。往往以レ家自累故也。故曰。身不レ行レ道。不レ行二於妻子一。信哉。如レ此人者。非二

後世學問の士より、多く(一)外物に徇ひて、其守に安んぜず。其(二)室家既に法るべきを見ず、故に邪侈を競ふ。豈獨り相成の道無きのみならんや。士の(三)自恕に苟もして、利を顧み恥を冒して、己に反するを知らざる者は、往往家を以て自ら累はすが故なり。故に曰く、(四)身道を行はざれば、妻子にも行はれずと。信なる哉。此の如き人は、(五)素より顯に處るに非ず。然も二南の風を去ると、亦已に遠し。況んや(六)南鄉天下の士に於てをや。向の述ぶる所、勸戒の意、篤しと謂ふべし。然るに向は博く羣書を極むと號せらる。而して此傳、詩の(七)棐苢、柏舟、大車の類を稱すること、今の詩を序する者の說と尤も(八)乖異す。蓋し考ふべからず。式微の一篇に至つて、又以謂らく二人の作かと。豈其取る所の者博うして、故に失無き能はざるか。其(九)象が舜を殺すを計謀し、及び舜が自ら脫する所以の者を曰ふ

也。目不視惡色。耳不聽淫聲。口不出敖言。又以謂古之人胎教者皆如此。夫能正其視聽言動者。此大人之事。而有道者之所長也。願令天下之女子能之。何其盛也。以臣所聞。蓋爲之師傅保姆之助詩書圖史之戒珩璜琚瑀之節威儀動作之度。其教之者。雖有此具。然古之君子。未嘗不以身化也。故家人之義。歸於反身。二南之業。本於文王。夫豈自外至哉。世皆知文王之所以興。能得內助。而不知其所以然者。蓋本於文王之躬化。故內則后妃有關雎之行。外則羣臣有二南之美。與之

教ふる者、此具(七)有りと雖も、然も古の君子、未だ嘗て身を以て化せずんばあらざるなり。故に家人(八)の義は、身に反するに歸し、二南(九)の業は、文王に本づく。夫れ豈外より至らんや。世皆文王の興りし所以は、能く內助を得たるを知つて、其然る所以の者は、蓋し文王の躬化に本づくを知らず。故に內は則ち后妃に關雎(一〇)の行有り、外は則ち羣臣に二南の美有り、之と相成す。其推して遠きに及べるは、則ち商辛(一一)の昏俗、江漢(一二)の小國、兎罝(一三)の野人、善を好まざる莫くして、而して自ら知らず。此れ所謂、身修まる、故に家國天下治る者なり。

(一) 趙泉后倫儀好　(二) 不正の色　(三) 不正の聲音　(四) 傲り高ぶる言　(五) 女の師傅たる者　(六) 佩玉の名なり、古は男女共に玉を佩びて行歩の節度を正す　(七) 設備　(八) 易の家人卦の上九に、身に反して自ら治む云々と　(九) 詩の周南召南は皆文王が身を以て家邦を敎化せし事蹟を歌ふ　(一〇) 詩經周南關雎の篇　(一一) 殷都は殷の故地なればいふ　(一二) 文王の化江水漢水の兩方に及ぶを指す　(一三) 兎網なり、詩經周南の篇名

篇次。復定二其書一爲二八篇一。與二十五篇者一。並藏レ於二館閣一。而隋以二頌義一爲二劉歆作一。與二向列傳一不レ合。今驗二頌義之文一。蓋向之自敍。又藝文志。有二向列女傳頌圖一。明非二歆作一也。自二唐之亂一。古書之在者少矣。而唐志錄二列女傳一凡十六家。至二大家注十五篇者一。亦無レ錄。然其書今在。則古書之或有レ錄而亡。或無レ錄而在者亦衆矣。非レ可レ惜哉。今校二讐其八篇及十五篇者一已定。可二繕寫一。

㊃ 一本隋下に書字あり、隋書は隋の史書 ㊄ 向の子なり ㊅ 校訂

初漢承二秦之敝一。風俗已大壞矣。而成帝後宮趙衞之屬。尤自放。向以謂。王政必自レ內始。故列下古女善惡。所三以致二興亡一者上。以戒二天子一。此向述作之大意也。其言。太任之娠二文王一

初め漢は秦の敝を承け、風俗已に大いに壞る、而も成帝の後宮趙衞の屬、尤も自放なり。向以謂らく、王政は必ず內より始まると。故に古女(一)の善惡、興亡を致せる所以の者を列して、以て天子を戒む。此れ向が述作の大意なり。其言たる、太任の文王を娠むや、目に惡色(二)を視ず、耳に淫聲(三)を聽かず、口に敖言を出さずと。又以謂らく、古の人の胎教は皆此の如しと。夫れ能く其視聽言動(四)を正しうする者は、此れ大人の事にして、有道者の畏るゝ所なり。顧ふに天下の女子をして之を能くせしめんと。何ぞ其盛なるや。臣の聞く所を以てするに、蓋し之が師傅保姆(五)の助、詩書圖史の戒(六)、珩璜琚瑀の節、威儀動作の度を爲すに、其之を

女傳。凡八篇。事具二漢書向列傳一。而隋書及崇文總目。皆稱。向列女傳十五篇。曹大家注。以二頌義一考レ之。蓋大家所レ注離二其七篇一爲二十四一。與二頌義一凡十五篇。而益以二陳嬰母及東海以來。凡十六事。非二向書本然一也。蓋向書之亡久矣。嘉祐中。集賢校理蘇頌。始以二頌義一爲二

文總目に、皆稱す、向の列女傳十五篇、曹大家注すと。頌義を以て之を考ふるに、蓋し大家が注せし所は、其七篇を離して(一)、十四と爲し、頌義と凡て十五篇。益すに陳嬰が母、及び東海(二)以來の凡そ十六事を以てす。向の書の本然に非ざるなり。蓋し向が舊書の亡ぶるや久し。嘉祐(三)中、集賢校理蘇頌、始めて頌義を以て篇次と爲し、復其書を定めて八篇と爲し、十五篇の者と、並に館閣に藏す。而して隋(四)は頌義を以て劉歆(五)の作と爲す、向の列傳と合はず。今頌義の文を驗するに、蓋し向の自敍、又藝文志に向の列女傳の頌圖有り、明に歆が作に非ざるなり。唐の亂より、古書の存る者少し。而も唐志に列女傳を錄するもの、凡そ十六家、大家の注十五篇といふ者に至つては、亦錄無し。然るに其書今存るは、則ち古書の或は錄有るも亡び、或は錄無くして存る者亦衆からん。惜むべきに非ずや。今其八篇及び十五篇の者を校讐(六)して已に定む。繕寫すべし。

(一) 後漢の班昭、曹大叔に嫁す、家は姑と同じ、大姑は女の美稱　(二) 海は漢の誤ならむと言ふ　(三) 宋仁宗の年號

當世之人。皆知二其說之不一レ可レ從。然後以禁則齊。使二後世之人。皆知二其說之不一レ可レ爲。然後以戒則明。豈必滅二其籍一哉。放而絕レ之。莫レ善レ於レ是。是以孟子之書。有下爲二神農之言一者上。有下爲二墨子之言一者上皆著而非レ之。至レ於二此書之作一。則上總二春秋一。下至二楚漢之起一。二百四十五年之間。載二其行事一。固不レ可二得而廢一也。此書有二高誘注者一。二十一篇。或曰二十二篇。崇文總目。存者八篇。今存者十篇。

や。放つて之を絶つは、是より善きは莫し。是を以て孟子の書に、神農の言を爲す者有り、墨子の言を爲す者有り、皆著して之を非とせり。此書の作に至つては、則ち上春秋を總べ、下楚漢の起るに至るまで、二百四十五年の間、其行事を載す。固より得て廢すべからざるなりと。此書に高誘の注せる者有り、二十一篇。或は曰く二十二篇と。崇文總目に、存する者八篇、今存する者十篇なり。

(一)放棄　(二)亡佚せしむるを可とするの義　(三)一齊に行はれ易し　(四)其書を滅絶するに及ばず　(五)孟子滕文公上篇に出づ　(六)墨者夷之の語、同書同篇に見ゆ　(七)總括　(八)史的價值あるを謂ふ

列女傳目錄序

劉向所レ敍列

劉向敍する所の列女傳、凡そ八篇。事漢書向が列傳に具はりて、隋書及び崇

患。其相率而爲レ之者。莫レ不レ有レ利焉。而不レ勝二其害一也。有レ得焉而不レ勝二其失一也。卒至二蘇秦商鞅孫臏吳起李斯之徒一。以亡二其身一。而諸侯及秦用レ之者。亦滅二其國一。其爲二世之大禍一明矣。而俗猶莫二之寤一也。惟先王之道。因レ時適レ變。爲レ法不レ同。而考レ之無レ疵。用レ之無レ弊。故古之聖賢。未レ有下以レ此而易上レ彼也。

先王の道は、時に因り變に適し、法を爲すこと同じからずして、之を考ふるに疵無く、之を用ふるに弊無し。故に古の聖賢、未だ此を以て彼に易ふる有らざるなり。(五)

(一) 時君と合致す　(二) 一切は苟且姑息の事　(三) 權謀の利益を言うて權謀上の失敗を謂らず　(四) いづれも戰國の縱橫家なり　(五) 先王の道を以て戰國遊說の士の說に易へず

或曰。邪說之害レ正也。宜二放而絕一レ之。則此書之不レ泯其可乎。對曰。君子之禁二邪說一也。固將レ明二其說於天下一。使下

或は曰く、邪說の正を害するや、宜しく放つて之を絕つべくんば、則ち此書の泯びざる其れ可ならんやと。對へて曰く、君子の邪說を禁ずるや、固より將に其說を天下に明にし、(一)當世の人をして皆其說の從ふべからざるを知らしめんとす。然して後に以て禁ずれば則ち齊し。(二)後世の人をして皆其說の爲すべからざるを知らしめて、然して後に以て戒むれば則ち明なり。豈必ずしも其籍を滅せん

初已數百歲。其舊法已亡。舊俗已熄久矣。二子乃獨明先王。以謂不可改者。豈將強天下之主以後世之不可爲哉。亦將因其所遇之時。所遭之變。而爲當世之法。使不失乎先王之意而已。二帝三王之治。其變固殊。其法固異。而其爲國家天下之意。本末先後。未嘗不同也。二子之道。如是而已。蓋法者所以適變也。不必盡同。道者所以立本也。不可不一。此理之不易者也。故二子者守此。豈好爲異論哉。能勿苟而已矣。可謂不惑乎流俗。而篤於自信者也。

(一)前漢の大儒 (二)書名 (三)疑を致す (四)周の前半 (五)序文の卒章に及びて (六)斯の如くならざるを得ず (七)孔子と孟子と (八)臨機の法を制定するを謂ふ (九)堯舜夏殷周 (一〇)法は世の變遷に從つて適當なるものを制す、故に必ずしも同一ならず (一一)苟且等閑の義

戰國之遊士則不然。不知道之可信。而樂於說之易合。其設心注意。偸爲一切之計而已。故論詐之便。而諱其敗。言戰之善。而蔽其

戰國の遊士は則ち然らず、道の信ずべきを知らずして、說(一一)の合ひ易きを樂しむ。其心を設け意を注ぐや、偸に一切(一二)の計を爲すのみ。故に詐の便を論じて、其(一三)敗を諱み、戰の善を言つて、其患を蔽ふ。其相率ゐて之を爲す者、利有らざる莫きも、而も其害に勝へざるなり。得有るも而も其失に勝たず、卒に蘇秦(一四)・商鞅・孫臏・吳起・李斯の徒に至つて、以て其身を亡し、而して諸侯及び秦の之を用ひし者も、亦其國を滅せり。其世の大禍を爲すや、明けし。而も俗猶ほ之を寤る莫し。惟

不ㇾ可ㇾ考者。然後戰國策三十三篇復完。敍曰。向敍ニ此書ニ言。周之先。明ニ敎化一修ニ法度一。所ニ以大治一。及ニ其後一。謀詐用。而仁義之路塞。所ニ以大亂一。其說既美矣。卒以謂下此書戰國之謀士度ニ時君之所ニ能行一。不ㇾ得ㇾ不ㇾ然。則可ㇾ謂下惑ニ於流俗一。而不ㇾ篤ニ於自信一者上也。夫孔孟之時。去ニ周之

し。(五)卒に以て此書戰國の謀士、時君の能く行ふ所を度り、然らざるを得ずと謂ふは、則ち流俗に惑うて、自信に篤からざる者と謂ふべし。夫れ(六)孔孟の時は、周の初を去ること已に數百歲、其舊法は已に亡び、舊俗已に熄むこと久し。(七)二子乃ち獨り先王を明にし、以て改むべからずと謂ふ者は、豈將に天下の主を強ふるに、後世の爲すべからざるを以てせんとするか。亦將に(八)其遇ふ所の時と、遭ふ所の變とに因つて、當世の法を爲し、先王の意を失はざらしめんとするのみ。(九)二帝三王の治、其變固より殊に、其法固より異り。而も其國家天下を爲むるの意、本末先後、未だ嘗て同じからずんばあらざるなり。二子の道、是の如きのみ。(一〇)蓋し法は變に適する所以なり、必ずしも盡く同じからず。道は本を立つる所以なり、一ならざるべからず。此れ理の易らざる者なり。故に二子の者此を守るのみ、豈異論を爲すを好まんや。能く(一一)苟もする勿きのみ。流俗に惑はずして、自信に篤き者と謂ふべし。

雖レ有二小差一。要二其大概一不レ誣也。況陳拱以下。皆覆二其家一。而宗旦獨先以二其親一遁。則其有二先知之效一可レ知也。以二其性之喜一レ事。則其有二先言之效一。亦可レ知也。以二閣下好一レ古力レ學。志樂二天下之善一。又方使二南方一。以レ賞二罰善惡一爲レ職。故敢以告。其亦何惜二須臾之聽一。尺紙之議一。惻問而極二陳之一。使二其事白一。固有レ補二於天下一。不下獨一時爲二宗旦一發上也。伏惟少留レ意焉。如有レ未レ合。願賜二還答一。不宣。

人之を强ゐんで四瞠と號す云々と見ゆ　(四)狡瑕　(五)其立つる所の節義　(六)名は無擇、袁州の知たり　(七)虛僞にあらざるなり　(八)覆滅　(九)少時の傾聽と短小の書簡說議を讀むと　(一〇)貴意に合はずんば返事を賜へ

戰國策目錄序

劉向所レ定戰國策。三十三篇。崇文總目。稱二十一篇一者闕。臣訪二之士大夫家一。始盡得二其書一。正二其誤謬一。而疑二其

(一)劉向定むる所の戰國策、三十三篇。崇文總目に、十一篇と稱するは闕く。臣之を士大夫の家に訪ひ、始めて盡く(二)其書を得、其誤謬を正して、其考ふべからざる者を疑ふ。然して後に戰國策三十三篇復完し。敍に曰く、向此書に敍して言ふ、(三)周の先、教化を明にし、法度を修む、大いに治る所以なり。其後に及んで、謀詐(四)用ひられて、仁義の路塞がる、大いに亂るゝ所以なりと。其說既に美

議論。喜功名。辱肯與之接。故頗知之。則其所立。亦非一時偶然發也。世多非其在京東時。不能自重。至爲世所指目。此固一眚。今其所立。亦可贖矣。鞏初聞其死之事。未敢決然信也。前後得言者甚衆。又得其弟自言。而與祖袁州在廣東亦爲之言。然後知其事。使

は、亦贖ふべし。鞏初め其死の事を聞いて、未だ敢て決然として信ぜず。前後言を得る者甚だ衆く、又其弟の自ら言ふを得て、而して(六)祖袁州の廣東に在る、亦之が爲に言ふを聞き、然る後に其事を知りぬ。小差有りと雖も、其大概を要するに、誣ひざらしむ。況んや陳拱以下、皆其家を(八)覆せるに、宗旦獨り先づ其親を以て逝れしむ、則ち其先知の效有る知るべし。其性の事を喜むを以て、則ち其先言の效有るも亦知るべきなり。以ふに閣下古を好み學を力め、志天下の善を樂しみ、又方に南方に使し、善惡を賞罰するを以て職と爲す。故に敢て以て告ぐ。其れ亦何ぞ須臾の聽、尺紙の議を惜まん。博聞して之を極陳し、其事をして白ならしめば、固より(九)天下に補有らん、獨り一時宗旦の爲に發するのみならざるなり。伏して惟みるに少しく意を留めよ。如し未だ合はざる(一〇)有らば、願くは還答を賜へ。不宣。

(一) 多くの論説を徧渉し通曉す　(二) 自ら生存す　(三) 宋史忠義傳に、李師孫稚尙同等と共に寄司の耳目となる、世

非三獨以レ書告ニ陳拱一。當時爲レ使三者於廣東西一者。宗旦皆歴ニ告之一。今彼既不レ能レ用。重懼レ爲ニ己累一。必不三肯復言ニ宗旦嘗告ニ我也。爲ニ天下一者。使ニ萬事已理。天下已安一。猶須下力開ニ言者之路一。以防中未レ至之患上。況天下之事。其可レ憂者甚衆。而當世之患。莫レ大レ於下人不レ能レ言。與レ不レ肯レ言。而甚者或不中敢言上也。則宗旦之事。豈可レ不下汲汲載ニ之天下視聽一。發ニ揚褒大其人一。以驚中動當世上耶。

㈠ 智高の亂 ㈡ 人民 ㈢ 偶然突至 ㈣ 輕忽 ㈤ 事を等閑にし言辭を他事に託して逃るゝなり ㈥ 邪魔障害を受く ㈦ 廣東廣西 ㈧ 知つて言はざりし罪に陷せんことを恐るゝなり ㈨ 直言者 ㈩ 言ふことを承知せず (一一) 天下の耳目に達せしむ

宗旦喜學レ易。所レ爲注有ニ可レ采者一。家不レ能レ有レ書。而人或質問以レ易。則貫穿馳騁。至ニ數十家一。皆能言ニ其意一。事ニ祖母一盡レ心。貧幾不レ能ニ自存一。好ニ

宗旦喜んで易を學ぶ。爲る所の注、采るべき者有り。家に書を有する能はず、而も人或は質問するに易を以てすれば、則ち貫穿馳騁、數十家に至るまで、皆能く其意を言ふ。祖母に事へて心を盡し、貧にして幾んど自存する能はず。議論を好み、功名を喜ぶ。鞏嘗て之と接せり、故に頗る之を知る。則ち其立つる所、亦一時偶然に發するに非ざるなり。世多く其京東に在りし時、自重する能はずして、世の指目する所と爲るに至りしを非る。此れ固より一眚なるも、今其立つる所

卒至於破二十餘州。覆軍殺將。喪元元之命。竭山海之財者。非其變發於隱伏。而起於倉卒也。內外上下。有職事者。初莫不知。或隱而不言。或忽而不備。苟且偸託。以至於不可禦耳。有一人先能言者。又爲世所侵蔽。令與罪人同罰。則天下之事。其誰復言耶。閔宗旦

の財を竭すに至りし者は、其變隱伏に發して、倉卒(三)に起りしに非ざるなり。內外上下、職事有る者、初め知らざる莫し。或は隱して言はず、或は忽(四)にして備へず、苟且(五)偸託して、以て禦ぐべからざるに至りしのみ。一人の先づ能く言ふ者有るに、又世の侵蔽(六)する所と爲り、罪人と罰を同じうせしめば、則ち天下の事、其れ誰か復言はんや。聞く宗旦、獨り書を以て陳拱に告ぐるに非ず、當時廣(七)の東西に使者爲りし者には、宗旦皆之を歷告せりと。今彼既に用ふる能はず、重ねて己が累を爲すを懼れて、必ず肯て復宗旦嘗て我に告げしを言はざるなり。天下を爲むる(八)者は、萬事已に理まり、天下已に安からしむとも、猶ほ力めて言者(九)の路を開きて、以て未だ至らざるの患を防ぐべし。況んや天下の事、其憂ふべき者甚だ衆し、而も當世の患、人の言ふ能はざると(一〇)言ふを肯んぜざると、而して甚しき者は或は敢て言はざるより大なるは莫きをや。則ち宗旦の事、豈汲汲として之(一一)を天下の視聽に載せ、其人を發揚褒大して、以て當世を驚動せざるべけんや。

節堂堂如レ是。而其事未レ白二於天下一。此見下朝廷所二寵賜一。南兵以來。伏レ節死レ難之臣上。宗旦乃獨不レ與。此非下所レ謂曲突徙レ薪無二恩澤一。焦頭爛額爲中上客上耶。使下宗旦初無二一言一。但賊至而能死不上レ去。固不レ可二以無一レ賞。蓋先レ事以爲レ備。全レ城而保レ民者。宜レ責二之陳拱一。非二宗旦事一也。今猥令下與二陳拱一俱戮上。既遺二其言一。又負二其節一。爲二天下一者。賞レ善而罰レ惡。爲二君子一者。樂レ道二人之善一。樂レ成二人之美一。豈當レ如レ是耶。

客と爲るに非ずや。宗旦をして初より一言無く、但賊至つて能く死して去らざらしむとも、固より以て賞無かるべからず。蓋し事に先つて以て備を爲し、城を全うして民を保つ者は、宜しく之を陳拱に責むべし、宗旦の事に非ざるなり。今猥りに陳拱と俱に戮せしめ、既に其言を遺れ、(七)又其節に負く。天下を爲むる者は、善を賞して惡を罰し、君子爲る者は、人の善を道ふを樂しみ、人の美を成すを樂しむ。豈當に是の如くなるべけんや。

㊀準備　㊁旌表　㊂節の爲に斃れし事蹟　㊃明白にせず　㊄智高の亂以來　㊅漢霍光傳に出づ、霍氏の反を豫知せし徐福に賞無かりしを或人上書して注意せし文中に、某家の煙突の傍に薪多し、客家主に突を曲げて薪を移せと言ひしが、主從はず、既にして火有り近隣の者集りて頭を焦がし額を爛し、辛うじて消し止めたり、家主大いに近隣に謝して而も客に及ばざりきとあるに由る　㊆忠言警告

凡南方之事。

凡そ(一)南方の事、卒に十餘州を破り、軍を覆し將を殺し、(二)元元の命を喪ひ、山海

而大駭之。宗且又告曰。事急矣。不可以不戒。拱又不從。凡宗且之於拱。以書告者七。以口告者。多至不可數。度拱終不可得意。即載其家走桂州曰。吾有官守。不得去。吾親毋爲與死。比既行之二日。智高果反。城中皆應之。宗且猶力守南門。爲書召鄰兵欲拒之。城亡。智高得宗且。喜用之。宗且怒曰。賊汝今立死矣。吾豈可汚耶。罵不絶口。智高度終不可下。乃殺之。

どころに死せん、吾豈汚すべけんやと。罵つて口を絶たず。智高終に下すべからざるを度り、乃ち之を殺せり。

(一) 滿汚字は元規、司封は官名、爵祿を司る　(二) 廣源州蠻夷の首領の名　(三) 州名　(四) 離叛するなり　(五) 仁宗の年號　(六) 推し料る　(七) 横江の誤なるべし　(八) 承引せざるべきを度る　(九) 家族を乘物に載せて走らしむ

當其初。使宗且言不廢。則邕禍必不發。發而吾有以待之。則必無事。使獨有此一善。而不可不旌。況其死

其初に當つて、宗且の言をして廢せざらしめば、則ち邕の禍必ず發せじ、發するも而も吾の以て之を待つ有らば、則ち必ず事無からん。獨り此一善有らしむるも、固より旌せざるべからず。況んや其死節堂堂是の如きをや。而るに其事未だ天下に白せず。比ろ朝廷の寵贈する所、南兵以來、節に仗り難に死せしの臣を見るに、宗且乃ち獨り與からず。此れ所謂曲突薪を徙して恩澤無く、焦頭爛額上

運使司封閤下。竊聞儂智高未ㇾ反時。已奪ニ邕邑地一而有ㇾ之。爲ㇾ吏者不ㇾ能ㇾ禦。因不ニ以告。皇祐三年。邕有ニ白氣一起ニ廷中一。江水横溢。司戸孔宗旦以爲ニ兵象一。策ニ智高必反一。以ㇾ書告ニ其將陳拱一。拱不ㇾ聽。宗旦言不ㇾ已。拱怒。詆ㇾ之曰。司戸狂耶。四年。智高出ニ横山一。略ニ其寨人一。因ニ其倉庫一

運使司封閣下、竊に聞く儂(一)智高未だ反せざりし時、已に邕(二)の邑地を奪うて之を有す。吏爲る者禦ぐこと能はず、因つて以て告げず。皇祐(五)三年、邕(三)に白氣有りて廷中に起り、江水横溢す。司戸孔宗旦以て兵象(四)と爲し、智高が必ず反するを策(六)し、書を以て其將陳拱に告ぐ。拱聽かず。宗旦言つて已まず。拱怒り、之を詆して曰く、司戸狂するかと。四年、智高横山(七)に出でて、其寨人を略し、其倉庫に因つて大いに之を賑はす。宗旦又告げて曰く、事急なり、以て戒めざるべからずと。拱又從はず。凡そ宗旦の拱に於ける、書を以て告げし者七、口を以て告げし者は、多くして數ふべからざるに至る。拱が終に意(八)を得べからざるを度り、即ち其家(九)を載せ、桂州に走らしめて曰く、吾官守有り、去るを得ず。吾親は與に死するを爲す毋けんと。既に行くの二日に比んで、智高果して反し、城中皆之に應ず。宗旦猶ほ力めて南門を守り、書を爲つて鄰兵を召し、之を拒がんと欲す。城亡ぶ。智高宗旦を得、喜んで之を用ひんとす。宗旦怒つて曰く、賊、汝今立ち

所レ可レ感。則往往盡然不レ知ニ溺之淪落一也。況其子孫也哉。況肇也哉。其追ニ睎祖德一。而思下所ニ以傳レ之之繇上則知下先生推ニ一賜於レ肇。而及中其三世上其感與レ報。宜ニ若何而圖レ之。抑又思。若ニ肇之淺薄滯拙一而先生進レ之。先祖之屯蹇否塞以死。而先生顯レ之。則世之魁閎豪傑。不世出之士。其誰不レ願レ進レ於レ門。潛遁幽抑之士。其誰不レ有レ望レ於レ世。善誰不レ爲。而惡誰不ニ愧以懼一。爲ニ人之父祖一者。孰不レ欲レ教ニ其子孫一。爲ニ人之子孫一者。孰不レ欲レ寵ニ榮其父祖一。此數美者。一歸レ於ニ先生一。既拜ニ賜之辱一。且敢進ニ其所ニ以然一。所レ論世族之次。敢不ニ承レ敎而加詳一焉。愧甚。不宜。

祖爲る者、孰か其子孫を敎ふるを欲せざらん。人の子孫爲る者、孰か其父祖を寵(一一)榮するを欲せざらん。此の數美の者、一に先生に歸す。既に賜の辱を拜し、且つ敢て其然る所以を進む。論ずる所の世族(一二)の次は、敢て敎を承けて加ゝ詳にせざらんや。愧づること甚だし。不宜。

(一) 歐陽公を指す (二) 勝れて高き說 (三) 稀偶の說 (四) 追ひ慕ふ (五) 理由 (六) 一回の御恩賜が子孫にまで及ぶなり (七) 學問淺薄、處世拙劣 (八) 困窮にして且つ不遇 (九) 優れて偉大なる豪傑 (一〇) 世に潛み遁れて日を送る者 (一一) 德功を顯揚し、其名を不朽ならしめんとす (一二) 世族 次序

(二)孫司封に與ふる書

然畜ニ道德ー。而能ニ文章ー者。雖ニ或並レ世而有ー。亦或數十年。或一二百年。而有レ之。其傳之難如レ此。其遇レ之難又如レ此。若ニ先生之道德文章ー。固所レ謂數百年而有者也。先祖之言行卓卓。幸遇而得レ銘ニ其公與レ是。其傳レ世行レ後無レ疑也。而世之學者。每レ觀ニ傳記所レ書。古人之事。至ニ其

然るに道德を畜へて文章を能くする者、或は世に並んで有りと雖も、亦或は數十年、或は一二百年にして、而して之有るのみ。其傳の難きこと此の如く、其之に遇ふの難きこと又此の如し。先生(一)の道德文章の若きは、固より所謂數百年にして有る者なり。先祖の言行卓卓(二)、幸に遇うて其公と是とを銘するを得たる、其世に傳はり後に行はれんこと疑無きなり。而して世の學者、傳記書する所の古人の事を觀る每に、其感ずべき所に至つては、則ち往往(三)𧇊然として涕の流落するを知らず。況んや其子孫をや、況んや鞏をや。其祖德を追睎(四)して、之を傳ふる所以の繇(五)を思ふは、則ち先生一賜(六)を鞏に推して、其三世に及ぶを知る。其感と報と、宜しく若何か之を圖るべきぞ。抑〻又思ふ、鞏の淺薄滯拙(七)の若きすら、先生之を進む。先祖の屯蹶否塞(八)して以て死し、而も先生之を顯はす。則ち世の魁閎豪(九)傑、不世出の士、其れ誰か門に進むを願はざらん、潛遁幽抑の士(一〇)、其れ誰か世に望むこと有らざらん。善誰か爲さずして、惡誰か愧ぢて以て懼れざらん。人の父

人而能盡二公與一レ是歟。非下畜二道德一而能二文章一者上無二以爲一也。蓋有二道德一者之於二惡人一則不二受而銘一レ之於二衆人一則能辨焉。而人之行。有二情善而迹非一。有二意奸而外淑一。有二善惡相懸而不レ可二以レ實指一。有二實大レ於レ名。有二名侈レ於レ實。猶二之用一レ人。非下畜二道德一者上惡能辨レ之不レ惑。議レ之不レ徇。不レ惑不レ徇。則公且是矣。而其辭之不レ工。則世猶不レ傳。於レ是又在二其文章兼勝一焉。故曰。非下畜二道德一而能二文章一者上無二以爲一也。豈非レ然哉。

能くする者に非ずんば、以て爲すこと無きなり。蓋し道德有る者の惡人に於けるは、則ち受くるも之を銘せず、衆人に於ては則ち能く辨ずと。而も人の行は、(二)情善にして迹非なる有り、(三)意奸にして外淑なる有り、(四)善惡相懸して、實を以て指すべからざるもの有り、實の名より大なる有り、名の實より(五)侈なる有り。猶ほ之れ人を用ふるがごとし。道德を畜ふる者に非ずんば、惡んぞ能く之を辨じて惑はず、之を議して徇はざらんや。惑はず徇はざれば、則ち公にして且つ是なるも、而も其辭の工ならざるは、則ち世猶ほ傳へず。是に於て又其(六)文章兼ね勝るに在り。故に曰く、道德を畜へて文章を能くする者に非ずんば、以て爲す無きなりと。豈然るに非ずや。

(一) 善惡の鑑定　(二) 事情は善なるも形迹は惡なる者　(三) 内心奸惡にしにて外面善良なる者　(四) 善惡相懸絶し其實相知るべからざる者　(五) 大に同じ　(六) 文も亦他に勝るゝものあるべき謂なり

之子孫者。豈欲ㇾ褒二揚其親一。而不ㇾ本ㇾ乎ㇾ理。故雖二惡人一。皆務勒ㇾ銘。以誇二後世一。立ㇾ言者既莫二之拒一而不上爲。又以二其子孫之所上ㇾ請也。書二其惡一焉。則人情之所ㇾ不ㇾ得。於ㇾ是乎銘始不ㇾ實。後之作ㇾ銘者。當ㇾ觀二其人一。苟託ㇾ之非ㇾ人。則書ㇾ之非二公與上ㇾ是。則不ㇾ足二以行ㇾ世而傳上ㇾ後。故千百年來。公卿大夫。至ㇾ於二里巷之士一。莫ㇾ不ㇾ有ㇾ銘。而傳者蓋少。其故非ㇾ他。託ㇾ之非ㇾ人。書ㇾ之非二公與上ㇾ是故也。

づかず。故に惡人と雖も、皆務めて銘を勒して、以て後世に誇る。言を立つる者既に之を拒いで(三)爲らざる莫く、又其子孫の請ふ所なるを以て、其惡を書するは、則ち人情の得(四)ざる所たり。是に於てか銘始めて實ならず。後の銘を作る者、當に其人を觀るべし。苟も之を託する人に非ずんば、則ち之を書すること公と是とに非ず、則ち以て世(六)に行うて後に傳(五)ふるに足らず。故に千百年來、公卿大夫より、里巷の士に至るまで、銘有らざる莫くして、傳はる者は蓋し少し。其故他に非ず、之を託する人に非ず、之を書するに公と是とに非ざるが故なり。

㈠ 專一の義　㈡ 根柢を道理に置かず　㈢ 拒絶する者無し　㈣ 人情爲すに忍びざる點　㈤ 其人なり、適當の人を指す　㈥ 世に傳へ後に殘す

然則孰爲三其

然らば則ち孰か其人にして能く公と是とを盡すと爲すか。道德を蓄へて文章を

與レ慚并。夫銘誌之著レ於レ世。義近レ於レ史。而亦有下與レ史異者上。蓋史之於二善惡一。無レ所レ不レ書。而銘者。蓋古之人。有二功德材行志義之美一者。懼二後世之不一レ知。則必銘而見レ之。或納レ於レ廟。或存レ於レ墓。一也。苟其人之惡。則於レ銘乎何有。此其所三以與レ史異二也。其辭之作。所下以使中死者無レ有レ所レ憾。生者得レ致二其嚴一。而善人喜レ於レ見レ傳。則勇レ於二自立。惡人無レ有レ所レ紀。則以媿以懼。至レ於二通材達識。義烈節士。嘉言善狀。皆見レ於レ篇。則足レ爲二後法。警勸之道。非レ近レ乎史。其將二安近一。

銘して之を見はし、或は廟に納め、或は墓に存す、一(三)なり。苟も其人の惡なるは、則ち銘に於いて何か有らん。此れ其史と異る所以なり。其辭の作る、死者をして憾むる所有る無く、生者をして其嚴(四)を致すを得しむる所以にして、善人傳を見るに喜べば、則ち自立に勇み、惡人紀する所有る無ければ、則ち以て媿ち以て懼る。(五)通材達識、義烈節士、嘉言善狀に至つて、皆篇に見はせば、則ち後法(六)と爲すに足る。(七)警勸の道、史に近きに非ずして、其れ將に安くに近からんとせん。

(一)祖父　(二)感謝と慚愧と交々至る　(三)其意は史も銘も異る所なし　(四)敬　(五)材能知識の勝れたる人　(六)後世の法　(七)世を警め人を勸む

及二世之衰。人

世の衰ふるに及んで、人の子孫たる者、(一)壹ら其親を褒揚せんと欲して、(二)理に本

待士之詳。思勞歸之詩。本士大夫之情。而及於其親。逮之以卸乎人心之政。或還之闕下。或處以閑曹。或引之近畿。屬以一郡。使得諧其就養之心。慰其高年之母。則仁治之行。豈獨昏愚得蒙賜於今日。其流風餘法。傳之永久。後世之士。且將賴此以無北山之怨。鴇羽之譏。陟岵之歎。蓋行之甚易。爲德於士類者甚廣。惟留意而圖之。不宣。

ん。惟意を留めて之を圖れ。不宣。

(一)同伴者を待つの要なし　(二)覆ひ渉り行き屆く　(三)詩經の四牡篇を謂ふ　(四)父母の養を遂げしむる政　(五)閑散の官　(六)父母に就き養はんとする心　(七)以下皆前出　(八)士民一般の惠澤となること多し

歐陽舍人に寄する書

鞏頓首再拜。舍人先生。去秋人還。蒙賜書及所撰先大父墓碑銘。反覆觀誦。感

鞏頓首再拜。舍人先生、去秋人還り、書及び撰する所の先大父(一)の墓碑銘を賜ふを蒙むる。反覆觀誦、感慨(二)と幷す。夫れ銘誌の世に著なる、義、史に近くして、亦史と異る者有り。蓋し史の善惡に於ける、書せざる所無くして、而して銘は、蓋し古の人功德材行志義の美有る者にして、後世の知らざるを懼るれば、則ち必ず

今野行海涉。不レ待二朋儔一市レ粟而來。價減二什七一此皆吾君吾相至仁元澤覆冒所レ及故寇旱之餘曾未期歲一旣安且富至レ於レ如此。鞏與二斯民一與レ蒙二其幸一。方地數十里、旣無二一事一。繫二官於レ此。又已彌年。則可下以二將母之心一。告於吾君吾相、未有易於二此時一也伏惟推二古之一以

今野行海涉、朋儔を待たず、粟を市つて來るに、價 什の七を減ずるは、此れ皆吾が君吾が相、(一)至仁元澤、(二)覆冒の及ぶ所たり。故に寇旱の餘、曾て未だ期歲ならざるに、旣に安く且つ富むこと、此の如きに至れり。鞏 斯の民と、其幸を蒙むるに與る。方地數十里、旣に一事無く、官に此に繫がること、又已に彌年なり。則ち母を將ふの心を以て、吾が君吾が相に告ぐべきと、未だ此時より易きは有らざるなり。伏して惟ふに、古の士を待つ所以の詳を推し、(三)勞歸の詩が、士大夫の情に本づいて、其親に及び、之に逮るに(四)人心に卽くの政を以てするを思ひ、或は之を闕下に還し、或は處するに(五)閑曹を以てし、或は之を近畿に引き、屬するに一郡を以てし、其就養の心を諧へ、其高年の母を慰むるを得しめば、則ち仁治の行、豈獨り昏愚の賜を今日に蒙むるを得るのみならんや。其流風餘法は、之を永久に傳へば、後世の士、且つ將に此に賴つて以て(七)北山の怨、鴇羽の譏、陟岵の歎無からんとす。蓋し之を行ふは甚だ易くして、(八)德を士類に爲す者は甚だ廣から

者。往往蟻聚於山谷。桀黠能動衆。爲魁首者。又以十數。相望於州縣。閭之室閭莫能寧。而遠近聞者。亦莫不疑且駭也。州屬邑。又有出於饑旱之後。肇於此時。又不敢以私計自陳其於寇攘。屬前日之屢敗。士氣既奪。而吏亦無可屬者。其於經營。既不敢以輕動迫之。又不敢以少縱玩之。一則諭以招納。一則戒以剪除。既而其悔悟者。自相執拘以歸。其不變者。亦爲士吏之所係獲。其魁首。則或縻而致之。或殲而去之。自冬至春。遠近皆定。亭無枹鼓之警。里有室家之樂。士氣始奮。而人和始洽。至於風雨時若。田出自倍。

屢〻敗れ、士氣既に奪はれて、吏も亦屬すべき者無きに屬す。其經營に於て、既に敢て輕動(八)を以て之に迫らず、又敢て少縱(九)を以て之を玩ばず。一は則ち諭すに招納を以てし、一は則ち戒むるに剪除を以てす。既にして其悔悟する者は、自ら相執拘(一〇)して以て歸し、其變ぜざる者、亦士吏の係獲する所と爲り、其魁首は、則ち或は縻(一一)して之を致し、或は殲して之を去る。冬より春に至つて、遠近皆定まり、亭に枹鼓(一二)の警無く、里に室家の樂有り。士氣始めて奮つて、人和始めて洽ねく、風雨時に若ひ、田出自ら倍するに至りぬ。

(一) 此邦を守るべき命 (二) 御沙汰下りて (三) 徒黨を組む (四) わるづよき事 (五) 家々町々 (六) 饑饉旱魃、後に此の盜賊有り (七) 寇盜の禍 (八) 輕卒の擧動 (九) 少しく寛假す (一〇) 自ら囚人となり來る (一一) 繫ぐ (一二) 緩急相告ぐる警柝鼓聲

處一。竊計已在二聽察一之日久矣。今輙以二其區區之腹心一。敢布二於下執事一者。誠以鞏年六十。老母年八十有八。老母寓二食京師一。而鞏守二閩越一。仲弟守二南越一。二越者。天下之遠處也。於二著令一。有下一人仕二於此二邦一者上。同居之親。當二遠仕一者。皆得レ不レ行。鞏固不下敢爲二不肖之身一。求中自比於レ是也。顧以二道里之阻一。既不レ可下御二老母一而南上。則非下獨省二晨昏一。承二顔色一。不レ得レ效二其犬馬之愚一。至レ於二書問往還一。盡以二萬里一。非二累月踰時一不レ通。此白首之母子。所下以義不レ可二以苟安一。恩不レ可二以苟止一者上也。

〔二五〕越・齊・襄・洪・福の五州に地方官たり　〔二六〕地方官の任　〔二七〕假住居　〔二八〕法令　〔二九〕一家親族中　〔三〇〕隔なり
〔三一〕侍す　〔三二〕夕に定め、晨に省るの禮　〔三三〕義理としても安心すべからず、恩愛より云ふも止むべからず

方二去歲之春一。有二此邦之命一。鞏敢以レ情告二於朝一。而詔報不レ許。屬三閩有二盜賊之事一。因不二敢繼請一。及二去秋到一レ職。閩之餘盜。或數十百爲二曹伍一

去歲の春に方つて、此邦の命有り。鞏敢て情を以て朝に告げしも、詔報許されず。閩に盜賊の事有るに屬し、因りて敢て繼ぎ請はず。去秋職に到るに及んで、閩の餘盜、或は數十百の曹伍を爲す者、往往山谷に蟻聚し、桀黠能く衆を動かし、魁首と爲る者、又十を以て數へ、州縣に相望み、閩の室閭能く寧きこと莫し。而して遠近聞く者、亦疑ひ且つ駭かざるは莫く、州の屬邑、又饑旱の後に出づるもの有り。鞏此時に於て、又敢て私計を以て自ら陳せず。其寇攘に於て、前日の

是時一者。豈有レ不レ得レ盡二其忠一邪。鞏獨何人。幸遇二茲日一。鞏少之時尚不下敢飾二其固陋之質一以干中當世之用上。今齒髮日衰。聰明日耗。念二其至愚一。固不三敢有二徼レ進之心一。況其少有レ知邪。轉二走五郡一。蓋十年矣。未下嘗敢有中半言片辭一。求レ去二邦城之任一。而冀上レ陪二朝廷之儀一。此鞏之所二以自

しく知あるをや。五郡(五)に轉走すること、蓋し十年。未だ嘗て敢て半言片辭の、邦(六)域の任を去るを求めて、朝廷の儀に陪するを冀ふ有らず。此れ鞏の自ら處する所以にして、竊に計るに已に聽察に在るの日久しからん。今輒ち其區區の腹心を以て、敢て下執事に布く者は、誠に以ふに鞏年六十、老母は年八十有八。老母は京師に寓食(七)し、而して鞏は閩越を守り、仲弟は南越を守る。二越は、天下の遠處なり。著令(八)に於て、一人の此二邦に仕ふる者有れば(九)、同居の親、當に遠仕すべき者も、皆行かざるを得。鞏固より敢て不肖の身の爲に、自ら是に比するを求めず。顧ふに道里の阻(一〇)を以て、旣に老母に御して(一一)南すべからず。則ち獨り晨(一二)昏を省し顏色を承け、其犬馬の愚を效すを得ざるのみに非ず。書問往還に至つては、蓋し萬里を以てす、累月踰時に非ざれば通ぜず。是れ白首の母子、義以て(一三)苟安すべからず、恩以て苟止すべからざる所以の者なり。

(一) 抜け出てんとす (二) 大臣宰相斷の時に於て天子と德を同じうす (三) 頑固陋劣 (四) 耳目日に衰へゆく (五)

失下其養二父母一之心上。下之所二以事一レ上。有下養二父母一之心上。未三嘗不二以告一也。其勞二使臣一之辭則然。而推至レ於二戍役之人一。亦勞レ之以三王事靡レ盬。憂二我父母一。則先王之政。即二人之心一。無レ大レ於レ此也。及二其後世一。或任使不レ均。或苦レ於二征役一。而不レ得レ養二其父母一。則有二北山之感一。鴇羽之嗟一。或行役不レ已。而父母兄弟離散。則有二陟岵之思一。詩人皆推二其意一。見レ於二國風一。所レ謂發レ乎レ情。止レ乎二禮義一者也。

(一) 王事に粗略なきやう之を勤むるため、父を養ふ暇さへ無しとの義 (二) 由に同じ (三) 失はざるやうに努力す (四) 之を有司に告ぐ (五) 詩經小雅杕杜の篇 (六) その第三章 (七) 本づく (八) 詩小雅北山篇 (九) 詩國風鴇羽の篇 (一〇) 詩國風陟岵篇 (一一) 詩經の序に、人情に發して禮義に止る云々の語有り

伏惟吾君有下出レ於二數千載一之大志上。方興二先王之治一。以上繼二三代一。吾相於レ時。皆同レ德合レ謀。則所三以待二天下之士一者。豈易レ於レ古。士之出レ於二

伏して惟みるに吾君は數千載に出づるの大志有り、方に先王の治を興して、以て上つかた三代に繼ぐ。吾相(一)時に於て、皆德を同じうし謀を合すれば、則ち天下の士を待つ所以の者、豈古に易らんや。士の是の時に出づる者、豈其志を盡すを得ざる有らんや。鞏獨り何人ぞや、幸に茲の日に遇へり。鞏少き時、尙ほ敢て其固陋(二)の質を飾り、以て當世の用を干めざりき。今齒髮日に衰へ、聰明(三)日に耗く。其をして至愚ならしむるも、固より敢て信を徼むるの心有らず、況んや其少

靡レ盬。不レ遑レ將レ父。四章曰。王事靡レ盬。不レ遑レ將レ母。而其卒章。則曰。豈不レ懷レ歸。是用作レ詞。將レ母來諗。釋者以謂諗告也。君勞ニ使臣。敍ニ述其情一曰。豈不ニ誠思レ歸乎。故作ニ此詩之詞一。以下養ニ父母一之志上來告ニ其君一也。既休ニ息之一。而又追ニ敍其情一如レ此。繇レ是觀レ之。上之所ニ以接レ下。未ニ嘗不レ恐レ

を作り、母を將ふを來り諗ぐと。釋く者以謂らく、諗は告なり、君使臣を勞し、其情を敍述して曰く、豈誠に歸を思はざらんやと。故に此詩の詞を作つて、父母を養ふの志を以て、來つて其君に告ぐるなりと。既に之を休息せしめて、又其情を追敍すること此の如し。（二）是に繇つて之を觀れば、上の下に接する所以、未だ嘗て其父母を養ふの心を失ふを恐（三）れずんばあらず。下の上に事ふる所以、父母を養ふの心有りて、（四）未だ嘗て以て告げずんばあらず。其使臣を勞するの辭は則ち然り、而も推して（五）戍役の人に至るも、亦之を勞するに、（六）王事盬きこと靡く、我父母を憂へしむるを以てす。則ち先王の政、人の心に卽（七）くこと、此より大なるは無きなり。其後世に及ぶや、或は任使均しからず、或は征役に苦しんで、其父母を養ふを得ず。則ち（八）北山の感、（九）鴇羽の嗟有り。或は行役已まずして、父母足弟離散すれば、則ち（一〇）陟岵の思有り。詩人皆其意を推して、國風に見はす。所謂情に（一一）發して、禮義に止まる者なり。

位。則如二棫樸之盛一得而薪レ之。其以爲二使臣一。則能二其往一也。必以二禮樂一。使三其光華皇皇於二遠近一。勞二其來一也。則既知二其功一。又本二其情一。而敍二其勤一。其以爲二將率一。則於二其行一也。既送二遣之一。又識二薇蕨之始生一。而恐二其歸時之晩一。及二其還一也。既休二息之一。又追二念其悄悄之憂一。而及二於僕夫之瘁一。當二此之時一。后妃之於二內助一。又知二臣下之勤勞一。其憂思之深。至レ於二山脊石砠僕馬之間一。而志意之一。至レ於下雖レ采二卷耳一。而心不上レ在焉。蓋先王之世。待二天下士一。其勤且詳如レ此。故稱周之士也貴。又稱周之士也肆。而天保亦稱。君能下レ下。以成二其政一。臣能歸レ美以報二其上一。其君臣上下相與之際如レ此。可レ謂レ至矣。

て其上に報ゆと。其君臣上下相與するの際此の如し、至れりと謂ふべし。

（一）經略の見るべきもの（二）旗て勞はる（三）詩經小雅菁々者莪篇に出づ（四）草名、莪蒿なり（五）詩小雅鹿鳴篇に呦々たる鹿鳴、野の苹を食む、詩大雅棫樸篇參照、我に嘉賓有り云々と（六）薪に收めしもの（七）小木の名、叢生して刺多し、樸は叢生なり（八）詩小雅皇々者華篇に取る（九）詩小雅四牡篇に取る（一〇）小雅采薇篇（一一）小雅出車篇に憂心悄々僕夫況に瘁む云々（一二）國風卷耳篇（一三）卷耳篇に出でたる詩（一四）草名（一五）揚子法言に、周の士や貴、秦の士や賤云々とあり（一六）心ゆるやかに仁義を修むるを得るを指す（一七）小雅の篇名

所レ謂必本二其情一。而敍二其勤一者在二四牡之三章一。曰。王事

所謂必ず其情に本づいて、其勤を敍せる者は、四牡の三章に在り曰く、王事監きこと靡し、父を將ふに遑あらずと。四章に曰く、王事監きこと靡し、母を將ふに遑あらずと。其卒章には則ち曰く、豈歸るを懷はざらんや、是を用つて謌

故其長二育天下之材一。使三之成就一、則如三蘿蔦之在二大陵一。無レ有レ不レ遂。其賓而接レ之。出レ於二懇誠一。則如二鹿鳴之相呼召一。其聲音非二自レ外至一也。其燕レ之則有二飲食之具一。樂レ之則有二琴瑟之音一。將二其厚意一。則有二幣帛筐篚之贈一。要二其大旨一。則未二嘗不上レ在レ於レ得二其歡心一。其人材既衆。列レ於二庶

其厚意を將ふは、則ち幣帛筐篚(六)の贈有り。其大旨を要すれば、則ち未だ嘗て其歡心を得るに在らずんばあらず。其人材既に衆く、庶位に列するは、則ち棫(七)樸の盛なる、得て之を薪にするが如し。其以て(八)使臣と爲るや、則ち其往くを寵して、必ず禮樂を以てし、其光華をして遠近に皇皇(九)たらしめ、其來を勞するや、則ち既に其功を知り、又其情に本づいて、其勤を敍す。其以て將率と爲すや、則ち其(一〇)行に於て、既に之を送遣し、又薇蕨の始めて生ずるを識り、其歸時の晩きを恐れ、其還る(一一)に及んでや、既に之を休息せしめ、又其悄悄の憂を追念し、而して僕夫の瘁むに及ぶ。此の時に當つて、后妃(一二)の內助に於ける、又臣下の勤勞を知る。其憂思の深き(一三)、山脊石砠僕馬の間に至り、而して志意の一なるは、卷耳(一四)を采ると雖も、心在らざるに至る。蓋し先王の世、天下の士を待つこと、其勤めて且つ詳なること此の如し。故に稱す周(一五)の士や貴と。又稱す周の士や肆(一六)と。而して天保(一七)も亦稱す、君能く下を下として、以て其政を成し、臣能く美を歸して、以

懼者。明之至。知之盡也。如此者。非周獨然。唐虞至治之極也。其君臣相飭日兢兢業業。一日二日萬幾。則虞至治之極。而保之以祗懼。唐虞之所同也。今陛下纘祖宗之基。廣太平之祚。而世世治安。三代所不及。則宋興以來。全盛之時。實在今日。陛下仰探皇天所以親有德。饗有道之意。而奉之寅畏。俯念一日二日萬幾之不可以不察。而處之以兢兢。使休光美實。日新歲益。閎遠崇侈。循之無窮。至千萬世。永有法則。此陛下之素所蓄積。臣愚區區。愛君之心。誠不自揆。欲以庶幾詩人之義也。惟陛下之所擇。

鞏頓首再拜上書某官。竊以先王之迹。去今遠矣。其可概見者。尙存於詩。詩存先王養士之法。所以撫循待遇之者。恩意可謂備矣。

福州にて執政に上る書

鞏頓首再拜して書を某官に上る。竊に以ふに先王の迹、今を去ること遠し。其概見すべき者、尙ほ詩に存す。詩は先王士を養ふの法を存す、之を撫循待遇する所以の者、恩意備ると謂ふべし。故に其天下の材を長育し、之をして成就せしめば、則ち蘿蒿(四)の大陵に在るが如し、遂げざる有る無し。其賓(五)して之に接するや、懇誠に出づ。則ち鹿鳴の相呼召するが如く、其聲音外より至るに非ざるなり。其之を燕するや則ち飲食の具有り、之を樂しむや則ち琴瑟の音有り、

宗神靈。固有レ待レ於二陛下一。臣試不二自揆一。輙冒二言其大體一。至レ於二尋レ類取レ稱。本レ隱以之レ顯。使レ莫レ不二究悉一。則今文學之臣。充レ於二有位一。惟陛下之所レ使。至レ若下周之積仁累善。至二成王周公一爲中最盛之時上。而洞酌言下皇天親二有德一饗中有道上。所三以爲二成王之戒一。蓋履二極盛之勢一。而動レ之以二戒

飭めて曰く、兢兢業業(一〇)として、一日二日萬幾(一一)と。則ち至治の極に處て、之を保つに祗愼(一二)を以てするは、唐虞の同じうする所なり。今陛下祖宗の基を履み、太平の祚(一三)を廣めて、世世治安、三代も及ばざる所たり。則ち宋興つて以來、全盛の時、實に今日に在り。陛下仰いで皇天の有德を親しみ、有道を饗くる所以の意を探りて、之を奉ずる寅畏(一四)、俯して一日二日萬幾の以て察せざるべからざるを念ひ、而して之に處するに兢兢を以てし、休光美實(一五)、日に新に歳に益し、閎遠崇侈(一六)、之に循つて窮り無く、千萬世に至つて、永く法則有らしむるは、此れ陛下の素より蓄積する所にして、臣愚が區區君を愛するの心、誠に自ら揆らず、以て詩人(一七)の義に庶幾せんと欲するところたり。惟陛下の擇ぶ所なり。

一 次第を考へて功業を論撰す 二 音樂に附し樂器に上す 三 計劃を立てず 四 詩經參看 五 陛下の起るを待てり 六 事の類を究めて其稱謂を定む 七 隱德に本づいて顯功に進む 八 前出 九 陶唐氏・有虞氏 一〇 恐懼戒愼の貌 一一 僅の時日に生ずる萬幾の政務 一二 つゝしみ謹しむ 一三 幸福 一四 謹み畏る 一五 善美なる行實 一六 廣く遠く高く大なること 一七 詩經の作者が雅頌を作りし精神

昭法戒於將來。聖人之所以列之於經。垂爲世教也。

今太宗祖宗。興造功業。猶太王王季文王。陛下承之以德。猶武王成王。而羣臣之於考次論撰。列之簡冊。被之金石。以通神明。昭法戒者。闕而不圖。此學士大夫之過也。蓋周之德。盛於文武。而雅頌之作。皆在成王之世。今以時考之。則祖

今太宗の祖宗、功業を興造する、猶ほ太王・王季・文王のごとし。陛下之を承くるに德を以てする、猶ほ武王・成王のごとし。而して羣臣(一)の考次論撰、之を簡冊に列し、之を金石(二)に被らしめ、以て神明に通じ、法戒を昭にする者に於いては、闕いて圖(三)らず。此れ學士大夫の過なり。蓋し周の德、文武に盛に、雅頌(四)の作る、皆成王の世に在り。今、時を以て之を考ふるに、則ち祖宗神靈、固より陛下に待つ(五)有り。臣試みに自ら揆らず。輙ち其大體を冒言し、類(六)を尋ね稱を取るに至り、隱(七)に本づいて以て顯に之き、究悉せざる莫からしめば、則ち今文學の臣、有位に充つ、惟陛下の使ふ所なり。周の積仁累善、成王・周公に至つて、最盛の時と爲すが若きに至つて、洞酌に皇天有德を親しみ有道に饗くるを言ひ、成王の戒と爲す所以なり。蓋し極盛(八)の勢を履みて、之を動かすに戒懼を以てする者は、明の至、知の盡なり。此の如き者は、周のみ獨り然るに非ず、唐虞(九)至治の極なり。其君臣相

假樂鳧鷖。戒有二公劉洞酌一。其所レ言者。蓋農夫女工。築レ室治レ田。師旅祭祀。飲レ尸受レ福。委曲之常務。至レ於三兎罝之武夫。行修レ於レ隱。牛羊之牧人。愛及二微物一。無レ不二稱紀一。所三以論二功德一者。由レ小以及レ大。其詳如レ此。後嗣所三以昭二先人之功。當世之臣子。所三以歸二美其上一。非下徒薦二告鬼神一。覺二悟黎庶一而已上也。書稱。勸レ之以二九謌一。俾レ勿レ壞。蓋歌二其善一者。所下以興二其嚮慕興起之意一。防二其怠廢難レ久之情一。養二之於レ聽。而成中之於上心。其於丁勸二帝者之功美一。

及ぶに至るまで、稱紀せざるは無し。功德を論ずる所以の者、小より以て大に及ぶまで、其詳なること此の如し。後嗣(八)の先人の功を昭にする所以、當世の臣子、美を其上に歸する所以。徒に鬼神に薦告し、黎庶(九)を覺悟するのみに非ざるなり。書(一〇)に稱す、之を勸むるに九謌(一一)を以てし、壞るゝ勿ら俾むと。蓋し其善を歌ふ者は、其嚮慕(一二)興起の意を興し、其怠廢久しうし難きの情を防ぎ、之を聽に養つて、之を心に成す所以。其帝者の功美を勸めて、法戒を將來に昭にする於て、聖人の之を經(一三)に列し、垂れて世教と爲す所以なり。

(一)武王 (二)成王 (三)詩經大雅の篇名 (四)亦大雅の篇名、召康公成王を戒めし詩 (五)位牌に酒を供ふるなり (六)詩經國風の篇名 (七)詩大雅行葦篇參照 (八)後來其跡を嗣げる人々 (九)黎庶人民 (一〇)書經大禹謨に出づ (一一)六府(前出)と正德、利用、厚生の三事を稱す (一二)心之に向ひ慕ひ憤然興り起つ (一三)樂經は六經の一たり

與祇服而戲豫。東南之夷。正、延東、拜。稽與挾冊而唫。爵至於六府。順敘、百嘉鬯遂。凡在天地之內。含氣之屬皆裕如也。蓋遠莫號於三代。近莫盛於漢唐。然或三四世。或一二世。而天下之變。不可勝道也。豈有若今五世六聖、百有二十餘年、自通邑大都至於荒陬海聚無變容動色之慮、萌於其心。無援枹擊柝之戒。接於耳目。臣故曰。生民以來未有如大宋之隆也。

未だ大宋の隆なるが如きは有らざるなりと。

(一) 意見もて論し顔色にて示す　(二) 侯・甸・男・采・衛・蠻なり、畿外の地を謂ふ　(三) 亦々相傳へ傳播す　(四) 謳時に稽述す　(五) 海外諸國船によりて至ると山川通ぜず譯寮によるとを謂ふ　(六) 籍に入れ盟に盟ふ　(七) 敬愼して服從す　(八) 遊戲和樂　(九) 六府は水火金木土穀にして、財用の由りて出づる所なり　(一〇) 多くの嘉祥皆致成す　(一一) 生物の類　(一二) 太祖・太宗は兄弟たり、故に五世にして六王たり　(一三) 僻遠の村落、海邊の部落　(一四) 太鼓を打ち柝木を擊つ警戒も不要なり

竊觀於詩。其在風雅、陳太王王季文王致王迹之所由、與武之所以纘代而成之興則美有

竊に詩に観るに、其風雅に在りては、太王・王季・文王、王迹を致すの由る所と、武(一)の纘代する所以とを陳す。而して(二)成の興るや、則ち美に(三)假樂鳧鷖有り、戒に(四)公劉洞酌有り。其言ふ所の者は、蓋し農夫女工、室を築き田を治め、師旅祭祀、(五)尸に飮し福を受け、委曲の常務、(六)兎罝の武夫、行、隱に修り、(七)牛羊の牧人、愛、微物に

且忽此前世之所以危且亂也。民附於下。操柄謹於上。處勢甚便。而加之以憂勞。此今之所以治安也。

故人主之尊。意諭色授。而六服震動。言傳號渙。而萬里奔走。山巖窟穴之民。不待期會。而時輸歲送。以供其職者。惟恐在後。航浮索引之國。非有發召。而贏齎橐負以致其贄者。惟恐不及。西北之戎。投弓縱馬。相

故に人主の尊、意諭色授して、六服震動し、言傳號渙して、萬里奔走し、山巖窟穴の民、期會を待たずして、時輸歲送し、以て其職に供する者、惟後に在るを恐る。航浮索引の國、發召有るに非ずして、贏齎橐負、以て其贄を致す者、惟及ばざらんことを恐る。西北の戎、弓を投じ馬を縱ち、相與に祗服して戲豫し、東南の夷、冠を正し衽を束ね、相與に冊を挾んで唫誦し、六府順敍、百嘉鬯遂するに至る。凡そ天地の内に在る、含氣の屬は、皆裕如たり。蓋し遠くは三代より懿なるは莫く、近きは漢唐より盛なるは莫し。然れども或は三四世、或は一二世にして、天下の變道ふに勝ふべからず。豈今五世六聖、百有二十餘年、通邑大都より、荒陬海聚に至るまで、容を變じ色を動かすの慮、其心に萌す無く、枹鼓を援り柝を撃つの戒、耳目に接する無き若き有らんや。臣故に曰く、生民以來、

之令。蓋未三嘗加二一暴賦一也。民或老死不レ知二力役一。然猶憂憐惻怛。嘗謹二復除之科一。急二擅興之禁一。蓋未三嘗興二一暴役一也。所二以附レ民者如レ此。前世或失二其操柄一者。天下之勢。或在レ於二外戚一。或在レ於二近習一。或在レ於二大臣一。宋興以來。戚里宦臣。曰レ將曰レ相未三嘗得二以擅レ事也。所三以謹二其操柄一者如レ此。而況韜二師旅於內一。天下不レ得レ私二尺兵一卒之用一。畀二藩服於外一。天下不レ得レ專二尺土一民之力一。其自處之勢如レ此。至レ於二畏レ天事レ神。仁レ民愛レ物之際一。未三嘗有二須臾懈一也。其憂勞者又如レ此。蓋不レ能レ附二其民一。而至レ於下失二其操柄一。又怠

得ず。其操柄を謹しむ所以の者此の如し。而も況んや師旅を內に韜めて、天下尺兵一卒の用をも私するを得ず、藩服(一三)に外に畀へて、天下尺土一民の力をも專にするを得ず。其自ら處するの勢此の如し。天を畏れ神に事へ、民を仁し物を愛するの際に至つては、未だ嘗て須臾も懈る有らざるなり。其憂勞する者、又此の如し。蓋し其民を附する能はずして、其操柄を失ひ、又怠り且つ忽にするに至るは、此れ前世の危うして且つ亂れし所以なり。臣下に附き、操柄上に謹み、(一四)處勢甚だ便にして、之に加ふるに憂勞を以てするは、此れ今の治安なる所以なり。

(一)刑罰と租賦と夫役と　(二)殺害の刑　(三)一旦免したる罪は故らに再刑せず　(四)兜に坐せしめし官吏の罪を寛くす　(五)二十分の一を稅す　(六)除き免ず　(七)憫み憂へ傷む　(八)徭役を除くなり　(九)擅に兵役を興す禁令　(一〇)政權　(一一)母方の親族を云ふ、前漢の例の如し　(一二)宦官の類、後漢唐の例の如し　(一三)節度使　(一四)勢位に處るに好都合

之大志。變易因循。號令必信。使海內觀聽。莫不奮起。羣下遵職。以後爲羞。可謂有能行之效。今斟酌損益。革弊興壞。制作法度之事。日以大備。非因陋就寡。拘牽常見之世所能及也。繼一祖四宗之緒。推而大之。可謂至矣。

蓋前世或不能附其民者。刑與賦役之政暴也。宋興以來。所用者鞭朴之刑。然猶詳審反覆。至於緩既縱之誅。重誤入之辟。蓋未嘗用一暴刑也。田或二十而稅一。然歲時省察。數議寬減之宜。下蠲除

蓋し前世或は其民を附する能はざる者は、(一)刑と賦役との政暴なればなり。宋興つて以來、用ふる所の者は、(二)鞭朴の刑のみ。然るに猶ほ詳審反覆して、(三)既縱の誅を緩くし、(四)誤入の辟を重んずるに至る。蓋し未だ嘗て一暴刑をも用ひざるなり。田或は(五)二十にして稅一のみ。然るに歲時省察、數〻寬減の宜を議し、(六)蠲除の令を下す。蓋し未だ嘗て一暴賦をも加へざるなり。民或は老死するまで力役を知らず、然も猶ほ(七)憂憐惻怛、嘗て(八)復除の科を謹み、(九)擅興の禁を急にす。蓋し未だ嘗て一暴役をも興さざるなり。民を附する所以の者此の如し。前世或は其(一〇)操柄を失する者は、天下の勢、或は(一一)外戚に在り、或は(一二)近習に在り、或は大臣に在り。宋興つて以來、戚里宦官、將と曰ひ相と曰ふも、未だ嘗て以て事を擅にするを

陛下聖神文武。可レ謂レ有二不世之天姿一。仁孝恭儉。可レ謂レ有二君人之大德一。憫下自二晩周秦漢一以來、世主率皆不レ能二獨見一二於衆人之表一。其政治所レ出。大抵踵二襲卑近一。因レ於二世俗一而已上。於レ是慨然以下上追二唐虞三代荒絶之迹一。脩中列先王法度之政上。爲二其任在一レ己。可レ謂レ有下出二於數千載一

陛下聖神文武、不世(一)の天姿(二)有りと謂ふべく、仁孝恭儉、人に君たるの大德有りと謂ふべし。晩周秦漢より以來、世主率ね皆獨り衆人(三)の表に見はるゝ能はず、其政治の出す所、大抵卑近を踵襲して、世俗に因るのみなるを憫み、是に於て、慨然として上は唐虞三代荒絶の迹を追ひ、先王法度の政を修列するを以て、其任己に在りと爲す。數千載に出づるの大志有りと謂ふべし。因循を變易し、號令必ず信にし、海內をして觀聽し、奮起せざる莫からしむ。羣下(四)職に遵ひ、後るゝを以て羞と爲す、能行(五)の效有りと謂ふべし。今斟酌損益、弊を革め壞を興し、法度を制作するの事、日に以て大いに備はる。陋(六)に因り寡に就き、常見に拘牽するの世の能く及ぶ所に非ざるなり。一祖四宗(七)の緒を繼ぎ、推して之を大にす、至れりと謂ふべし。

(一)不世出　(二)天資　(三)拔萃にして古今を遼越する力ある者　(四)職務に從ふこと忠實後るゝを羞となす　(五)號令必行の効績　(六)卑陋寡約の說に據り尋常の論見に拘泥す　(七)太祖及び太宗・眞宗・仁宗・英宗

付惟允。故傳二天下一之日。不レ陳二一兵一。不下宿二一士一。以戒中非常上。而上下晏然。殆古所レ未レ有。其豈弟之行。足二以附一レ衆者。非二家施而人悦一レ之也。積レ之以二誠心一。民皆有二父之尊一。有二母之親一。故棄二君臣一之日。天下聞レ之。路祭巷哭。人人感動戯欷。其得レ人之深。未レ有レ知下其所二由然一者上。故皇祖之廟。爲二宋仁宗一。英宗皇帝。聰明睿智。言動以レ禮。上帝眷相。天命所レ集。而稱レ疾遜避。至レ於二累月一。自レ踐二東朝一。淵默恭愼。無レ所二言議施爲一。而天下傳頌稱説。德號彰聞。及レ正二南面一。勤二勞庶政一。每延二見三事一。省二決萬機一。必咨二詢舊章一。考二求古義一。聞者惕然。皆知二其志在一レ有レ爲。雖下早遺二天下一。成功盛烈。未上レ及二宣究一。而明識大略。足三以克配二前人之休一。故皇考之廟。爲二宋英宗一。

ること、累月に至る。東朝(一三)を踐みしより、淵默(一四)恭愼、言議施爲する所無くして、天下傳頌稱說、德號(一五)彰聞す。南面を正すに及んで、庶政に勤勞し、每に三事(一六)を延見し、萬機を省決するに、必ず舊章に咨詢し、古義に考求す。聞く者惕然、皆其志の爲す有るに在ることを知る。早く天下を遺し、成功盛烈、未だ宣究(一七)に及ばずと雖も、而も明識大略、以て克く前人の休(一八)に配するに足れり。故に皇考の廟を、宋の英宗と爲す。

(一) 措置 (二) 成功 (三) 公に聽き並べ觀る (四) 採用と棄去と (五) 寳算いまだ多からず (六) 英宗皇帝を儲貳とせるを指す (七) 和樂の行爲 (八) 衆人の心を懷くるに足る (九) 崩御 (一〇) 路に祭り巷に哭す (一一) 其理由 (一二) 目をかけて助く (一三) 東宮の位 (一四) 淵は深なり (一五) 德の名聲 (一六) 三公なり、詩經小雅雨無正篇に見ゆ (一七) 研究宣述 (一八) 美なり大なり

仁宗皇帝。寬仁慈恕。虛心納レ諫。愼二注措一。謹二規矩一。早朝晏退。無二一日之懈一。在位日久。明二於羣臣之賢不肖忠邪一。選二用政事之臣一。委任責レ成。然公聽並觀。以周二知其情僞一。其用舍之際。一稽二於衆一。故任レ事者。亦皆警懼。否輙罷免。世以謂得二馭臣之體一。春秋未レ高。援二立有德一。傳

仁宗皇帝、寬仁慈恕、虛心諫を納れ、注措(一)を愼しみ、規矩を謹み、早朝晏退して、一日の懈無く、在位日に久しく、羣臣の賢不肖忠邪を明にし、政事の臣を選用し、委任して成(二)を責む。然して公聽並觀(三)、以て其情僞を周知し、其用舍(四)の際は、一に衆に稽ふ。故に事に任ずる者、亦皆警懼す。否らざれば輙ち罷免す。世以謂らく馭臣の體を得たりと。春秋(五)未だ高からず、有德を援立(六)し、傳付惟れ允なり。故に天下を傳ふるの日、一兵を陳せず、一士を宿して以て非常を戒めずして、上下晏然。殆んど古より未だ有らざる所たり。其豈弟(七)の行、以て衆を附するに足る者、家々に施して人々に之を悅ばすには非ざるなり。之を積むに誠心(八)を以てして民皆父の尊有り、母の親有り。故に羣臣(九)を棄つるの日、天下之を聞いて、路祭巷哭(一〇)し、人人感動欷歔す。其人を得るの深き、未だ其由つて(一一)然る所の者を知るもの有らず。故に皇祖の廟、宋の仁宗爲り。英宗皇帝は聰明睿智、言動禮を以てし、上帝(一二)眷み相け、天命の集まる所たり。而も疾と稱して遜避す

世策。造邦受命之勤。爲帝太祖。功未有高焉者也。太宗皇帝。遹求厥寧。既定晉疆。錢俶自歸。作則垂憲。克紹克類。保世靖民。丕丕之烈。爲帝太宗。未有高焉者也。眞宗皇帝。繼統遵業。以涵煦生養。蕃息齊民。以并容偏覆。擾服異類。蓋自天寶之末。宇內板蕩。及眞人出天下平。而西北之虜。猶間入闚邊。至於景德二百五十餘年。契丹始講和好。德明亦受約束。而天下銷鋒灌燧。無雞鳴犬吠之警。以造於今。故於是時。遂封泰山。禪社首。薦告功德。以明示萬世不祧之廟。所以爲帝眞宗。

年なり。契丹始めて和好を講じ、徳明(二五)亦約束を受けて、而して天下鋒(二六)を銷し燧に灌ぎ、雞鳴犬吠の警無く、以て今に造る。故に是の時に於て、遂に泰山(二七)に封じ、社首に禪し、功徳を薦告して、以て明に萬世不祧(二八)の廟を示す。帝の眞宗たる所以なり。

(一) 大害 (二) 蘇生 (三) 兵卒再用せず (四) 呉越王錢俶、後蜀王孟昶、呉の昶唐、楚の高繼沖に南漢主劉鋹を并せて五國たり (五) 軍隊 (六) 節度使に任せて (七) 規約法制 (八) 創業はじめの經營なれども、彌縫經綸十分に行届く (九) 其子徳昭を捨てて太弟太宗に傳ふ (一〇) 邦家を新造し更めて天命を受くる努力 (一一) 玆に天下の安寧を求む (一二) 北漢は古晉の疆なり (一三) 呉越王は太宗の太平興國三年に宋に歸す (一四) 祖徳に類す (一五) 至大の功烈 (一六) 一本に、未の上に有徳の二字あり (一七) 水に浸し日に煖む (一八) 萬民 (一九) 并せ容れ偏く覆育す (二〇) 夷狄を馴れ従はしむ (二一) 亂れ騷ぐ (二二) 太祖を指す (二三) 西夏、契丹 (二四) 眞宗の年號 (二五) 趙徳明 (二六) 兵器を鎔消し、烽燧に水を注ぐなり、武備を弛ぶるを謂ふ (二七) 山名 (二八) 祧は遷なり、天子七廟、親盡くれば遷すを例とするも功徳高きは遷さず

宋興太祖皇帝。爲レ民去二大殘一致二更生一。兵不二再試一。而粵蜀吳楚五國之君。並致二闕下一。九州來同。復二禹之跡一。內輯二師旅一。而齊以二節制一。外界二藩服一。而納以二繩墨一。所下以安二百姓一。禦二四夷一。綱中理萬事上之具雖二創始經營一。而彌綸已悉。莫レ貴レ於レ爲二天子一。莫レ富レ於レ有二天下一。而舍レ子傳レ弟。爲二萬

宋興つて太祖皇帝は、民の爲に大殘を去り、(一)更生を致し、(二)兵再試せずして、(三)而して粵蜀吳楚五國の君、(四)並に闕下に致し、九州來同して、禹の跡を復し、內は師旅を輯めて、(五)齊ふるに節制を以てし、外は藩服に界へて、(六)納るゝに繩墨を以てす。(七)百姓を安んじ、四夷を禦ぎ、萬事を綱理する所以の具、(八)創始經營と雖も、而も彌綸已に悉く。天子爲るより貴きは莫く、天下を有つより富めるは莫きに、而も子を舍いて弟に傳へ、(九)萬世の策を爲し、(一〇)邦を造し命を受くるの勤、帝の太祖と爲る、功未だ焉れより高き者は有らざるなり。太宗皇帝、遂に厥の寧を求め、(一一)既に晉疆を定め、(一二)錢俶自ら歸す。(一三)則を作し憲を垂れ、克く紹ぎ克く類し、(一四)世を保ち民を靖んず。丕丕の烈、(一五)帝の太宗と爲る、(一六)未だ焉れより高き者は有らざるなり。眞宗皇帝、統を繼ぎ業に遵ひ、涵煦生養を以て、(一七)齊民を蕃息し、(一八)幷容徧覆を以て、(一九)異類を援服す。(二〇)蓋し天寶の末より、宇內板蕩す。(二一)眞人出でて天下平なるに(二二)及んで、而して西北の虜は、(二三)猶ほ間入して邊を寇ひ、景德に至るまで、(二四)二百五十餘

孫太康。乃墜二厥緒一。湯之烈盛矣。而其孫太甲。既立不レ明。周自二后稷一十有五世。至レ於二文王一。而大統未レ集。武王成王。始收二太平之功一。而康王之子昭王。難レ於二南狩一。昭王之子穆王。殆レ於二荒服一。暨レ於二幽厲一。陵夷盡矣。及レ秦以二累世之智一。幷二天下一。然二世而亡。漢定二其亂一。而諸呂七國之禍。相尋以起。建武中興。然沖質以後。世故多矣。魏之患。天下爲レ三。晉宋之患。天下爲二南北一。隋文始一二海内一。然傳レ子而失。唐之治。在レ於二貞觀開元之際一。而女禍始出。天寶以還。綱紀微矣。至レ於二五代一。蓋五十有六年。而更二八姓十有四君一。其廢興之故甚矣。

漢其亂を定めて、而して諸呂七國の禍、(一一)相尋いで以て起れり。建武の中興も、(一二)然れども沖質以後は世故多かりき。(一三)魏の患、天下三に爲り。(一四)晉宋の患、天下南北に爲り。(一五)隋文始めて海内を一にす。然れども子に傳へて失へり。唐の治は、貞觀・開元の際に在り、(一六)而も女禍始めて出で、天寶以還は、(一七)綱紀微なり。五代に至つては、蓋し五十有六年にして、八姓十有四君を更ふ。其廢興の故甚しいかな。(一八)

㊀ 元豐三年徐州の知となり都を過ぐる時留つて三班院に判たり ㊁ 光を後世に垂れ禍を子孫に賜ふ ㊂ 功業光耀子孫繁昌 ㊃ 符合の信節 ㊄ 書經五子之歌篇に見ゆ ㊅ 孟子萬章上篇に太甲湯の典刑を覆すと見ゆ ㊆ 大業未だ成就せざるなり、書經武成篇の語 ㊇ 漢水に溺れて還らず ㊈ 犬戎を征し、荒服至らず ㊉ 幽王・厲王 (一一) 呂氏の族、呂産・呂祿の徒及び吳楚七國の亂 (一二) 後漢光武の年號 (一三) 冲帝・質帝 (一四) 魏・吳・蜀 (一五) 南北朝分立 (一六) 太宗・玄宗を指す (一七) 玄宗の年號なり、以上貴妃の難を指す (一八) 故は事なり

臣聞。基厚者勢崇。力大者任重。故功德之殊。垂光錫祚。騶弈繁衍。久而彌昌者。蓋天下之理。必至之符。然生民以來。能躋登茲者。未有如大宋之隆也。夫禹之績大矣。而其

巻之二十七

曾鞏子固著

（一）滄州に移るとき闕を過ぎて殿に上る疏

臣聞く、基厚き者は勢崇く、力大なる者は任重しと。故に功德の殊なる、光を垂れ祚を錫ひ、（二）騶弈繁衍、久しうして彌々昌なる者は、蓋し天下の理、（三）必至の符なり。然れども生民以來、能く茲に躋登せる者、未だ大宋の隆なるが如きは有らざるなり。夫れ禹の績大なるも、而も其孫太康は、（四）乃ち厥の緒を墜し、湯の烈盛なるも、而も其孫太甲は、既に立つも明ならず。（五）周、后稷より十有五世、文王に至つて、而も大統未だ集らず。（六）武王・成王、始めて太平の功を收めしが、康王の子昭王は、（七）南狩に難めり。（八）昭王の子穆王は、（九）荒服に殆く、（一〇）幽・厲に曁んで、陵夷して盡きぬ。秦に及んでは累世の智を以て天下を幷せしも、然も二世にして亡びぬ。

與一。入見二延和一。裕レ民之言。之レ死靡レ他。將レ享二合宮一。百辟咸事。公病於レ家。臥不二時起一。明日當レ齋。公訃暮聞。天以雨泣。都人酸辛。禮成不レ賀。人識二君意一。龍袞蟬冠。遂以往縱。公之初來。民執二弓矛一。逮二公永歸一。既畊且耰。公雖二云亡一。其志則存。國有二成法一。朝有二正人一。持而守レ之。有二一毋レ隕。匪二以報レ公。維以報レ君。天子聖明。神母萬年。民不レ告レ勤。公志則然。死者復生。信二我此言一。嗚呼哀哉。

都人酸辛(一一)、禮成るも賀せず、人、君の意を識る(一二)、龍袞蟬冠(一三)、遂に以て往いて縱す(一四)。公の初め來る、民弓矛を取り、公の永歸(一五)するに逮んで、既に畊し且つ耰す。公云に亡すと雖も、其志は則ち存す。國に成法有り、朝に正人有り。持して之を守る、一も隕す毋き有り。以て公に報ずるに匪ず、維れ以て君に報ゆるなり。天子聖明、神母(一六)萬年。民勤を告げず(一七)、公の志則ち然り。死者復生きば、我が此の言を信ぜん。嗚呼哀しいかな。

（一）天に順ふを以て天意を得　（二）鋤き除く　（三）老人と小童と　（四）休息をこひねがふ　（五）永く待ち居たり　（六）宮殿の名　（七）至に通用す　（八）天を祀る所の稱、大蘇の神道碑參照　（九）百官　（一〇）齋戒の日に相當す　（一一）眉をひそめて悲しむ　（一二）天子哀悼の意を察するなり　（一三）上公の服と蟬を飾れる冠と　（一四）死者に衣服を贈るなり　（一五）永く朝廷に歸す　（一六）宣仁后を指す　（一七）人民勤苦を訴へず

白髮蒼顏。三世之臣。不二留相一予。孰左二右民一。公出レ於レ道。民聚而呼。皆曰吾父。歸歟歸歟。公畏二其當一。遄返二洛師一。授二之宛邱一。寘將レ用レ之。公之來思。岌然特立。身如二槁木一。心如二金石一。時當二宅憂一。恭默不レ言。一二卿士。代レ天幹旋。事棼如レ絲。衆比如レ櫛。治亂之機。間不レ容レ髮。公身當レ之。所レ恃惟誠。吾民苟安。吾君則寧。

宅憂(一三)に當り、恭默言はず。一二の卿士、天に代つて幹旋す。事棼れて絲の如く、衆比(一五)して櫛の如し。治亂の機、間髮(一四)を容れず。公、身之に當る、恃む所は惟誠のみ。吾が民苟も安くば、吾が君則ち寧からん。

(一) 中書・門下・尚書の三省　(二) 神宗崩御の通告　(三) 羣臣は如何と注視す　(四) 復た老成人を見るを得たりと悦べり　(五) 周文王の母、こゝには宣仁后に喩ふ、成王は哲宗　(六) 憂ふる貌　(七) 仁宗英宗神宗に歷仕せる臣　(八) 敢て當らずとす　(九) 洛の京師の義　(一〇) 陳の地名、元豐八年司馬光を陳州の知とす　(一一) 危き貌　(一二) 枯れたる木　(一三) 書經說命篇に出づ、喪に居るなり　(一四) 王安石等の黨人を指す　(一五) 衆人の朋黨比周

以レ順得レ天。以レ信得レ人。鉏二去太甚一。復二其本原一。白叟黃童。織婦耕夫。庶二幾休焉一。日月以須。公乘二安

順を以て天を得、信を以て人を得、太甚を鉏去し、其本原に復す。白叟黃童(一)、織婦耕夫(二)、休焉を庶幾し(三)、日月以て須つ(四)。公安輿に乘り(五)、入つて延和に見ゆ(六)。民を裕にするの言、死に之りて他靡し(七)。將に合宮を享けんとし(八)、百辟成事とす(九)。公家に病み、臥して時に起たず。明日齋に當りて(一〇)、公の訃暮に聞ゆ。天以て雨泣し、

大觀而無憾矣。轍年少。未能通習吏事。嚮之來非有取於斗升之祿。偶然得之。非其所樂。然幸得賜歸待選。使得優游數年之間。將歸益治其文。且學爲政。太尉苟以爲可教而辱教之。又幸矣。

(一)高處大處 (二)光り輝ける容貌を拜觀す (三)自己の意氣を壯大にす (四)通達習熟 (五)僅少の祿を得んとに非ず (六)公、當時父の侍養者無きを以て奏して親を養はんと請ひ許可せられき

三省に代りて司馬丞相を祭る文(一)

嗚呼。元豐末命。震驚四方。號令所從。帷幄是望。公來自西。會哭於庭。縉紳咨嗟。復見老成。太姒在位。成王在左。曰予惸惸。誰恤予禍。

嗚呼元豐(二)の末命、四方を震驚す。號令の從ふ所、帷幄(三)是れ望む。公西より來りて、庭に會哭し、縉紳咨嗟、復た老成(四)を見る。太姒(五)位に在り、成王左に在り、曰く予惸惸(六)たり、誰か予が禍を恤まん。白髮蒼顏、三世(七)の臣、留つて予を相けずば、孰か民を左右せんと。公道に出づれば、民聚りて呼ぶ。皆曰く吾が父、歸らんか歸らんかと。公畏れて當る(八)莫く、遄(九)に洛師に返る。之に宛邱(一〇)を授けて、實は將に之を用ひんとす。公の來る、岌然(一一)特立、身は槁木(一二)の如く、心は金石の如し。時

古之豪傑一。至二京師一。仰觀三天子宮闕之壯。與二倉廩府庫。城池苑囿之富且大一也。而後知二天下之巨麗一。見二翰林歐陽公一。聽二其議論之宏辯一。觀二其容貌之秀偉一。與二其門人賢士大夫一游。而後知二天下之文章聚一レ乎此也。太尉以二才略一冠二天下一。天下之所二恃以無一レ憂。四夷之所三憚以不二敢發一。入則周公召公。出則方叔召虎。而轍也未二之見一焉。

且夫人之學也。不レ志二其大一。雖レ多而何爲。轍之來也。於レ山見二終南嵩華之高一。於レ水見二黃河之大且深一。於レ人見二歐陽公一。而猶以レ爲レ未レ見二太尉一也。故願レ得レ觀二賢人之光耀一。聞二一言一以自壯。然後可下以盡二天下之

且つ夫れ人の學ぶや、其大を志さずんば、多しと雖も何をか爲さん。轍の來るや、山に於いては、終南・嵩・華(一)の高を見、水に於ては黃河の大且つ深きを見、人に於いては歐陽公を見る。而も猶ほ以て未だ太尉を見ずと爲す。故に願はくは賢人の光耀を觀るを得て、一言を聞いて以て自ら壯とし、然して後に以て天下の大觀(二)を盡して憾無かるべし。轍年少うして(三)、未だ吏事に通習(四)する能はず、嚮の來りしは、斗升(五)の祿に取る有るに非ず、偶然之を得たり、其樂しむ所に非ず。然れども幸に歸(六)を賜ひ選を待つを得て、數年の間に優游するを得しめば、將に歸つて益〻其文を治め、且つ政を爲すことを學ばんとす。太尉苟も以て教ふべしと爲して、辱く之を教へば、又幸ならん。

過二其鄰里鄉黨之人一。所レ見不レ過二數百里之間一。無三高山大野。可二登覽以自廣一。百氏之書。雖レ無レ所レ不レ讀。然皆古人之陳迹。不レ足三以激二發其志氣一。恐遂汨沒。故決然捨去。求二天下奇聞壯觀一。以知二天地之廣大一。過二秦漢之故都一。恣觀二終南嵩華之高一。北顧二黃河之奔流一慨然想二見。

の無く、百氏(一)の書、讀まざる所無しと雖も、然も皆古人の陳迹(二)のみ、以て其志氣を激發するに足らず。恐らくは遂に汨沒(三)せん。故に決然捨て去り、天下の奇聞壯觀を求めて、以て天地の廣大を知り、秦漢の故都を過ぎ、恣に終南・嵩・華(四)の高を觀、北のかた黃河の奔流を顧み、慨然として古の豪傑を想見し、京師に至りて、仰いで天子宮闕(五)の壯と、倉廩府庫、城池苑囿の富且つ大なるとを觀て、而して後に天下の巨麗を知り、翰林(六)歐陽公を見て、其議論の宏辯を聽き、其容貌の秀偉を觀、其門人賢士大夫と游んで、而る後に天下の文章此に聚れるを知りき。太尉才略を以て天下に冠たり。天下の恃んで以て憂無き所、四夷の憚りて以て敢て發せざる所、入つては則ち周公(七)・召公、出でては則ち方叔(八)・召虎たり。而も轍や未だ之を見ず。

(一) 諸子百家の書 (二) 陳腐なる事蹟 (三) 溺れ沈む (四) 終南山と嵩山と華山と (五) 宮殿なり、宮門を闕とす (六) 歐公時に翰林學士たり (七) 周公旦・召公奭、共に成王を相けて美政を布く (八) 周宣王の將たり、蠻狄を伐つて功有り

生好レ爲レ文。思レ之至深。以爲文者氣之所レ形。然文不レ可二以學而能一。氣可二以養而致一。孟子曰。我善養二吾浩然之氣一。今觀二其文章一。寬厚宏博。充二乎天地之間一。稱二其氣之小大一。太史公行二天下一。周二覽四海名山大川一。與二燕趙間豪俊一交游。故其文疎蕩。頗有二奇氣一。此二子者。豈嘗執レ筆學レ爲二如レ此之文一哉。其氣充二乎其中一。而溢二乎其貌一。動二乎其言一。而見二乎其文一。而不二自知一也。

氣の形する所と(一)。然れども文は以て學んで能くすべからず、氣は以て養うて致すべし。孟子曰く、(二)我善く吾浩然の氣を養ふと(三)。今其文章を觀るに、寬厚宏博、天地の間に充ちて、其氣の小大に稱ふ(四)。太史公(五)天下を行り、四海の名山大川を周覽し、燕趙間の豪俊と交游す。故に其文疎蕩(六)、頗る奇氣有り。此二子の者は、豈嘗て筆を執つて此の如きの文を爲るを學ばんや。其氣其中に充ちて(七)、其貌に溢れ、其言に動いて、其文に見はる、而も自ら知らざるなり。

(一)體現　(二)氣の外に現はるゝもの　(三)孟子公孫丑上篇に見ゆ　(四)小は添字、無意義　(五)司馬遷の史記太史公自序參照　(六)豪蕩疎逸　(七)氣象その胸中に充溢す

轍生十有九年矣。其居レ家所レ與游者不レ

轍生まれて十有九年なり。其家に居て與に游ぶ所の者は、其鄰里鄕黨の人に過ぎず、見る所は數百里の間に過ぎず。高山大野の、登覽して以て自ら廣むべきも

過之變。楚王之所ニ以爲レ樂。與三庶人之所ニ以爲レ憂。此則人之變也。而風何與焉。士生ニ於世一。使三其中不ニ自得一。將何往而非レ病。使三其中坦然不下以レ物傷上レ性。將何適而非レ快。今張君不ニ以レ謫爲レ患。收ニ會計之餘功一。而自放ニ山水之間一。此其中宜レ有ニ以過レ人者一。將ニ蓬戶甕牖無レ所レ不レ快。而況乎濯ニ長江之清流一。挹ニ西山之白雲一。窮ニ耳目之勝一。以自適也哉。不レ然連山絕壑。長林古木。振レ之以ニ清風一。照レ之以ニ明月一。此皆騷人思士之所ニ以悲傷憔悴而不レ能レ勝者。烏覩ニ其爲ニ快哉一也哉。

も、快ならざる所無からんとす。而るを況んや長江の清流に濯ひ、西山の白雲を挹り、耳目の勝を窮めて、以て自ら適とするをや。然らずば連山絕壑(八)、長林古木、之を振ふに清風を以てし、之を照すに明月を以てするも、此れ皆騷人思士の悲傷憔悴して(九)、勝ふる能はざる所以の者なり。烏んぞ其快哉たるを覩んや。

(一) 俱に楚王の臣なり、この事宋玉の風賦に出づ　(二) 予と人民と共にこの風を得るか　(三) 宮殿遊宴の樂など　(四) 貧困窮苦の憂患　(五) 心中　(六) 餘事　(七) 蓬を編みて戶とし破れ甕を窗とする貧家　(八) 武昌の諸山　(九) 憂愁に堪へざる材料となるのみ

太尉執事。轍

樞密韓太尉に上る書

太尉執事、轍生れて文を爲るを好み、之を思ふこと至つて深し。以爲らく文は

出沒於其前。夜則魚龍悲嘯於其下。變化倏忽。動心駭目、不可久視。今乃得玩之几席之上。舉目而足。西望武昌諸山。岡陵起伏、草木行列。煙消日出。漁夫樵父之舍。皆可指數。此其所以爲快哉者也。至於長洲之濱。故城之墟。曹孟德孫仲謀之所睥睨。周瑜陸遜之所騁騖。其流風遺跡。亦足以稱快世俗。

昔楚襄王從宋玉景差於蘭臺之宮。有風颯然至者。王披襟當之。曰。快哉此風。寡人所與庶人共者耶。宋玉曰。此獨大王之雄風耳。庶人安得共之。玉之言蓋有諷焉。夫風無雄雌之異。而人有遇不

昔楚の襄王、宋玉・景差を蘭臺の宮に從へしに、風の颯然と至る者有り。王襟を披いて之に當りて曰く、快なる哉此風、寡人の庶人と共にする所の者かと。宋玉曰く、此れ獨り大王の雄風のみ、庶人安んぞ之を共にするを得んと。玉の言は蓋し諷する有るなり。夫れ風に雄雌の異無くして、人に遇不遇の變有り。楚王の樂と爲す所以と、庶人の憂と爲す所以とは、此れ則ち人の變なり、風何ぞ與からん。士世に生れ、其中をして自得せざらしめば、將た何くに往くとして病に非ざらん。其中をして坦然として物を以て性を傷らざらしめば、將た何くに適くとして快に非ざらん。今張君は謫を以て患と爲さず、會計の餘功を收めて、自ら山水の間に放にす。此れ其中宜しく以て人に過ぐる者有るべし。將に蓬戸甕牖

江出二西陵一。始得二平地一。其流奔放肆大。南合二湘沅一。北合二漢沔一。其勢益張。至レ於二赤壁之下一。波流浸灌。與レ海相若。清河張君夢得。謫二居齊安一。即二其廬之西南一爲レ亭。以覽二觀江流之勝一。而余兄子瞻。名レ之曰二快哉一。蓋亭之所レ見。南北百里、東西一舍。濤瀾洶涌。風雲開闔。晝則舟楫

江(一)、西陵に出で、始めて平地を得て、其流奔放肆大なり。南湘沅(二)を合し、北漢沔(三)を合し、其勢益々張り、赤壁(四)の下に至りて、波流浸灌、海と相若く。清河の張君夢得、齊安に謫居(五)し、其廬の西南に即いて亭を爲り、以て江流の勝を覽觀す。余が兄子瞻、之に名づけて快哉と曰ふ。蓋し亭の見る所、南北百里、東西一舍(六)。濤瀾洶涌(七)、風雲開闔(八)。晝は則ち舟楫其前に出沒し、夜は則ち魚龍其下に悲嘯し、變化倏忽、動心駭目(九)、久しく視るべからず。今乃ち之を几席の上に玩ぶを得、目を擧ぐれば足る(一〇)。西は武昌の諸山を望み、岡陵起伏、草木行列、煙消え日出で、漁夫樵夫の舍、皆指數すべし。此れ其快哉と爲す所以の者なり。長洲の濱、故城の墟(一一)、曹孟德(一二)・孫仲謀(一三)の睥睨せし所、周瑜・陸遜(一四)の馳鶩せし所に至つては、其流風遺跡、亦以て快を世俗に稱するに足る。

(一) 揚子江 (二) 湘水・沅水 (三) 漢水・沔水 (四) 東坡が游びし所 (五) 罪を受けて蟄居す (六) 三十里 (七) わきのぼる (八) 開き、閉づ (九) 人心を動かし人目を驚かしむ (一〇) 十分に觀覽するを得 (一一) 城あと (一二) 魏の曹操字は孟德 (一三) 吳の孫權字は仲謀 (一四) 共に吳の名臣

不二襲ㇾ裳先一ㇾ之。有ㇾ不ㇾ得ㇾ至。爲ㇾ之悵然移ㇾ日。至下其翩然獨往。逍二遙泉石之上一。擷二林卉一。拾二澗實一。酌ㇾ水而飲上ㇾ之。見者以爲ㇾ仙也。蓋天下之樂無ㇾ窮。而以ㇾ適ㇾ意爲ㇾ悅。方二其得一ㇾ意。萬物無二以易一ㇾ之。及二其既厭一。未ㇾ有下不二洒然自笑一者上也。譬二諸飲食雜二陳於一ㇾ前。要ㇾ之一飽而同委二於臭腐一。夫孰知二得失之所一ㇾ在。惟其無ㇾ愧ㇾ於ㇾ中。無ㇾ責二於外一。而姑寓焉。此子瞻之所三以有二ㇾ樂ㇾ於是也。

實を拾ひ、水を酌んで之を飲むに至りては、見る者以て仙と爲す。蓋し天下の樂窮り無し、而も(四)意に適するを以て悅と爲す。其意を得るに方つては、萬物以て之に易ふる無く、其既に厭くに及んでは、未だ(五)洒然として自ら笑はざる者は有らざるなり。諸を飲食の前に(六)雜陳するに譬ふ、之を要するに(七)一飽して同じく臭腐に委す、夫れ孰か得失の在る所を知らん。惟其中に愧づる無く、外に責むる無く、而して姑く寓するは、此れ子瞻の是に樂しむ有る所以なり。

(一)失意の貌　(二)軽擧の貌　(三)谷間に落ちちりし木の實　(四)心に適するを最上となす　(五)洒落の貌さらりとするなり　(六)雜然と陳列す　(七)たゞ一たび飽くを求むるのみ他は腐敗に委す

黃州快哉亭記

携徜徉而上。窮山之深、力極而息。掃葉席草、酌酒相勞、意適忘返。往往留宿於山上。以此居齊安三年。不知其久也。然將適西山、行於松栢之間、羊腸九曲而獲少平、遊者至此必息。倚怪石、蔭茂木、俯視大江、仰瞻陵阜、旁矚溪谷、風雲變化、林麓向背、皆效於左右。有廢亭焉、其遺址甚狹。不足以席衆客。其旁古木數十、其大皆百圍千尺。不可加以斤斧。子瞻每至其下、輒睥睨終日。一旦大風雷雨、拔去其一。斥其所據、亭得以廣。子瞻與客入山視之、笑曰、茲欲以成吾亭耶。遂相與營之。亭成而西山之勝始具。子瞻於是最樂。

あり、其一を拔去す。其據りし所を斥して、亭以て廣むるを得たり。子瞻客と山に入り之を視て、笑つて曰く、茲に以て吾亭を成すを欲するかと。遂に相與に之を營む。亭成つて西山の勝始めて具り、子瞻是に於て最も樂しむ。

（一）高低齊しからずして延々相連る貌　（二）佛氏の寺　（三）くぬぎ　（四）靜穩にして波立たざる日　（五）隱者の服なり　（六）山路屈曲羊の腸の如きを謂ふ　（七）目をつくるなり　（八）林麓のうちおもてまで皆左右に現はる　（九）斧などにては伐り倒すべくもあらず　（一〇）睨みつめて如何ともするなし　（一一）天意が也

昔余少年。從子瞻遊。有山可登。有水可浮。子瞻未始

昔余少年のとき、子瞻に從つて遊び、山の登るべき有り、水の浮ぶべき有れば、子瞻未だ始より裳を褰げて之に先たずんばあらず。至るを得ざる有れば、之が爲に悵然（一）日を移す。其翩然（二）として獨往し、泉石の上に逍遙し、林卉を擷み、澗（三）

安。廬於江上。齊安無名山。而江之南武昌諸山。陂陁蔓延。澗谷深密。中有浮圖精舍。西曰西山。東曰寒谿。依山臨壑。隱蔽松櫪。蕭然絕俗。車馬之迹不至。每風止日出。江水伏息。子瞻杖策載酒。乘漁舟亂流而南。山中有二三子。好客而喜遊。聞子瞻至。幅巾迎笑相

陂陁蔓延、澗谷深密、中に浮圖精舍有り。西を西山と曰ひ、東を寒谿と曰ふ。山に依り壑に臨み、松櫪に隱蔽し、蕭然絕俗、車馬の迹至らず。風止み日出で、江水伏息する每に、子瞻策を杖つき酒を載せ、漁舟に乗じ、流を亂して南す。山中二三子有り、客を好んで遊を喜む。子瞻の至るを聞くや、幅巾迎笑し、相携へて徜徉して上り、山の深を窮め、力極つて息む。葉を掃ひ草に席し、酒を酌んで相勞ひ、意適して返るを忘れ、往往山上に留宿す。此を以て齊安に居ること三年なるも、其久しきを知らざるなり。然して將に西山に適かんとし、松柏の間を行き、羊腸九曲して、少しく平なるを獲たり。遊ぶ者此に至つて必ず息ふ。怪石に倚り、茂木に蔭し、俯して大江を視、仰いで陵阜を瞻、旁ら溪谷を矚るに、風雲の變化、林麓の向背、皆左右に效す。廢亭有り、其遺址甚だ狹く、以て衆客を席するに足らず。其旁は古木數十、其大いさ皆百圍千尺、加ふるに斤斧を以てすべからず。子瞻其下に至る每に、輙ち睥睨終日なり。一旦大風雷雨

則亦十里而返。百里而溺。不ㇾ足三以經二萬里之害一矣。方二周之衰一。禮樂崩弛。天下大壞。而有ㇾ欲ㇾ救ㇾ之。譬如ㇾ涉ㇾ海。有二甚ㇾ焉者一。今夫子之不ㇾ顧而仕。則其舟楫足ㇾ恃也。諸子之汲汲而忘ㇾ返。蓋亦有二陋舟一而將ㇾ試焉。則亦隨二其力之所一ㇾ及而已矣。若二夫三子一。顧ㇾ爲二夫子一而未ㇾ能。下顧二諸子一而以爲不ㇾ足ㇾ爲也。是以止而有ㇾ待。夫子嘗曰。世之學二柳下惠一者。未ㇾ有ㇾ若二魯獨居之男子一。吾於二三子一亦云。衆曰然。退而書ㇾ之。遂刻ㇾ於ㇾ石。

るを願ひて未だ能はず、下は諸子を顧みて以爲らく爲すに足らずと。是を以て止まつて待つこと有りしのみ。夫子嘗て曰く、世の柳下惠(一〇)を學ぶ者は、未だ魯の獨居の男子(一一)の若きものは有らずと。吾三子に於ても亦云ふと。衆曰く然りと。退きて之を書し、遂に石に刻す。

(一) 廣大無邊の貌　(二) 渺茫の貌　(三) 傾覆　(四) 恐懼氣を失ふ事なし　(五) 危害困難　(六) 崩れゆるぶ　(七) 努力の貌　(八) 出でて仕へしを指す　(九) 顏淵・閔子騫・冉伯牛　(一〇) 學ぶに足らずとす　(一一) 孔子家語に出づ、柳下惠の寬容を稱せる語なり

武昌九曲亭記

子瞻遷ㇾ於二齊

子瞻齊安に遷りて、江上に廬す。齊安に名山無し、而も江の南、武昌の諸山、

者亦衆矣。然其稱二德行一者四人。獨仲弓嘗爲二季氏宰一。其上三人皆未三嘗仕二季氏一。嘗欲下以二閔子一爲中費宰上。閔子辭曰。如有二復レ我者一。則我必在二汶上一矣。且以二夫子之賢一。猶不三以レ仕爲二汙也。而三子之不レ仕。獨何與。

言未レ卒。有二應者一曰。子獨不レ見下夫適二東海一者上乎。望レ之茫洋。不レ知二其邊一。即レ之汗漫。不レ測二其深一。其舟如レ蔽二天之山一。其帆如レ浮二空之雲一。然後履二風濤一而不レ僨。觸二蛟螭一而不レ讋。若夫以二江河之舟楫一而跨二東海之險一。

言未だ卒らざるに、應ずる者有り。曰く、子獨り夫の東海に適く者を見ずや。之を望むに茫洋として、其邊を知らず。之に即くに汗漫として、其深を測らず。其舟は天を蔽ふの山の如く、其帆は空に浮ぶの雲の如し。然る後に風濤を履んで僨れず、蛟螭に觸れて讋れず。若し夫れ江河の舟楫を以てして、東海の險に跨らば、則ち亦十里にして返り、百里にして弱れ、以て萬里の害を經るに足らざらん。周の衰ふるに方つて、禮樂崩弛し天下大壞す。而も之を救はんと欲する有るは、譬へば海を渉るが如し。焉れより甚しき者有り。今夫子の顧みずして仕ふるは、則ち其舟楫恃むに足ればなり。諸子の汲汲として返るを忘れしは、蓋し亦陋舟有りて將に試みんとし、則ち亦其力の及ぶ所に隨ふのみ。夫の三子の若きは、夫子爲

事治。邦之耆老。相與來告曰。此邦之舊。有レ如二閔子一。而不二廟食一。豈不二大闕一。公唯不レ知。苟知レ之。其有レ不レ飭。公曰噫信。其可二以緩一。於レ是鳩レ工爲二祠堂一。且使二春秋修二其常事一。堂成。具二三獻一焉。籩豆有レ列。儐相有レ位。百年之廢。一日而舉。學士大夫。觀二禮祠下一。咨嗟涕洟。有レ言曰。惟夫子生二於亂世一。周二流齊魯宋衞之間一。無レ所レ不レ仕。其弟子之高弟。亦咸仕二於諸國一。宰我仕レ齊。子貢冉有子游仕レ魯。季路仕レ衞。子夏仕レ魏。弟子之仕

り、曰く、惟れ夫子(一五)亂世に生れ、齊魯宋衞の間に周流し、仕へざる所無し。其弟子の高弟、亦咸諸國に仕へき。宰我は齊に仕へ、子貢・冉有・子游は魯に仕へ、季路は衞に仕へ、子夏は魏に仕ふ。弟子の仕ふる者亦衆し。然も其德行を稱する者は四人(一六)、獨り仲弓のみ嘗て季氏の宰と爲りしが、其上三人は、皆未だ嘗て仕へず。季氏(一七)嘗て閔子を以て費の宰と爲さんと欲す。閔子辭して曰く、若し我に復する者(一八)有らば、則ち我必ず汶上(一九)に在らんと。且つ夫子の賢を以てして、猶ほ仕を以て汙と爲さざるに、而るに三子の仕へざりしは、獨り何ぞやと。

(一)閔損字は子騫孔門の人德行を以て稱せらる　(二)土を盛る　(三)瞻位報告の祭なし　(四)邦人心安からず　(五)祭典を舉げんとす　(六)老人なり八十を耋とす　(七)此國の古人に閔子の如き賢人ありしに神として祀られず　(八)飾り祭る　(九)集　(一〇)常の祭事　(一一)三獻の禮を具す　(一二)祭器　(一三)賓主の間に在りて禮を相くる者　(一四)歎息感泣　(一五)孔子　(一六)顏淵・閔子騫・冉伯牛・仲弓　(一七)魯の豪族季勢氏　(一八)再び宰たらん事を求むる者　(一九)汶水の邊

忿鬭於市。莫之能止也。聞父之聲則斂手而退。市人之過之者。亦莫不泣也。慈孝之心。人皆有之。特患無以發之耳。今是書也。要將以發之歟。雖廣之天下可也。自周公以來至於今。父戒四十五。母戒四。公又將益廣之未止也。

歷城之東五里有邱焉。曰閔子之墓。墳而不廟。秩祀不至。邦人不寧。守土之吏。有將舉焉而不克者。熙寧七年。天章閣待制右諫議大夫濮陽李公。來守濟南。越明年。政修

齊州閔子廟記（一）

歷城の東五里に邱有り、閔子の墓と曰ふ。（二）墳して廟せず、秩祀（三）至らず、邦人（四）寧せず。土を守るの吏、將に舉げん（五）として克はざる者有り。熙寧七年、天章閣待制右諫議大夫濮陽の李公、來つて濟南に守たり。越えて明年、政修り事治る。邦の耋老（六）、相與に來り告げて曰く、此邦（七）の舊、閔子の如き有つて、而も廟食せざるは、豈大闕ならずや。公唯知らず、苟も之を知らば、其れ飾（八）せざる有らんやと。公曰く噫信なり、其れ以て緩うすべけんやと。是に於て工を鳩（九）めて祠堂を爲り、且つ春秋其常事（一〇）を修めしむ。堂成る。三獻（一一）を具す。籩豆（一二）列有り、儐相（一三）位有り、百年の廢、一日にして舉る。學士大夫、禮を祠下に觀て、咨嗟（一四）涕洟、言ふもの有

太常少卿長沙孫公景修。少孤。而敎レ於レ母。母賢能就二其業一。既老而念二母之心一不レ忘。爲二賢母錄一以致二其意一。既又集二古今家誡一。得二四十九人一。以示レ轍曰。古有下爲二是書一者上。而其文不レ完。吾病焉。是以爲レ此。合二衆父母之心一。以遺二天下之人一。庶幾有レ益乎。轍讀レ之而歎曰。雖下有二悍子一。

太常少卿長沙孫公景修は、少うして孤(一)、母に敎へらる(二)。母賢にして能く其業を就す。既に老いて母の心を念うて忘れず、賢母錄を爲り、以て其意を致す。既にして又古今家誡を集め、四十九人を得て以て轍に示して曰く、古是書を爲る者有り、而も其文完からず、吾病む(三)。是を以て此を爲し、衆父母の心を合せて、以て天下の人に遺す、庶幾くは益有らんかと。轍之を讀んで歎じて曰く、悍子(四)有り、市に忿鬪して、之を能く止むる莫しと雖も、父の聲を聞けば、則ち手を斂めて退く。市人の之に過ぐる者、亦泣かざるは莫し(五)。慈孝の心は、人皆之れ有り、特に以て之を發する無き(六)を患ふるのみ。今是の書、要するに將に以て之を發せんとするか、之を天下に廣むと雖も可なりと。周公より以來今に至るまで、父戒四十五母戒四。公又將に益〻之を廣めて未だ止まざらんとするなり。

(一) 父無きを孤とす (二) 母の敎誨を受く。(三) 之を患ふ (四) 勇忿亂暴の子 (五) 父母恩愛の情に感ずるなり (六) 之を發起せしむる者無し

側乎惟恐二其不レ入也。曰、嗚呼此父母之心也哉。師之於二弟子一也。爲二之規矩一以授レ之賢者引レ之。不賢者不レ彊也。君之於レ臣也。爲二之號令一以戒レ之。能者予レ之。不能者不レ取也。臣之於レ君也。可則諫。否則去。子之於レ父也。以二幾諫一不二敢顯一。皆有レ禮存焉。父母則不レ然。子雖二不肖一。豈有レ棄レ子者一哉。是以盡二其有一以告レ之。無レ憾而後止。詩曰。泂二酌彼行潦一。挹レ彼注レ茲。可三以饙饎一。豈弟君子。民之父母。夫雖二行潦之陋一。而無レ所レ棄。猶二父母之無一レ棄レ子也。故父母之於レ子。人倫之極也。雖二其不賢一。及三其爲レ子言二也。必忠且盡。而況其賢者乎。

け、憾無くして後に止む。詩に曰く、泂く(一二)彼の行潦(一三)を酌む、彼に挹んで玆に注ぐも、以て饙饎(一四)すべし、豈弟の君子は、民の父母と。夫れ行潦の陋と雖も、而も棄つる所無きは、猶ほ父母の子を棄つる無きがごとし。故に父母の子に於ける、人倫の極なり。其不賢(一五)と雖も、其子の爲に言ふに及んでは、必ず忠に且つ盡す、而るを況んや其賢者をや。

㊀老子第六十七章參照　㊁利に就くこと果決　㊂自然の勢針の如く直なるに至るのみ　㊃丁寧反覆の貌　㊄心配深き貌　㊅規は圓を描き矩は方を描く器なり　㊆賢者は之を教へ導く　㊇無理強ひをなさず　㊈論語に父母に事へて幾諫すと有り、幾は微なり、諫むるに漸を以てする義なり　㊉愚昧　(一一)父母の心中に有する限　(一二)詩經大雅泂酌の篇　(一三)雨水などの溜水　(一四)水を加へて蒸飯を炊ぐなり　(一五)不賢なる父母

老子曰。慈故能勇。儉故能廣。或曰。慈則安能勇。曰。父母之於子也。愛之深。故其爲之慮事也精。以深愛而行精慮。故其爲之避害也速。而就利也果。此慈之所以能勇也。非以父母之賢於人。勢有所必至矣。轍少而讀書。見父母之戒其子者。諄諄乎惟恐其不盡也。惻

老子曰く、慈なり故に能く勇なり、儉なり故に能く廣しと。或ひと曰く、慈ならば則ち安んぞ能く勇ならんと。(一)曰く、父母の子に於けるや、之を愛すること深し、故に其之が爲に事を慮るや精し。深愛を以て精慮を行ふ。故に其之が爲に害を避くるや速にして、(二)利に就くや果す。此れ慈の能く勇なる所以なり。父母の人に賢るには非ず、勢必ず至る所有るのみ。(三)轍少うして書を讀み、父母の其子を戒むる者を見るに、(四)諄諄乎として惟其盡さざるを恐れ、(五)惻惻乎として惟其入らざるを恐る。曰く、嗚呼此れ父母の心なるかな。師の弟子に於けるや、之が規矩を爲して以て之を授くるに、(六)賢者は之を引き、不賢者は彊ひざるなり。(七)君の臣に於ける、之が號令を爲して以て之を戒め、能者は之を予へ、不能者は取らざるなり。臣の君に於ける、可なれば則ち諫め、否なれば則ち去る。子の父に於けるや、幾諫を以てして敢て顯はさず、(八)皆禮有りて存せり。(九)父母は則ち然らず、子不肖なりと雖も、豈子を棄つる者有らんや。(一〇)是を以て其有を盡して以て之に告(一一)

無レ所レ措レ心矣。然而空闕之俠。法度不レ立。雖レ無二漢晉强臣敵國之患一。而數年之後。國用曠竭。臣恐レ未レ可二安レ枕而臥一也。故臣願得三終言二之。凡會計之實。取二元豐之八年一。而其爲レ別有レ五。一曰二收支一。二曰二民賦一。三曰二課入一。四曰二儲運一。五曰二經費一。五者既具。然後著レ之以二見在一。列レ之以二通表一。而天下之大計可二以畫レ地而談一也。若夫內藏右曹之積。與二天下分椿之實一。非二昔三司所レ領。則不レ入二會計一。將下著二之他書一。以備中觀覽上焉。臣謹序。

くは終に之を言ふを得ん。凡そ會計の實は、元豐の八年を取る。其別たる五有り、一に收支と曰ひ、二に民賦と曰ひ、三に課入(四)と曰ひ、四に儲運(五)と曰ひ、五に經費(六)と曰ふ。五者既に具りて、然して後に之を著すに見在(七)を以てし、之を列するに通表を以てして、而して天下の大計、以て地を畫(八)して談ずべきなり。若し夫れ內藏右曹の積と、天下分椿(九)の實とは、昔三司の領する所に非れば、則ち會計に入れず。將に之を他書に著し、以て觀覽に備へんとす。臣謹んで序す。〈

(一) 毫も心配せず　(二) 空乏貧窮　(三) 空しく缺乏す　(四) 入税　(五) 儲蓄と運輸　(六) 經常の費用　(七) 現在なり、哲宗の時を指す　(八) 明白にして地に指畫して談ずべし　(九) 分の字一に封に作る、貯蓄の義なり

古今家誡序

昔秦隋之盛。非レ無レ法也。內建二百官一。外列二郡縣一。至二於漢唐一。因而行レ之。卒不レ能レ改。然皆二世亡。何者。無二徳以爲一レ安也。漢文帝恭儉寡欲。專務以レ徳化レ民。民富而國治。後世莫レ及。然身沒之後。七國作レ難。幾レ於二亂亡一。晉武帝削二平吳蜀一。任レ賢使レ能。容二受直言一。有二明主之風一。然而亡不レ旋レ踵。子弟內叛。羌胡外亂。遂以失レ國。此二帝者。皆無二法以爲一レ久也。

て民を化し、民富んで國治まり、後世及ぶ莫し。然も身沒するの後、(四)七國難を作し、(五)亂亡に幾かりき。晉の武帝吳蜀を削平し、賢に任じ能を使ひ、(六)直言を容受して、明主の風有り。然り而して亡ぶること(七)踵を旋らさず、(八)子弟內に叛き、(九)羌胡外に亂れ、遂に以て國を失ひき。此の二帝の者は、皆法の以て久を爲す無かりしなり。

(一)偏く觀る (二)疊つると成れるとの時 (三)秦・隋の遺法を改むる能はず (四)吳楚七國の亂 (五)國殆んど亡びんとす (六)劉毅が帝を桓・靈に比せし時笑つて之を受けし類 (七)速かなるの謂なり (八)惠帝時代八王の亂有り (九)惠帝の末年より胡・羯・氐等五胡の僭亂相繼ぎて起る

今二聖之治。安而靜。仁而恕。徳積レ於レ世。秦隋之憂。臣

今二聖の治、安にして靜、仁にして恕、徳、世に積む。秦隋の憂は、臣(一)心を措く所無きも、然も(二)空匱の極、法度立たず。漢晉強臣敵國の患無しと雖も、數年の後、國用(三)曠竭せば、臣未だ枕を安くして臥すべからざらんを恐る。故に臣願は

之傷耗。覽政之初。爲富國強兵之計。有司奉承違失本旨。始爲青苗助役。以病農民。繼爲市易鹽鐵。以困商賈。利孔百出。不專於三司。於是經入竭於上。民力屈於下。繼以南征交趾。西討拓跋。用兵之費。一日千金。雖內帑別藏。時有以助之。而國亦憊矣。今二聖臨御。方恭默無爲。求民之疾苦而療之。令之不便。無不釋去。民亦少休矣。而西夏不賓。水旱繼作。凡國之用度。大率多於前世。當此之時。而不思所以濟之。豈不殆哉。

ふ　〔一三〕財利出づる所の孔穴多數なるを謂ふ　〔一四〕經常の歳入　〔一五〕西夏の李氏本姓は拓跋、唐の時李姓を賜ふ　〔一六〕御庫内の別藏　〔一七〕哲宗と太后高氏と　〔一八〕苦痛とし困難とする事　〔一九〕賓服

臣歷觀前世。持盈守成。艱於創業之君。蓋盈之必溢。而成之必毀。物理之至。有不可逃者。盈成之間。非有德者不安。非有法者不久。

臣前世を歴觀するに、盈を持し成を守るは、業を創むるの君よりも艱めり。蓋し盈の必ず溢れて(二〇)、成の必ず毀つは、物理の至、逃るべからざる者有り。盈成の間(二一)は、德有る者に非ざれば安からず、法有る者に非ざれば久しからず。昔は秦隋の盛なる、法無きに非ざるなり。內百官を建て、外郡縣を列す。漢唐に至るも、因つて之を行ふのみ、卒(二二)に改むる能はず。然れども皆二世にして亡びき。何となれば、德の以て安を爲す無ければなり。漢の文帝は恭儉寡欲、專ら務めて德を以

出二內藏之積一。以求レ紓レ民。而四方騷然。民不レ安二其居一矣。其後西戎既平。而已益之兵不二復遂汰一。加以下宗子番衍充二牣宮邸一。官吏冗積。員溢レ於レ位。財之不レ贍。爲レ日久矣。英宗嗣レ位。慨然有三救レ弊之意一。羣臣竦觀。幾レ見二日新之政一。而大業未レ遂。神考嗣レ世。忿二流弊之委積一。閔二財力

弊を救ふの意有り。羣臣竦觀(一〇)して、幾ど日新の政を見き。而も大業未だ遂げず、神考世を嗣ぎ、流弊の委積(一一)を忿り、財力の傷耗を閔れみ、政を覽るの初、富國强兵の計を爲す。有司奉承して本旨(一二)を違失し、始めて青苗・助役を爲し、以て農民を病ましめ、繼いで市易と鹽鐵とを爲して、以て商賈を困しめ、利孔(一三)百出、三司に專ならず。是に於て經入(一四)上に竭き、民力下に屈す。繼ぐに交趾を南征し、拓跋(一五)を西討するを以てし、兵を用ふるの費、一日千金。內帑(一六)別藏の、時に以て之を助くる有りと雖も、而も國も亦憊る。今二聖(一七)臨御して、恭默爲す無きに方り、民の疾苦(一八)を求めて之を療し、令の便ならざる、釋去せざる無し。民も亦少しく休す。而も西夏賓(一九)せず、水旱繼ぎ作る。凡そ國の用度、大率前世より多し。此の時に當つて、之を濟ふ所以を思はずば、豈殆からずや。

（一）趙元昊の叛を指す　（二）稅賦　（三）御庫の貯蓄　（四）西夏　（五）淘汰　（六）皇子增加蕃衍す　（七）充ち滿つ　（八）無駄の者多し　（九）由來する歲月久し　（一〇）敬懼して觀望す　（一一）積り重なれるなり　（一二）帝の精神を失

金幣一。爲ニ殄レ虜之策一。太宗因レ之。克ニ平太原一。眞宗繼レ之。懷ニ服契丹一。二患既弭。天下安樂。日登ニ富庶一。故咸平景德之間。號稱ニ太平一。羣臣稱ニ頌功德一。不レ知下所三以裁ニ之者上。於レ是請レ封ニ泰山一。祀ニ汾陰一。禮ニ亳社一。厲車所レ至。費以ニ鉅萬一。而上清昭應崇禧景靈之宮。相繼而起。累世之積。糜耗多矣。其後昭應之災。臣下復以ニ營繕一爲レ言。大臣力爭。章獻感悟。沛然遂與ニ天下一休息。

（一）宋の太祖なり、肇は始の義　（二）租稅賦課の收入　（三）官有るも人無きを指す　（四）餘ある錢　（五）誠を致して降附す　（六）寶物の貨物　（七）宮殿の名　（八）北漢の都たり　（九）北漢と契丹と　（一〇）共に眞宗の年號　（一一）裁抑する能はず　（一二）漢武帝が郊祀の禮を定めて后土を祭りし地　（一三）殷社　（一四）御供の車　（一五）四者皆宮殿の名　（一六）費し減ず　（一七）眞宗の后なり、帝の崩後政を視る

仁宗仁聖。清レ心省レ事。以幸ニ天下一。然而民物蕃庶。未レ復ニ其舊一。而夏賊竊發。邊久無レ備。遂命益レ兵以應レ敵。急レ征以養レ兵。雖下間

仁宗仁聖、心を清うし事を省き、以て天下に幸す。然り而して民物蕃庶、未だ其舊に復せざるに、（一）夏賊竊發す。邊久しく備無く、遂に命じて兵を益し、以て敵に應じ、（二）征を急にして以て兵を養ひ、間に（三）內藏の積を出して、以て民を紓うするを求むと雖も、而も四方騷然、民其居に安んぜず。其後（四）西戎既に平ぎしも、已に益せるの兵は、復遂に（五）汰せず。加ふるに（六）宗子蕃衍、宮邸に（七）充牣し、官吏（八）冗積、員位に溢るゝを以てす。財の贍らざる、（九）日爲る久し。英宗位を嗣ぎ、慨然として

謹按藝祖皇帝創業之始。海內分裂、租賦之入。不能半今世。然而宗室尙鮮。諸王不過數人。仕者寡少。自朝廷郡縣。皆不能備官。士卒精練、常以少克衆。用此三者。故能奮於不足之中。而綽然常若有餘。及其列國欵附。琛貢相屬於道。府庫充塞。創景福內庫。入畜

謹んで按ずるに藝祖(一)皇帝、創業の始め、海內分裂、租賦の入、今世に半なる能はず。然り而して宗室尙ほ鮮く、諸王も數人に過ぎず。仕ふる(二)者寡少にして、朝廷郡縣より、皆官(三)に備ふる能はず。士卒精練、常に少を以て衆に克ち、此三者を用ひて、故に能く不足の中に奮うて、綽然(四)として常に餘有るが若かりき。其列國欵附(五)、琛貢(六)道に相屬するに及んで、府庫充塞し、景福(七)・內庫を創し、金幣を入畜し、虜を殄するの策を爲す。太宗之に因つて、太原(八)を克平せり。眞宗之に繼いで、契丹を懷服し、二患(九)既に弭むや、天下安樂、日に富庶に登る。故に咸平(一〇)・景德の間、號して太平と稱し、羣臣功德を稱頌するもの、之を裁する(一一)所以の者を知らず。是に於て請うて泰山に封じ、汾陰(一二)を祀り、亳社(一三)に禮し、屬車(一四)の至る所、費すに鉅萬を以てす。而も上淸(一五)・昭應・崇禧・景靈の宮、相繼いで起り、累世の積、靡耗(一六)するもの多し。其後昭應の災に、臣下復た營繕を以て言を爲す。大臣力爭し、章獻(一七)感悟、沛然として遂に天下と休息しぬ。

有無、與將吏之才否、遂巡進對。指揮遂定、由此觀之。古之人所以運籌帷幄之中、制勝千里之外者、爾籍之功也。蓋事之在官、必見於書。其始無不具者。獨患多而易忘、久而易滅、數十歲之後、人亡而書散。其不可考者多矣。唐李吉甫、始簿錄元和國計、幷包巨細、無所不具。國朝三司使丁謂等、因之爲景德皇祐治平熙寧四書、網羅一時出內之計。首尾八十餘年。本末相授。有司得以居今而知昔。參酌同異、因時施宜、此前人作書之本意也。臣以不佞、待罪地官、上承元豐之餘業、親覩二聖之新政、時事之變易財賦之登耗、可得而言也。

を患ふ。唐の李吉甫（八）、始めて元和國計（九）を簿錄し、巨細を幷包して、具らざる所無し。國朝の三司使丁謂等、之に因つて景德・皇祐・治平・熙寧（一〇）の四書を爲り、一時出內（一一）の計を網羅す。首尾（一二）八十餘年、本末相授け、有司以て今に居て昔を知り、同異を參酌し、時に因りて宜を施すを得。此れ前人書を作るの本意なり。臣不佞（一三）を以て、罪を地官（一四）に待ち、上は元豐（一五）の餘業を承け、親しく二聖（一六）の新政を覩る。時事の變易、財賦の登耗、得て言ふべきなり。

（一）漢の高祖　（二）漢宣帝の宰相　（三）邊地の記錄　（四）順序次第を正す　（五）算計　（六）事件　（七）唯其記錄餘りに多きに過ぐ　（八）憲宗の宰相　（九）憲宗の年號　（一〇）景德は眞宗、皇祐は仁宗、治平は英宗、熙寧は神宗の年號　（一一）出納　（一二）前後　（一三）不才　（一四）後世の戶部の職、元祐の初、公戶部侍郎たり　（一五）神宗の年號　（一六）哲宗と太皇太后高氏と

其目之所ㇾ見。是以盡三力於二科擧一。而不ㇾ知二自反ㇾ於二仁義一。臣欲丁復二古者孝弟之科一。使下州縣得中以與二今之進士一。同擧而皆進。上使丙天下之人。時獲二孝弟忠信之利一。而明知乙天子之所甲欲。如ㇾ此則天下宜可三漸化以副二上之所ㇾ求。然臣非ㇾ謂三孝弟之科。必多得二天下之賢才一。而要使下天下知二上意之所ㇾ在。而各趨中於二其利一。則庶ㇾ乎三不ㇾ待ㇾ教。而忠信之俗。可二以漸復一。此亦周秦之所二以使ㇾ人之術歟。

元祐會計錄序

臣聞。漢祖入ㇾ關。蕭何收二秦圖籍一。周二知四方盈虛強弱之實一。漢祖賴ㇾ之以幷二天下一。丙吉爲ㇾ相。匈奴嘗入二雲中代郡一。吉使丁東曹考二案邊瑣一。條丙其兵食之

臣聞く漢祖(一)關に入るや、蕭何、秦の圖籍を收めて、四方盈虛強弱の實を周知す。漢祖之に賴つて、以て天下を幷すと。丙吉(二)相と爲るや、匈奴嘗て雲中代郡に入る。吉、東曹をして邊瑣(三)を考案し、其兵食の有無と、將吏の才否とを條せしめ、(四)遂[illegible]進對、指揮遂に定まりきと。此に由つて之を觀れば、古の人、籌(五)を帷幄の中に運らして、勝を千里の外に制する所以の者は、圖籍の功のみ。蓋し事(六)の官に在る、必ず書に見る。其始具はらざる者無し。(七)獨り多くして忘れ易く、久しうして滅し易く、數十歲の後、人亡して書散じ、其考ふべからざる者多き

可レ喜而一日之試可レ恥而不ソ爲者。詩云。無レ言不レ讎。無ニ德不レ報。臣以爲欲レ得ニ其所レ求宜。遂以ニ其所ト欲而求ム之。開レ之以レ利而作ニ其怠一。則天下必有ニ應者一。今間歲而取ニ天下之才一。脩人善士。固宜レ有ニ起而入ニ於其中一。然天下之人。不レ能ニ深明ニ天子之意一。而以爲所レ爲レ求レ之者。止ニ於

以てして、其怠を作さば、則ち天下必ず應ずる者有らん。今(三)間歲にして天下の才を取る。奇人善士、固より宜しく起りて其中に入る有るべし。然るに天下の人、深く天子の意を明にする能はず、以爲らく之を求むるを爲す所の者、其目の見る所に止まると。是を以て力を科擧に盡して、自ら仁義に反するを知らず。臣(四)古の孝弟の科を復し、州縣をして以て今の進士と、同じく擧げて皆進むを得しめ、天下の人をして、時に孝弟忠信の利を獲て、明に天子の欲する所を知らしめんと欲す。此の如くんば則ち天下宜しく(五)漸化して、以て上の求むる所に副ふべし。然も臣、孝弟の科、必ず多く天下の賢才を得と謂ふに非ず、要するに天下をして上意の在る所を知つて、而して各々其利に(六)趨かしめば、則ち教を待たずして、忠信の俗、漸を以て復すべきに庶からんか。此れ亦周秦の人を使ふ所以の術か。

(一) 詩經大雅抑の篇に出づ　(二) 之を導くに利を以てして怠心を作興せしむ　(三) 隔歲なり、一年おき　(四) 往古孝弟を以て人を取りし科法　(五) 少々づつ變化　(六) 自己の利益となす所

而制其利害。使夫牧者趨其所利而從之。則可以不勞而坐得其所欲。今求之以牛羊之肥瘠。而乃使之盡力於樵蘇之事。以其薪之多少而制其賞罰之輕重。則夫牧人將爲牧耶。將爲樵耶。爲樵則失牛羊之肥。而爲牧則無以得賞。故其人擧皆爲樵而無事於牧。吾之所欲者牧也。而反樵之爲得。此無足怪也。今夫天下之人。所以求利於上者。果安在哉。士大夫爲聲病剽略之文。而治苟且記問之學。曳裾束帶俯仰周旋。而皆有意於天子之爵祿。夫天子之所求於天下者豈在是也。然天子之所以求之者唯此。而人之所由以有得者亦唯此。是以若此不可卻也。

亦唯此のみ。是を以て此の若く卻くべからざるなり。

（一）愚昧　（二）使役の法適當ならず　（三）清廉の心　（四）義勇の精神　（五）薪を採り草を刈る　（六）牧羊を職とする者　（七）之を得るの術を謬るによる　（八）文字の聲律に拘束せられ、又他人の詩文を剽竊す　（九）心得することなく徒に古書を記誦して以て問を待つの學　（一〇）衣冠裝束　（一一）朝廷の禮節作法　（一二）科擧

嗟夫欲求天下忠信孝弟之人。而求之於一日之試。天下尙誰知忠信孝弟之

嗟夫れ天下忠信孝弟の人を求めんと欲して、之を一日の試に求めば、天下尙ほ誰か忠信孝弟の喜ぶべくして、一日の試の恥づべきを知りて、爲さざる者あらん。詩に云ふ、（一）言として讎いざる無く、德として報いざる無しと。臣以爲らく、其求むる所を得んと欲せば、宜しく遂に其欲する所を以て之を求むべし。之を開く（二）に利を

患。兄弟欲二其相與爲一レ愛。而朋友欲二其相與爲一レ信。臨レ財欲二其思一レ廉。而患難欲二其思一レ義。此誠天子之所レ欲二於天下一者。古之聖人。所レ欲而遂求レ之。求レ之以レ勢。而使二之自至一。是以天下爭爲二其所一レ求。以求レ稱二其意一。今有レ人。使二入爲一レ之牧二其牛羊一。將三責レ之以二其牛羊之肥一。則因二其肥瘠一

をして之が爲に其牛羊を牧せしめば、將に之を責むるに其牛羊の肥を以てせんとす。則ち其肥瘠に因つて、其利害を制し、夫の牧者をして其利する所に趨きて之に從はしめば、則ち以て勞せずして、坐ながら其欲する所を得べし。今之を求むるに牛羊の肥瘠を以てして、而して乃ち之をして力を樵蘇の事に盡さしめ、其薪の多少を以て、其賞罰の輕重を制せば、則ち夫の牧人(五)は將に牧爲らんとするか、將に樵爲らんとするか。樵爲らば則ち牛羊の肥を失(六)はん、而も牧爲らば則ち以て賞を得る無けん。故に其人擧皆樵と爲つて牧を事とする無けん。吾の欲する所の者は牧なり、而も反つて樵を之れ得るを爲す、は此れ怪むに足るもの無し。今夫れ天下の人、利を上に求むる所以の者、果して安(七)くに在りや。士大夫聲病剽略(八)の文を爲して、苟且記問(九)の學を治め、裾(一〇)を曳き帶を束ね、俯仰(一一)周旋して皆天子の爵祿に意有り。夫れ天子の天下に求むる所の者は、豈是に在らんや。然れども天子の之を求むる所以の者は唯此(一二)にして、人の由つて以て得る有る所の者も、

登於有司。而秦之法。使其武健壯勇。能斬捕甲首者。得以自復其役。上者優之以爵祿。而下者皆得役屬其鄰里。天下之人。知其利之所在。則皆爭爲之。而尚安知其他。然周以之興。而秦以之亡。天下遂皆尤秦之不能。而不知秦之所以使天下者。亦無以異於周之所以使天下。何者至便之勢。所以奔走天下。萬世之所不易也。特論其所以使之者何如焉耳。

夫役を免ず ㈦ 何ぞに同じ ㈧ 甚だ便利なる形勢は、天下をして奔走せしむる事なり

今者天下之患。實在於民昏而不知教。然臣以謂其罪不在於民。而上之所以使之者。或未至也。且天子之所求於天下者何也。天下之人。在家欲得其孝。而在國欲得其

今は天下の患、實に民昏（一）うして教を知らざるに在り。然れども臣以謂らく、其罪民に在らずして、上の之を使ふ所以の者、或は（二）未だ至らざるなりと。且つ天子の天下に求むる所の者は何ぞや。天下の人、家に在りては其孝を得んを欲し、國に在りては其忠を得んを欲し、兄弟は其相與に愛を爲さんを欲し、朋友は其相與に信を爲さんを欲し、財に臨んでは其廉（三）を思ふを欲し、患難は其義（四）を思ふを欲するのみ。此れ誠に天子の天下に欲する所の者なり。古の聖人、欲する所のまゝにして遂に之を求め、之を求むるに勢を以てして、而して之をして自ら至らしむ。是を以て天下爭うて其求むる所を爲し、以て其意に稱ふを求む。今人有り、人

顚。以陷於死傷之地。其所以能至於此者、上之人實使之然也。然而閭巷之民。劫而從之。則可以與之僥倖於一時之功。而不可以望其久遠。而周秦之風俗。皆累世而不變。此不可不察其術也。蓋周之制、使天下之士、孝悌忠信、聞於鄕黨而達於國人者、皆得以

らしむるなり。然り而して閭巷の民、劫して之に從はしめば、則ち以て之と一時の功を僥倖すべくして、而も以て其久遠を望むべからず。(三)而して周・秦の風俗、皆累世にして變ぜず。此れ其術を察せずんばあるべからざるなり。蓋し周の制、天下の士をして、孝悌忠信、鄕黨に聞えて、國人に達する者は、皆以て有司に登るを得しめき。而して秦の法は、其武健壯勇、能く甲首(五)を斬捕する者をして、以て自ら(六)其役を復するを得しめ、上なる者は之を優するに爵祿を以てして下なる者は皆其鄕里を役屬するを得しむ。天下の人、其利の在る所を知れば、則ち皆爭ひて之を爲す。而るを尙ほ安ぞ其他を知らんや。然れども周は之を以て興り、秦は之を以て亡ぶ。天下遂に皆(七)秦の不能を尤めて、秦の天下を使ふ所以の者、亦以て周の天下を使ふ所以に異る無きを知らず。何となれば至便(八)の勢は、天下を奔走せしむる所以にして、萬世の易へざる所なり。特に其之を使ふ所以の者何如を論ぜんのみ。

(一) 周民は則ち然らず　(二) 秦民は則ち之を濫しとなせり　(三) 窘迫　(四) 此ゆゑなり　(五) かぶと首　(六) 賦役

弟相悦。孝弟信之美。發レ於二士大夫之間一。而下至レ於二田畝一。朝夕從事。終レ身而不レ厭。至二於戰國一。王道衰息。秦人實二其民一。而納二之於畎畝戰鬪之中一。天下翕然而從レ之。南畝之民。而皆爭爲二干戈旗鼓之事一。以レ首爭レ首。以レ力搏レ力。進則有レ死レ於レ戰。退則有レ死レ於レ將。其患無レ所レ不レ至。夫周秦之間。其相去不二數十百年一。周之小民。皆有二好レ善之心一。而秦人獨善二於戰攻一。雖二其死亡一。而不三肯以自存一。此二者臣竊知二其故一也。

民にして、皆爭ひて干戈旗鼓の事を爲し、首を以て首を爭ひ、(五)力を以て力を搏し、進めば則ち戰に死する有り、退けば則ち將に死する有り。(六)其患至らざる所無かりき。夫れ周・秦の間は、其相去る數十百年ならず。周の小民は、皆善を好むの心有りしに、秦人獨り戰攻を喜び、其死亡すと雖も、肯て以て自存せざりき。(七)此二者、臣竊に其故を知る。

㊀身を修め行を潔くす　㊁田畝に働く農民　㊂衰へ止む　㊃南畝に從事する農夫　㊄己の首を的にして敵の首を覘ふ　㊅將の爲に刑戮せらる　㊆自ら生き殘らんとはせず

夫天下之人。不レ能三盡知二禮義之美一。而亦不レ能下奮不二自

夫れ天下の人、盡く禮義の美を知る能はず、(一)而も亦奮つて自ら顧みずして、以て死傷の地に陷る能はず。(二)其能く此に至る所以の者は、上の人、實に之をして然

以與人。欲先捐兵以與人。則先事於擇將。擇將而得之。苟誠知其忠。雖捐天下以與之。而無憂。而況數萬之兵哉。昔唐之亂。其爲變者。非其所命之將也。而皆其盜賊之人。所不得已而以爲將者。故夫將帥豈必盡疑其爲姦。要以無畏其擇之之勢。而遂以破天下之大利。蓋天下之患。夫豈必在此也。

するに以て其之を擇ぶの勢を畏れて、遂に以て天下の大利を破ること無からんのみ。蓋し天下の患、夫れ豈必ずしも此に在らんや。

(一)いづれの方面にも支障なき安穩　(二)搖れ動く　(三)兵を委ねて之に與ふ　(四)命ぜし適任の將にあらず、盜賊の渠魁などを將とせしなり　(五)その將とても亦皆が皆姦を爲す者とは限るべからず

三代之盛時。天下之人。自匹夫以上。莫不務自修潔。以求爲君子。父子相愛。兄

民政策二

三代の盛時、天下の人、匹夫より以上、務めて自ら修潔して、以て君子爲るを求めざる莫く、父子相愛し、兄弟相悅び、孝弟忠信の美、士大夫の間に發して、下は田畝に至り、朝夕從事、身を終ふるまで厭はず。戰國に至りて、王道衰息せり。秦人其民を驅つて、之を畎畝戰鬪の中に納れ、天下翕然として之に從ふ。南畝の

宗。以爲不可以長久。而改易其政。以便一時之安。爲將者去其兵權。而爲兵者使不知將。凡此皆所以杜天下之私恩。而破其私計。其意以爲足以變五代豪將之風。而非以爲後世之可長用也。故臣以爲當今之勢。不變其法。無以求成功。

且夫邀天下之大利。則必有所犯天下之危。欲享大利。而顧其全安。則事不可成。而方今之弊。在乎不欲有所搖撼。而徒得天下之利。不欲有所勞苦。而遂致天下之安。今夫欲人之成功。必先捐兵

且つ夫れ天下の大利を邀むれば、則ち必ず天下の危を犯す所有り。大利を享けんと欲して、其全安(一)を顧みれば、則ち事成すべからず。方今の弊は、搖撼(二)する所有るを欲せずして、徒らに天下の利を得、勞苦する所有るを欲せずして、遂に天下の安を致すに在り。今夫れ人の成功を欲せば、必ず先づ(三)兵を捐てて以て人に與へん。先づ兵を捐てて以て人に與ふるを欲せば、則ち先づ將を擇ぶを事とせん。將を擇んで之を得、苟も誠に其忠を知らば、天下を捐てて以て之に與ふと雖も、而も憂無けん、而るを況んや、數萬の兵をや。昔は唐の亂、其變を爲す者は、其命(四)ずる所の將に非ざるなり。而して皆其盜賊の人、已むを得ずして以て將と爲しし所の者のみ。故に夫の將帥、豈必ず(五)盡く其姦を爲すを疑はんや。要

此利一也。則必有二此害一。天下之無二全利一。是聖人之所レ不レ能レ如レ之何一也。而聖人之所レ能、要在レ不レ究二其利一。利未レ究而變二其方一。使二其害未レ至而事已遷一。故能享二天下之利一。而不レ受二其害一。昔唐季五代之法。豈不二大利一於世。惟其利已盡而不レ知レ變。是以其害隨レ之而生。故我太祖太

何ともする能はざる所なり。而して聖人の能くする所は、要するに其利を究めざる(一)に在り。利未だ究めずして、其方を變じ、其害をして未だ至らずして事已に遷(二)らしむ。故に能く天下の利を享けて、其害を受けず。昔唐季五代の法、豈大いに世に利せざらんや。惟其利已に盡くるも變ずるを知らず、是を以て其害之に隨つて生ぜり。故に我太祖(三)・太宗、以爲らく以て長久なるべからずと。其政を改易(四)して以て一時の安に便にす。將爲る者は其兵權を去り、兵爲る者は將を知らざらしむ。凡そ此れ皆天下の私恩(五)を杜いで、其私計を破る所以なり。其意に以爲らく以て五代豪將の風を變ずるに足らんと。而も以て後世の長用(六)すべしと爲せるに非ざるなり。故に臣以爲らく當今の勢は、其法を變ぜずば、以て成功を求むる無けんと。

(一) 一利一害は數の免れざる所なり、悉く利なるものはあらず　(二) 物の利を究盡せずして、餘地あらしむ　(三) 宋祖　(四) 變改更革　(五) 個人的恩惠　(六) 永久に用ふべき法

拒。故其亂也。姦臣擅レ命。擁レ兵而不レ可レ制。而方二其不一レ爲レ亂也。所レ攻而必降。所レ守而必固。良將勁兵。偏二於天下一。其所二摧敗破滅一。足下以上快二天子鬱鬱之心一。而外抗中敵國竊發之難上。何者兵安二其將一。而樂二爲用一レ命也。然今世之人。遂以二其亂一爲レ戒。而不レ收二其功一。舉二天下之兵數百萬人一。而不レ立二素將一。將レ兵者無二腹心親愛之兵一。而士卒亦無下附著而欲二爲レ之效一レ命者上。故命レ將之日。士卒不レ知二其何人一。皆莫三敢仰二視其面一。夫莫二敢仰視一。是禍之本也。此其爲レ禍。非レ有二脇從駢起之殃一。緩則畏而怨レ之。而有レ急則無二不レ忍之意一。此二者用レ兵之深忌。而當今之人。蓋亦已知レ之矣。然而不二敢改一者。畏二唐季五代之禍一也。而臣竊以爲レ不レ然。

し。夫れ敢て仰ぎ視る莫きは、是れ禍の本なり。此れ其禍爲る、脇從駢起の殃有る(一一)に非ず、緩なれば則ち畏れて之を怨み、急有れば則ち忍びざるの意無し。此の二者は兵を用ふるの深忌にして、當今の人、蓋し亦已に之を知る。然り而して敢て改めざる者は、唐季五代の禍を畏るればなり。而も臣は竊に以爲らく然らずと。

(一) 梁・唐・晉・漢・周五代 (二) 隷屬す (三) 擁て勢り養育す (四) 李克用、胡人の子嗣源を養ひて子とす (五) 將の命令のみを聽く (六) 碎け敗れ滅亡す (七) 鬱屈不平 (八) 竊に發する國難を拒ぐに足る (九) 平素より一定せる將帥 (一〇) 畏れ憚るなり (一一) 脅迫により附和して駢び起り謀反をなす

天下之事。有二

天下の事、此利有れば、則ち必ず此害有り。天下の全利(二二)無きは、是れ聖人の之を如

之亂。果何在也。海内之兵。各隷二其將一。大者數十萬人。而小者不レ下二數萬一。撫循鞠養。美衣豐食。同二其甘苦一。而順二其好惡一。甚者養以爲レ子。而授レ之以二其姓一。故當二是時一。軍旅之士。各知二其將一。而不レ識二天子之惠一。君有レ所レ令不レ從。而聽二其將一。而將之所レ爲。雖レ有二大姦不義一。而無レ所二違

者は數十萬人、小なる者も數萬に下らず。(一)撫循鞠養、美衣豐食、其甘苦を同じうして、其好惡に順ひ、甚だしき者は養(二)うて以て子と爲し、之に授くるに其姓を以てす。故に是の時に當つて、軍旅の士、各〻其將(三)を知つて、而して天子の惠を識らず。君令する所有れども從はずして、其將に聽き、將の爲す所は、大姦不義有りと雖も、而も違拒する所無し。故に其亂るゝや、姦臣命を擅にし、兵を擁して制すべからず。其亂を爲さざるに方つてや、攻むる所必ず降り、守る所必ず固く、良將勁兵天下に徧く、其摧敗破滅する所は、以て上は天子(七)鬱鬱の心を快うして、外は敵國禍發の難(六)に抗するに足る。何となれば兵其將に安んじて、爲に命を用ふるを樂しめ(八)ばなり。然れども今世の人、遂に其亂を以て戒と爲して、其功を收めず。天下の兵數百萬人を擧げて、(九)素將を立てず。兵に將たる者、腹心親愛の兵無くして、士卒も亦附著して之が爲に命を效さんと欲する者無し。故に將を命ずるの日、士卒其何人たるを知らず、皆敢て其面(一〇)を仰ぎ視る莫

也。昔者西漢之禍。當二文景之世一。天下莫レ不三以爲二必起一於二諸侯之太强一也。然至二武帝之時一。七國之餘。日以漸衰。天下坦然。四顧以爲無レ虞。而陵夷至レ於二元成之間一。朝廷之强臣。實制二其命一。而漢以不レ祀。世祖顯宗。既平二天下一。以爲世之所レ患。莫レ不レ在レ乎二朝廷之强臣一矣。而東漢之亡。其禍乃起レ於二宦官一。由レ此觀レ之。則天下之患。安在二其防一之哉。人之將レ死也。或病レ於二太勞一。或病レ於レ飮レ酒。天下之人。見二其死一於レ此也。而曰必無二勞レ力與一レ飮レ酒。則是不二亦拘而害一レ事哉。彼其死也。必有二以啓一レ之。是以勞レ力而能爲レ災。飮レ酒而能爲レ病。而天下之人。豈必皆死レ於レ此。

ぐに在らんや。人の將に死なんとするや。或は太勞するに病み、或は酒を飮むに病む。天下の人、其此に死するを見るや、而して曰く、必ず力を勞すると酒を飮むとをする無かれと。則ち是亦拘(一二)して事を害せずや。彼其死するや、必ず以て之を啓く(一三)有り。是を以て力を勞して能く災を爲し、酒を飮んで能く病を爲す。而も天下の人、豈必ず皆此に死なんや。

(一) 一定の處無し　(二) 卑賤の小人　(三) 文帝景帝　(四) 隆盛に過ぐるなり　(五) 吳楚七國の亂　(六) 平坦の貌　(七) 漸く下りて衰微す　(八) 元帝成帝　(九) 王鳳王莽の徒　(一〇) 後漢の光武及明帝　(一一) 豫防する點に存せず　(一二) 拘泥　(一三) 病に至らしむる原因

昔唐季五代

昔は唐季(一)五代の亂、果して何くに在りや。海內の兵、各々其將に隷(二)し、大なる

天下之患無二常處一也。惟見二天下之患一而去レ之、就二其所レ安而從レ之、則可二久而無一レ變。有二賤丈夫一。見二其生一於東一也、而盡二力於東一。以忘二其西一。見二其起一於外一也。而鋭二意於外一。以忘二其中一。是以禍生二於無一常、而變起レ於不レ測。其能救一

臣事策四

天下の患は常處無し。（一）惟天下の患を見て之を去り、其安んずる所に就いて之に從へば、則ち久しうして變無かるべし。（二）賤丈夫有り、其東に生ずるを見ては、力を東に盡して、以て其西を忘れ、其外に起るを見ては、意を外に鋭にして、以て其中を忘る。是を以て禍は常無きに生じて、變は測られざるに起り、能く救ふこと莫し。昔は西漢の禍、（三）文景の世に當つて、天下以て必ず諸侯の（四）太強に起ると爲さざるは莫し。然も武帝の時に至つて、七國の餘、（五）日に以て漸く衰へ、天下坦然、（六）四顧して以爲らく虞無しと。（七）陵夷して元成の間に至れば、（八）朝廷の強臣、（九）實に其命を制して、漢以て祀らず。（一〇）世祖顯宗、既に天下を平げて、以爲らく世の患ふる所、朝廷の強臣に在らざる莫しと。而も東漢の亡びしは、其禍乃ち宦官に起れり。此に由つて之を觀れば、則ち天下の患、安んぞ其之を防（一一）

世之弊。在レ於二法禁太密一。一擧レ足不レ如二律令一。法吏且二以爲レ言。而不レ問二其意之所レ屬。是以雖二天子之大臣一。亦安敢有レ所レ爲レ於二法律之外一。以安二天下之大事一。故爲二天子之計一。莫レ若下少寛二其法一。使中大臣得レ有レ所レ守。而不上爲二法之所一奪。昔申屠嘉爲二丞相一。至下召二天子之倖臣鄧通一。立二之堂下一。而詰中責其過上。是時通幾至レ於レ死而不レ救。天子知レ之。亦不三以爲二怪。而申屠嘉亦卒非二漢之權臣一。由レ此觀レ之。重臣何損レ於二天下一哉。

くならずんば、法吏且に以て言を爲さんとして(二)、其意の屬する所を問はず(三)。是を以て天子の大臣と雖も、亦安んぞ敢て法律の外に爲す所有つて、以て天下の大事を安んぜんや。故に天子の計爲るや、少しく其法を寛にし、大臣をして守る所有るを得て、法の奪ふ所と爲らざらしむるに若くは無し。昔は申屠嘉(四)丞相と爲り、天子の倖臣鄧通(五)を召し、之を堂下に立たしめて其過を詰責するに至りき。是の時通殆んど死に至りて而も救はず。天子之を知るも、亦以て怪と爲さず。而して申屠嘉も亦卒に漢の權臣に非ざりき。此に由つて之を觀れば、重臣何ぞ天下に損せんや。

(一) 國法禁令に違ふ　(二) 言種として喧囂す　(三) 精神目的の如何を問はず　(四) 漢文帝の宰相　(五) 帝の愛幸を受けて不敬の事あり嘉之を叱責す

躬中滅其迹上當ニ此之時一。苟有下重臣出レ身而當レ之。擁ニ護太子一以待ニ上意之少解一。徐發ニ其所レ蔽一。而開中其所上レ怒。則其父子之際。尙可ニ得而全一也。惟無ニ重臣一。故天下皆知レ之。而不ニ敢言一臣愚以爲凡爲ニ天下一。宜ニ有三以養ニ其重臣之威一。使丙天下百官有レ所ニ畏忌一。而緩急之間。能有乙所ニ堅忍持重而不ニ可レ奪者甲。竊觀方今四海無レ變。非常之事。宜ニ其息而不レ作。然及ニ今日一而慮レ之。則可ニ以無ニ異日之患一。不レ然者。誰能知ニ其果無レ有也。而不レ爲ニ之計一哉。

かりしなり。惟重臣無し、故に天下皆之を知るも、而も敢て言はず。臣愚以爲らく、凡そ天下を爲むるは、宜しく以て其重臣の威を養ふ有つて、天下百官をして畏忌する所有り、緩急の間、能く堅忍(六)持重して奪ふべからざる所の者有らしむべし。竊に觀るに方今四海變無し。(七)非常の事、宜しく其れ息んで作らざるべし。然して今日に及んで之を慮れば、則ち以て異日の患無かるべし。然らざれば、誰か能く其果して有る無きを知つて、(八)之が計を爲さざらんや。

(一) 漢武帝の子なり、巫蠱の亂起れるなり (二) 帝、江充をして衞太子の獄を治めしむるに、充太子の殺す所と爲る (三) 劉屈氂 (四) きり滅す (五) 重臣にして能く父子の間を和ぐる者あらばとなり (六) 克く辛抱して濫りに動かず (七) 國家非常の大變とすべきものは無き筈なり (八) 非常の事變爲きを保せんや

抑臣聞レ之。今

抑ゝ臣之を聞く、今世の弊、法禁太だ密なるに在り。一たび足を舉げて律令の如

而無レ所レ憚。至レ於二國之大事。安危存亡之所レ繫。則將二卷レ舌而去。誰敢發而受二其禍一。此人主之所二大患一也。悲夫。後世之君。徒見二天下之權臣。出入唯唯。以爲レ有レ禮。而不レ知四此乃所三以潛潰二其國一。徒見三天下之重臣。剛毅果敢。喜逆二其意一。則以爲二不遜一。而不レ知三其有二社稷之慮一。二者淆二亂於レ心。而不レ能レ辨二其邪正一。是以喪亂相仍而不レ悟。何足レ傷也。

心に淆亂(九)して、而して其邪正を辨ずる能はず。是を以て喪亂(一〇)相仍つて悟らず。何ぞ傷むに足らんや。

(一)可否の論を容るゝ者無し　(二)平生　(三)嫌忌嫉妬　(四)少々の得失　(五)章疏を上りて騒々しく申立つ　(六)口を緘して語らず　(七)順從の貌　(八)國家を安泰ならしむる深慮　(九)混亂　(一〇)爭亂に通ず

昔者衞太子聚レ兵以誅二江充一。武帝震怒。發レ兵而攻二之京師一。至レ使二丞相太子相與交戰。不レ勝而走一。又使下天下極二其所レ往。而

昔は衞太子(一)兵を聚めて以て江充(二)を誅す。武帝震怒し、兵を發して之を京師に攻め、丞(三)相太子をして相與に交戰し、勝たずして走らしむるに至り、又天下をして其往く所を極めて、其迹を翦滅(四)せしめき。此の時に當つて、苟も重臣(五)の身を出して之に當り、太子を擁護して、以て上意の少しく解くるを待ち、徐に其蔽はれし所を發して、其怒る所を開く有らば、則ち其父子の際、尚ほ得て全うすべ

爲二己之私勢一。要以使下天子有レ所レ不レ可二必爲一。而羣下有上所二畏懼一而已不レ與二其利一。何者爲二重臣一者。不レ待二天下之歸上レ已。而爲二權臣一者。亦無レ所レ事二天子之畏上レ已也。故各因二其行事一。而觀二其意之所一レ在。則天下誰可レ欺者。臣故曰。爲二天下一。安可三一日無二重臣一也。

且今使三天下而無二重臣一。則朝廷之事。惟天子之所レ爲。而無レ所二可否一。雖三天子有二納レ諫之明一。而百官畏懼戰慄。無二平昔尊重之勢一。誰肯觸二忌諱一。冒二罪戾一。而爲二天下一言者。惟其小小得失之際。乃敢上章讙譁

且つ今天下をして重臣無からしめば、則ち朝廷の事、惟天子の爲す所のまゝにして、(一)可否する所無く、天子諫を納るゝの明有りと雖も、而も百官畏懼戰慄して、(二)平昔尊重の勢無からん。誰か肯て(三)忌諱に觸れ、罪戾を冒して、天下の爲に言ふ者あらん。惟其小小得失の際、乃ち敢て上章讙譁して、憚る所無く、國の大事、安危(四)存亡の繫る所に至つては、則ち將に(六)舌を卷いて去らんとす。誰か敢て發して其禍を受けんや。此れ人主の大いに患ふる所なり。悲しいかな、後世の君、徒に天下の權臣が出入(七)唯唯するを見て、以て禮有りと爲して、此れ乃ち潛に其國を潰す所以なるを知らず。徒に天下の重臣、剛毅果敢、喜んで其意に逆ふを見て、則ち以て不遜と爲して、其(八)社稷の慮有るを知らず。二者

爭。爭レ之不レ能。而其事有レ所ニ必不レ可レ聽。則專行而不レ顧。待ニ其成敗之迹著一。則上之心。將ニ釋然而自解一。其在ニ朝廷之中一。天子爲レ之踧然而有レ所レ畏。士大夫不五敢安ニ肆怠四惰於ニ其側一。爵祿慶賞己得三以議ニ其可否一。而不レ求三以爲ニ己之私惠一。刀鋸斧鉞。己得三以參ニ其輕重一。而不レ求三以

みず。其成敗の迹著るゝを待つて、則ち上の心、將に(三)釋然として自ら解けんとす。其朝廷の中に在るや、天子之が爲に(四)踧然として畏るゝ所有り、士大夫敢て其側に(五)安肆怠惰せず。爵祿慶賞、己以て其可否を議するを得て、而して以て己の(六)私惠を爲すを求めず、(七)刀鋸斧鉞、己以て其輕重に參するを得て、而も以て己の私勢を爲すを求めず。要するに以て天子をして(八)必ず爲すべからざる所有つて、羣下をして震懼する所有らしめて、己は其利に與からず。何となれば重臣たる者は、(九)天下の己に歸するを待たずして、權臣たる者、亦(一〇)天子の己を畏るゝを事とする所無し。故に各ゝ其行事に因つて、其意の在る所を觀れば、則ち天下誰か欺くべき者あらん。臣故に曰く、天下を爲むる、安んぞ一日も重臣無かるべけんやと。

(一) 諫爭するも止むる能はざる時　(二) 自家の意見によりて獨斷事行す　(三) 心解け意釋くる貌　(四) 敬愼の貌
(五) 我儘に怠け惰る　(六) 恩を賣りて私黨を結ぶ　(七) 刑罰の具　(八) 我儘勝手ならしめず　(九) 己の職を忠實に盡すのみ　(一〇) 己の威權を振はんと欲するのみ

中。見三其皆使二天子之權一。而不レ察二其所一レ爲之不レ類。是以擧皆賊レ之而無レ所レ害。此亦已太過也。今夫權臣之所レ爲者。重臣之所二切齒一。重臣之所レ取者。權臣之所レ不レ願也。將レ爲二權臣一耶。必將三內悅二其君之心一。委曲聽順。而無レ所二違戾一。外竊二其生殺予奪之柄一。黜二陟天下一。以見二己之權一。而沒二其君之威惠一。內能使三其君歡愛悅懌無レ所レ不レ順。而安爲二之上一。外能使三其公卿大夫。百官庶吏。無レ所レ不レ歸レ命。而爭爲二之腹心一。上愛下順。合而爲レ一。然後權臣之勢。遂成而不レ可レ拔。至二於重臣一。則不レ然。君有レ所レ爲不レ可。以必

内は能く其君をして歡愛悅懌して順はざる所無く、安んじて之が上爲らしめ、外は能く其公卿大夫、百官庶吏をして、命に歸せざる所無く、爭うて之が腹心爲らしめ、上愛し下順ひ、合して一と爲る。然して後に權臣の勢、遂に成つて拔くべからず。

(一) 形迹上 (二) 害毒を流せばなり (三) 天子の權力を左右す (四) 精神上の大差別あるを謂ふ (五) 委細すべて君主に盲從す (六) 生殺與奪の權利 (七) 君主の恩威を失はしむ (八) 位に安んじて上に居るを得しむ (九) 身命を棄てて自己に盡さしむ

重臣に至つては、則ち然らず。君の爲す所可ならざる有れば、以て必ず爭ふ。(一〇)之を爭うて能はず、而も其事必ず聽くべからざる所有れば、則ち(一一)專行して顧

天下有權臣。有重臣。二者其迹相近而難明。天下之人。知惡夫權臣之專。而世之重臣亦遂不容於其間。夫權臣者天下不可一日而有。而重臣者天下不可一日而無也。天下徒見其外而不察其

巻之二十六

臣事策一

天下に權臣有り、重臣有り。二者其迹相近(一)うして明にし難し。天下の人、夫の權臣の專を惡むを知つて、而して世の重臣も、亦遂に其間に容れられず。夫れ權臣は、天下一日も有(二)るべからず。而も重臣は、天下一日も無かるべからざるなり。天下徒其外を見て、其中を察せず、其皆天子の權(三)を侵すを見て、其爲す所の類(四)せざるを察せず。是を以て擧皆之を嫉んで、而して喜ぶ所無し、此れ亦已太だ過てり。今夫れ權臣の爲す所の者は、重臣の切齒する所にして、重臣の取る所の者は、權臣の顧みざる所なり。將に權臣爲らんとするか、必ず將に内其君の心を悦ばしめんとし、委(五)曲聽順して、違戾する所無く、外は其生(六)殺予奪の柄を竊みて、天下を黜陟し、以て己の權を見はし、而して其君の威(七)恵を沒し、

而卒不能制唐之命。誅王涯、殺賈餗。自以爲威震四方。然劉從諫爲之一言。而震慴自斂。不敢復肆。其後崔昌遐。倚朱溫之兵。以誅宦官。去天下之監軍。而無一人敢與抗者。由此觀之。唐之衰。其弊在於外重。而外重之弊。起於府兵之在外。非所謂制之失。而後世之不用也。

兵を趙魏の間に用ひしむ　（五）天寶の祿山と朱泚と共に叛賊なり　（六）安らかなる謀　（七）肅宗の李輔國、代宗の程元振、文宗の王守澄・仇士良　（八）共に文宗時代の同平章事なり、仇士良之を殺す　（九）上に同じ　（一〇）昭義の節度使なり、王涯の罪名を問うて士良等の罪惡を鳴らす、士良等大いに恐る　（一一）名は胤、昭宗の時の人　（一二）唐の制に出兵毎に宦官を以て監軍に任ぜし也　（一三）宋の藩鎮を削りて弱を致すを諷するなり

夫論二天下一。論二其勝敗之形一。以定二其法制之得失一。則不レ若レ窮下其所二由勝敗一之處上。蓋天寶之際。府兵四出。萃レ於二范陽一。而德宗之世。禁兵皆戍二趙魏一。是以祿山朱泚。得レ至二於京師一。而莫二之能禁一。一亂塗レ地。終レ於二昭宗一。而天下卒無二寧歲一。內之强臣。雖レ有二輔國元振守澄士良之徒一。

夫れ天下を論ずるに、其勝敗の形を論じて、以て其法制の得失を定むるは、則ち其由つて勝敗する所の處を窮むるに若かず。(一)蓋し天寶(二)の際、府兵四出、范陽(三)に萃り、德宗の世、禁兵(四)皆趙魏を戍りき。是を以て祿山(五)朱泚京師に至るを得るも、而も之を能く禁ずる莫く、一亂地に塗れ、昭宗に終るまで、天下卒に寧歲(六)無かりき。內の强臣、輔國(七)・元振・守澄・士良の徒有りと雖も、卒に唐の命を制すること能はず。王涯(八)を誅し、賈餗(九)を殺し、自ら以爲らく威四方に震ふと。然も劉(一〇)從諫之が爲に一言すれば、而も震慴自ら斂め、敢て復肆にせず。其後崔昌(一一)遐、朱溫の兵に倚つて、以て宦官を誅し、天下の監軍(一二)を去りしも、一人の敢て與に抗する者無かりき。此に由つて之を觀れば、唐の衰ふる、其弊外重に在り。而して外重の弊は、府兵の外に在りしに起る。所謂制の失には非ず、而し(一三)て後世の用ひざるなり。

(一) 勝敗の原因たる根源を研究す　(二) 玄宗の年號　(三) 安祿山の居し所　(四) 朱滔王武俊反するや李懷光をして

秦の害無く、形格勢禁、之を内にして敢て變を爲さず、之を外にして敢て亂を爲さざる、未だ唐制の得たるが如き者は有らざるなり。而るに天下の士、利害の本末を究めず、猥に成敗の遺蹤を以て、計の得失を論じ、徒に開元の後、強兵悍將、皆天下の大患を爲ししを見て、遂に太宗の制を以て、猖狂審ならざるの計と爲す。

（一）邊境　（二）共に地名　（三）唐太宗の年號　（四）すきま　（五）邪心を破る　（六）取換ふるなり　（七）世々の重臣　（八）諫諍正直言行を注意す　（九）事形相格して其勢自ら禁止する意、いろ〳〵と相制して自由に働を得ぬをいふ　（一〇）當を得たるなり　（一一）遺されたる事跡　（一二）玄宗の年號

能當二關中之半一。然而朝廷之臣。亦不レ至レ於下乘二間釁一以邀中大利上者。外有二節度之權一。以破二其心一也。故外之節度。有二周之諸侯。外重之勢一。而易置從レ命。得三以擇二其賢不肖之才一。是以人君無二征伐之勢一。而天下無二世臣暴虐之患一。內之府兵。有二秦之關中內重之勢一。而左右謹飭。莫三敢爲二不義之行一。是以上無二逼奪之危一。下無二誅絶之禍一。蓋周之諸侯。內無二府兵之威一。故陷レ於二逆亂一。而不レ能二以自止一。秦之關中。外無二節度之援一。故脅レ於二大臣一。而不レ能以自立一。有二周秦之利一。而無二周秦之害一。形格勢禁。內レ之不二敢爲一レ變。而外レ之不二敢爲一レ亂。未レ有下如二唐制之得一者上也。而天下之士。不レ究二利害之本末一。猥以二成敗之遺蹤一。而論二計之得失一。徒見三開元之後。強兵悍將、皆爲二天下之大患一。而遂以二太宗之制一。爲二猖狂不レ審之計一。

平二天下一。分二四方之地一。盡以二沿邊一爲二節度府一。而范陽朔方之軍。皆帶甲十萬。上足三以制二夷狄之難一。下足三以備二匹夫之亂一。內足三以禁二大臣之變一。而將帥之臣。常不レ至レ於レ叛者。內有二重兵之勢一。以預制レ之也。貞觀之際。天下之兵。八百餘府。而在二關中一者五百。擧二天下之衆一。而後

し、而して范陽朔方の軍は、皆帶甲十萬、上は以て夷狄の難を制するに足り、下は以て(二)匹夫の亂に備ふるに足り、內は以て大臣の變を禁ずるに足りき。而して將帥の臣、常に叛に至らざりし者は、內に重兵の勢有りて、以て預め之を制すればなり。(三)貞觀の際、天下の兵八百餘府、關中に在る者五百。天下の衆を擧げて、而して後に能く關中の半に當る。然り而して朝廷の臣、亦(四)間釁に乘じて、以て大利を邀むるに至らざりし者は、外節度の權有りて、以て(五)其心を破ればなり。故に外の節度は、周の諸侯外重の勢有りて、(六)易置命に從ひ、以て其賢不肖の才を擇ぶを得たり。是を以て人君征伐の勞無くして、天下(七)世臣暴虐の患無く、內の府兵、秦の關中內重の勢有つて、左右(八)謹飭、敢て不義の行を爲す莫し。是を以て上に逼奪の危無く、下に誅絕の禍無し。蓋し周の諸侯、內に府兵の威無し、故に逆亂に陷つて、而して以て自ら止む能はず。秦の關中、外に節度の援無し、故に大臣に脅かされて、以て自立する能はず。周秦の利有つて、而も周

無レ窮而不レ可レ解也。且夫天子之於二天下一。非レ如三婦人孺子之愛二其所一レ有也。得二天下一而謹守レ之。不レ忍三以分二於人一。此匹夫之所レ謂智也。而不レ知四其無レ成者。未三始不二自レ不レ分始一。故夫聖人將レ有レ所二大定於天下一。非三外之有二權臣一。則不レ足二以鎭一レ之也。而後世之君。乃欲レ去二其爪牙一。翦二其股肱一而責中其成功上。亦已過矣。夫天下之勢。內無レ重。則無三以威二外之強臣一。外無レ重則無下以服二內之大臣一。而絕中姦民之心上。此二者其勢相持而後成。而不レ可二一輕一者也。

いに天下に定まる所有らんとすれば、外の權臣有るに非ずんば、則ち以て之を鎭するに足らざるなり。而るに後世の君は、(四)乃ち其爪牙を去り、其股肱を翦つて、而して其成功を責めんと欲す、亦已に過てり。夫れ天下の勢、內重き無ければ、則ち以て外の強臣を威する無く、外重き無ければ、則ち以て內の大臣を服して、姦民の心を絕つこと無し。此の二者は、(五)其勢相持つて而る後に成る、(六)一も輕んずべからざる者なり。

(一) 前代に懲りて警戒するのみ、極端より極端に走る (二) 他人に分ち與ふる事を欲せず (三) 失敗はすべて最初に分與せざるより來る (四) 廷外の有力なる臣下 (五) 外重と內重と (六) 相依り相助く

昔唐太宗。既

昔唐の太宗、既に天下を平げ、四方の地を分ち、(一)盡く沿邊を以て節度府と爲

二患者。皆始レ於二外之不一レ足。而無レ有二以制一レ之也。至レ於二漢興一。懲二秦孤立之弊一。乃大封二侯王一。而高帝之世。反者九起。其遺孽餘烈。至レ於二文景一。而爲二淮南濟北吳楚之亂一。於レ是武帝分二裂諸侯一。以懲二大國之禍一。而其後百年之間。王莽遂得三以奮二其志於天下一。而劉氏之子孫。無二復齟齬一。魏晉之世。乃益侵二削諸侯一。四方微弱。不二復爲一レ亂。而朝廷之權臣。山林之匹夫。常爲二天下之大患一。此數君者。其所三以制二其內外輕重之際一。皆有三以自取二其亂一。而莫二之或一レ知也。

(一三)吳楚七國の亂　(一四)漢の天下を簒奪して國號を新と稱す　(一五)支障拒斥　(一六)秦以後の數代　(一七)其理を自覺せず

夫天下之重。在レ內則爲二內憂一。在レ外則爲二外患一。而秦漢之間。不レ求二其勢之本末一。而更相懲戒。以就二一偏之利一。故其禍循環

夫れ天下の重、內に在れば則ち內憂と爲り、外に在れば則ち外患と爲る。而して秦漢の間、其勢の本末を求めずして、(一八)更々相懲戒して、以て一偏の利に就く。故に其禍循環窮り無くして解くべからざるなり。且つ夫れ天子の天下に於ける、婦人孺子の其有する所を愛するが如きに非ず。天下を得て謹んで之を守り、以て(一九)人に分つに忍びざる、此れ匹夫の所謂智なり。而して其成る無き者、(二〇)未だ始より分たざるより始らずんばあらざるを知らず。故に夫の聖人、將に大

是收二天下之兵一、而聚二之關中一。夷二滅其城池一、殺二戮其豪傑一。使二天下之命。皆制二於天子一。然至レ於二二世之時一。陳勝呉廣大呼起。兵而郡縣之吏。然親而走。無敢誰何一。趙高擅權於内。頤指如レ意。雖二李斯爲相備一五刑一而死二於道路一。其子李由守二三川一。擁二山河之固一。而不二敢校一也。此

如く、李斯相爲りと雖も、五刑を備へて道路に死せり。其子李由三川を守り、山河の固を擁して、敢て校せず。(七)此二患の者は、(八)皆外の足らずして、(九)以て之を制する有ること無きに始まる。漢興るに至つて、秦の孤立の弊に懲り、乃ち大いに侯王を封じて、而して高帝の世、反者九たび起り、(一〇)其遺孽餘烈、(一一)文景に至つて、(一二)淮南濟北呉楚の亂と爲りぬ。(一三)是に於て武帝諸侯を分裂して、以て大國の禍に懲る。而も其後百年の間、王莽遂に以て其志を天下に奮ふを得、(一四)而して劉氏の子孫、復齟齬するもの無し。(一五)魏晉の世、乃ち益〻諸侯を傾倒し、四方微弱、復亂を爲さずして、朝廷の權臣、山林の匹夫、常に天下の大患を爲せり。此數君の者は、(一六)其其内外輕重の際を制する所以のもの、皆以て自ら其亂を取ること有つて、而も之を(一七)知ること或る莫きなり。

(一) 遼絶たる土地　(二) 兵器　(三) 二世皇帝胡亥　(四) つらく之を視るも却つて逃匿するのみ　(五) 詰問　(六) 所を動かして他人を指揮するに則ち意の欲するまゝなり　(七) 爭ふ　(八) 匹夫の禍と大臣の事と　(九) 内重外輕の弊　(一〇) 臧荼、利幾、韓信、韓王信、趙王敖、陳豨、彭越、黥布、盧綰　(一一) 遺留されし臣子　(一二) 文帝景帝

横行於四海。而莫能禁。其亂不起於左右之大臣。則生於山林小民之英雄。故夫天下之重。不可使專在內也。古者諸侯大國。或數百里。兵足以戰。食足以守。而其權足以生殺。然後能使四夷盜賊之患不至於內。天子之大臣。有所畏忌。而內患不作。當此之時。謂之外重。外重之弊。諸侯擁兵。而內無以制。由此觀之。則天下之重。固不可使在內。而亦不可使在外也。

て、内以て制すること無し。此に由つて之を觀れば、則ち天下の重、固より内に在らしむべからず、而も亦外に在らしむべからざるなり。

(一) 一方にのみ集注せる場所 (二) 忌み憚る所無し (三) 偏重なり (四) 封內の人民を生殺する權あり (五) 大臣
(六) 亦諸侯の强大を畏憚す (七) 內の力を以て制する能はず

自周之衰。齊晉秦楚。緜地千里。內不勝於其外。以至於滅亡。而不救。秦人患其外之已重。而至於此也。於

周の衰ふるより、齊晉秦楚、緜地千里(一)、內其外に勝たずして、以て滅亡に至つて救はず。秦人其外の已だ重うして此に至るを患ふ。是に於て天下の兵(二)を收めて、之を關中に聚めて、其城池を夷滅し、其豪傑を殺戮し、天下の命をして皆天子に制せしむ。然れども二世(三)の時に至つて、陳勝吳廣、大呼して兵を起し、郡縣の吏(四)熟視して走り、敢て誰何(五)するもの無く、趙高、權を內に擅にして、頤指(六)意の

寬緩不ㇾ速之行一者。乃其所三以深取二天下一者上也。

天下之變。常伏ㇾ於下其所二偏重而不一ㇾ擧之處上。故內重則爲二內憂一。外重則爲二外患一。古者聚二兵京師一。外無二強臣一。天下之事。皆制ㇾ於ㇾ內。當二此之時一。謂二之內重一。內重之弊。奸臣內擅而外無ㇾ所ㇾ忌。匹夫

唐論

天下の變は、常に其偏重(一)にして擧らざる所の處に伏す。故に內重ければ則ち內憂と爲り、外重ければ則ち外患と爲る。古は兵を京師に聚めて、外に強臣無し。天下の事、皆內に制す。此の時に當つて、之を內重と謂ひき。內重の弊、奸臣內に擅にして、外忌む所(二)無く、匹夫四海に橫行するも、能く禁ずる莫し。其亂左右の大臣に起らざれば、則ち山林小民の英雄に生ず。故に夫の天下の重(三)きは、專ら內に在らしむべからざるなり。古の諸侯大國、或は數百里、兵以て戰ふに足り、食以て守るに足りて、其權は以て生殺するに足る。然る後に能く四夷盜賊の患をして、內に至らず、天子の大臣、畏忌(四)する所有つて、而して內患作らざらしむ。此の時に當つて、之を外重しと謂ふ(五)。外重の弊は、諸侯兵を擁し

古之聖人。修レ德以來二天下一。天下之所レ爲二去就一者。莫レ不レ在レ我。故其視レ失二天下一甚輕。夫惟視レ失二天下一甚輕。是故其心舒緩。而其爲レ政也寬。寬者生レ於レ無レ憂。而慘急者生レ於二無聊一耳。昔嘗聞レ之。周之興。太王避二狄於一レ岐。豳之人民。扶レ老攜レ幼而歸二之岐山之下一。累累而不レ絕。喪二失其舊國一。而卒以大興。及レ觀二秦隋一。唯不レ忍レ失レ之。而至レ於レ亡。然後知下聖人之爲二是

古の聖人、德を修めて以て天下を來す。天下の去就を爲す所の者、(一)我に在らざる莫し。故に其天下を失ふを視ること甚だ輕し。夫れ惟天下を失ふを視ること甚だ輕し、是の故に其心舒緩(二)にして、其政を爲すや寬なり。寬は憂無きに生じて、慘急(三)なる者は無聊に生ずるのみ。昔嘗て之を聞く、周の興るや、(四)太王狄を岐に避くるに、豳の人民、老を扶け幼を攜へて、之に岐山の下に歸し、(五)累累として絕えず。其舊國(六)を喪失して、而して卒に以て大いに興ると。秦隋を觀るに及んで、唯之を失ふに忍びずして、而して亡に至れり。然して後に聖人の是の寬緩速かならざるの行を爲す者、乃ち其深く天下を取る所以の者たるを知るなり。

(一) 自己次第にて或は失ひ、或は得るなり　(二) のびのびと緩やかなる　(三) 慘酷急迫　(四) 古公亶父　(五) ぞろぞろとつながり連りて　(六) 邠の舊領地

數。至於元氏。並呑滅取略已盡矣。而南方未服。元氏日分而爲周齊。周幷齊而授之隋。隋文取梁滅陳而後天下爲一。彼亦見天下之久不定也。是以既得天下之衆。而恐其失之。享天下之樂。而懼其不久。立於萬民之上。而常有猜防不安之心。以爲擧世之人。皆有義者英雄割據之懷。制爲嚴法峻令。以杜天下之變。誅臣舊將。誅滅略盡。而獨死於楊素之手。以及於大故。終於煬帝之際。天下大亂。塗地而莫之救。由此觀之。則夫隋之所以亡者。無以異於秦也。悲夫。

下の樂を享けて、而も其久しからざらんことを懼る。萬民の上に立つて、常に猜(五)防不安の心有り、以爲らく擧世の人、皆義者英雄割據の懷有りと。嚴法峻令を(六)制爲して、以て天下の變を杜ぐ。謀臣舊將、誅滅略盡きて、獨り楊素(七)の手に死し、以て大故に及び、煬帝の際を終ふるまで、天下大いに亂れ、地に塗れて之を救ふこと莫かりき。此に由つて之を觀れば、則ち夫の隋の亡びし所以の者も、以て秦に異る無きなり、悲しいかな。

㊀隋の文帝南北を一統す本姓は拓跋氏　㊁北周北齊　㊂劉の漢、石の後趙、慕の後燕、堅の前秦、姚の後秦、赫連の夏　㊃周を隋と稱す　㊄そねみ疑ひ之を防ぐにのみ心を盡す　㊅製作　㊆高祖は其子煬帝の手に死す、然れども其謀は楊素の手に成れり

取、至二始皇一。然後合而爲レ一。秦見下其取二天下一若レ此其難上也。而以爲不二急持レ之。則後世且三復割裂以爲二敵國一。是以銷二名城一。殺二豪傑一。鑄二鋒鏑一。以絕二天下之望一。其所三以備慮而固二守之一者。甚密如レ此。然而海內愁苦無聊。莫レ有二不レ忍レ去之意一。是以陳勝項籍。因二民之不レ服長呼起レ兵。而山澤皆應。由レ此觀レ之。豈非下其重レ失二天下一。而防レ之太過之弊上歟。

ぐこと太だ過ぐるの弊に非ざらんや。

(一) 秦隋共に二世のみ　(二) 華山以西　(三) 秦孝公以來始皇に至る七世なり　(四) 少許づつ敵地を探取す　(五) 最急の義　(六) 兵器を鎔て鐘鐻金人を作りし類　(七) 不平の貌　(八) 秦を離れ叛くに忍びざる者無し　(九) 重大視す

今夫隋文之世。其亦見二天下之久不レ定。而重レ失二其定一也。蓋自二東晉一以來。劉聰石勒慕容垂苻堅姚興赫連之徒。紛紛而起者不レ可レ勝

今夫れ(一)隋文の世、其れ亦天下の久しく定まらざるを見て、其定を失ふを重んず。蓋し東晉より以來、(二)劉聰・石勒・慕容垂・苻堅・姚興・赫連の徒、紛紛として起りし者、數ふるに勝ふべからず。(三)元氏に至つて、並呑滅取、略已に盡く。而も南方未だ服せず。元氏自ら分れて(四)周齊と爲り、周は齊を幷せて之を隋に授け、隋文は梁を取り、陳を滅して、而して後に天下一と爲りき。彼も亦天下の久しく定まらざるを見たり。是を以て既に天下の衆を得るや、其之を失はんことを恐れ、天

昔者三代之君享國長遠。後世莫能及。然而亡國之暴、未有如秦隋之速二世而亡者也。夫秦隋之亡、其弊果安在哉。自周失其政、諸侯用事。而秦獨得山西之地、不過千里。韓魏壓其衝、楚脅其肩。燕趙伺其北、而齊掉其東。秦人被甲持兵。七世而不得解。寸攘尺

昔は三代の君、國を享くること長遠にして、後世能く及ぶもの莫し。然り而して國を亡ぼすの暴なる、未だ秦隋の速なるが如く、二世にして亡びし者は有らざるなり。夫れ秦隋の亡ぶる、(一)其弊果して安くに在りや。周其政を失ひ、諸侯事を用ひしより、秦獨り山西の地を得ること、千里に過ぎず。韓魏其衝を壓し、楚其肩を脅し、(二)燕趙其北を伺ひて、齊其東に掉ふ。秦人甲を被り兵を持し、七世(三)にして解くを得ず。(四)寸攘尺取、始皇に至つて、然して後に合して一と爲しき。秦其天下を取ること、此の若く其れ難きを見るや、以爲らく(五)急に之を持せざれば、則ち後世且に復割裂して以て敵國と爲らんとすと。是を以て名城を銷し、豪傑を殺し、鋒鏑を鑄て、以て天下の望を絶つ。其備に慮つて、之を固守する所以の者、甚だ密なる此の如し。然り而して海内愁苦無聊、(七)(八)去るに忍びざるの意有ること莫し。是を以て陳勝項籍、民の服せざるに因つて、長呼して兵を起して、山澤皆應じぬ。此に由つて之を觀れば、豈其天下を失ふを重んじて、(九)之を防

者物重而人輕也。古之聖人。其取㆓天下㆒。非㆘其驅而來㆖之也。其守㆓天下㆒。非㆘其劫而留㆖之也。使㆓天下自附㆒。不㆑得㆑已而爲㆓之長㆒。吾不㆑役㆓天下之利㆒。而天下自至。夫是以去就之權。在㆑君而不㆑在㆑民。是之謂㆓人重而物輕㆒。且夫吾之於㆑人。已求而得㆑之。則不㆑若㆘使㆓之求㆒㆑我而後從㆖㆑之。已守而固㆑之。則不㆑若㆘使㆓之不㆒㆑忍㆑去㆑我而後與㆖㆑之。故夫智者。或可㆔與取㆓天下㆒矣。而不㆑可㆔與守㆓天下㆒。守㆓天下㆒。則必有㆓大度㆒者也。何者。非㆘有㆓大度㆒之人㆖。則常恐㆓天下之去㆒㆑我。而以㆑術留㆓天下㆒。以㆑術留㆓天下㆒。而天下始去㆑之矣。

て民に在らず。是を之れ人重くして物輕しと謂ふなり。且つ夫れ吾の人に於ける、(六)己求めて之を得るは、則ち之をして我に求めしめて後之に從ふに若かず。己守りて之を固うするは、則ち之をして我を去るに忍びざらしめて後に之に與するに若かず。故に夫の智者は、或は與に天下を取るべくして、與に天下を守るべからず。天下を守るは、則ち必ず大度(七)有る者なり。何となれば、大度有るの人に非ずんば、則ち常に天下の我を去るを恐れて、術(八)を以て天下を留めん。術を以て天下を留めて、而して天下始めて之を去らん。

(一) 自分勝手に來附するに任す (二) 附着する物 (三) 人を驅り立てゝ來附せしむるに非ず (四) 強制脅迫 (五) 利益を使役す (六) 自己が求めて得んより他をして己に求めしめ、自己は止むを得ずして之に從ふを良とす (七) 大度量 (八) 自然に任するを不安心とし、何等か人爲の方法を爲す

。二者交戰於中。而未有所定。是故所爲而不成。所欲而不遂。棄天下而入巴蜀。則非地也。用諸葛孔明治國之才。而當紛紜征伐之衝。則非將也。不忍忿忿之心。犯其所短。而自將以攻人。則是其氣不足尙也。嗟夫方其奔走於二袁之間。困於呂布。而狼狽於荊州。百敗而其志不折。不可謂無高祖之風矣。而終不知所以自用之方。夫古之英雄。唯漢高帝爲不可及也夫。

(七) 天下に王たるべき形勢の地に非ず　(八) 憤怒の貌　(九) 白帝城の戰の如きを指す　(一〇) 袁紹と袁術　(一一) 建安元年備呂布に攻められて曹操に歸す、三年布復備を攻む、操之を擊殺す　(一二) 曹操に困しめられしを指す

人之於物。聽其自附。而任其自去。則人重而物輕。人重而物輕。則物之附人也堅。物之所以去人分裂四出而不可禁

隋論

人の物に於ける、其自ら附くを聽して、其自ら去るに任ずれば、則ち人重くして物輕し、人重くして物輕ければ、則ち物の、人に附くや堅し。物の、人を去り分裂四出して、禁ずべからざる所以の者は、物重くして人輕ければなり。古の聖人、其天下を取るや、其臨りて之を來すに非ず。其天下を守るや、其劫して之を留むるに非ず。天下をして自ら附かしめて、已むを得ずして之が長と爲り、吾天下の利を役せずして、天下自ら至るのみ。夫れ是を以て、去就の權、君に在り

焉耳。先據二勢勝之地一。以示二天下之形一。廣收二信越出レ奇之將一。以自輔二其所レ不レ逮。有二果銳剛猛之氣一而不レ用。以深折二項籍猖狂之勢一。此三事者。三國之君。其才皆無レ有二能行レ之者一。獨有二一劉備一。近レ之而未レ至。其中猶有二翹然自喜之心一。欲レ爲二椎魯一而不レ能レ純、欲レ爲二果銳一而不レ能レ

る所を輔け、果銳剛猛の氣有つて而も用ひず、以て深く項籍(三)猖狂の勢を折く。此の三事の者、三國の君、其才皆能く之を行ふ者有る無し。獨り一劉備有つて、之に近かりしも未だ至らず、其中猶ほ(四)翹然自ら喜ぶの心有り、(五)椎魯爲らんと欲して純なる能はず、果銳爲らんと欲して達する能はず、二者中に(六)交戰して、未だ定まる所有らず。是の故に爲す所にして成らず、欲する所にして遂げず。天下を棄てて巴蜀に入りしは、則ち(七)地に非ず。諸葛孔明國を治むるの才を用ひて、而して紛紜征伐の衝に當らしめしは、則ち將に非ず。忿忿の心に忍びず、其短とする所を犯して、自ら將として以て人を攻めしは、(八)則ち是れ其氣尚ぶに足らざるなり。嗟(九)夫れ其(一〇)二袁の間に奔走し、(一一)呂布に困しめられて、(一二)荊州に狼狽するに方つてや、百敗して其志折けず。高祖の風無しと謂ふべからず、而も終に自ら用ふる所以の方を知らず。夫れ古の英雄、唯漢の高帝のみ及ぶべからずと爲す。

(一) 形勢優勝の地 (二) 韓信、彭越 (三) 狂氣じみし勢 (四) 企望の貌 (五) 遲鈍愚直を求む (六) 心中に相戰ふ

爲三笑於二天下一。而卒能摧二折項氏一。而待二其死一。此其故何也。夫人之勇力。用而不レ已。則必有レ所二耗竭一。而其智慮。久而無レ成則亦必有レ所二倦怠而不一レ舉。彼欲下用二其所一レ長以制中我於一時上。而我閉レ門而拒レ之。使下之失二其所一レ求。逡巡求レ去。而不レ能レ去。而項籍固已憊矣。今夫曹公孫權劉備。此三人者。皆知下以二其才一相取上。而未レ知下以二不才一取上レ人也。世之言者曰。孫不レ如レ曹。而劉不レ如レ孫。劉備唯智短而勇不レ足。故有下所レ不レ若二於二人一者上。而不レ知下因二其所一レ不レ足以求上レ勝。則亦已惑矣。蓋劉備之才。近三似於二高祖一。而不レ知下所二以用一レ之之術上。

者は曰く、孫は曹に如かず、劉は孫に如かずと。劉備唯智短くして勇足らず。故に二人に若かざる所の者有り。而も其足らざる所に因つて以て勝を求むるを知らず、則ち亦已に惑へり。蓋し劉備の才は、高祖に近似す。而も之を用ふる所以の術を知らず。

㈠ 權柄　㈡ 激烈に震ひ動かす　㈢ 往きつ戻りつ　㈣ 疲憊衰弱　㈤ 減り盡く　㈥ 互に貸し合ふ　㈦ 天賦の不智不勇を指す

昔高祖之所三以自用二其才一者。其道有レ三。

昔は高祖の自ら其才を用ひし所以の者、其道三有り。先づ勢勝の地に據つて、以て天下の形を示し、廣く信越奇を出すの將を收めて、以て自ら其逮ばざ

者也。以レ智攻レ智。以レ勇撃レ勇。此譬如二兩虎相捽一。齒牙氣力無三以相勝一。其勢足二以相擾一。而不レ足三以相斃一。當二此之時一。惜乎無下有二以漢高帝之事一制レ之者上也。

昔者項籍乘二百戰百勝之威一。而執二諸侯之柄一。咄嗟叱咤。奮二其暴怒一。西向以逆二高祖一。其勢飄忽震蕩。如二風雨之至一。天下之人以爲遂無レ漢矣。然高帝以二其不智不勇之身一。橫二塞其衝一。徘徊而不レ得レ進。其頑鈍椎魯。足三以

昔は項籍百戰百勝の威に乘じて、諸侯の柄(一)を執り、咄嗟叱咤、其暴怒を奮ひ、西向して以て高祖を逆ふ。其勢飄忽震蕩(二)、風雨の至るが如し。天下の人以爲らく遂に漢無けんと。然も高帝其不智不勇の身を以て、其衝を橫塞し、徘徊(三)して進むを得ず、其頑鈍椎魯(四)、以て笑を天下に爲すに足る。而も卒に能く項氏を摧折して、而して其死を待ちき。此れ其故何ぞや。夫れ人の勇力、用ひて已まずんば、則ち必ず耗竭(五)する所有り、其智慮、久しうして成す無ければ、則ち亦必ず倦怠して擧らざる所有り。彼其長ずる所を用ひて、以て我を一時に制せんと欲す、而も我門を閉ぢて之を拒ぎ、之をして其求むる所を失ひ、逡巡去るを求めて去る能はざらしむ。而して項籍固より已に憊る。今夫れ曹公・孫權・劉備、此三人者は、皆其才を以て相取る(六)を知つて、而して未だ不才を以て人を取るを知らず。世の言

智。則智者勝。勇而遇ㇾ勇。則勇者不ㇾ足ㇾ恃也。智而遇ㇾ智。則智者不ㇾ足ㇾ恃也。夫唯智勇之不ㇾ足三以定二天下一。是以天下之難。蠭起而難ㇾ平。蓋嘗聞ㇾ之。古者英雄之君。其過二智勇一也。以二不ㇾ智不ㇾ勇。而後眞智大勇。乃可二得而見一也。悲夫。世之英雄。其處ㇾ於ㇾ世。亦有二幸不幸一耶。漢高祖唐太宗。是以三智勇獨過二天下一而得ㇾ之者也。曹公孫劉。是以二智勇相過一而失ㇾ之

ば、則ち智なる者も恃むに足らず。夫れ唯智勇の以て天下を定むるに足らざるや、是を以て天下の難、蠭起(二)して平げ難し。蓋し嘗て之を聞く、古は英雄の君、其智勇を過するや、(三)智ならず勇ならざるを以てす。而して後に眞智大勇、乃ち得て見るべしと。悲しいかな世の英雄、其世に處する、亦幸不幸有るか。漢の高祖唐の太宗は、是れ智勇獨り天下に過ぐるを以て之を得る者なり。(四)曹公孫劉は、是れ智勇相過を以て之を失ふ者なり。智を以て智を攻め、勇を以て勇を撃つ。此れ譬へば兩虎(五)相捽するが如く、齒牙氣力、以て相勝つ無く、其勢以て相撥るに足りて、而も以て相斃すに足らず。此の時に當つて、惜しいかな(六)漢高帝の事を以て之を制せし者有る無かりしこと。

(一) 魏呉蜀　(二) 蜂起に同じ　(三) 智にもあらず勇にもあらざる態度を以て待遇す　(四) 魏の曹操、呉の孫權、蜀の劉備　(五) 相觸れ爭ふ　(六) 漢高の不智不勇的態度

諸侯。而使㆔天下偏受㆓其禍㆒。夫韓魏不㆑能㆓獨當㆒㆑秦。而天下之諸侯藉㆑之以蔽其西㆒。故莫㆑如㆓厚㆑韓親㆑魏以擯㆒㆑秦。秦人不㆘敢踰㆓韓魏㆒。以窺㆗齊楚燕趙之國㆖。而齊楚燕趙之國。因得㆓以自完㆒㆑於㆓其間㆒矣。以㆓四無㆑事之國㆒。佐㆓當㆑寇之韓魏㆒。使㆘韓魏無㆓東顧之憂㆒。而爲㆓天下㆒出㆑身以當㆗秦兵㆖。以㆓二國㆒委㆑秦而四國休㆓息於㆒㆑內。以陰助㆓其急㆒。若㆑此可㆔以應㆓夫無窮㆒。彼秦者將㆓何爲㆒哉。不㆑知㆑出㆑此。而乃貪㆓疆場尺寸之利㆒。背㆑盟敗㆑約。以自相屠滅。秦兵未㆑出。而天下諸侯已自困矣。至㆑使㆜秦人得㆛伺㆓其隙㆒以取㆚其國㆙。可㆑不㆑悲哉。

に自ら困しみ、秦人をして其隙を伺ひ、以て其國を取るを得しむるに至りしは、悲しまざるべけんや。

㈠危險の道　㈡蔽障　㈢擯け辟易す　㈣排斥す　㈤無事なる四箇國　㈥無限永久にも敵應し得べし　㈦塲界也。板本往々「彊場」に作るものあるは誤

三國論（二）

天下皆怯而獨勇。則勇者勝。皆闇而獨

天下皆怯にして獨り勇なれば、則ち勇者勝ち、皆闇にして獨り智なれば、則ち智者勝つ。勇にして勇に遇へば、則ち勇なる者も恃むに足らず、智にして智に遇へ

之於前。而韓魏乘之於後。此危道也。而秦之攻燕趙。未嘗有韓魏之憂。則韓魏之附秦故也。夫韓魏諸侯之障。而使秦人得出入於其間。此豈知天下之勢耶。委區區之韓魏。以當強虎豹之秦。彼安得不折而入於秦哉。韓魏折而入於秦。然後秦人得通其兵於東

諸侯の障(二)なるに、而るに秦人をして其間に出入するを得しむ。此れ豈天下の勢を知るならんや。區區の韓魏を委して、以て強虎豹の秦に當るとも、彼安んぞ折れて秦に入らざるを得んや。韓魏折れて秦に入り、然して後に秦人其兵を東諸侯に通ずるを得、而して天下をして徧く其禍を受けしむ。夫れ韓魏獨り秦に當る能はず、而して天下の諸侯、之に藉つて以て其西を蔽ふ。故に韓に厚うし魏に親しみ、以て秦を擯(四)するに如くは莫し。秦人敢て韓魏を逾えて、以て齊楚燕趙の國を窺はずして、齊楚燕趙の國、因つて以て自ら其間に完うするを得ん。(五)四の事無きの國を以て、敵に當るの韓魏を佐け、韓魏をして東顧の憂無く、天下の爲に、身を出して以て秦兵に當らしめ、二國を以て秦に委ねて、四國内に休息し、以て陰に其急を助く。此の若くんば以て夫の無窮(六)に應ずべし。彼の秦なる者將に何をか爲さんとせん。此に出づることを知らずして、乃ち(七)疆埸尺寸の利を貪り、盟に背き約を敗り、以て自ら相屠滅し、秦兵未だ出でずして、天下の諸侯已

之士。慮ㇾ患之疎而見ㇾ利之淺。且不ㇾ知二天下之勢一也。夫秦之所下與二諸侯一爭中天下上者。不ㇾ在二齊楚燕趙一也。而在二韓魏之郊一。諸侯之所三與ㇾ秦爭二天下一者。不ㇾ在二齊楚燕趙一也。而在二韓魏之野一。秦之有二韓魏一。譬如三人之有二腹心之疾一也。韓魏塞二秦之衝一。而蔽二山東之諸侯一。故夫天下之所ㇾ重者莫ㇾ如二韓魏一也。昔者范雎用ㇾ於ㇾ秦而收ㇾ韓。商鞅用ㇾ於ㇾ秦而收ㇾ魏。昭王未ㇾ得二韓魏之心一。而出ㇾ兵以攻二齊之剛壽一。而范雎以爲ㇾ憂。然則秦之所ㇾ忌者。可二以見一矣。

は、韓魏に如くは莫し。昔は范雎(七)秦に用ひられて韓を收め、商鞅(八)秦に用ひられて魏を收む。昭王未だ韓魏の心(九)を得ずして、兵を出して以て齊の剛壽を攻むるや、范雎以て憂と爲せり。然らば則ち秦の忌む所の者以て見るべし。

(一)趙魏韓齊燕楚　(二)諸侯の記事を世家と謂ふは、太史公の史記による　(三)華山の西なればなり　(四)智淺くして天下の禍福利害を洞察する能はず　(五)腹部胸部の疾患　(六)衝路　(七)秦に入りて重用せられ應侯に封ぜらる　(八)公孫鞅　(九)歡心

秦之用三兵於二燕趙一。秦之危事也。越ㇾ韓過ㇾ魏而攻二人之國都一。燕趙拒二

秦の兵を燕趙に用ひしは、秦の危事なり。韓を越え魏を過ぎて、人の國都を攻め、燕趙之を前に拒いで、韓魏之に後に乘ず、此れ危(二)道なり。而して秦の燕趙を攻むる、未だ嘗て韓魏の憂有らず、則ち韓魏の秦に附せるが故なり。夫れ韓魏は

曰。後世寖衰矣。夫尊レ賢尚レ功。則近レ於レ强。親レ親尊レ尊。則近レ於レ弱。終レ之齊有二田氏之禍一。而魯人困レ於二盟主之令一。蓋商之政近レ於レ齊。而周公之所二以治一レ周者。其所二以治一レ魯也。故齊强而魯弱。魯未レ亡而齊亡也。

嘗讀二六國世家一。竊怪天下之諸侯。以二五倍之地。十倍之衆一。發レ憤西向。以攻二山西千里之秦一。而不レ免二於滅亡一。嘗爲レ之深思遠慮。以爲必有下可二以自安一之計上。蓋未レ嘗不レ咎二其當時

(一)六國論

嘗て六國の世家(二)を讀み、竊に怪しむ、天下の諸侯、五倍の地十倍の衆を以て、憤を發して西向し、以て山西(三)千里の秦を攻め、而して滅亡を免れざりしを。嘗て之が爲に深思遠慮す、以爲らく必ず以て自ら安んずべきの計有らんと。蓋し未だ嘗て、其當時の士、患(四)を慮るの疎にして、利を見るの淺く、且つ天下の勢を知らざるを咎めずんばあらざるなり。夫れ秦の諸侯と天下を爭ふ所の者は、齊楚燕趙に在らずして、韓魏の郊に在り。諸侯の秦と天下を爭ひし所の者は、齊楚燕趙に在らずして、韓魏の野に在り。秦の韓魏有るは、譬へば人の腹心の疾(五)有るが如し、韓魏、秦の衝(六)に塞がり、山東の諸侯を蔽ふ。故に夫の天下を重んずる所の者

困レ於レ不レ勝。強者易二以折一。而其末也。乃可二以有上所レ立。此商之所二以不上長。而周之所二以不上振也。

嗚呼聖人之慮二天下一。亦有レ所レ就而已。不レ能レ使二之無上弊也。使二之能久一。而不レ能レ強。能以自振。而不レ能二以及上遠。此二者。存レ乎三其後世之賢與二不賢一矣。太公封レ於レ齊。尊レ賢而尚レ功。周公曰。後世必有二簒弑之臣一。周公治レ魯。親レ親尊レ尊。太公

嗚呼聖人の天下を慮る、亦就す所有るのみ。(一)之をして弊無からしむる能はず。之をして能く久しからしむれば、而も強なる能はず。能く以て自ら振へば、而も以て遠きに及ぶこと能はず。此の二者は、其後世の賢と不賢とに存す。太公(二)齊に封ぜられ、賢を尊んで功を尚ぶ。周公曰く、後世必ず簒弑(三)の臣有らんと。周公(四)の魯を治むる、親を親しみ尊を尊ぶ。太公曰く、後世寖(五)く衰へんと。夫れ賢を尊び功を尚ぶは、則ち強に近く、親を親しみ尊を尊ぶは、則ち弱に近し。之を終ふるに齊に田氏(六)の禍有りて、魯人は盟主(七)の令に困しみき。蓋し商の政は齊に近うして、周公の周を治めし所以の者は、其魯を治めし所以なり。故に齊強うして魯弱く、魯未だ亡びざるに齊亡びしなり。

(一) 成就さする所 (二) 太公望呂尚父 (三) 國を奪ひ國君を弑する者 (四) 周公旦は武王の弟 (五) 漸に同じ (六) 齊國内部に起りし爭亂 (七) 盟主たる各國の命令

若夫商人之所㆔以爲㆓天下㆒者、不㆑可㆓復見㆒矣。嘗試求㆓之詩書㆒。詩之寛緩而和柔、書之委曲而繁重者、擧皆周也。而商人之詩、駿發而嚴厲。其書簡潔而明肅。以爲商人之風俗。蓋在㆑乎此矣。夫惟天下有㆓剛強不㆑屈之俗㆒也。故其後世有㆓以自振㆒於㆓衰微㆒。然其至㆑敗也、一散而不㆑可㆓復止㆒。蓋物之強者易㆓以折㆒。而柔順者可㆓以久存㆒。柔者可㆓以久存㆒。而常

若し夫れ商人の天下を爲むる所以の者は、復見るべからず。嘗試に之を詩書(一)に求めんに、詩の寛緩(二)にして和柔に、書の委曲(三)にして繁重なる者は、擧げて皆周なり。而も商人の詩は、駿發(四)にして嚴厲、其書は簡潔にして明肅(五)、以爲らく商人の風俗、蓋し此に在りと。夫れ惟天下剛強屈せざるの俗有り、故に其後世以て自ら衰微に振ふこと有り(六)。然れども其敗に至つては、一散して復止むべからず。蓋し物の強(七)なる者は以て折れ易く、柔順なる者は以て久しく存すべし。柔なる者は以て久しく存すべくして、常に勝たざるに困しみ、強なる者は以て折れ易くして、而して其末や、乃ち以て立つ所有るべし(八)。此れ商の長からざる所以にして、周の振はざる所以なり。

(一) 詩經書經　(二) 寛大弛緩　(三) 細々かにしてくどくどし　(四) 迅急に發して嚴格嚴厲なり　(五) 肅然とひきしまる　(六) 中興屢々なりしを指す　(七) 剛強なるは折れ易し　(八) 末に至つても振ふこと有り

衰而復興者五王。而周之既衰而復興者。宣王一人而已。夫商之多二賢君一。宜レ若二其世之過一レ於レ周。周之賢君。不レ如二商之多一。而其久レ於レ商者。乃數百歲。其故何也。蓋周公之治二天下一。務以二文章繁縟之禮一。和二柔馴三擾剛彊之民。故其道本レ於二尊レ尊而親レ親。貴レ老而慈レ幼。使三民之父子相愛。兄弟相悅。以無二犯レ上難レ制之氣一。行二其至柔之道一。以揉二天下之戾心一。而去二其剛毅果敢之志一。故其享二天下一至久。而諸侯內侵。京師不レ振。卒レ於レ廢爲二至弱之國一。何者優柔和易。可二以爲一レ久。而不レ可二以爲一レ強也。

商より久しき者は、乃ち數百歲なりき。其故何ぞや。蓋し周公の天下を治むるや、務めて文章繁縟(四)の禮を以てし、剛彊の民を和柔馴擾(五)せり。故に其道、尊を尊びて親を親しみ、老を貴んで幼を慈しむに本づき、民の父子をして相愛し、兄弟相悅び、以て上を犯して制し難きの氣無からしめ、其至柔の道を行つて、以て天下の戾(六)心を揉めて、其剛毅果敢の志を去る。故に其天下を享くること至久にして、諸侯內に侵し、京師振はず、廢して至弱の國爲るに卒りき。何となれば、優柔和易(七)は、以て久を爲すべく、以て強を爲すべからざればなり。

(一) 殷に同じ (二) 太甲、太戊、祖乙、盤庚、武丁 (三) 周以上なるべしの義 (四) 繁多にしてわづらはし (五) 馴らす (六) ねぢけたる心を矯め直す (七) 優柔過和の情

不レ得ニ乘復一。父日益老。而俠無ニ還期一。有レ志之士。爲レ之涕泣。況自ニ陛下臨御一。一新ニ庶政一。凡俠所レ言。靑苗助役市易保甲等事。更改略盡。而俠以ニ孤遠一。終無下一人爲言ニ其寃一者上。臣與レ俠生平未ニ嘗識一レ面。獨不レ忍下當ニ陛下之世一。有中一夫不上レ獲ニ其所一。是以區區爲レ俠一言。伏望聖慈。特賜ニ錄用一。使下其父子生得ニ相見一。以慰中天下忠直之望上。謹錄奏聞。伏候ニ勅旨一。

も其所を獲ざる有るに忍びず。是を以て區區俠の爲に一言す。伏して望む、聖慈特に錄用(九)を賜ひ、其父子をして生きて相見るを得しめ、以て天下忠直の望を慰めしめんことを。謹んで錄して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

(一) 龍文にも見えたり、熙寧七年の大旱に安上門の監鄭俠、流入者の圖を上つり、王呂等の忌む所となりて英州に貶さる (二) 南方の邊境 (三) 決斷 (四) 死生を遺憾とせず (五) 舊に復す (六) 哲宗皇帝 (七) 獨り遠方に在り (八) 一人にても不平の生活を送らしむるに忍びず (九) 名を錄して官に用ふ

商之有ニ天下一者三十世。而周之世三十有七。商之既

商論

商(一)の天下を有つ者三十世、周の世は三十有七。商の既に衰へて復興りし者五(二)王、周の既に衰へて復興りし者は宣王一人のみ。夫れ商の賢君多き、宜しく其世(三)の周に過ぐるが若くなるべし。周の賢君は、商の多きに如かざるも、而も、其

忍。孤二負朝廷一。是以不レ憚二死亡一。獻二此愚直一。伏乞陛下斷レ自二聖意一。略正二典刑一。縱未三以汙二鈇鑕一。猶當下追二削官職一。投二畀四裔一。以禦中魑魅上。謹錄奏聞。伏候二勅旨一。

右臣竊見。英州別駕鄭俠。昔以レ言レ事獲レ罪。投二竄南荒一。俠有レ父年老。方レ將レ獻レ言。自知三必遭二屏斥一。取二決於レ父。父慨然許レ俠。誓不下以二死生一爲上レ恨。而流放以來。迨レ今十年。屢經二大赦一。終

英州の別駕（一）鄭俠を牽復せんと乞ふ狀

右臣竊に見るに、英州の別駕鄭俠、昔事を言ふを以て罪を獲て、南荒（二）に投竄せられき。俠に父有りて年老ゆ。將に言を獻ぜんとするに方つて、自ら必ず屏斥に遭はんことを知り、決（三）を父に取りしに、父慨然として俠に許し、誓つて死生（四）を以て恨と爲さずとす。而も流放以來、今に迨んで十年、屢〻大赦を經れども、終に牽復（五）を得ず。父日に益〻老い、而も俠に還期無し。志有るの士、之が爲に涕泣す。況んや陛下臨御せしより、一に庶政を新にし、凡そ俠が言ひし所の青苗、助役、市易、保甲（六）等の事、更改略盡く。而して俠は孤遠（七）を以て、終に一人の爲に其冤を言ふ者無し。臣俠と生平未だ嘗て面を識らず。獨り陛下の世に當つて、一夫（八）

蹇周輔宋用臣李憲王中正等。或以ㇾ牟ㇾ利。或以黷ㇾ兵。一事害ㇾ民。皆不ㇾ得ㇾ逃ㇾ譴。今惠卿身兼二衆惡一。自知二罪大一。而欲下以二閑地一自免上。天下公議。未二肯赦一ㇾ之。然近日言ㇾ事之官。論二奏姦邪一。至ㇾ於二鄧綰李定之徒一。微細畢擧。而不ㇾ及二惠卿一者。蓋其凶悍猜忍如二蝮蠍一。萬一復用。睚眦必報。是以言者未二肯輕發一。臣愚蠢寡ㇾ慮。以爲備二位言責一。與二元惡一同ㇾ時。而畏避隱

逃るゝを得ず。今惠卿の身は衆惡を兼ね、自ら罪の大なるを知り、閑地（二）を以て自ら免れんと欲す。天下の公議、未だ肯て之を赦さず。然るに近日事を言ふの官（三）、姦邪を論奏して、鄧綰李定の徒に至るまで、微細畢く擧げて、而も惠卿に及ばざる者は、蓋し其凶悍猜忍蝮蠍（四）の如く、萬一復用ひられば、睚眦（五）も必ず報いん。是を以て言ふ者未だ肯て輕發せざるのみ。臣愚蠢慮寡く、以爲らく位に言責（六）に備り、元惡（七）と時を同じうして、畏避隱忍するは、朝廷に孤負（八）すと。是を以て死亡を憚らず。此愚直を獻ず。伏して乞ふ陛下聖意より斷じて、略典刑を正せ。縱ひ未だ以て鈇鑕（九）を汙さざるも、猶ほ當に官職を追削し、四裔に投界（一〇）して、以て魑魅（一一）に禦らしむべし。謹んで錄して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

（一）貪　（二）閑散の官を謂ふ　（三）諫官御史　（四）蝮蛇とさそり　（五）史記范雎列傳に見ゆ、一寸睨まれし怨の報　（六）時に右司諫たり　（七）大惡人　（八）事實に通ず、背く也　（九）死刑　（一〇）遠隔の地に投竄す　（一一）木石の怪

所レ存。無二施不一レ可。雖二公私有一レ異、而忠厚不レ殊。王レ於下呂布事二丁原一則殺二丁原一。事二董卓一則殺二董卓一。劉牢之事二王恭一則反二王恭一。事二司馬元顯一則反中元顯上。背二逆人理一。世所二共疑一。故呂布見レ誅レ於二曹公一。而牢之見レ殺レ於二桓氏一。皆以二其平生反覆一。勢不レ可レ存。夫曹桓。古之姦雄。駕二馭英豪一。何所レ不レ有。然推二究利害一。終畏二此人一。今朝廷選二用忠信一。唯恐レ不レ及。而置三惠卿於二其間一。譬如二薰猶並處。梟鸞並棲一。不三惟勢不二兩立一。兼亦惡者必勝。

今朝廷忠信を選用する、唯及ばざるを恐れて、而も惠卿を其間に置く。譬へば薰（一〇）猶並び處り、梟鸞（一一）並び棲むが如し。惟勢の兩立せざるのみならず、兼ねて亦惡なる者必ず勝たん。

（一）劉向の說苑に魯の孟孫麑の兒を獲、秦西巴をして持歸らしむ、西巴母麑の啼に忍びず之を放つ、孟孫怒りて西巴を逐ひしが、再び召して太子の傅たらしめきとあり　（二）戰國策に魏の文侯の時、樂羊其子の肉を食ふ、侯其人情に遠きを疑ふ　（三）史記に出づ、漢彭越を殺して其首を梟す、布梟木の下に來哭す　（四）李世勣李密の舊地を以て唐に降るに密の名を以て　（五）漢末の勇者　（六）晉安帝二年王恭反す、其司馬劉牢之恭を執へて降る　（七）又元興元年司馬元顯の配下なり、之に反して桓玄に應ず　（八）曹操　（九）桓玄　（一〇）前出　（一一）前出

況自二去歲一以來。朝廷廢二吳居厚呂嘉問

況んや去歲より以來、朝廷、吳居厚・呂嘉問・蹇周輔・宋用臣・李憲・王中正等を廢す。或は利を牟る（一）を以てし、或は兵を黷すを以てす。一事の民を害するすら、皆譴を

夫人君用レ人。欲下其忠二信於一レ己。必取下仁二於父兄一。信中於師友上。然後付レ之以レ事。故放レ麑違レ命也。而推二其仁一。則可二以託一レ國。食レ子徇レ君也。而推二其忍一。則可二以弑一レ君。欒布唯不レ廢二彭越之命一。故高祖知二其賢一。李勣唯不レ利二李密之地一。故太宗許二其義一。二人終事二二主一。俱爲二名臣一。何者仁心

夫れ人君人を用ふる、其己に忠信ならんを欲し、必ず父兄に仁にして師友に信なるを取つて、然る後に之に付するに事を以てす。故に麑(一)を放つは命に違ふも、而も其仁を推せば、則ち以て國を託すべし。子を食ましむるは君に徇ふなり、而も其忍を推せば、則ち以て君を弑すべし。(二)欒布(三)唯彭越の命を廢せず、故に高祖其賢を知り、(四)李勣唯李密の地を利せず、故に太宗其義を許す。二人終に二主に事へて、俱に名臣と爲りき。何となれば仁心の存する所、施すとして可ならざる無く、公私異有りと雖も、而も忠厚は殊ならず。(五)呂布、丁原に事ふれば則ち丁原を殺し、董卓に事ふれば則ち董卓を殺し、(六)劉牢之、王恭に事ふれば則ち王恭に反し、司馬元顯(七)に事ふれば則ち元顯に反するに至つては、人理に背逆して、世の共に疑ふ所なり。故に呂布は曹公(八)に誅せられて、牢之は桓氏(九)に殺さる。皆其平生反覆、勢、存すべからざるを以てするのみ。夫れ曹桓は、古の姦雄なり、英豪を駕馭するに、何の有らざる所あらん。然も利害を推究して、終に此人を畏れき。

地。安石之黨。言惠卿使華亭知縣張若濟。借豪民朱華等錢。置寶田產。使舅鄭膺。請奪民田。使僧文達。請奪天竺僧舍。朝廷遣蹇周輔推鞫其事。獄將具而安石罷去。故事不復究。案在御史。可覆視也。惠卿言安石相與爲奸。發其私書。其一曰。無使齊年知。齊年者。馮京也。京安石皆生於辛酉。故謂之齊年。先帝猶薄其罪。復發其一曰。無使上知。安石由是得罪。夫惠卿與安石。出肺腑。託妻子。年居相結。唯恐不深。故雖欺君之言。見於尺牘。不復疑間。患卿方其無事。已一一收錄。以備緩急之用。一旦爭利。遂相抉摘。不遺餘力。必致之死。此犬彘之所不爲。而惠卿爲之。曾不愧恥。天下之士。見其在位。側目畏之。

復其一を發く、曰く上をして知らしむる無かれと。安石是に由つて罪を得たり。夫れ惠卿と安石と肺腑(一二)を出し、妻子を託し、年居相結び(一三)、唯深からざらんを恐れき。故に君を欺くの言尺牘(一四)に見はると雖も、復疑間せず。惠卿其事無きに方つて、己一一收錄して、以て緩急の用に備へ、一旦利を爭ふや、遂に相抉摘(一五)して、餘力を遺さず、必ず之を死に致せり。此れ犬彘(一六)の爲さざる所にして、惠卿之を爲して、曾て愧恥せず。天下の士、其位に在るを見て、目を側てて之を畏る。

(一)母鷄が雛を育つるなり (二)膠の如く相固着提携す (三)推擧引援 (四)目を側めて睨み合ふ (五)安石の弟 (六)朝に安んぜずして郷に歸らしめんとす (七)買取る (八)御史の役所 (九)覆視なり調べかへし (一〇)同年 (一一)太宗の治安元年 (一二)肺肝を披瀝す (一三)中年 (一四)手紙 (一五)掘りくじり發き出す (一六)犬や豚の類

安石之於二惠卿一。有二卵翼之恩一。有二父師之義一。方三其求レ進。則膠固爲レ一。更相汲引。以欺二朝廷一。及二其權位既均、勢力相軋一。反眼相噬。化爲二讐敵一。始安石罷レ相。以二執政一薦二惠卿一。既以得レ位。恐二安石復用一。遂起二王安國李士寧之獄一。以促二其歸一。安石覺レ之、彼召卽起、迭相攻擊、期致二死

安石の惠卿に於ける、卵翼(一)の恩有り、父師の義有り。其進を求むるに方つては、則ち膠固(二)一と爲り、更〻相汲引(三)して、以て朝廷を欺き、其權位既に均しく、勢力相軋するに及んでは、反眼(四)相噬み、化して讐敵と爲りぬ。始め安石相を罷め、執政を以て惠卿に薦む。既に以て位を得るや、安石の復用ひられんを恐れ、遂に王安國(五)・李士寧の獄を起して、以て其歸(六)を促す。安石之を覺り、召されて卽ち起ち、迭に相攻擊して、死地に致すを期せり。安石の黨、惠卿が華亭の知縣張若濟をして、豪民朱華等の錢を借り、田產を置賣(七)せしめ、舅鄭膺をして請うて民田を奪はしめ、僧文達をして請うて天竺僧舍を奪はしむと言ふや、朝廷蹇周輔を遣して、其事を推鞫し、獄將に具らんとして、安石罷め去りぬ。故に事復究めず。案は御史(八)に在り、覆視(九)すべし。惠卿は安石が相與に奸を爲すを言ひて、其私書を發きぬ。其一に曰く、齊年をして知らしむる無かれと。齊年(一〇)とは馮京なり。京と安石と皆辛酉(一一)に生る、故に之を齊年と謂ふなり。先帝猶ほ其罪を薄うす。

紀功。使西戎曉然知朝廷有呑滅靈夏之意。自是戎人怨叛。邊鄙騷動。河隴困竭。海内疲勞。永樂之敗。大將徐禧。本惠卿自布衣中保薦擢任。始終協議。遂付邊政。敗聲始聞。震動宸極。循致不豫。初實由此。邊釁一生。至今爲梗。及其移領河東。大發人牛。耕葭蘆吳堡兩塞生地。托以重兵。方敢布種。投種而歸。不敢復視。及至秋成。復以重兵防托收刈。所得率皆秕稗。雨中收穫。卽時腐爛。惠卿張皇其數。牒轉運司交割。妄言可罷饋運。其實所費不貲。而無絲毫之利。邊臣畏憚。皆不敢言。此則惠卿立朝事迹一二。雖復肆諸市朝。不爲過也。若其私行險薄。非人所爲。雖閭閻下賤。有不食其餘者。

腐爛す。惠卿其數を張皇し(一七)、轉運司に牒して交割し(一八)、妄に饋運を罷むべしと言へり。其實は費す所貲られず、而も絲毫の利無きも、邊臣畏憚して皆敢て言はず。此れ則ち惠卿朝に立つ事迹の一二。復諸を市朝に肆すと雖も(一九)、過と爲さざるなり。若し其私行嶮薄は(二〇)、人の爲す所に非ず。閭閻の下賤と雖も(二一)、其餘を食はざる者有り。

(一) 熙寧八年惠卿兄弟秀州富民の錢五百萬を借りて姦利を爲す (二) 天子の寵異を望む (三) 世間の公論 (四) 西夏 (五) 徒黨 (六) 平然たるを謂ふ (七) 元豐五年夏人永樂城を陷る、城將徐禧敗死す (八) 保證して推薦す (九) 帝座 (一〇) 帝王の病氣 (一一) 病患 (一二) 人夫と牛など (一三) 地名、皆城塞有り (一四) 未開墾の荒地 (一五) 敵を防ぐかたはらに刈取す (一六) しひな、ひえ (一七) 誇大す (一八) 交附 (一九) 死屍を市に曝す (二〇) 陰險にして薄情なり (二一) 市町の賤民も其餘を食はざるは憎惡の甚だしきなり

事。以中二上心一。其在二延安一。始變二軍制一。雜二用蕃漢一。上與二馮京一異レ論。下與二蔡延慶等一力爭。惟黨人徐禧助レ之。遂行二其說一。違二背物情一。壞二亂邊政一。至レ今爲レ患。西戎無レ變。妄奏二警急一。擅領二大衆一。涉二入虜境一。竟不レ見レ敵。遷延而歸。靡二費資糧一。棄二捐戈甲一。以二鉅萬一計。恣行二欺罔一。坦若無レ人。立レ石

異にし、下は蔡延慶等と力爭す。惟黨人徐禧之を助けて、遂に其說を行ひ、物情に違背し、邊政を壞亂す。今に至るまで患と爲す。(四)西戎變無きに、妄に警急を奏し、擅に大衆を領し、虜境に涉入して、竟に敵を見ず。遷延して歸るに、資糧を靡費し、(五)戈甲を棄捐すること、鉅萬を以て計ふ。恣に欺罔を行ひ、坦として人無きが若く、石を立て功を紀し、西戎をして曉然として朝廷靈夏(六)を呑滅するの意有るを知らしむ。是より戎人怨叛、邊鄙騷動、河隴困竭し、海內疲勞す。永樂の敗(七)、大將徐禧は、本、惠卿が布衣中より保薦(八)擢任し、始終協議し、遂に邊政を付せしもの、敗聲始めて聞するや、宸極(九)震動し、不豫(一〇)を循致せり。初は實に此に由る。邊釁一たび生じてより、今に至つて梗(一一)を爲す。其移つて河東を領するに及んでは、大いに人牛(一二)を發し、葭蘆(一三)・吳堡兩寨の生地を耕し、托するに重兵を以てし、方に敢て種を布き、種を投じて歸り、敢て復視ず(一四)。秋成に至るに及んで、復重兵を以て(一五)防托收刈するに、得る所は率ね皆秕稗(一六)のみ。雨中に收穫し、卽時

保甲正長。給二散靑苗一。結レ甲赴レ官。不レ遺二一戸一。上下騷動。不レ安二其生一。遂致二河北人戸流移一。雖二上等富家一。有下驅二領車牛一。懷二挾金銀一。流二入襄鄧一者上。旋又興二起大獄一。以恐二脇士人一。如二鄭俠王安國之徒一。僅保二首領一而去。原二其害心一。本欲三株連蔓引。塗二汙公卿一。不レ止レ如レ此。獨賴二先帝天資仁聖一。每レ事裁抑。故惠卿不レ得レ窮二極其惡一。不レ然。安レ常守レ道之士。無二噍類一矣。

領を保つて去りぬ。其害心を原ぬるに、本、株連蔓引(一二)、公卿を塗汙(一三)せんと欲すること、此の如きに止まらず。獨り先帝天資仁聖、事毎に裁抑(一四)せしに頼りて、故に惠卿其惡を窮極するを得ざりき。然らずば、常に安んじ道を守るの士、噍類無け(一五)ん。

(一) 民をして家産家族の口數を上申せしめ、隱蔽者を告訴する者には家産三分一を賞す (二) 一尺の椽一寸の土地、如何に小さき住宅も如何に狹き地所もとの意 (三) 檢査調記す (四) 帳簿に登錄す (五) 勘定 (六) 違背者を笞ち苦しむ (七) 靑苗助役 (八) 保甲の組頭 (九) 流れて他郷に移入す (一〇) 恐れしめ脅迫す (一一) 熙寧七年俠上書して呂惠卿の姦を論じ汀州に編管せらる、安石の弟王安國亦俠の親友たるを以て官を奪はる (一二) 遠類を求め探す (一三) 汚し辱す (一四) 押へ差控へしむ (一五) 遺類無からん

既而惠卿自以二贓罪一被レ黜。於レ是力陳二邊

既にして惠卿自ら贓罪(一)を以て黜けらる。是に於て力めて邊事を陳じ、以て上(二)の心に中つ。其延安に在るや、始めて軍制を變じ、蕃漢に雜用す。上は馮京と論を

退二安石一而行中琦言上。當時執政。皆聞二德音一。安石亦惶遽自失。果表乞レ退。天下欣然有二息レ肩之望一矣。惠卿方爲二小官一。自知レ失レ勢。上章乞レ對。力進二邪說一。熒二惑聖聽一。巧回二天意一。身爲二館殿一。搖二內侍之職一。親往傳宣。以起二安石一。肆二其僞辨一。以破二琦說一。仍爲二安石一畫下劫二持上下一之策上。大率多用二刑獄一。以震二動天下一。自レ是群臣吞レ聲。有識喪レ氣。而天下靡然矣。至レ於下排二擊忠良一。引中用邪黨上。惠卿之力。十居二八九一。

(一)詐僞權略　(二)決行　(三)汚濁にして利慾にけがる　(四)心ねぢけて高慢なり　(五)暗くして通ぜず　(六)熙寧二年の事に屬す　(七)神宗皇帝　(八)屢りに表を上る　(九)休養生息の義　(一〇)災も亦甚なり　(一一)崇政殿說書の官　(一二)帝詔を傳宣するは內侍の職なり　(一三)劫迫して遁れしめず

其後又建二手實簿法一。尺椽寸土。檢括無レ遺。雞豚狗彘。抄劄殆遍。專用二告訐一。推二析毫毛一。鞭箠交下。紙筆翔貴。小民怨苦甚レ於二苗役一。又因二

其後又手實簿法(一)を建て、尺椽寸土(二)も、檢括(三)して遺す無く、雞豚狗彘、抄劄(四)殆んど遍く、專ら告訐を用ひ、毫毛も推析(五)し、鞭箠(六)交ゝ下る。紙筆翔貴、小民怨苦すること、苗役(七)より甚だし。又保甲正長(八)に因り、青苗に給散し、甲を結び官に赴き、一戸を遺さず。上下騷動して、其生に安んぜず、遂に河北人戸流移(九)を致す。上等富家と雖も、車牛を驅領し、金銀を懷挾し、襄鄧に流入するもの有り。旋て又大獄を興起し、以て士人を恐脇(一〇)す。鄭俠(一一)・王安國の徒の如き、僅に首

知政事呂惠卿。懷二張湯之辨詐一。兼二盧杞之姦凶一。詭變多端。敢行無レ度。見レ利忘レ義。黷レ貨無レ厭。王安石初任二執政一。用レ之心腹。安石山野之人。強狠傲誕。其於二吏事一。冥無レ所レ知。惠卿指摘教導。以濟二其惡一。青苗助役。議出二其手一。韓琦始言二青苗之害一。先帝知二琦朴忠一。翻然感悟欲下

ね、詭變(一)多端、敢行(二)度無く、利を見て義を忘れ、貨に黷(三)れて厭ふ無し。王安石初め執政に任ずるや、之を用ひて心腹とす。安石は山野の人、強狠傲誕(四)、其吏事に於けるや、冥(五)にして知る所無し。惠卿指摘教導し、以て其惡を濟す。青苗助役、議其手に出づ。韓琦(六)始めて青苗の害を言へり。先帝(七)琦の朴忠を知り、翻然感悟して、安石を退けて琦の言を行はんと欲す。當時の執政、皆德音を聞けり。安石も亦惶遽自失し、累表(八)して退かんと乞ひ、天下欣然として肩(九)を息ふるの望有り。惠卿方に小官爲り、自ら勢を失ふを知り、上章して對を乞ひ、力めて邪說を進めて、聖聽を熒惑(一〇)し、巧に天意を回して、身、館殿(一一)と爲り、內侍(一二)の職を攝し、親ら往いて傳宣し、以て安石を起し、其僞辨を肆にして、以て琦が說を破り、仍つて安石の爲に上下を劫持(一三)するの策を畫す。大率多く刑獄を用ひて、以て天下を震動す。是より諍臣聲を呑み、有識氣を喪ひ、天下靡然たり。忠良を排擊し、邪黨を引用するに至れるは、惠卿の力、十に八九に居る。

右臣聞。漢武帝世。御史大夫張湯。挾ニ持巧詐一。以迎ニ合上意一。變ニ亂貨幣一。崇ニ長犴獄一。使ニ天下重レ足而立。幾至ニ於亂一。武帝覺悟。誅レ湯而後天下安。唐德宗世。宰相盧杞。妬レ賢疾レ能、戕ニ害善類一。力勸ニ征伐一。助ニ成聚斂一。使ニ天下相率叛レ上。至ニ於流播一。德宗覺悟。逐レ杞而後社稷復存。蓋小人天賦傾邪。安ニ於不義一。性本陰賊。尤喜レ害レ人。若不ニ死亡一。終必爲レ患。

右臣聞く漢武帝の世、御史大夫張湯、巧詐を挾持して、以て上意に迎合し、貨幣(一)を變亂し、犴獄(二)を崇長し、天下をして足を重ねて(三)立ち、幾んど亂に至らしめき。武帝覺悟(四)し、湯を誅して後に天下安しと。唐德宗の世、宰相盧杞、賢を妬み、能を疾み、善類を戕害し、力めて征伐を勸め、聚斂を助成し、天下をして相率ゐて上に叛き、流播(五)に至らしめき。德宗覺悟し、杞を逐うて後に社稷復存すと。蓋し小人は天賦傾邪(六)、不義に安んず。性本陰賊、尤も人を害するを喜む。若し死亡せずんば、終に必ず患を爲さん。

(一) 漢武の時銅錢を廢め白鹿皮の幣を造る　(二) 犴も亦獄に同じ　(三) 畏怖の貌　(四) 大いに悟る　(五) 天子蜀に流移せるを指す　(六) 不正邪曲

臣伏見。前參

臣伏して見るに、前の參知政事呂惠卿は、張湯の辨詐を懷き、盧杞の姦凶を兼

侮。事在二輕弱一。去歳虜使入朝。見三續在二上位一。使副相顧。反脣微笑。此何意也。虜誠見下續無狀。擧二祖宗七百里之地一。無㆑故與㆑之。今其爲㆑政。我之利也。故喜而竊笑耳。啓㆑姦辱㆑國。必始㆑於㆑是。北虜地界之誅。出㆑於二耶律用正一。今以爲㆑相。虜以二闢㆑國七百里一。而相二用正一。理固當㆑爾。而朝廷以二蹙㆑國七百里一。而相㆑續。臣愚所㆑未㆑諭也。伏乞檢二臣前後章疏一。下二三省兩制一雜議。正二續之罪一。以告二四方一。有㆑不㆑如二臣言一。甘伏二訕㆑上之罪一。謹奏聞。伏候二勅旨一。

闢くこと七百里なるを以て用正を相とするは、理固より當に爾るべし。而るに朝廷は國を蹙むる七百里なるを以て續を相とするは、臣愚未だ諭らざる所なり。伏して乞ふ、臣が前後の章疏を檢し、三省・兩制(一一)に下して雜議し、續の罪を正し、以て四方に告げよ。臣が言の如くならざる有らば、甘んじて上を訕るの罪に伏せん。謹んで奏聞し、伏して勅旨を候つ。

(一) 四夷が中國を輕侮する事 (二) 演の第二世 (三) 凶暴不順なり (四) 匈奴の別種、姓は阿史那氏 (五) 遼と西夏と (六) 敵の鋒を折きて侮を禦ぐ (七) 正使と副使と (八) くちびるをそらして嘲り笑ふ (九) 熙寧七年遼使蕭禧と折衝し、其後に來るや遂に河東分水嶺を以て兩國の界となす (一〇) 人名 (一一) 中書侍中及び尚書を三省とし、翰林學士中五人を兩制とす

呂惠卿を誅竄せんことを乞ふ狀

黨必勝。光不獲罪而去。則必引疾而避矣。如人服藥。用茯苓烏喙。台而并食之。陛下以爲茯苓長年之功。能勝烏喙殺人之毒乎。臣前後六上章。論縝過惡。乞正典刑。至今留中不下。陛下必謂縝先朝舊臣不可不用。則宜早罷光政事。使縝自引其類。布列於朝。臣等亦當相率而避之。毋使邪正雜處。而君子終被其禍。

（一）清德あり好評あり　（二）屠は屠酒者、沽は酒を賣る者、賤業者の義也　（三）小盜賊　（四）讒謗をなすを得べし　（五）そしり笑ふ　（六）申し立つ　（七）茯苓は延壽の藥草、烏喙は劇毒の草　（八）掟、規則　（九）天子の手許

自古四夷內侮。必於新故更代之際。主少國疑之時。故孝惠高后之世。匈奴桀驁。唐太宗初即位。突厥奄至渭北。今二虜蓄謀。安危未分。折衝禦

古より（一）四夷の内侮は、必ず新故更代の際、主少く國疑ふの時に於てす。故に（二）孝惠高后の世、匈奴（三）桀驁なりき。唐太宗の初めて位に即くや、（四）突厥奄ち渭北に至りき。今（五）二虜謀を蓄へて、安危未だ分れず、（六）折衝禦侮、專ら輔弼に在り。去歲虜使入朝し、縝が位に在るを見て、（七）使副相顧み、（八）反脣微笑せり。此れ何の意ぞ。虜誠に縝が無狀、祖宗七百里の地を擧げて、故無く之を與へ、今其政を爲すを見るは、我の利なり。故に喜んで竊に笑ひしのみ。姦を啓き國を辱むる、必ず是に始まらん。（九）北虜地界の謀は、（一〇）耶律用正に出づ。今以て相と爲せり。虜國を

陛下用二司馬光一爲レ相。雖二應レ務之才。有レ所レ不レ周。而淸德雅望。賢愚同敬。至レ於二韓縝一。如二屠沽之行一。害レ於二而家一。以二穿窬之才一。凶レ於二而國一。皆有二實狀一。可二以覆按一。行路之人。指目非笑。紛紜之論。不レ可二具載一。此何等人也。而陛下使二與レ光同一レ列。以レ臣度レ之。不レ過二一年一。縝之邪計必行。邪

陛下司馬光を用ひて相と爲す、務に應ずるの才、周からざる所有りと雖も、而も淸德雅望、賢愚同敬す。韓縝に至つては、屠沽(二)の行の如く、而の家を害し、穿窬(一)の才を以て、而の國に凶す。皆實狀有り、以て覆按(四)すべし。行路の人、指目(三)非笑(五)し。紛紜の論、具に載すべからず。此れ何等の人ぞや。而るに陛下は光と列を同じうせしむ。臣を以て之を度るに、一年を過ぎずして、縝の邪計必ず行はれ、邪黨必ず勝たん。光、罪を獲て去らずんば、則ち必ず疾を引い(六)て避けん。人の藥を服するに、茯苓(七)、烏喙を用ひて、合せて之を幷食するが如し。陛下以て茯苓長年の功、能く烏喙人を殺すの毒に勝ると爲すか。臣前後六たび章を上り、縝が過惡を論じ、典刑(八)を正さんことを乞ひしも、今に至るまで中(九)に留めて下さず。陛下必ず縝は先朝の舊臣、用ひざるべからずと謂はば、則ち宜しく早く光が政事を罷め。縝をして自ら其類を引いて、朝に布列せしむべし。臣等亦當に相率ゐて之を避くべし。邪正雜處、而して君子をして終に其禍を被らしむる毋れ。

間耳。冰炭不可以一器。梟鸞不可以共棲。共鯀皐陶。不可以同朝。顏回盜跖不可以並處。傳曰、一薰一猶。十年尙猶有臭。夫君子推誠而不疑。故易欺。孤立而不黨。故易危。正言而不諱。故易間。潔廉而不愧。故易去。小人則不然。竊用威福以布私恩。交通左右以結主知。頑鈍無恥。集詬無飾。故其合也易。而其去之也難。使君子小人同處。則小人必勝。君子必去。如薰之香一日而亡。如猶之臭十年而存。此理之必然者也。

からず、顏回・盜跖は以て並び處るべからず。傳に曰く、一薰一猶、十年尙ほ猶ほ臭有りと。夫れ君子誠を推して疑はず、故に欺き易く、孤立して黨せず、故に危うし易く、正言して諱まず、故に間し易く、潔廉にして愧はず、故に去り易し。小人は則ち然らず、竊に威福を用ひて以て私恩を布き、左右に交通して以て主の知を結び、頑鈍恥無く、集詬飾無し。故に其合ふや易くして、其之を去るや難し。誠に君子小人をして同じく處らしめば、則ち小人必ず勝ち、君子必ず去らん。薰の香は一日にして亡ぶるが如く、猶の臭は十年にして存するが如し。此れ理の必然なる者なり。

(一) 冰と炭と　(二) 鸞は鳳の屬　(三) 共・鯀は皆惡人、皐陶は舜の賢臣　(四) 顏子は亞聖、盜跖は大盜　(五) 左傳僖公四年の條參看　(六) 離間破壞　(七) 官職名利　(八) 君主の左右近侍の人　(九) 表面飾るを謂ふ

確縝之罪。上以爲二先帝一分レ謗。下以慰中天下之望上。今獨以レ法繩二治小臣一。而置二確縝一。大則無三以顯二揚聖考之遺意一。小則無三以安二反側之心一。故臣竊謂。大臣誠退。則小臣非二建レ議造レ事之人一。可二一切不レ治。使ヒ得三革レ面從レ君。竭レ力自效。以洗二前惡一。臣不レ勝二狂愚忘レ身爲ヒ國。乞宣二示此疏一。使三確縝自處二進退之分一。臣雖二萬死一。不二以爲ヒ恨。謹錄奏聞。伏候二勅旨一。

力を竭し自ら效して、以て前惡を洗ふを得しむべしと。臣狂愚身を忘れ國の爲にするに勝へず。乞ふ(八)此疏を宣示し、確縝をして自ら進退の分を處せしめよ。臣萬死すと雖も、以て恨と爲さざらん。謹んで錄して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

(一) 凡庸の說　(二) 誹謗を減ず　(三) 正し治む　(四) 神宗皇帝　(五) 不安なり、詩の輾轉反側の字句より來る　(六) すべて罪せず　(七) 面目を革めて恭順にす　(八) 此上表を韓蘇に示す

右臣聞。天下治亂。在二君子小人進退之

韓縝が責降を乞ふ第七狀

右臣聞く、天下の治亂は、君子小人進退の間に在るのみと。(一)冰炭は以て器を一にすべからず、(二)梟鸞は以て棲を共にすべからず、(三)共・鯀・皐陶は以て朝を同じうすべ

而不去者。不過以爲是皆先帝所爲。而非吾罪也。夫爲大臣。忘君徇己。不以身任罪戾。而歸咎先帝。不忠不孝。寧有過此。臣竊不忍千載之後。書之簡策。大臣既自處無過之地。則先帝獨被惡名。此臣所以痛心疾首。當食不飽。至於涕泗之橫流也。

罪科の責任　㈤　書册文飾　㈥　痛心憂苦の狀

確等皆碌碌常才。無過人之實。朝廷將取其德。則不聞其孝弟可稱。將取其才。則不聞其功業可紀。將取其學。則不聞其經術可師。徒以悅媚上下。堅固寵祿。陛下何不正

確等は皆碌碌(一)たる常才のみ、人に過ぐるの實無し。朝廷將に其德を取らんとすれば、則ち其孝弟稱すべきを聞かず。將に其才を取らんとすれば、則ち其功業紀すべきを聞かず。將に其學を取らんとすれば、則ち其經術師とすべきを聞かず。徒に以て上下に悅媚し、寵祿を堅固にす。陛下何ぞ確縝の罪を正し、上は以て先帝の爲に謗(二)を分ち、下は以て天下の望を慰めざる。今獨り法を以て小臣を繩治(三)し、而して確縝を置く。大は則ち以て聖考(四)の遺意を顯揚する無く、小は則ち以て反側(五)の心を安んずる無けん。故に臣竊に謂ふ、大臣誠に退けば、則ち小臣議を建て事を造すの人に非ずんば、一切(六)治めず、面を革めて(七)君に從ひ、

恥自去。以全國體。今確縝自山陵已後。猶端然在職。不肯引咎辭位。以謝天下。臣謹按、確縝受恩最深。任事最久。據位最尊。獲罪最重。而有靦面目。曾不知愧。確等誠以昔之所行爲是耶。則今日安得不爭。以昔之所行爲非耶。則昔日安得不言。窮究其心。所以安

咎を引いて位を辭し、以て天下に謝せず。臣謹んで按ずるに、確縝は恩を受くる最も深く、事に任ずる最も久しく、位に據ること最も尊く、罪を獲ること最も重し。而して靦(三)たる面目有り、曾て愧づることを知らず。確等誠に昔の行ふ所を以て是と爲さんか、則ち今日安んぞ爭はざるを得んや。昔の行ふ所を以て非と爲さんか、則ち昔日安んぞ言はざるを得んや。其心を窮究するに、安んじて去らざる所以の者は、以て是れ皆先帝の爲す所にして、吾罪に非ずと爲すに過ぎざるのみ。夫れ大臣と爲りて、君を忘れて己に徇ひ、身を以て罪戻(四)に任ぜずして、咎を先帝に歸す。不忠不孝、寧ぞ此に過ぐる有らんや。臣竊に千載の後、之を簡(五)策に書せんに、大臣既に自ら過無きの地に處り、則ち先帝獨り惡名を被むらんに忍びざるなり。此れ臣の(六)心を痛め首を疾ましめ、食に當つて飽かず、涕泗の横流するに至る所以なり。

(一) 體貌に同じ、禮容を加へて之を敬ふ (二) 神宗崩御の事務既に了れり (三) 詩經小雅の字面なり、平氣の貌 (四)

買馬。放下修二城池一之役上。復二蓄聚鐵錢之害一。黜二吳居厚呂孝廉宋用臣賈青王子京張誠一呂嘉問蹇周輔等一。命令所レ至。細民鼓舞相賀。臣恐不レ知三朝廷以爲二此數事者誰之過一也。上則大臣蔽二塞聰明一逢二君於レ惡。下則小臣貪二冒榮利一。奔競無レ恥。二者均皆有レ罪。則大臣以二任重一責重。小臣以二任輕一責輕。雖二三尺童子一所二共知一也。今朝廷既已能二黜小臣一。至二於大臣一。則因任レ之。將三復使下燮二和陰陽一陶中冶民物上。臣竊惑矣。竊惟朝廷之意。將下以體二貌大臣一。待中其愧

者は誰の過なりと爲すを知らず。上は則ち大臣(六)聰明を蔽塞し、君を惡に逢へ、下は則ち小臣榮利を貪冒し、奔競(七)して恥無し。二者均しく皆罪有り。則ち大臣は任重きを以て責重く、小臣は任輕きを以て責輕し。(八)三尺の童子と雖も共に知る所たり。今朝廷既に已に小臣を罷黜せるも、大臣に至つては、則ち因つて之に任じ將に復陰陽を燮和し、(九)民物(一〇)を陶冶せしめんとす。臣竊に惑ふ。

(一)阼は階なり、位なり又祚に作る、哲宗皇帝の踐祚なり　(二)宣仁后　(三)都水通作司の官　(四)保甲の法を罷む　(五)罷免の數事と罷斥の數人と　(六)蔡確等を指す　(七)競爭し、利祿に奔る　(八)二歲半を一尺とす、卽ち七八歲の兒童　(九)周官に天地陰陽の氣を調和するは宰相の職なる旨見ゆ　(一〇)民物を長養成育す

竊に惟みるに朝廷の意、將に以て大臣を體貌し、(一一)其愧恥自ら去るを待ち、以て國體を全うせんとするか。今確縝は山陵より已後、(一二)猶ほ端然として職に在り、背て

致中位公相上。用レ人之速。近世無二與比者一。究二觀聖意一。未レ欲下求レ賢自助。以利二安生民一。爲中社稷長久之計上。夫豈欲レ使下左右大臣。偸合苟容。出入唯唯。危而不レ持。顚而不レ扶。竊二取利祿一。以奉二養妻子一而已上哉。然自二法行一以來。民力困敝。海內愁怨。先帝晩年。寢レ疾彌留。照二知前事之失一。親發二德音一。將三洗レ心自新。以合二天意一。而此志不レ遂。奄棄二萬國一。天下聞レ之。知二前日敝事。皆先帝之所レ欲レ改。思二慕聖德一。繼レ之以レ泣。

以て天意に合せんとす。而も此志遂げず、奄ち萬國を棄つ。天下之を聞いて、前日の敝事は、皆先帝の改めんと欲せし所なるを知り、聖德を思慕し、之に繼ぐに泣を以てせり。

(一) 元祐元年右司諫の職に在りて上りし書なり (二) 堪へ忍ぶ (三) 神宗皇帝 (四) 夏・殷・周 (五) 事を等閑にして上の意に迎合す (六) 危けれども扶けず顚すれども起きしめず (七) 病重るなり、書經顧命篇に見ゆ (八) 忽焉として崩御す

是以皇帝踐レ阼。聖母臨レ政。奉二承遺旨。罷二導洛一。廢二市易一。損二青苗一。止二助役一。寬二保甲一。免二

是を以て皇帝阼を踐み、聖母政に臨むや、遺志を奉承し、導洛を罷め、市易を廢し、青苗を損し、助役を止め、保甲を寬うし、買馬を免じ、城池を修むるの役を放ち、茶鹽鐵の舊に復し、呉居厚・呂孝廉・宋用臣・賈靑・王子京・張誠一・呂嘉問・蹇周輔等を黜く。命令の至る所、細民鼓舞して相賀す。臣愚朝廷の以て此數事

右臣頃論二奏蔡確韓縝一。才不レ足レ用。及多二過惡一。乞レ賜二罷免一。至レ今未レ見二施行一。確近已上レ章求レ退。而縝安然未レ有二去意一。臣恐陛下隱忍不レ決。久失二天下之望一。竊惟先帝在レ位。僅二十年。勵二精政事一。變二更法度一。將下以力致二太平一。追中復三代上。是以擢二任臣庶一。至レ有下起二於小臣一。十餘年間。

右臣頃蔡確韓縝が、才用ふるに足らず、及び過惡多きを論奏して、罷免を賜はんことを乞ひしが、今に至るまで未だ施行せられず。確近已に章を上りて退を求む、而も縝は安然として未だ去意有らず。臣恐らくは陛下(二)隱忍して決せずば、久しうして天下の望を失はんことを。竊に惟ふに(三)先帝の位に在りしは、僅に二十年なり。精を政事に勵し、法度を變更し、將に以て力めて太平を致し、三代に追復せんとす。是を以て臣庶を擢任する、小臣に起り、十餘年間に位を公(四)相に致すもの有るに至れり。人を用ふるの速なる、近世與に比すべき者無し。聖意を究觀するに、本賢を求めて自ら助け、以て生民を利安し、社稷長久の計を爲さんと欲す。夫れ豈左右大臣をして、(五)媕合苟容、出入唯唯、(六)危うして持たず、顚して扶けず、利祿を竊取して、以て妻子を奉養するのみならしめんと欲せんや。然れども法行はれてより以來、民力困敝し、海内愁怨す。先帝晩年、疾に寢ねて(七)彌留、前事の失を照知し、親ら徳音を發し、將に心を洗うて自ら新にし、

此四事。青苗之既散者。要レ之以二三歲一而不レ收レ息。保甲之既團者。存二其舊籍一而不レ任レ事。復二差役一以紹二免役之條一。通二商賈一以廢二市易之令一。行レ之期年而觀レ之。苟民不二安居一。水旱復作。盜賊復起。財用復竭。誠有三一事以憂二陛下一。臣請伏二罔レ上之誅一。以謝二左右一。陛下誠不レ信レ臣。數年之後。親受二其弊一矣。古人有レ言。曰一慙之不レ忍而終身慙乎。惟陛下爲二社稷一籌レ之。臣謹列二四事之害一。晝一以獻。不レ勝二愚忠憤懣之誠一。干二犯天威一。伏俟二鈇鉞一。臣轍誠惶誠恐。昧死上書。

観んに、苟も民居に安んぜず、水旱復作り、盜賊復起り、財用復竭き、誠に一事の以て陛下を憂へしむる有らば、臣請ふ上を罔ふるの誅(六)に伏して、以て左右に謝せん。陛下誠に臣を信ぜずば、數年の後、親しく其弊を受けん。古人言へる有り、曰く一慙(七)を之れ忍びずして、終身慙ぢんやと。惟陛下社稷の爲に之を籌れ。臣謹んで四事の害を列し、晝一(八)以て獻ず。愚忠憤懣の誠に勝へず。天威を干犯し、伏して鈇鉞(九)を俟つ。臣轍誠惶誠恐、昧死して上書す。

(一)心中に雜念なく靜寂清寧なるを謂ふ　(二)偏なり係なり　(三)前出　(四)利息を免ず　(五)上神宗皇帝書參照　(六)長上を欺き罔ふる罪　(七)儒の子家の語、左傳に出づ　(八)個條書を晝一狀と爲す、原文本文末に附せり　(九)誅を待つ

左右僕射蔡確韓縝を罷めんことを乞ふ状(一)

之而已。啖レ之。恐四天下有三以窺二其深淺一耶。臣聞。人主之德如レ天。天之於レ物也。曠然而旱。赤地千里。草木皆死。可レ謂レ虐矣。然至二雷雨時作一。膏澤洋溢。百穀奮起。民復粒食。鼓二舞盛德一而忘二旱之虐一。何者度量廣大。改レ過無レ疑也。如使二密雲不レ雨。既雨而中止。遲疑猶豫。久而不レ忍。則天之生物盡矣。傳曰。君子之過也。如二日月之食一焉。過也人皆見レ之。更也人皆仰レ之。

して忍びざらしめば、則ち天の生物盡きん。傳に曰く、(六)君子の過や、日月の食の如し、過つや人皆之を見る、更むるや人皆之を仰ぐと。

(一)遼遠　(二)地方の兵權　(三)盛んなる貌　(四)青空一枚もなき狀態　(五)十分にうるほひ盛んに溢れ流る　(六)論語子張篇の語

今陛下誠先治二其心一。使二虛一而靜湛一乎。彼我得失。莫二能惑一也。去レ惡如レ去二塵垢一。遷レ善如レ救二饑渴一。與レ民一新。罷二

今陛下誠に先づ其心を治め、虛一(一)にして靜湛ならしめば、彼我の得失能く惑ると(二)莫く、惡を去ること塵垢を去るが如く、善に遷ること饑渴を救ふが如く、民と一新して、此四事を罷め、青苗の既に散ずる者は、之を要するに三歲を以てして息(四)を收めず、保甲(三)の既に團する者は、其簿籍を存して事に任ぜず。(五)差役を復して以て免役の條を罷め、商賈を通じて以て市易の令を廢し、之を行ふ期年にして之を

饑而不レ得レ食。臣雖二愚陋一竊獨爲二陛下一恨也。陛下自二卽位一以來。求レ治之心。常若レ不レ及。意將下以二堯舜之隆平一易中漢唐之淺陋上不幸左右不レ明。陵遲以至レ於レ此。天下之人。孰不レ知レ之。今也既知二其不一レ可レ用而去レ之。又循二其舊一而不レ改。將二遂代レ之任一レ咎。此臣之所下以爲二陛下一恨上也。

且今天下之安危。智者不二再計一矣。水旱連年。死者將レ半。遺民饑困。盜賊滿レ野。疆場未レ寧。軍旅在レ外。府庫空竭。邊餉寡少。事之可レ憂者。何可レ勝レ數。術之不レ效。斷可レ見矣。然陛下獨遲遲而不レ決。意者己爲レ

且今天下の安危、智者再び計らず。水旱連年、死者將に半ならんとし、遺民饑困、盜賊野に滿ち、(二)疆場未だ寧からず。軍旅外に在りて、府庫空竭、邊餉寡少なり。事の憂ふべき者、何ぞ數ふるに勝ふべけん。術の效あらざる、斷じて見るべし。然も陛下獨り遲遲として決せず。意ふに己之を爲して、己之を廢せば、天下の以て其深淺を窺ふ有るを恐るればなるか。臣聞く人主の德は天の如し。天の物に於けるや、(三)熾然として旱すれば、(四)赤地千里、草木皆死す、虐と謂ふべし。然れども雷雨時に作り、(五)膏澤洋溢するに至れば、百穀奮起し、民復粒食、盛德を鼓舞して、旱の虐を忘る。何となれば度量廣大、過を改めて疑ふこと無ければなり。如し密雲をして雨ふらず、既に雨ふるも中ごろ止み、遲疑猶豫、久しう

無所不知。何以言之。二年以來。陛下屢發英斷。廢置大吏。數其罪愆。明示臣庶。凡天下所共疾惡者。陛下無一不知。由此觀之。凡天下之所共怨苦者。陛下何所不察。今者皇天悔禍。啓迪聖意。易置輔相。中外踴躍。思視寬政。而歷日彌月。寂寞無聞。衆心皇皇。如久

發し、大吏(一)を廢置し、其罪愆(二)を數へ、明に臣庶に示す。凡そ天下の共に疾惡する所の者は、陛下一も知らざる無し。此に由つて之を觀れば、凡そ天下の共に怨苦する所の者は、陛下何の察せざる所あらん。今は皇天禍を悔い、聖意を啓迪(三)し、(四)輔相を易置す。中外踴躍、寬政を覩んことを思うて、日を歷月を彌るに、寂寞として聞ゆる無く、衆心皇皇(五)、久しく饑ゑて食を得ざるが如し。臣愚陋と雖も、竊に獨り陛下の爲に恨む。陛下卽位より以來、治を求むるの心、常に及ばざるが若し。意ふに將に堯舜の隆平を以て、漢・唐の淺陋に易へんとするなり。不幸にして左右明ならず、(六)陵遲して以て此に至る。天下の人、孰か之を知らざらん。今や既に其用ふべからざるを知つて之を去り、又其舊に循つて改めず、將に遂に之(七)に代つて咎に任ぜんとす。此れ臣の陛下の爲に恨む所以なり。

(一) 首腦部の役人　(二) 罪惡過失　(三) 開き導く　(四) 王安石　(五) 遑々に同じ、彷徨の貌　(六) 漸次に衰下するを謂ふ　(七) 前に罷免したる人々の身代りとなるなり

信寡レ慮。以爲天下之事。可レ得二徐陳遍擧一。指顧而定矣。既而誤蒙二恩澤一。受二職條例一。抗二論得失一。與二有司一不レ合。得レ請二外補一。於レ今七年。而天下之治安。終未レ可レ見。臣竊疑レ之。伏惟陛下天生聖德。聰明睿智。不レ學而具。其於二謀慮措置一。曾何足レ云。自二頃歳一以來。每レ有二更張一。民率不レ服。蓋青苗行而農無二餘財一。保甲行而農無二餘力一。免役行而公私並困。市易行而商賈皆病。上則官吏勞苦。患二其難一レ行。下則衆庶愁歎。願二其速改一。凡此四者。豈陛下之聖明。有レ所レ不レ知耶。臣以爲非也。

に足らん。頃歳より以來、更張(八)有る毎に、民率ね服せず。蓋し青苗行はれて農に餘財無く、保甲行はれて農に餘力無く、免役行はれて公私並に困しみ、市易行はれて商賈皆病む。上は則ち官吏勞苦して、其行ひ難きを患へ、下は則ち衆庶愁歎して、其速に改めんことを願ふ。凡そ此四の者(九)、豈陛下の聖明、知らざる所有らんや。臣以爲らく非なりと。

(一) 熙寧七年齊州掌書記より著作佐郎に改められて上りし書 (二) 熙寧二年の上書を指す (三) 延和殿に召對せしなり (四) 當時大名府の推官にして九品官たりき (五) 徐に陳べ遍く擧げて疾速の間に定め得べしと (六) 時に條例司の検詳文となる (七) 地方官たるを求めて得たり (八) 政務の改更變易 (九) 青苗・保甲・免役・市易の四者

陛下之聖明。

陛下の聖明、知らざる所無し。何を以てか之を言ふ。二年以來、陛下屢〻英斷を

必不二敢拒抗不一レ承。以重得レ罪。苦蒙二陛下哀憐一。赦二其萬死一。使レ得レ出二於牢獄一。則死而復生。宜二何以報一。臣願與二兄軾一洗レ心改レ過。粉レ骨報レ效。惟陛下所レ使。死而後已。臣不レ勝二孤危迫切一。無レ所二告訴一。歸二誠陛下一。惟寬二其狂妄一。特許レ所レ乞。臣無レ任二祈レ天請レ命。激切隕越之至一。

臣自レ少讀レ書。好言二治亂一。方二陛下求レ治之初一。上書言レ事。陛下不レ廢二狂狷一。召二對便殿一。親聞二德音一。九品賤官。自レ此始得二登對論一レ事。當二此之時一。陛下好レ問之聲。震二動海内一。愚賤之人。篤

齊州より回りて時事を論ずる書（一）

臣少きより書を讀み、好んで治亂を言ふ。陛下治を求むるの初に方つて、上（二）書して事を言ひしに、陛下狂狷を廢せず、便殿（三）に召對し、親しく德音を聞かしむ。九品（四）の賤官、此より始めて登對して事を論ずるを得たり。此の時に當つて、陛下問を好むの聲、海内を震動せり。愚賤の人、篤信感寤く、以爲らく天下の事、條陳遍擧、指顧して定むるを得べしと。既にして誤つて恩澤を蒙り、職を條（六）例に受け、得失を抗論して、有司と合はず。外補（七）を請ふを得たる、今に於て七年。而も天下の治安、終に未だ見るべからず、臣竊に之を疑ふ。伏して惟ふに陛下天生の聖德、聰明睿智、學ばずして具る。其謀慮措置に於ては、旨ち何ぞ云ふ

左右親近。必無二爲言者一。惟兄弟之親。誠求三哀於二陛下一而已。臣竊哀二其志一。不レ勝二手足之情一。故爲冒レ死一言。昔漢淳于公得レ罪。其女子緹縈。請下沒爲二官婢一以贖中其父上。漢文因レ之遂罷二肉刑一。今臣螻蟻之誠。雖二萬萬不レ及二緹縈一。而陛下聰明仁聖過レ於二漢文一遠甚。臣欲レ乞下納二在身官一以贖中兄軾上。非敢望レ末二減其罪一。但得レ免二下レ獄死一爲レ幸。兄軾所レ犯。若顯有二文字一。

んことを乞はんと欲す。敢て其罪を末減(九)するを望むに非ず、但獄に下されて死するを免るゝを得ば幸と爲すのみ。兄軾の犯す所、若し顯(一〇)に文字有らば、必ず敢て拒抗(一一)承けずして以て重ねて罪を得ざらん。若し陛下の哀憐を蒙り、其萬死を赦し、牢獄より出づるを得しめば、則ち死して復生く、宜しく何を以てか報ずべき。臣願くは兄軾と心を洗ひ過を改め、骨を粉にし效を報ぜんに、惟陛下の使ふ所にして、死して後に已まん。臣孤危迫切に勝へず。告訴する所無く、誠を陛下に歸す。惟其狂妄を寛うし、特に乞ふ所を許せ。臣天に祈り命を請ひ激切(一二)隕越の至に任ふる無し。

(一) 捕はれて獄に就く　(二) 世に稀なる明天子　(三) 喰違ひて相合はず　(四) 微功を老後に致す　(五) 禮記に骨肉の恩手足の愛とあるに由る、兄弟の親を謂ふ　(六) 身を官に沒入す　(七) 螻けら、共に微蟲　(八) 臣が官職を返納す　(九) 輕減に同じ　(一〇) 明白　(一一) 命に逆らひ承服せずして重ねて罪を得る事をなさず　(一二) 感激迫切し罪を負うて顚墜する義、情願の切なるを謂ふ

詩已自傳播。臣誠哀下軾愚於二自信一。不レ知三文字輕易。迹渉二不遜一。雖レ改レ過自新二、而已陷中於刑辟上。
不レ可二救止一。

軾之將レ就レ逮也。使レ謂レ臣曰。軾早衰多レ病。必死二於牢獄一。死固分也。然所レ恨者。少抱二有爲之志一。而遇二不世出之主一。雖レ齟二齬於當年一。終欲レ效二尺寸於晩節一。今遇二此禍一。雖レ欲三改レ過自新。洗レ心以事二明主一。其道無レ由。況立レ朝最孤。

軾の將に逮に就かんとするや、(一)臣に謂はしめて曰く、軾早く衰へて病多し、必ず牢獄に死せん。死は固より分なり、然も恨む所の者は、少きより有爲の志を抱いて、(二)不世出の主に遇へり。當年に(三)齟齬すと雖も、終に(四)尺寸を晩節に效さんと欲せり。今此禍に遇ふ、過を改めて自ら新にし、心を洗ひて以て明主に事へんと欲すと雖も、其道由無し、況んや朝に立つて最も孤なり、左右親近、必ず爲に言ふ者無し、惟兄弟の親、誠に哀を陛下に求めんことのみと。臣竊に其志を哀しみ、(五)手足の情に勝へず、故に爲に死を冒して一言す。昔は漢の淳于公罪を得たり。其女子緹縈、(六)沒して官婢と爲り、以て其父を贖はんと請へり。漢文之に因りて遂に肉刑を罷めき。今臣(七)螻蟻の誠、萬萬緹縈に及ばずと雖も、而も陛下聰明仁聖、漢文に過ぐる遠きこと甚し。臣(八)在身の官を納れて、以て兄軾を贖は

臣早失二怙恃一。惟兄軾一人。相須爲レ命。今者竊聞二其得レ罪逮捕赴レ獄。擧レ家驚號。憂在レ不レ測。臣竊思念。軾居レ家在レ官。無二大過惡一。惟是賦性愚直。好談二古今得失一。前後上レ章論レ事。其言不レ一。陛下聖德廣大。不レ加二譴責一。軾狂狷寡レ慮。竊恃二天地包含之恩一。不二自抑畏一。頃年通二判杭州一。及知二密州一日。每遇レ物托レ興。作二爲歌詩一。語或輕發。向者曾經二臣寮繳進一。陛下置而不レ問。軾感二荷恩貸一。自レ此深自悔咎。不二敢復有一レ所レ爲。但其舊

得失を談じ、前後章を上り事を論ずるに、其言一ならず。陛下聖德廣大、譴責を加へず。軾狂狷(七)慮り寡く、竊に天地包含の恩を恃んで、自ら抑畏(八)せず。頃年杭州に通判とし、及び密州に知たる日、每に物に遇ひ興に托し、歌詩を作爲するに、語或は輕發す。向に曾て臣寮の繳進(九)を經たるも、陛下置いて問はざりき。軾恩貸(一〇)を感荷し、此より深く自ら悔咎して、敢て爲す所有らず。但其舊詩は已に自ら傳播す。臣誠に軾が自信に愚にして、文字輕易、迹不遜に涉るを知らず、過を改めて自ら新にすと雖も、而も已に刑辟(一一)に陷りて、救止すべからざるを哀しむ。

(一) 詩案により御史臺の獄に下りし時の上書なり (二) 切迫の懇願 (三) 天子 (四) 父母なり、詩經に父無くば何をか怙まん母無くば何をか恃まんとあり (五) 生命助かるまじと憂ふ (六) 大なる不都合 (七) 偏急褊激 (八) 抑へ畏る (九) 繳の字一に繳に作る、繳に同じ、戻の義也、論駁を進奏す (一〇) 罪を寬宥せられし事 (一一) 刑罰

而不釋。陛下聰明睿知。廢置自我。而獨爲此鬱鬱也。漢宣帝與趙充國擊匈奴。魏相非之。以爲當與平昌侯樂昌侯平恩侯及有識者詳議乃可。此三人者。非賢於趙充國也。然而與國同憂樂。無饒倖功名之心。與希寵僥賞之意。則過於充國遠甚。充國猶不可聽。而況不如充國者哉。陛下將安民保國。而與喜功伐好排利者誅之。臣不知其可也。臣不勝區區忘身憂國之誠。是以勢疏而言切。惟陛下察之。

(一) 王安石等を指す (二) 建議の事宜しきを得ずして、衆議により變更する事となれば、帝は建議の者を怪訝す云々 (三) 生殺與奪の權命 (四) 天下の政務を廢するも新設するも、天子の意のまゝなり (五) 王無故平昌侯たり、王武は樂昌侯たり、並に宣帝の舅、平恩侯許廣漢は皇后の父なり (六) 事功進名

臣聞困急而呼天。疾痛而呼父母者。人之至情也。臣雖草莽之微。而有危迫之懇。惟天地父母哀而憐之。

兄軾が獄に下れるが爲に上れる書(一)

臣聞く困急して天を呼び、疾痛して父母を呼ぶ者は、人の至情なりと。臣草莽の微なりと雖も、而も危迫(二)の懇有り、惟天地(三)の父母、哀しんで之を憐むのみ。臣早く怙恃を失ひ、惟兄軾一人のみ。相須つて命を爲しき。今は竊に其罪を得て逮捕獄に赴くを聞き、家を擧げて驚號し、(四)憂測られざるに在り。臣竊に念するに、軾が家に居り官に在る、(六)大過惡無し。惟是れ賦性愚直、好んで古今

之矣。悔レ之而不レ變。非二陛下之意一也。迫レ於二建議之臣一耳。夫人臣進三謀於二其君一。苟事之不レ遂。而變以從レ衆。則人主有三以測二其深淺一。人主有三以測二其深淺一。則其用捨之命。在レ於二人主一。此人臣之所二以不一レ便也。臣竊痛下陛下爲二社稷之計一。欲三改レ過以安二天下一。而怙レ權固レ位之臣。持レ之

に進むる、苟も事の遂げずして、變じて以て衆に從へば、則ち人主以て其深淺を測る有り、人主（一）以て其深淺を測る有れば、則ち其（三）用捨の命、人主に在り。此れ人臣の便ならざる所以なり。臣竊に陛下社稷の計を爲し、過を改めて以て天下を安くせんと欲するに、權を怙み位を固うするの臣、之を持して釋さず。陛下が聰明睿智、（四）廢置我よりして、獨り此の鬱鬱を爲すを痛む。漢の宣帝、趙充國と匈奴を撃つ。魏相之を非として、以爲らく當に（五）平昌侯樂昌侯平恩侯及び識有る者と詳議して乃ち可なるべしと。此三人の者は、趙充國より賢れるに非ざるなり。然り而して國と憂樂を同じうし、功名を僥倖するの心と、爵賞を希望するの意と無きは、則ち充國に過ぐる遠きと甚だし。充國すら猶ほ聽くべからず。而も況んや充國に如かざる者をや。陛下將に民を安んじ國を保たんとして、（六）功伐を喜み權利を好む者と之を謀る。臣其可なるを知らざるなり。臣區區身を忘れ國を憂ふるの誠に勝へず。是を以て勢疎にして言切なり、惟陛下之を察せよ。

饑饉。積悍之民奮爲羣盜。侵淫蔓延。滅而復起。英雄乘間而作。振臂一呼。而千人之衆。可得而聚也。如此而勝廣之形成。此所謂土崩之勢也。臣恐陛下至此雖欲復悔。而無所及矣。故臣願陛下取即位之政。與今日之事。而試觀之。天下擾擾不安。孰與今日之甚。羣臣交口爭辯。孰與今日之衆。陛下聽覽疲倦。孰與今日之多。悔恨自責。孰與今日之切。陛下誠以此較之。則不待臣言之終。而得失可以自決矣。且夫即位之政。陛下之本心也。今日之事。臣下之過計也。陛下棄即位之本心。而狥臣下之過計。臣竊以爲過也。

雖然。臣竊聽之道路。方今陛下。則亦悔

孰與ぞや。陛下誠に此を以て之を較せば、則ち臣が言の終るを待たずして、得失以て自ら決すべし。且つ夫れ即位の政は、陛下の本心なり。今日の事は、臣下の過計なり。陛下即位の本心を棄てて、臣下の過計に狥ふ。臣竊に以爲らく過てりと。

然りと雖も臣竊に之を道路に聽くに、方今陛下、則ち亦之を悔ゆ。之を悔いて變ぜざるは、陛下の意に非ず、建議の臣に迫らるゝのみと。夫れ人臣の謀を其君

(一)四肢五體　(二)積さふすよ　(三)貧窮のため母を他家に嫁せしむ　(四)夫役を免れんとす　(五)飢饉道殍　(六)勇猛の人民　(七)陳勝・吳廣がしたる形勢　(八)紛亂の貌　(九)政務を親、羣言を聽くために疲勞すること　(一〇)過てる計策

且臣觀ㇾ之。方今陛下之所ニ是而未ㇾ悔者。亦有ㇾ三而已。青苗助役保甲。三者之弊。臣不ニ復言一矣。何者。言ㇾ事者論ニ其不可一。非ニ一人一也。百姓毀ニ壞支體一。燻ニ灼耳目一。嫁ㇾ母分ㇾ居。賤ニ賣田宅一。以自脱免。非ニ一家一也。陛下其亦知ㇾ之矣。徘徊而不ㇾ改。使ニ民無一ㇾ所ニ告訴一。加ㇾ之以ニ水旱一。繼ㇾ之以ニ

且つ臣之を觀るに、方今陛下の是として未だ悔いざる所の者、亦三有り。青苗助役保甲三者の弊は、臣復言はず。何となれば事を言ふ者の其不可を論ずる、一人に非ざればなり。百姓支體を毀壞し、(一)耳目を燻灼し、(二)母を嫁し居を分ち、(三)田宅を賤賣して、以て自ら脱免する、(四)一家に非ざればなり。陛下其れ亦之を知らん。(五)徘徊して改めず。民をして告訴する所無からしめ、之に加ふるに水旱を以てし、之に繼ぐに饑饉を以てせば、(六)積悍の民、奮つて羣盜と爲り、侵淫蔓延、滅して復起り、英雄間に乘じて作り、臂を振うて一呼せば、千人の衆、得て聚むべし。此の如くにして(七)勝廣の形成るは、此れ所謂土崩の勢なり。臣恐らくは陛下此に至りて、復悔いんと欲すと雖も及ぶ所無けん。故に臣願くは、陛下即位の政と今日の事とを取つて、試に之を觀ば、天下(八)擾擾として安からざる、今日の甚しきに孰與ぞや。羣臣口を交へて爭辯する、今日の衆きに孰與ぞや。陛下(九)聽覽疲倦、今日の多きに孰與ぞや。悔恨自ら責むること、今日の切なるに

可ㇾ欺者民也。勇而不ㇾ可ㇾ犯者兵也。險而不ㇾ可ㇾ侮者鄰國也。今陛下既已欺ㇾ民。犯ㇾ兵而侮ニ鄰國一。矣。夫犯ㇾ兵侮ㇾ鄰。變速而禍小。至ㇾ於ㇾ欺ㇾ民。則變遲而禍大。變速而禍小者。瓦解之憂也。變遲而禍大者。土崩之患也。今瓦解之憂。陛下既知ㇾ悔矣。土崩之患。陛下未ニ以爲一ㇾ意。此臣之所ニ以寒心一也。易曰。不ㇾ遠復。無ㇾ祇ㇾ悔。元吉。事之未ㇾ敗也。陛下不ㇾ悟ニ其非一。必俟ニ其敗一而後悔。如ニ向三者一。則陛下之復已遠。而悔亦大矣。

り、險にして侮るべからざる者は鄰國なりと。今陛下既に已に民を欺き、兵を犯して鄰國を侮る。夫れ兵を犯し鄰を侮るは、變速にして禍小なり。民を欺くに至つては、則ち變遲くして禍大なり。變速にして禍小なる者は、瓦解(一)の憂なり。變遲くして禍大なる者は、土崩(二)の患なり。今瓦解の憂、陛下既に悔ゆるを知るも、土崩の患は、陛下未だ以て意と爲さず。此れ臣の寒心(三)する所以なり。易に曰く、遠からずして(四)復り、悔に祇る無きは元吉(五)と。事の未だ敗れざるや、陛下其非を悟らず、必ず其敗を俟つて後に悔ゆること、向の三者の如くんば、則ち陛下の復るや已に遠くして、悔も亦大ならん。

(一) 漢書徐樂の語なり、一かたまり〳〵に敗れ崩るゝをいふ　(二) 散じて沙塵となるなり　(三) 戒懼戰慄　(四) 復の卦初爻の辭なり、深遠ならざる中に引返せば後悔するに至らずとの義　(五) 大いに吉

當ニ此之時一。天下之心。知ニ其必敗一矣。而陛下與ニ一二臣者一。方以爲ニ萬擧而萬全一。既而出ニ兵無人之境一。築ニ城不守之地一。困ニ弊腹心一。以求ニ無益之功一。使ニ秦晉之民一。父子流離。肝腦塗レ地。戎人徼レ勸受レ屈。已築之城。隨即傾覆。救援之兵。相繼潰叛。四方震動。君臣宵旰。而後下ニ罪レ己之詔一。投ニ竄元帝一。以謝ニ二鄙一。而陛下既三悔矣。夫此三者。方ニ其未レ悔也。陛下亦以爲レ是邪。非邪。陛下犯ニ逆衆心一。力行而不レ顧。其必以爲レ是。不ニ以爲レ非也。然而其終卒至ニ於此一。然則方今陛下之所ニ是而未レ悔者。無ニ乃亦類レ此歟。

て、以て二鄙(一二)に謝す。而も陛下既に三たび悔ゆ。夫れ此の三者は、其未だ悔いざるに方つてや、陛下も亦以て是と爲ししか非か。陛下衆心に犯逆して、力行して顧みず。其れ必ず以て是と爲して、以て非と爲さざりしならん。然り而して其れ終に卒に此に至る。然らば則ち方今陛下の是として未だ悔いざる所の者は、乃ち亦此に類する無からんや。

(一) 不安の貌 (二) 邊境を守る李復圭策を失して復戎狄の心を動かす (三) 王安石を指していふ也 (四) 韓絳 (五) 邊境の事 (六) 勅書 (七) 熙寧四年羅兀城を築き、又永樂川賞逋嶺の二砦及撫寧の故城等を築く (八) 中國腹心の要地 (九) 倦怠を迎へて弱みにつけ入る (一〇) 夏人撫寧を圍むや新築の諸城そばより皆陷る (一一) 主謀の者 (一二) 西北二邊なり

臣聞。衆而不レ

臣聞く、衆にして欺くべからざる者は民なり、勇にして犯すべからざる者は兵な

而揀兵併營之策。其害先見。武夫凶悍。爲レ怨最深。爲レ患最急。陛下知二其不一レ可。於レ是多支二月糧一。復收二退卒一。以順二適其意一。而陛下既再悔矣。

然軍中之口。猶復洶洶不レ靖。陛下雖下推レ恩撫上レ之。而終不三以爲二惠。反謂二陛下畏一レ之耳。不幸邊臣失レ算。再生二戎心一。帷幄之臣。謀レ之不レ臧。不レ務レ安レ之而務レ撓レ之。臨二遣執政一付以二疆事一。多出二金幣一豫書二誥勅一以成二其深入之計一。

然るに軍中の口、猶ほ復洶洶として靖からず。陛下恩を推し之を撫すと雖も、而も終に以て惠と爲さず、(一)反つて陛下之を畏ると謂ふのみ。不幸にして(二)邊臣算を失ひ、再び戎心を生じ、帷幄の臣、之を謀ること臧からず、之を安んずるを務めず、之を撓すを務めて、(三)執政を臨遣し、付するに(四)疆事を以てし、多く金幣を出し、豫め誥勅を書し、(五)以て其深入の計を成す。此の時に當つて、天下の心、其必ず(六)敗れんことを知りき。而るに陛下一二の臣者と、方に以て萬擧して萬全なりと爲す。既にして兵を無人の境に出し、(七)城を不守の地に築き、(八)腹心を困弊して、以て無益の功を求め、秦・晉の民をして、父子流離、肝腦地に塗れしむ。戎人(九)勁を徼して屈を受け、已に築くの城は、(一〇)隨つて即ち傾覆し、救援の兵、相續いで潰叛し、四方震動、君臣宵旰す。而して後に己を罪するの詔を下し、(一一)元帝を投竄し

深究二其害一。於レ是舉而從レ之。設二條例司一。而講二求天下之遺利一。己酉之秋。新政始出。自レ是以來。凡所二變革一。不レ可二悉數一。其最大者。一出而爲二常平靑苗一。再出而爲二揀兵幷營一。三出而爲二出錢雇役一。四出而爲二保甲教閱一。四者並行二於世一。官吏疑惑。兵民憤怨。諫爭者章交二於朝一。誹謗者聲播二於市一。陛下不レ勝二其煩一。爲レ之當レ宁太息。日昃而不レ食矣。然猶幸二其成功一。力排二衆人之議一而固守レ之。天下方共厭苦。而不レ知二其所一レ止也。

れて、官吏疑惑し、兵民憤怨し、諫爭する者章(九)は朝に交り、誹謗する者聲は市に播く。陛下其煩に勝へず、之が爲に宁(一〇)に當つて太息し、日昃(一一)するも食せず。然も猶ほ其成功を幸(一二)し、力めて衆人の議を排して之を固守す。天下方に共に厭苦して、其止る所を知らず。而して揀兵併營の策、其害先づ見れ、武夫凶悍、怨を爲すこと最も深く、患を爲すこと最も急なり。陛下其不可を知り、是に於て多く月糧(一三)を支へ、復退卒(一四)を收めて、以て其意に順適す。而も陛下既に再び悔いぬ。

(一) 姦は資に通ず (二) 宏遠濶達 (三) 軍律を失つて敗績す (四) 煕寧二年 (五) 常平法の資本を以て靑苗法を行ふ故に常平靑苗と謂ふ、上神宗皇帝書參照 (六) 上神宗皇帝書に出づ (七) 上に同じ (八) 諸州の民兵を籍し所謂農兵として敎閲するなり (九) 上書の文 (一〇) 人君朝を視るに佇立する所の場所 (一一) 日傾く (一二) こひねがふ (一三) 多量の扶持米を支給す (一四) 退役の軍人を復役す

之以二干戈一。小人貪レ功、慮レ害不レ遠。輕發深入。結二怨西戎一。擴二奪尺寸無用之土一。空二竭內府累世之積一。大者疲二弊秦雍一。小者身死二寇讐一。西鄙騷然不レ寧。而陛下始一悔矣。

ゆ。

(一) 限度を過ぐ　(二) 經略王韶の策を指す　(三) 陝西宣撫使經略幕府を延安に開き横山を取るの計をなす　(四) 保安軍の王韶平戎三策を上り沿邊の諸羌を招誘せんとす　(五) 信用して貨を以て誘す　(六) ぬすみ奪ふ　(七) 延安保安は皆秦の地にして古の雍州に當る

然而陛下天姿英果。有二漢武宏達之量一。雖二復兵吏失一レ律。而立レ功之意。未二嘗少衰一。是以左右大臣。測二知此心一。復進二財利之說一。陛下樂レ聞二其利一。而未レ暇三

然り而して陛下天姿英果(一)、漢武宏達(二)の量有り、復兵吏律を失ふ(三)と雖も、而も功を立つるの意、未だ嘗て少くも衰へず。是を以て左右大臣、其心を測知して、復財利の說を進むるに、陛下其利を聞くを樂んで、未だ深く其害を究むるに暇あらず。是に於て舉げて之に從ひ、條例司を置いて、天下の遺利を講求す。己酉(四)の秋、新政始めて出で、是より以來、凡そ變革する所、悉く數ふべからず。其最大なる者は、一たび出でて常平青苗と爲り(五)、再び出でて揀兵幷營と爲り(六)、三たび出でて出錢雇役と爲り(七)、四たび出でて保甲教閱と爲り(八)、四者並に世に行は

紜之議。不レ至於二朝廷一。謗讟之聲。不レ聞レ於二閭里一。陛下優游無爲而天下已治矣。爲レ國如レ此。豈不レ樂哉。陛下自レ今視レ之。當日之政。其爲レ可二悔恨一者凡有レ幾。以レ臣視レ之。非二獨陛下無レ所二悔恨一。雖二天下之人一。亦未レ有二以爲レ失レ當者一也。何者。政令簡易。而人情之所レ安耳。易曰。易則易レ知。簡則易レ從。易レ知則有レ親。易レ從則有レ功。有レ親則可レ久。有レ功則可レ大。向使下陛下推二行此道一。終始不上レ變。則臣以爲可レ久可レ大之功。可二得而致一矣。

記する能はざる程多し　（七）英宗崩御を指す　（八）企望の貌　（九）神宗と皇太后曹氏と　（一〇）そしりそしる　（一一）適當ならず　（一二）易繫辭に出づ　（一三）即位の初に執りし政治の簡易なる方式

其後求レ治太切。用レ意過當。姦臣緣レ隙。得レ進二邪說一。始議レ開レ邊。以中二上旨一。於レ是延安有二橫山之謀一。保安有二招誘之計一。陛下饒之以二金帛一。假レ

其後治を求むる太だ切に、意を用ふる過當なり。（一）姦臣隙に緣りて、（二）邪說を進むるを得、始めて邊を開くを議し、以て上の旨に中つ。是に於て延安に橫山の謀有り、（三）保安に招誘の計有り。（四）陛下之を饒にするに金帛を以てし、（五）之に假すに干戈を以てす。小人功を貪り、害を慮ること遠からず、輕發深入、怨を西戎に結び、尺寸無用の土を攘奪し、（六）內府累世の積を空竭す。大なる者は秦雍を疲弊し、（七）小なる者は身寇讐に死し、西鄙騷然として寧からず。而して陛下始めて一たび悔

詔二有司一。四方聞レ之。無レ不二感泣一。其後一年之間誕布二號令一。勸二率宗族一。惇二孝悌之行一。勉二勵州郡一。先二農桑之政一。復二轉對一以廣二言路一。議二徭役一以寛二民力一。盛德之事。不レ可二具記一。是時天下雖二大變之後一。而無レ不下翻然想レ聞二德音一。以忘中其憂上。兩宮歡欣九族親睦。羣臣萬民蒙レ福而安。紛

に記すべからず。是の時天下(八)大變の後なりと雖も、翻然として德音を聞くを想うて、以て其憂を忘れざる無く、(九)兩宮歡欣、九族親睦、羣臣萬民、福を蒙つて安く、紛紜の議、朝廷に至らず、(一〇)謗議の聲、閭里に聞えず。陛下優游無爲にして天下已に治りぬ。國を爲むる此の如し、豈樂しからざらんや。陛下今より之を視るに、當日の政、其悔恨すべしと爲す者、凡そ幾く有りや。臣を以て之を視るに、獨り陛下が悔恨する所無きのみに非ず、天下の人と雖も、亦未だ以て(一一)當を失ふと爲す者は有らざるなり。何となれば、政令簡易にして、人情の安んずる所なればのみ。(一二)易に曰く、易なれば則ち知り易く、簡なれば則ち從ひ易し。知り易ければ則ち親有り。從ひ易ければ則ち功有り。親有れば則ち久しうすべく、功有れば則ち大にすべしと。向に陛下をして(一三)此道を推行し、終始變ぜざらしめば、則ち臣以爲らく、久しうすべく大にすべきの功、得て致すべしと。

(一) 英宗皇帝の葬儀を指す　(二) 民の爲に憂慮す　(三) 大いに　(四) 上神宗皇帝書に出づ　(五) 役夫　(六) 一々に

而與二世俗一爭議上也哉。是以得失之間。久而無レ所レ與。今者竊有レ所レ懷。上爲二陛下一參二之官吏一。下爲二陛下一驗二之百姓一。而安危之機。實在レ於レ此。自惟受二恩累聖一。邦之休戚。身實同レ之。志力雖レ衰。於レ義不レ可レ嘿已。然臣之所レ欲レ言者。非下敢遠引二前古一。逆探二未然一。以惑中陛下之聰明上也。凡皆陛下之所二嘗試一。而臣愚之所二與聞一者耳。

古を引き、逆め(一三)未然を探り、以て陛下の聰明を惑はすに非ず。凡そ皆陛下の嘗試する所にして、臣愚の與り聞く所の者のみ。

(一)寬容の德を稱す　(二)心昏み目眩む　(三)疾加はるのみ　(四)餘命靜養を乞ひ求む　(五)鄕里　(六)神宗皇帝　(七)政治の是非善惡を申立つ　(八)世間に關與せず　(九)官吏の處務に參照す　(一〇)人民の現狀に實驗す　(一一)累代の聖天子　(一二)幸福と禍難と　(一三)將來

臣伏見陛下卽位之始。計慮深遠。凡有レ所レ建。動合二天心一。始議二山陵一。深恤二費用之廣一。推二明先帝薄葬之命一。以

臣伏して見んみるに陛下卽位の始、計慮深遠、凡そ建つる所有り、動くこと天心に合ふ。始め山陵を議し、深く費用の廣を恤へ(二)、先帝薄葬の命を推明して、以て有司に詔(一)す。四方之を聞いて、感泣せざるは無し。其後一年の間、誕(三)いに號令を布き、宗族を勸率し、孝悌の行を惇くし、州郡を勉勵し、農桑の政を先にし、轉對(四)を復して以て言路を廣め、傜役(五)を議して以て民力を寬にす。盛德の事、具(六)

廢塞。親擇二便地一。以盡二安養一。將レ辭之日。而承二德音一。以爲大臣之義。皆當二爲レ國謀慮一。不レ宜下以二中外一爲レ錄。有上所レ不レ盡。古人有レ言。雖二乃身在一レ外。乃心罔レ不レ在二王室一。

(一)張方平なり　(二)盡分を越え權限を過ぎて言ふ　(三)國法により處分せらる　(四)諫爭上言を職責とする者　(五)有り難き仰せ言　(六)朝の內外　(七)書經康王の誥に見ゆ

伏惟聖德廣大。無レ所レ不レ容。而臣自レ到レ任以來。於レ今一歲。心目昏眩。有レ加無レ瘳。故嘗乞二丐餘生一。求レ還二閭舍一。區區之誠。久而未レ獲。陛下視二臣志氣之衰至一レ此。豈復有レ意下別二白是非一。

伏して惟みるに聖德廣大、(一)容れざる所無し。而も臣任に到りてより以來、今に於て一歲、(二)心目昏眩、(三)加ふること有るも瘳ゆること無し。故に嘗て(四)餘生を乞丐して、(五)閭舍に還るを求めき。區區の誠、久しうして未だ獲ず。(六)陛下臣が志氣の衰ふる此に至るを視よ、豈復(七)是非を別白して、世俗と爭ひ議するに意有らんや。是を以て得失の間、久しうして與る所無し。今は竊に懷ふ所有り。上は陛下の爲に(八)之を百姓に驗するに、安危の機、實に此の爲に之を(九)官吏に參し、下は陛下の爲に之を百姓に驗するに、安危の機、實に此に在り。自ら惟ふに恩を(一一)累聖に受け、邦の(一〇)休戚、身實に之を同す。志力衰ふと雖も、義に於て嘿すべからず。然るに臣の(一二)言はんと欲する所の者は、敢て遠く前

伏以中外臣庶。各有二職事一。越レ職而言。國有二常憲一。臣守二土陳州一。非レ有二言責一。而輙言レ之。計二其狂愚一。玆實有レ罪。然臣伏念。頃以二老疾一。不レ任二吏事一。陛下未レ忍二

卷之二十五

蘇轍子由著

陳州にして張安道の爲に時事を論ずる書(一)

伏して以んみるに中外の臣庶、各〻職事有り。(二)職を越えて言へば、國に常(三)憲有り。臣土を陳州に守り(四)、言責有るに非ず、而も輙く之を言ふ。其狂愚を計るに、玆に實に罪有り。然れども臣伏して念ふに、頃ろ老疾を以て、吏事に任せず。陛下未だ廢棄するに忍びず、親ら便地を擇び、以て安養を遂げしむ。將に辭せんとする日、面り(五)德音を承く。以爲らく、大臣の義、皆當に國の爲に謀慮すべし、宜しく(六)中外を以て嫌と爲し、盡さざる所有るべからず。古人言ふ有り、乃(七)ち身外に在りと雖も、乃ち心王室に在らざる罔しと。

莫レ不二惆悵失一レ望、而猶庶三幾於二萬一一者。幸公之未レ衰。孰謂三公無二復有一レ意レ於二斯世一也。在一去而莫二予追。豈厭二世溷濁一潔レ身而逝乎。將民之無レ祿。而天莫二之遺一。昔我先君懷レ寶遁レ世。非レ公則莫二能致一。而不肖無狀。因緣出入。受三敎於二門下一者。十二有六年於レ玆。聞二公之喪一。義當二匍匐往弔一。而懷レ祿不レ去。愧二古人一以忸怩。緘レ詞千里。以寓二一哀一而已矣。蓋上以爲二天下一慟。而下以哭二其私一。

身を潔うして逝けるか、將民の祿無くして(六)、天(七)之を遺す莫かりしか。昔我先君(八)、寶を懷き世を遁れき。公に非ずんば則ち能く致す(九)莫し。而して不肖無狀(一〇)、因緣出入し、教を門下に受けし者、玆に十有六年なり。公の喪を聞く、義(一一)當に匍匐して往いて弔すべし。而も祿を懷ひて去らず、古人に愧ぢて以て忸怩たり(一二)。詞を(一三)緘する千里、以て一哀を寓するのみ。蓋し上は以て天下の爲に慟し、而して下は以て其私(一四)に哭す。

(一)憂歎　(二)歎息失望の貌　(三)機を見て再び世に出づること有らんと思考す　(四)予を追ふ者有ることと　(五)世獨りにごる　(六)不幸不運　(七)天斯の人を世上に遺し置かざるか　(八)老蘇道德を懷藏して世に忍ぶ　(九)歐公老蘇を推用す　(一〇)不都合　(一一)急ぎ往き弔すべき義、詩經に凡そ民喪有れば匍匐して之を救ふとあり　(一二)羞愧の色　(一三)詞を封書に認めて千里に寄す　(一四)一己の私のために哭泣す

有レ所レ畏而不レ爲。譬如下大川喬嶽。不レ見二其運動一。而功利之及二於物一者。蓋不レ可二以數計而周知一。今公之沒也。赤子無レ所二仰芘一。朝廷無レ所二稽疑一。斯文化爲二異端一。而學者至レ於レ用レ夷。君子以爲無二爲爲一レ善。而小人沛然自以爲レ得レ時。譬如下深淵大澤。龍亡而虎逝。則變怪雜出。舞二鰌鱓一而號中狐狸上。

以爲らく爲に善を爲す無しと。而も小人は沛然(九)として自ら以爲らく時を得たりと。譬へば深淵大澤に、龍亡びて虎逝き、則ち變怪雜出、鰌鱓(一〇)を舞はして狐狸を號(一一)せしむるが如し。

(一)疑を決する所の物　(二)諸君子公を頼る　(三)羣小人公を畏避す　(四)高山　(五)數へ立てゝ悉く知るを得べからざるが如し　(六)仰ぎ覆はるゝ所　(七)疑問を質す所　(八)夷狄の道を用ふ　(九)勢强き貌　(一〇)泥鰌と鱓と以て小人の跋扈するにたとふ　(一一)啼き號ぶ

昔其未レ用也。天下以爲レ病。而其既用也。則又以爲レ遲。及二其釋レ位而去一也。莫レ不レ冀二其復用一。至二其請レ老而歸一也。

昔其未だ用ひられざるや、天下以て病(一)と爲しき。其既に用ひらるゝや、則ち又以て遲しと爲しき。其位を釋てて去るに及んでは其復用ひらるゝを冀はざる莫く、其老を請うて歸るに至りては、惆悵として望を失はざる莫かりき。而も猶ほ萬一を庶幾せし者は、幸に公の未だ(二)衰へざる、孰か公復斯世に意有ること無(三)からんと謂へばなり。奄ち一去して予を追ふ(四)こと莫けんと。豈世の溷濁(五)を厭ひ、

人銳。其去レ人必速。已而果然。將レ死之歲、其言多レ可レ聽。頗有レ識者一。其死也。蓋年二十有七而已。始死。先君命レ軾曰。婦從ニ汝於ニ艱難一。不レ可レ忘也。他日汝必葬ニ諸其姑之側一。未ニ朞年一而先君沒。軾謹以ニ遺令一葬之。銘曰。君得レ從ニ先夫人於ニ九原一。余不レ能。嗚呼哀哉。余永無レ所ニ依怙一。君雖レ沒。其有ニ與爲レ婦。何傷乎。嗚呼哀哉。

所無し。君沒すと雖も、其れ(一〇)與に婦爲る有り、何ぞ傷まんや。嗚呼哀しい哉。

(一) 君は兩親の膝下を離るゝこと遠し　(二) 表坐敷　(三) 障蔽物のうしろ　(四) 定見無きを謂ふ　(五) 言皆驗有り　(六) 道理に通曉せる者　(七) 王氏の死より一ヶ年立たぬ内に老蘇の沒せるをいふ　(八) 黄泉の下　(九) 依り恃むべき兩親　(一〇) 家婦として兩親の側に在るを得

嗚呼哀哉。公之生レ於レ世。六十有六年。民有ニ父母一。國有ニ蓍龜一。斯文有レ傳。學者有レ師。君子有レ所レ恃而不レ恐。小人

歐陽文忠公を祭る文

嗚呼哀しい哉、公の世に生るゝ、六十有六年、民に父母あり、國に蓍龜(一)有り、斯文傳有り、學者師有り。君子(二)恃む所有りて恐れず、小人(三)畏るゝ所有りて爲さず。譬へば大川喬嶽(四)の、其運動を見ずして、功利の物に及ぶもの、蓋し以て數計(五)して周知すべからざるが如し。今公の沒するや、赤子は仰庇(六)する所無く、朝廷は稽疑(七)する所無く、斯文化して異端と爲り、而して學者夷(八)を用ふるに至る。君子は

從軾官於鳳州。軾有所爲於外。君未嘗不問知其詳。曰子去親遠。不可以不愼。日以先君之所以戒軾者相語也。軾與客言於外。君立屏間聽之。退必反覆其言曰。某人也。言輒持兩端。惟子意之所嚮。子何用與是人言。有來求與軾親厚甚者。君曰。恐不能久。其與

軾が鳳州に官たるに從ふや、軾外に爲す所有れば、君未だ嘗て其詳を問知せずんばあらず。曰く子(一)親を去ること遠し、以て愼まざるべからずと。日に先君の軾を戒めし所以の者を以て相語ぐ。軾客(二)と外に言へば、君屏間(三)に立つて之を聽き、退けば必ず其言を反覆して曰く、某人や言輒(四)ち兩端を持し、惟子が意の嚮ふ所、子何ぞ是の人と言ふを用ひんと。來つて軾と親厚を求むる甚しき者有り。君曰く、恐らくは久しきこと能はじ、其人に與すること鋭なるものは、其人を去るも必ず速ならんと(五)。已にして果して然りき。將に死なんとするの歳、其言聽くべきもの多く、識(六)有る者に類せり。其死するや、蓋し年二十有七のみ。始め死するや、先君軾に命じて曰く、婦汝に艱難に從ふ、忘るべからず。他日汝必ず諸を其姑の側に葬れと。未だ朞年(七)ならずして先君沒しぬ。軾謹んで遺令を以て之を葬る。銘に曰く、

君先夫人に九原(八)に從ふを得て、余は能はず、嗚呼哀しい哉。余永く依怙(九)する

月丁亥。趙郡蘇軾之妻王氏。卒於京師。六月甲午殯於京城之西。明年六月壬午。葬於眉之東北彭山縣安鎭鄕可龍里。先君先夫人墓之西北八步。軾銘其墓。曰。君諱弗。眉之青神人。鄕貢進士方之女。生十有六年而歸于軾。有子邁。君之未嫁。事父母。既嫁事我先君先夫人。皆以謹肅聞。其始未嘗自言其知書也。見軾讀書。則終日不去。亦不知其能通也。其後軾有所忘。君輒能記之。問其他書。則皆略知之。由是始知其敏而靜也。

に殯し、明年六月壬午、眉の東北彭山縣安鎭鄕可龍里、先君先夫人の墓の西北八步に葬る。軾其墓に銘して曰く、君諱は弗、眉の青神の人、鄕貢進士方の女なり。生れて十有六年にして、軾に歸ぐ、子、邁有り。君の未だ嫁せざる、父母に事へ、既に嫁しては我先君先夫人に事ふる、皆謹肅を以て聞ゆ。其始め未だ嘗て自ら其書を知るを言はざるも、軾の書を讀むを見て、則ち終日去らず、亦其能く通ずるを知らず。其後軾忘るゝ所有れば、君輙ち能く之を記す。其他の書を問ふに、則ち皆略之を知る。是に由りて始めて其敏にして靜なるを知りぬ。

(一) 英宗の年號　(二) 葬らざる前に假に棺に藏むるを謂ふ　(三) 老蘇とその夫人程氏と　(四) 嫁す　(五) 意味の通達するや否やを知らず　(六) 賢にして寡靜なり

於レ前。使二騎逐
而射一レ之。不レ獲。
方山子怒レ馬
獨出。一發得レ
之。因與レ余馬
上論二用兵及
古今成敗一。自
謂二一世豪士一。
今幾日耳。精
悍之色。猶見レ
於二眉間一。而豈
山中之人哉。
然方山子世有二勳閥一。當レ得レ官。使レ從二事於其間一。今已顯聞。而其家在二洛陽一。園宅壯麗。與二公侯一
等。河北有レ田。歲得二帛千匹一。亦足二以富樂一。皆棄不レ取。獨來二窮山中一。此豈無レ得而然哉。余聞光
黃間多二異人一。往往陽狂垢汗。不レ可二得而見一。方山子儻見レ之與。

の人ならんや。然れども方山子世々勳閥(四)有り、當に官を得べし。其間に從事せしめば(五)、今は已に顯聞せん。而して其家は洛陽に在り、園宅壯麗、公侯と等しく、河北田有り、歲に帛千匹を得。亦以て富樂する(六)に足るも、皆棄てて取らず、獨り窮山中に來れるは、此れ豈得る無くして(七)然らんや。余聞く光黃の間は、異人多く、往往陽狂垢汗(八)、得て見るべからず(九)と。方山子儻し之を見るか。

㊀ 酒上の辯懲し　㊁ かさゝぎ　㊂ たけ〲しき貌　㊃ 勳功ある家柄　㊄ 官途の間　㊅ 不自由なく生活し得　㊆ 心に得る所有り　㊇ うはべに狂を裝ひ垢じみ汚れたる姿をなす　㊈ 容易に他人に接せず

治平二年。五

亡妻王氏墓志銘

治平二年(一)、五月丁亥、趙郡蘇軾の妻王氏、京師に卒す。六月甲午、京城の西

冠服。徒步往二來山中一。人莫レ識也。見二其所一レ著帽。方屋而高。曰。此豈古方山冠之遺像乎。因謂二之方山子一。余謫二居於黃一。過二岐亭一適見焉。曰。嗚呼此吾故人陳慥季常也。何爲而在レ此。方山子亦矍然問下余所二以至レ此者上。余告二之故一。俯而不レ答。仰而笑。呼レ余宿二其家一。環堵蕭然。而妻子奴婢皆有二自得之意一。余既聳然異レ之。

のみ。余を呼んで其家に宿せしむるに、環堵蕭然として、而も妻子奴婢まで、皆自得の意有り。余既に聳然として之を異としぬ。

(一)共に地名　(二)漢代の俠客二人の名　(三)本家とし別分とす　(四)活動せんとす　(五)地名　(六)帽の中央を高くするなり　(七)五彩の穀(モチ)を以て飾ると後漢書に見ゆ　(八)黃州なり、公詩獄によりて謫せらる　(九)驚き顧る貌　(一〇)世の毀譽褒貶を輕んずるなり　(一一)狹隘にして寂寞たる貌

獨念方山子少時。使レ酒好レ劍。用レ財如二糞土一。前十有九年。余在二岐山一。見下方山子從二兩騎一。挾二二矢一。游中西山上。鵲起レ

獨り念ふに方山子の少時、酒を使ひ劍を好み、財を用ふる糞土の如かりき。前十有九年、余岐山に在り、方山子が兩騎を從へ、二矢を挾んで西山に游ぶを見しに、鵲前に起りしかば、騎をして逐うて之を射しめしに、獲ず。方山子馬を怒らせ、獨り出で、一發して之を得たり。因つて余と馬上に用兵及び古今の成敗を論じ、自ら一世の豪士と謂ひぬ。今幾日ぞ、精悍の色、猶ほ眉間に見はる、豈山中

陰風襲レ人。毛髮爲立。永昇今老矣。畫亦難レ得。而世之識レ眞者亦少。如ニ往時董羽。近日常州戚氏畫水一。世或傳寶レ之。如ニ董戚之流一。可レ謂ニ死水一。未レ可ニ永昇同レ年而語一也。

方山子光黄間隱人也。少時慕ニ朱家郭解爲一レ人。閭里之俠皆宗レ之。稍壯。折レ節讀レ書。欲ニ以レ此馳ニ騁當世一。然終不レ遇。晩乃遯ニ於光黄間一。曰ニ岐亭一。庵居蔬食。不ニ與レ世相聞一。棄ニ車馬一。毀ニ

方山子傳

方山子は光黄(一)間の隱人なり。少時より朱家・郭解(二)の人と爲りを慕ひ、閭里の俠皆之を宗とす(三)。稍〻壯なるや、節を折つて書を讀み、此を以て當世に馳騁せんと(四)欲す。然れども終に不遇なりき。晩に乃ち光黄の間に遯れ、岐亭(五)と曰ふに、庵居蔬食して、世と相聞せず。車馬を棄て、冠服を毀ち、徒歩山中を往來す、人識るもの莫し。其著くる所の帽、方屋(六)にして高きを見て、曰く、此れ豈古方山冠(七)の遺像かと。因つて之を方山子と謂ふ。余黄(八)に謫居し、岐亭を過ぎて適〻見る。曰く嗚呼此れ吾故人陳慥季常なり、何爲れぞ此に在ると。方山子も亦矍然(九)として余の此に至る所以の者を問ふ。余之に故を告ぐるに、俯して答へず、仰ぎて(一〇)笑ふ

形ₒ畫₂水之變₁。號稱₂神逸₁。其後蜀人黃筌孫知微。皆得₂其筆法₁。始知微欲下於₂大慈寺壽寧院壁₁。作中湖灘水石四堵上。營度經レ歲。終不₂肯下₁レ筆。一日蒼黃入レ寺。索₂筆墨₁甚急。奮レ袂如レ風。須臾而成。作₂輸瀉跳蹙之勢₁。洶洶欲レ崩ₒ屋也。知微既死。筆法中絕。五十餘年近歲成都人蒲永昇。嗜レ酒放浪。性與レ畫會。始作₂活水₁。得₂二孫本意₁。自₂黃居寀兄弟李懷袞之流₁。皆不レ及也。王公富人或以₂勢力₁使レ之。永昇輒嘻笑捨去。遇₂其欲レ畫。不レ擇₂貴賤₁。頃刻而成。嘗與レ予臨₂壽寧院水₁。作₂二十四幅₁。每₂夏日₁挂₂之高堂素壁₁。卽

本意を得たり。黃居寀兄弟李懷袞の流より、皆及ばず。王公富人、或は勢力を以て之を使しむれば、永昇輒ち嘻笑して捨て去る。其畫かんと欲するに遇へば、貴賤を擇ばず、頃刻(一五)にして成る。嘗て予と壽寧院の水に臨み、二十四幅を作る。夏日每に之を高堂の素壁(一六)に挂くるに、卽ち陰風人を襲ひ、毛髮爲に立つ。永昇今老いたり、畫も亦得難し。而して世の眞を識る者亦少し。往時董羽、近日常州戚氏の畫水(一七)の如き、世或は傳へて之を寶とするも、董戚の流の如きは、死水と謂ふべし、未だ永昇と年を同じうして(一八)語るべからざるなり。

(一)波のうねり　(二)謀て探る　(三)高低　(四)印板にして水影を摸したる紙　(五)唐僖宗の年號　(六)急流　(七)堵一丈を一板とし五板を堵とす、四壁に湖灘水石を描くを言ふ　(八)工夫意匠を凝らす　(九)急遽　(一〇)波の激ぎ崩れ飛散する貌　(一一)涌出の貌　(一二)氣鋭　(一三)活き活きさせる水態　(一四)孫位と孫知微　(一五)短時間を言ふ　(一六)白壁　(一七)畫ける水の圖　(一八)比較して語るべき價値なし

古今畫レ水。多作二平遠細流一。其善者不レ過三能爲二波頭起伏一。使三人至二以レ手捫レ之。謂レ有二窪隆一。以爲二至妙一矣。然其品格。特與二印板水紙一爭二工拙於毫釐間一耳。唐廣明中。處士孫位。始出二新意一。畫二奔湍巨浪一。與二山石一曲折。隨レ物賦レ

蒲永昇の畫後に書す

古今水を畫く、多く平遠細流を作す。其善なる者も、能く波頭起伏(一)を爲すに過ぎず。人をして手を以て之を捫(二)し、窪隆(三)有りと謂ふに至らしめば、以て至妙と爲すべし。然れども其品格は、特に印板水紙(四)と、工拙を毫釐の間に爭ふのみ。唐廣明(五)中、處士孫位、始めて新意を出し、奔湍巨浪(六)を畫き、山石と曲折し、物に隨つて形を賦し、水の變を盡す。號して神逸と稱す。其後蜀人黃筌、孫知微、皆其筆法を得たり。始め知微大慈寺壽寧院の壁に於て、湖灘水石四堵(七)を作さんと欲す。營度(八)歲を經れども、終に肯て筆を下さず。一日蒼黃(九)寺に入り、筆墨を索むる甚だ急に、袂を奮ふこと風の如く、須臾にして成るに、輸瀉跳蹴(一〇)の勢を作し、洶洶(一一)として屋を崩さんと欲す。知微既に死し、筆法中絕すること五十餘年。近歲成都の人蒲永昇、酒を嗜んで放浪(一二)し、性畫と會す。始めて活水(一三)を作し、二孫(一四)の

子之於ㇾ學。百工之於ㇾ技。自二三代一歴ㇾ漢。至ㇾ唐而備矣。故詩至ㇾ於二杜子美一。文至ㇾ於二韓退之一。書至ㇾ於二顏魯公一。畫至ㇾ於二吳道子一。而古今之變。天下之能事畢矣。道子畫二人物一。如下以ㇾ燈取上ㇾ影。逆ㇾ來順ㇾ往。傍見側出。橫邪平直。各相乘除。得二自然之數一。不ㇾ差二毫末一。出二新意於法度之中一。寄二妙理於豪放之外一。所ㇾ謂游刃餘地。運ㇾ斤成ㇾ風。蓋古今一人而已。予於二他畫一。或不ㇾ能ㇾ必二其主名一。至ㇾ於二道子一。望而知二其眞僞一也。然世罕ㇾ有二眞者一。如二史全叔所ㇾ藏。平生蓋一二見而已。

に至り、文は韓退之に至り、書は顔魯公に至り、畫は吳道子に至つて、而うして古今の變、天下の能事畢れり。道子の人物を畫くや、燈を以て影を取るが如く、來を逆へ往に順ひ、傍見側出、橫邪平直、各〻相乘除して、自然の數を得、毫末を差へず、新意を法度の中に出し、妙理を豪放の外に寄す。所謂游刃餘地、斤を運らし風を成す、蓋し古今一人のみ。予他の畫に於て、或は其主名を必すること能はざるも、道子に至つては、望んで其眞僞を知る。然れども世に眞なる者有ること罕なり。史全叔が藏する所の如きは、平生蓋し一二見しのみ。

(一) 才能有る者之を成就す　(二) 杜甫字は子美　(三) 韓愈　(四) 顔眞卿魯郡公に封ぜらる　(五) 唐玄宗時代の人　(六) 正面より寫す　(七) 邪は斜に通ず　(八) 加減して自然の數に至る　(九) 莊子養生主篇の語、餘裕綽々たるを謂ふ　(一〇) 同徐無鬼篇に出づ、運用自在なるを稱す　(一一) 筆者の姓名　(一二) [illegible]

遇二山中流樵隱逸一。不レ名而識中其人上。此豈强記不レ忘者乎。曰非也。畫レ日者常疑レ餅。非レ忘レ日也。醉中不三以レ鼻飲一。夢中不二以レ趾捉一。天機之所レ合。不レ强而自記也。居士之在レ山也。不レ留レ於二一物一。故其神與二萬物一交。其智與二百工一通。雖レ然。有レ道有レ藝。有レ道而不レ藝。則物雖レ形二於心一。不レ形二於手一。吾嘗見三居士作二華嚴相一。皆以レ意造。而與レ佛合。佛菩薩言レ之。居士畫レ之。若レ出二一人一。況自畫二其所レ見者一乎。

めず。故に其神(八)萬物と交り、其智百工と通ずるなり。然りと雖も、道有り藝有り、道有つて藝あらずば、則ち物心に形ると雖も、手に形はれず。吾嘗て居士が華(九)嚴相を作るを見しに、皆意を以て造り、而も佛と合へり。佛菩薩之を言ひ、居士之を畫くこと、一人に出づるが如し。況んや自ら其見る所の者を畫くをや。

(一)名は公麟龍眠居士と稱す元祐年間の進士なり　(二)任なり　(三)よく記憶す　(四)日に拘泥するの餘團餅と疑ふ所謂眞を忘るゝなり　(五)足指　(六)心靈の活動自然と合體す　(七)自ら記憶す　(八)たましひなり、精神　(九)釋迦成道後第一に華嚴經を講ぜし時の形相

呉道子の畫後に書す

知者創レ物。能者述焉。非二一人而成一也。君

知者は物を創め、能(一)者は述ぶ、一人にして成るに非ざるなり。君子の學に於ける、百工の技に於ける、三代より漢を歷、唐に至つて備りぬ。故に詩は杜子美(二)

能以二一言一活三十二人於二必死一乎。方二孔子時一。可レ謂レ多二君子一。而曰未レ見二剛者一。以明二其難レ得如レ此。而世乃曰。太剛則折。士患レ不レ剛耳。長養成就。猶恐レ不レ足。當下憂二其太剛一。而懼上レ之以レ折耶。折不折天也。非二剛之罪一。爲二此論一者。鄙夫患レ失者也。君平生可レ紀者甚多。獨書二此二事一。遺二其子覲勤一。明二剛者之必仁一。以信二孔子之說一。

語陽貨篇に鄙夫は得て君に事ふべけんや其未だ之を得ざるや之を得んことを患ひ既に之を得れば之を失はんことを患ふ云々と　(三)　二子の名

或曰。龍眠居士作二山莊圖一。使下後來入レ山者。信レ足而行。自得二道路一。如レ見レ所レ夢。如レ悟二前世一。見二山中泉石草木一。不レ問而知二其名一。

(一)李伯時が山莊圖の後に書す

或ひと曰く、龍眠居士山莊の圖を作り、後來山に入る者をして、足に信せて(二)行き、自ら道路を得て、夢みる所を見るが如く、前世を悟るが如く、山中の泉石草木を見、問はずして其名を知り、山中の漁樵隱逸に遇うて、名いはずして其人を識らしむと。此れ豈強記(三)忘れざる者か。曰く、非なり。日を畫く者は、常に餅(四)かと疑ふ。日を忘るゝに非ざるなり。醉中も鼻を以ては飲まず、夢中も趾(五)を以ては捉へず。(六)天機の合ふ所、強ひずして自記(七)するなり。居士の山に在るや、一物を留

君持不レ可。麟以レ語侵レ君。君曰。獄當レ論レ情。吏當レ守レ法。逗撓不レ進。諸將罪也。既伏ニ其辜一矣。餘人可ニ盡戮一乎。若必欲下以ニ非法一斬上人。則經制司馬自爲レ之。我何與焉。麟奏ニ君抗拒一。君亦奏ニ麟侵獄事一。刑部定如ニ君言一。十二人皆不レ死。或以遷レ官。吾以レ是益知ニ剛者之必仁一也。不仁而

與らんと。麟、君が抗拒(六)を奏す。君も亦麟が侵獄の事を奏す。刑部定めて君が言の如くす。十二人皆死せず。或ひと以て官を遷す。吾是を以て益々剛者の必ず仁なるを知りぬ。不仁にして能く一言を以て十二人を必死に活さんや。孔子の時に方つて、君子多しと謂ふべし。而るに曰く(七)未だ剛者を見ずと。以て其得難きことを此の如きを明にせり。而も世は乃ち曰く、(八)太だ剛なれば則ち折ると。士は剛ならざるを患へんのみ、(九)長養成就、猶ほ足らざるを恐る、當に其太剛を憂へて之を懼すに折を以てすべけんや。折と不折とは天(一〇)なり、剛の罪に非ざるなり。此の論を爲す者は、(一一)鄙夫の失を患ふる者なり。君平生紀すべき者甚だ多し、獨り此二事を書して其子勰勴(一二)に遺り、剛者の必ず仁なるを明にし、以て孔子の說を信にす。

(一)溪洞の蠻夷を征討處置するなり　(二)朝廷の指揮によりて　(三)斷獄には事情を審にするを尚ぶ　(四)曲行して敵を避くるを逗とし、顧み望みて逡巡するを撓とす　(五)經制の司馬　(六)命を拒みて抵抗す　(七)論語公冶長篇に出づ　(八)漢書雋不疑傳に見ゆ　(九)育て養はんとするも動もすれば不足せんとす　(一〇)天命なり　(一一)論

君介夫諱立節-者。眞可レ謂ニ剛者-也。始吾弟子由爲ニ條例司屬官-。以ニ議不レ合引去。王荊公謂レ君曰。吾條例司。當レ得ニ開敏如レ子者-。君笑曰。公過矣。當レ求ニ勝レ我者-。若ニ我輩-人。則亦不三肯爲ニ條例司-矣。公不レ答。徑起入レ戶。君亦趨出。君爲ニ鎭江軍書記-。吾時通ニ守錢塘-。往ニ來常潤-。見ニ君京口-。方ニ新法之初-。監司皆新進少年。馭レ吏如レ束レ濕。不三復以レ禮遇ニ士大夫-。而獨敬ニ憚君-曰。是抗ニ丞相-。不三肯爲ニ條例司-者。

に昭る丶者　(六) 徽宗の年號　(七) 信州なり、蘇公是の年七月常州に卒す　(八) 建中靖國元年には介夫も亦世に仕らず　(九) 王安石　(一〇) 理に通じ事務に敏なるを謂ふ　(一一) 通判を言ふ、熙寧四年蘇公杭州通判たり　(一二) 常州と潤州と　(一三) 提擧の官　(一四) 濡れたる薪を束縛するが如し、其嚴しきをいふ

謝麟經ニ制溪洞事宜-。州守王奇與レ蠻戰死。君爲ニ桂州節度判官-。被レ旨鞫ニ吏士有レ罪者-。麟因收ニ大小使臣十二人-付レ君。幷按且ニ盡斬レ之。

謝麟が溪洞の事宜を經制するや、州守王奇、蠻と戰つて死す。君桂州の節度判官と爲り、(一)旨を被りて吏士の罪有る者を鞫す。麟因つて大小の使臣十二人を收めて君に付し、(二)幷せ按じて且に盡く之を斬らんとす。君持して可かず。麟、語を以て君を侵す。君曰く、(三)獄は當に情を論ずべく、吏は當に法を守るべし。(四)逗撓して進まざるは、諸將の罪なり、既に其辜に伏す、餘人は盡く戮すべけんや。若し必ず非法を以て人を斬らんと欲せば、則ち經制司馬(五)自ら之を爲せ、我何ぞ

仁一也。所レ惡二夫佞一者。非レ惡二其佞一也。惡二其不仁一也。吾平生多難。常以レ身試レ之。凡免二吾於レ厄者。皆平日可レ畏人也。擠二我於レ險者。皆異時可レ喜人也。吾是以知二剛者之必仁、佞者之必不仁一也。建中靖國之初。吾歸レ自二海南一。見二故人一問二存沒一。追二論平生所レ見剛者一。或不幸死矣。若二孫

者は、皆異時喜ぶべきの人なり。吾是を以て剛者の必ず仁にして、佞者の必ず不仁なるを知る。(六)建中靖國の初、吾海南より歸り、(七)故人を見て存沒を問ひ、平生見る所の剛者を追論するに、或は不幸にして死せり。(八)孫君介夫諱は立節の若き者は、眞に剛者と謂ふべきなり。始め吾弟子由條例司の屬官と爲り、議の合はざるを以て引き去る。(九)王荊公君に謂つて曰く、吾條例司、當に(一〇)開敏子の如き者を得べしと。君笑つて曰く、公過てり、當に我に勝る者を求むべし、我輩の若き人は、則ち亦肯て條例司と爲らじと。公答へず、徑ちに起つて戸に入る。君も亦趨り出でぬ。君が鎭江軍の書記爲るや、吾時に錢塘に(一一)通守たり。(一二)常潤に往來し、君を京口に見る。新法の初に方つて、(一三)監司は皆新進の少年、吏を馭すること(一四)濕を束ぬるが如く、復禮を以て士大夫を遇せず、而も獨り君を敬憚して曰く、是れ丞相に抗して、肯て條例司と爲らざりし者なりと。

(一)論語子路篇に見ゆ　(二)論語學而篇に出づ　(三)困難に遇ふこと多し　(四)死の厄難より救ひし人　(五)險難

居所以自發而不敢輕用。以待其成者。閔閔焉如嬰兒之望長也。弱者養之以至於剛。虛者養之以至於充。三十而後仕。五十而後爵。信於久屈之中。而用於至足之後。流於既溢之餘。而發於持滿之末。此古之人所以大過人。而今之君子所以不及也。吾少也有志於學。不幸而蚤得與吾子同年。吾子之得。亦不可謂不蚤也。吾今雖欲自以爲不足。而衆且妄推之矣。嗚呼吾子其去此而務學也哉。博觀而約取。厚積而薄發。吾告子止於此矣。子歸過京師而問焉。有曰轍子由者。吾弟也。其亦以是語之。

(一)盡に通ず、何不なり (二)土地を順々に休養せしむ (三)しひな (四)一寸の餘地も無し (五)其成熟を望む (六)すきや鍬等を入れ土かひ草ぎること (七)耘ふる貌 (八)禮記郊特牲篇に見ゆ (九)十分に滿足せし後に用ふ (一〇)弓に譬ふるなり (一一)同年に進士に登第す (一二)不足なりとする點多し (一三)世人に推し立てらる (一四)博く萬卷の書の要領を得深く勢力を蓄積して妄に發する勿れ (一五)子由にもこの樣の說を告げよ

剛說

孔子曰。剛毅木訥近仁。又曰。巧言令色鮮矣仁。所好夫剛者。非好其剛也。好其

孔子曰く、剛毅木訥は仁に近しと。又曰く、巧言令色は鮮いかな仁と。夫の剛を好む所の者は、其剛を好むに非ず、其仁を好むなり。夫の佞を惡む所の者は、其佞を惡むに非ず、其不仁を惡むなり。吾平生多難、常に身を以て之を試みるに、凡そ吾を阨に免れしむる者は、皆平日畏るべきの人なり、我を險に擠す

之常及其熟。故富人之稼常美。少秕而多實。久藏而不腐。今吾十口之家而共百畝之田。寸寸而取之。日夜以望之。鋤耰銍艾。相尋於其上者如魚鱗。而地力竭矣。種之常不及時。而斂之常不待其熟。此豈能復有美稼哉。古之人。其才非有以大過今之人也。其平

に及ばずして、之を斂むる常に其熟を待たず、此れ豈能く復美稼有らんや。古の人、其才以て大いに今の人に過ぐる有るに非ざるなり。其平居自ら養うて敢て輕〻しく用ひず、以て其成を待つ所以の者は、閔閔焉(七)として嬰兒の長を望むが如く、弱者は之を養うて以て剛に至り、虚者は之を養うて以て充に至り、三十にして後に仕へ、五十にして後に爵し(八)、久屈の中に信びて、(九)至足の後に用ひ、既溢の餘に流れて、持滿(一〇)の末に發す。此れ古の人大いに人に過ぐる所以、而して今の君子の及ばざる所以なり。吾少きとき學に志有りき。不幸にして蚤く吾子と(一一)同年を得たり。吾子の得、亦蚤からずと謂ふべからず。吾今自ら以て足らず(一二)と爲さんと欲すと雖も、而も衆且つ妄に之を推す。嗚呼吾子、其れ此を去つて學を務めよや。博觀(一四)して約取(一三)し、厚積して薄發せよ。吾の子に告ぐる此に止るのみ。子歸つて京師を過ぎて問へ、轍子由と曰ふ者あり、吾弟なり。其れ亦是(一五)を以て之に語げよ。

而求三其所二以沒一。以二其言一。試二之河一。未レ有二不レ溺者一也。故凡不レ學而務レ求レ道。皆北方之學レ沒者也。昔者以二聲律一取レ士。士雜學而不レ志レ於レ道。今也以二經術一取レ士。士知レ求レ道而不レ務レ學。渤海吳君彥律。有レ志レ於レ學者也。方求レ擧於二禮部一。作二日喻一以告レ之。

（一）水練の巧なる者　（二）容易ならざる義　（三）黄河其他の河水　（四）詩賦を作る事　（五）實學をつとめざるなり

稼說張琥を送る

曷二嘗觀三於二富人之稼一乎。其田美而多。其食足而有レ餘。其田美而多。則可三以更休一。而地力得レ完。其食足而有レ餘。則種レ之常不レ後レ時而斂

曷(一)ぞ嘗みに富人の稼を觀ざるや。其田美にして多く、其食足りて餘有り。其田美にして多ければ、則ち以て更〻(二)休むべくして、地力完きを得、其食足りて餘り有れば、則ち之を種うること常に時に後れずして、之を斂むること常に其熟に及ぶ。故に富人の稼は常に美に、粃(三)少くして實多く、久藏するも腐せず。今吾十口の家にして、百畝の田を共にし、寸寸(四)にして之を取り、(五)日夜以て之を望み、(六)鋤耰銍艾、其上に相尋ぐ者魚鱗の如くして、地力竭き、之を種うる常に時

燭也。自ㇾ槃而之ㇾ鐘。自ㇾ燭而之ㇾ籥。轉而相ㇾ之。豈有ㇾ既乎。故世之言ㇾ道者。或卽二其所ㇾ見而名ㇾ之、或莫二之見一而意ㇾ之。皆求ㇾ道之過也。然則道卒不ㇾ可ㇾ求歟。蘇子曰。道可ㇾ致而不ㇾ可ㇾ求。何謂ㇾ致。孫武曰。善戰者致ㇾ人不ㇾ致ㇾ於ㇾ人。孔子曰。百工居ㇾ肆以成二其事一。君子學以致二其道一。莫二之求一而自至。斯以爲ㇾ致也歟。

南方多二没人一。日與ㇾ水居也。七歲而能涉。十歲而能浮。十五而能没矣。夫没者豈苟然哉。必將ㇾ有下得ㇾ於二水之道一者上。日與ㇾ水居。則十五而得二其道一。生不ㇾ識ㇾ水。則雖二壯見ㇾ舟而畏ㇾ之。故北方之勇者。問二於没人一

南方没人（一）多し、日に水と居る。七歳にして能く渉り、十歳にして能く浮び、十五にして能く没す。夫れ没する者豈苟（二）も然らんや、必ず將に水の道に得る者有らんとす。日に水と居れば、則ち十五にして其道を得、生れて水を識らざれば、則ち壯にして舟を見ると雖も之を畏る。故に北方の勇者、没人に問うて其没する所以を求め、其言を以て之を河（三）に試みるに、未だ溺れざる者は有らざるなり。故に凡そ學ばずして道を求むるを務むるは、皆北方の没を學ぶ者なり。昔は聲（四）律を以て士を取りき。士雜學して道に志さず。今や經術を以て士を取る。士道を求むるを知つて（五）學を務めず。渤海の呉君彦律は、學に志有る者なり、方に禮部に擧げられんことを求む。日の喩を作りて以て之に告ぐ。

銅槃一。扣レ槃而得二其聲一。他日聞レ鐘以爲レ日也。或告レ之曰。日之光如レ燭。捫レ燭而得二其形一。他日揣レ籥以爲レ日也。日之與二鐘籥一亦遠矣。而眇者不レ知二其異一。以下其未二嘗見一而求中之人上也。道之難レ見也甚レ於レ日。而人之未レ達也。無二以異一於レ眇。達者告レ之。雖レ有二巧譬善導一。亦無二以過一於二槃與一

でて以て日と爲す。日の鐘籥と亦遠し、而も眇者は其異を知らず。其未だ嘗て見ずして之を人に求むるを以てなり。道の見難きや日より甚しくして、人の未だ達はざるや、以て眇に異る無し。(五)達者之に告げんに、巧譬善導有りと雖も、亦以て槃と燭とに過ぐる無し。槃よりして鐘に之き、燭よりして籥に之き、轉じて(六)之を相す、豈既くる有らんや。故に世の道を言ふ者、或は其見る所に卽いて之に名づけ、或は之を見ること莫くして之を意ふ、皆道を求むるの過なり。然らば則ち道卒に求むべからざるか。蘇子曰く、道は致すべくして求むべからず。何をか致と謂ふ。(七)孫武曰く、善く戰ふ者は人を致して、人に致されずと。孔子曰く、百工肆に居て(八)以て其事を成し、君子學んで以て其道を致すと。之を求むる莫くして自ら至る、斯を以て致すと爲すか。

(一)盲者、眇の字正しくはすがめ　(二)かなだらひ　(三)蠟燭を撫でさする　(四)籥、三孔の笛なり　(五)道に達したる者　(六)輾轉して相傳す　(七)孫子虛實篇に出づ　(八)細工造作の處なり、語は論語子張篇に出づ

之初。神母詔之。匪亟匪徐。聖神無心。孰左右之。民自擇相。我興授之。其相維何。太師溫公。公來自西。一馬二童。萬人環之。如渴赴泉。孰不見公。莫如我先。二聖忘已。惟公是式。公亦無我。惟民是度。民曰樂哉。既相司馬。爾賈於途。我耕於野。士曰時哉。既用君實。我後子先。時不可失。公如麟鳳。不鷙不搏。羽毛畢朝。雄狡率服。爲政一年。疾病半之。功則多矣。百年之思。知公於異。識公於微。匪公之思。神考是懷。天子萬年。四方來同。薦於淸廟。神考之功。

を受けんよりは子孫をして賢を受けしめんとす　(九)　首を伏して手に至り、又首を屈して地に至るなり　(一〇)　嗚呼大なるかな　(一一)　天の明命を顧みて之に則るの德を備ふ　(一二)　哲宗皇帝　(一三)　帝嚳の次子を以て位を受く、哲宗又神宗の第六子たり　(一四)　太皇太后　(一五)　改革の事急なるべからず　(一六)　民心に從ふを指す　(一七)　渇者の泉を求むるが如し　(一八)　第一　(一九)　農も商も皆其職を樂んで謳ふなり　(二〇)　公の諱　(二一)　朝に出づるに好機會なり　(二二)　麒麟鳳凰　(二三)　羣賢悉く朝す　(二四)　羣小畢く歸順す　(二五)　神宗皇帝　(二六)　詩歌に咏じて淸廟に之を薦む

日喩

生而眇者不識日。問之有目者。或告之曰。日之狀如

生れて眇なる者は日を識らず、之を目有る者に問ふに、或ひと之に告げて曰く、日の狀は(一)銅槃(二)の如しと。槃を扣いて其聲を得、他日鐘を聞いて以て日と爲す。或ひと之に告げて曰く、日の光は燭の如しと。燭(三)を捫つて其形を得、他日籥(四)を揣

亦非公之流。然古之人君所以爲其子孫長計遠慮者。類皆如此。寧其身不受知人之名。而使其子專享得賢之利。先帝知公如此。而卒不盡用。安知其意不出於此乎。臣既書其事。乃拜手稽首而作詩曰。於皇上帝。子惠我民。孰堪顧天。惟聖與仁。聖子受命。如堯

聖神心無し、孰か之を左右する。民自ら相を擇び、(一六)我興つて之を授く。其相は維れ何ぞ、太師溫公。公西より來る、一馬二童のみ。萬人之を環らし、湯の(一七)泉に赴くが如し。孰か公を見ざらん、我先なるに如くは莫けんと。(一八)二聖己を忘れて、惟公是れ式り、公も亦我無く、惟民是れ度る。民曰く樂しいかな、既に司馬を相とす。爾は途に買せよ、我は野に耕さんと。士曰く時なる哉、既に君實を用ふ。(二〇)我は後れん子は先んぜよ、(二一)時は失ふべからずと。公は麟鳳の如し、(二二)驚せず摶せざるに、羽毛畢く朝し、雄狡率ゐて服す。政を爲すこと一年、(二四)疾病之に半す。功は則ち多し、百年の思あり。(二三)公を異に知り、公を微に識る。公を之れ思ふのみに匪ず、神考是れ懷ふ。(二五)天子萬年、四方來同す。(二六)淸廟に薦す、神考の功なり。

㊀北齋の高歡　㊁高澄　㊂汝之を重用して侯景を制すべしとの意を含めて見るべし　㊃李世勣英國公に封ぜらる。こゝの文意は、汝は李勣に恩を施したる事なし、われ李勣を責めて朝より州に出すべければ汝後日之を登用して恩を加へ、以て之を重用せよと也　㊄叱責して朝を逐ふ　㊅其愛相　㊆臨れ　㊇自己人を知るの明

昔齊神武皇帝寢レ疾。告二其子世宗一曰。侯景專二制河南一十四年矣。諸將皆莫二能敵一。惟慕容紹宗可二以制一レ之。我故不レ貴。留以遺レ汝。而唐太宗亦謂二高宗一。汝於二李勣一無レ恩。我今責二出之一。汝當三授以二僕射一。乃出レ勣爲二疊州都督一。夫齊神武唐太宗。雖レ未レ足三以比二隆先帝一。而紹宗與レ勣。

昔は齊の神武皇帝疾に寢ね、(一)其子世宗に告げて曰く、侯景、河南を專制すると十四年、諸將皆能く敵するもの莫し。(二)惟慕容紹宗は以て之を制すべし。我故に貴うせず、(三)留めて以て汝に遺ると。唐の太宗も亦高宗に謂ふらく、(四)汝李勣に於て恩無し、我今之を責出せん。(五)汝當に授くるに僕射を以てすべしと。乃ち勣を出して疊州の都督と爲しき。夫れ齊の神武と唐の太宗とは、未だ以て隆を先帝に比するに足らず、而して紹宗と勣と、亦公の流に非ずと雖も、(六)然れども古の人君、其子孫の爲に長計遠慮する所以の者、(七)類ね皆此の如し。(八)寧ろ其身人を知るの名を受けずして、而して其子をして專ら賢を得るの利を享けしむ。先帝公を知ること此の如くして、而も卒に用を盡さざりしは、安んぞ其意此に出でざるを知らんや。臣既に其事を書し、乃ち(九)拜手稽首して詩を作つて曰く、

(一〇)於皇なる上帝、我民を子とし惠む。孰か天を顧みるに堪へん、(一一)惟聖と仁と。(一二)聖子命を受くること、(一三)堯の初の如く、(一四)神母之に詔す、(一五)亟に匪ず徐に匪ず。

行狀。而端明殿學士范鎭。取以志二其墓一矣。故其詳不二復再見一。而獨論二其大概一。議者徒見下上與二太皇太后一。進レ公之速。用レ公之盡上。而不レ知二神宗皇帝知レ公之深一也。自二士庶人一至二於卿大夫一。相與爲二賓師朋友一。道足二以相信一。而權不レ足二以相休戚一。然猶同レ己則親レ之。異レ己則疎レ之。未レ有二聞レ過而喜。受レ誨而不レ怒者一也。而況於二君臣之間一乎。方二熙寧中一。朝廷政事。與二公所一レ言。無下一不二相違一者上。書數十上。皆盡言不レ諱。蓋自二敵以下一。所レ不レ能レ堪。而先帝安二受之一。非二特不レ怒而已一。乃欲三以爲二左右輔弼之臣一。至下爲敍二其所レ著書一。讀中之於邇英閣上。不二深知一公而能如レ是乎。二聖之知レ公也。知二之於既同一。而先帝之知レ公也。知二之於方異一。故臣以二先帝一爲レ難。

者無し。書數十上り、皆盡言諱まざりしは、(五)蓋し敵以下より、(六)堪ふる能はざる所にして、先帝は之を安受し、特に怒らざるのみに非ず、乃ち以て(七)左右輔弼の臣と爲さんと欲し、爲に其著せる所の書に敍して、(八)之を邇英閣に讀むに至りき。深く公を知らずして、而して能く是の如くならんや。二聖の公を知るや、之を既に同じきに知り、(九)先帝の公を知るや、之を方に異るに知る。故に臣先帝を以て難しと爲す。

(一) 天子自ら裁當す　(二) 賓師ともなり朋友ともなる　(三) 道德上よりは相信ずべけれど、權力より言へば互に憂喜を感ぜしむるに足らず　(四) すべて相背馳す　(五) 言を盡して遠慮せず　(六) 對等以下よりすべて堪ふる能はざる所たり　(七) 元豐官制改革の時帝公を御史大夫たらしめんとす　(八) 資治通鑑　(九) 雙方の心の一致せる時期

公娶二張氏一。禮部尚書存之女ヽ封二清河郡君一。先レ公卒。追二封溫國夫人一。子三人。童唐皆早亡。康今爲二祕書省校書郎一。孫二人。植柏皆承奉郎。以二元祐二年正月辛酉一。葬二於陝之夏縣涑水南原之晁村一。上以二御篆一表二其墓道一。曰二忠清粹德之碑一。而其文以命二臣軾一。臣蓋嘗爲二公

公張氏を娶る、禮部尚書存の女なり。清河郡君に封ぜられ、公に先つて卒す。溫國夫人に追封せらる。子三人、童と唐とは皆早く亡す。康は今祕書省校書郎たり。孫二人、植と柏と皆承奉郎たり。元祐二年正月辛酉を以て、陝の夏縣涑水南原の晁村に葬る。上(一)御篆を以て其墓道に表して、忠清粹德之碑と曰ひ、而して其文は以て臣軾に命ぜらる。臣蓋し嘗て公の行狀を爲りて、端明殿學士范鎭、取つて以て其墓に志せり。故に其詳は復再び見さずして、獨り其大概を論ず。議者徒に上と太皇太后と、公を進むるの速に、公を用ふるの盡せるを見て、而して神宗皇帝の公を知る深かりしを知らず。士庶人より卿大夫に至るまで、相與に(二)賓師朋友爲り。(三)道以て相信ずるに足つて、而して權以て相休戚するに足らず。然れども猶ほ己に同じければ則ち之を親しみ、己に異なれば則ち之を疎んず。未だ過を聞いて喜び、誨を受けて怒らざる者は有らざるなり。而るを況んや君臣の間に於てをや。熙寧中に方つて、朝廷の政事、公の言ふ所と、一も(四)相違はざる

永興軍。遂以留守御史臺。及提擧崇福宮。退居於洛。十五有年。及上卽位。太皇太后攝政。起公爲門下侍郎。遷正議大夫。遂遷左僕射。公首更詔書以開言路。分別邪正。進退其甚者十餘人。旋罷保甲保馬市易及諸道新行鹽鐵茶法。最後遂罷助役青苗。方議取士。擇守令監司以養民。期於富而敎之。凜凜乎嚮至治矣。而公臥病。以元祐元年九月丙辰朔薨於位。享年六十八。太皇太后聞之慟。上亦感涕不已。時方祀明堂。禮成不賀。二聖皆臨其喪哭之。哀甚。輟視朝。贈太師溫國公。襚以一品禮服。謚曰文正。官其親屬十人。

司を擇んで、以て民を養ひ、富んで之を敎ふるを期し、凜凜乎として至治に嚮ふ。而も公病に臥し、元祐元年九月丙辰の朔を以て、位に薨ず。享年六十八。太皇太后之を聞いて慟し、上も亦感涕して已まず。時方に明堂を祀れり、(一六)禮成るも賀(一七)せず。二聖皆其喪に臨んで之を哭し、哀しむこと甚し。朝を視ることを輟め、太師溫國公を贈り、(一八)襚するに一品禮服を以てし、謚して文正と曰ひ、(一九)其親屬十人を官にす。

(一) 前出 (二) 阿附屈從 (三) 公を力と爲す (四) 自己の意見 (五) 諫諍の官 (六) 同上 (七) 哲宗 (八) 高氏 (九) 參知政事の職 (一〇) 六部侍郎 (一一) 宰相 (一二) 十家を保とし五十家を大保とし十六保を都保とし二人を選びて都保正副とし保丁はすべて武藝を習ふ是を保甲と言ふ。(一三) 西陝五路の義保、馬を養ふを願ふものは官より給し、又値を與ふ、之を保馬とす (一四) 諸場欠狀に出づ (一五) 兩當の說 (一六) 祭天の場所 (一七) 儀式は終りしも祝賀は遠慮す (一八) 死者に贈る衣服 (一九) 死者の勳勞によりて其近親を官にする習俗に從へるなり

帝一。爲二諫議大夫龍圖閣直學士一。論下陝西刺二義勇一爲中民患上。及內侍任守忠姦蠹。乞三斬以謝二天下一。守忠竟以レ譴死。又論二濮安懿王當レ準下先朝封二贈期親尊屬一故事上。天下義レ之。事二神宗皇帝一。爲二翰林學士。御史中丞。西戎部將鬼名山。欲下以二横山之衆一降上。公極論三其不レ可レ納。後必爲二邊患一。已而果然。勸二帝不レ受二尊號一。遂爲二萬世法一。

及二王安石爲一相。始行二青苗助役農田水利一。謂二之新法一。公首言二其害一。以レ身爭レ之。當時士大夫不レ附二安石一。言二新法不レ便者一。皆倚レ公爲レ重。帝以レ公爲二樞密副使一。公以二言不レ行不レ受レ命。乃以爲二端明殿學士一。出知二

王安石が相と爲るに及んで、始めて青苗助役農田水利(一)を行ひ、之を新法と謂ふ。公首に其害を言ひ、身を以て之を爭ふ。當時士大夫安石(二)に附かず、新法便ならずと言へる者は、皆(三)公に倚つて重きを爲せり。帝公を以て樞密副使と爲す。公言(四)の行はれざるを以て、命を受けず。乃ち以て端明殿の學士と爲す。出でて永興軍に知たり。遂に留守御史臺(五)及び提擧崇福宮を以て、退いて洛に居ること、十有五年なり。上位(七)に卽き、太皇太后(六)政を攝するに及んで、公を起して門下侍郎(九)と爲し、(一〇)正議大夫に遷し、遂に左僕射(一一)に遷さる。公首として更に詔書して以て言路を開き、邪正を分別し、其甚だしき者十餘人を進退し、旋保甲(一二)保馬(一三)市易(一四)及び諸道新行の鹽鐵茶法を罷め、最後に遂に助役青苗を罷む。方に士を取るを議し、守令監

贈二太子太保一。祖諱炫。舉二進士一。試二祕書省校書郎一。終二於耀州富平縣令一。贈二太子太傅一。考諱池。寶元慶歷間名臣。終レ於二兵部郎中天章閣待制一。贈二太師溫國公一。曾祖妣薛氏。祖妣皇甫氏。妣聶氏。皆封二溫國太夫人一。公始以二進士甲科一。事二仁宗皇帝一。至二天章閣待制知諫院一。始發二大議一。乞下立二宗子一爲レ後。以安中宗廟上。宰相韓琦等。因二其言一遂定二大計一。事二英宗皇

し、宗子を立てて後と爲し、以て宗廟を安んぜんと乞ふ。宰相韓琦等、其言に因りて遂に大計を定めぬ。(二)英宗皇帝に事へて、諫議大夫龍圖閣直學士と爲り、(三)諫西義勇を刺して民患を爲すを論ず。及び内侍任守忠が姦蠹、斬つて以て天下に謝せんことを乞ふ。(四)守忠竟に譴を以て死せり。(六)又濮の安懿王は、(七)當に先朝の親(八)尊屬を封贈する故事に準ずべきを論ず。天下之を義とす。神宗皇帝に事へて、翰林學士御史中丞と爲る。(九)西戎の部將嵬名山、横山の衆を以て降らんと欲するや、公極めて其納るべからず、後必ず邊患(一〇)を爲さんことを論ず。已にして果して然りき。(一一)帝の尊號を受けざるを勸むるや、遂に萬世の法を爲せり。

(一) 西晉 (二) 宗室の子を世嗣とす (三) 歐文及び上神宗皇帝書に出づ (四) 仁宗は英宗を立てんと欲せしに守忠皇嗣の主を立てて權を專にせんとす (五) 姦惡にして害毒をなす (六) 譴責を受く (七) 英宗の生父 (八) 一周年にして宗服を除くと伯叔父母の如くす (九) 西夏 (一〇) 代張方平書に出づ (一一) 熙寧元年羣臣帝に尊號を上つる、公其非を論ず帝之に從ふ

凶。或以二千金一與レ人。而人不レ喜。或以二一言一使レ人。而人死レ之者。誠與二不誠一故也。稽レ天之潦。不レ能二終朝一。而一綫之溜。可三以達二石者。一與レ不レ一故也。誠而一。古之聖人。不レ能レ加二毫末於一此矣。而況公乎。故臣論二公之德一。至レ於下感二人心一。動二天地一。巍巍如ち此。而蔽レ之以二一言一。曰レ誠曰レ一。

(一) 禮記なり、本文は中庸に出づ、中庸は禮記中の一篇なればなり (二) 天地造化の仕事を賛助す (三) 書經咸有一德篇に見ゆ (四) 天の心に叶ふ義 (五) 身命を惜まざるなり (六) 天に届く程たまりたる雨水 (七) 朝の間に引く (八) 細糸程の點滴 (九) 透徹す (一〇) 高大の貌

公諱光。字君實。其先河內人。晉安平獻王孚之後。王之裔孫征東大將軍陽。始葬二今陝州夏縣涑水鄉一。子孫因家焉。曾祖諱政。以二五代衰亂一不レ仕。

公諱は光、字は君實。其先は河內の人、晉の安平獻王孚の後なり。王の裔孫征東大將軍陽、始めて今の陝州夏縣涑水鄉に葬り、子孫因りて家す。曾祖諱は政、五代の衰亂を以て、仕へず、太子太保を贈らる。祖諱は炫、進士に擧げられ、祕書省校書郎に試せられ、耀州富平縣令に終り、太子太傅を贈らる。考諱は池、寶元慶曆間の名臣たり、兵部郎中天章閣待制に終り、太師溫國公を贈らる。曾祖妣は薛氏、祖妣は皇甫氏、妣は聶氏、皆溫國太夫人に封ぜらる。公始めて進士甲科を以て、仁宗皇帝に事へて、天章閣待制知諫院に至り、始めて大議を發

匹夫而能動レ天。亦必有レ道矣。非二至誠一德一。其孰能使レ之。記曰。惟天下之至誠。爲三能盡二其性一。能盡二其性一。則能盡二人之性一。能盡二人之性一。則能盡二物之性一。能盡二物之性一。則可三以贊二天地之化育一矣。書曰。惟尹躬曁湯。咸有二一德一。克享二天心一。又曰。德惟一。動罔レ不レ吉。德二三。動罔レ不レ

匹夫にして能く天を動かす、亦必ず道有り、至誠一德に非ずんば、其れ孰か能く之を使しめん。記に曰く、惟天下の至誠、能く其性を盡すことを爲す。能く其性を盡せば、則ち能く人の性を盡し、能く人の性を盡せば、則ち能く物の性を盡し、能く物の性を盡せば、則ち以て天地の化育を贊すべし。書に曰く、惟れ尹が躬曁び湯、咸一德有り、克く天心を享くと。又曰く、德惟れ一なれば、動いて吉ならざる罔く、德二三なれば、動いて凶ならざる罔しと。或は千金を以て人に與ふるも、而も人喜ばず、或は一言を以て人を使ふに、人之に死する者は、誠と不誠との故のみ。天に稽るの潦も、終朝する能はず、而も一綫の溜も、以て石に達すべき者は、一と一ならざるとの故なり。誠にして一ならば、古の聖人、毫末を此に加ふること能はず、而るを況んや公をや。故に臣公の德を論じて、人心を感じ、天地を動かし、巍巍として此の如くなるに至るとし、而して之を蔽ふに二言を以てす、誠と曰ひ、一と曰ふ。

夫言。公初入朝。民擁其馬至不得行。衛士見公。擎跪流涕者。不可勝數。公懼而歸洛。遼人夏人遣使入朝。與吾使至虜中者。虜必問公起居。而遼人勅其邊吏曰。中國相司馬矣。愼毋生事開邊隙。其後公薨。京師之民。罷市而往弔。粥衣以致奠。巷哭以過車者。蓋以千萬數。上命戸部侍郎趙瞻。內侍省押班馮宗道。護其喪歸葬。瞻等既還。皆言民哭公哀甚。如哭其私親。四方來會奠者。蓋數萬人。而嶺南封州父老。相率致祭。且作佛事以薦公者。其詞尤哀。炷薌於手頂。以送公葬者。凡百餘人。而畫像以祠公者。天下皆是也。此豈人力也哉。天相之也。

ごす者、蓋し千萬を以て數ふ。上戸部侍郎趙瞻、內侍省押班馮宗道に命じて、其喪を護つて歸葬せしめしに、瞻等既に還り、皆言へらく民公を哭して哀しむこと甚だしく、其私親を哭するが如く、(一〇)四方來會して奠せし者、蓋し數萬人。(一一)而して嶺南封州の父老、相率ゐて祭を致し、且つ佛事を作して以て公に薦めし者、其詞尤も哀しかりき。薌を手頂に炷いて、(一二)以て公の葬を送りし者、凡そ百餘人。而して像を畫いて以て公を祠りし者は、天下皆是れなりと。此れ豈人力ならんや、天之を相くるなり。

(一) 蘇公禮部郎の官を以て召さる (二) 溫公と蘇公との親密なるを知る (三) 傳言 (四) 手を拱き足を跪く (五) 餘りの事に驚き懼る (六) 戒防 (七) 國境上のすきま (八) 往來にて哭泣す (九) 喪車の通過を拜す (一〇) 自己の父母 (一一) 會葬して香を燒く (一二) 香に通ず

商走卒。何自知之。中國知之可也。九夷八蠻何自知之。方其退居於洛、渺然如顏子之在陋巷、粲然如屈原之在陂澤。其與民相忘也久矣。而名震天下、如雷霆、如河漢、如家至而日見之。聞其名者、雖愚無知如婦人孺子、勇悍難化如軍伍夷狄、以至於姦邪小人、雖惡其害己、仇而疾之者、莫不斂衽變色。咨嗟太息。或至於流涕也。

元豐之末。臣自登州入朝。過八州以至京師。民知其與公善也。所在數千人。聚而號呼於馬首曰。寄謝司馬丞相。愼毋去朝廷。厚自愛以活百姓。如是者蓋千餘里不絶。至京師。聞士大

元豐の末、臣登州より入朝し、八州を過ぎて以て京師に至るに、民其公と善きを知り、所在數千人、聚つて馬首に號呼して曰く、司馬丞相に寄謝す、愼んで朝廷を去ること毋く、厚く自愛して以て百姓を活せよと。是の如くなる者蓋し千餘里絶えず。京師に至つて、士大夫の言を聞くに、公初め入朝するに、民其馬を擁して行くを得ざるに至り、衞士公を見て、擧跪流涕する者、數ふるに勝ふべからず。公懼れて洛に歸りぬと。遼人夏人使を遣はして入朝すると、吾使の虜中に至る者とには、虜必ず公が起居を問へり。而して遼人は其邊吏を勅して曰く、中國司馬を相とす、愼んで事を生じ邊隙を開くこと毋れと。其後公薨ずるや、京師の民、市を罷めて往いて弔し、衣を鬻きて以て奠を致し、巷哭して以て車を過

思レ乎レ順。又以尙レ賢也。是以自レ天祐レ之。吉無レ不レ利。今二聖躬ニ信順一。以先ニ天下一。而用ニ司馬公一。以致ニ天下士一。應ニ是三德一矣。且以臣觀レ之。公仁人也。天相レ之。矣。何以知ニ其然一也。曰。公以ニ文章一名レ於レ世。而以ニ忠義一自結ニ人主一。朝廷知レ之可也。四方之人。何自知レ之。士大夫知レ之可也。農

公文章を以て世に名あり、而して忠義を以て自ら人主に結ぶ。朝廷之を知るは可なり、四方の人、何に自つて之を知らんや。士大夫之を知るは可なり、農商走卒(七)、何に自つて之を知らんや。中國之を知るは可なり、九夷・八蠻、何に自りてか之を知らんや。其退いて洛に居るに方つては、渺然(八)として顏子の陋巷(九)に在るが如く、纍然(一〇)として屈原の陂澤(一一)に在るが如く、其民と相忘るゝや久し。而も名天下に震ふこと、雷霆の如く、河漢(一二)の如く、家ごとに至つて日〻に之を見るが如く、其名を聞く者は、愚無知、婦人孺子の如きもの、勇悍化し難きこと、軍伍夷狄の如きものと雖も、以て姦邪小人に至るまで、其己(一三)を害するを惡み、仇として之を疾む者と雖も、(一四)衽を斂めて色を變じ、咨嗟太息(一五)、或は流涕するに至らざるは莫し。

(一) 如何なる政術　(二) 理の自然を謂ふ　(三) 理の誠實なるなり　(四) 皇上と太皇太后と　(五) 司馬溫公　(六) 信と順と尙賢と　(七) 軍役に服して諸所を馳走する者　(八) さゝやかなる貌　(九) 論語に顏子陋巷に在れども其樂を改めず云々と　(一〇) つかれ衰へし貌　(一一) 屈原不平悶々の心を懷きて澤畔を行唫す　(一二) 銀河の人の目を驚くが如し　(一三) 公の爲に害せらるゝ者　(一四) 容を正し顏色を變ず　(一五) 歎き悲しみ長太息す

所レ得。一夕遁去。而西羌兀征、犀廷以二其族萬人一來降。黃河始決二曹村一。既築二塞平一。復決二小吳一。橫流五年。朔方驟然。而今歲之秋。積雨彌月。河不二大溢一。及二冬水入一レ地益深。有下北流赴レ海。復二禹舊迹一之勢上。凡上所レ欲。不レ求而獲。而其所レ惡。不レ麾而去。天下曉然知二天意與レ上合一。庶幾復見二至治之盛一。家給人足。刑措不レ用。如二咸平景德間一也。

て稽首す　(五)羌の大酋二人の名　(六)生擒して朝に致す　(七)並に西番首長の名　(八)堤防を決潰す　(九)流るるに任して顧みず　(一〇)霖雨一ケ月にわたる　(一一)明知の貌　(一二)眞宗の年號

或以問二臣軾一。上與二太皇太后一。安所二施設一而及レ此。臣軾對曰。在二易大有上九一。自レ天祐レ之。吉無レ不レ利。孔子曰。天之所レ助者順也。人之所レ助者信也。履レ信

或ひと以て臣軾に問ふらく、上と太皇太后と、安くに施設する所あつて而して此に及べるぞと。臣軾對へて曰く、易の大有の上九に在りては、天より之を祐く、吉にして利あらざる無しと。孔子曰く、天の助くる所の者は順なり、人の助くる所の者は信なり。信を履みて順を思ひ、又以て賢を尙ぶ、是を以て天より之を祐く、吉にして利あらざるは無しと。今二聖信順を躬づからして、以て天下に先だつて司馬公を用ひて、以て天下の士を致し、是の三德に應ず。且つ臣を以て之を觀れば、公は仁人なり、天之を相く。何を以て其然るを知るか。曰く、

安二其生一。風俗一變。異時薄夫鄙人。皆洗レ心易レ德。務爲二忠厚一。人人自重。恥レ言二人過一。中國無レ事。四譯稽首請レ命。惟西羌夏人。叛服不レ常。懷レ毒自疑。數入爲レ寇。上命二諸將一。按レ兵不レ戰。示以二形勢一。不二數月一。生二致大首領鬼章青宜結闕下一。夏人十數萬寇二涇原一。至二鎭戎城下一。五日無レ

じ、人の過を言ふを恥づ。中國事無く、(四)譯稽首して命を請ひ、惟西羌夏人のみ、叛服常ならず、毒を懷いて自ら疑ひ、數〻入つて寇を爲す。上諸將に命じて、兵を按じて戰はず、示すに形勢を以てせしむ。數月ならずして、大首領(五)鬼章青宜結を闕下に生致す。(六)夏人十數萬涇原に寇し、鎭戎城下に至りしが、五日にして得る所無く、一夕に遁れ去りき。而して西羌の(七)兀征聲延、其族萬人を以て來降す。黃河始めて曹村に決するや、(八)既にして靈平に築き、復小吳に決するや、(九)橫流五年、朔方騷然たり。而るに今歲の秋、(一〇)積雨彌月なりしも、河大いに溢れず。冬に及んでは、水地に入ること益〻深く、北流海に赴き、禹の舊迹に復するの勢有り。凡そ上の欲する所、求めずして獲、而して其惡む所は、麾かずして去り、天下曉然として(一一)天意と上と合ふことを知り、復至治の成りて、家〻給し人〻足り、刑措いて用ひざること、(一二)咸平・景德の間の如きを見んと庶幾す。

(一) 哲宗皇帝　(二) 書經舜典の語、揆は度なり庶政を度り時を以て敍でゝ廢事なき義　(三) 昔日　(四) 夷通譯を以

天誓レ江。月星晦蒙。強弩射レ潮。江海爲東。殺レ宏誅レ昌。奄二有吳越一。金券玉册。虎符龍節。大城二其居一。包二絡山川一。左レ江右レ湖。控二引島蠻一。歲時歸休。以燕二父老一。曄如二神人一。玉帶毬馬。四十一年。寅畏小心。厥篚相望。大貝南金。五朝昏亂。罔レ堪レ託レ國。三王相承。以待二有德一。既獲レ所レ歸。弗レ謀弗レ咨。先王之志。我維行レ之。天祚二忠孝一。世有二爵邑一。允文允武。子孫千億。帝謂二守臣一。治二其祠墳一。毋レ俾二樵牧一。愧二我後民一。龍山之陽。巋焉新宮。匪レ私於レ錢。唯以勸レ忠。非レ忠無レ君。非レ孝無レ親。凡百有位。視二此刻文一。

也（四）手入行厨かざる者（五）死を犯すの義（六）臨安の西に在り山下南湖ありて左右の目の如しとぞ（七）山形を解す（八）杖を撮ふ（九）中和二年錢鏐漢宏を討す會々月明に會す即ち江に誓ひしに雲出でゝ月を蔽ふ（一〇）梁の開平四年候桿海塘を築くに潮水衝突して就らず即ち強弩數百もて潮頭を射て胥山の祠に祈る、潮水爲に遠く（一一）劉漢宏を殺し董昌を斬る（一二）まるどり（一三）功を銘する物なり、錢氏之を求む莊宗曲げて之を許す（一四）忠を旌す物なり、亦莊宗の賜たり（一五）光明の貌（一六）梁の太祖に受く、五代史に玉帶匣打毬の御馬十匹を賜ふとあり（一七）敬畏（一八）貢獻の箱道に續く（一九）大いさ車輪の如き貝と荊揚に出づる金と（二〇）五代（二一）錢鏐（二二）薪をとり牧畜をなす（二三）後世子孫（二四）高大の貌

司馬溫公神道碑

上即レ位之三年。朝廷淸明。百揆時敍。民

（一）上位に卽くの三年、朝廷淸明、百揆時に敍いで、民其生に安んじ、風俗一變す。（三）異時の薄夫鄙人、皆心を洗ひ德を易へ、務めて忠厚を篤し、人人自ら重ん

其地之所レ入。以レ時修ニ其祠宇一。封ニ殖其草木一。有ニ不レ治者一。縣令丞察レ之。甚者易ニ其人一。庶下幾永終不レ墜。以稱中朝廷待ニ錢氏一之意上。臣抃昧死以聞。制曰可。其妙因院。改賜レ名曰ニ表忠觀一。銘曰。天目之山。苕水出焉。龍飛鳳舞。萃レ於ニ臨安一。篤生ニ異人一。絶レ類離レ羣。奮レ梃大呼。從者如レ雲。仰レ

し羣を離れ、梃(八)を奮うて大呼するに、從ふ者雲の如し。天(九)を仰いで江に誓ひ、月星晦蒙、強弩(一〇)潮を射て、江海爲に東す。宏(一一)を殺し昌を誅して、吳越を奄(一二)有す。金券(一三)玉冊、虎符(一四)龍節大いに其居を城き、山川を包絡し、江を左にし湖を右にし、島蠻を控引す。歲時歸休し、以て父老を燕す。曄(一五)として神人の如く、玉(一六)帶毬馬。四十一年、寅(一七)畏の小心、厥の篚(一八)相望み、大(一九)貝南金。五(二〇)朝昏亂、國を託するに堪ふる罔く、三王相承けて、以て有德を待つ。旣に歸する所を獲て、謀らず咨らず(二一)、先王の志、我維れ之を行ふ。天忠孝に祚し、世〻爵邑を有つ。允に文允に武、子孫千億。帝守臣に謂へらく、其祠墳を治めて、樵牧(二二)せしむる毋れ、我が後昆(二四)に愧づと。龍山の陽、巋(二五)焉たる新宮、錢に私するに匪ず、唯以て忠を勸むるのみ。忠に非ずんば君無く、孝に非ずんば親無し。凡百の有位、此の刻文を視よ。

(一) 朽廢せる寺院　(二) 老子教を修する道士の居住する所　(三) 官より度牒を給して僧又は道士となるを許可する

去二其國一。如レ去二傳舍一。其有レ功レ於二朝廷一甚大。昔竇融以二河西一歸レ漢。光武詔二右扶風一。脩二理其父祖墳塋一。祠以二太牢一。今錢氏功德殆過レ於レ融。而未レ及二百年一。墳廟不レ治。行道嗟傷。甚非下所三以勸二獎忠臣一。慰中答民心上之義上也。

時河内に據り建武五年光武に歸す　(六)牛羊豕を具ふる也　(七)道行の人も亦嗟き傷む

臣願以下龍山廢佛祠曰二妙因院一者上爲レ觀。使下錢氏之孫爲二道士一曰二自然一者上居レ之。凡墳廟之在二錢塘一者。以付二自然一。其在二臨安一者。以付三吳縣之淨土寺僧曰二道微一。歲各度二其徒一人一使二世掌一レ之。錄二

臣願はくは龍山の廢佛祠、妙因院と曰ふ者を以て觀と爲し、錢氏の孫の道士と爲りて自然と曰へる者をして之に居らしめん。凡そ墳廟の錢塘に在る者は、以て自然に付し、其臨安に在る者は、以て吳縣の淨土寺の僧道微と曰ふものに付し、歲々各々其徒一人を度して、世々之を掌らしめ、其地の入る所を籍し、時を以て其祠宇を修め、其草木を封殖し、治めざる者有れば、縣令丞之を察し、甚だしき者は其人を易へば、永終墜ちずして、以て朝廷錢氏を待つの意に稱ふに庶幾からん。臣抃昧死して以聞すと。制に曰く可なりと。其妙因院は、改めて名を賜うて表忠觀と曰ふ。銘に曰く、

天目の山、苕水出づ。龍飛び鳳舞ひ、臨安に萃り、篤く異人を生ず。類を絕

犀珠玉之富。甲ㇾ於二天下一。然終不ㇾ失二臣節一。貢獻相二望於一ㇾ道。是以其民至ㇾ於二老死一。不ㇾ識二兵革一。四時嬉遊。歌鼓之聲相聞。至ㇾ於ㇾ今不ㇾ廢。其有ㇾ德ㇾ於二斯民一甚厚。

皇宋受ㇾ命。四方僭亂。以ㇾ次削平。西蜀江南。負二其嶮遠一。兵至二城下一。力屈勢窮。然後束ㇾ手。而河東劉氏。百戰守ㇾ死。以抗二王師一。積ㇾ骸爲ㇾ城。釃ㇾ血爲ㇾ池。竭二天下之力一。僅乃克ㇾ之。獨吳越不ㇾ待二告命一。封二府庫一。籍二郡縣一。請二吏於一ㇾ朝。眎ㇾ

皇宋命(一)を受けて、四方の僭亂、次を以て削平し、西蜀(二)江南(三)、其嶮遠を負ひ、兵城下に至つてより、力屈し勢窮り、然る後に手を束ねたり。而して河東の劉氏(四)は、百戰死を守つて、以て王師に抗し、骸を積んで城と爲し、血を釃いで池と爲す。天下の力を竭して、僅に乃ち之に克ちぬ。獨り吳越は告命を待たず、府庫を封じ、郡縣を籍し、吏を朝に請ひ、其國を去るを眎(五)ること、傳舍(六)を去るが如く、其朝廷に功有ること、甚だ大なり。昔、竇融(七)河西を以て漢に歸し、光武右扶風に詔して、其父祖の墳塋を脩理し、祠るに太牢(八)を以てしき。今錢氏の功德は殆んど融よりも過ぎて、未だ百年に及ばざるに、墳廟治めず、行道嗟傷(九)するは、甚だ忠臣を勸奬し、民心を慰答する所以の義に非ざるなり。

(一)天命　(二)後蜀の孟昶　(三)南唐の李煜　(四)劉崇河東に據有せり　(五)視に同じ　(六)旅舍　(七)更始帝の

廢不治。父老過之。有流涕者。謹按故武肅王鏐始以鄉兵破走黃巢。名聞江淮。復以八都兵討劉漢宏。幷越州。以奉董昌。而自居於杭。及昌以越叛。則誅昌而幷越。盡有浙東西之地。傳其子文穆王元瓘。至其孫忠顯王仁佐。遂破李景兵。取福州。而仁佐之弟忠懿王俶。又大出兵攻景。以迎周世宗之師。其後卒以國入覲。三世四王。與五代相終始。天下大亂。豪傑蜂起。方是時。以數州之地。盜名字者不可勝數。既覆其族。延及於無辜之民。罔有孑遺。而吳越地方千里。帶甲十萬。鑄山煮海。象

景を攻め、以て周の世宗の師を迎へぬ。其後卒に國を以て入覲し(一〇)、三世四王(一一)、五代と相終始す。天下大いに亂れ、豪傑蜂起す。是の時に方つて、數州の地を以て、名字(一二)を盜む者、數ふるに勝ふべからず。既に其族を覆し(一三)、延いて無辜の民に及び、孑遺(一四)有ること罔し。而して吳越は地方千里、帶甲十萬、山を鑄、海を煮(一五)、象犀珠玉の富、天下に甲たり(一六)。然れども終に臣節を失はず、貢獻道に相望めり。是を以て其民老死に至るまで、兵革を識らずして、四時嬉遊し、歌鼓の聲相聞え、今に至るまで廢せず。其斯の民に德有ること(一七)、甚だ厚し。

(一) 神宗の年號 (二) 趙抃字は閱道 (三) 荒蕪破壞 (四) 唐末吳越王と稱す (五) 唐の僖宗時代の流賊 (六) 八組
(七) 時に越州の觀察使たり (八) 乾寧二年に叛し鏐に執へられ水に投じて死す (九) 南唐と號す (一〇) 入朝謁見
(一一) 鏐・元瓘・仁佐及び仁佐の弟俶 (一二) 帝王の位號 (一三) 僭號者皆族滅す (一四) 子は單なり一も遺る無きを言ふ (一五) 山の金錫を鑄、海の鹽を煮る (一六) 第一 (一七) 錢氏の其人民に德有るを稱す

翺翔。汗流籍湜走且僵。滅没倒景不得望。作書詆佛譏君王。要觀南海窺衡湘。歷舜九疑弔英皇。祝融先驅海若藏。約束鮫鱷如驅羊。鈞天無人帝悲傷。謳吟下招遣巫陽。犦牲雞卜羞我觴。於粲荔丹與蕉黄。公不少留我涕滂。翩然被髪下大荒。

熙寧十年十月戊子。資政殿大學士右諫議大夫。知杭州軍州事。臣抃言。故吳越國王錢氏墳廟。及其父祖妃夫人子孫之墳。在錢塘者一十有六。在臨安者十有一。皆蕪

表忠観碑

熙寧十年十月戊子、資政殿大學士右諫議大夫、知杭州軍の州事、臣抃(二)言す。故(一)の吳越國王錢氏の墳廟、及び其父祖妃夫人子孫の墳の、錢塘に在る者一十有六、臨安に有る者十有一、皆蕪廢して治めず。父老之を過ぎて、涕を流す者有り。謹んで按ずるに、故武肅王(三)鏐(四)、始め鄕兵を以て黄巢(五)を破走せしめ、名江淮に聞ゆ。復八都(六)の兵を以て、劉漢宏(七)を討じ、越州を幷せて、以て董昌(八)を奉じて、自ら杭に居る。昌が越を以て叛くに及んで、則ち昌を誅して越を幷せ、盡く浙の東西の地を有し、其子文穆王元瓘に傳へぬ。其孫忠顯王仁佐に至り、遂に李(九)景が兵を破りて、福州を取る。而して仁佐の弟忠懿王俶、又大いに兵を出して

理也哉。元豐元年。詔封二公昌黎伯一。故榜曰二昌黎伯韓文公之廟一。潮人請レ書二其事於石一。因作レ詩以遺レ之。使二歌以祀一レ公。其辭曰。公昔騎レ龍白雲鄉。扶二手雲漢一分二天章一。天孫爲織二雲錦裳一。飄然乘レ風來二帝旁一。下與二濁世一掃二粃糠一。西游二咸池一略二扶桑一。草木衣被昭回光。追二逐李杜一參

で扶桑(一三)を略す、草木(一四)衣被す昭回の光(一五)。李杜を追逐(一六)して參つて翺翔し、汗流れて籍湜(一七)走つて且つ僵る、倒景(一八)に滅沒して望むことを得ず。書を作りて佛を詆(一九)り君王を譏り、南海を觀て衡湘(二〇)を窺ひ、舜の九疑(二一)を歷て英皇(二二)を弔せんことを要む。祝融(二三)先驅して海若(二四)藏れ、鮫鱷を約束(二五)すること羊を驅るが如し。鈞天(二六)人無く帝(二七)悲傷し、謳吟下招巫陽(二八)を遣る、犦牲雞卜(二九)我が觴を羞む。於粲(三〇)たる荔丹(三一)と蕉黃と。公少くも留らず我涕滂(三二)たり、翩然髮を被つて大荒(三三)を下れ。

(一) 一年ならざるに袁州に移れり (二) 潮州を甚ひ顧みず (三) 神靈の氣魄は觸れ動くを感じて身の毛もよだつ如く凄然たる也、禮記祭義篇參照 (四) 祭る所に從つて感應あり、一所に限らざるなり (五) 神宗の年號 (六) 白雲の鄉即ち天 (七) 天の河 (八) 天の文章を選り分つ (九) 織女は天の女孫なり (一〇) 朝廷 (一一) 古人の糟粕に等しき文章 (一二) 日の入る所 (一三) 日の出づる所 (一四) 草木迄も文章道德の光輝を被る (一五) 照り回る光、詩經の字句 (一六) 李白・杜甫 (一七) 張籍・皇甫湜 (一八) 日月よりも上にある天上至高の所 (一九) 佛骨表 (二〇) 衡山・湘水 (二一) 舜を葬れる山名 (二二) 舜の妃娥皇・女英 (二三) 南海の神 (二四) 海神 (二五) 束縛するなり (二六) 九天のうち中天の稱 (二七) 天帝 (二八) 謳吟しつゝ下り招くべき巫祝 (二九) 羊牛を牲とし雞骨を以てトひ祭る (三〇) 歎美の辭 (三一) 赤き荔枝と黃色の芭蕉 (三二) 強き雨の如し (三三) 大空

令曰。願レ新二公廟一者聽。民讙趨レ之。卜二地於州城之南七里一。期年而廟成。

或曰。公去レ國萬里而謫レ於潮。不レ能二一歳一而歸。沒而有レ知。其不レ眷二戀於潮一也審矣。軾曰不レ然。公之神在二天下一者。如三水之在二地中一。無二所レ往而不一レ在也。而潮人獨信レ之深。思レ之至。焄蒿悽愴。若二或見一レ之。辟如三鑿レ井得レ泉。而曰二水專在一レ是。豈

或ひと曰く、公國を去ること萬里にして潮に謫せらる、(一)一歳なる能はずして歸りぬ。没して知る有らば、其潮に眷戀(二)せざるや審なりと。軾曰く、然らず。公の神天下に在る者は、水の地中に在るが如く、往く所として在らざる無し。而して潮人獨り之を信ずること深く、之を思ふこと至れり。(三)焄蒿悽愴、或は之を見るが若けん。辟へば井を鑿つて泉を得て、水專ら是に在りと曰ふが如し、豈理(四)ならんやと。(五)元豐元年、詔して公を昌黎伯に封ず、故に榜して昌黎伯韓文公の廟と曰ふ。潮人其事を石に書せんと請ふ。因り詩を作つて以て之に遺り、歌つて以て公を祀らしむ。其辭に曰く、

公昔龍に騎る白雲鄕、(六)手づから雲漢を抉して(七)天章を分つ。(八)天孫爲に雲錦裳(九)を織り、飄然風に乘じて帝旁に來る。(一〇)下濁世のために粃糠を掃ひ、(一一)西咸池に游ん(一二)

弭皇甫鎛李逢吉之謗。能信乎南海之民。廟食百世。而不能使其身一日安於朝廷之上。蓋公之所能者天也。其所不能者人也。始潮人未知學。公命進士趙德爲之師。自是潮之士。皆篤於文行。延及齊民。至於今號稱易治。信乎孔子之言。君子學道則愛人。而小人學道則易使也。潮人之事公也。飲食必祭。水旱疾疫。凡有求必禱焉。而廟在刺史公堂之後。民以出入爲艱。前太守欲請諸朝作新廟。不果。元祐五年。朝散郎王君滌。來守是邦。凡所以養士治民者。一以公爲師。民既悅服。則出

を學べば、則ち使ひ易しと。潮人の公に事ふるや、飲食（一二）必ず祭り、水旱疾疫、凡そ求むること有れば必ず禱る。而して廟は刺史公堂の後に在り。民出入（一三）を以て艱と爲す。前太守諸を朝に請うて新廟を作らんと欲して、果さず。元祐（一四）五年、朝散郎王君滌、來つて是の邦を守る。凡そ士を養ひ民を治むる所以の者、一に公を以て師と爲し、民既に悅服す。則ち令を出して曰く、公の廟を新にせんと願ふ者は聽さんと。民欣んで之に趨き、地を州城の南七里に卜し、期年にして廟成りぬ。

（一）天と人との區別　（二）頑冥無心なればなり、易に中孚豚魚吉とあり信の及ぶを謂ふなり　（三）衡山の神靈を感動して雲雨を開きし事其詩に見ゆ　（四）憲宗佛骨を迎ふるを諫止する能はず　（五）潮州にて鰐魚を退けし事　（六）二人共に公の直を怨んで之を讒謗す　（七）神として祀られ百世に存す　（八）公潮州に來り鄕校を建つ　（九）文學行狀　（一〇）下々の一般の人民　（一一）論語陽貨篇の語　（一二）初穗を供ふ　（一三）參詣出入　（一四）哲宗の年號

足レ怪者。自二東漢一以來。道喪文敝。異端並起。歷二唐貞觀開元之盛一。輔以二房杜姚宋一而不レ能レ救。獨韓文公起二布衣一。談笑而麾レ之。天下靡然從レ公。復歸二於正一。蓋三百年於レ此矣。文起二八代之衰一。道濟二天下之溺一。忠犯二人主之怒一。而勇奪二三軍之帥一。此豈非下參二天地一關二盛衰一。浩然而獨存者上乎。

蓋嘗論二天人之辨一。以謂人無レ所レ不レ至。惟天不レ容レ僞。智可三以欺二王公一。不レ可三以欺二豚魚一。力可三以得二天下一。不レ可三以得二匹夫匹婦之心一。故公之精誠。能開二衡山之雲一。而不レ能レ回二憲宗之惑一。能馴二鱷魚之暴一。而不レ能レ

蓋し嘗て天人の辨を論じ、以謂らく人至らざる所無し、惟天のみ僞を容れずと。智は以て王公(一)を欺くべきも、以て豚魚(二)を欺くべからず、力は以て天下を得べきも、以て匹夫匹婦の心を得べからず。故に公の精誠は、能く衡山(三)の雲を開くも、而も憲宗(四)の惑を回す能はず、能く鱷魚(五)の暴を馴らすも、而も皇甫鎛(六)・李逢吉の謗を弭むる能はず、能く南海の民に信ぜられて、廟食(七)百世なるも、而も其身をして一日も朝廷の上に安んぜしむる能はず。蓋し公の能くする所の者は天なり、其能くせざる所の者は人なり。始め潮人未だ學を知らず、(八)公進士趙徳に命じて之が師と爲す。是れより潮の士、皆文行(九)に篤く、延いて齊民(一〇)に及び、今に至るまで、號して治し易しと稱す。信なるかな孔子の言、(一一)君子道を學べば則ち人を愛し、小人道

於二尋常之中一。而塞二乎天地之間一。卒然遇レ之。則王公失二其貴一。晉楚失二其富一。良平失二其智一。賁育失二其勇一。儀秦失二其辯一。是孰使二之然一哉。其必有下不レ依レ形而立。不レ恃レ力而行。不レ待レ生而存。不レ隨レ死而亡一者上矣。故在レ天爲二星辰一。在レ地爲二河嶽一。幽則爲二鬼神一。而明則復爲レ人。此理之常。無二

理の常にして、怪しむに足る者無し。東漢より以來、道喪び文敝れ、異端並び起りぬ。唐の貞觀開元(一四)の盛を歴て、輔くるに房杜(一五)・姚宋を以てするも、而も救ふこと能はず。獨り韓文公は布衣(一六)より起り、談笑して之を麾く。天下靡然として公に從ひ、復正に歸すること、蓋し此に三百年なり。文は八代(一七)の衰を起し、道は天下(一八)の溺を濟ひ、忠(一九)は人主の怒を犯して、勇(二〇)は三軍の帥を奪ふ。此れ豈天地に參し盛衰に關し、浩然として獨り存する者に非ずや。

(一) 百世の師となり天下の法とも爲る者は、天地の化育にも參し盛衰の運命にも關すること有り云々 (二) 由來根元有り (三) 詩の大雅崧高篇に、維岳神を降し甫及び申を生むとあり、甫侯初は呂に封ぜらる (四) 殷の高宗を輔けて天下を安くし死して列星となりし旨莊子大宗師篇に出づ (五) 孟子公孫丑上篇參照 (六) 尋は六尺、常は其倍、人身を謂ふ也 (七) 漢初の謀臣張良・陳平 (八) 古の勇士孟賁・夏育 (九) 戰國の辯士張儀・蘇秦 (一〇) 形に假寓するも形に依りて立つにはあらず永久不滅なり (一一) 人力によりて行はるゝに非ず (一二) 出生 (一三) 現世に於て偉人となる (一四) 貞觀は太宗、開元は玄宗の年號なり (一五) 房玄齡・杜如晦共に太宗を輔け、姚崇・宋璟共に玄宗を輔く (一六) 卑賤の身 (一七) 東漢・魏・晉・宋・齊・梁・陳・隋 (一八) 佛老に耽溺せしを救ふ (一九) 佛骨を論ぜしを指す (二〇) 鎭州に在りて王庭湊を諭す、庭湊畏る

匹夫而爲二百世師一。一言而爲二天下法一。是皆有下以參二天地之化一。關中盛衰之運上。其生也有二自來一。其逝也有レ所レ爲。故申呂自レ嶽降。而傳説爲二列星一。古今所レ傳。不レ可レ誣也。孟子曰。我善養二吾浩然之氣一。是氣也。寓レ

卷之二十四

潮州韓文公廟碑

匹夫にして百世の師と爲り、一言にして天下の法と爲る。(一)是れ皆以て天地の化に參し、盛衰の運に關する有り。其生るゝや自つて來る有り、(二)其逝くや爲す所有り。故に申呂は嶽より降つて、(三)傅說は列星と爲ると。(四)古今の傳ふる所、誣ふべからざるなり。孟子曰く、(五)我善く吾が浩然の氣を養ふと。是氣や、(六)尋常の中に寓して、天地の間に塞る。卒然として之に遇へば、則ち王公も其貴を失ひ、晉楚も其富を失ひ、(七)良平も其智を失ひ、(八)賁育も其勇を失ひ、(九)儀秦も其辯を失ふ。是れ孰か之をして然らしむるぞ。其必ず形に依つて立たず、(一〇)力を恃んで行かず、(一一)生を待つて存せず、死に隨つて亡びざる者有り。故に天に在つては星辰と爲り、地に在つては河嶽と爲り、(一二)幽には則ち鬼神と爲りて、(一三)明には則ち復人と爲る。此れ

石ノ當ニ中流ニ可ク坐ス百人ヲ。空中而多ク竅。與ニ風水ノ相呑吐シ、有リ窾坎鏜鞳之聲。與ニ向之噌吰者ノ相應ズ。如ニ樂作ルガ焉。因笑謂ㇾ邁曰。汝識ル之乎。噌吰者。周景王之無射也。窾坎鏜鞳者。魏獻子之歌鐘也。古之人不ニ予欺カ也。事不ニ目見耳聞セ、而臆ニ斷スルハ其有無ヲ可ナラン乎。酈元之所ニ見聞スル、殆與ㇾ予同而言ㇾ之不ㇾ詳カナラ。士大夫終不下肯以ニ小舟ヲ夜泊ニ絶壁之下ニ上。故莫ニ能知ルコト。而漁工水師、雖ㇾ知而不ㇾ能ハㇾ言フ。此世所ニ以不ニㇾ傳也。而陋者乃以ニ斧斤ヲ考擊シ而求ム之。自以爲得タリト其實ヲ。予是以記シテ之。蓋歎ニ酈元之簡ナルヲ。而笑フ李渤之陋ナルヲ也。

渤(ぼつ)の陋(ろう)を笑(わら)ふなり。

(一) 聳え立つ　(二) 最高の貌　(三) 住める鷹隼の類　(四) 鳥の羽を鼓する貌　(五) せきばらひ　(六) かうの鳥　(七) 鐘音　(八) 空洞　(九) 水波の穴に入りて動揺するを言ふ　(一〇) 共に鐘聲　(一一) 鐘名なり、周景王之を鑄造す、國語參照　(一二) 左傳參照、鄭人歌鐘二肆を晉侯に賂ふ、侯其半を獻子に賜ふ云々と、一肆は鐘十六なり　(一三) 漁夫舟人　(一四) 唐の李渤を指す　(一五) 考は扣也、打鳴らす

人。而山上棲鶻、聞二人聲一亦驚起。磔二磔雲霄間一。又有下若(五)老人欬三且笑(四)於二山谷中一者上。或曰、此鸛鶴也。予方心動欲レ還。而大聲發レ於二水上一。噌吰如二鐘鼓一不レ絕。舟人大恐。徐而察レ之。則山下皆石穴罅。不レ知二其淺深一。微波入焉。涵澹澎湃而爲レ此也。舟迴至二兩山間一。將レ入二港口一。有二大

るに大聲水上に發し、(七)噌吰鐘鼓の如くにして絕えず、舟人大いに恐る。徐にして之を察すれば、則ち山下皆石穴罅(八)にして、其淺深を知らず。微波入れば、(九)涵澹澎湃して此を爲すなり。舟迴りて兩山の間に至り、將に港口に入らんとするに、大石有りて中流に當り、百人を坐せしむべく、空中にして竅多く、風水と相呑吐し、(一〇)窾坎鏜鞳の聲有り。向の噌吰なる者と相應じ、樂の作るが如し。因りて笑つて邁に謂つて曰く、汝之を識るか、噌吰なる者は、周の景王の無射なり、(一一)窾坎鏜鞳なる者は、魏獻子の歌鐘なり。(一二)古の人、予を欺かず、事目に見耳に聞かずして、其有無を臆斷す、可ならんやと。酈元の見聞する所、殆んど予と同じうして、而も之を言ふこと詳ならず、士大夫終に肯て小舟を以て夜絕壁の下に泊せず。故に能く知ること莫く、而も漁工水師は、(一三)知ると雖も而も言ふ能はず。此れ世に傳らざる所以なり。而して陋者は(一四)乃ち斧斤考擊(一五)を以て之を求め、自ら以爲らく其實を得たりと。予是を以て之を記す。蓋し酈元の簡を歎じて、李

遺蹤一。得二雙石於潭上一。扣而聆レ之、南聲函胡。北音清越。枹止響騰。餘韻徐歇。自以爲得レ之矣。然是說也、予尤疑レ之。石之鏗然有レ聲者。所在皆是也。而此獨以レ鐘名何哉。元豐七年。六月丁丑。予自二齊安一。舟行適二臨汝一。而長子邁將レ赴二饒之德興尉一。送レ之至二湖口一。因得レ觀二所レ謂石鐘者一。寺僧使二小童持一レ斧於二亂石間一。擇二其一二一扣レ之。硿硿然。予固笑而不レ信也。

之を送つて湖口に至り、因つて所謂石鐘といふ者を觀るを得たり、寺僧小童をして斧を亂石(一〇)の間に持たしめ、其一二を擇んで之を扣くに、硿硿(一一)然たり。予固より笑つて信ぜざるなり。

(一) 三卷あり桑欽の著　(二) 水經注を作りし酈道元　(三) 鈞鐘の音の如し　(四) 臨く　(五) 聲音沈濁して爽越せず　(六) 聲音清越にして鏗然たり　(七) ばちを止むるも餘響尚は高し　(八) 金石相鳴る音　(九) 地名　(一〇) 彭蠡湖口　(一一) 石の鳴る音の形容

至二其夜月明一。獨與レ邁乘二小舟一。至二絕壁下一。大石側立千尺。如二猛獸奇鬼一。森然欲レ搏レ

其夜月明なるに至つて、獨り邁と小舟に乘り、絕壁の下に至るに、大石側立する(一二)こと千尺、猛獸奇鬼の如く、森然(一三)として人を搏たんと欲す。而して山上の棲鶻(一四)、人聲を聞いて亦驚起し、雲霄の間に磔磔(一五)す。又老人の、山谷の中に欬し且つ笑ふが若き者有り。或は曰く、此れ鸛鶴(一六)なりと。予方に心動きて還らんと欲す。而

翻然斂翼。婉將集兮。忽何所見。矯然而復擊。獨終日於澗谷之間兮。啄蒼苔而履白石。鶴歸來兮。東山之陰。其下有人兮。黃冠草屨。葛衣而鼓琴。躬耕而食兮。其餘以汝飽。歸來歸來兮。西山不可以久留。

石鐘山記

水經云。彭蠡之口。有石鐘山焉。酈元以爲下臨深潭。微風鼓浪。水石相搏。聲如洪鐘。是說也。人常疑之。今以鐘磬置水中。雖大風浪不能鳴也。而況石乎。至唐李渤。始訪其

水經に云ふ、彭蠡の口に、石鐘山有りと。酈元以爲らく、下深潭に臨み、微風浪を鼓し、水石相搏ち、聲洪鐘の如しと。是の說や、人常に之を疑ふ。今鐘磬を以て水中に置くに、大風浪と雖も鳴らす能はず、而るを況んや石をやと。唐の李渤に至つて、始めて其遺蹤を訪ひ、雙石を潭上に得て、扣いて之を聆くに、南聲函胡、北音清越、枹止み響騰り、餘韻徐かに歇む。自ら以爲らく之を得たりと。然れども是說や、予尤も之を疑ふ。石の鏗然として聲有る者は、所在皆是れなり、而して此れ獨り鐘を以て名づくるは何ぞやと。元豐七年、六月丁丑、予齊安より、舟行して臨汝に適く。而して長子邁は將に饒の德興の尉に赴かんとす。

嗟夫。南面之君。雖二清遠閑放如レ鶴者一。猶不レ得レ好。好レ之則亡二其國一。而山林遁世之士。雖二荒惑敗亂如レ酒者一。猶不レ能レ爲レ害。而況於レ鶴乎。由レ此觀レ之。其爲レ樂。未レ可下以同レ日而語上也。山人欣然而笑曰。有レ是哉。乃作二放鶴招鶴之歌一曰。鶴飛去兮。西山之缺。高翔而下覽兮。擇レ所レ適。

嗟夫、南面の君は、清遠閑放鶴の如き者と雖も、猶ほ好むことを得ず、之を好めば則ち其國を亡ぼす。而るに山林遁世の士は、(一)荒惑敗亂酒の如くなる者と雖も、猶ほ害を爲すこと能はず、而るを況んや鶴に於てをや。此に由つて之を觀れば、其樂を爲す、未だ以て(二)日を同じうして語るべからざるなりと。山人欣然として笑つて曰く、是れ有るかなと。乃ち放鶴招鶴の歌を作る。曰く、

鶴飛び去れり、西山の缺。高翔して下覽す、適く所を擇び、翻然として翼を斂め、(三)婉として將に集らんとす。忽ち何の見る所ぞ、(四)矯然として復擊ち、獨り(五)日を澗谷の間に終ふ。蒼苔を啄んで白石を履む。鶴歸來す、東山の陰。其下人有り、(六)黃冠草屨、葛衣にして琴を鼓し、躬耕して食ひ、其餘は(七)以て汝を飽かしむ。歸來せよ歸來せよ、西山以て久しく留るべからず。

(一) 人をすさましめ惑はし敗り亂る　(二) 南面の樂と同日の談にあらず　(三) 美なり順なり　(四) 高擧の貌　(五) 終日の遊　(六) 隱士の冠　(七) 食の餘を以て、鶴を飽かしむ

夏之交。草木際レ天。秋冬雪月。千里一色。風雨晦明之間。俯仰百變。山人有二二鶴一。甚馴而善飛。旦則望二西山之缺一而放焉。縱二其所一レ如。或立二於陂田一。或翔二於雲表一。暮則傃二東山一而歸。故名レ之曰二放鶴亭一。郡守蘇軾。時從二賓客僚吏一。往見二山人一。飲二酒於斯亭一而樂レ之。揖二山人一而告レ之曰。子知二隱居之樂一乎。雖二南面之君一。未レ可二與易一也。易曰。鳴鶴在レ陰。其子和レ之。詩曰。鶴鳴二于九皐一。聲聞二于天一。蓋其爲レ物。淸遠閑放。超二然於塵埃之外一。故易詩人。以比二賢人君子隱德之士一。狎而玩レ之。宜レ若レ有レ益而無レ損者。然衞懿公好レ鶴。則亡二其國一。周公作二酒誥一。衞武公作二抑戒一。以爲荒惑敗亂。無レ若レ酒者。而劉伶阮籍之徒。以レ此全二其眞一。而名二後世一。

詩に曰く、鶴九皐に鳴いて、聲天に聞ゆと。(一一)蓋し其物爲る、淸遠閑放、塵埃の外に超然たり。故に易と詩人と、以て賢人君子隱德の士に比す。狎れて之を玩べば、宜しく益有つて損無き者の若くなるべし。然れども衞の懿公は鶴を好んで、(一二)則ち其國を亡ぼせり。周公酒誥を作り、(一三)衞武公抑戒を作つて、(一四)以爲らく荒惑敗亂は、酒に若く者無しと。而も劉伶・阮籍の徒は、(一五)此を以て其眞を全うして後世に名あり。

(一)名は天驥　(二)もとの住居　(三)四方の岡嶺大環の如くめぐる　(四)十分の二　(五)乍ち變じ乍ち動く　(六)堤防　(七)向ふ　(八)天子の尊貴　(九)其樂に易ふべからず　(一〇)易の繫辭に見ゆ　(一一)詩小雅鶴鳴の篇　(一二)左傳閔公二年に見ゆ、鶴を愛して人を愛せず終に國を亡す　(一三)周書の篇名　(一四)詩の大雅抑戒篇　(一五)共に晉人なり、竹林七賢中の人

熙寧十年秋。彭城大水。雲龍山人張君之草堂。水及二其半扉一。明年春。水落遷二於故居之東。東山之麓一。升レ高而望。得二異境一焉。作二亭於其上一。彭城之山。岡嶺四合。隱然如二大環一。獨缺二其西十二一。而山人之亭。適當二其缺一。春

放鶴亭記

熙寧十年秋、彭城大水あり、雲龍山人張君(一)の草堂も、水其半扉に及ぶ。明年春、水落ちて、故居の東、東山の麓に遷り、高きに升りて望み、異境を得たり。亭を其上に作る。(二)彭城の山、岡嶺四合、隱然として大環の如し。獨り其西十二(四)を缺いて、而して山人の亭、適〻其缺に當る。春夏の交、草木天に際し、秋冬雪月、千里一色、風雨晦明の間、(五)俯仰百變す。山人二鶴有り、甚だ馴れて善く飛ぶ。旦には則ち西山の缺を望んで放ち、其如く所を縱にするに、或は陂田に立ち、或は雲表に翔り、暮には東山に傃うて(七)歸る。故に之れに名づけて放鶴亭と曰ふ。郡守蘇軾、時に賓客僚吏を從へて往いて山人を見、酒を斯の亭に飲んで、之を樂む。山人を揖して之に告げて曰く、子隱居の樂を知るか、(八)南面の君と雖も、未だ與に易ふべからざるなり。(九)易に曰く、(一〇)鳴鶴陰に在り、其子之に和すと。

其庭宇。伐安邱高密之木。以修補破敗。爲苟完之計。而園之北。因城以爲臺者舊矣。稍葺而新之。時相與登覽。放意肆志焉。南望馬耳常山。出沒隱見。若近若遠。庶幾有隱君子乎。而其東則盧山。秦人盧敖之所從遁也。西望穆陵。隱然如城郭。師尚父齊桓公之遺烈。猶有存者。北俯濰水。慨然太息。思淮陰之功。而弔其不終。臺高而安。深而明。夏涼而冬溫。雨雪之朝。風月之夕。予未嘗不在。客未嘗不從。擷園蔬。取池魚。釀秫酒。瀹脫粟而食之曰。樂哉遊乎。方是時。予弟子由。適在濟南。聞而賦之。且名其臺曰超然。以見予之無所往而不樂者。蓋游於物之外也。

り、池魚を取り、秫酒(一八)を釀し、脫粟(一九)を瀹して之を食して曰く、樂しいかな遊ぶこと。是の時に方つて、予の弟子由、適〻濟南に在り、聞いて之を賦し、且つ其臺を名づけて超然と曰ふ。以て予の往く所として樂まざる者無きを見はす。蓋し物の外に遊べばなり。

(一) 熙寧元年杭州より密州に移る (二) 飾りある垣根 (三) 荒木のまゝの椽木 (四) 杭州に湖山の勝あり (五) 斥は大なり充滿の義 (六) 精進料理物さびし (七) 枸杞と菊と共に食ふべし (八) 一年 (九) 共に膠西の地名 (一〇) 大略の修繕 (一一) 並に山名 (一二) 秦の博士なり難を此山に避く (一三) 太公望が初めて封ぜられし地 (一四) 呂尚帝師となる (一五) 韓信楚將龍且を濰水に擊滅す (一六) 叛を謀りて誅せられしを指す (一七) 衣のつまをかゝげて物を其中に貯ふるをいふ (一八) もち粟の酒 (一九) 玄米を煮る

車馬之勞。去ニ雕牆之美。而庇ニ采椽之居。背ニ湖山之觀。而行ニ桑麻之野。始至之日。歲比不レ登。盜賊滿レ野。獄訟充斥。而齋廚索然。日食ニ杞菊。人固疑ニ予之不レ樂也。處レ之期年。而貌加レ豐。髮之白者日以反レ黑。予既樂ニ其風俗之淳。而其吏民亦安ニ予之拙ー也。於レ是治ニ其園圃。潔ニ

りに登らず、盜賊野に滿ち、獄訟充斥（五）して、齋廚（六）索然たり。日に杞菊を食ふのみ。人固より予が樂しまざるを疑ふ。之に處ること期年（八）にして、貌豐を加へ、髮の白き者日に以て黑に反る。予既に其風俗の淳なるを樂しんで、其吏民も亦予の拙なるに安んず。是に於て其園圃を治め、其庭宇を潔うし、安邱（九）・高密の木を伐つて、以て破敗を修補し、苟完（一〇）の計を爲す。而して園の北は、城に因つて以て臺を爲る者舊し。稍葺いて之を新にし、時に相與に登覽し、意を放にし志を肆にす。南馬耳（一一）・常山を望めば、出沒隱見、近きが若く遠きが若し。庶幾くは隱君子有らんか。其東は則ち盧山、秦人盧敖（一二）の從つて遁れし所なり。西穆陵（一三）を望めば、隱然として城郭の如く、師尚父（一四）・齊の桓公の遺烈、猶ほ存する者有り。北濰水に俯すれば、慨然として太息し、淮陰（一五）の功を思うて、其終へざるを弔す（一六）。臺高うして安く、深うして明に、夏は涼しうして冬は溫く、雨雪の朝、風月の夕、予未だ嘗て在らずんばあらず、客未だ嘗て從はずんばあらず。園蔬を擷（一七）

也。人之所ㇾ欲無ㇾ窮。而物之可三以足二吾欲一者有ㇾ盡。美惡之辯戰ㇾ乎ㇾ中。而去取之擇交ㇾ乎ㇾ前。則可ㇾ樂者常少。而可ㇾ悲者常多。是謂二求ㇾ禍而辭ㇾ福。夫求ㇾ禍而辭ㇾ福。豈人之情也哉。物有二以蓋ㇾ之矣。彼游二於物之內一。而不ㇾ游二於物之外一。物非ㇾ有二大小一也。自二其內一而觀ㇾ之。未ㇾ有下不二高且大一者上也。彼挾二其高大一以臨ㇾ我。則我常眩亂反覆。如二隙中之觀ㇾ鬭。又烏知二勝負之所ㇾ在。是以美惡橫生。而憂樂出焉。可ㇾ不二大哀一乎。

ばざるは、物大小有るに非ざるなり。(七)其内よりして之を觀れば、未だ高且つ大ならざる者は有らざるなり。彼其高大を挾んで以て我に臨めば、則ち我常に眩亂反覆(八)して、隙中の鬭を觀るが如けん。(九)又烏んぞ勝負の在る所を知らんや。是を以て美惡橫生(一〇)して、憂樂出づ、大いに哀まざるべけんや。

(一)酒粕を食ひ薄酒を啜る　(二)果物野菜　(三)我欲を滿足せしむべきものに限あり　(四)判斷　(五)選擇の決行　(六)外物に屈託するため自己は小となり外物は大となりて、外物が自己を包了する也　(七)外に出づる能はざるのみ物に大小有るに非ず　(八)目くるめき心亂れ物の正體を見る能はず　(九)物の隙間より人の爭を見るが如く全部を知る能はず　(一〇)善惡美醜の氣盛んに生ず

予自二錢塘一移二守膠西一。釋二舟楫之安一。而服二

予錢塘より膠西(一)に移守し、舟楫の安を釋てて、車馬の勞を服し、雕牆(二)の美を去つて、采椽(三)の居を庇ひ、湖山(四)の觀に背いて、桑麻の野に行く。始め至るの日、歲比

存者。既已化爲禾黍荊棘。丘墟隴畝矣。而況於此臺歟。夫臺猶不足恃以長久。而況於人事之得喪。忽往而忽來者歟。而或者欲以夸世而自足。則過矣。蓋世有足恃者。而不在乎臺之存亡也。既已言於公。退而爲之記。

凡物皆有可觀。苟有可觀。皆有可樂。非必怪奇偉麗者也。餔糟啜漓。皆可以醉。果蔬草木。皆可以飽。推此類也。吾安往而不樂。夫所爲求福而辭禍者。以福可喜而禍可悲

超然臺記

凡そ物皆觀るべき有り。苟も觀るべき有れば、皆樂むべき有り、必ずしも怪奇偉麗なる者に非ざるなり。(一)糟を餔ひ漓を啜るも、皆以て醉ふべし。(二)果蔬草木、皆以て飽くべし。此類を推さば、吾安くに往いてか樂まざらん。夫れ福を求めて禍を辭するを爲す所の者は、福の喜ぶべく禍の悲しむべきを以てなり。人の欲する所は窮り無くして、(三)物の以て吾欲を足すべき者は盡くる有り。美惡の(四)辯中に戰つて、去取の擇、前に交れば、則ち樂むべき者常に少くして、悲しむべき者常に多し。是を禍を求めて福を辭すと謂ふ。夫れ禍を求めて福を辭する、豈人の情ならんや。(五)物以て之を蓋ふ有るなり。彼の物の内に游んで、物の外に游

之所二蒙翳一。狐虺之所二竄伏一。方二是時一。豈知レ有二凌虛臺一耶。廢興成毀。相三尋於二無窮一。則臺之復爲二荒草野田一。皆不レ可レ知也。嘗試與レ公登レ臺而望。其東則秦穆之祈年橐泉也。其南則漢武之長楊五柞。而其北則隋之仁壽。唐之九成也。計二其一時之盛一。宏傑詭麗。堅固而不レ可レ動者。豈特百二倍於臺一而已哉。然而數世之後。欲レ求二其髣髴一。而破屋頹垣。無二復

ざるなり。嘗て試に公と臺に登つて望むに、其東は則ち秦穆の祈念・橐泉なり、(四)其南は則ち漢武の長楊・五柞にして、(五)其北は則ち隋の仁壽、唐の九成なり。(六)其一時の盛を計るに、(七)宏傑詭麗、堅固にして動すべからざる者は、豈特に臺に百倍するのみならんや。然り而して數世の後、其髣髴を求めんと欲するに、(八)破屋頹垣も、復存する者無く、既已に化して禾黍荊棘、(九)丘墟隴畝と爲れり。而るを況んや此臺に於てをや。夫れ臺は猶ほ恃んで以て長久するに足らず、而るを況んや人事の得喪、忽ち往いて忽ち來る者に於てをや。而も或者は以て世に夸つて自ら足らんと欲するは、(一〇)則ち過てり。蓋し世に恃むに足る者有り、而も臺の存亡に在らざるなり。(一一)既已に公に言ひ、退いて之が記を爲る。

(一) 深く蔽ふ (二) 狐とまむしと (三) 永遠に相續く (四) 宮殿の名 (五) 亦宮名 (六) 當年の盛況をはかる (七) 廣々と立派なり (八) 髣髴たる面影 (九) 作物藪林空地田畝 (一〇) 自己一時の得意を世に誇り滿足せんとす (一一) 恃むべきものは世に在りて臺にあらず

有山焉。雖非事之所以損益。而物理有不當然者。此凌虛之所爲築也。方其未築也。太守陳公杖履逍遙於其下。見山之出於林木之上者。纍纍如人之旅行於墻外。而見其髻也。曰。是必有異。使工鑿其前爲方池。以其土築臺。高出於屋之簷而止。然後人之至於其上者。怳然不知臺之高。而以爲山之踊躍奮迅而出也。公曰。是宜名凌虛。以告其從事蘇軾。而求文以爲記。

以て臺を築くこと、高く屋の簷に出でしめて而して止む。然る後に人の其上に至る者、(九)怳然として臺の高きを知らずして、以爲らく山の踊躍奮迅して出づるなりと。公曰く、是れ宜しく(一〇)凌虛と名づくべしと。以て其從事蘇軾に告げて、文を求めて以て記と爲す。

(一) 終南山下に臺を建つ　(二) 近なり、附近　(三) 事に於て損益無し　(四) 理由　(五) 名は希亮字は公弼　(六) 杖を曳き履を穿つ　(七) 重疊の貌　(八) 四角の池　(九) 自失の貌　(一〇) 空を凌ぎわたる義

軾復於公曰。物之廢興成毀。不可得而知也。昔者荒草野田。霜露

軾、公に復して曰く、物の廢興成毀、得て知るべからず。昔は荒草野田、霜露の(一一)蒙翳する所、(一二)狐虺の竄伏する所たり。是の時に方つて、豈凌虛臺有るを知らんや。廢興成毀、(一三)無窮に相尋ぐ、則ち臺の復荒草野田と爲るも、皆知るべから

借レ人乘レ之。今亡矣夫。是二者。於レ道未レ有二大損益一也。然且錄レ之。今吾州近レ古之俗。獨能累世而不レ遷。蓋耆老昔人豈弟之澤。而賢守令撫循教誨不レ倦之力也。可レ不レ錄乎。若夫登臨覽觀之樂。山川風物之美。軾將レ歸二老於故邱一。布衣幅巾。從三邦君於二其上一。酒酣樂作。援レ筆而賦レ之。以頌二黎侯之遺愛一。尚未レ晩也。

凌虛臺記

臺レ於二南山之下一。宜レ若二起居飮食與一レ山接一也。四方之山。莫レ高レ於二終南一。而都邑之最麗者。莫レ近レ於二扶風一。以二至近一求二最高一。其勢必得。而太守之居。未二嘗知一レ

(一)南山の下に臺す、宜しく起居飮食山と接するが若くなるべし。四方の山、終南より高きは莫く、都邑の最も麗づく者、扶風より近きは莫し。至近を以て最高を求む、其勢必ず得ん。而も(二)太守の居る、未だ嘗て山有るを知らず、事の損益する所以に非ずと雖も、而も物理當に然るべからざる者有るは、此れ(三)凌虛の爲に築く(四)所たり。其未だ築かざるに方つて、太守陳公(五)杖履(六)して、其下に逍遙し、山の林木の上に出づる者を見るに、(七)纍纍として人の牆外に旅行して、其髻を見すが如し。曰く、是れ必ず異有らんと。工をして其前を鑿つて(八)方池を爲らしめ、其土を

遂以無ㇾ事。因二守居之北墉一而增二築之一。作二遠景樓一。日與二賓客僚吏一遊二處其上一。軾方爲二徐州一。吾州之人。以ㇾ書相往來。未二嘗不一ㇾ道二黎侯之善一。而求ㇾ文以爲ㇾ記。嗟夫。軾之去ㇾ鄉久矣。所ㇾ謂遠景樓者。雖ㇾ想二見其處一。而不ㇾ能ㇾ道二其詳一矣。然州人之所下以樂二斯樓之成一而欲上ㇾ記焉者。豈非下上有二易ㇾ事之長一。而下有中易ㇾ治之俗上也哉。孔子曰。吾猶及二史之闕文一也。有ㇾ馬者

能はず。然れども州人の斯樓の成るを樂しんで記せんと欲する所以の者は、豈上に事へ易きの長有りて、下に治め易きの俗有るに非ざらんや。孔子曰く、(八)吾猶ほ史の(七)闕文に及べり、馬有る者は、人に借して之に乘らしむ、今は亡しと。是の二者は、道に於て未だ大損益有らざるなり。然も且つ之を錄せり。今吾州古に近きの俗、獨り能く累世にして遷らざるは、蓋し耆老昔人(九)豈弟の澤にして、賢守令(一〇)撫循教誨倦まざるの力なり、錄せざるべけんや。若し夫れ登臨覽觀の樂、山川風物の美は、軾將に故郷に歸老せんとす、布衣(一一)幅巾、(一二)邦君に其上に從ひ、酒酣に樂作るとき、筆を援つて之を賦し、以て黎侯の遺愛を頌せんに、尚ほ未だ晩からざらん。

(一) 父　(二) 賓師文學有り　(三) 任期滿つるなり　(四) 堂中の北墉　(五) 遊び居る　(六) 徐州の知事たり　(七) 仕へ易き長官　(八) 論語衞靈公篇に見ゆ、史官は疑はしきを闕き、馬を有する者は誰にも貸したり、今日は無しとの意　(九) 愷悌に同じ、和樂なり　(一〇) 撫て勞はり敎へ導びく　(一一) 隱者の服　(一二) 太守

丈而草衰。則仆レ鼓決レ漏。取三罰金與二償衆之錢一。買二羊豕酒醴一。以祀二田祖一作レ樂。飲食醉飽而去。歲以爲レ常。其風俗蓋如レ此。故其民皆聰明才智。務レ本而力作。易レ治而難レ服。守令始至。視二其言語動作一。輒了二其爲一レ人。其明且能者。不三復以レ事試一。終日寂然。苟不下以二其道一。則陳レ義秉レ法。以譏二切之一。故智者以爲レ難レ治。

(一)朔日　(二)組合を爲る　(三)木表を立てて日晷を計る日時計と、滴漏による水時計と　(四)段別と功程とを量る　(五)十六日　(六)漏中の水を去るなり　(七)田祖神　(八)農を以て本と爲す故に曰ふ　(九)人物を知了す　(一〇)治法正しからざる時　(一一)譏り戒しむ　(一二)智一に知に作る、事情を知る者なり

今太守黎侯希聲。軾先君子之友人也。簡而文。剛而仁。明而不レ苛。衆以爲レ易レ事。既滿將レ代。不レ忍二其去一。相率而留レ之。上不レ奪二其請一。既留三年。民益信。

今の太守黎侯希聲は、軾が先君子(一)の友人なり。(二)簡にして文、剛にして仁、明にして苛ならず。衆以て事へ易しと爲す。既に滿ちて(三)將に代らんとするや、其去るに忍びず、相率ゐて之を留む。上其請を奪はず、既に留ること三年なり。民益〻信じ、遂に以て事無し。守居の(四)北墉に因つて之を增築し、遠景樓を作り、日に賓客僚吏と、其上に(五)遊處す。軾方に(六)徐州爲り、吾州の人書を以て相往來し、未だ嘗て黎侯の善を道はずんばあらず、而して文を求めて以て記を爲らしむ。嗟夫、軾の鄕を去るや久し、所謂遠景樓なる者、其處を想見すと雖も、而も其詳を道ふ

歲二月。農事始作。四月初吉。穀稚而草壯。耘者畢出。數十百人爲曹。立表下漏。鳴鼓以致衆。擇其徒爲衆所畏信者二人。一人掌鼓。一人掌漏。進退作止。惟二人之聽。鼓之而不至。至而不力。皆有罰。量田計功。終事而會之。田多而丁少。則出錢以償衆。七月既望。穀

歲の二月、農事始めて作り、四月初吉、穀稚くして草壯なり。耘る者畢く出で、數十百人曹を爲し、表を立て漏を下し、鼓を鳴らして以て衆を致し、其徒衆の畏信する所と爲る者二人を擇び、一人は鼓を掌り、一人は漏を掌り、進退作止、惟二人に之れ聽く。之を鼓するも至らず、至るも力めざれば、皆罰有り。田を量り功を計り、事を終へて之を會するに、田多くして丁少なければ、則ち錢を出して以て衆に償ふ。七月既望、穀艾り草衰ふれば、則ち鼓を仆し漏を決し、罰金と償衆の錢とを取り、羊豕酒醴を買つて、以て田祖を祀り、樂を作し、飲食醉飽して去る。歲に以て常と爲す。其風俗蓋し此の如し。故に其民は皆聰明才智本を務めて力作し、治め易うして服し難く、守令始めて至れば、其言語動作を視て、輒ち其人と爲りを了す。其明且つ能なる者は、復事を以て試みず、終日寂然たり。苟も其道を以てせざれば、則ち義を陳べ法を示り、以て之を譏切す。故に智者も以て治め難しと爲す。

及也。始朝廷以聲律取士。而天聖以前。學者猶襲五代文弊。獨吾州之士。通經學古。以西漢文詞爲宗師。方是時。四方指以爲迂闊。至於郡縣胥吏。皆挾經載筆。應對進退。有足觀者。而大家顯人。以門族相上。推次甲乙。皆有定品。謂之江鄉。非此族也。雖貴且富。不通婚姻。其民事太守縣令。如古君臣。既去。輒畫像事之。而其賢者。則記錄其行事以爲口實。至四五十年不忘。商賈小民。常儲善物而別異之。以待官吏之求。家藏律令。往往通念而不以爲非。雖薄刑小罪。終身有不敢犯者。

家顯人は、門族を以て相上び、甲乙を推次すること(八)、皆定品有り、之を江鄕と謂ふ。此族(七)に非ざれば、貴且つ富なりと雖も、婚姻を通ぜず。其民の太守縣令に事ふるは、古の君臣の如く、既に去れば、輙ち像を畫いて之に事ふ。而して其賢者は、則ち其行事を記錄して以て口實(九)と爲し、四五十年に至るも忘れず。商賈小民、常に善物を儲へて之を別異(一〇)し、以て官吏の求を待ち、家に律令を藏して、往往通念(一一)して以て非を爲さず。薄刑小罪と雖も、終身敢て犯さざる者有り。

(一) 連合耕作して相助く (二) 詩賦の學 (三) 仁宗の年號 (四) 梁唐晉漢周 (五) 手本模楷 (六) 小役人 (七) 門閥に同じ (八) 次第順序を立つ (九) 話の種 (一〇) 特別に保存す (一一) すつかり諳誦し

接之。去而不復念也。於是予二物者。常爲吾樂、而不能爲吾病。駙馬都尉王君晉卿、雖在戚里、而其被服禮義、學問詩書。常與寒士角。平居攘去膏粱、屏遠聲色。而從事於書畫。作寶繪堂於私第之東、以蓄其所有。而求文以爲記。恐其不幸而類吾少時之所好、故以是告之。庶幾全其樂、而遠其病也。

(一)まちがひ謬る　(二)帝王の女に尚せし者の官　(三)帝王の外戚　(四)貧窮の士人と角爭す　(五)美味を排ひ去る　(六)好音婦色を退け遠ざく　(七)東坡自ら言ふ　(八)王晉卿に告ぐるなり

吾州之俗。有近古者三。其士大夫貴經術、而重氏族。其民尊吏、而畏法。其農夫合耦以相助。蓋有三代漢唐之遺風、而他郡之所莫

眉州遠景樓記

吾州の俗、古に近き者三有り、其士大夫は經術を貴んで、氏族を重んじ、其民は吏を尊んで法を畏れ、其農夫は合耦(二)して以て相助く。蓋し三代漢唐の遺風有つて、他郡の及ぶ莫き所なり。始め朝廷、(三)聲律を以て士を取る。而して天聖以前は、學者猶ほ(四)五代の文弊を襲ふ。獨り吾州の士、經に通じ古を學び、西漢の文(五)詞を以て宗師(七)と爲す。是の時に方つて、四方指して以て迂闊と爲すも、郡縣胥吏(六)に至るまで、皆經を挾み筆を載せ、應對進退、觀るに足る者有りき。而して大

始吾少時。嘗好二此二者一。家之所レ有。惟恐三其失二之。人之所レ有。惟恐三其不二吾予一也。既而自笑曰。吾薄二富貴一而厚レ於レ書。輕二死生一而重レ畫。豈不三顚倒錯謬。失二其本心一也哉。自レ是不二復好一。見二可レ喜者一。雖二時復蓄一レ之。然爲二人取去一。亦不二復惜一也。譬二之煙雲之過レ眼。百鳥之感一レ耳。豈不二欣然

始め吾少き時、嘗て此二者を好みき。家の有する所、惟其れ之を失はんことを恐れ、人の有する所、惟其予に予へざらんことを恐れき。既にして自ら笑つて曰く、吾富貴に薄うして書に厚く、死生を輕んじて畫を重んず、豈顚倒錯謬、其本心を失ふならざらんやと。是れより復好まず。喜ぶべき者を見ては、時に復之を蓄ふと雖も、然も人に取り去らるゝも、亦復惜まざるなり。之を煙雲の眼を過ぎ、百鳥の耳に感ずるに譬ふ。豈欣然之に接せざらんや、去りては復念はざるなり。是に於てか二物の者、常に吾樂を爲して、而も吾病を爲すこと能はず。

駙馬都尉王君晉卿、(一二)戚里に在りと雖も、(一三)而も其被服禮義、學問詩書、常に寒士と(一四)角す。平居膏粱(一五)を擯去し、聲色(一六)を屛遠して、書畫に從事し、寶繪堂を私第の東に作りて、以て其有する所を蓄へ、而して文を求めて以て記を爲らしむ。其不幸にして吾少時(一七)の好みし所に類せんことを恐れ、故に是を以て之に告げ、(一八)其樂を全うして、而して其病に遠ざからんことを庶幾す。

令二人耳聾一。五味令二人口爽一。馳騁田獵令二人心發狂一。然聖人未三嘗廢二此四者一。亦聊以寓レ意焉耳。劉備之雄才也。而好レ結レ髦。嵇康之達也。而好二鍛錬一。阮孚之放也。而好二蠟屐一。此豈有二聲色臭味一也哉。而樂レ之終身不レ厭。凡物之可レ喜。足二以悦一レ人。而不レ足二以移一レ人者。莫レ若二書與一レ畫。然至二其留レ意而不一レ釋。則其禍有二不レ可レ勝言一者。鍾繇至二以レ此嘔レ血發一レ冢。宋孝武王僧虔至二以レ此相忌一。桓元之走舸。王涯之複壁。皆以二兒戲一害二其國一凶二其身一。此留レ意之禍也。

ぶべき、以て人を悦ばしむるに足りて、以て人を移すに足らざる者は、書と畫とに若くは莫し。然れども其意を留めて釋てざるに至りては、則ち其禍言ふに勝ふべからざる者有り。鍾繇(一二)は此を以て血を嘔き冢を發くに至り、宋の孝武・王僧虔(一三)は、此を以て相忌むに至る。桓元(一四)の走舸、王涯(一五)の複壁、皆兒戲を以て其國を害し、其身を凶す、此れ意を留むるの禍なり。

(一) 王晉卿名は詵、詩及び書を能くす、斯の堂は其私第に在り (二) 意を物に執着せしむべからず (三) 珍奇の物なり。(四) 左傳昭公二十八年に尤物は以て人を移すに足る云々と (五) 老子經第十二章の語、赤靑白黑黃を五色とす (六) 宮商角徵羽 (七) 甘苦辛鹹酸 (八) 正味を失ふ (九) 牛尾を以て結成する髦か (一〇) 康は晉人性巧にして鍛冶を好む、達は物事に拘泥せざるなり (一一) 晉人なり、蠟塗の下駄を好む、放は放縱の義 (一二) 字は常、魏の人、蔡邕の筆法を常に求む、邕與へず乃ち自ら胸を槌して血を嘔く、邕死するに及び其墓を發いて之を得たり (一三) 宋人王僧虔書法を以て孝武と相忌む (一四) 桓玄也、晉帝が家書を取らんとせるを避け輕舸に載せて走る (一五) 書室を二重壁として法書名畫を藏せし人

數年之間。盡讀二其所レ未レ見之書一。而廬山固所二願レ游而不一レ得者。蓋將レ老焉。盡發二公擇之藏一。拾二其餘棄一以自補。庶レ有レ益乎。而公擇求二余文一以爲レ記。乃爲二一言一。使三來者知二昔之君子見レ書之難一。而今之學者有レ書而不レ讀爲二可一レ惜也。

寶繪堂記（一）

君子可三以寓二意於一レ物。而不レ可三以留二意於一レ物。寓二意於一レ物。雖二微物一足二以爲一レ樂。雖二尤物一不レ足二以爲一レ病。留二意於一レ物。雖二微物一足二以爲一レ病。雖二尤物一不レ足二以爲一レ樂。老子曰。五色令二人目盲一。五音

君子は以て意を物に寓すべくして、（二）以て意を物に留むべからず。意を物に寓すれば、微物と雖も、以て樂を爲すに足り、（三）尤物と雖も、以て病を爲すに足らず。意を物に留むれば、微物と雖も以て病を爲すに足り、尤物と雖も、以て樂を爲すに足らず。老子曰く、（四）五色は人の目をして盲ならしめ、（五）五音は人の耳をして聾ならしめ、（六）五味は人の口をして（七）爽ならしめ、馳騁田獵は人心をして發狂せしむと。然れども聖人未だ嘗て此四者を廢せず、亦聊か以て意を寓するのみ。劉備の雄才にして、（八）結髦を好み、（九）嵇康の達なる、而も鍛錬を好み、（一〇）阮孚の放なる、而も蠟屐を好む。此れ豈聲色臭味有らんや。而も之を樂しんで終身厭かず。凡そ物の喜

去而山中之人思之。指其所居。爲李氏山房。藏書凡九千餘卷。公擇既以涉其流。探其源。採剝其華實。而咀嚼其膏味。以爲己有。發於文詞。見於行事。以聞名於當世矣。而書固自如也。未嘗少損。將以遺來者。供其無窮之求。而各足其才分之所當得。是以不藏於家。而藏於其所故居之僧舍。此仁者之心也。余既衰且病。無所用於世。惟得

以て己の有と爲し、文詞に發し、行事に見はし、以て名を當世に聞す。而して書は固より自如(三)たり、未だ嘗て少しも損せず。將に以て來者に遺りて、其無窮の求(四)に供して、其各々才分の當に得べき所を足らしめんとす。是を以て家に藏せずして、其故居る所の僧舍に藏す、此れ仁者の心なり。余既に衰へて且つ病めり、世に用ふる所無し。惟數年の間(六)を得て、盡く其未だ見ざる所の書を讀まん。(五)而も廬山は固より游を願うて得ざる所の者なれば、蓋し將に老せん(七)とす。盡く公擇の藏を發して、其餘棄を拾うて以て自ら補はば、益する有るに庶からんか。公擇余の文を求めて以て記と爲し、乃ち一言を爲つて、來者(八)をして昔の君子、書を見るの難くして、今の學者、書有るも讀まず、惜むべしと爲すを知らしむ。

(一) 名に常 (二) 研究の深きを謂ふなり (三) 依然たること (四) 永遠の需要に供す (五) 世間の用に立たず (六) 閑暇 (七) 隱居せんとす (八) 後の書を讀まんとする者

與二晉春秋一。季札聘二於上國一。然後得レ聞二詩之風雅頌一。而楚獨有二左史倚相一。能讀二三墳五典八索九邱一。士之生二於是時一。得レ見二六經一蓋無レ幾。其學可レ謂レ難矣。而皆習二於禮樂一。深二於道德一。非二後世君子所レ及。自二秦漢一以來。作者益衆。紙與レ字畫。日趨二於簡便一。而書益多。世莫レ不レ有。然學者益以苟簡何哉。余猶及レ見二老儒先生一。自言二其少時一。欲レ求二史記漢書一而不レ可レ得。幸而得レ之。皆手自書。日夜誦讀。惟恐レ不レ及。近歲市人轉相摹刻。諸子百家之書。日傳二萬紙一。學者之於レ書。多且易レ致如レ此。其文詞學術。當レ倍二蓰於昔人一。而後生科擧之士。皆束レ書不レ觀。游二談無根一。此又何也。

に後生科擧の士、(一五)皆書を束ねて觀ず、無根を游談するは、(一六)此れ又何ぞや。

(一) 土金石木獸艸　(二) 其才に應じて得　(三) 其分に應ず　(四) 老聃は周の柱下史たり　(五) 左傳昭公二年の條參看　(六) 周公の著　(七) 吳の公子なり左傳昭公二十七年に出づ　(八) 左傳昭公十二年に見ゆ　(九) 三皇・五帝・八索九丘の書をいふ、皆傳はらず　(一〇) 如何なる書物も有らざる無し　(一一) 等閑に同じ　(一二) 老儒先生の少時　(一三) 撰し刻す　(一四) 蓰は五倍　(一五) 進士受驗の人　(一六) 根據もなき說

余友李公擇。少時讀二書於一廬山五老峰下白石菴之僧舍一。公擇既

余が友李公擇、(一)少時書を廬山五老峰の下、白石菴の僧舍に讀む。公擇既に去りて、山中の人之を思ひ、其居し所を指して李氏山房と爲す。藏書凡そ九千餘卷なり。公擇既に以て其流を涉り、(二)其源を探り、其華實を採剝して、其膏味を咀嚼し、

有適於用。而用之則弊。取之則竭。悅於人之耳目。而適於用。用之而不弊。取之而不竭。賢不肖之所得。各因其才。仁智之所見。各隨其分。才分不同。而求無不獲者。惟書乎。自孔子聖人。其學必始於觀書。當是時。惟周之柱下史聃爲多書。韓宣子適魯。然後見易象

才分同じからざるも、求めて獲ざる無き者は、惟書か。孔子の聖人より、其學必ず書を觀るに始まる。是の時に當つて、惟周の柱下(四)史聃、書多しと爲す。韓宣子(五)魯に適いて、然して後に易象(六)と魯の春秋とを見、季札(七)上國に聘して、然る後に詩の風雅頌を聞くを得たり。而して楚に獨り左史倚相(八)有り、能く三墳(九)五典八索九邱を讀めり。士の是の時に生れて、六經を見るを得たるは蓋し幾も無し。其學難しと謂ふべし。而も皆禮樂に習ひ、道德に深く、後世君子の及ぶ所に非ず。秦・漢より以來、作者益〻衆く、紙と字畫と、日に簡便に趨きて、書益〻多く、世(一〇)有らざる莫し。然れども學者益〻以て苟簡(一一)なるは何ぞや。余猶ほ老儒先生を見るに及んで、自ら其少時(一二)を言ふに、史記漢書を求めんと欲するも、而も得べからず。幸にして之を得れば、皆手自ら書し、日夜誦讀、惟及ばざるを恐れき。近歲は市人轉た相摹刻(一三)し、諸子百家の書、日に萬紙を傳ふ。學者の書に於ける、多くして且つ致し易きこと此の如し。其文詞學術、當に昔人に倍蓰(一四)すべし。而る

焉。(六)其寓形於一醉也。齊得喪。忘禍福。混貴賤。等賢愚。同乎萬物。而與造物者遊。(七)獨自比於樂天而已。古之君子。其處己也厚。其取名也廉。是以實浮於名。而世誚其美不厭。以孔子之聖而自比於老彭。自同於邱明。自以爲不如顏淵。後之君子。實則不至而皆有侈心焉。臧武仲自以爲聖。白圭自以爲禹。司馬長卿自以爲相如。揚雄自以爲孟軻。崔浩自以爲子房。然世終莫之許也。由此觀之。忠獻公之賢於人也遠矣。

逆境にも操守を變易せず　(五)多はまさる也、十分なりとせずとなり　(六)不足とせず　(七)醉中の假やどりと思惟す　(八)其高趣更に一段なり　(九)薄し　(一〇)過ぐに同じ、德行の實名に過ぐる也　(一一)論語述而篇に出づ、老彭は殷の賢人　(一二)論語公冶長篇參照　(一三)亦同篇に出づ　(一四)侈り驕る心　(一五)魯の大夫名は紇　(一六)孟子告子下篇に見ゆ　(一七)史記相如傳參照　(一八)揚子法言吾子篇に見ゆ　(一九)北史崔浩傳に自ら張良に比せし旨見ゆ

李氏山房藏書記

象犀珠玉怪珍之物。有悅於人之耳目。而不適於用。金石草木絲麻五穀六材。

象犀珠玉怪珍の物、人の耳目を悅ばしめて、而も用に適せざる有り。金石草木絲麻五穀六材(一)、用に適する有るも、而も之を用ふれば則ち弊れ、之を取れば則ち竭く。人の耳目を悅ばしめて、用に適し、之を用ふれども弊れず、之を取れども竭きず、賢不肖の得る所、(二)各〻其才に因り、仁智の見る所、(三)各〻其分に隨ひ、

飲レ酒、盡二山水園池之樂一、府有二餘帛一。廩有二餘粟一。而家有二聲伎之奉一。此樂天之所レ有。而公之所レ無也。忠言嘉謨。效二於當時一。而文采表二於後世一。死生窮達。不レ易二其操一。而道德高二於古人一。此公與二樂天一之所レ同也。公既不下以二其所レ有自多上。亦不下以二其所レ無自少上。將下推二其同者一而自托上

(四)死生窮達、其操を易へず、道德古人より高きは、此れ公と樂天との同じうする所なり。公既に其有する所を以て自ら多とせず、(五)亦其無き所を以て自ら少とせず、(六)將に其同じき者を推して自ら托せんとす。其形を一醉に寓するに方つてや、(七)得喪を齊しうし、禍福を忘れ、貴賤を混じ、賢愚を等しうし、萬物に同じうして、造物者と遊ぶ。獨り自ら樂天に比するのみに非ず。(八)古の君子、其己を處するや厚く、其名を取るや廉なり。(九)是を以て實名に浮ぎて、(一〇)世其美を誦して厭はず。孔子の聖を以てして自ら老彭に比し、(一一)自ら邱明に同じうし(一二)自ら以爲らく顏淵にも如かずと。(一三)後の君子、實は則ち至らずして、皆侈心あり。臧武仲は自ら以て聖と爲し、白圭は自ら以て禹と爲し、(一六)司馬長卿は、自ら以て相如と爲し、(一七)揚雄は自ら以て孟軻と爲し、崔浩は自ら以て子房と爲す。(一九)然れども世終に之を許すこと莫し。此に由つて之を觀れば、忠獻公の人に賢れること遠いかな。

(一)身體强健の時に仕を辭す　(二)音樂妓女其側に奉仕す　(三)至忠の言至善の策　(四)死にも生にも、顯達にも

者求レ食。凡不レ獲者求レ得。苟有ニ以與一レ之將レ不レ勝ニ其求一。是以終身處レ乎ニ憂患之域一。而行レ乎ニ利害之塗一。豈其所レ欲哉。夫忠獻公既已相ニ三帝一。安ニ天下一矣。浩然將レ歸ニ老於一レ家。而天下共挽而留レ之莫レ釋也。當ニ是時一。其有レ羨ニ於樂天一無ニ足レ怪者一。然以ニ樂天之平生一而求ニ之公一。較ニ其所レ得之厚薄淺深。孰有孰無。則後世之論。有ニ不レ可レ欺者一矣。文致ニ太平一。武定ニ亂略一。謀安ニ宗廟一而不ニ自以爲一レ功。急ニ賢才一。輕ニ爵祿一。而士不レ知ニ其恩一。殺伐果敢而六軍安レ之。四夷八蠻。想ニ聞其風采一。而天下以ニ其身一爲ニ安危一。此公之所レ有。而樂天之所レ無也。乞三身於二彊健之時一。退居十有五年。日與ニ其朋友一賦レ詩

其風采を想聞して、天下其身を以て安危と爲す。此れ公の有する所にして、樂天の無き所なり。

（一）韓琦忠獻と諡せらる　（二）唐の詩人白樂天　（三）伊尹・周公　（四）無名の人たらん事を願ふ　（五）大任務を荷はしむ　（六）利害の道途に旅行するが如し　（七）仁宗・英宗・神宗　（八）潮水の流れて止まざるが如き思ひを指す　（九）孰れを有とし、孰れを無とするか　（一〇）略は掠に通ず　（一一）英宗策立の事を指す　（一二）爵祿を吝惜せず　（一三）韓公の安危は卽ち國家の安危なりと爲す

身を彊健の時に乞ひ、退居十有五年、日に其朋友と詩を賦し酒を飲み、山水園池の樂を盡し、府に餘帛有り、廩に餘粟有り、家に聲伎の奉有るは、此れ樂天の有する所にして、公の無き所なり。忠言嘉謨、當時に效して、文采後世に表はれ、

之詩。以爲二醉白堂之歌一。意若下有レ羨二於樂天一而不レ及者上。天下之士聞而疑レ之。以爲公既已無二以愧一於伊周一矣。而猶有レ羨二於樂天一何哉。軾聞而笑レ之曰。公豈獨有レ羨於二樂天一而已乎。方且願レ爲二尋常無レ聞之人一而不レ可レ得者。天之生二是人一也。將レ使レ任二天下之重一。則寒者求レ衣。饑

樂天に羨む有るは何ぞやと。軾聞いて之を笑つて曰く、公豈獨り樂天に羨む有るのみならんや。方に且つ尋常聞ゆる無きの人爲らんことを願うて得べからざる者なりと。天の是人を生ずるや、將に天下の重きに任ぜしめんとす。則ち寒ゆる者は衣を求め、饑うる者は食を求む。凡そ獲ざる者は得んことを求む。苟も以て之に與ふること有れば、將に其求めに勝へざらんとす。是を以て終身憂患の域に處して、利害の塗に行く、豈に欲する所ならんや。夫れ忠獻公既に已に三帝に相として、天下を安んず。浩然として將に家に歸老せんとす。而も天下共に挽ひて之を留めて釋す莫し。是の時に當つて、其樂天に羨む有るは、怪しむに足る者無し。然れども樂天の平生を以て之を公に求め、其得る所の厚薄淺深、孰か有孰か無を較ぶれば、則ち後世の論、欺くべからざる者有り。文、太平を致し、武、亂略を定め、謀、宗廟を安んじて、自ら以て功と爲さず。賢才を急にし、爵祿を輕んじて、士其恩を知らず。殺伐果敢にして六軍之に安んず。四夷八蠻、

子補之。於レ文無レ所レ不レ能。博辯俊偉。絶レ人遠甚。將ニ必顯一レ於レ世。吾是以知下有ニ其實一。而辭ニ其名一者之必有上レ後也。

昔李郃爲ニ漢中候吏一。和帝遣ニ二使者一微服入レ蜀。館ニ於郃一。郃以レ星知レ之。後三年。使者爲ニ漢中守一。而郃猶爲ニ候吏一。人莫ニ知レ之者一。其博學隱德之報。在ニ其子固一。詩曰。豈弟君子。神所レ勞矣。

て蜀に入らしめ、郃に館す。(七)郃星を以て之を知りぬ。後三年、使者漢中の守と爲りしに、郃猶ほ候吏たり、人之を知る者莫し。其博學隱德の報、其子固に在りき。(八)詩に曰く、(九)豈弟の君子、神の勞はる所と。

㈠純清敦厚靜雅幽邃 ㈡新想奇警の語句 ㈢多數人の齊しく愛讀する所 ㈣蔽ひ匿す ㈤漢の小吏なり、其隱德あるを謂ふなり ㈥變裝して賤者の裝をなす ㈦郃の家に宿泊す ㈧冲帝の時大尉と爲る ㈨詩經大雅旱麓篇に出づ、德の和げる君子は天之を慰勞する義

韓魏公醉白堂記

故魏國忠獻韓公。作ニ堂於ニ私第之池上一。名レ之曰ニ醉白一。取ニ樂天池上

故の魏國忠獻韓公、(一)堂を私第の池上に作り、之を名づけて醉白と曰ふ。(二)樂天池上の詩に取り、以て醉白堂の歌を爲る。意樂天を羨む有つて及ばざる者の若し、天下の士、聞いて之を疑ひ、以爲らく公既に已に以て(三)伊周に愧づる無し、而も猶ほ

君之詩三百六十篇、讀之而驚曰。嗟夫、詩之旨雖微、然其美惡高下。猶有可以言傳而指見者、至於人之賢不肖。其深遠茫昧難知。蓋莫甚於詩。今吾尚不能知君之能詩。則其所謂知君之爲君子者。果能盡知之乎。君以進士得官、所至民安樂之。惟恐其去。然未嘗以一言求於人。凡從仕二十有三年。而後改官以歿。由此觀之。非獨吾不知、舉世莫之知也。

未だ嘗て一言を以て人に求めず。凡そ從仕二十有三年、而して後に官を改めて以て沒しぬ。此に由つて之を觀るに、獨り吾知らざるのみならず、世を擧げて之を知るもの莫きなり。

(一) 字なり　(二) 趣旨は幽玄深微なり　(三) 言語に相傳ふ　(一) 知ると稱す　(四) 其政治を受くるを樂しむ

君之詩。清厚靜深。如其爲人。而每篇輙出新意奇語。宜爲人所共愛。其勢非君深自覆匿人必知之。而其

君の詩、清厚靜深(一)。其人と爲りの如く、而も每篇輙ち新意奇語を出す。宜しく人の共愛(二)する所と爲るべし。其勢君が深く自ら覆匿(三)するに非ずば、人必ず之を知らん。其子補之、文に於て能くせざる所無く、博辯俊偉(四)、人に絶する遠きこと甚だし、將に必ず世に顯はれんとす。吾是を以て益々其實有つて其名を辭する者の必ず後有るを知る。昔は李郃(五)、漢中の候吏と爲る。和帝二使者を遣はし微服(六)し

以知下有二其實一而辭二其名一者之有レ後也。賢者。民之所二以生一也。而蔽レ之。是絶レ民也。名者。古今之達尊也。重二於富貴一而竊レ之。是欺レ天也。絶レ民欺レ天。其無レ後不二亦宜一乎。故曰。達レ賢者與下有二其實一而辭二其名一者上皆有レ後。吾常誦レ之云爾。

㊀ 漢の酷吏なり、唯善を薦め賢を擧ぐ、故に子安世、時の名臣たりき ㊁ 漢の大儒なり、古を好み道を樂しむ理として後有るべきに似たり ㊂ 人民の依賴して生を保つ者なり

乃者官レ於レ杭。杭之新城令晁君君成諱端友者。君子人也。吾與レ之遊三年。知三其爲二君子一。而不レ知三其能二文與一レ詩。而君亦未三嘗有二一語及一レ此者。其後君既歿レ於二京師一。其子補之出二

乃者杭に官す。杭の新城令晁君、(一)君成、諱は端友は、君子の人なり。吾之と遊ぶこと三年、其君子爲るを知つて、而して其文と詩とを能くするを知らず、君も亦未だ嘗て一語の此に及びし者は有らず。其後君既に京師に歿して、其子補之、君の詩三百六十篇を出す。之を讀んで驚いて曰く、嗟夫、詩の旨(二)微なりと雖も、然れども其美惡高下、猶ほ以て言(三)傳して指見すべき者有り。人の賢不肖に至りては、其深遠茫昧知り難きこと、蓋し詩よりも甚だし。今吾尙ほ君の詩を能くするを知る能はず、則ち其所謂君の君子爲るを知る(四)者、果して能く盡く之を知らんや。君進士を以て官を得、至る所民(五)之を安樂し、惟其去らんことを恐る。然れども

知レ講二習歐陽子之書一。予得三其詩文七百六十六篇於二其子棐一。乃次而論レ之曰。歐陽子論二大道一似二韓愈一。論レ事似二陸贄一。記レ事似二司馬遷一。詩賦似二李白一。此非二予言一也。天下之言也。歐陽子名修。字永叔。既老自謂二六一居士一云。

達レ賢者有レ後。張湯是也。張湯宜レ無レ後者也。無二其實一而竊二其名一者無レ後。揚雄是也。揚雄宜レ有レ後者也。達レ賢者有レ後。吾是以知二蔽レ賢者之無レ後也。無二其實一而竊二其名一者無レ後。吾是

鼂君成詩集序

賢を達する者は後有り、張湯是なり、張湯は宜しく後無かるべき者なり。其實無くして其名を竊む者は後無し、揚雄是なり、揚雄は宜しく後有るべき者なり。賢を達する者は後有り、吾是を以て賢を蔽ふ者の後無きを知る。其實無くして其名を竊む者は後無し、吾是を以て其實有つて其名を辭する者の後有るを知る。賢者は、民の生する所以なり。而るに之を蔽ふ、是れ民を絶つなり。名は古今の達尊なり。富貴を重んじて之を竊む、是れ天を欺くなり。民を絶ち天を欺く、其後無きや亦宜ならずや。故に曰く、賢を達する者と其實有つて其名を辭する者とは、皆後有りと。吾常に之を誦すと云ふ。

自二歐陽子出一。天下爭自濯磨。以レ通レ經學レ古爲レ高。以レ救レ時行レ道爲レ賢。以レ犯レ顏納レ諫爲レ忠。長育成就。至二嘉祐末一。號稱二多士一。歐陽子之功爲レ多。嗚呼。此豈人力也哉。非レ天其孰能使レ之。歐陽子沒。十有餘年。士始爲二新學一。以二佛老之似一。亂二周孔之眞一。識者憂レ之。賴二天子明聖一。詔修二取レ士法一。風二厲學者一。專治二孔氏一。黜二異端一。然後風俗一變。考二論師友淵源所一レ自。復

呼此れ豈人力ならんや。天に非ずして其れ孰か能く之を使しめん。歐陽子沒して十有餘年、士始めて新學(五)を爲し、佛老(六)の似を以て、周孔の眞を亂る。識者之を憂へ、天子の明聖に頼つて、詔して士を取る法を修して、學者を風厲(七)し、專ら孔氏を治めて、異端を黜け、然して後に風俗一變し、師友淵源(八)の自る所を考論し、復歐陽子の書を講習することを知りぬ。予其詩文七百六十六篇を其子棐に得て、乃ち次(九)して之を論じて曰く、歐陽子、大道を論ずるは韓愈に似、事を論ずるは陸贄(一〇)に似、事を記するは司馬遷に似、詩賦は李白に似たりと。此れ予が言(一一)に非ざるなり、天下の言なり。歐陽子名は修、字は永叔、既に老して自ら六一居士と謂ふと云ふ。

(一) 共に仁宗の年號 (二) 洗ひ磨く (三) 養ひ育てて才を成さしむ (四) 仁宗の年號 (五) 王安石の流を指す (六) 佛氏・老莊に類似せるもの (七) 風は諷也、夫れと直言せずして奮勵せしむるなり (八) 師友學術の淵源する所 (九) 順序次第 (一〇) 唐の名臣陸宣公 (一一) 一人の私言

百餘年而後得韓愈。學者以愈配孟子。蓋庶幾焉。愈之後三百有餘年。而後得歐陽子。其學推韓愈孟子。以達於孔氏。著禮樂仁義之實。以合於大道。其言簡而明。信而通。引物連類。折之於至理。以服人心。故天下翕然師尊之。自歐陽子之存。世之不說者。譁而攻之。能折困其身。而不能屈其言。士無賢不肖。不謀而同曰。歐陽子今之韓愈也。

じて曰く、歐陽子は今の韓愈なりと。

（一）西漢の人　（二）黄帝・老子の學　（三）賈誼・晁錯共に漢初の名臣　（四）人心を動かし得ず　（五）司馬氏の晉なり、（六）老莊清談の徒多し　（七）梁武帝最も佛を崇ぶ　（八）正統たるに近し　（九）唐憲宗より仁宗に至る凡二百年なり、一本二に作るを是とす　（一〇）推薦究明　（一一）事物の相類似するものを引き連ぬ　（一二）悦に通ず　（一三）喧囂　（一四）挫折せしめ困却せさす

宋興七十餘年。民不知兵。富而教之。至天聖景祐極矣。而斯文終有愧於古。士亦因陋守舊。論卑而氣弱。

宋興つて七十餘年、民兵を知らず、富んで之を敎ふ、天聖・景祐に至つて極まれり。而も斯文は終に古に愧づること有り、士も亦固陋舊を守り、論卑うして氣弱し。

歐陽子出でてより、天下爭うて自ら濯磨し、經に通じ古を學ぶを以て高しと爲し、時を救ひ道を行ふを以て賢と爲し、顔を犯し諫を納るゝを以て忠と爲す。長育成就、嘉祐の末に至りて、號して多士と稱するは、歐陽子の功多しと爲す。嗚

其政一者。必不レ至二若レ是烈一也。使四楊墨得三志於二天下一。其禍豈減レ於二申韓一哉。由レ是言レ之。雖下以二孟子一配上レ禹可也。

太史公曰。蓋公言二黄老一。賈誼鼂錯明二申韓一。錯不レ足レ道也。而誼亦爲レ之。予以レ是知下邪說之移レ人。雖二豪傑之士一有中不レ免者上。況衆人乎。自レ漢以來。道術不レ出二於孔氏一。而亂二天下一者多矣。晉以二老莊一亡。梁以レ佛亡。莫レ或レ正レ之。五

太史公曰く、蓋公黄・老を言ひ、賈誼・鼂錯、申・韓を明にすと。錯は道ふに足らず、而も誼も亦之を爲す。予是を以て邪說の人を移すや、豪傑の士と雖も、免れざる者有るを知りぬ。況んや衆人をや。漢より以來、道術孔氏に出でずして、天下を亂る者多し。晉は老・莊を以て亡び、梁は佛を以て亡ぶ。之を正す或ること莫く、五百餘年にして後に韓愈を得たり。學者愈を以て孟子に配するは、蓋し庶幾し。愈の後三百有餘年にして後に歐陽子を得たり。其學、韓愈・孟子を推して以て孔氏に達し、禮樂仁義の實を著して、以て大道に合ふ。其言は簡にして明、信にして通、物を引き類を連ね、之を至理に折して、以て人心を服す。故に天下翕然として之を師尊す。歐陽子の存するより、世の說ばざる者は、譁して之を攻め、能く其身を折困するも其言を屈する能はず。士賢不肖と無く、謀らずして同

空言配之。不已誇乎。自春秋作。而亂臣賊子懼。孟子之言行。而楊墨之道廢。天下以爲是固然。而不知其功。孟子既沒。有申商韓非之學。違道而趨利。殘民以厚主。其說至陋也。而士以是罔其上。上之人。僥倖一切之功。靡然從之。而世無大人先生如孔子孟子者。推其本末。權其禍福之輕重。以救其惑。故其學遂行。秦以是喪天下。陵夷至於勝廣劉項之禍。死者十八九。天下蕭然。洪水之患。蓋不至是也。方秦之未得志也。使復有一孟子。則申韓爲空言。作於其心。害於其事。作於其事。害於

に其學遂に行はれ、秦は是を以て天下を喪ひ、陵夷して勝・廣・劉・項の禍に至り、死する者十に八九、天下蕭然たり。洪水の患は、蓋し是に至らず。秦の未だ志を得ざるに方つて、復一孟子有らしめば、則ち申・韓は空言爲り、其心に作つて、其事に害あり、其事に作つて、其政に害ある者は、必ず是の若く烈なるに至らじ。楊・墨をして志を天下に得しめば、其禍豈申・韓に減ぜんや。是に由つて之を言へば、孟子を以て禹に配すと雖も可なり。

(一) 歐公行狀に、公曰く、吾集古錄一千卷、藏書一萬卷、琴一張、棋一局、酒一壺、吾其間に老ゆ、故に六一たり云々と (二) 自誇 (三) 論語子罕篇に出づ (四) 孟子滕文公下篇に見ゆ (五) 楊朱・墨翟 (六) 禹が洪水を防ぎし功に比す (七) 申不害・商鞅・韓非の徒 (八) 道に違ひ利欲に走る (九) 人民を殘害し人主に厚うす (一〇) 上を欺罔す (一一) 徒に一時の功を僥倖せんとす (一二) 靡き從ふ貌 (一三) 漸次に衰頽す (一四) 陳勝・吳廣・劉邦・項籍 (一五) 寂しくひつそりせる事 (一六) 孟子に見えたる語なり、心より事にも政にも及ぶ義

夫言有二大而非一レ誇。達者信レ之。衆人疑焉。孔子曰。天之將レ喪二斯文一也。後死者不レ得レ與二於斯文一也。孟子曰。禹抑二洪水一。孔子作二春秋一。而予距二楊墨一。蓋以レ是配レ禹也。文章之得喪。何與レ於レ天。而禹之功與二天地一並。孔子孟子以二

〔一〕六一居士集序

夫れ言大にして誇に非ざるもの有り。達者は之を信じ、衆人は疑ふ。孔子曰く、(二)天の將に斯文を喪さんとするや、後死の者は、斯文に與るを得ずと。孟子曰く、(三)禹は洪水を抑し、孔子は春秋を作り、而して予は(四)楊・墨を距ぐと。蓋し是を以て(五)禹に配するなり。文章の得喪、何ぞ天に與らん、而して禹の功は天地と並ぶ。(六)孔子・孟子、空言を以て之に配す、已だ誇ならずや。春秋作りてより、亂臣賊子懼れ、孟子の言行はれて、楊・墨の道廢す。天下以爲らく是れ固より然りと。而も其功を知らず。孟子既に沒して、(七)申・商・韓非の學有り、(八)道に違うて利に趨き、(九)民を殘して以て主を厚うす、其說至つて陋し。而も士是を以て(一〇)其上を罔ひ、上の人、(一一)一切の功を僥倖して、(一二)靡然として之に從ふ。而して世に大人先生、孔子・孟子の如き者の、其本末を推し、其禍福の輕重を權して、以て其惑を救ふこと無し。故

因獨之資。以爭天下。終身不易其言。此豈口傳耳受。嘗試爲之。而僥倖其或成者哉。公在天聖中。居太夫人憂。則已有憂天下致太平之意。故爲萬言書。以遺宰相。天下傳誦。至用爲將。擢爲執政。考其平生所爲。無出此書者。今其集二十卷。爲詩賦二百六十八。爲文一百六十五。其於仁義禮樂。忠信孝弟。蓋如饑渴之於飲食。欲須臾忘而不可得。如火之熱。如水之濕。蓋其天性有不得不然者。雖弄翰戲語。率然而作。必歸於此。故天下信其誠。爭師尊之。孔子曰。有德者必有言。非有言也。德之發於口者也。又曰。我戰則克。祭則受福。非能戰也。德之見於怒者也。

欲して得べからず。火の熱するが如く、水の濕ふが如し。蓋し其天性然らざるを得ざる者有り。(一二)弄翰戲語率然(一三)として作るものと雖も、必ず此に歸す。故に天下其誠を信じ、爭うて之を師尊す。孔子曰く、(一四)德有る者は必ず言有りと。言有るに非ず、德の口に發する者なり。又曰く、(一五)我戰へば則ち克ち、祭れば則ち福を受くと。能く戰ふに非ざるなり、德の怒に見はるゝ者なり。

(一) 或は王たり或は覇たるなり　(二) 田間に居る時既に決定せり　(三) 韓信　(四) 劉邦と項羽と　(五) 蜀中より東出せんとする際、袁、蜀三帝の際　(六) 豫想の如くならざる無かりき　(七) 劉璋　(八) 璋時蜀の資を以て、蜀主たり　(九) 萬一の成功を僥倖するに非ず　(一〇) 喪中に居る　(一一) 饑渴に飲食を欲するが如し　(一二) 翫み書々戲笑の語　(一三) 倉卒急遽の貌　(一四) 論語憲問篇に出づ　(一五) 禮記の禮器篇に出づ

獨不レ識。以爲二平生之恨一。若獲下挂二名其文字中一。以自託中於門下士之末上。豈非二疇昔之願一也哉。

古之君子。如二伊尹太公管仲樂毅之流一。其王伯之略。皆定レ於二畎畝中一。非二仕而後學者一也。淮陰侯見三高帝於二漢中一。論二劉項短長一。畫レ取二三秦一。如レ指二諸掌一。及三佐レ帝定二天下一。漢中之言。無二一不レ酬者一。諸葛孔明臥二草廬中一。與二先主一論二曹操孫權一。規レ取二劉璋一。

古の君子、伊尹・太公・管仲・樂毅の流の如き、其王伯の略(一)、皆畎畝の中に定まり(二)、仕へて後學びし者に非ざるなり。淮陰侯(三)の高帝を漢中に見るや、劉項の短長を論じ(四)、三秦を取るを畫すること(五)、諸を掌に指すが如し。帝を佐けて天下を定むるに及び、漢中の言、一も酬いざる者無かりき(六)。諸葛孔明草廬の中に臥し、先主(七)と曹操孫權を論じ、劉璋を取るを規り(八)、蜀の資に因つて以て天下を爭ひ、終身其言を易へず。是れ豈口傳耳受、嘗試に之を爲して、而して其或は成るを僥倖する者ならんや(九)。公天聖中に在りて、太夫人の憂に居り(一〇)、則ち已に天下を憂へて太平を致すの意有り。故に萬言書を爲りて、以て宰相に遺り、天下傳誦す。用ひられて將と爲り、擢かれて執政と爲るに至り、其平生爲す所を考ふるに、此書に出づる者無し。今其集二十卷。詩賦を爲る二百六十八、文を爲る一百六十五。其仁義禮樂忠信孝弟に於ける、蓋し饑渴(一一)の飲食に於けるが如く、須臾の忘れんを

范富歐陽。此四人者人傑也。時雖未盡了。則已私識之矣。嘉祐二年始擧進士。至京師。則范公沒。既葬而墓碑出。讀之至流涕曰。吾得其爲人蓋十有五年。而不一見其面。豈非命也歟。是歲登第始見知於歐陽公。因公以識韓富。皆以國士待軾。曰。恨子不識范文正公。其後三年。過許始識公之仲子今丞相堯夫。又六年始見其叔彝叟京師。又十一年。遂與其季德孺同僚於徐。皆一見如舊。且以公遺藁。見屬爲序。又十三年。乃克爲之。嗚呼公之功德。蓋不待文而顯。其文亦不待序而傳。然不敢辭者。自以八歲知敬愛公。今四十七年矣。彼三傑者。皆得從之遊。而公

堯夫(一〇)を識り、又六年、始めて其叔彝叟(一一)を京師に見、又十一年、遂に其季德孺(一二)と、徐に同僚たり。皆一見舊の如し。且つ公の遺藁を以て、屬せられて序を爲り、又十三年、乃ち克く之を爲す。嗚呼公の功德は、蓋し文を待つて顯はれず(一三)、其文亦序を待つて傳はらず。然れども敢て辭せざる者は、自ら以ふに八歲より公を敬愛するを知ること、今に四十七年なり。彼三傑は、皆之に從つて遊ぶを得しに、公は獨り識らず、以て平生の恨と爲せり。若し名を其文字中に掛けて、以て自ら門下士の末に託するを獲は、豈疇昔(一四)の願に非ざらんやと。

(一) 仁宗の年號　(二) あげまき、幼少の意　(三) 名は介、歐文參照　(四) 天人ならば知らんとせず　(五) 韓琦・范仲淹・富弼・歐陽修　(六) 十分に了解せず　(七) 仁宗の年號　(八) 進士の登第　(九) 才德一國を蓋ふ士　(一〇) 名は純仁　(一一) 名は純禮　(一二) 名は純粹　(一三) 文によりて顯著となる譯でもなし　(一四) 平生よりの宿願

慶歴三年。軾始總角入二鄕校一。士有下自二京師一來者上。以二魯人石守道所レ作慶歴聖德詩一。示二鄕先生一。軾從レ旁竊觀。則能誦二習其詞一。問二先生一以二所レ頌十一人者何人一也。先生曰。童子何用レ知レ之。軾曰此天人也耶。則不二敢知一。若亦人耳。何爲其不可。先生奇二軾言一。盡以告レ之。且曰。韓

慶歴(一)三年、軾始めて總角(二)にして鄕校に入るに、士の京師より來る者有り、魯人石守道(三)が作る所の慶歴聖德の詩を以て、鄕先生に示す。軾旁より竊に觀て、則ち能く其詞を誦習す。先生に問ふに頌する所の十一人の者は何人なるかを以てす。先生曰く、童子何ぞ之を知るを用ひんと。軾曰く、此れ天人(四)ならんか則ち敢て知らず。若し亦人ならば、何爲れぞ其れ不可ならんと。先生軾が言を奇として、盡く以て之を告げ、且つ曰く、韓(五)・范・富・歐陽、此四人は、人傑なりと。時に未だ盡了(六)せずと雖も、則ち已に私に之を識りぬ。嘉祐二年、始めて進士に擧げられて、京師に至れば、則ち范公は沒せり。既に葬(七)つて墓碑出づ。之を讀んで涕を流すに至り、曰く、吾其人と爲りを得てより、蓋し十五有年にして、而も一たびも其面を見ず、豈命に非ずやと。是歳第(八)に登り、始めて歐陽公に知られ、公に因つて以て韓富を識りしが、皆國士(九)を以て軾を待ち、曰く、子の范文正公を識らざるを恨むと。其後三年、許を過ぎて始めて公の仲子、今の丞相

兄之愛我厚。然僕本以鐵心石腸待公。何乃爾耶。吾儕雖老且窮。而道理貫心肝。忠義塡骨髓。直須談笑於死生之際。若見僕困窮。便相於邑。則與不學道者。不大相遠矣。兄造道深。中心不爾。出於相好之篤而已。然朋友之義。專務規諫。輒以狂言廣兄之意。僕雖懷坎壈於時。遇事有可尊主澤民者。便忘軀爲之。禍福得喪。付與造物。非兄僕豈發此。看訖便火之。不知者以爲訕病也。

も道理心肝を貫き、忠義骨髓を塡む、直に須らく死生の際に談笑すべし。若し僕の困窮を見て、便ち相於邑せば、(三)則ち道を學ばざる者と、大いに相遠からざらん。兄道に造る深し、中心は爾らず、相好するの篤きに出づるのみか。(四)然れども朋友の義は、專ら規諫を務む。(五)輒ち狂言を以て兄の意を廣うするのみ。僕(六)坎壈を時に懷くと雖も、事に遇うて主を尊び民を澤すべき者有れば、便ち軀を忘れて之を爲し。禍福得喪、(七)造物に付與せん。兄に非ずんば僕豈此を發せんや。(八)看訖へば便ち之を火せよ、知らざる者以て訕病と爲さん。(九)

(一)示されたるなり　(二)公を待つに鐵心石腸の人たるを以てす　(三)氣の逆結して下らず悲しみ歎くこと　(四)相親好の篤き爲に友の窮を哀れむならんか　(五)忠告規諫は交友の道なり　(六)不遇　(七)禍福得失すべて之を造物者に一任せん　(八)この妄言　(九)惡口もて詬り罵るとなさん

范文正公文集序

再變者。雖下與二日月一爭セ光可也。可下以二其似一賦而謂中之雕蟲上乎。使三賈誼見二孔子一。升レ堂有レ餘矣。而乃以レ賦鄙レ之。至下與二司馬相如一同セ科。雄之陋如二此比一者甚衆。可下與二知者一道上。難下與二俗人一言上也。因レ論レ文偶及レ之耳。歐陽文忠公言。文章如二精金美玉一。市有二定價一。非下人所二能以二口舌一定中貴賤上也。紛紛多言。豈能有レ益二於左右一。愧悚不レ已。

る所に非ざるなりと。紛紛たる多言、豈(一三)能く左右に益有らんや、愧悚已まず。

(一) 前漢の大儒 (二) むづかしき辭句 (三) 小細句修飾の技巧 (四) 揚雄の著書 (五) 揚子法言に、或人問ふ吾子少きより賦を好めるか、曰く然り云々と見ゆ (六) 太玄法言のみ口調を變ず (七) 詩の風雅一變して變風變雅となり、再變して離騷となる (八) 法言に雕蟲の技と言へり、法言に、孔門に賦を用ひば賈誼は堂に上て相如は室に入らんとの文見ゆ (九) 賈誼の學術は賦を用ひずして、堂に升るに餘有るべし (一〇) 前漢の世詩賦を以て大名を博せし人 (一一) 品等を同じうして、之を論ぜしは揚雄なり (一二) 此の邊の話は智者とは語るべし (一三) 以上の不文多言何ぞ貴君を益せんや

李公擇に與ふ

某啓。示二及新詩一。皆有二遠別惆然之意一。雖二

某啓す、新詩を示(一)及す、皆遠別惆然の意有り。兄の我を愛する厚しと雖も、然も僕木鐵(二)心石腸を以て公を待つ。何ぞ乃ち爾るや。吾儕老且つ窮すと雖も、而

不文。行之不遠。又曰。辭達而已矣。夫言止於達意。則疑若不文。是大不然。求物之妙。如繫風捕影。能使是物了然於心者。蓋千萬人而不一遇也。而況能使了然於口與手者乎。是之謂辭達。辭至於能達。則文不可勝用矣。

揚雄好爲艱深之辭。以文淺易之說。若正言之。則人人知之矣。此正所謂雕蟲篆刻者。其太玄法言皆是物也。而獨悔於賦何哉。終身雕蟲。而獨變其音節。便謂之經可乎。屈原作離騷經。蓋風雅之

揚雄好んで艱深の辭を爲し、以て淺易の說を文る。若し之を正言せば、則ち人人之を知らん。此れ正に所謂雕蟲篆刻の者なり。其太玄法言は、皆是物なり。而も獨り賦に悔ゆるは何ぞや。終身雕蟲して、獨り其音節を變ず、便ち之を經と謂つて可ならんや。屈原が離騷經を作れるは、蓋し風雅の再變せる者、日月と光を爭ふと雖も可なり。其賦に似たるを以てして之を雕蟲と謂ふ可けんや。賈誼をして孔子に見えしめば、堂に升つて餘有らん。而も乃ち賦を以て之を鄙とし、司馬相如と科を同じうするに至りぬ。雄の陋此の比の如き者甚だ衆し。知者と道ふべく、俗人と言ひ難し。文を論ずるに因つて、偶ゝ之に及ぶのみ。歐陽文忠公言ふ、文章は精金美玉の如し、市に定價有り、人の能く口舌を以て貴賤を定む

復齒二縉紳一。自レ還二海北一。見二平生親舊一。惘然如レ隔二世人一。況與二左右一無二一日之雅一。而敢求レ交乎。數賜レ見レ臨。傾蓋如レ故。幸甚過望。不二敢言一也。所レ示書教及詩賦雜文。觀レ之熟矣。大略如二行雲流水一。初無二定質一。但常行二於所一レ當レ行。常止二於不一レ可レ不レ止。文理自然。姿態橫生。孔子曰。言レ之

と一日の雅(四)無くして、敢て交を求むるをや。數々臨まるゝを賜ひ、傾蓋(五)故の如し。幸甚過望、敢て言はず。示す所の書教及び詩賦雜文、之を觀ること(六)熟せり。大略行雲流水の如く、初め定質無し。但常に當に行くべき所に行き、常に止らざるべからざるに止り、(七)文理自然、姿態橫生す。孔子曰く、(八)之を言ふこと文ならずば、之を行ること遠からずと。又曰く(九)辭は達せんのみと。夫れ言は意を達するに止れば、則ち文ならざるが若きを疑ふも、是れ大いに然らず。物を求むるの妙、(一〇)風を繫ぎ影を捕ふるが如く、能く是物をして心に了然たらしむる者は、蓋し千萬人にして一遇だもせざるなり。況んや能く口と手とに了然たらしむる者をや。是れ之を辭達すと謂ふ。辭能く達するに至れば、則ち文用ふるに勝ふべからず。

(一) 謝擧廉字は民師臨江の人、父、叔父、弟と同時に進士たり　(二) 倔強く禮儀に疎也　(三) 元豐二年黃州に貶せられ、七年四月汝州に量移す　(四) 平素の交誼　(五) 孔子郯に行く途に程子に逢ひ終日蓋を傾けて語りし故事、意氣相投じて親むをいふ　(六) 十分に反覆して觀る　(七) 文の脈理自然に生じ、文の姿態も自由に生ず　(八) 左傳襄公二十五年に出づ　(九) 論語衞靈公篇に見ゆ　(一〇) 漢書谷永傳に見えたる語

惟荒瘠斥鹵之地。彌望皆黃茅白葦。此則王氏之同也。近見二章子厚言一。先帝晩年。甚患二文字之陋一。欲三稍變二取レ士法一。特未レ暇耳。議者欲下稍復二詩賦一。立中春秋學官上。甚美。僕老矣。使二後生猶得上レ見二古人之大全一者。正賴下黃魯直秦少游晁無咎陳履常與二君等一數人上耳。如レ聞君作二大學博士一。願益勉レ之。德輶如レ毛。民鮮二克擧一レ之。我儀二圖之一。愛莫レ助レ之。此外千萬善愛。偶飲二卯酒一醉。來人求レ書。不レ能二覼縷一。

と。願はくは益々之を勉めよ。德輶きこと(九)毛の如し、民克く之を擧ぐるもの鮮し。我之を儀圖す(一〇)。愛すれども之を助くる莫し。此の外千萬善愛せよ(一一)。偶々卯酒(一二)を飲んで醉ふ。來人書を求む、覼縷(一三)すること能はず。

(一)王安石　(二)自己に同一ならしめんとす　(三)孔子の聖なるすら　(四)荒れて瘠せはてし鹽分など含める不毛の地　(五)見渡す限り　(六)神宗皇帝　(七)學官に春秋を立てんとす　(八)古人の完全せる學問　(九)詩經大雅蒸民篇の詞　(一〇)はかりはかる　(一一)千萬唯自愛すべし　(一二)朝酒　(一三)委細に述ぶ

(一)謝民師推官に與ふる書

軾受性剛簡。學迂才下。坐廢累年。不三敢

軾受性剛簡(二)、學迂に才下り、坐廢(三)すること累年、敢て復縉紳に齒せず。海北に還つてより、平生の親舊を見るに、惘然として隔世の人の如し。況んや左右

故汪洋澹泊。有二一唱三歎之聲一。而其秀傑之氣。終不レ可レ沒。作二黃樓賦一。乃稍自振厲。若レ欲三以警二發憒憒者一。而或者便謂二僕代作一。此尤可レ笑。是殆見二吾善者機一也。

文字之衰。未レ有下如二今日一者上也。其源實出レ於二王氏一。王氏之文。未二必不一レ善也。而患在レ於三好使二人同一レ己。自二孔子一不レ能レ使二人同一。顏淵之仁。子路之勇。不レ能二以相移一。而王氏欲下以二其學一同中天下上。地之美者。同レ於レ生レ物。不レ同レ於レ所レ生。

文字の衰ふる、未だ今日の如くなる者は有らず。其源實に王氏に出づ。(一)王氏の文、未だ必ずしも善ならずんばあらず、而も患は好んで人をして己に同ぜしむるに在り。(二)孔子より、人をして同ぜしむる能はず。顏淵の仁、子路の勇、以て相移す能はず。(三)而るに王氏は其學を以て天下を同じうせんと欲す。地の美なる者は、物を生ずるに同じきも、生ずる所を同じうせず、惟荒瘠斥鹵の地は、(五)彌望皆黃茅白葦のみ。此れ則ち王氏の同なり。近ごろ章子厚が言を見るに、先帝晩年、(六)甚だ文字の陋を患へて、稍〻士を取るの法を變ぜんと欲す、特に未だ暇あらざるのみと。議者稍〻詩賦を復して、(七)春秋學官を立てんと欲するは、甚だ美なり。僕老いたり、後世をして猶ほ古人の大全を見るを得しむる者は、(八)正に黃魯直・秦少游・晁無咎・陳履常と君等と數人に賴るのみ。聞くが如くんば、君大學博士と作る

軾頓首。文潛張君足下。久別思仰。到レ京。公私紛然。未レ暇レ奉レ書。忽辱二手敎一。且審二起居佳勝一。至慰至慰。惠二示文編一。三復感歎。甚矣君之似二子由一也。子由之文實勝レ僕。而世俗不レ知。乃以爲不レ如。其爲レ人深不レ願二人知一レ之。其文如二其爲一レ人。

張文潛縣丞に答ふる書（一）

軾頓首、文潛張君足下、久別思仰、（二）京に到つて公私紛然、未だ書を奉るに暇あらず。忽ち手教を辱うし、且つ起居佳勝を審にす、至慰至慰。文編を惠示せらる（三）三復感歎。甚しいかな、君の子由に似たるや。（四）子由の文實に僕に勝れり。而して世俗知らず。乃ち以爲らく如かずと。（五）其人と爲り深く人の之を知るを願はず。其文も其人と爲りの如し。故に汪洋澹泊、（六）一唱三歎の聲有りて、（七）其秀傑の氣は、終に沒すべからず。黃樓の賦を作り、（八）乃ち稍〻自ら振厲し、以て憒憒たる（九）者を警發せんと欲するが若し。而も或者は便ち僕の代作と謂ふ。此れ尤も笑ふべし。是殆んど吾善者機を見るなり。（一〇）

（一）名は耒、東坡門四學士の一人　（二）別後久しく慕ひ思ふこと深し　（三）文章　（四）轍、字は子由　（五）子由は子瞻に如かずと　（六）廣大にしてさつぱりしたるを　（七）餘音盡きざるなり、禮記樂記篇に見ゆ　（八）東坡が徐州たる時、水あり禦ぐに木堤を以てす、轍之が賦を作る　（九）心亂る、亂　（一〇）莊子應帝王篇の語、性の發動する處也

輒自喜三漸不ニ爲レ人識一。平生親友無ニ一字見レ及。有レ書與レ之。亦不レ答。自幸レ庶ニ幾免一矣。足下又復創相推與。甚非レ所レ望。木有レ癭。石有レ暈。犀有レ通。以取ニ妍於レ人。皆物之病也。謫居無レ事。默自觀省。回ニ視三十年以來所レ爲。多ニ其病者一。足下所レ見。皆故我。非ニ今我一也。無下乃聞ニ其聲一不レ考ニ其情一。取ニ其華一而遺中其實上乎。抑將ニ又有レ取ニ於此一也。此事非ニ相見一不レ能レ盡。自レ得レ罪後。不三敢作ニ文字一。此書雖レ非レ文。然信レ筆書レ意。不レ覺累レ幅。亦不レ須レ示レ人。必喩ニ此意一。

に癭(七)有り、石に暈(八)有り、犀に通(九)有り、以て妍(一〇)を人に取る、皆物の病なり。謫居(一一)事無し、默して自ら觀省し、三十年以來の爲す所を回視するに、其病める者多し。足下の見る所、皆故の我にして、今の我に非ざるなり。乃ち其聲を聞いて其情を考へず、其華を取りて其實を遺す無からんや。抑〻將に又此(一二)に取る有らんとするか。此の事相見るに非ずんば盡す能はず。罪を得てより後、敢て文字を作らず。此の書文に非ずと雖も、然も筆を信べて意を書し、覺えず幅(一三)を累ねたり。亦須らく人に示すべからず。必ず此の意を喩れ。

(一) 小舟と草履と (二) 放恣自適 (三) 推しのけられ罵らる (四) 一回の書信も無し (五) 世人の言說にかゝらざるやう願ふ (六) 推賞 (七) 瘤(コブ) (八) 石紋 (九) 犀角にある白線の稱 (一〇) 媚 (一一) 罪を受け流されて蟄居す (一二) 其風聞と華と (一三) 紙數

論是非。以應二其名一耳。人苦レ不二自知一。既以レ此得。因以爲二實能レ之。故譊譊至レ今。坐レ此得レ罪幾死。所レ謂齊虜以二口舌一得レ官。眞可レ笑也。然世人遂以レ軾爲レ欲、立二異同一。則過矣。妄二論利害一。攙二說得失一。此正制科人習氣。譬二之候蟲時鳥。自鳴自已一。何足レ爲二損益一。軾每怪二時人待レ軾過重一。而足下又復稱說如レ此。愈非二其實一。得レ罪以來。深自閉塞。扁舟草屨。放二浪山水間一。與二樵漁一雜處。往往爲二醉人所一推罵一。

遂に軾を以て、異同を立てんと欲すと爲す、(六)則ち過てり。利害を妄論し、得失を攙說する、(七)此れ正に制科人の習氣なり。之を候蟲時鳥の、(八)自ら鳴いて自ら已むに譬ふ。何ぞ損益を爲すに足らん。軾每に時人の軾を待つこと過重なるを怪しむ。而して足下又復稱說すること此の如し。愈〻其實に非ず。

(一)制進士の試驗　(二)天子親試の殿試　(三)後漢光武の言　(四)多言相爭ふ聲　(五)漢高祖が劉敬を罵りし詞なり、敬もと齊人たり　(六)異說を立つるかと疑ふ　(七)差出がましく得失を議論す　(八)時候に應ずる鳥や蟲

罪を得て以來、深く自ら閉塞し、扁舟草屨、(一)山水の間に放浪して、樵漁と雜處し、往往醉人の推罵する所と爲り、(二)輙ち自ら漸く人の爲に識られざるを喜ぶ。(三)平生の親友も一字の及ばるゝ無く、書有りて之に與へらるゝも、亦答へず。自ら免るゝを幸ふ。(四)足下又復創めて相推與す。(五)甚だ望む所に非ず。木

下終不二棄絕一。遐中再辱二手書一。待遇益隆。覽レ之面熱汗下也。足下才高識明。不レ應三輕許二與人一。得レ非下用二黃魯直秦太虛輩語一。眞以爲上レ然耶。不レ肯爲二人所一レ憎。而二子獨喜レ見レ譽。如三人嗜二昌歜羊棗一。未レ易レ詰中其所二以然一者上。以二二子一爲レ妄。則不可。遂欲三以移二之衆口一。又大不可也。

可なり。

(一) ぼんやりと承知す　(二) 平生手紙を往復せず　(三) 寬假すべからざるなり　(四) 痛の烈しきをいふ　(五) 病痛　(六) 一文字の見舞も差上げず　(七) 怠慢にして返書せず　(八) 驛傳によりて書を送る也、郵便　(九) 愧ぢ報ずるを言ふ　(一〇) 名は庭堅、山谷と號す、東坡の親友　(一一) 名は觀一字は少游亦坡門の人　(一二) 周文王菖蒲(昌)と菹(歜)とを嗜む　(一三) 棗は曾皙の好みし物　(一四) 妄言する者　(一五) 世人の口に移し誰にも斯く言はせんとす

軾少年時。讀レ書作レ文。專爲レ應レ擧而已。既及二進士第一。貪レ得不レ已。又擧二制策一。其實何所レ有。而其科號爲二直言極諫一。故每紛然誦二說古今一。考二

軾少年の時、書を讀み文を作る、專ら擧(一)に應ぜんが爲のみ。既にして進士の第に及んで、得るを貪つて已まず。又(二)制策に擧げらる。其實何の有する所あらん、而して其科號して直言極諫と爲す。故に每に紛然として古今を誦說し、是非を考論して、以て其名に應ずるのみ。(三)人自ら知らざるを苦しむ。既に此を以て得、因つて以て實に之を能くすと爲す。故に(四)譊譊今に至れり。此に坐して罪を得て幾んど死す。(五)所謂齊虜口舌を以て官を得るのみ、眞に笑ふべきなり。然れども世人

軾聞二足下名一久矣。又於二相識處一。往往見二所レ作詩文一。雖レ不レ多。亦足三以髣二髴其爲レ人矣。尋常不レ通二書問一。怠慢之罪。猶可二闊略一。及二足下斬然在レ疚。亦不レ能下以二一字一奉慰上。舍弟子由至。先蒙二惠書一。又復懶不二即答一。頑鈍無レ禮。一至レ於レ此。而足

李端叔に答ふる書

軾足下の名を聞くこと久し、又相識の處に於て、往往作る所の詩文を見るに、多からずと雖も、亦以て其人と爲りを髣髴(一)するに足る。尋常(二)書問を通ぜず、怠慢の罪、猶ほ闊略(三)すべけんや。足下が斬然疚(四)に在るに及んで、亦一字を以て奉慰する能はず、舍弟子由(五)至るや、先つ惠書を蒙る。又復懶にして即答せず、頑鈍(六)にして禮無きこと、一に此に至るも、而も足下終に棄絕せず(七)、遞中(八)再び手書を辱うし、待遇益〻隆なり。之を覽て面熱(九)し汗下る。足下才高く識明かに、應に輕〻しく人に許與すべからず。黄魯直(一〇)・秦太虛(一一)輩の語を用つて、眞に以て然りと爲すに非ざるを得んや。不肖人の惜む所と爲るに、二子獨り喜んで譽めらる。人の昌歜(一二)羊棗(一三)を嗜むが如きのみ。未だ其然る所以の者を詰り易からず。二子を以て妄(一四)と爲すは、則ち不可、遂に以て之を衆口(一五)に移さんと欲するは、又大いに不

有二孟軻之風一。而歐陽公亦以三其能不レ爲二世俗之文一也。而取焉。是以在レ此。非三左右爲二之先容一。非三親舊爲二之請屬一。而嚮之十餘年間。聞二其名一而不レ得レ見者。一朝爲二知己一。

退而思レ之。人不レ可二以苟富貴一。亦不レ可二以徒貧賤一。有二大賢一焉。而爲二其徒一。則亦足レ恃矣。苟其僥二一時之幸一。從二車騎數十人一。使三閭巷小民。聚觀而贊二歎之一。亦何以易二此樂一也。傳曰。不レ怨レ天。不レ尤レ人。蓋優哉游哉。可二以卒一レ歲。執事名滿二天下一。而位不レ過二五品一。其容色溫然而不レ怒。其文章寬厚敦朴而無二怨言一。此必有レ所レ樂二乎斯道一也。軾願二與聞一焉。

退いて之を思ふに、人以て苟も富貴なるべからず、亦以て徒らに貧賤なるべからず。大賢有りて、而して其徒と爲れば(一)、則ち亦恃むに足れり。苟くも其れ一時の幸を僥し(二)、車騎數十人を從へ、閭巷小民をして、聚觀して之を贊歎せしむるも、亦何を以てか此樂(三)に易へん。傳に曰く、天を怨みず、人を尤めず(四)、蓋し優なる哉游なる哉、以て歲を卒ふべしと。執事の名天下に滿ちて、而して位は五品に過ぎず。其容色溫然(五)として怒らず、其文章寬厚敦朴(六)にして怨言無し。此れ必ず斯の道に樂しむ所有るか。軾與り聞かんことを願ふ。

(一) 隨從の徒となり、知己となる　(二) 僥倖し　(三) 賢人隨從交游の樂　(四) 論語憲問篇に出づ　(五) 溫和粹然　(六) 溫和質朴世を怨むる言詞無し

韓愈之徒。而又有梅公者。從之遊。而與之上下其議論。其後益壯。始能讀其文詞。想見其爲人。意其飄然脱去世俗之樂。而自樂其樂也。方學爲對偶聲律之文。求斗升之祿。自度無以進見於諸公之間。來京師逾年。未嘗窺其門。今年春。天下之士。羣至於禮部。執事與歐陽公實親試之。軾不自意獲在第二。既而聞之人。執事愛其文。以爲

其人と爲りを想見す。意ふに其れ(一)飄然として世俗の樂を脱去して、而して(二)自ら其樂みを樂しむならんと。(三)對偶聲律の文を爲るを學び、(四)斗升の祿を求むるに方つて、自ら度るらく(五)以て諸公の間に進見する無けんと。京師に來りて(六)逾年、未だ嘗て其門を窺はず。今年春、天下の士、(七)禮部に羣至す。執事と歐陽公と實に親ら之を試す。軾自ら意はざりき。獲られて第二に在らんとは。既にして之を人に聞くに、執事其文を愛して、以爲らく孟軻の風有りと。而して歐陽公亦其能く世俗の文を爲らざるを以て取ると。是を以て(八)此に在り。(九)左右之が先容を爲すに非ず、親舊之が(一〇)請屬を爲すに非ずして、嚮の十餘年間、其名を聞いて見るを得ざりし者、一朝にして知己と爲りぬ。

(一)世俗の外に脱出する貌 (二)自己の樂と爲す所以のものを樂しむ (三)本書卷十五十七頁參看 (四)瑣小の食祿 (五)未熟なるを以てなり (六)一年なり、年を越ゆるまで (七)禮部省の試驗に集る (八)登第第二に在り (九)[illegible]宗内の者 (一〇)依頼請願す

曰。夫子之道至大。故天下莫二能容一。雖レ然。不レ容何病。不レ容然後見二君子一。夫子油然而笑曰。回。使二爾多一レ財。吾爲二爾宰一。夫天下雖レ不レ能レ容。而其徒自足二以相樂一如レ此。乃今知二周公之富貴一。有レ不レ如二夫子之貧賤一。夫以二周公之賢一。以二管蔡之親一。而不レ知二其心一。則周公誰與樂二其富貴一。而夫子之所三與共二貧賤一者。皆天下之賢才。則亦足二與樂一乎此矣。

親を以てして、而も其心を知らずんば、則ち周公誰と與にか其富貴を樂まん。而して夫子の與に貧賤を共にする所の者は、皆天下の賢才なれば、則ち亦與に此に樂むに足れり。

一 名は堯臣字は聖兪、時に國子直講たり　二 詩經幽風の篇名なり、周公管蔡の流言に遇ひて東國に赴く、成王その冤を知りて還す、周公卽ち此詩を作る　三 書の篇名、召公老を告げて去る、周公之を止む　四 史記論語等參照　五 詩の小雅何草不黃篇中の句　六 何故に斯る厄あるぞ　七 和悅の貌　八 顏淵　九 家財を掌る者　一〇 周公と管叔蔡叔は共に骨肉の兄弟たりし也

軾七八歲時。始知レ讀レ書。聞今天下有二歐陽公者一。其爲レ人如二古孟軻

軾七八歳の時、始めて書を讀むことを知る。聞く今天下に歐陽公といふ者有り、其人と爲り古の孟軻・韓愈の徒の如し、而して又梅公といふ者有り、之に從つて遊んで、之と其議論を上下すと。其後益々壯にして、始めて能く其文詞を讀んで

某官執事。某毎讀詩至鴟鴞。讀書至君奭。常竊悲周公之不遇。及觀史。見孔子厄於陳蔡之間。而絃歌之聲不絶。顏淵仲由之徒。相與問答。夫子曰。匪兕匪虎。率彼曠野。吾道非耶。吾何爲於此。顏淵

巻之二十三

梅直講に上る書（一）

某官執事、某詩を讀んで鴟鴞に至り（二）、書を讀んで君奭に至る（三）毎に、常に竊に周公の不遇を悲しむ。史を觀るに及んで、孔子が陳蔡の間に厄せられて（四）、絃歌の聲絶えず、顏淵仲由の徒、相與に問答するを見るに、夫子曰く、（五）兕に匪ず、虎に匪ず、彼の曠野に率ふ。吾道非なるか、吾何爲れぞ此に於てすると（六）。顏淵曰く、夫子の道は至大なり、故に天下能く容るゝ莫し。然りと雖も、容れられざる何ぞ病まん、容れられずして然る後に君子を見ると。夫子油然として（七）笑つて曰く、回（八）、爾をして財多からしめば、吾は爾が宰と爲らんと（九）。夫れ天下容るゝ能はずと雖も、而も其徒自ら以て相樂しむに足ること此の如し。乃ち今にして周公の富貴も、夫子の貧賤に如かざる有るを知りぬ。夫れ周公の賢を以てし、管蔡（一〇）の

謂賢明忠智者。豈非意在於此等歟。臣願考二人之所行。而求之於今。王猛豈營設官而謀利。魏鄭公豈營貸錢而取息歟。且其不悅者不過數人。固不害天下之信且服也。今天下有心者怨。有口者謗。古之君臣。相與憂勤。以營一代之業者。似不如此。古語曰。百人之聚。未有不公而說。況天下乎。今天下非之。而陛下不回。臣不知所稅駕矣。詩曰。譬彼舟流不知所屆。心之憂矣。不遑假寐。區區之忠。惟陛下察之。臣謹昧死上對。

今天下心有る者は怨み、口有る者は謗る。古の君臣、相與に憂勤して以て一代の業を營みし者は、此の如くならざるに似たり。古語に曰く、百人之れ聚れば、未だ公(六)ならずして說ぶは有らずと。況んや天下をや。今天下之を非として、陛下回(七)らずば、臣駕(八)を稅する所を知らず。詩に曰く、彼(九)の舟流れて屆る所を知らざるに譬ふ。心之れ憂へて、假寐(一〇)するに遑あらずと。區區の忠、惟陛下之を察せよ。臣謹んで昧死して上對(一一)す。

(一)秦の豪傑 (二)共に堅の臣下 (三)魏徵は鄭國公に封ぜらる (四)口實とす (五)王猛魏徵 (六)おほやけの事にして始めて悅ぶ (七)固持して飜へさず (八)駕を解きて休息す (九)小雅小弁の篇 (一〇)うたゝね (一一)對書を上つる

勝レ言也。其施設之方。各隨二其時一而不レ可レ知。其所レ可レ知者。必畏レ天。必從レ衆。必法二祖宗一。致二其言一曰。戒レ之戒レ之。天惟顯思。命不レ易哉。又曰。稽レ於レ衆。舍レ己從レ人。又曰。丕顯哉。文王謨。丕承哉。武王烈。詩書所レ稱。大略如レ此。未三嘗言二天命不レ足レ畏。衆言不レ足レ從。祖宗之法不レ足レ用也。

だ嘗て天命(九)は畏るゝに足らず、衆言從ふに足らず、祖宗の法用ふるに足らずとは言はざるなり。

(一) 周の成王の時　(二) 詩經商頌　(三) 言ひ盡し得ず　(四) 詩經周頌敬之の篇に見ゆ　(五) 天命保ち易からず　(六) 書經大禹謨に出づ　(七) 書の君牙篇に見ゆ　(八) 「丕」の字書經に「承」に作る　(九) 王安石の語

苻堅用二王猛一。而樊世仇滕席寶不レ悅。魏鄭公勸二太宗一以二仁義一。而封倫不レ信。凡今之人。欲二陛下違レ衆而自用一者。必以レ此藉二口一而陛下所レ

(一)苻堅王猛を用ひて、(二)樊世・仇滕・席寶は悅びず。(三)魏鄭公太宗に勸むるに仁義を以てして、封倫は信ぜず。凡そ今の人、陛下の衆に違ひて自ら用ひんと欲する者、必ず此を以て口に藉いて、(四)陛下の所謂賢明忠智の者、豈意此等に在るに非ざらんや。臣願くは二人の(五)行ふ所を考へて、而して之を今に求めんことを。王猛豈嘗て官を設けて利を謀らんや。魏鄭公豈嘗て錢を貸して息を取らんや。且つ其悅ばざる者は、數人に過ぎず、固より天下の信じ且つ服するに害あらざるなり。

此驗レ之。其不レ知レ人也亦審矣。幸今天下無レ事。異同之論。不レ過レ瀆ニ亂聖聽一而已。若邊隅有レ警。盜賊竊發。俯仰成敗。呼吸變故。而所レ用之人。皆知ニ今日一。乍合乍散。臨レ事解體。不レ可ニ復知一。則無三乃誤ニ社稷一歟。華佗不ニ世出一。天下未ニ嘗廢レ醫。蕭何不ニ世出一。天下未ニ嘗廢レ治。陛下必欲レ立ニ非常之功一。請待ニ知レ人之佐一。若猶未也。則亦詔ニ左右之臣一。安レ分守レ法而已。

聖策曰。生民以來。稱ニ至治一者。必曰ニ唐虞成周之世一。詩書所レ稱。其迹可レ見。以至ニ後世賢明之君。忠智之臣。相共憂勤。以營ニ一代之業一。雖レ未レ盡レ善。然要三其所ニ成就一。亦必有ニ可レ言者一。其詳著レ之。臣以爲此不レ可レ

聖策に曰く、生民以來、至治を稱する者は、必ず唐虞(一)成周の世と曰ふ。(二)詩書の稱する所、其迹見るべし。以て後世賢明の君、忠智の臣、相共に憂勤して、以て一代の業を營むに至る。未だ善を盡さずと雖も、然れども其成就する所を要めば、亦必ず言ふべき者有らん。其れ詳に之を著さんと。臣以爲らく、此れ(三)言ふに勝ふべからざるなり。其施設の方、各々其時に隨つて知るべからず、其知るべき所の者は、必ず天を畏れ、必ず衆を從ひ、必ず祖宗に法らん。其言を攷ふるに曰く、(四)之を戒めよ之を戒めよ、天惟れ顯かなり、命易からずと。(五)又曰く、(六)衆に稽へ、己を舍てて人に從ふと。又曰く、(七)丕に顯かなるかな、文王の謨、丕に承けたるかな、(八)武王の烈と。詩書に稱する所、大略此の如し。未

操刀而殺人者幾希矣。房琯之稱劉秩。關播之用李元平是也。至今以爲笑。陛下觀今之大臣。爲知人歟。爲不知人歟。乃者擢用衆才。皆其造室握手之人。要結辭固而後敢用。蓋以爲其人可與戮力同心。共致太平。皆未安席。而交口攻之者。如蝟毛而起。陛下以

だ席に安んぜずして、口を交へて之を攻むる者、蝟毛(八)の如くにして起つ。陛下此を以て之を驗せば、其人を知らざるや亦審ならん。幸に今天下事無し、異同の論、聖聽(九)を瀆亂するに過ぎざるのみ。若し邊隅警有り、盜賊竊發し、(一〇)俯仰成敗、呼吸變故ありて、用ふる所の人、皆今日の如く、乍ち合ひ乍ち散じ、事に臨んで解體せば、復知るべからざらん。則ち乃ち社稷を誤る無からんや。華佗世に出でざるも、天下未だ嘗て醫を廢せず。蕭何世に出でざるも、天下未だ嘗て治を廢せず。陛下必ず非常の功を立てんと欲せば、請ふ人を知るの佐を待て。若し猶ほ未だ(一一)ならば、則ち亦左右(一二)の臣に詔して、分に安んじ法を守らしめんのみ。

(一) 音聲を聽き顔色を察す (二) 心、肺、腎、脾、肝 (三) 解き縱して勝手にせしむるなり (四) 字は元化、漢末の名醫、最も解剖に長ぜり (五) 唐人なり、秩を稱して賊兇く當る者無しとす、而も秩賊に遇うや一敗地に塗れたり (六) 德宗の時關播盛んに元平を稱す、元平後李希烈に擒せらる (七) 結託の固きを謂ふ (八) はりねずみ (九) 汚し亂す (一〇) 成敗を俯仰の間に決し變事を呼吸の間に定むべき場合 (一一) 未だ能はずば (一二) 近侍の臣

韓信。此豈有法而可傳者哉。以諸葛孔明之賢。而知人之明。則其所短。是以失之於馬謖。而孔明亦術於自知。是以終身不敢用魏延。我仁祖之在位也。事無大小。一付之於法。人無賢不肖。一付之於公議。事已效而後行。人已試而後用。終不求非常之功者。誠以當時大臣。不足以與於知人之明也。

古之爲醫者。聆音察色。洞視五臟。則其治疾也。有剖胸決脾。洗濯胃腎之變。苟無其術。不敢行其事。今無知人之明。而欲立非常之功。解縱繩墨。以慕古人。則是未能察脈。而欲試華佗之方。其異於

古の醫を爲す者は、音を聆き色を察して、五臟を洞視せり。則ち其疾を治むるや、胸を剖き脾を決し、胃腎を洗濯するの變(一)あり。苟くも其術無ければ、敢て其事を行はず。今人を知るの明無くして、而して非常の功を立てんと欲し、繩墨を解縱(二)して、以て古人を慕ふは、則ち是れ未だ脈を察する能はずして、華佗(三)の方を試みんと欲するなり。其刀を操つて人を殺すに異る者は幾んど希なり。房琯(四)の劉秩を稱する、關播(五)の李元平を用ふる、是なり。今に至つて以て笑と爲れり。陛下今の大臣を觀て、人を知ると爲すか、人を知らずと爲すか。乃者衆才を擢用する、皆其室に造り手を握るの人、要結審固(六)して後に敢て用ふるのみ。蓋し以爲らく、其人與に力を戮せ心を同じうして、共に太平を致すべしと。曾て未

之本在於知人。則所施之宜。當先觀大臣之知人與否耳。古之欲立非常之功者。必有知人之明。苟無知人之明。則循規矩。蹈繩墨。以求寡過。二者皆審於自知。而安於才分者也。道可講習而知。德可以勉強而能。惟知人之明不可學。必出於天資。如蕭何之識

きを求む。二者皆自ら知るに審にして、才分に安んずる者なり。道は講習(三)を以て知るべく、德は勉強を以て能くすべし。惟人を知るの明は學ぶべからず、必ず天資に出づ。(四)蕭何の韓信を識るが如き、此れ豈法有りて傳ふべき者ならんや。(五)諸葛孔明の賢を以てして、人を知るの明は、則ち其短とする所なりき。是を以て之を馬謖(六)に失しき。而も孔明も亦自ら知るに審なりき。是を以て終身敢て魏延(七)を用ひざりき。我仁祖の位に在るや、事大小となく、一に之を法に付し、人賢不肖と無く、一に之を公議に付し、(八)事已に效ありて後に行ひ、人已に試みて後に用ふ。終に非常の功を求めざりし者は、誠に當時の大臣、以て人を知るの明に與るに足らざるを以てなりき。

(一) 規は圓、矩は方を作す器、法則也　(二) すみ繩の類、紀律也　(三) 易の麗澤の兌に出づ、朋友の研究也　(四) 韓信漢王の大用せざるを恨み亡げ去り蕭何之を追うて伴ひ歸る　(五) 前漢の名臣　(六) 街亭の役節度を違り大いに敗る孔明之を斬る　(七) 谷中を徑し長安を襲はんと請ふ孔明許さず　(八) 事已にすべて其效を見たるの後に之を行へり

陛下將下變二今之刑一而用中其極上歟。天下幾何其不レ叛也。徒聞二其語一而懼者已衆矣。臣不レ意下異端邪說惑二誤陛下一。至上於レ如レ此。且夫宥レ過無レ大。刑レ故無レ小。此用レ刑之常理也。至レ於レ今守レ之。豈獨唐虞之隆。而周之盛時哉。所三以誅二羣飲一者。意其非二獨羣飲而已一。如二今之法所レ謂夜聚曉散者一。使下後世不レ知二其詳一。而徒聞中其語上。則凡夜相過者。皆執而殺レ之可乎。夫人相與飲レ酒而輒殺レ之。雖二桀紂之暴一。不レ至レ於レ此。而謂二周公行一レ之歟。

(一) 刑措いて用ひざるに至る (二) 刑罰を第一とす (三) 堯は陶唐氏舜は有虞氏 (四) 故意の罪は小なるも赦さず、大禹謨に出づ (五) 書の酒誥 (六) 死罪に當するもの (七) 父母兄弟妻子 (八) 漢文帝の詔に見ゆ (九) 過失の罪は如何に大なるも宥す (一〇) 夜半に集り曉天に散去す (一一) 夜中相會合する者

聖策曰。方今之弊。可レ謂レ衆矣。救レ之之道。必有二本末一。施レ之之宜。必有二先後一。臣請論二其本與二其所レ宜レ先者一。而陛下擇レ焉。方今救レ弊之道。必先立レ事。立レ事

聖策に曰く、方今の弊、衆しと謂ふべし。之を救ふの道、必ず本末有らん。之を施すの宜、必ず先後有らんと。臣請ふ其本と其宜しく先にすべき所の者とを論ぜん。陛下焉を擇べ。方今弊を救ふの道は、必ず先づ事を立つべし。事を立つるの本は、人を知るにあり。則ち施す所の宜は、當に先づ大臣の人を知ると否とを觀るべきのみ。古の非常の功を立てんと欲する者は必ず人を知るの明有り。苟も人を知るの明無ければ、則ち規矩(一)に循ひ、繩墨(二)を踏んで、以て過ち寡

則其言ニ治ㇾ世刑重一、亦宜矣。說者又以爲。書稱ニ唐虞之隆一。刑ㇾ故無ㇾ小。而周之盛時。羣飮者殺。臣請有ニ以詰一ㇾ之。夏禹之時。大辟二百。周公之時。大辟五百。豈可ㇾ謂ニ周治而禹亂一耶。秦爲ㇾ法及ニ三族一。漢除ニ肉刑一。豈可ㇾ謂ニ秦治而漢亂一耶。致之言極也。天下幸而未ㇾ治。使ニ一日治安一。

亂ると謂ふべけんや。秦法を爲すや三族に及び、(七)漢は肉刑を除く。豈秦治つて漢亂ると謂ふべけんや。致の言は極なり、天下幸(八)にして未だ治まらず、一日治安ならしめば、陛下將に今の刑を變じて其極を用ひんとするか。天下幾何か其れ叛かざらん。徒らに其語を聞いて、而して懼るゝ者已に衆し。臣異端邪說の、陛下を惑誤すること、此の如きに至るを意はざりき。且つ夫れ過(九)を宥して大とする無く、故を刑して小とする無きは、此れ刑を用ふるの常理なり。今に至つて之を守る、豈獨り唐虞の隆と、周の盛時とのみならんや。羣飮を誅する所以の者は、意ふに其れ獨り羣飮するのみに非じ、今の法に所謂、(一〇)夜聚曉散する者の如けん。後世をして其詳を知らずして、徒らに其語をのみ聞かしめば、則ち凡そ夜相過ぐる者(一一)は、皆執へて之を殺して可ならんや。夫れ人相與に酒を飮んで、輙ち之を殺さんか、桀紂の暴と雖も、此に至らじ。而るを周公之を行ふと謂はんや。

富國歟。陸賈曰。將相和。則士豫附。劉向曰。衆賢和於朝。則萬物和於野。今朝廷可謂不和矣。其咎安在。陛下不反求其本。而欲以力勝之。力之不能勝衆也久矣。古者刀鋸在前。鼎鑊在後。而士猶犯之。今陛下躬蹈堯舜。未嘗誅一無罪。欲弭衆言。不過斥逐異議之臣。而更用人耳。必未忍行亡秦偶語之禁。起東漢黨錮之獄。多士何畏而不言哉。臣恐逐者不已。而爭者益多。煩言交攻。愈甚於今日矣。欲望致和而廣樂。豈不疏哉。

牧民篇に出づ　(六) 漢初代の名臣　(七) 平素よりなつき從ふ　(八) 漢の大儒　(九) 刑罰の具　(一〇) 同前　(一一) 衆議の囂々を止めんとす　(一二) 秦の始皇焚書坑儒の後二人詩を相語る者を誅せるをいふ　(一三) 桓帝の時天下の正人を執へて終身之を禁錮す　(一四) 煩雜喧囂の言

古之求治者。將以措刑也。今陛下求治。則欲致刑。此又羣臣誤陛下也。臣知其說矣。是出於荀卿。荀卿者。喜爲異論。至以人性爲惡。

古の治を求むる者は、將に以て刑を措かんとす。今陛下が治を求むるには、則ち刑を致さんと欲す。此れ又羣臣(一)陛下を誤るなり。臣其說を知れり、是れ荀卿に出づ。荀卿は、喜んで異論を爲せり。人性を以て惡と爲すに至つては、則ち其世を治むるに刑(二)を重しと言ふも亦宜なり。說者又以爲らく、書に唐虞(三)の隆を稱して、故(四)を刑して小とする無し、周の盛なる時、羣飲(五)する者は殺すと。臣請ふ以て之を詰ること有らん。夏禹の時、大辟(六)二百、周公の時、大辟五百、豈周治つて禹

自㆓宰相㆒不㆓肯爲㆒㆑之、而況於㆓陛下㆒乎。聖策曰、其富足㆓以備㆒㆑禮、其和足㆓以樂㆒㆑樂、其治足㆓以致㆒㆑刑、何施而可㆓以臻㆒㆑此。孔子曰、百姓足、君孰與不㆑足。兔首瓠葉、可㆓以行㆒㆑禮。掃㆑地而祭、可㆓以事㆒㆑天。禮之不㆑備、非㆓貧之罪㆒也。管子曰、倉廩實而知㆓禮節㆒。臣不㆑知。陛下所㆑謂富者、富㆑民歟、抑

るは、貧の罪に非ざるなり。管子に曰く、倉廩實ちて禮節を知ると。臣知らず、陛下が所謂富とは、民を富ますか、抑〻國を富ますかを。陸賈曰く、將相和すれば、則ち士豫附すと。劉向曰く、衆賢朝に和せば、則ち萬物野に和せんと。今は朝廷和せずと謂ふべし。其答安くにか在る。陛下其本に反求せずして、力を以て之に勝たんと欲す。力の衆に勝つ能はざるや久し。古は刀鋸前に在り、鼎鑊後に在るも、而も士猶ほ之を犯せり。今陛下躬づから堯舜を蹈んで、未だ嘗て一無罪を誅せず、衆言を弭めんと欲するも、異議の臣を斥逐して、更に人を用ふるに過ぎざるのみ。必ず未だ亡秦偶語の禁を行ひ、東漢黨錮の獄を起すには忍びざらん。多士何を畏れてか言はざらんや。臣恐らくは逐はるゝ者已まずして、爭ふ者益〻多く、煩言交〻攻めて、愈〻今日より甚しからん。和を致して樂を廣めんことを望まんと欲するは、豈疎ならずや。

㈠ 田畑の用水　㈡ 陛下にも心勞を掛くるに及ばず　㈢ 論語　㈣ 詩經小雅瓠葉の篇に見ゆ、薄物義　㈤ その

之令。卒然輕發。又甚於前日矣。雖陛下不卹人言。持之益堅。而勢窮事礙。終亦必變。他日雖有良法美政。陛下能復自信乎。人君之患在於樂因循而重改作。今陛下春秋鼎盛。天錫勇智。此萬世一時也。而羣臣不能濟之以愼重。養之以敦朴。譬如乘輕車馭駿馬。冒險夜行。而僕夫又從其後而鞭之。豈不殆哉。臣願陛下解轡秣馬。以須東方之明。而徐行於九軌之道。甚未晩也。

聖策曰。田疇闢。溝洫治。草木暢茂。鳥獸魚鼈。莫不各得其性者。此百工有司之事也。曾何足以累陛下。陛下操其要。治其本。恭己無爲。而物莫不盡其理。以生以死。若夫百工有司之事。

聖策に曰く、田疇闢け、溝洫(一)治り、草木暢茂し、鳥獸魚鼈、各々其性を得ざる者莫しと。此れ百工有司の事なり、曾ち何ぞ以て(二)陛下を累すに足らんや。陛下其要を操り、其本を治め、己を恭して爲すこと無くとも、而も物其理を盡し、以て生き以て死せざる莫からん。若し夫れ百工有司の事は、宰相より肯て之を爲さず、而るを況んや陛下に於てをや。聖策に曰く、其富は以て禮を備ふるに足り、其和は以て樂を廣うするに足り、其治は以て刑を致すに足る、何を施してか以て此に臻るべきと。(三)孔子曰く、百姓足らば、君孰と與にか足らざらんと。(四)兎首瓠葉も、以て禮を行ふべく、地を掃うて祭るも、以て天に事ふべし。禮の備はらざ

後也。近者邊臣不計其後而遽發之。一發不中則內帑之費以數百萬計。而關輔之民困於飛輓者。三年而未已。雖天下之勇者。敢復爲之歟。爲之固不可。敢復言之歟。由此觀之。則横山之功。是邊臣欲速而壞之也。近者青苗之政。助役之法。均輸之策。併軍蒐卒

り、敢て復之を言はんや。此に由つて之を觀れば、則ち横山の功は、是れ邊臣速を欲して之を壞りしなり。近ごろ青苗の政(八)、助役の法、均輸の策、併軍蒐卒の令(九)、卒然輕發、又前日より甚だし。陛下人言を卹へずして、之を持する益々堅しと雖も、勢窮り事礙らば(一〇)、終に亦必ず變ぜん。他日良法美政有りと雖も、陛下能く復自ら信ぜんや。人君の患は、因循を樂んで改作を重かるに在り。今陛下春秋鼎盛(一一)、天錫(一二)の勇智あり、此れ萬世の一時なり。而も羣臣之を濟ふに愼重を以てし、之を養ふに敦朴(一三)を以てすること能はず。譬へば輕車に乘りて駿馬に馭し、險を冒して夜行し、僕夫も又其後に從つて之に鞭つが如し。豈殆からずや。臣願くは陛下が轡を解き馬に秣し、以て東方の明を須つて、而して九軌(一四)の道に徐行せんことを。甚だ未だ晩からざるなり。

(一) 代張方平諫用兵書參照　(二) 攻略　(三) 仁宗の年號　(四) 善後策の見込無し　(五) [illegible]の徒　(六) 關内三輔の地　(七) 兵禍深遠　(八) 神宗皇帝に上る書參看　(九) 軍隊を併合し士卒を精選するなり　(一〇) 障碍有らば　(一一) 方に盛なり　(一二) 天の賜へる勇智　(一三) 質朴敦厚　(一四) 車九輛を併行し得べき大道

成。不㆓惟人信㆒㆑之。陛下亦自信。而日以勇矣。若出㆑乎㆓輕發㆒。則每擧每敗。不㆓惟人不㆑信陛下亦不㆓自信㆒。而日以怯矣。文宗始用㆓訓註㆒。其志豈淺也哉。而一經㆓大變㆒。則憂沮喪㆑氣。不㆑能㆓復振㆒。文宗亦非㆑有㆓失德㆒。徒以㆓好㆑作而寡㆑謀也。愼重者。始若㆑怯終必勇。輕發者始若㆑勇終必怯。

んで謀を寡うせしを以てのみ。愼重なる者は、始め怯るゝ若くして終に必ず勇まん。輕發なる者は、始め勇む若くして終に必ず怯れん。

㊀成功せざるに之を爲す　㊁徒步　㊂李訓と鄭注と　㊃宦官を誅せんとせしも失敗せるをいふ　㊄失德の君は必ず唯事を好んで謀少く輕發せるが爲なり

迺者橫山之人。未㆓嘗一日而忘㆑漢。雖㆓五尺之童子㆒。知㆓其可㆑取。然自㆓慶歷㆒以來。莫㆓之敢發㆒者。誠未㆑有㆓以善㆒其

迺者橫山の人、未だ嘗て一日も漢を忘れず、五尺の童子と雖も、其取るべきを知る。然も慶歷より以來、之を敢て發する莫き者は、誠に未だ以て其後を善くする有らざればなり。近ごろ邊臣其後を計らずして、遽に之を發す。一發中らずして則ち內帑の費、數百萬を以て計へ、關輔の民、飛輓に困しむ者、三年にして未だ已まず。天下の勇者と雖も、敢て復之を爲さんや。之を爲すこと固より不可な

爲レ惡。不三自毀一而人毀レ之。如使下爲レ善者必須二自言一而後信上。則堯舜周孔亦勞矣。今天下以爲レ利。陛下以爲レ義。天下以爲レ貪。陛下以爲レ廉。不レ勝二其紛紜一也。則使下二三臣者。極二其巧辯一。以解二答千萬人之口一。附二會經典一。造二爲文書一。以曉中告四方上。四方之人。豈如二嬰兒鳥獸一而可下以二美言小數一眩中惑之上哉。

且夫未レ成而爲レ之。則其弊必至レ於レ不二敢爲一。未レ服而革レ之。則其弊必至レ於レ不二敢革一。蓋世有二好レ走レ馬者一。一爲二墜傷一。則終身徒行。何者愼重則必成。輕發則多敗。此理之必然也。陛下若出レ於二愼重一。則屢作屢

且つ夫れ未だ成らずして之を爲さば、則ち其弊必ず敢て爲さざるに至らん。未だ服せずして之を革めば、(一)則ち其弊必ず敢て革めざるに至らん。蓋し世に馬を走らするを好む者あり、一たび墜傷を爲して、則ち終身(二)徒行しぬ。何となれば愼重なれば則ち必ず成り、輕發すれば則ち多く敗るゝは、此れ理の必然なればなり。陛下若し愼重(三)に出では、則ち屢〻作して屢〻成らん。惟人の之を信ずるのみならず、陛下も亦自ら信じて、日に以て勇まん。若し輕發に出では、則ち毎に舉げて毎に敗れん。惟人の信ぜざるのみならず、陛下も亦自ら信ぜずして、日に以て怯れん。文宗始めて訓注を用ふ、其志豈淺からんや。而も(四)一たび大變を經て、則ち憂沮氣を喪ひ、復振ふこと能はず。文宗も亦(五)失德有るに非ず、徒に作すを好

如レ此。夫陛下苟誠レ乎レ爲レ民。則雖二或謗一レ之而人不レ信。苟誠レ乎レ爲レ利。則雖二自解釋一而人不レ服。且事有二決不レ可レ欺者一。吏受レ財枉レ法。人必謂二之贓一。非二其有一而取レ之。人必謂二之盜一。苟有二其實一。不三敢辭二其名一。今青苗有二二分之息一。而不レ謂二之放レ債取一レ利可乎。凡人爲レ善。不二自譽一而人譽レ之。

て欺くべからざる者有り。吏財を受けて法を枉げば、人必ず之を贓(四)と謂はん。其有に非ずして之を取らば、人必ず之を盜と謂はん。苟も其實有れば、敢て其名を辭せじ。(五)今青苗に二分(六)の息有り、之を債を放つて(七)利を取ると謂はずして可ならんや。凡そ人善を爲せば、自ら譽めざるも人之を譽め、惡を爲せば、自ら毀らざるも人之を毀る。如し善を爲す者をして、必ず自ら言ふを須つて(八)後に信ぜしめば、則ち堯舜周孔も亦勞せん。今天下以て利と爲し、陛下以て義と爲し、天下以て貪と爲し、陛下以て廉と爲さば、其紛紜(九)に勝へざらん。則ち二三の臣者をして、其巧辯(一〇)を極めて、以て千萬人の口に解答し、經典(一一)に附會して、文書を造爲し、以て四方に曉告せしむ。四方の人、嬰兒鳥獸の如くして、而して美言小數(一二)を以て之を眩惑すべけんや。

(一) 利息を取る (二) 中庸に出づ中庸は禮記の篇名なれば禮と曰へり (三) 掩蔽 (四) 賂を取る罪 (五) 辭する譯に參らず (六) 二割の利息 (七) 金を貸附けるなり (八) 自家廣告を爲す (九) 亂雜の貌 (一〇) 巧なる辯舌 (一一) 經書の說議に强ひてこじつく (一二) 飾れる詞

事在レ理不レ在レ勢。服レ人以レ誠不レ以レ言。理之所レ在。以爲則成。以禁則止。以賞則勸。以言則信。古之人所下以鼓二舞天下一綏レ之斯來。動レ之斯和上者。蓋循レ理而已。今爲レ政不レ務レ循レ理。而欲下以二人主之勢。賞罰之威一。劫而成上レ之。夫以レ斧析レ薪可レ謂二必克一矣。然不レ循二其理一。則斧可レ缺。薪不レ可レ破。是以不レ論二尊卑一。不レ計二強弱一。理之所レ在則成。理所レ不レ在則不レ成可レ必也。

務めずして、人主の勢、賞罰の威を以て、劫して之を成さんと欲す。夫れ斧を以て薪を析くは、必ず克す(四)と謂ふべし。然れども其理に循はざれば、則ち斧缺くべくして、薪は破るべからず、是を以て尊卑を論ぜず、強弱を計らず、理の在る所は則ち成り、理の在らざる所は則ち成らず、必すべきなり。

(一) 爲さざるあるも爲せば必ず成功す　(二) 道理によるべし威勢を以てすべからず　(三) 安に同じ　(四) 必ず出來得る事なり

今陛下。使下農民擧レ息。與二商賈一爭レ利。豈理也哉。而可レ怪二其不一レ成乎。禮曰。微之顯。誠之不レ可レ揜也。

今陛下、農民をして息(一)を擧げ、商賈と利を爭はしむ、豈理ならんや。而るを其成らざるを怪しむべけんや。禮に曰く、微(二)之れ顯ると。誠の揜(三)ふべからざる此の如し。夫れ陛下苟も民を爲むるに誠あらば、則ち或は之を謗ると雖も而も人信ぜず。苟も利を爲すに誠ならば、則ち自ら解釋すと雖も而も人服せず。且つ事、決し

後者利也。而陛下易之。萬事可謂失其序矣。然此猶其小者。其大者。則中書失其政也。宰相之職。古者所以論道經邦。今陛下但使奉行條例司文書而已。昔丙吉爲丞相。蕭望之爲御史大夫。望之言陰陽不和咎在臣等。而宣帝以爲意輕丞相。終身薄之。今政事堂忿爭相詰。流傳都邑。以爲口實。使天下何觀焉。故臣願陛下首還中書之政。則百書之職。萬事之序。以次得矣。

(一)中書及び樞密院 (二)戸部、鹽鐵、度支 (三)監司の職 (四)祖宗以來の舊刑法典 (五)夷狄が邊境を犯すの患 (六)統帥の臣 (七)經理 (八)新制の三司條例司 (九)漢宣帝の名臣 (一〇)陰陽を燮和するは宰相の任なり、蕭望之之を言ふは僭越なればなり (一一)話の種 (一二)もとに歸す

聖策曰。有所不爲。爲之而無不成。有所不革。革之而無不服。陛下之及此言。是天下之福也。今日之患。正在於未成而爲之。未服而革之耳。夫成

聖策に曰く、爲(一)さざる所有り、之を爲して成らざる無し。革めざる所有り、之を革めて服せざる無しと。陛下の此言に及ぶは、是れ天下の福なり。今日の患は、正に未だ成らずして之を爲し、未だ服せざるに之を革むるに在るのみ。夫れ事を成すは、理に在つて勢に在らず。人を服するに、誠を以てして言を以てせず。理の在る所(二)、以て爲せば則ち成り、以て禁ずれば則ち止み、以て賞すれば則ち勸め、以て言へば則ち信ず。古の人天下を鼓舞して、之を綏(三)んずれば斯に來り、之を動かせば斯に和する所以の者は、蓋し理に循ふのみ。今政を爲すに理に循ふを

之職。施有先後。謂之宜。今陛下使兩府大臣。侵三司財利之權。常平使者。亂職司守令之治。刑獄舊法。不以付有司。而取決於執政之意。邊鄙大慮。不以責帥臣。而聽計於小吏之口。百官可謂失其職矣。王者之所宜先者德也。所宜後者刑也。所宜先者義也。所宜

臣をして、三司財利の權を侵し、常平使者をして、職司守令の治を亂り、刑獄舊法、以て有司に付せずして、決を執政の意に取り、邊鄙の大慮、以て帥臣に責めずして、計を小吏の口に聽かしむ。百官其職を失ふと謂ふべし。王者の宜しく先にすべき所の者は德なり、宜しく後にすべき所の者は刑なり、宜しく先にすべき所の者は義なり、宜しく後にすべき所の者は利なり。而るに陛下之を易ふ。萬事其序を失ふと謂ふべし。然れども此れ猶ほ其小なる者なり。其大なる者は、則ち中書其政を失へるなり。宰相の職は、古は道を論じ邦を經する所以なり。今陛下但條例司文書を奉行せしむるのみ。昔は丙吉丞相と爲り、蕭望之御史大夫と爲る。望之陰陽相せざるは、咎臣等に在りと言ふや、宣帝以爲らく、意丞相を輕んずと。終身之を薄うす。今政事堂忿爭相詬り、都邑に流傳し、以て口實と爲す。天下をして何をか觀しめん。故に臣願くは陛下首として中書の政を還さば、則ち百官の職、萬事の序、次を以て得んと。

主計。可ニ得而入一也。今臣竊恐。陛下先入之言。已實ニ其中。邪正之黨。已貳ニ其聽一。功利之說。已動ニ其欲一。則雖レ有ニ皐陶益稷爲ニ之謀一。亦無ニ自入一矣。而況於ニ疏遠愚陋者一乎。此臣之所ニ以大懼一也。若乃盡レ言以招レ過。觸レ諱以亡レ軀。則非ニ臣之所レ恤也。聖策曰。聖王之御ニ天下一也。百官得ニ其職一。萬事得ニ其序一。臣以爲陛下未レ知レ此也。是以所レ爲顚倒失レ序如レ此。苟誠知レ之。曷不下尊ニ其所レ聞。而行中其所上レ知歟。百官之所三以得ニ其職一者。豈聖王人人而督ニ責之一。萬事之所三以得ニ其序一者。豈聖王事事而整ニ齊之一哉。亦因レ能以任レ職。因レ職以任レ事而已。

其職を得、萬事其序を得と。臣以爲らく陛下未だ此を知らざるなり。是を以て爲す所(一二)顚倒して序を失ふこと此の如し。苟も誠に之を知らば、曷ぞ其聞く所を尊んで、而して其知る所を行はざるや。百官の其職を得る所以の者、豈聖王(一一)人人にして之を督責し、萬事の其序を得る所以の者、豈聖王事事にして之を整齊せんや。亦能に因つて以て職に任じ、職に因つて以て事に任ぜんのみ。

(一) 殿試の策問　(二) 詔命　(三) 謀を無位無官の者にまで諮問せらる　(四) 受くる素地有りや　(五) 禮記禮器篇の語、甘きものは五味の調和を受け白きものは五色のいろどりを受くる義　(六) 心中虚靜無一、物に安定す　(七) 先入主と爲りし說識　(八) 堯の時の賢臣　(九) 國語の用語に盡言を好んで人の過を招くと有り　(一〇) 天子の策書　(一一) 人毎に之を督責するに非ず　(一二) 顚倒して順序を失す

官有ニ常守一。謂ニ

官に常守有る、之を職と謂ひ、施に先後有る、之を序と謂ふ。今陛下(一)兩府大

臣伏見。陛下發二德音一。下二明詔一。以二天下安危之至計一。謀及レ於二布衣之士一。其求レ之不レ可レ謂レ不レ切。其好レ之不レ可レ謂レ不レ篤矣。然臣私有二所レ憂者一。不レ知陛下有二以受一レ之歟。禮曰。甘受レ和。白受レ采。故臣願陛下先治二其心一。使二虛一而靜一。然後忠言

進士が御試策に對するに擬する一道(一)

臣伏して見んみるに、陛下德音(二)を發し、明詔を下し、天下安危の至計を以て、謀(三)布衣の士に及ぶ。其之を求むること、切ならずと謂ふべからず、其之を好することゝ、篤からずと謂ふべからず。然れども臣私に憂ふる所の者有り、知らず陛下以て之(四)を受くる有るか。禮に曰く、甘(五)は和を受け、白に采を受くと。故に臣願くは陛下の先づ其心を治めて、虛一(六)にして靜ならしめ、然る後に忠言至計、得て入るべし。今臣竊に恐る、陛下先入(七)の言、已に其中に實し、邪正の黨、已に其聽を貳にし、功利の說、已に其欲に動かせば、則ち皐陶(八)益稷之が謀を爲す有りと雖も、亦自ら入る無けん、而るを況んや疎遠愚陋の者に於てをや。此れ臣の大いに懼るゝ所以なり、若し乃ち(九)言を盡して以て過を招き、諱に觸れて以て軀を亡すは、則ち臣の恤ふる所に非るなり。(一〇)聖策に曰く、聖王の天下を御するや、百官

而下不レ應、則上亦將ニ窮而自止。方ニ西戎之叛一也。天子非レ不レ欲ニ赫然誅ヒ之。而將帥之臣。謹ニ守封略一。外視内顧。莫レ有ニ一人先奮而致レ命。而士卒亦循循焉莫ニ肯盡レ力。不レ得レ已而出。爭レ先而歸。故西戎得三以肆ニ其猖狂一。而吾無ニ以應一。則其勢不レ得レ不ニ重賂而求ヒ和。其患起レ於天子無下同ニ憂患一之臣上。而將軍無ニ腹心之士一。西師之休。十有餘年矣。用レ法益密。而進レ人益難。賢者不レ見レ異。勇者不レ見レ私。天下務爲ニ奉レ法循ヒ令。要以如レ式而止。臣不レ知四其緩急將三誰爲ニ之倡一哉。

て之を誅するを欲せざるに非ず。而も將帥の臣、(三)封略を謹守して、外視内顧するに、一人の先づ奮つて(四)命を致すもの有ること莫し。士卒も亦(五)循循焉として肯て力を盡すもの莫く、已むを得ずして出で、先を爭うて歸りぬ。故に西戎以て其(六)猖狂を肆にするを得て、而も吾以て應ずる無し。則ち其勢(七)重賂して和を求めざるを得ず。其患は天子憂患を同じうするの臣無くして、將軍に腹心の士無きに起れり。西師の(八)休する十有餘年なり。法を用ふる益〻密にして、人を進むる益〻難し。賢者も異とせられず、勇者も私せられず。天下務めて法を奉じて令に循ふことを爲し、(九)要は以て式の如くにして止むのみ。臣其緩急のとき、將に誰か之の倡と爲らんとするかを知らず。

(一) 趙元昊の類　(二) 激怒の貌　(三) 國の境界　(四) 生命を棄てて王事に效す　(五) 因循苟且振はざる貌　(六) 狂暴を擅にす　(七) 賄賂を多大にす　(八) 西戎戰爭休止せる事　(九) 要するに儀式通りに事を濟ますのみ

有應者。於是嚴刑峻法致之死地。而聽其以深入贖罪。使勉強不得已之人。驕縱於死亡之地。是故其將降而兵破敗。而天下幾至於不測。何者。先無所異之人。而望其爲倡。不已難乎。私者天下之所惡也。然而爲己而私之。則私不可用。爲其賢於人而私之。則非私無以濟。蓋有無功而可賞。有罪而可赦者。凡所以愧其心而責其爲倡也。

れざるに至りぬ。何となれば、先づ異とする所の人無くして、其倡を爲すを望めばなり。已に難からずや。私は天下の惡む所なり、然も己が爲にして(七)之を私するは、則ち私用ふべからざるも、(八)其人に賢らんが爲にして之に私するは、則ち私に非ざれば以て濟すこと無し。蓋し功無くして賞すべく、罪有りて赦すべき者有り。凡そ其心に媿ぢて其倡を爲すを責むる所以なり。

(一) 示す (二) 列侯 (三) 天下に警告す (四) 死刑に當するやうにす (五) 敵地深入の功を以て其の罪を贖ふことを許す (六) 天下の將來を氣遣ふべき情勢に至れり (七) 自己一身の利益の爲に求むる私 (八) 他人に勝らんことを求むる爲には私せざるを得ず

天下之禍莫大於上作而下不應。上作

天下の禍は、上作して下應ぜざるより大なるは莫し。上作して下應ぜざれば、則ち上も亦將に窮して自ら止まんとす。(二)西戎の亂するに方つて、天子赫然とし

其䵷然勃然之間。而用二其鋒一。是之謂レ倡。倡莫レ善二乎私一。天下之人。怯者居二其百一。勇者居二其一一。是勇者難レ得也。捐二其妻子一。棄二其身一以蹈二白刃一。是勇者難レ能也。以二難レ得之人一。行二難レ能之事一。此必有二難レ報之恩一者矣。天子必有二所レ私之將一。將軍必有二所レ私之士一。視二其勇者一而陰厚レ之。人之有二異材一者。雖レ未レ有レ功。而其心莫レ不二自異一。自異而上不レ異レ之。則緩急不レ可三以望二其爲一レ倡。故凡緩急而肯爲レ倡者。必其上之所レ異也。

倡を爲す者は、必ず其上の異とする所なり。

(一) これに引立られて勇む者　(二) 劍とたてと　(三) 一人の先登する者を見出さば　(四) おびやかす　(五) 國語の異語に見ゆ、一人射を善くすれば百夫皆ゆがけを著くる意　(六) 勇者は百分の一に過ぎず　(七) 秀拔なる才能有る者　(八) 恩愛ある場合

昔漢武帝欲下觀三兵於二四夷一。以逞中其無レ厭之求上。不レ愛二通侯之賞一。以招二勇士一。風二告天下一。以求二奮擊之人一。然卒無レ

昔は漢の武帝、兵を四夷に觀(一)して、以て其厭く無きの求を逞しうせんと欲し、(二)通侯の賞を愛まずして、以て勇士を招き、(三)天下に風告して、以て奮擊の人を求む。然れども卒に應ずる者有ること無かりき。是に於て刑を嚴にし法を峻にし、之を(四)死地に致して、其以て深く(五)入りて罪を贖ふに聽し、已むを得ざるの人を勉强せしめて、死亡の地に馳驟せしむ。是の故に其將降りて兵破敗し、天下幾(六)んど測ら

皆食二其食一。皆任二其事一。天下有レ急。而有二一人一焉。奮而爭レ先而致二其死一。則鷸然者衆矣。弓矢相及。劍楯相交。勝負之勢。未レ有レ所レ決。而三軍之士。屬三目於二一夫之先登一。則勃然者相繼矣。天下之大可二以名劫一也。三軍之衆。可二以氣使一。諺曰。一人善射。百夫決拾。苟有二以發一レ之。及二

ず。天下急有り、而して一人有り、奮つて先を爭つて、其死を致さば、則ち鷸然(一)たる者衆からん。弓矢相及び、(二)劍楯相交り、勝負の勢、未だ決する所有らざるに、三軍の士、(三)目を一夫の先登に屬せば、則ち勃然たる者相繼がん。天下の大も、名を以て(四)劫すべし、三軍の衆も、氣を以て使ふべし。諺に曰く、(五)一人善く射、百夫決拾すと。苟も以て之を發すること有れば、其鷸然勃然の間に及んで、而して其鋒を用ふる、是れ之を倡と謂ふ。倡は私より善なるは莫し。天下の人、(六)怯者は其百に居り、勇者は其一に居る。是れ勇者は得難きなり。其妻子を捐て、其身を棄てて、以て白刃を蹈む、是れ勇者も能くし難し。得難きの人を以て、能くし難き事を行ふ。此れ必ず報じ難きの恩有る者あらん。天子は必ず私する所の將有り、將軍は必ず私する所の士有り。其勇者を視ては陰に之に厚うし、人の(七)異材有る者は、未だ功有らずと雖も、而も其心自ら異とせざる莫し、自ら異として上之を異とせざれば、則ち(八)緩急以て其倡を爲すを望むべからず。故に凡そ緩急にして背て

尖。若二莛與一レ楹。至レ於二三軍之勇怯一則一也。出レ於二反覆之間一。而差レ於二毫釐之際一。故其權在二將與一レ君。人固有下暴二猛獸一而不レ操レ兵。出三入於二白刃之中一而色不レ變者上。有下見二虺蜴一而卻走。聞二鐘鼓之聲一。而戰慄者上。是勇怯之不レ齊。至レ於レ如レ此。彼閭閻之小民。爭鬪戲笑。卒然之間。而或至レ於レ殺レ人。當二其發一也。其心翻然。其色勃然。若下不レ可二以已一者上。雖二天下之勇夫一。無二以過一レ之。及下其退而思二其身一顧中其妻子上。未三始不二惻然悔一也。此非二必勇者一也。氣之所レ乘。則奪二其性一而忘二其故一。故古之善用レ兵者。用三其翻然勃然於二未レ悔之間一。而其不レ善者。沮二其翻然勃然之心一。而開二其自悔之意一。則是不レ戰而先自敗也。故曰。致レ勇有レ術。

り惻然(一四)として悔いずんばあらず。此れ必ずしも勇者に非ざればなり。氣の乘ずる所は、則ち其性を奪うて其故を忘れしむればなり。故に古の善く兵を用ふる者は、其翻然勃然たるを未だ悔いざるの間に用ひ、其善からざる者は、其翻然勃然たるの心を沮んで、其自ら悔ゆるの意を開く。則ち是れ戰はずして先づ自ら敗るゝなり。故に曰く、勇を致すに術有りと。

(一) 勝負を決す (二) 將帥皆勇なるに非ず (三) 先がけとなりて誘引する義 (四) 習に之を籠用す (五) 具に言ふ (六) 屋梁なり、莛は横、楹は縦、こゝには大小の義にとる (七) 手の裏かへす僅少の時間 (八) 赤手に搏ち殺す (九) 蛇や蜥蜴 (一〇) 退き走る (一一) 町中 (一二) 常にかはりて勇み立つ貌 (一三) 盛怒の貌 (一四) 痛み哀しむ貌

致レ勇莫レ先レ乎レ倡。均是人也。

勇を致すは倡より先なるは莫し。均しく是れ人なり、皆其食を食し、皆其事に任

決。天子無㆓皆勇之將㆒。而將軍無㆓皆勇之士㆒。是故致㆑勇有㆑術。致㆑勇莫㆑先㆑乎㆑倡。倡莫㆑善㆑乎㆑私。此二者。兵之微權。英雄豪傑之士。所㆘以陰用而不㆑言㆑於㆑人。而人亦莫㆗之識㆖也。臣請得㆔以備㆓言之㆒。夫倡者何也。氣之先也。有㆓人人之勇怯㆒。有㆓三軍之勇怯㆒。人人而較㆑之。則勇怯之相

而して將軍に皆勇の士無し。是の故に勇を致すに術有り。勇を致すは倡より先なるは莫く、倡は(四)私より善きは莫し。此の二者は、兵の微權なり。英雄豪傑(三)の士、陰に用ひて人に言はず、而も人も亦之を識ること莫き所以なり。臣請ふ以て之を備言(五)するを得ん。夫れ倡とは何ぞや、氣の先だつなり。人人の勇怯有り、三軍の勇怯有り。人人にして之を較すれば、則ち勇怯の相去ること、莛(六)と楹との若し。三軍の勇怯に至つては、則ち一なり。反覆(七)の間に出でて、毫釐の際に差ふ。故に其權は將と君とに在り。人固より猛獸を暴(八)にして兵を操らず、白刃の中に出入して、而して色變ぜざる者有り。虺蜴(九)を見て却走(一〇)し、鐘鼓の聲を聞いて戰慄する者有り。是れ勇怯の齊しからざる、此の如きに至る。彼の閭閻(一一)の小民、爭闘戲笑、卒然の間にして、或は人を殺すに至るもの、其發するに當つてや、其心翻(一二)然、其色勃然(一三)として、以て已むべからざる者の若く、天下の勇夫と雖も、以て之に過ぐるは無し。其退いて其身を思ひ、其妻子を顧みるに及びては、未だ始よ

始見。試以二婦人一。而猶足下以取二信於闔閭一。使下知二其可上レ用。故凡欲レ觀二將帥之才否一。莫レ如レ治レ兵之不レ可レ欺也。今夫新募之兵。驕而難レ令。勇悍而不レ知レ戰。此眞足三以觀二天下之才一也。武擧方略之類以來レ之。新兵以試レ之。觀二其顏色和易一。則足三以見二其氣一。約束堅明。則足三以見二其威一。坐作進退。各得二其所一。則足三以見二其能一。凡此者皆不レ可レ彊也。故曰。先レ之以二無益之虛名一。而較レ之以二可レ見之實材一。庶乎レ可レ得而用一也。

るに足り、(八)約束堅明なれば、則ち以て其威を見るに足り、坐作進退、各〻其所を得れば、則ち以て其能を見るに足らん。凡そ此の者は皆(九)彊ふべからざるなり。故に曰く、之を先んずるに無益の虛名を以てし、而して之を較するに見るべきの實材を以てせば、得て用ふべきに庶からんと。

(一) 言說の上より　(二) 楚の大夫なり、左傳僖公二十七年の條參看　(三) 史記孫子傳參看　(四) 吳王闔閭なり　(五) 才あると否らざると　(六) 新に招集したる兵士　(七) 顏色溫和從容たるを謂ふ　(八) 隊伍の約束堅く明かなるを指す　(九) 天分なり勉強によりて得べきに非ず

勇敢を倡ふ

臣聞。戰以レ勇爲レ主。以レ氣爲レ

臣聞く、戰は勇を以て主と爲し、氣を以て(一)決と爲すと。天子に(二)皆勇の將無く、

無レ擇。至レ於レ臨レ事。終不レ可レ用。執レ事之臣。亦遂厭レ之而知ニ其無一レ益。故兵休之日。舉從而廢レ之。今之論者以爲。武舉方略之類。適足下以開ニ僥倖之門一。而天下之實才。終不上レ可ニ以求得一。此二者皆過也。夫既已用ニ天下之虛名一。而不下較レ之以上レ實。至ニ其弊一也。又舉而廢ニ其名一。使下天下之士不中復以ニ兵術一進上。亦已過矣。

天下之實材。不レ可ニ以求一之於ニ言語一。又不レ可ニ以較三之於ニ武力一。獨見ニ之於戰一耳。戰不レ可ニ得而試一也。是故見ニ之於レ治レ兵。子玉治ニ兵於レ蔿。終日而畢。鞭ニ七人一。貫ニ三人耳一。蔿賈觀レ之。以爲剛而無レ禮。知ニ其必敗一。孫武

天下の實材は、以て之を言語に求むべからず、又以て之を武力に較すべからず。獨り之を戰に見るのみ。戰は得て試みるべからず、是の故に之を兵を治むるに見る。子玉の兵を蔿に治むるや、終日にして畢り、七人を鞭ち、三人の耳を貫く。蔿賈之を觀て、以爲らく剛にして禮無しと。其必ず敗れんことを知りぬ。孫武の始めて見ゆるや、試みるに婦人を以てして、而も猶ほ以て信を闔閭に取つて、其用ふべきを知らしむるに足りき。故に凡そ將帥の才否を觀んと欲せば、兵を治むるの欺くべからざるに如くは莫きなり。今夫れ新募の兵は、驕つて令し難く、勇悍にして戰を知らず。此れ眞に以て天下の才を觀るに足らん。武舉方略の類、以て之を來し、新兵以て之を試み、其顏色和易なるを觀れば、則ち以て其氣を見

往者西師之興。其先也。惟不㆘以㆓虛名㆒多致㆓天下之才㆒。而擇㆑之以待㆗一旦之用㆖。故其兵興之際。四顧惶惑。而不㆑知㆑所㆑措。於㆑是設㆓武擧㆒。購㆓方略㆒。收㆓勇悍之士㆒。而開㆓猖狂之言㆒。不㆑愛㆓高爵重賞㆒。以求㆓强㆑兵之術㆒。當㆓此之時㆒。天下囂然莫㆑不㆓自以爲㆑知㆑兵也。來者日多。而其言益以

往に西師の興るや、其先んずるや、惟虛名を以て多く天下の才を致して、之を擇んで以て一旦(一)の用を待たず。故に其兵興るの際、四顧惶惑して、措く所を知らず。是に於て武擧を設け、方略(二)を購ひ、勇悍の士を收めて、而して猖(三)狂の言を開き、高爵重賞を愛まずして、以て兵を强うするの術を求めき。此の時に當つて、天下囂然として自ら以て兵を知ると爲さざるは莫かりき。來る者日に多くして、其言益〻以て據無く(四)、事に臨むに至つて、終に用ふべからず。事を執るの臣も、亦遂に之を厭うて其益無きを知りぬ。故に兵休ふの日、擧げて從つて之を廢せり。今の論者以爲らく、武擧方略の類は、適〻以て僥倖の門を開くに足りて、而も天下の實才は、終に以て求め得べからずと。此の二つの者は皆過てり。夫れ既に已に天下の虛名を用ひて、之に較ぶるに實を以てせず。其弊に至るや、又擧げて其名を廢し、天下の士をして復兵術を以て進まざらしむるは、亦已に過てり。

(一) 寇せし時 (二) 寇を防ぐ策略を求む (三) 淺慮妄言 (四) 根據なき議論

紛然奔走。從三事於二其間一。而要レ之以二其終一。不レ肯者無三以欺二其上一。此無レ他。先レ名而後レ實也。不レ先二其名一而唯實之求。則來者寡。來者寡。則不レ可二以有一レ所レ擇。以二一日之急一。而用二不レ擇之人一。則是不レ先レ名之過也。天子之所レ嚮。天下之所レ奔也。今夫孫吳之書。其讀レ之者未二必能戰一也。多言之士。喜論レ兵者未二必能用一也。進レ之以二武舉一。試レ之以二騎射一。天下奇才未二必至一也。然將三以求二天下之實一。則非二此三者一。不レ可二以致一。以爲レ未二必然一而棄レ之。則是其必然者。恐不レ可二得而見一也。

せざるの過なり。天子の嚮ふ所(四)は、天下の奔る所なり。今夫れ孫吳の書、其之を讀む者、未だ必ずしも能く戰はざるなり。多言の士、喜んで兵を論ずる者(五)、未だ必ずしも能く用ひざるなり。之を進むるに武舉(六)を以てし、之を試むるに騎射を以てすとも、天下の奇才は、未だ必ずしも至らざらん。然れども將に以て天下の實を求めんとせば、則ち此三者(七)に非ずんば、以て致すべからず。以て未だ必ずしも然らずと爲して之を棄てば、則ち是れ其必ず然る者(八)、恐らくは得て見るべからざらん。

(一) 虛名を以て天下の實材を致す (二) 實を試みて名と比較し、然る後材ある者を採用す (三) 一旦の急にさしかかりて擇ばざる人を使用す (四) 意の向ふ所 (五) 周末の孫武と吳起と、共に兵書を著す (六) 武藝の試驗 (七) 兵書を讀む者と議論家と武藝者と (八) 眞に將帥の略有る者

能レ無レ憂。而大臣恬然。未レ有二拒絕之議一。非レ不レ欲レ絕也。而未レ有二以待一レ之。則是朝廷無レ所レ恃也。沿邊之民。西顧而戰慄。牧馬之士。不二敢彎レ弓而北嚮一。吏士未レ戰而先期レ於レ敗。則是民輕二其上一也。外レ之蠻夷無レ所レ畏。內レ之朝廷無レ所レ恃。而民又自輕二其上一。此猶足二以爲レ有レ人乎。

有りと爲すに足らんや。

(一)西夏、契丹　(二)國語の越語に見ゆ　(三)安然たる貌　(四)對應の準備　(五)邊境の人民　(六)人材有りと云ふべけんや

天下未三嘗無レ材。患下所二以求一レ材之道不上レ至。古之聖人。以二無レ益之名一。而致二天下之實一。以二可レ見之實一。而較二天下之虛名一。二者相二爲用一而不レ可レ廢。是故其始也。天下莫レ不四

天下未だ嘗て材無くんばあらず、材を求むる所以の道至らざるを患ふ。古の聖人、(一)益無きの名を以て、天下の實を致し、見るべきの實を以て、天下の虛名を(二)較す。二者用を相爲して廢すべからず。是の故に其始や、天下紛然として奔走し、其間に從事せざるは莫くして、之を要するに其終を以てす。不肖の者は以て其上を欺く無し。此れ他無し、名を先にして實を後にすればなり。其名を先にせずして、唯實を之れ求めなば、則ち來る者寡からん。來る者寡くば、則ち以て擇ぶ所有るべからず。(三)一日の急を以てして、擇ばざるの人を用ふるは、則ち是れ名を先に

山澤之有猛獸、江河之有蛟龍、伏乎其中、而威乎其外、悚然有所不可狎者、至於鼃蚖之所蟠、豚之所伏、雖千仞之山、百尋之溪、而人易之。何則其見於外者、不可欺也。

天下之大、不可謂無人。朝廷之尊、百官之富、不可謂無才。然以區區之二虜、擧數州之衆、以臨中國、抗天子之威、犯天下之怒、而其氣未嘗少衰、其詞未嘗少挫、則是其心無所畏也。主憂則臣辱、主辱則臣死。今朝廷之士、不

天下の大なる、人無しと謂ふべからず。朝廷の尊、百官の富、才無しと謂ふべからず。然れども區區の二虜を以て、數州の衆を擧げ、以て中國に臨んで、天子の威に抗し、天下の怒を犯して、而して其氣未だ嘗て少しも衰へず、其詞未だ嘗て少しも挫けざるは、則ち是れ其心畏るゝ所無ければなり。主憂ふれば則ち臣辱しめられ、主辱めらるれば則ち臣死す。今朝廷の士、憂無きこと能はず、而も大臣恬然として未だ拒絕の議有らず。絕たんと欲せざるに非ず、而も未だ以て之を待つとは有らず。則ち是れ朝廷恃む所無きなり。沿邊の民、西顧して戰慄し、牧馬の士、敢て弓を彎いて北に嚮はず、吏士未だ戰はずして先づ敗を期するは、則ち是れ民其上を輕んずるなり。之を外にしては畏るゝ所無く、之を内にしては朝廷恃む所無くして、而して民も又自ら其上を輕んず。此れ猶ほ以て人

教之民一而驅レ之戰上。夫無レ故而動レ民。雖レ有二小怨一。然孰二與夫一旦之危一哉。今天下屯聚之兵。驕豪而多怨。陵二壓百姓一而邀二其上一者。何故。此其心以爲。天下之知レ戰者。惟我而已。如使二平民皆習一於レ兵。彼知レ有レ所レ敵。則固已破二其姦謀一。而折二其驕氣一。利害之際。豈不二亦甚明一與。

夫今之所レ患二兵弱而不上レ振者。豈士卒寡少而不レ足レ使歟。器械鈍弊而不レ足レ用歟。抑爲三城郭不二レ足レ守歟。廩食不レ足レ給歟。此數者皆非也。然所三以弱而不二レ振。則是無二材用一也。夫國之有レ材。譬如下

材用を蓄ふ

夫れ今の兵弱くして振はざるを患ふる所の者は、豈士卒寡少にして使ふに足らざるか、器械鈍弊(一)して用ふるに足らざるか、抑〻城郭の守るに足らざる爲か、廩食(二)の給するに足らざるか。此數者皆非なり。然れども弱くして振はざる所以は、則ち是れ材用無ければなり。夫れ國の材有るは、譬へば山澤の猛獸あり、江河の蛟龍有るが如く、其中に伏すれば、其外に威あり。(三)悚然として狎るべからざる所の者有り。鰍蚖(四)の蟠る所、牂豚(五)の伏す所に至りては、千仭の山、百尋の溪と雖も、而も人之を易どる。何となれば則ち其外に見はるゝ者、欺くべからざればなり。

(一)鈍り敗る　(二)米倉の扶持米　(三)中に匿るれば外に何となく威有り　(四)泥鰌蜥蜴　(五)牝羊と豚と

人之在官者。教以行陣之節、役民之司盜者、授以擊刺之術。每歲終、則聚於郡府、如古都試之法、有勝負、有賞罰、而行之既久、則又以軍法從事。然議者必以爲、無故而動民、又悸以軍法、則民將不安。而臣以爲此所以安民也。天下果未能去兵、則其一旦將以不

終毎に、則ち郡府に聚り、古都試(五)の法の如く、勝負有り、賞罰有りて、之を行ふこと既に久しくば、則ち又軍法を以て事に從はしめん(六)と欲す。然るに議者必ず以爲らく、故無くして民を動し、又悸すに軍法を以てせば、則ち民將に安んぜざらんとすと。而も臣以爲らく、此れ民を安んずる所以なり。天下果して未だ兵を去る能はずんば、則ち其一旦將に教へざるの民を以て之を驅つて戰はしめんとす。夫れ故無くして民を動すは、小怨有りと雖も、然れども夫の一旦の危に孰與ぞや。今天下屯聚の兵、驕豪(七)にして多怨、百姓を陵壓(八)して、而して其上に邀むる(九)者は何の故ぞ。此れ其心に以爲らく、天下の戰を知る者は、惟我のみと。如し平民をして皆兵に習はしめ、彼をして敵する所有るを知らしめば、(一〇)則ち固より已に其姦謀を破つて、其驕氣を折かん。利害の際、(一一)豈亦甚だ明かならずや。

(一) 尙も亦尊なり (二) 陣立の節度 (三) 郷民の夫役に服して盜を司る者 (四) 擊劍槍法 (五) 往昔行ひし武藝考試の法 (六) 軍法によりて處理す (七) 驕り威張る (八) しのぎ壓制す (九) 強要し請求す (一〇) 屯聚の兵を指す (一一) 利害の存する際

養レ之太過一與。且夫天下固有二意外之患一也。愚者見二四方之無一レ事。則以爲變故無二自而有一。此亦不レ然矣。今國家所三以奉二西北二邊一者。歲以二百萬一計。奉レ之者有レ限。而求レ之者無レ厭。此其勢必至二於戰一。戰者必然之勢也。不レ先二於我一。則先二於彼一。不レ出二於西一。則出二於北一。所レ不レ可レ知者。有二遲速遠近一。而要以不レ能レ免也。天下苟不レ免二於用一レ兵。而用レ之不レ以レ漸。使下民於二安樂無事之中一。一旦出レ身而蹈中死地上。則其爲レ患必有レ所レ不レ測。故曰。天下之民。知レ安而不レ知レ危。能レ逸而不レ能レ勞。此臣所レ謂大患也。

べからざる所の者は、遲速遠近有るも、而も要は以て免るゝ能はざらん。(五)天下苟も兵を用ふるに免れずして、之を用ふるに漸を以てせず、(六)民をして安樂無事の中に於て、一旦身を出して死地を蹈ましめば、則ち其患たる、必ず測られざる所有らん。故に曰く、天下の民、安を知つて危を知らず、逸を能くして勞を能くせざるは、此れ臣が所謂大患なりと。

(一) 家門 (二) 恐れふるふ (三) 增長せしむべからず (四) 西夏と契丹とに贈る歲幣 (五) 戰を免るゝ能はず (六) 平素より漸次之に用ひ慣れしむる事をせずして

臣欲下使二士大夫一尊二尙武勇一。講二習兵法一。庶

臣士大夫をして武勇を尊尚し、(二)兵法を講習し、庶人の官に在る者は、敎ふるに(一)行陣の節を以てし、(三)役民の盜を司る者は、授くるに(四)擊刺の術を以てせしめ、歲

鑠。而狎二風雨一。是故寒暑不レ能レ爲二之毒一。今王公貴人。處二於重屋之下一。出則乘レ輿。風則襲レ裘。雨則御レ蓋。凡所三以慮レ患之具。莫レ不二備至一。畏レ之太甚。而養レ之太過。小不レ如レ意。則寒暑入レ之矣。是故善養レ身者。使三之能逸而能勞一。步趨動作。使下其四體狃中於寒暑之變上。然後可二以剛健强力一。涉レ險而不レ傷。夫民亦然。

今者治平之日久。天下之人。驕惰脆弱。如二婦人孺子不レ出二於閨門一。論二戰鬪之事一。則縮レ頸而股慄。聞二盜賊之名一。則掩レ耳而不レ願レ聽。而士大夫亦未三嘗言二兵。以爲二生レ事擾レ民漸不レ可レ長。此不二亦畏レ之太甚。而

今は治平の日久し。天下の人、驕惰脆弱、婦人孺子の閨門より出でざるが如く、戰鬪の事を論ずれば、則ち頸を縮めて股慄し、盜賊の名を聞いては、則ち耳を掩うて聽くことを願はず。而して士大夫も、亦未だ嘗て兵を言はず、以爲らく事を生じ民を擾す、漸く長ずべからずと。此れ亦之を畏るゝ太甚しくして之を養ふこと太過ならずや。且つ夫れ天下固より意外の患有り。愚者四方の事無きを見れば、則ち以爲らく、變故自らにして有ること無しと。此れ亦然らず。今國家の西北二虜に奉ずる所以の者、歲々百萬を以て計る。之に奉ずる者は限有りて、之を求むる者は厭くこと無し。此れ其勢必ず戰に至らん。戰は必然の勢なり、我より先んぜざれば、則ち彼より先んじ、西に出でざれば、則ち北に出でん。知る

蓋嘗試論レ之。天下之勢。譬如二一身一。王公貴人。所三以養二其身一者。豈不レ至哉。而其平居常苦レ於レ多レ疾。至レ於二農夫小民一。終歳勤苦而未二嘗告レ病。此其故何也。夫風雨霜露寒暑之變。此疾之所二由生一也。農夫小民。盛夏力作。而窮冬暴露。其筋骸之所二衝犯一。肌膚之所二浸漬一。輕二霜

蓋し嘗試に之を論ぜんに、天下の勢は、譬へば一身の如し。王公貴人、其身を養ふ所以の者は、豈至らざらんや。(一)而して其平居は常に疾多きに苦しむ。農夫小民に至つては、終歳勤苦して未だ嘗て病を告げず、此れ其故は何ぞや。夫れ風雨霜露寒暑の變は、此れ疾の出つて生ずる所なり。農夫小民、盛夏力作し、窮冬暴露し、其筋骸の衝犯(二)する所、肌膚の浸漬(三)する所、霜露を輕んじて風雨に狎る。是の故に寒暑も之が毒を爲す能はざるなり。今王公貴人は、重屋(四)の下に處り、出づれば則ち輿に乘じ、風(五)すれば則ち裘を襲ね、雨ふれば則ち蓋(六)を御す。凡そ患を慮る所以の具、備り至らざるは莫し。之を畏るゝ太甚しく、之を養ふ太過なり(七)。小しく意の如くならざれば、則ち寒暑之に入る。是の故に善く身を養ふ者は、之をして能く逸して能く勞せしめ、歩趨動作(八)、其四體をして寒暑の變に狃れしめて、然る後に以て剛健強力(九)、險を涉つて傷せざるべし。夫れ民も亦然り。

(一) 至り盡さざる所無し (二) 衝き犯す (三) 浸ししみ込む (四) 高大嚴重の建物 (五) 風吹けば裘を重ぬ (六) 傘を用ふ (七) 格別なる義 (八) 歩き走り身を動かす (九) 強に同じ

敢忘戰。秋冬之隙。致民田獵以講武。教之以進退坐作之方。使其耳目習於鐘鼓旌旗之間而不亂。使其心志安於斬刈殺伐之際而不懾。是以雖有盜賊之變。而民不至於驚潰。及至後世。用迂儒之議。以去兵爲王者之盛節。天下既定。則卷甲而藏之。數十年之後。甲兵頓弊。而人民日以安於佚樂。卒有盜賊之警。則相與恐懼訛言。不戰而走。開元天寶之際。天下豈不大治。惟其民安於太平之樂。豢於游戲酒食之間。其剛心勇氣。消耗鈍眊。痿蹶而不復振。是以區區之祿山。一出而乘之。四方之民。獸奔鳥竄。乞爲囚虜之不暇。天下分裂。而唐室固以微矣。

と爲し、天下既に定れば、則ち甲を卷いて之を藏む。數十年の後、甲兵頓弊して、而して人民は日に以て佚樂に安んず。卒に盜賊の警有れば、則ち相與に恐懼訛言し、戰はずして走る。開元・天寶の際、天下豈大いに治まらざらんや。惟其民太平の樂に安んじ、游戲酒食の間に豢はれて、其剛心勇氣、消耗鈍眊、痿蹶して復振はず。是を以て區區の祿山、一たび出でて之に乘じ、四方の民、獸奔鳥竄、囚虜たらんことを乞ふに之れ暇あらず。天下分裂して、唐室因つて以て微なりき。

(一)安逸遊惰　(二)佚樂に同じ　(三)警報　(四)まはり遠く世事に疎き學者　(五)結構なる事蹟　(六)武器も破れ
(七)逸樂　(八)唐玄宗の年號なり、玄宗初め勵精治を圖る　(九)にぶり昏む　(一〇)腰拔や足なへの如くなりて
(一一)安祿山天下を奪はんとす　(一二)獸の如く走り鳥の如く逃げかくる

可レ取之利。當レ有レ所レ不レ取。以敎二民信一。而示二之義一。若曰二國用不レ足。而未レ可二以行一。則臣恐二其失之多レ於レ得也。

戰守を敎ふ

夫當今生民之患。果安在哉。在レ於二知レ安而不一レ知レ危。能逸而不レ能レ勞。此其患不レ見二於今一。而將レ見二於他日一。今不レ爲二之計一。其後將レ有二所レ不レ可レ救者一。昔者先王。知二兵之不一レ可レ去也。是故天下雖レ平。不二

夫れ當今生民の患、果して安くにか在る。安を知つて危を知らず、逸(一)を能くして勞を能くせざるに在り。此れ其患今に見はれずして、而して將に他日に見れんとす。今之れが計を爲さずんば、其後將に救ふべからざる所の者有らんとす。昔は先王、兵の去るべからざるを知る。是の故に天下平なりと雖も、敢て戰を忘れず。秋冬の隙、民に田獵(二)を致して以て武を講じ、之に敎ふるに進退坐作の方を以てし、其耳目をして鐘鼓旌旗の間(三)に習つて亂れざらしめ、其心志をして斬刈殺伐の際に安んじて懾れざらしむ。是を以て盜賊の變有りと雖も、而も民驚潰するに至らず。後世に至るに及んで、迂儒(四)の議を用ひ、兵を去るを以て王者の盛節(五)

倦其取レ利也。稅。古之聖人不レ得レ已而取。則時有レ所レ置。以明二其不一レ貪。何者小民不レ知二其說一而惟貪之知。今雖鳴而起。百工雜作。匹夫入レ市。操二挾尺寸一。吏且隨而稅レ之。扼レ吭拊レ背。以收二絲毫之利一。古之設レ官者。求二以裕一レ民。今之設レ官者。求二以勝一レ民。賦斂有二常限一而以レ先レ期爲レ賢。出納有二常數一而以二羨息一爲レ能。天地之間。苟可二以取一者。莫レ不レ有レ禁。求レ利太廣。而用レ法太密。故民日趨二於貪一。臣愚以爲。雖レ行之言。當レ有レ所二必行一。而

寸を操挾すれば、吏且つ隨つて之に稅し、吭を扼し背を拊つて、以て絲毫の利を收む。古の官を設くる者は、以て民を裕にせんことを求め、今の官を設くる者は、以て民に勝たんことを求む。賦斂に常限有り、而も期に先つを以て賢と爲し、出納に常數有り、而も羨息を以て能と爲す。天地の間、苟も以て取るべき者は、禁有らざる莫し。利を求むる太だ廣くして、法を用ふる太だ密なり。故に民日に貪に趨くなり。臣愚以爲らく、行ひ難きの言も、當に必ず行ふ所有るべく、取るべきの利も、當に取らざる所有るべし。以て民に信を教へて、而して之に義を示さん。若し國用足らずして未だ以て行ふべからずと曰はば、則ち臣其失の得より多からんことを恐る。

㊀天才　㊁瑣少の謂なり　㊂ゆたか　㊃捨てて取らざる所　㊄些細の物品を持つ　㊅小役人　㊆喉を捕へ背を打つ　㊇租稅に一定の期限有り　㊈餘り有るなり　㊉禁制の訳有り

以無レ變者幸也。欲二民之知一レ信。則莫レ若三務實二其言一。欲二民之知一レ義。則莫レ若三務去二其貪一。往者河西用レ兵、而家人子弟、皆籍以爲レ軍。其始也、官告以下權時之宜、非二久役者一。如レ是當レ復二爾業一。少焉皆刺二其額一。無三一人得二免。自二寶元一以來。諸道以二兵興一爲レ辭。而增レ賦者。至レ今皆不レ爲二除去一。夫如レ是。將三何以止二民之欺詐一哉。

宜のみ、久役の者に非ず、是の如くすれば當に爾が業を復すべしといふを以てす。少焉にして皆其額に刺し、一人の免を得るもの無し。寶元より以來、諸道兵興るを以て辭と爲し、而して賦を增しし者、今に至るも皆除去を爲さず。夫れ是の如くにして、將に何を以て民の欺詐を止めんとするぞ。

㈠寶行　㈡上の人の貪慾の心を去る　㈢調査して簿に記す　㈣單に一時の假の處置なり　㈤本業に復せしむ　㈥額に入墨して眞の兵士と爲す　㈦仁宗の年號　㈧租納

夫所レ貴レ乎二縣官之尊一者。爲下其恃レ於二四海之富一。而不上レ爭二於錐刀之末一也。其與レ民也

夫れ縣官の尊を貴ぶ所の者は、其四海の富を恃んで、錐刀の末を爭はざるが爲なり。其民に與ふるや優、其利を取るや緩。古の聖人、已むを得ずして取る、則ち時に置く所有つて以て其貪らざるを明にす。何となれば、小民其說を知らずして、惟貪を之れ知ればなり。今雞鳴いて起き、百工雜作し、匹夫市に入り、尺

然後文レ之以二禮樂一。教レ之以二學校一。觀レ之以二射饗一而謹レ之以二冠婚喪祭一。民是以目擊而心諭。安行而自得也。及レ至二秦漢之世一。專用二法吏一。以督二責其民一。至レ於今千有餘年。而民日以貪冒。嗜レ利而無レ恥。儒者乃始以二三代之禮所レ謂名者一而繩レ之。彼其見二登降揖讓。盤辟俯僂之容一。則掩レ口而竊笑。聞二鐘鼓管磬。希夷嘽緩之音一。則驚顧而不レ樂。如レ此而欲レ望二其遷レ善遠下罪。不二已難一乎。臣愚以爲。宜三先二其實一而後二其名一。擇下其近レ於二人情一者上而先レ之。

り起つ貌 (七) 安々と自得實行す (八) 貪りて利慾にのみ耽る (九) 阼階の登降と揖讓の儀式 (一〇) あとしざりなり、盤旋退辟の略 (一一) うつむき屈む (一二) 樂器の名 (一三) 樂聲の細微なるを希夷とし緩慢なるを嘽緩とす

今夫民不レ知レ信。則不レ可二與久居一於レ安。民不レ知レ義。則不レ可下與同處上於レ危。平居則欺二其吏一而有レ急則叛二其君一。此教化之實不レ至。天下之所二

今夫れ民信を知らざれば、則ち與に久しく安に居るべからず。民義を知らざれば、則ち與に同じく危に處るべからず。平居には則ち其吏を欺いて、而して急有れば則ち其君に叛く。此れ教化の實至らざるなり。天下の變無き所以の者は幸なり。民の信を知らんを欲せば、則ち務めて其言を實にするに若くは莫し。民の義を知らんを欲せば、則ち務めて其食を去るに若くは莫し。往には河西兵を用ひしとき、家人子弟、皆籍して以て軍と爲しぬ。其始めや、官告ぐるに、權時の

名不レ行。有レ實而無レ名。則其實不レ長。凡今儒者之所レ論。皆其名也。昔武王既克レ商。散レ財發レ粟。使三天下知二其不一レ貪。禮二下賢俊一。使三天下知二其不一レ驕。封二先聖之後一。使三天下知二其仁一。誅二飛廉惡來一。使三天下知二其義一。如レ此則其教二化天下一之實。固已立矣。天下聳然皆有二忠信廉恥之心一。

知らしめ、飛廉(四)・惡來を誅して、天下をして其義を知らしめき。此の如くなれば、則ち其天下を教化するの實、固より已に立てり(五)。天下聳然(六)として皆忠信廉恥の心あり。然る後に之を文るに禮樂を以てし、之に教ふるに學校を以てし、之に觀すに射饗を以てして、之を謹むに冠婚喪祭を以てす。民是を以て目撃して心諭し、安行(七)して自得す。秦漢の世に至るに及んでは、專ら法吏を用ひて、以て其民を督責し、今に至るまで千有餘年。民日々に以て貪冒(八)、利を嗜んで恥づる無し。儒者乃ち始めて、三代の禮所謂名てふ者を以て之を繩すに、彼其登降揖讓(九)、盤辟(一〇)、俯僂(一一)の容を見ては、則ち口を掩うて竊笑し、鐘鼓管磬(一二)、希夷嘽緩(一三)の音を聞いては、則ち驚き顧みて樂まず。此の如くにして其善に遷り罪に遠ざかるを望まんと欲すとも、已だ難からずや。臣愚以爲らく、宜しく其實を先にして其名を後にし、其人情に近き者を擇んで之を先にすべしと。

㈠ 運用の術無し ㈡ 殷 ㈢ 夏の後殷の後を封じたる類 ㈣ 父子共に紂の臣なり ㈤ 成立 ㈥ 一時に興

至秦漢之世。其民見利而忘義。見危而不能授命。法禁之所不及。則巧僞變詐。無所不爲。疾視其長上而幸其災。因之以水旱。加之以盜賊。則天下蕩然無復天子之民矣。世之儒者皆有言曰。三代之時。其所以教民之具。甚詳且密也。學校之制。射饗之節。冠婚喪祭之禮。粲然莫不有法。及至後世。教化之道衰。而盡廢其具。是以若此無恥也。然世之儒者。蓋亦嘗試以此等。教天下之民矣。而卒以無效。使民好文而益偸。飾詐而相高。則有之矣。此亦儒者之過也。

(一)堅く固し　(二)危險の場合に生命を棄つ　(三)官位榮職の實あるに非ず　(四)不義不仁を爲すことを心より恥づ　(五)目上の人を嫉み視て災變あるを冀ふ　(六)重ね加ふ　(七)射禮饗禮　(八)鬪ひ諍く貌　(九)廉恥の心なく恥辱を恥辱と思はざるなり　(十)人心の薄きなり

臣愚以爲。若此者。皆好古而無術。知有教化。而不知名實之所存者也。實者所以信其名。而名者所以求其實也。有名而無實。則其

臣愚以爲らく、此の若き者は、皆古を好んで術無く、(一)教化有るを知つて、而して名實の存する所を知らざる者なり。實は其名を信にする所以にして、名は其實を求むる所以なり。名有つて實無ければ、則ち其名行はれず、實有つて名無ければ、則ち其實長からず。凡そ今の儒者の論ずる所は、皆其名なり。昔は武王既に(二)商に克ち、財を散じ粟を發し、天下をして其貪らざるを知らしめ、賢俊に禮下して、天下をして其驕らざるを知らしめ、(三)先聖の後を封じて、天下をして其仁を

危而授レ命。見レ利而不レ忘レ義。此非丁必有丙爵賞勸二乎其前一。而刑罰驅乙乎其後甲也。其心安レ於レ爲レ善。而忸三怩於二不義一。是故有レ所レ不レ爲。夫民知二其所乙不レ爲。則天下不レ可二以敵一。甲兵不レ可二以威一。利祿不レ可二以誘一。可レ殺可レ辱。可レ饑可レ寒。而不レ可二與叛一。此三代之所二以享レ國長久而不乙拔也。及レ

らず、甲兵も以て威すべからず、利祿も以て誘ふべからず、殺すべく辱しむべく、饑すべく寒えしむべくして、而も與に叛くべからず。此れ三代の國を享くる長久にして拔けざりし所以なり。秦漢の世に至るに及んでは、其民利を見て義を忘れ、危を視て命を授くる能はず。法禁の及ばざる所は、則ち巧僞變詐、爲さざる所無く、其長(五)上を疾視して其災を幸し、之に因るに水旱を以てし、之に加ふるに盜賊を以てす。則ち天下蕩然として復天子の民(六)無し。世の儒者嘗て言へる有り、曰く、三代の時、其民を敎ふる所以の具、甚だ詳にして且つ密なりき。學校の制、射(七)饗の節、冠婚喪祭の禮、(八)粲然として法有らざるは莫し。後世に至るに及んで、敎化の道衰へて、盡く其具を廢す。是を以て此の若く恥(九)無しと。然れども世の儒者、蓋し亦嘗試に此等を以て、天下の民を敎へ、而して卒に以て效無し。民をして文を好んで益〻媮く(一〇)、詐を飾つて相高からしむるは則ち之れ有り。此れ亦儒者の過なり。

二者、苟不レ可二以遂棄一則宜有二以少假一レ之也。入レ貲而仕者。皆得レ補二郡縣之吏一彼知二其終不一レ得レ遷。亦將下逞二其一時之欲一無上レ所レ不レ至。夫此誠不レ可二以遷一也。則是用レ之之過而已。臣故曰。絶レ之則不レ用。用レ之則不レ絶。此三者之謂也。

べからずば、則ち是れ之を用ふるの過のみ。臣故に曰く、之を絶てば則ち用ひず、之を用ふれば則ち絶たずと。此の三者の謂なり。

(一) 罪うたれて刑戮の辱を受く　(二) この役を去る能はずとせばの義　(三) 立身の餘地を寛假す　(四) 財貨を官に納れて仕官する者

夫聖人之於二天下一。所三恃以爲二牢固不拔一者。在レ乎下天下之民。可二與爲一レ善。而不中可二與爲上レ惡也。昔者三代之民。見レ

教化を敦うす

夫れ聖人の天下に於けるや、恃んで以て(一)牢固不拔と爲す所の者は、天下の民、與に善を爲すべくして、與に惡を爲すべからざるに在り。昔は三代の民、(二)危を見て命を授け、利を見て義を忘れず。此れ必ずしも(三)爵賞の其前に勸め、而して刑罰の其後に驅る有るに非ざるなり。其心善を爲すに安んじて、(四)不義に忸怩たり。是の故に爲さざる所有り。夫れ民其爲さざる所を知れば、則ち天下も以て敵すべか

過而不可復用。則其他犯法。皆可使竭力為善以自贖。而今世之法。一陥於罪戻。則終身不遷。使之不自聊頼。而疾視其民。肆意妄行。而無所顧惜。此其初未必小人也。不幸而陥於其中。途窮而無所入。則遂以自棄。府史賤吏為國者。知其不可闕也。是故歳久。則補以外官。以其所従来之卑也。而限其所至。則其中雖有出羣之才。終亦不得齒於士大夫之列。

終に亦士大夫の列に齒するを得ず。

(一)殿試の時天子親から策問を發するなり (二)優等及第 (三)事務取扱ひの能と不能と (四)之を委棄す (五)官を遷さず (六)安んじ倚頼す (七)地方官 (八)進程の限度有り

夫人出身而仕者。將以求貴也。貴不可得而至矣。則將惟富之求。此其勢然也。如是則雖至於鞭笞戮辱。而不足以禁其貪。故夫此

夫れ人出身して仕ふる者は、將に以て貴を求めんとす。貴得て至るべからざれば、則ち將に惟富を之れ求めんとす。此れ其勢然りとす。是の如くんば則ち鞭笞戮辱に至ると雖も、而も以て其貪を禁ずるに足らず。故に夫れ此の二者は、苟も以て遂に棄つべからざれば、則ち宜しく以て少しく之を假す有るべきなり。貴を入れて仕ふる者は、皆郡縣の吏に補するを得。彼其れ終に遷を得ざるを知れば、亦將に其一時の欲を逞しうして、至らざる所無からんとす。夫れ此れ誠に以て遷す

以二必得一。而絶レ之以二必不可得一。此其意以爲。進レ賢而退二不肖一。然天下之弊。莫レ甚レ於レ此。今夫制策之及等。進士之高第。皆以二一日之間一。而決二取終身之富貴一。此雖二一時之文詞一。而未レ知二其臨レ事之能否一。則其用レ之不二已太過一乎。天下有二用レ人而絶レ之者一。三。州縣之吏。苟非下有二大

得を以てす。此れ其意に以爲らく、賢を進めて不肖を退くと。然れども天下の弊は此より甚しきは莫し。今夫れ制策の及等、進士の(二)高第は、皆一日の間を以てして、終身の富貴を決取す。此れ一時の文詞なりと雖も、而も未だ其事に臨むの(三)能否を知らず、則ち其之を用ふる已太だ過ならずや。天下人を用ひて之を絶つ者(四)三有り。州縣の吏、苟に大過有つて復用ふべからざるに非ずば、則ち其他の法を犯せるも、皆力を竭して善を爲して以て自ら贖はしむべし。而るに今世の法は、一たび罪戻に陷れば、則ち終身(五)遷らず。之をして自ら(六)聊頼せずして、其民を疾視し、意を肆にし妄行して、顧惜する所無からしむ。此れ其初め、未だ必ずしも小人ならざるなり、不幸にして其中に陷り、途窮つて入る所無ければ、則ち遂に以て自ら棄つ。府史は賤吏なるも國を爲むる者なり、其闕くべからざるを知る。是の故に歲久しければ、則ち補するに(七)外官を以てす。其從つて來る所の卑を以てして、而して其至る所を限れば、則ち其中(八)豪を出づるの才有りと雖も、

於賈豎賤人。甚者至於盜賊。往往而是。而儒生貴族。世之所望爲君子者。或至於放肆不軌。小民之所不若。聖人知其然。是故不逆定於其始進之時。而徐觀其所試之效。使天下無必得之由。亦無必不可得之道。天下知其不可以必得也。然後勉強於功名。而不敢僥倖。知其不至於必不可得。然後有以自慰其心。久而不懈。嗟夫聖人之所以鼓舞天下之人。日化而不自知者也。此其爲術歟。

至る、往往にして是れあり。而して儒生貴族、世の望んで君子と爲す所の者は、或は放肆不軌、(四)小民の若かざる所に至るあり。聖人其然るを知る、是の故に逆じめ其始進の時に定めずして、徐に其試みる所の效を觀、天下をして必得の由無く、亦必不可得の道無からしむ。天下其の以て必得すべからざるを知る。然る後に功名に勉強して敢て僥倖せず。其必不可得に至らざるを知る、然る後に以て自ら其心を慰むる有り、久しうして懈らず。嗟夫聖人の天下の人を鼓舞して、日に化して(五)自ら知らざらしむる所以の者は、此れ其れ術爲るか。

(一)身分皆一定せるにあらず　(二)商人や賤者や　(三)禮記に管仲が二盜を擧げて公臣とせし事見ゆ　(四)我儘にして法度に循はざるなり　(五)善に遷り進む

後之爲政者則不然。與人

後の政を爲す者は則ち然らず、人に與ふるに必得を以てして、之を絕つに必不可

也。聖人既已絶之。則屏之遠方。終身不齒。此非獨不仁也。以爲既已絶之。彼將一旦肆其忿毒。以殘害吾民。是故絶之則不用。用之則不絶。既已絶之。又復用之。則是驅之於不善。而又假之以其具也。無所望而爲善。無所愛惜而不爲惡者。天下一人而已矣。以無所望之人。而責其爲善。以無所愛惜之人。而求其不爲惡。又付之以人民。則天下知其不可也。世之賢者。何嘗之有。或出

則ち之を遠方に屏けて、終身齒せざるは、此れ獨不仁なるに非ず。以爲らく既に已に之を絶つ、彼れ將に一旦其忿毒を肆にして、以て吾民を殘害せんとすと。是の故に之を絶てば則ち用ひず、之を用ふれば則ち絶たず。既に已に之を絶ちて、又復之を用ふるは、則ち是れ之を不善に驅つて、而して又之に假すに其具を以てするなり。望む所無くして善を爲し、愛惜する所無くして惡を爲さざる者は、天下一人のみ。望む所無きの人を以てして、而して其善を爲すを責め、愛惜する所無きの人を以てして、而して其惡を爲さざるを求め、又之れに付するに人民を以てすれば、則ち天下其不可を知らん。

(一) 性質甚惡忍ぶべからざる者有り (二) 普通の交際をなさしめず (三) 不善を爲すの具 (四) 名譽身命を愛惜す

世の賢者、何の嘗か之れ有らん。或は賈豎賤人に出で、甚しき者は盜賊よりするに

昔者先王之爲二天下一。必使下天下欣欣然常有二無レ窮之心一。力行不レ倦而無中自棄之意上。夫惟自棄之人。則其爲レ惡也。甚毒而不レ可レ解。是以聖人畏レ之。設二爲高位重祿一以待二能者一、使三天下皆得二踴躍自奮。板援而來一。惟其才之不レ逮。力之不レ足。是以終不レ能レ至二於其間一。而非下聖人塞二其門一。絕中其塗上也。夫然。故一介之賤吏。閭閻之匹夫。莫レ不レ奔二走於善一。至二於老死一而不レ知二休息一。此聖人以レ術驅レ之也。

昔は先王の天下を爲むる、必ず天下をして欣欣然として、常に(一)窮り無きの心有りて、力行倦まずして自ら棄つるの意無からしむ。夫れ惟自ら棄つるの人は、則ち其惡を爲すや、甚だ毒ありて解くべからず。是を以て聖人之を畏れ、高位重祿を設爲して以て能者を待ち、天下をして皆踴躍して自ら奮ひ、(二)板援して來るを得しむ。惟其才の逮ばざる、力の足らざる、是を以て終に其間(三)に至る能はず。而も聖人其門を塞ぎ、其塗を絕つに非ざるなり。夫れ然り、故に一介の賤吏、(四)閭閻の匹夫も、善に奔走せざるは莫く、老死に至るまで、休息することを知らず。此れ聖人術を以て之を驅るなり。

(一) 前途無窮の希望 (二) 相援き倚頼す (三) 位置程度 (四) 町中の賤民

天下苟有二甚惡而不レ可レ忍

天下苟も甚だ惡しくして忍ぶべからざるもの有り。聖人既に已に之を絕てば、

是不任轉運使也。故曰省事莫如任人。古之聖王。愛日以求治。猶色而視朝。苟少安焉。而至於日出。則終日爲之不給。以少而言之。一日而聽一事。一月則可知也。一歲則事之積者。不可勝數矣。欲事之無壅。則必勞於始而逸於終。晨興而晏罷。天子未退。則宰相不敢歸安於私第。宰相日昃而不退。則百官莫不震悚盡力於王事。而不敢宴游。如此則纖悉隱微。莫不舉矣。天子求治之勤。過於先王。而議者不稱王季之晏朝。而稱舜之無爲。不論文王之日昃。而論始皇之量書。此何以率天下之怠耶。臣故曰。厲精莫如自上率之。則壅蔽決矣。

ば、則ち纖悉隱微も、擧らざる莫けん。天子治を求むるの勤、先王に過ぎて、而も議者、王季の晏朝を稱せずして、(一一)舜の無爲を稱し、(一二)文王の日昃を論ぜずして、(一三)始皇の書を量るを論ぜば、(一四)此れ何を以てか天下の怠を率ゐんや。臣故に曰く、精を厲すは上より之を率ゐるに如くは莫し。則ち壅蔽決せんと。

(一) 鹽鐵・戸部・度支司 (二) 總括 (三) 主稅官 (四) 下司の功課を發するなり (五) 計數の過不足を勘定す (六) 日子を惜む。(七) 早朝物色の分るゝ頃 (八) 足らぬ程なり (九) 早く出朝し遲く退朝す (一〇) 日西に傾くもなほ退朝せず (一一) 書經武成に見ゆ (一二) 論語に出づ (一三) 書經無逸篇に見ゆ (一四) 史記に、始皇衡石を以て書を量り晝夜程有り云々と

善を沮む無かれ

關レ於二其中一。訴者之多。而謁者之衆。莫レ如三中書與二三司一。天下之事。分レ於二百官一。而中書聽二其治要一。郡縣錢幣。制レ於二轉運使一。而三司受二其會計一。此宜レ若レ不レ至レ於二繁多一。然中書不レ待二奏課一。以定二其黜陟一。而關二與其事一。則是不レ任二有司一也。三司之吏。推二析贏虛一。至レ於二毫毛一以繩二郡縣一。則

書と三司とに如くは莫し。天下の事、百官に分れて、中書は其治要(一)を聽く。郡縣の錢幣(二)、轉運使(三)に制せられて、而して三司其會計を受く。此れ宜しく繁多に至らざるが若くなるべし。然れども中書は奏課(四)を待たず、以て其黜陟を定めて、其事に關與するは、則ち是れ有司に任ぜざるなり。三司の吏、贏虛(五)を推析して、毫毛に至るまで以て郡縣を繩せば、則ち是れ轉運使に任ぜざるなり。故に曰く、事を省くは人に任ずるに如くは莫しと。古の聖王(六)、日を愛みて以て治を求め、色を辨じ(七)て朝を視る。苟も少しく安んじて、日出づるに至れば、則ち終日之を爲して給らず(八)。少を以て之を言へば、一日にして一事を廢せんに、一月は則ち知るべし。一歳には則ち事の積る者、數ふるに勝ふべからざらん。事の繁き無からんと欲すれば、則ち必ず始に勞して終に逸し(九)、晨に興きて晏く罷め、天子未だ退かざれば、則ち宰相敢て歸つて私第に安んぜず。宰相日昃(一〇)して退かざれば、則ち百官震悚して力を王事に盡さざる莫く、而して敢て宴游せず。此の如くなれ

以爲己類。蓋史之所記、麻思還冀州。請於猛。猛曰。速裝行矣。至暮而符下。及出關。郡縣皆已被符。其令行禁止。而無留事者。至於纖悉。莫不皆然。符堅以戎狄之種。至爲霸王。兵強國富。垂

るまで、皆然らざる莫かりき。符堅は戎狄の種を以て、霸王爲るに至り、兵強く國富み、(八)升平に垂及せし者、猛の爲す所、固より宜しく其れ然るべきなり。今天下治安、大吏法を奉じて、敢て私を顧みず、而も府史の屬、(九)權を招き法を鬻ぎ、長吏心に知れども問はず、以て當然と爲す。此れ其弊二有るのみ。事繁くして官勤めず、故に權胥吏に在り。其弊を去らんと欲すれば、事を省いて精を厲すに如くは莫し。事を省くは人に任ずるに如くは莫く、精を厲すは上より之を率ゐるに如くは莫し。

(一) 齊桓公・晉文公 (二) 客より役人に求むる事なし (三) 些細 (四) 出發の準備 (五) 嚴行禁 (六) 引合はすべき切符が行き渡れり (七) 留滯の事件無し (八) 昇平にならんとせし者 (九) 威權を弄び濫託によりて法を賣る

及升平者。猛之所爲。固宜其然也。今天下治安。大吏奉法。不敢顧私。而府史之屬。招權鬻法。長吏心知而不問。以爲當然。此其弊有二而已。事繁而官不勤。故權在胥吏。欲去其弊也。莫如省事而厲精。省事莫如任人。厲精莫如自上率之。

今之所謂至繁。天下之事。

今の所謂至繁なるは、天下の事、其中に關し、訴者の多くして、謁者の衆き、中

昔者漢唐之弊。患ニ法不レ明而用レ之不レ密。使丁吏得丙以ニ空虛無レ據之法一而繩乙天下甲。故小人以ニ無法一爲レ奸。今也法令明具。而用レ之至密。擧ニ天下一惟法之知。所レ欲レ排者。有ニ小不レ如レ法。而可ニ指以爲レ瑕。所レ欲レ與者。雖レ有レ所ニ乖戾一。而可ニ借レ法以爲レ解。故小人以レ法爲レ姦。今天下所レ爲ニ多事一者。豈事之誠多耶。吏欲レ有レ所レ鬻而未レ得。則新故相仍。紛然而不レ決。此王化之所ニ以壅過而不レ行也。

相仍り、紛然として決せず、此れ王化の壅遏して行はれざる所以なり。

(一)神佛に祈る者多きと其功少きとを指す　(二)小役人　(三)普通の事　(四)別の依賴　(五)綿密詳審　(六)據りどころなき法を以て天下を律す　(七)そむきもとる　(八)辯解　(九)己の威を賣らんとす　(一〇)新舊の訴願を故意に留め置く

昔桓文之霸。百官承レ職。不レ待ニ教令一而辨。四方之賓至。不レ求ニ有司一。王猛之治レ秦。事至ニ纖悉一。莫レ不ニ盡擧一。而人不ニ

昔は桓文の霸たる、百官職を承け、敎令を待たずして辨じ、四方の賓至るも、(一)有司に求めざりき。王猛の秦を治むるや、事纖悉に至るまで、(二)盡く擧げざるは(三)莫かりき。而も人〻以て煩と爲さず。蓋し史の記する所、麻思が冀州に還るや、猛に請ふ。猛曰く、速に裝行せよと。(四)暮に至つて符下る。(五)關を出づるに及んで、郡縣皆已に符を被れり。(六)其令は行はれ禁は止んで、(七)事を留る者無く、纖悉に至

訴二其寃一。如レ訴二之於上レ天。有三不レ得レ已而謁二其所上レ欲。如レ謁三之於二鬼神一。公卿大臣。不レ能レ究二其詳悉一而付三之於二胥吏一。故凡賄賂先至者。朝請而夕得。徒手而來者。終年而不レ獲。至レ於二故常之事一。人之所レ當レ得而無レ疑者。莫レ不下務爲二留滯一以待中請屬上。擧二天下一。一毫之事。非二金錢一無二以行レ之。

已むを得ずして其欲する所を謁する有ること、之れ鬼神に謁するが如し。公卿大臣、其詳悉を究むる能はずして、之を胥吏に付す。故に凡そ賄賂先づ至る者は、朝に請うて夕に得、徒手にして來る者は、終年にして獲ず。故常の事に至つては、人の當に得べき所にして疑無き者は、務めて留滯を爲して以て請屬を待たざるは莫し。天下を擧げて、一毫の事すら、金錢に非れば以て之を行ふこと無し。昔は漢唐の弊、法明ならずして之を用ふるの密ならざるを(三)患へき。吏をして(六)空虛據無きの法を以て天下を繩するを得しむ。故に小人無法を以て奸を爲しき。今や法令明に具つて、之を用ふること至密、天下を擧げて惟法を之れ知る。排せんと欲する所の者、小しく法の如くならざる有れば、指して以て瑕と爲すべし。與へんと欲する所の者、(七)乖戾する所有りと雖も、而も法を借りて以て(八)解を爲すべし。故に小人法を以て姦を爲す。今天下の多事と爲す所の者は、豈事の誠に多きならんや。吏は(九)繼ぐ所あらんと欲して未だ得ざれば、則ち(一〇)新故

使下遠方之賤吏不レ知二朝廷之高一。而一介之小民不上レ識二官府之難一。而後天下治。今夫一人之身。有二一心兩手一而已。疾痛疴癢。動二於自體之中一。雖二其甚微一不レ足二以爲一レ患。而手隨至。夫手之至。豈其一一而聽二之心一哉。心之所三以素愛二其身一者深。而手之所二以素聽一レ於レ心者熟。是故不レ待二使令一。而卒然以自至。聖人之治二天下一。亦如レ此而已。百官之衆。四海之廣。使二其關節脈理。相通爲一レ一。叩レ之而必聞。觸レ之而必應。夫是以天下可レ使レ爲二一身一。天子之貴。士民之賤。可レ使二相愛一。憂患可レ使レ同。緩急可レ使レ救。

所以の者深くして、而して手の素心に聽く所以の者熟す。是の故に使令を待たずして、卒然として以て自ら至るなり。聖人の天下を治むるも、亦此の如きのみ。百官の衆き、四海の廣き、其關節脈理(七)をして、相通じて一たらしめ、之を叩けば必ず聞え、之に觸るれば必ず應ず。夫れ是を以て天下も一身爲らしむべく、天子の貴きも、士民の賤しきも、相愛せしむべく、憂患も同じうせしむべく、緩急も救はしむべし。

(一) 塞がり蔽はれて事情相通ぜざるを開通す　(二) 告げ願ふ事なくして　(三) 朝廷も尊貴ならず官府も面倒ならずとなす　(四) いたみかゆみ　(五) 全身の中　(六) 手直ちに或は抑へ或は掻く　(七) 節々や脈のすぢ

今也不レ然。天下有三不幸而

今や然らず、天下不幸にして其寃を訴ふる有ること、之を天に訴ふるが如し。

一命以上。雖其至賤無以自通於朝廷。然人主之爲。豈有所不可哉。察其善者。卒然召見之。使不知其所從來。如此則遠方之賤吏。亦務自激發爲善。不以位卑祿薄。無由自通於上。而不修飾。使天下習知天子樂善親賢恤民之心。孜孜不倦如此。翕然皆有所感發。知愛於君。而不可與爲不善。亦將賢人衆多。而姦吏衰少。刑法之外。有以大慰天下之心焉耳。

所貴乎朝廷清明。而天下治平者何也。天下不訴而無冤。不謁而得其所欲此堯舜之盛也。其次不能無訴。訴而必見察。不能無謁。謁而必見省。

壅蔽を決す（二）

朝廷清明にして天下治平なるに貴ぶ所の者は何ぞや、天下訴へずして冤無く、謁せずして其欲する所を得るは、此れ堯舜の盛なり。其次は訴へ無き能はず、訴ふれば必ず察せらる。謁する無き能はず、謁すれば必ず省せらる。遠方の賤吏をして、（三）朝廷の高を知らず、一介の小民をして、官府の雄を識らざらしめて、而る後に天下治る。今夫れ一人の身は、一心兩手有るのみ、疾痛苛癢（四）、百體（五）の中に動けば、其甚だ微にして以て患を爲すに足らずと雖も、而も手（六）隨つて至る。夫れ手の至るは、豈其一一にして之を心に聽かんや。心の素其身を愛する

其所ニ以爲ヒ政。民情風俗之所モ安。亦以揣ニ知其才之所ヒ堪。其三曰。左右扈從。侍讀侍講之臣。本以論ニ說古今興衰之大要ー。非下以レ應ニ故事ー備レ數而已上。經籍之外。苟有ニ以訪ヒ之無レ傷也。其四曰。吏民上書。苟小有ニ可レ觀者ー。宜三皆召問優慰。以養ニ其敢言之氣ー。其五曰。天下之吏。自ニ

者有らば、宜しく皆召問優慰して、以て其敢言(六)の氣を養ふべし。其五に曰く、天下の吏、一命(七)より以上は、其れ至賤以て(八)自ら朝廷に通ずる無しと雖も、然れども人主の爲、豈不可なる所有らんや。其善者を察して、卒然(九)之を召見し、其從來(一〇)する所を知らざらしめよ。此の如くならば、則ち遠方の賤吏も、亦務めて自ら激發(一一)して善を爲し、位卑く祿薄うして、自ら上に通ずるに由なきを以て、而して修飾(一二)せずんばあらじ。天下をして天子善を樂しみ賢を親しみ民を恤ふるの心、孜孜倦まざる此の如きことを習知せしめば、翕然(一三)として皆感發する所有り、君を愛するを知つて、與に不善を爲すべからず。亦將に賢人衆多にして、姦吏寡少し、刑法の外、以て大いに天下の心を⿰忄尉(一四)むること有らんとするのみ。

(一)寄託依賴　(二)任滿ちて歸る時　(三)才能の適否大小を量り知る　(四)侍從　(五)遠慮するに及ばず　(六)思ひ切りよく上言する勇氣を養ふ　(七)位の最下なる者、爵一命　(八)傳達に由らざるべからざるなり　(九)にはかなる貌　(一〇)召見の由來　(一一)憤發勉勵　(一二)自己の行爲を修む　(一三)合致の貌　(一四)慰に同じ

相。皆得二從容一終ㇾ日。歡如二平生一。下至二士庶人一。亦得二以自效一。故天下得二其言一至ㇾ今。非ㇾ有二文采緣飾一。而開ㇾ心見ㇾ誠。有二以入ㇾ人之深者一。此英主之奇術。御二天下一之大權也。方今治平之日久矣。臣愚以爲。宜下日新二盛德一以激中昂天下久安怠惰之氣上故陳二其五事一。以備二採擇一。

に備ふ。

(一)煩雜無背の禮式　(二)山林隱逸の處士　(三)適切率直隱さず飾らず　(四)宋の太祖太宗　(五)尊大ならず君臣の間親密なり　(六)自家の全力　(七)禮法儀式のあやかざり　(八)人心に入る　(九)引き立つる義

其一曰。將相之臣。天子所二恃以爲ㇾ治者。宜三日夜召論二天下之大計一。且以熟二觀其爲ㇾ人。其二曰。太守刺史。天子所三寄以二遠方之民一者。其罷歸。皆當ㇾ問下

其一に曰く、將相の臣は、天子の恃んで以て治を爲す所の者なり、宜しく日夜召して天下の大計を論ずべく、且つ以て其人と爲りを熟觀せよ。其二に曰く、太守刺史は、天子の寄するに遠方の民を以てする所の者なり。其罷め歸るや、皆當に其政を爲す所以、民情風俗の安んずる所を問ふべく、亦以て其才の堪ふる所を揣り知れ。其三に曰く、左右扈從、侍讀侍講の臣は、本以て古今興衰の大要を論說し、故事に應ずるを以て數に備はるのみに非ず、經籍の外、苟も以て之を訪ふこと有つて傷むこと無かれ。其四に曰く、吏民の上書、苟も小しく觀るべき

相。皆有握手之歡。凡在朝廷者。皆有嘗試聽聞。以知其才之短長。彼其視天下如一身。苟有疾痛。其手足不期而自救。當此之時。雖有近憂。而無遠患。及其子孫。生於深宮之中。而狃於富貴之勢。尊卑闊絕。而上下之情疎。禮節繁多。而君臣之義薄。是故不為近憂。而常為遠患。及其一旦。固已不可救矣。

聖人知其然。是以去苛禮。而務至誠。黜虛名。而求實效。不愛高位重祿。以致山林之士。而欲聞切直不隱之言者。凡皆以通上下之情也。昔我太祖太宗。既有天下。法令簡約。不為崖岸。當時大臣將

聖人其然ることを知る、是を以て苛禮(一)を去つて、至誠を務め、虛名を黜けて、實效を求め、高位重祿を愛せずして、以て(二)山林の士を致し、而して(三)切直隱さざるの言を聞かんと欲する者は、凡そ皆以て上下の情を通ぜんとなり。昔は我太祖(四)太宗、既に天下を有つや、法令簡約にして(五)崖岸を爲さず、當時の大臣將相、皆從容として口を終ふるを得、歡すること平日の如く、下士庶人に至るまで、亦以て自(六)ら效すを得たり。故に天下其言を稱して今に至れり。(七)文采緣飾有るに非ずして、心を開き誠を見はして、以て(八)人に入るの深き者有りき。此れ英主の奇術、天下を御するの大權なり。方今治平の日久し。臣愚以爲らく、宜しく口に盛德を新にして、以て天下久安怠惰の氣を激昂(九)すべしと。故に其五事を陳して、以て採擇

原。此六七公者皆以絕人之姿。操有土地甲兵之衆。其勢足以爲亂。然天下終以不搖卒定於漢。傳十數世矣。而至於元成哀平四夷嚮風兵革不試而王莽一豎子乃舉而移之不用寸兵尺鐵而天下屏息莫敢或爭此其故何也創業之君出於布衣其大臣將

を用ひずして、而して天下息を屏め、(八)敢て或は爭ふこと莫かりしは、此れ其故何ぞや。創業の君は、(九)布衣に出で、其大臣將相は、皆手を握るの(一〇)歡有り。凡そ朝廷に在る者は、皆嘗(一一)試嚌啜、以て其才の短長を知る有り。彼其天下を視ること、一身の如し。苟も疾痛有れば、其手足期せずして自ら救ふ。此の時に當つては、近憂有りと雖も、而も遠患無し。其子孫に及びては、深宮の中に生れて、富貴の勢に狃れ、尊卑闊絕(一二)して、上下の情疎に、禮節繁多にして、君臣の義薄し。是の故に近憂を爲さずして、而して常に遠患を爲す。其一旦(一三)に及んでや、固より已に救ふべからず。

(一) 項羽と闘ひし傷づき殘りの兵 (二) 韓信・黥布 (三) 信・布・彭越・陳豨等の徒を指す (四) 人に勝れたる資質 (五) 漢の元帝・成帝・哀帝・平帝 (六) 四夷王化に從ひ戰爭の事全く試用せず (七) 漢の天下を舉げて自家に奪ひ移す (八) 爭ふ者無し (九) 賤者の服なり、轉じて賤者の稱とす (一〇) 相親睦する貌 (一一) 嘗め試み食ひすゝりて其才の長短を知悉す (一二) 隔絕 (一三) 一朝事起るなり

下之風俗一。凡此者。非下以爲二苟勞一而已上。將下以馴二致服三習天下之心一。使上不レ至レ於二扞格一而難上レ操也。及レ至二後世一。嘆二先王之法一。安レ於二逸樂一。而惡レ聞二其過一。是以養レ餘而自高。務爲二深嚴一。使二天下拱一レ手。以レ貌相承。而心不上レ服。其腐儒老生。又出而爲二之說一曰。天子不レ可二以妄有一レ言也。史且書レ之。後世且以爲レ譏。使三其君臣相視而不二相知一。如レ此則偶人而已矣。天下之心既已去。而倀倀焉抱二其空器一。不レ知三英雄豪傑已議二其後一。

して、其空器(一四)を抱き、英雄豪傑の已に其後を議するを知らず。

(一) 朝覲聘問 (二) 臨時に見ゆるを時會とし、十二年毎に王の巡狩せざる時諸侯の朝するを殷同とす (三) 君主が臣下を饗する禮 (四) 法令を讀み聞かす (五) 鄕飲酒の禮 (六) 年末に行ふ祭名、蜡は老を息へ、臘は民を息はしむ (七) 非常の時萬民を集めて諮詢する所 (八) 四方面の山、泰・衡・華・恆を言ふ (九) 外面には從ふも內心は然らず (一〇) 史官 (一一) 面相見るも心中を知らず (一二) 人形 (一三) うろ〳〵 (一四) 人心已に去りたる天下の虛位

臣嘗觀二西漢之初。高祖創業之際一。事變之興。亦已繁矣。而高祖以二項氏創殘之餘一。與二信布之徒一。爭三馳於二中

臣嘗て西漢の初、高祖創業の際に觀るに、事變の興るや、亦已に繁し。而して高祖は項氏創殘(一)の餘を以て、信布(二)の徒と、中原に爭ひ馳す。此六七の公(三)は、皆人(四)に絕するの姿を以て、土地甲兵の衆を據有し、其勢以て亂を爲すに足れり。然れども天下終に以て搖かず、卒に漢に定まり、十數世に傳へたり。元(五)・成・哀・平に至つて、四夷(六)風に嚮ひ、兵革試せず。王莽は一豎子のみ、乃ち擧げて之(七)を移し、寸兵尺鐵

昔之有二天下一者。日夜淬二勵其百官一。撫二摩其人民一。爲二之朝聘會同燕享一。以交二諸侯之歡一。歲時月朔。致レ民讀法飲酒蜡臘。以遂二萬民之情一。有二大事一。自二庶人一以上。皆得下至レ於二外朝一以盡中其詞上。猶以爲レ未也。而五載一巡狩。朝三諸侯於二方岳之下一。親見二其耆老賢士大夫一。以周二知天

昔の天下を有つ者は、日夜其百官を淬勵し、其人民を撫摩し、之が朝聘（一）會同（二）燕享（三）を爲して、以て諸侯の歡を交へ、歲時月朔には、民を致して讀法（四）飲酒（五）蜡臘（六）して、以て萬民の情を遂ぐ。大事有れば、庶人より以上、皆外朝（七）に至つて以て其詞を盡くすを得るも、猶ほ以て未だしと爲し、五載に一たび巡狩し、諸侯を方岳（八）の下に朝せしめ、親しく其耆老賢士大夫を見て、以て天下の風俗を周知す。凡そ此は、以て苟も勞するを爲すのみに非ず、將に以て天下の心を馴致服習して、扞格して操り難きに至らざらしめんとするなり。後世に至るに及び、先王の法を壞り、逸樂に安んじて、其過を聞くを惡む。是を以て尊を養うて自ら高ぶり、務めて深嚴を爲し、天下をして手を拱して、貌（九）を以て相承けて、而も心服せざらしむ。其腐儒老生、又出でて之が說を爲して曰く、天子は以て妄に言有るべからずと。史（一〇）且つ之を書し、後世且つ以て譏を爲し、其君臣をして、相視て（一一）相知らざらしむ。此の如きは則ち偶人（一二）のみ。天下の心既に已に去つて、而して倀倀焉（一三）と

足而退。兢兢惟恐レ有レ罪。羣臣相率。爲二苟安之計一。賢者旣無レ所レ施二其才一。而愚者亦有レ所レ容二其不肖一。舉二天下之事一。聽二其自爲一而已。及レ乎レ事出レ於二非常一。變起レ於二不測一。視二天下一莫三與同二其患一。雖レ欲二分レ國以與一レ人。而且不レ及矣。秦二世。唐德宗。蓋用二此術一。以至レ於二顚沛一而不レ悟。豈不レ悲哉。天下者器也。天子者有二此器一者也。器久不レ用而置二諸篋笥一。則器與レ人不二相習一。是以扞格而難レ操。良工者使三手習二知其器一。而器亦習二知其手一。手與レ器相信而不二相疑一。夫是故所レ爲而成也。天下之患。非下經二營禍亂一之足上レ憂。而養二安無事一之可レ畏。何者懼二其一旦至二於扞格而難一レ操也。

用ひて、以て顚沛に至りて悟らず。豈悲しからずや。天下は器なり、天子は此器を有する者なり。器久しく用ひずして諸を篋笥（一〇）に置けば、則ち器と人と相習はず（一一）。是を以て扞格して操り難し。良工は手をして其器に習知せしむ。而も器も亦其手を習知す。手と器と相信じて相疑はず。夫れ是の故に爲す所のまゝにして成るなり。天下の患は、禍亂を經營するに足るに非ずして、安を無事に養ふ（一二）こと之れ畏るべきなり。何となれば其一旦扞格して操り難きに至るを懼るればなり。

（一）一に慄に作るを是とす　（二）未だ時變に會せざる時　（三）後るゝ無く先だつ無し　（四）威儀を正して南面天子の位に在り　（五）恐れ愼しむ貌　（六）一時のがれの計　（七）置き入るゝ所　（八）天子自ら爲す所　（九）國の傾覆を指す　（一〇）箱なり、長きを篋とし方を笥とす　（一一）手と器と相合はずして　（一二）安逸の氣風を無事の日に養成す

有二其天下一。公卿大夫士以至レ於レ民、轉相屬也。以有二其富貴一。苟不レ得二其心一。而欲下竊レ之以二區區之名一。控レ之以中不レ足レ恃之勢上者、其平居無レ事。猶有二以相制一。一旦有レ急、是皆行道之人。掉レ臂而去。尙安得而用レ之。

古之失二天下一者。皆非二一日之過。其君臣之權。去已久矣。適會二其變一。是以一散而不レ可二復收一。方二其未一也。天子甚尊。大夫士甚賤。奔二走萬里一。無二敢後先一。儼然南面以臨二其臣一。曰天何言哉。百官俯首就レ位。斂

古の天下を失ふ者は、皆一日の過に非ず。其君臣の權、去ること已に久しく、適〻其變に會す。是を以て一たび散ずるや復收むべからず。其未なるにあたつては、天子甚だ尊く、大夫士甚だ賤しく、萬里に奔走して、敢て後先する無く、儼然南面して以て其臣に臨む。曰く天何をか言はんやと。百官首を俯し位に就き、足を斂めて退き、競競として惟罪有らんことを恐る。群臣相率ゐて、苟安の計を爲すのみ。賢者旣に其才を施す所無くして、而も愚者も亦其不肖を容るる所有り。天下の事を擧げて、其自ら爲すに聽するのみ。事非常に出で、變不測に起るに及んでは、天下を視るに與に其患を同じうするもの莫く、國を分ちて以て人に與へんと欲すと雖も、而も且つ及ばず。秦の二世、唐の德宗、蓋し此術を

臣聞。天子者。以二其一身一寄三之乎二巍巍之上一。以二其一心一運三之乎二茫茫之中一。安而爲二太山一。危而爲二累卵一。其間不レ容二毫釐一。是故古之聖人。不レ恃三其有二可レ畏之實一。而恃三其有二可レ愛之實一。不レ恃三其有二不レ可レ拔之勢一。而恃三其有二不レ忍レ叛之心一。何其所レ居者。天下之至危也。天子恃二公卿一。以

臣聞く天子は、其一身を以て之を巍巍（一）の上に寄せ、其一心を以て之を茫茫（二）の中に運らす。安うして太山と爲り、危うして累卵と爲る、其間毫釐（三）を容れずと。是の故に古の聖人は、其畏る（四）べきの實有るを恃まずして、其愛すべきの實有るを恃み、其拔くべからざるの勢有るを恃まずして、其叛くに忍びざるの心有るを恃む。何となれば則ち其居る所の者は、天下の至危なればなり。天子公卿を恃んで以て其天下を有つ。公卿大夫士より以て民に至るまで、轉（五）相屬し、以て其富貴を有つ。苟も其心を得ずして、之を羈（六）するに區區の名を以てし、之を控（七）するに恃むに足らざるの勢を以てせんと欲する者は、其平居事無きには、猶ほ以て相制すること有り。一旦急有れば、是れ皆行道（八）の人のみ。臂を掉つて去らん。尙ほ安んぞ得て之を用ひん。

（一）高大の貌、高位を言ふ　（二）廣漠の貌、世間を指す　（三）僅少の義　（四）天子たる威勢　（五）順々に相屬附す　（六）之を繫ぐに瑣小の名分を以てす　（七）之を抑ふるに權勢を以てす　（八）初對面の見知らぬ人

俗一。合レ乎二汙世一。曰古之人。何爲踽踽涼涼。生二斯世一也。爲二斯世一也。善斯可矣。謂下其近レ於二中庸一而非上。故曰二德之賊一也。孔子孟子。惡二鄉原之賊二夫德一也。欲下得二狂者一而見上レ之。狂者又不レ可レ得レ見。欲下得二獧者一而見上レ之。曰狂者進取。獧者有レ所レ不レ爲也。今日之患。惟不レ取二於狂者獧者一。皆取二於鄉原一。是以若レ此委靡不レ立也。孔子。子思之所レ從受二中庸一者也。孟子。子思之所三授以二中庸一者也。然皆欲下得二狂者獧者一而與上レ之。然則淬二勵天下一而作二其怠惰一。莫レ如二狂者獧者之賢一也。臣故曰。破二庸人之論一。開二功名之門一。而後天下可レ爲也。

るなり。孔子は、子思の從つて中庸を受けし所の者なり、孟子は、子思の授くるに中庸を以てせし所の者なり。然も皆狂者獧者を得て之に與せんと欲す。然らば則ち天下を淬勵して、其怠惰を作すは、狂者獧者の賢れるに如くは莫し。臣故に曰く、庸人の論を破り、功名の門を開いて、而る後に天下爲すべきなりと。

(一) 天地萬物の理を匯蓋して其中正を取る　(二) 大中至正の義、書の洪範に出づ　(三) 他にしたがうてすなはなる說　(四) 原は愿なり謹なり。鄉里にて謹愿と稱する人々　(五) 汚に通ず　(六) 獨行して世に狎しまざる說　(七) 論語に狂愿は德の賊なり云々　(八) 志高けれど行伴はざる者　(九) 知識及ばざるも守る所堅固なる者　(一〇) 相順從して損はざる說　(一一) 中庸の作者なり、子思の師も其弟子も共に狂獧者に與せるを言ふなり

也。而後之君子。必曰。擧之不勸。非之不沮。聞善不喜。見惡不怒。斯以爲不測之量。不已過乎。夫有勸有沮。有喜有怒。然後有間而可入。有間而可入。然後智者得爲之謀。才者得爲之用。後之君子務爲無間。天下誰能入之。

古之所謂中庸者。盡萬物之理而不過。故亦曰皇極。夫極盡也。後之所謂中庸者。循循焉爲衆人之所能爲。斯以爲中庸矣。此孔子孟子之謂鄕原也。一鄕皆稱原人焉。無所往而不爲原人。同乎流

古の所謂中庸とは、萬物の理を盡して過らず、故に亦皇極(三)と曰ふ。夫れ極は盡なり。後の所謂中庸(一)とは、循循焉(二)として衆人の能く爲す所を爲して、斯を以て、中庸と爲す。此れ孔子・孟子の鄕原(四)と謂ふなり。一鄕皆原人と稱す、往く所として原人たらざる無し。流俗に同じ、汙世(五)に合ふ。曰く古の人、何爲れぞ踽踽涼涼たる。斯世に生れて、斯世の爲にす、善ならば斯に可なりと。其中庸に近くして非なるを謂ふ。故に德の賊(七)と曰ふなり。孔子・孟子、鄕原の夫の德を賊するを惡み、狂者(八)を得て之を見んと欲す。狂者又見るを得べからず。獧者(九)を得て之を見んと欲す。曰く狂者は進取し、獧者は爲さざる所有りと。今日の患は、惟狂者獧者に取らずして、皆鄕原に取るにあり。是を以て此の若く靡靡(一〇)して立たざ

言二中庸之道一。此二者。皆庸人相與議論。舉二先賢之言一。而猶二取其近似者一。以自解二說其無能一而已矣。夫寬深不測之量。古人所丁以臨二大事一而不レ亂。有丙以鎭二世俗之躁一。蓋非下以隔二絕上下之情一。養レ尊而自安上也。舉レ之則勸。非レ之則沮。聞レ喜則喜。見レ惡則怒。此三代聖人之所レ共

の量は、古人が大事に臨んで亂れず、以て世俗の躁を鎭むる有る所以なり。蓋し以て上下の情を隔絶し、(四)尊を養うて自ら安んずるに非ざるなり。之を擧むれば則ち勸め、之を非れば則ち沮み、善を聞いては則ち喜び、惡を見ては則ち怒るは、此れ(五)三代聖人の共にする所なり。而るに後の君子、必ず曰はん、之を擧むれども勸めず、之を非れども沮まず、善を聞くも喜ばず、惡を見れども怒らずと(六)。斯を以て不測の量と爲すは、已だ過らずや。夫れ勸有り沮有り喜有り怒有りて、然る後に(七)間して入るべき有り。間して入るべき有つて、然る後に智者は之が謀を爲すを得、才者は之が用を爲すを得。後の君子は務めて(八)間無きを爲す、天下誰か能く之に入らんや。

(一) 排斥し能はざるが如き外見の度量　(二) 平凡の言　(三) 古聖の言中より我が說に近きものを探求して無能の申譯とす　(四) 尊大に威を構ふ　(五) 人情の常なるをいふ也　(六) 喜怒色に見れざるの類を指す也　(七) 間隙弱點を得て取り入るを得　(八) 自家に少しの隙間も無きやうに體備す

其能。不能者益以弛廢而無用。當是之時。人君欲有所爲。而左右前後。皆無足使者。是以綱紀日壞而不自知。此其爲患。豈特英雄豪傑之士。趦趄而已哉。聖人則不然。當其久安于逸樂也。則以術起之。使天下之心。翹翹然常喜於爲善。是故能安而不衰。且夫人君之所恃以爲天下者。天下皆爲而已不爲。夫使天下皆爲而已不爲者。開其利害之端。而辨其榮辱之等。使之踊躍奔走。皆爲我役。而不自知。夫是以坐而收其功也。如使天下皆欲不爲而得。則天子誰與共天下哉。今者治平之日久矣。天下之患正在此也。臣故曰。破庸人之論。開功名之門。而後天下可爲也。

日久し、天下の患正に此に在り。臣故に曰く、庸人の論を破り、功名の門を開いて、而る後に天下爲むべきなりと。

（一）競爭奔馳　（二）奮勵研磨　（三）天下を亂る所の具即ち智勇の士　（四）おさへ遠ざく　（五）戰爭亂離の事　（六）放棄し油斷す　（七）政務の大綱と紀律　（八）逡巡の義、あとしざり　（九）足をつま立てて起ち望む貌　（一〇）天下すべて働き自己一人は働かず　（一一）糊口　（一二）等差　（一三）天下の人悉く働かずして希望を達し得んと欲す

今夫庸人之論有二。其上之人。務爲寛深不測之量。而下之士好

今夫れ庸人の論に二有り。其上の人は、務めて寛深不測の量を爲し、下の士は好んで中庸の道を言ふ。此の二者は、皆庸人相與に議論し、先賢の言を擧げて、而して其近似なる者を獵取し、以て自ら其無能を解說するのみ。夫れ寛深不測

於二急難一。故其勇者相吞。智者相賊。使二天下不レ安二其生一。爲二天下一者。知二夫大亂之本。起レ於二智勇之士。爭レ利而無レ厭。是故天下既平。則削二去其具一。抑二遠天下剛健好レ名之士一。而奬二用柔懦謹畏之人一。不レ過二數十年一。天下靡然無三復往時之喜レ事也。於レ是能者不二自憤發一。而無三以見二

人を奬用す。數十年を過ぎずして、天下靡然として、復往時の事を喜ぶがごときこと無し。是に於て能者は自ら憤發せずして、而して以て其能(五)を見すこと無く、不能者は益〻以て弛廢(六)して用無し。是の時に當つて、人君爲す所有らんと欲すとも、而も左右前後、皆使ふに足る者無し。是を以て綱紀(七)日に壞れて自ら知らず。此れ其患を爲すこと、豈特に英雄豪傑の士の、趑趄(八)するのみならんや。聖人は則ち然らず、其久しく逸樂に安んずるに當つてや、則ち術を以て之を起し、天下の心をして翹翹然(九)として、常に善を爲すに喜ばしむ。是の故に能く安んじて衰へず。且つ夫れ人君の恃んで以て天下を爲むる所の者は、天下(一〇)皆爲して而して己は爲さず。夫れ天下をして皆爲して己は爲さざらしむる者は、其利害の端(一一)を開いて、其榮辱の等(一二)を辨じ、之をして踊躍奔走、皆我が役を爲して自ら知らざらしむ。夫れ是を以て坐ながらにして其功を收むるなり。如し天下(一三)をして皆爲さずして得んと欲せしめば、則ち天子は誰と與にか天下を共にせんや。今は治平の

欲下盡二人力之
所レ至。以求上殺二
其尺寸之勢一。
而不レ可レ得。及二
其既衰且退一
也。駸駸乎若レ
不レ足二以終一レ日。故夫善治レ水者。不三惟有二難レ殺之憂一。而又有二易レ衰之患一。導レ之有レ方。決レ之有レ漸。疏二
其故一而納二其新一。使レ不レ至レ於二壅閉腐敗一而無レ用。嗟夫人知三江河之有二水患一也。而以爲沼沚之
可二以無一レ憂。是烏知二舟楫灌漑之利一哉。

は之れ以て憂無かるべしと。是れ烏んぞ舟楫灌漑の利を知らんや。

(一) 相侍ず (二) 水勢急にして堤防を衝破する類 (三) 沸き立ち漂はす (四) 有らん限の人力を盡す (五) さつさと水が引き退きて (六) 日暮を俟たず (七) 順を逐うて進むなり (八) 古き水を開き通じて新鮮の水を入る (九) ふさがり閉ぢられて腐敗す (一〇) 揚子江・黄河の類 (一一) 小澤小池の類

夫天下之未レ
平。英雄豪傑
之士。務以二其
所レ長。角奔而
爭レ利。惟恐二天
下一日無レ事
也。是以人人
各盡二其材一。雖二
不肖者一。亦自
淬厲而不レ至レ

夫れ天下の未だ平かならざるや、英雄豪傑の士、務めて其長ずる所を以て、(二)角奔して利を爭ひ、惟天下一日も事無きを恐る。是を以て人人各々其材を盡し、不肖の者と雖も、亦自ら淬厲して怠廢するに至らず。故に其勇者は相呑み、智者は相賊し、天下をして其生に安んぜざらしむ。天下を爲むる者、夫の大亂の本は、智勇の士が、利を爭ひて厭くこと無きに起るを知る。是の故に天下既に平げば、則ち(三)其具を削去し、天下剛健名を好むの士を(四)抑遠して、而して柔懦謹畏の

天子與二執政之大臣一。既已相得而無レ疑。可下以盡二其所一レ懷。直レ已而行上レ道。則夫當今之所レ宜レ先者。莫レ如下破二庸人之論一。以開中功名之門上而後天下可レ爲也。夫治二天下一。譬如レ治レ水。方二其奔衝潰決、騰涌漂蕩而不レ可二禁止一也。雖レ

策略四

天子執政の大臣と、既に已に相得て疑ふ無く、以て其懐ふ所を盡くし、己を直うして道を行ふべくんば、則ち夫の當今の宜しく先にすべき所の者は、庸人の論を破つて以て功名の門を開くに如くは莫し。而る後に天下爲すべきなり。夫れ天下を治むるは、譬へば水を治むるが如し。其奔衝潰決、騰涌漂蕩して、禁止すべからざるに方つてや、人力の至る所を盡して、以て其尺寸の勢を殺がんことを求めんと欲すと雖も、而も得べからず。其既に衰へ且つ退くに及んでや、駸駸乎として以て日を終ふるに足らざるが若し。故に夫の善く水を治むる者は、惟殺ぎ難きの憂有るのみならずして、而して又衰へ易きの患有り。之を導くに方有り、之を決するに漸有り、其故を疏して、其新を納れ、壅閉腐敗して用無きに至らざらしむ。嗟夫れ、人江河の水患有るを知つて、而して以爲らく、沼沚

仲尼贊レ易。稱ニ天之德一曰ニ天行健。君子以自强不レ息。由レ此觀レ之。天之所ニ以剛健而不一レ屈者。以ニ其動而不レ息也。惟其動而不レ息。是以萬物雜然。各得ニ其職一而不レ亂。其光爲ニ日月一。其文爲ニ星辰一。其威爲ニ雷霆一。其澤爲ニ雨露一。皆生レ於レ動者也。使ニ天而不レ知レ動。則其塊然者。將ニ腐壞而不レ能ニ自持一。況能以御ニ萬物一哉。苟天子一日赫然奮ニ其剛明之威一。使ニ天下明知ニ人主欲レ有レ所レ立。則智者願レ效ニ其謀一。勇者樂レ致ニ其死一。縱横顚倒。無レ所ニ施而不レ可。苟人主不ニ先自斷レ於レ中。羣臣雖レ有ニ伊呂稷契一。無ニ如レ之何一。故臣特以ニ人主自斷。而欲レ有レ所レ立爲レ先。而後論下所ニ以爲レ立之要上云。

ずる者なり。天をして動を知らざらしめば、則ち其塊然たる者(六)、將に腐壞して(七)自ら持する能はざらんとす。況んや能く以て萬物を御する(八)をや。苟も天子一日(九)赫然として其剛明の威を奮ひ、天下をして明に人主立つ所有らんと欲するを知らしめば、則ち智者は其謀を效さんことを願ひ、勇者は其死を致さんことを樂しみ、縱横顚倒(一〇)、施すとして可ならざる所無けん。苟も人主先づ自ら中に斷ぜ(一一)ずんば、羣臣、伊・呂・稷・契(一二)有りと雖も、之を如何ともする無けん。故に臣特に人主自ら斷じて立つ所有らんと欲するを以て先と爲して、而る後に立つを爲す所以の要を論ずと云ふ。

(一) 强暴 (二) 放棄廢絶 (三) 一年か一月、僅かの間の意 (四) 上象傳に見ゆ (五) 天の運行至健にして間斷無し君子も亦天に則りて自ら强とし休息怠慢せず (六) 天を指す (七) 自ら其體を保つ能はず (八) 制馭して其職を得しむ (九) 憤怒の貌 (一〇) 顚倒は上下に同じ (一一) 心中に決斷せずば (一二) 伊尹・呂望、及び舜の臣稷と契と

憂。而扁鵲倉公之所二以望而驚一也。其病之所二由起一者深。則其所二以治一レ之者。固非三鹵莽因循苟且之所二能去一也。而天下之士。方且掇二拾三代之遺文一。補二葺漢唐之故事一。以爲三區區之論可二以濟一レ世。不二已疎一乎。方今之勢。苟不レ能二滌蕩振刷。而卓然有レ所レ立。未レ見二其可一也。

の名醫の名　(七) 一見しての意　(八) なげやりに放任すると、ぐづぐづとして姑息なると　(九) 古法式などをあつめつゝる　(一〇) 補ひあつむ　(一一) 斷然拂ひ清むること

臣嘗觀二西漢之衰一。其君皆非レ有二暴鷙淫虐之行一。特以下怠惰弛廢。溺二於宴安一。畏二期月之勞一。而忘中千載之患上。是以日趨二於亡一。而不二自知一也。夫君者天也。

臣嘗て西漢の衰ふるを觀るに、其君皆(一)暴鷙淫虐の行有るに非ず、特に怠惰(二)弛廢、宴安に溺れ、(三)期月の勞を畏れて、千載の患を忘るゝを以て、是を以て日に亡に趨いて、而して自ら知らざるなり。夫れ君は天なり。(四)仲尼易を贊し、天の德を稱して、天行は健なり、君子以て自强して息まずと曰へり。此に由つて之を觀るに、天の(五)剛健にして屈せざる所以の者は、其動いて息まざるを以てなり。惟其れ動いて息まず、是を以て萬物雜然として、各々其職を得て亂れず。其光は日月と爲り、其文は星辰と爲り、其威は雷霆と爲り、其澤は雨露と爲る。皆動に生

今夫醫之治レ病。切レ脈觀レ色。聽二其聲音一。而知三病之所二由起一。曰。此寒也。此熱也。或曰。此寒熱之相搏也。及二其他一無二不レ可レ爲者一。今且有レ人。恍然而不レ樂。問二其所一レ苦。且不レ能二自言一。則其受レ病有二深而不レ可レ測者一矣。其言語飲食。起居動作。固無二以異一於二常人一。此庸醫之所二以爲一レ無レ足レ

今夫れ醫の病を治むるや、脈を切し(一)、色を觀、其聲音を聽いて、病の由つて起る所を知る。曰く、此れ寒なり、此れ熱なり。或は曰く、此れ寒熱の相搏つ(二)なりと。及び其他(三)爲すべからざる者無し。今且つ人有り、恍然(四)として樂しまず、其苦しむ所を問ふに、且つ自ら言ふ能はず。則ち其病を受くるや深くして測るべからざる者有らん。其言語飲食、起居動作、固より以て常人に異る無し。此れ庸醫(五)の憂ふるに足ること無しと爲す所以にして、而して扁鵲(六)・倉公(七)の望んで驚く所以なり。其病の由つて起る所の者深ければ、則ち其之を治むる所以の者、固より鹵莽(八)因循苟且の能く去る所に非ざるなり。而るに天下の士、方に且つ三代(九)の遺文を掇拾し、漢唐の故事を補葺(一〇)して、以て區區の論以て世を濟ふべしと爲すは、已だ疎ならずや。方今の勢は、苟も(一一)滌蕩振刷して、而して卓然立つ所有る能はずんば、未だ其可なるを見ざるなり。

(一)脈を診察す　(二)相搏ち往來す　(三)治療觀察の及ばざるなし　(四)自失の貌　(五)凡庸の醫士　(六)共に古

誅之而已也。四夷交侵。邊鄙不寧。是攘之而已也。凡此數者。其於害民蠹國。爲不少矣。然其所以爲害者有狀。是故其所以救之者有方也。天下之患。莫大於不知其然而然。不知其然而然者。是拱手而待亂也。國家無大兵革幾百年矣。天下有治平之名。而無治平之實。有可憂之勢。而無可憂之形。此其有未測者也。方今天下非有水旱盜賊。人民流離之禍。而咨嗟怨憤常若不安其生。非有亂臣割據四分五裂之憂。而休養生息。常若不足於用。非有權臣專制。擅作威福之弊。而上下不交。君臣不親。非有四夷交侵。邊鄙不寧之災。而中國皇皇。常有外憂。此臣所以大惑也。

百年なり。天下治平の名有りて、治平の實無く、憂ふべきの勢有りて、憂ふべきの形無し。(一〇)此れ其れ未だ測られざる者有ればなり。(一一)方今天下、水旱盜賊、人民流離の禍有るに非ず、而も咨嗟怨憤(一二)、常に其生を安んぜざるが若し。亂臣割據、四分五裂の憂有るに非ず、而も休養生息(一三)、常に用に足らざるが若し。權臣制を專にし、擅に威福を作すの弊有るに非ず、而も上下交らず(一四)、君臣親しまず。四夷交侵、邊鄙寧からざるの災有るに非ず、而も中國皇皇(一五)として、常に外憂有り。此れ臣の大いに惑ふ所以なり。

(一) 一定の勢 (二) 故郷を離れて流浪す (三) 威光と幸福と (四) 追ひ拂ひ平ぐ (五) 害為す (六) 表面に現はるゝ形狀 (七) 原因不明にして生ずる事態をいふ (八) 手をこまぬく、袖手に同じ (九) 戰亂 (一〇) 宋興つてより仁宗に至る間約百年 (一一) 測るべからざる大禍根有るなり (一二) 歎き恨み怒る (一三) 休息繁昌 (一四) 上下の情相通ぜず (一五) 皇は惶に通ず、恐るゝ貌

天下治亂皆有常勢。是以天下雖亂。而聖人以爲無難者。其應之有術也。水旱盜賊。人民流離。是安之而已也。亂臣割據。四分五裂。是伐之而已也。權臣專制。擅作威福。是

卷之二十二

策略一　共に五篇今三を存す

天下の治亂は皆常勢有り、是を以て天下亂ると雖も、而も聖人以て難無しと爲す者は、其之に應ずる術有ればなり。水旱盜賊、人民流離せば、是れ之を安んぜんのみ。亂臣割據、四分五裂せば、是れ之を伐たんのみ。權臣制を專にして、擅に威福を作さば、是れ之を誅せんのみ。四夷交〻侵し、邊鄙寧からずんば、是れ之を攘はんのみ。凡そ此數者は、其民を害し國を蠹するに於て、少からずと爲す。然れども其害を爲す所以の者は狀有り、是の故に其之を救ふ所以の者も方有り。天下の患は、其然ることを知らずして然るより大なるは莫し。其然ることを知らずして然る者は、是れ手を拱して亂を待つものなり。國家大兵革無きと幾ど

世之君子。欲ㇾ求二非常之功一。則無三務爲二自全之計一。使三錯自將而擊二吳楚一。未二必無一ㇾ功。唯其欲三自固二其身一。而天子不ㇾ悅。奸臣得三以乘二其隙一。錯之所二以自全一者。乃其所二以自禍一歟。

當二此之時一。雖レ無二袁盎一。錯亦未レ免レ于レ禍。何者。己欲三居守。而使二人主自將一。以レ情而言。天子固已難レ之矣。而重レ違二其議一。是以袁盎之說。得レ行二於其間一。使二吳楚反一。錯以レ身任二其危一。日夜淬礪。東向而待レ之。使レ不レ至レ於レ累二其君一。則天子將レ恃レ之以爲レ無レ恐。雖レ有二百盎一。可レ得而間一哉。嗟夫

此の時に當り、(一)袁盎無しと雖も、錯も亦未だ禍を免れず。何となれば己居守して、人主をして自ら將たらしめんと欲するは、情を以てして言ふも、天子固より已に之を難かる。(二)而も其議に違ふを重んず。(三)是を以て袁盎の說、其間に行はるゝを得たるなり。呉楚をして反せしめんに、錯身を以て其危に任じて、日夜淬礪、(四)東向して之を待ち、其君を累はすに至らざらしめば、則ち天子將に之を恃(五)んで以て恐無しと爲さんとす。百盎有りと雖も、得て間す(六)べけんや。嗟夫れ世の君子、非常の功を求めんと欲せば、則ち務めて(七)自全の計を爲すこと無かれ。錯をして自ら將として呉楚を撃たしめば、未だ必ずしも功無くんばあらず。唯其れ自ら其身を固うせんと欲せしかば、天子悅びず、奸臣以て其隙に乘ずるを得たり。錯の自ら全うせし所以の者は、乃ち其自ら禍せし所以か。

(一) 呉の相なり、錯と相善からず、帝に說いて錯を斬り諸侯に謝せしめし人 (二) 迷惑に感ず (三) 錯の速建を重んじて親征せんとするのみ (四) 兵器を精鋭にし戰鬪準備を整ふ (五) 錯を信頼す (六) 君臣の間を離反せしめ得んや (七) 自己を犧牲にするの決心あるべしと也

之海。方其功之未成也。蓋亦有潰冒衝突可畏之患。惟能前知其當然。事至不懼。而徐爲之所。是以得志於成功。夫以七國之彊。而驟削之。其爲變豈足怪哉。錯不於此時。捐其身。爲天下當大難之衝。而制吳楚之命。乃爲自全之計。欲使天子自將。而己居守。且夫發七國之難者誰乎。己欲求其名。安所逃其患。以自將之至危。與居守之至安。己爲難首。擇其至安。而遺天子以其至危。此忠臣義士所以憤惋而不平者也。

に得たりき。夫れ七國の彊を以て、而も驟に之を削らんとす。其變を爲すと豈に怪むに足らんや。錯此時に於て其身を捐て、天下の爲に大難の衝に當つて、而して吳楚(五)の命を制せずして、乃ち自ら全うするの計を爲し、天子をして自ら將たらしめて、而して己は居守せんと欲す。且つ夫れ七國の難を發せし者は誰ぞや。己(六)其名を求めんと欲す、安んぞ其患を逃るゝ所あらん。自ら將たるの至危と、居守するの至安とを以て、己難首(七)と爲り、其至安を擇んで、而して天子に遺るに其至危を以てす。此れ忠臣義士の、憤惋(八)して平ならざる所以の者なり。

(一) 秀拔絕羣の才能 (二) 西安府に在り、兩崖相對して門の如し、禹之を開くと傳ふ (三) 水勢猛烈に堤防などに衝突し、之を崩壞せしめしことなど (四) 處置 (五) 吳楚七國の死命を制す (六) 自己の名譽の爲に發せし事件なり (七) 難を發せし張本人 (八) 怒り惱む

功。此固非下勉ニ强期月之間。而苟以求ㇾ名者之所上ㇾ能也。天下治平。無ㇾ故而發ニ大難之端。吾發ㇾ之。吾能收ㇾ之。然後能免三難於ニ天下。事至而循循焉。欲ㇾ去ㇾ之使三他人任ニ其責。則天下之禍必集ㇾ於ㇾ我。昔者鼂錯。盡ㇾ忠爲ㇾ漢謀ㇾ弱ニ山東之諸侯。諸侯竝起。以ㇾ誅ㇾ錯爲ㇾ名。而天子不ㇾ察。以ㇾ錯爲ニ之說。天下悲ニ錯之以ㇾ忠而受ㇾ禍。而不ㇾ知三錯之有ニ以取ㇾ之也。

察せず、錯を以て之が說を爲しき。天下錯の忠を以てして禍を受けしを悲しみて、錯の以て之を取ること有りしを知らず。

㊀ 漢孝文帝の太子家令として寵あり、景帝立つや錯の權九卿を傾く、諸侯の地を削らんとして七國の亂となり、終に東市に腰斬せらる ㊁ をさめ難きもの ㊂ 身を抛ちて ㊃ 一ケ年或は一ケ月 ㊄ 緣口 ㊅ 自己も亦無難なるべし。免難一本有ㇾ辭に作る ㊆ 逡巡後退の貌 ㊇ 漢は關中に都す、故に華山以東を皆山東とす ㊈ 錯を誅して辯解の辭說と爲す

古之立ニ大事一者。不三唯有ニ超世之才。亦必有ニ堅忍不拔之志。昔禹之治ㇾ水。鑿ニ龍門。決ニ大河。而放ニ

古の大事を立つる者は、唯超世の才有るのみならず、亦必ず堅忍不拔の志有り。昔は禹の水を治むるや、龍門を鑿し大河を決して、之を海に放せり。其功の未だ成らざるに方つてや、蓋し亦潰冒衝突畏るべきの患有り。惟能く其當に然るべきを前知し、事至るも懼れずして、徐ろに之が所を爲す、是を以て志を成功

天下之患。最不レ可レ爲者。名爲二治平無事一。而其實有二不測之憂一。坐觀二其變一。而不レ爲二之所一。則恐レ至レ於レ不レ可レ救。起而强爲レ之。則天下狃レ於二治平之安一。而不レ吾信一。唯仁人君子豪傑之士。爲下能出レ身。爲二天下一犯二大難一以求上レ成二大

鼂錯論

天下の患、最も爲むべからざる者は、名は治平無事と爲して、而も其實不測の憂有るなり。坐して其變を觀て、之が所を爲さずんば、則ち救ふべからざるに至らんことを恐るゝも、起つて强ひて之を爲さば、則ち天下は治平の安に狃れて吾を信ぜじ。唯仁人君子豪傑の士は、能く身を出して天下の爲に大難を犯し、以て大功を成すを求むることを爲す。此れ固より期月の間に勉强して、而して苟も以て名を求むる者の能くする所に非ざるなり。天下治平、故無くして大難の端を發せんに、吾之を發せば、吾能く之を收めて、然る後に能く難を天下に免れん。事至つて循循焉として、之を去つて他人をして其責に任ぜしめんと欲せば、則ち天下の禍は必ず我に集らん。昔は鼂錯、忠を盡して漢の爲に山東の諸侯を弱めんことを謀りしが、諸侯並び起つて、錯を誅するを以て名と爲すや、而も天子

天下。而惟吾之所欲爲。不過十年。可以得志。安有立談之間。而遽爲人痛哭哉。觀其過湘。爲賦以弔屈原。悲鬱憤悶。趯然有遠擧之志。其後卒以自傷哭泣。至於夭絶。是亦不善處窮者也。夫謀之一不見用。安知終不復用也。不知默默以待其變。而自殘至此。嗚呼。賈生志大而量小。才有餘而識不足也。古之人。有高世之才。必有遺俗之累。是故。非聰明睿哲不惑之主。則不能全其用。古今稱。苻堅得王猛於草莽之中。一朝盡斥去其舊臣。而與之謀。彼其匹夫略有天下之半。以此哉。愚深悲賈生之志。故備論之。亦使人君得如賈生之臣。則知其有狷介之操。一不見用。則憂傷病沮。不能復振。而爲賈生者。亦愼其所發哉。

す、苻堅(一八)、王猛を草莽の中に得、一朝に盡く其舊臣を斥け去り、而して之を謀ると。彼其れ匹夫にして、天下の半を略有せしは、此を以てなるかな。愚深く賈生の志を悲しむ、故に備に之を論ず。亦人君をして賈生の如きの臣を得ば、則ち其狷介(一九)の操有りて、一たび用ひられずんば、則ち憂傷病沮(二〇)して、復振ふこと能はざるを知らしめ、而も賈生たる者も、亦其發する所を愼しましめんかな。

(一) 周勃諸呂を誅し代王を迎へて符璽を上つる (二) 漢初の功臣 (三) 劉氏と呂皇后の一族と (四) 關係 (五) 朝廷をして悉く新に就かしめんとするなり (六) 周勃・灌嬰 (七) 十分に打解けて交游す (八) 少時の義 (九) 治安策中、爲に痛哭すべきもの一と云へるを指す (一〇) 湘水 (一一) 楚の屈原湘水に投死す (一二) 高擧の貌 (一三) 若くして死す (一四) 逆境に處し得ず (一五) 一回用ひられずとも他日また用ひられざるの理なし (一六) 見識 (一七) 行高うして世俗の顧みる所とならず (一八) 秦王苻堅王猛の俊邁なるを聞きて之を招き一見舊知の如し (一九) 度量狹く孤立的なること (二〇) 病折して意氣沮喪す

連兵數十萬。以決劉呂之雌雄。又皆高帝之舊將。此其君臣相得之分。豈特父子骨肉手足哉。賈生洛陽之少年。欲使其一朝之間。盡棄其舊而謀其新。亦已難矣。爲賈生者。上得其君。下得其大臣。如絳灌之屬。優游浸漬而深交之。使天子不疑。大臣不忌。然後舉

豈特に父子骨肉手足のみならんや。賈生は洛陽の少年なり。其一朝の間にして、盡く其舊を棄てて、(五)其新に謀らしめんと欲すとも、亦已に難し。賈生たる者、上は其君を得、下は其大臣絳灌(六)の屬の如きを得、優游浸漬(七)して、深く之に交り、天子をして疑はず、大臣をして忌まざらしめて、然る後に天下を舉げて、惟吾の爲さんと欲する所をせば、十年を過ぎずして、以て志を得べし。安んぞ立談(八)の間にして、遽に人の爲に痛哭する(九)有らんや。其湘(一〇)を過ぎ、賦を爲つて以て屈原(一一)を弔ふを觀るに、悲鬱憤悶(一二)、趯然として遠く舉るの志有り。其後卒に以て自ら傷み哭泣して、夭絶(一三)するに至りしは、是れ亦善く窮(一四)に處せざる者なり。夫の謀の一たび用ひられざる、安んぞ終に復用ひられざるを知らんや。默默として以て其變(一五)を待つことを知らずして、自ら殘なふこと此に至る。嗚呼、賈生は志大にして量小に、才餘有りて識足らざるなり。古の人、高世の才有れば、必ず俗に遺らるゝの累有り。是の故に聰明睿哲(一六)の主に非ずんば、則ち其用(一七)を全うすること能はず。古今稱

歴三試於二天下一。苟非二大無道之國一。皆欲三勉强扶持。庶二幾一日得ㇾ行二其道一。將ㇾ之ㇾ荊。先ㇾ之以二子夏一。申ㇾ之以二冉有一。君子之欲ㇾ得二其君一。如ㇾ此其勤也。孟子去ㇾ齊。三宿而後出ㇾ晝。猶曰。王其庶幾召ㇾ我。君子之不ㇾ忍ㇾ棄二其君一。如ㇾ此其厚也。公孫丑問曰。夫子何爲不ㇾ豫。孟子曰。方今天下。舍ㇾ我其誰哉。而吾何爲不ㇾ豫。君子之愛二其身一。如ㇾ此其至也。夫如ㇾ此而不ㇾ用。然後知二天下之果不ㇾ足二與有ㇾ爲。而可三以無ㇾ憾矣。若二賈生一者。非二漢文之不ㇾ用ㇾ生。生之不ㇾ能ㇾ用二漢文一也。

るに足らざるを知つて、以て憾無かるべし。賈生の若き者は、漢文の生を用ひざるに非ずして、生の漢文に用ひらるゝ能はざりしなり。(一九)

(一) 漢文帝時代の人、年二十召されて博士となる、後年長沙王傅に貶せられ不遇の中に夭せり (二) 才は得難きにあらず (三) 才を得て自ら之を用ふる道は困難なり (四) 帝王の補弼たる才能 (五) 才を指す (六) 遠きに致すべき才 (七) 其時代の君主 (八) 文帝に上りし治安策の類 (九) 漢の孝文帝 (一〇) 遍ねく天下を經歷して順々に試む (一一) 勉强して之を扶助す (一二) 一日なりとも道を行ひ得んことを願ふ (一三) 楚なり。先に子夏を遣はし再び冉有を遣はしたる事禮記檀弓に見ゆ (一四) 孟子公孫丑下篇參照 (一五) 齊の邑 (一六) 孟門の高弟 (一七) 樂なり (一八) 予の外に王道を行ひ得べき者無し (一九) 賈誼

夫絳侯親握二天子璽一。而授二之文帝一。灌嬰

夫れ絳侯(一)は親ら天子の璽を握つて、之を文帝に授けたり。灌嬰(二)兵數十萬を連ねて、以て劉呂(三)の雌雄を決しぬ。又皆高帝の舊將たり。此れ其君臣相得るの分(四)

之所ㇾ取者遠。則必有ㇾ所ㇾ待。所ㇾ就者大。則必有ㇾ所ㇾ忍。古之賢人。皆有㆓可ㇾ致之才㆒。而卒不ㇾ能ㇾ行㆓其萬一㆒者。未㆓必皆其時君之罪㆒。或者其自取也。愚觀㆓賈生之論㆒。如㆓其所㆑言。雖㆓三代㆒何以遠過。得ㇾ君如㆓漢文㆒。猶且以ㇾ不ㇾ用死。然則是天下無㆓堯舜㆒。終不㆑可㆓以有㆑所ㇾ爲耶。仲尼聖人。

必ずしも皆其時君の罪ならず、或る者は其れ自ら取れるなり。愚（八）賈生の論を觀るに、其言ふ所の如きは、三代と雖も何を以て遠く過ぎん。君を得ると漢文の如かりしも、猶ほ且つ用ひられざるを以て死せり。然らば則ち是れ天下に堯舜（九）無くんば、終に以て爲す所有るべからざるか。仲尼は聖人なり、天下を歴試（一〇）して、苟も大無道の國に非ずんば、皆勉強扶持（一一）して、一日も其道を行ふを得るに庶幾（一二）せんことを欲しき。將に荊（一三）に之かんとするや、之に先んずるに子夏を以てし、之に申ぬるに冉有を以てせり。君子の其君を得んと欲すること、此の如く其れ勤む。孟子（一四）の齊を去るや、三宿して而る後に晝（一五）を出でぬ。猶ほ曰く、王其れ庶幾はくは我を召さんと。君子の其君を棄つるに忍びざること、此の如く其れ厚し。公孫丑（一六）問うて曰く、夫子何爲れぞ豫（一七）しまざると。孟子曰く、方今（一八）天下、我を舍いて其れ誰ぞや、而るを吾何爲れぞ豫しまざらんと。君子の其身を愛すること、此の如く其れ至れり。夫れ此の如くにして用ひられず。然して後に天下の果して與に爲す有

皇帝之所レ不レ能レ驚。而項籍之所レ不レ能レ怒也。觀下夫高帝之所二以勝一。而項籍之所二以敗一者上。在二能忍與レ不レ能レ忍之間一而已矣。項籍惟不レ能レ忍。是以百戰百勝。而輕二用其鋒一。高祖忍レ之。養二其全鋒一。而待二其斃一。此子房教レ之也。當三淮陰破レ齊而欲二自王一。高祖發レ怒。見レ於二辭色一。由レ此觀レ之。猶有二剛彊不レ忍之氣一。非二子房一。其誰全レ之。太史公疑二子房一。以爲魁梧奇偉。而其狀貌乃如二婦人女子一。不レ稱二其志氣一。嗚呼此其所三以爲二子房一歟。

句踐夫差の爲に會稽に困す （五）平生よりの趣意 （六）平然 （七）秦の嚴法も驚かす能はず項羽の勇も怒らしむる能はず （八）項羽名は籍 （九）其鋭鋒を輕卒に用ふるなり （一〇）持重以て忍全力を養つて楚の疲弊を待つ （一一）韓信、淮陰侯に封ぜらる （一二）高祖も亦忍耐の力十分ならず （一三）大兵にして他に勝れたる風采ありと思ひしに

（一）賈誼論

非二才之難一。所二以自用一者實難。惜乎賈生王者之佐。而不レ能三自用二其才一也。夫君子

才の難きに非ず、（二）自ら用ふる所以の者實に難し。惜しいかな、賈生は王者の佐（四）にして、而して自ら其才を用ふる能はざりき。夫れ君子の取る所の者遠ければ、則ち必ず待つ所有り。就す所の者大なれば、則ち必ず忍ぶ（五）所有り。古の賢人の、皆致すべき（六）の才有りて、而も卒に其萬一を行ふこと能はざりし者は、未だ

臣二妾於呉一者。且夫有二報レ人之志一。而不レ能レ下レ人者是匹夫之剛也。夫老人者。以爲子房才有レ餘。而憂二其度量之不一レ足。故深折二其少年剛鋭之氣一。使下之忍二小忿一而就中大謀上何則非レ有二平生之素一。卒然相二遇於二草野之間一。而命以二僕妾之役一。油然而不レ怪者此固秦

を折き、之をして小忿を忍んで大謀を就さしめき。何となれば則ち平生の素(五)有るに非ず、卒然として草野の間に相遇うて、而して命ずるに僕妾の役を以てし、油(六)然として怪まざる者は、此れ固より秦(七)皇帝の驚かす能はざる所にして、而して項籍の怒らす能はざる所なり。夫の高帝の勝つ所以、項籍の敗るゝ所以(八)の者を觀るに、能く忍ぶと忍ぶ能はざるとの間に在るのみ。項籍は惟忍ぶ能はず、是を以て百戰百勝して、其鋒(九)を輕用し、高祖は之を忍び、其全鋒(一〇)を養つて、其弊を待ちき。此れ子房之を敎へたるなり。淮陰(一一)が齊を破つて自ら王たらんと欲せしに當つてや、高祖怒を發して辭色に見れき。此に由つて之を觀れば、猶ほ剛彊(一二)忍びざるの氣有りき。子房に非ずんば、其れ誰か之を全うせん。太史公子房を疑つて以爲らく(一三)魁梧奇偉と、而も其狀貌は乃ち婦人女子の如く、其志氣に稱はずと。嗚呼此れ其れ子房たる所以か。

(一) 左傳宣公十二年の條に出づ　(二) 肌をぬぎて肉を露はし刑を受くる意を示す　(三) 賤役に服する意　(四) 越王

平居無レ罪夷滅者。不レ可レ勝數。雖レ有ニ賁育一。無レ所レ獲レ施。夫持レ法太急者。其鋒不レ可レ犯。而其勢未レ可レ乘。子房不レ忍ニ忿忿之心一。以ニ匹夫之力一。而逞レ於ニ一擊之間一。當ニ此之時一。子房之不レ死者。其間不レ能レ容レ髮。蓋亦已危矣。千金之子。不レ死レ於ニ盜賊一。何者。其身之可レ愛。而盜賊之不レ足ニ以死一也。子房以ニ蓋世之才一。不レ爲ニ伊尹太公之謀一。而特出レ於ニ荊軻聶政之計一。以僥ニ倖於レ不レ死。此圯上之老人。所ニ爲深惜一者也。是故倨傲鮮腆而深折レ之。彼其能有レ所レ忍也。然後可ニ以就ニ大事一。故曰。孺子可レ教也。

(四)不意の貌　(五)胸中に包藏する度量志略　(六)老人土橋を圯と曰ふ　(七)老人が良に訓戒せんとする精神　(八)怪物の義。史記留侯世家の贊に見ゆ　(九)兵書の授受を主とせるに非ず　(一〇)刑罰の具　(一一)孟賁・夏育等の古の勇力者　(一二)怒に堪へざる心　(一三)壯士を得て博浪沙に於て始皇を一擊に粉碎せんとせし事　(一四)間一髮の危險なる場合　(一五)貴重の身　(一六)世を掩括する大才　(一七)殷の伊尹と周の太公望　(一八)荊軻は秦皇を刺さんとし、聶政は王僚を刺したる刺客　(一九)自ら尊大に構へ込むなり。鮮は善、腆は厚の義　(二〇)老人の語也

楚莊王伐レ鄭。鄭伯肉袒牽レ羊以迎。莊王曰。其君能下レ人。必能信ニ用其民一矣。遂舍レ之。句踐之困レ於ニ會稽一而歸。

(一)楚の莊王、鄭を伐つや、鄭伯肉袒して(二)羊を牽いて以て迎ふ。莊王曰く、其君能く人に下る、必ず能く其民を信用せんと。(三)遂に之を舍しぬ。(四)句踐の會稽に困しんで歸るや、吳に臣妾たること三年にして倦まざりき。且つ夫れ人に報ずるの志有りて、而して人に下ること能はざる者は、是れ匹夫の剛のみ。夫の老人なる者、以爲らく子房は才餘り有りて其度量の足らざるを憂ふと。故に深く其少年剛鋭の氣

持一者甚大。而其志甚遠也。夫子房受二書於圯上之老人一也。其事甚怪。然亦安知ト其非中秦之世有二隱君子者一。出而試ヂ之。觀下其所三以微見二其意一者上皆聖賢相與警戒之義。而世不レ察。以爲二鬼物一。亦已過矣。且其意不レ在レ書。當二韓之亡。秦之方盛一也。以二刀鋸鼎鑊一待二天下之士一。其

韓の亡び、秦の方に盛んなるに當つてや、刀鋸鼎鑊を以て、天下の士を待つ。其(一〇)平居罪無くして夷滅せらるゝ者、數ふるに勝ふべからず。賁育有りと雖も、施(一一)す所無かりき。夫れ法を持する太だ急なる者は、其鋒犯すべからずして(一二)而して其勢未だ乘ずべからず。子房忿忿の心に忍びず、匹夫の力を以て、一撃(一三)の間に逞しうせんとす。此の時に當つて、子房の死せざる者は、其間髮を容るゝ(一四)能はず、蓋し亦已に危いかな。千金の子は盗賊に死せず、何となれば其身の愛す(一五)べくして、盗賊の以て死するに足らざればなり。子房蓋世の才を以て、伊尹・太公(一六)(一七)の謀を爲さずして、特に荊軻・聶政の計に出で、以て死せざることを僥倖す。此(一八)れ圯上の老人の、爲に深く惜む所の者なり。是の故に倨傲鮮腆、深く之を折く。(一九)彼其れ能く忍ぶ所有つて、然して後に以て大事を就すべし。故に曰く、孺子教ふ(二〇)べしと。

(一) 常人に過ぎたる大節 (二) 常人には情として忍び難き所あり、豪傑はそれをも忍ぶと也 (三) 身をつき出し

羽比肩而事二義帝一。君臣之分未レ定也。爲レ增計者。力能誅レ羽則誅レ之。不レ能則去レ之。豈不二毅然大丈夫一也哉。增年已七十。合則留。不レ合則去。不下以二此時一明中去就之分上。而欲三依レ羽以成二功名一陋矣。雖レ然增高帝之所レ畏也。增不レ去。項羽不レ亡。嗚呼增亦人傑也哉。

古之所レ謂豪傑之士者。必有二過レ人之節一。人情有レ所レ不レ能レ忍者。匹夫見レ辱。拔レ劍而起。挺レ身而鬭。此不レ足レ爲レ勇也。天下有二大勇者一。卒然臨レ之而不レ驚。無レ故加レ之而不レ怒。此其所二挾

留侯論

古の所謂豪傑の士(一)は、必ず人に過ぎたるの節有り。(二)人情の忍ぶ能はざる所の者有り。匹夫辱しめらるれば劍を拔いて起ち、身を挺(三)して鬭ふ、此れ勇と爲すに足らざるなり。天下に大勇の者有り、(四)卒然として之に臨めども驚かず、故無くして之に加ふるも怒らず。此れ其挾持(五)する所の者甚だ大にして、而して其志甚だ遠ければなり。夫れ子房の書を圯上(六)の老人に受くるや、其事甚だ怪し。然れども亦安んぞ其秦の世に隱君子者有りて、出でて之を試みしに非ざるを知らんや。其微しく其意(七)を見す所以の者を觀るに、皆聖賢相與に警戒するの義なり。而るを世察せずして以て(八)鬼物と爲すは、亦已に過てり。且つ其意(九)は書に在らず。

而能如是乎。羽既矯殺卿子冠軍。義帝必不能堪。非羽弑帝。則帝殺羽。不待知者而後知也。增始勸項梁立義帝。諸侯以此服從。中道而弑之。非增之意也。夫豈獨非其意。將必力爭而不聽也。不用其言。而殺其所立。羽之疑增必自是始矣。方羽殺卿子冠軍。增與

にして之を弑するは、增の意に非ざるなり。夫れ豈獨り其意に非るのみならんや、將に必ず力爭（五）して聽かれざらんとす。其言を用ひずして、其立つる所を殺す、羽の增を疑ふこと、必ず是より始らん。羽が卿子冠軍を殺ししに方つて、增と羽と比肩（六）して義帝に事ふ、君臣の分未だ定まらざるなり。增の爲に計る者（七）、力能く羽を誅せば則ち之を誅せん、能はずんば則ち之を去らん、豈毅然たる大丈夫たらざらんや。增年已に七十、合（八）へば則ち留り、合はざれば則ち去らん。此時を以て去就（九）の分を明にせずして、而して羽に依つて以て功名を成さんと欲せしは陋（一〇）なり。然りと雖も增は高帝の畏れし所なり、增去らずんば、項羽亡びざらん。嗚呼增も亦人傑なるかな。

（一）函谷關より漢中の地に入る　（二）老人　（三）項羽の叔父　（四）中途　（五）力爭諫諍をなすとも用ひられず　（六）肩を比べて同じく義帝の臣たり　（七）假に范增の爲に計謀を試みんには　（八）項羽と意見を同じうすれば留り合はざれば去るべし　（九）去就を明白に決定せず　（一〇）陋劣

曰。相二彼雨雪一。先集維霰。增之去。當レ於下羽殺二卿子冠軍一時上也。陳涉之得レ民也。以二項燕扶蘇一。項氏之興也。以レ立二楚懷王孫心一。而諸侯叛レ之也。以レ弑二義帝一。且義帝之立。增爲二謀主一矣。義帝之存亡豈獨爲二楚之盛衰一。亦增之所三與同二禍福一也。未レ有二義帝亡而增獨能久存者一也。羽之殺二卿子冠軍一也。是弑二義帝一之兆也。其弑二義帝一。則疑レ增之本也。豈必待二陳平一哉。物必先腐也。而後蟲生レ之。人必先疑也。而後讒入レ之。陳平雖レ知。安能間二無レ疑之主一哉

(一) 陳平苦肉の策を用ひて項羽をして亞父を疑はしむ (二) 疎隔 (三) 既に大略決定せり (四) 政を指す (五) 官を罷め身退く (六) 雖 (七) 鴻門の會の類を指す (八) 人臣たるものの職分 (九) 事の兆 (一〇) 霰の墜つるは雪の前兆なり (一一) 義帝宋義を上將軍とし項羽を次將として趙を救ふ、羽之を殺して自ら其兵を領す (一二) 陳勝に同じ、叛秦の先鞭を著けたる人 (一三) 楚將項燕 (一四) 義帝 (一五) 義帝を立てしは范增の畫策なり (一六) 人疑へばこそ讒も之れに乘ずるなれ (一七) 信じて疑なき君臣を離間するを得ず

吾嘗論。義帝天下之賢主也。獨遣二沛公一入レ關。而不レ遣二項羽一。識三卿子冠軍於二稠人之中一。而擢以爲二上將一。不賢

吾嘗て論ず、義帝は天下の賢主なり、獨り沛公を遣して(一)關に入らしめて、項羽を遣はさず、卿子冠軍を(二)稠人の中に識つて、擢んでて以て上將と爲す、不賢にして能く是の如くならんや。羽既に卿子冠軍を矯殺す、義帝必ず堪ふること能はず、羽が帝を弑するに非ずんば、則ち帝、羽を殺さんと、知者を待つて而して後に知らざるなり。增始め(三)項梁を勸めて義帝を立つ、諸侯此を以て服從す。(四)中道

骸骨歸卒伍。歸未至彭城。疽發背死。蘇子曰。增之去善矣。不去羽必殺增。獨恨其不蚤耳。然則當以何事去。增勸羽殺沛公。羽不聽。終以此失天下。當於此去耶。曰否。增之欲殺沛公。人臣之分也。羽之不殺。猶有人君之度也。增曷爲以此去哉。易曰。知幾其神乎。詩

を殺すを勸む、羽聽かず、終に此を以て天下を失へり。當に此に於て去るべきか。曰く否。增の沛公を殺さんと欲せしは、(八)人臣の分なり、羽の殺さざるは、猶ほ人君の度有るなり。增曷爲れぞ此を以て去らんや。易に曰く、(九)幾を知るは其れ神かと。詩に曰く、(一〇)彼の雨雪を相るに、先づ集るは維れ霰と。增の去るや、當に羽が卿子冠軍を殺しし時に於てすべきなり。(一一)陳渉の民を得るや、項燕・扶蘇を以てし、(一二)項氏の興るや、楚の懷王の孫心を立つるを以てす。而も(一三)諸侯の之に畔くや、義帝を弑するを以てせり。且つ(一四)義帝の立つや、增謀主たり。義帝の存亡は、豈獨り楚の盛衰を爲すのみならんや。亦增の與に(一五)禍福を同じうする所たり。未だ義帝亡びて增のみ獨り能く久しく存する者は有らざるなり。羽の卿子冠軍を殺すや、是れ義帝を弑するの兆なり、其義帝を弑するは、則ち增を疑ふの本なり、豈必ずしも陳平を待たんや。物必ず先づ腐れて、而る後に蟲之に生じ(一六)、人必ず先づ疑つて、而る後に讒之に入る、陳平知なりと雖も、安んぞ能く(一七)疑無きの主を間せんや。

太子而不忌。太子亦不敢請。則威信之過也。故夫以法毒天下者。未有不反中其身及其子孫者也。漢武與始皇。皆果於殺者也。故其子如扶蘇之仁。則寧死而不請。如戾太子之悍。則寧反而不訴。知訴之而不察也。戾太子豈欲反者哉。計出於無聊也。故爲二君之子者。有死與反而已。李斯之智。蓋足以知扶蘇之必不反也。吾又表而出之。以戒後世人主之果於殺者。

殺す（一〇）其應報あるなり（一一）仁なりしかば罪を請はざりき（一二）漢武帝の太子、不平の餘り叛を謀りて死す（一三）不安なり、不平の義

漢用陳平計。間疎楚君臣。項羽疑范增與漢有私。稍奪其權。增大怒曰。天下事大定矣。君王自爲之。願賜

范増を論ず

漢、陳平の計を用ひて、楚の君臣を間疎す。（一）項羽、范増が漢と私有るを疑ひ、稍其權を奪ふ。（二）增大いに怒つて曰く、天下の事（三）大いに定まれり、君王自ら之を爲せ、（四）願はくは骸骨を賜うて卒伍に歸らんと。（五）歸つて未だ彭城に至らざるに、疽背に發して死せり。（六）蘇子曰く、增の去るや善し、去らずんば羽必ず增を殺さん、獨り其蚤からざるを恨むのみと。然らば則ち當に何の事を以てか去るべき。（七）増、羽に沛公

實國之蠹。無所投其隙。倉卒之變。無自發焉。然其令行禁止。蓋有不及商鞅者矣。而聖人終不以彼易此。商鞅立信於徙木。立威於棄灰。刑其親戚師傅。積威信之極。以及始皇。秦人視其君。如雷電鬼神不可測也。古者公族有罪。三宥然後制刑。今至使人矯殺其

之れ極め、以て始皇に及べり。秦人の其君を視るは、雷電鬼神の測るべからざるが如し。古は公族罪有れば、三(八)宥して然る後に刑を制せり。今人をして其太子を(九)矯殺して忌まず、太子をして亦敢て請はざらしむるに至るは、則ち威信の過ぎたるなり。故に夫れ法を以て天下を毒する者は、未だ反つて其身及び其子孫に(一〇)中らざる者は有らず。漢武と始皇とは、皆殺に果なる者なり。故に其子扶蘇の仁の如きは、則ち寧ろ死すとも請はず。戾太子の悍の如きは、則ち寧ろ反して訴へ(一一)ず。之を訴ふるも察せられざるを知ればなり。戾太子豈反を欲する者ならんや、計無聊(一二)に出づるなり。故に二君の子たる者は、死と反とあるのみ。李斯の智、蓋し以て扶蘇の必ず反せざるを知るに足れり。吾又表して之を出し、以て後世人主の殺に果なる者を戒む。

(一) 史記魯世家に出づ　(二) 論語に出づ　(三) 自家の誠心を盡すを忠とし自家の心を推すを恕とす　(四) 上下の心情に通達することは易なり　(五) 平易忠恕の政を以て嚴法威狭に易へず　(六) 欺かざるを示さん爲に鞅の取りし政策なり　(七) 商鞅の令に灰を道に棄つる者は罪あり　(八) 禮記文王世子篇に出典あり參看すべし　(九) 命を矯りて

亡而無レ所レ舍。然後知ニ爲レ法之弊一。夫豈獨鞅悔レ之。秦亦悔レ之矣。荊軻之變。持レ兵者。熟ニ視始皇環レ柱而走一。莫ニ之救一者。以ニ秦法重一故也。李斯之立ニ胡亥一。不ニ復忌ニ二人一者。知ニ威令之素行一。而臣子不ニ敢復請一也。二人之不ニ敢請一。亦始ニ始皇之鷙悍而不レ可レ回也。豈料ニ其僞一也哉。

り。豈其僞を料らんや。

㈠ 人を殺す ㈡ 一人罪を犯して三族男誅せらるゝなり ㈢ 息を殺して戰々兢々と畏縮す ㈣ 蒙恬等を指す ㈤ 商鞅出亡して客舍に宿らんとす、舍人法によりて之を謝絶す、鞅歎じて法を爲すの弊一に此に至るかと ㈥ 燕太子丹の客荊軻秦王に謁して之を刺さんとす ㈦ 武器 ㈧ 扶蘇、蒙恬 ㈨ 剛愎にして屈くるを嫌ふ氣性

周公曰。平易近レ民。民必歸レ之。孔子曰。有ニ一言而可ニ以終身行一レ之。其恕矣乎。夫以ニ忠恕一爲レ心。而以ニ平易一爲レ政。則上易レ知而下易レ達。雖レ有ニ

周公曰く、平易(一)にして民に近ければ、民必ず之に歸すと。孔子曰く、一言(二)にして以て終身之れを行ふべきとは、其れ恕かと。夫れ忠恕(三)を以て心と爲し、平易を以て政を爲さば、則ち上知り(四)易うして、下達し易し。國を賣るの姦有りと雖も、其隙に投ずる所無く、倉卒の變も、自發すること無し。然れども其令行はれ、禁止むは、蓋し商鞅に及ばざる者有らん。而も聖人(五)終に彼を以て此れに易へざるなり。商鞅信を徙木(六)に立て、威を棄灰(七)に立て、其親戚師傅を刑して、威信を積むこと

皇子。秦人戴之久矣。陳勝假其名。猶足以亂天下。而蒙恬持重兵在外。使二人不卽受誅而復請之。則斯高無遺類矣。以斯之智。而不慮此何哉。

蘇子曰。嗚呼秦之失道。有自來矣。豈獨始皇之罪。自商鞅變法。以殊死爲經典。以參夷爲常法。人臣狼顧脅息。以得死爲幸。何暇復請。方其法之行也。求無不獲。禁無不止。鞅自以爲軼堯舜而駕湯武矣。及其出

蘇子曰く、嗚呼秦の道を失ふや、自り來るところ有り、豈獨り始皇の罪ならんや。商鞅が法を變じてより、殊死(二)を以て經典と爲し、參夷(三)を以て常法と爲す。人臣狼顧(一)脅息して、死を得るを以て幸と爲す、何ぞ復請(四)ふに暇あらんや。其法の行はるゝに方つては、求めて獲ざる無く、禁じて止まざる無し。鞅自ら以爲らく、堯舜に軼ぎて湯武に駕すと。其出亡(五)して舍する所無きに及んで、然して後に法を爲すの弊を知りぬ。夫れ豈獨り鞅の之を悔ゆるのみならんや、秦も亦之を悔いたり。荊軻(六)の變に、兵(七)を持する者、始皇の柱を環つて走るを熟視して、復之を救ふ莫かりし者は、秦の法重きを以ての故なり。李斯の胡亥を立つるや、復二人(八)を忌まざる者は、威令の素より行はれて、臣子敢て復請はざるを知ればなり。二人の敢て請はざりしも、亦始皇の鷙悍(九)にして回すべからざるを知ればな

唐張承業。二人號稱二善良一。豈可下望三一二於二千萬一以徼中必亡之禍上哉。然世主皆甘心而不レ悔。如二漢桓靈。唐肅代一。猶不レ足二深怪一。始皇漢宣皆英主。亦湛レ於二趙高恭顯之禍一。彼自以爲。聰明人傑也。奴僕熏腐之餘。何能爲。及二其亡レ國亂レ朝一。乃與二庸主一不レ異。吾故表而出レ之。以戒下後世人主。如二始皇漢宣一者上。或曰。李斯佐二始皇一定二天下一。不レ可レ謂二不智一。扶蘇親始

英主なるすら、亦趙高・恭・顯(七)の禍に湛めり。彼自ら以爲らく、聰明の人傑なり、奴僕熏腐(八)の餘、何ぞ能く爲さんと。其國を亡し朝を亂るに及んでは、乃ち庸主と異ならず。吾故に表して之を出し、以て後世の人主、始皇・漢宣の如き者を戒む。或ひと曰く、李斯、始皇を佐けて天下を定む、不智と謂ふべからず。扶蘇は親しく始皇の子なり、秦人之を戴くこと久し。(九)陳勝其名を假るすら、猶ほ以て天下を亂るに足れり。而して蒙恬重兵を持して外に在り、二人をして卽し誅を受けずして復之を請はしめば、則ち斯・高に遺類無けん。斯の智を以てして、此を慮らざるは何ぞやと。

(一) 宦官の禍 (二) 木を剜みて其側に書し以て約束とす、庖犧氏に起る (三) 後漢靈帝の宦官なり、都鄉侯を辭し爵人を大赦せしことなどあり (四) 唐莊宗の宦官なり (五) 桓帝・靈帝、共に庸主 (六) 肅宗・代宗、共に宦官の專橫に困みたり (七) 石顯・弘恭は漢宣帝の宦官なりき、元帝立つや石顯事を用ひ蕭望之等を殺す (八) 熏は連坐の罪、腐は宮刑 (九) 陳勝兵を起すのはじめ扶蘇の名を假れり

制二天下輕重之勢一。使二內外相形以禁一レ姦備一レ亂者。可レ謂レ密矣。蒙恬將二三十萬人一。威振二北方一。扶蘇監二其軍一。而蒙毅侍二帷幄一爲二謀臣一。雖レ有二大姦賊一。敢睥二睨其間一哉。不幸道病。禱二祠山川一。尙有レ人也。而遣二蒙毅一。故高斯得レ成二其謀一。始皇之遣レ毅。毅見二始皇病太子未一レ立。而去二左右一。皆不レ可二以言一レ智。雖レ然天之亡二人國一。其禍敗必出レ於二智所一レ不レ及。聖人爲二天下一。不レ恃レ智以防レ亂。恃二吾無一レ致レ亂之道一耳。始皇致レ亂之道。在レ用二趙高一。

所に出づ。聖人の天下を爲むるや、智を恃んで以て亂を防がず、吾亂を致すの道無きを恃むのみ。始皇が亂を致せるの道は、趙高を用ひしに在り。

(一) 史記に見ゆ　(二) 始皇の長子　(三) 赴くに同じ　(四) 二世皇帝となりし人　(五) いつはる　(六) 胡と渾邪と內外相待つの形勢を成す　(七) 非望を企畫せんや　(八) 他に相當の人物有りしならん　(九) 趙高と李斯と　(一〇) 災禍も敗亡も人智の及ぶ能はざるものあり　(一一) 智によりて亂を防ぐの法を爲さず

夫閹尹之禍。如二毒藥猛獸一。未レ有下不二裂レ肝碎一レ首者上也。自二書契一以來。惟東漢呂彊。後

夫れ閹尹の禍は、毒藥猛獸の如し。未だ肝を裂き首を碎かざる者は有らざるなり。書契(一)より以來、惟東漢の呂彊(二)と、後唐の張承業(三)と、二人のみ號して善良と稱す。豈一二を千萬に望んで、以て必亡の禍を徼むべけんや。然るに世主皆甘心して悔いず。漢の桓・靈(五)、唐の肅代(六)の如きは、猶ほ深く怪むに足らず。始皇・漢宣皆

秦始皇帝時。趙高有罪。蒙毅按之當死。始皇赦而用之。長子扶蘇好直諫。上怒使北監蒙恬兵於上郡。始皇東遊會稽。並海走琅邪。少子胡亥李斯蒙毅趙高從。道病。使蒙毅還禱山川。未及還上崩。李斯趙高矯詔立胡亥。殺扶蘇蒙恬蒙毅。卒以亡秦。蘇子曰始皇

秦の始皇帝の時、趙高罪有り、蒙毅之を按じて死に當す。始皇赦して之を用ふ。長子扶蘇直諫を好む。上怒つて、北のかた蒙恬の兵を上郡に監せしむ。始皇東のかた會稽に遊び、海に並うて琅邪に走く。少子胡亥・李斯・蒙毅・趙高從ふ。道にして病み、蒙毅をして還つて山川に禱らしむ。未だ還るに及ばざるに、上崩ず。李斯・趙高詔を矯めて胡亥を立て、扶蘇・蒙恬・蒙毅を殺し、卒に以て秦を亡ぼせり。蘇子曰く、始皇天下輕重の勢を制し、內外をして相形し、以て奸を禁じ亂に備へしめし者、密なりと謂ふべし。蒙恬三十萬人に將として、威北方に振ひ、扶蘇其軍を監し、而して蒙毅は帷幄に侍して謀臣と爲る。大奸賊有りと雖も、敢て其間に睥睨せんや。不幸にして道に病む。山川に禱祠するは、尙ほ人有らん、而るに蒙毅を遣しぬ。故に高斯其謀を成すを得たり。始皇の毅を遣ると、毅が始皇の病んで、太子未だ立たざるを見て、而も左右を去るとは、皆以て智なりと言ふべからず。然りと雖も天の人の國を亡すは、其禍敗必ず智の及ばざる

楚漢之禍。生民盡矣。豪傑宜レ無レ幾。而代相陳豨從車千乘。蕭曹爲レ政。莫二之禁一也。至二文景武之世一。法令至密。然吳濞淮南梁王魏其武安之流。皆爭致二賓客一。世主不レ問也。豈懲二秦之禍一。以爲二爵祿不レ能レ盡縻二天下士一。故少寬レ之。使レ得二或出一於レ此也邪。若夫先王之政則不レ然。曰。君子學レ道則愛レ人。小人學レ道則易レ使也。嗚呼此豈秦漢之所レ及也哉。

楚漢の禍、生民盡く。(一)豪傑宜しく幾も無かるべくして、而して代の相陳豨は、(二)從車千乘、(三)蕭曹政を爲せるも、之を禁ずる莫かりき。(四)文・景・武の世に至つては、法令至密なり。然も(五)吳濞・淮南梁王・魏其・武安の流は、皆爭つて賓客を致せるに、世主問はざりき。豈秦の禍に懲りて、以て爵祿は盡く天下の士を縻ぐ能はずと爲ひ、故に少しく之を寬にして、或は此に出づるを得しめしか。若し夫れ先王の政は、則ち然らず。曰く、(六)君子道を學べば則ち人を愛し、小人道を學べば則ち使ひ易しと。嗚呼此れ豈秦漢の及ぶ所ならんや。

(一) 人民盡きはてんばかり　(二) 史記に、陳豨趙の相國として趙代の邊兵を監せんとす從車千乘とあり。(三) 蕭何・曹參　(四) 文帝・景帝・武帝　(五) 吳王濞・淮南王長・梁王武・魏其侯竇嬰・武安侯田蚡など　(六) 論語に出づ

始皇漢宣を論ず

不即亡也。始皇初欲逐客。用李斯之言而止。既并天下。則以客爲無用。於是任法而不任人。謂民可以恃法而治。謂吏不必才。取能守吾法而已。故墮名城。殺豪傑。民之秀異者。散而歸田畝。向之食於四公子呂不韋之徒者。皆安歸哉。不知其能槁項黄馘以老死於布褐乎。抑將輟耕太息以俟時也。秦之亂。雖成於二世。然使始皇知畏此四人者。有以處之。使不失職。秦之亡不至若是速也。縱百萬虎狼於山林。而饑渴之。不知其將噬人。世以始皇爲智。吾不信也。

畝に歸したり。向の四公子(八)呂不韋の徒に食せし者、皆安くにか歸せんや。知らず其能く槁項黄馘(九)、以て布褐(一〇)に老死せんか、抑々將た耕を輟め(一一)太息して、以て時を俟たんとするか。秦の亂は、二世に成れりと雖も、然れども始皇をして此四人の者を畏るゝを知らしめ、以て之を處する有りて、職を失はざらしめば、秦の亡ぶる是の若く速なるに至らざらん。百萬の虎狼を山林に縱つて、而して之を饑渴せしめ、其將に人を噬はんとするを知らず。世始皇を以て智と爲すとも、吾は信ぜざるなり。

(一) すべての人物皆然るにあらず (二) 客として之を養ふ (三) 農業に從事するなり (四) 馬鹿正直 (五) 先に立つて誘引する者 (六) 客を逐ふを諫めし書あり (七) 法を以て治むべしとす (八) 信陵・孟嘗・平原・春申の四君 (九) 頭髮枯槁して顏色黃變す (一〇) 貧窮の中に老死す (一一) 陳勝が人に傭はれて耕せし時耕し止め隴上に太息せし類

王分二天下之富貴一。與二此四者一共レ之。此四者不レ失レ職。則民靖矣。四者雖レ異。先王因レ俗設レ法。使レ出レ於レ一。三代以上出レ於レ學。戰國至レ秦出レ於レ客。漢以後出レ於二郡縣吏一。魏晉以來出レ於二九品中正一。隋唐至レ今出レ於二科擧一。

雖レ不二盡然一。取二其多者一論レ之。六國之君虐二用其民一。不レ減二始皇二世一。然當二是時一。百姓無二一人叛者一。以二凡民之秀傑者。多以レ客養レ之。不レ失レ職也。其力耕以奉レ上。皆椎魯無二能爲者一。雖レ欲二怨叛一而莫レ爲二之先一。此其所三以少安而

盡（一）く然らずと雖も、其多き者を取りて之を論ぜんに、六國の君、其民を虐用すること、始皇二世に減ぜず。然れども是の時に當つては、百姓に一人の叛く者無かりき。凡民の秀傑なる者は、多く客（二）を以て之を養うて職を失はしめざるを以てなり。其力耕して以て上に奉ずるは、皆椎魯（四）能く爲す無き者のみ。怨叛せんと欲すと雖（三）も、而も之が先（五）を爲すもの莫し。此れ其少しく安うして卽ち亡びざりし所以なり。始皇初め客を逐はんと欲す、李斯（六）の言を用ひて止みぬ。既に天下を幷するや、則ち客を以て用無しと爲し、是に於て法に任じて人に任ぜず、民は以て（七）法を恃んで治むべしと謂ひ、吏は必ずしも才ならずとも、能く吾法を守るを取らんのみと謂ひぬ。故に名城を隳ち豪傑を殺す。民の秀異なる者、散じて田

之有二猛鷙一。昆蟲之有中毒螫上也。區處條理。使三各安二其處一。則有レ之矣。鋤而盡去レ之。則無二是道一也。吾考二之世變一。知下六國之所二以久存一。而秦之所二以速亡一者。蓋出中於此上。不レ可三以不二レ察也。夫智勇辨力。此四者。皆天民之秀傑者也。類不レ能下惡二衣食一以養中人。皆役レ人以自養者也。故先

則ち之有り(五)、鋤(六)して而して盡く之を去らんは、則ち是道無きなり。吾之を世(七)變に考ふるに、六國の久しく存する所以、秦の速に亡ぶる所以の者、蓋し此に出づるを知る、以て察せざるべからざるなり。夫れ智勇辨力、此四の者は、皆天民の秀傑なる者なり。類ね(八)衣食を惡しうして以て人を養ふこと能はず、皆人を役して以て自ら養ふ者なり。故に先王天下の富貴を分ち、此四者に與へて之を共にす。此四者職を失はずんば、則ち民靖し。四者異なりと雖も、先王俗に因(九)りて法を設け、一に出でしむ(一〇)。三代以上は學に出で、戰國より秦に至るまでは客に出で、漢以後は郡縣吏に出で、魏晉以來は九品中正に出で(一一)、隋唐より今に至るまでは科擧に出づ(一二)。

(一) 先王と雖も (二) 猛勇桀黠の鳥 (三) 毒を有して他を刺衝するなり (四) 種類を區別し處理す (五) 其法無きに非ず (六) すき平ぐ (七) 世間の變遷 (八) 惡衣惡食 (九) 風俗に從つて一途に出でしむ (一〇) 四つの者皆學校より出づ (一一) 魏の文帝、九品の位次によりて人物を選用せんと欲し、州郡に皆中正の官を置く (一二) 官吏登用試驗

君子六千人。魏無忌。齊田文。趙勝黃歇呂不韋。皆有客三千人。而田文招致任俠姦人六萬家於薛。齊稷下。談者亦千人。魏文侯。燕昭王。太子丹。皆致客無數。下至秦漢之間。張耳陳餘號多士。賓客厮養。皆天下豪傑。而田横亦有士五百人。其略見於傳記者如此。度其餘。當倍官吏而半農夫也。此皆姦民蠹國者。民何以支。而國何以堪乎。

官吏に倍して、農夫に半すべし。此れ皆姦民國を蠹する者なり。(二〇) 民何を以て支へ、國何を以て堪へんや。

(一) 鄒衍天地の廣大を說き、鄒奭衍の文を修めて龍の文の如くす、齊人之を談天雕龍と謂ふ (二) 趙人公孫龍の堅石は石にあらず白馬は馬に非ずとする說、及び同をも異とし異をも同とする說 (三) 燕人荊軻劍を擊つを好み、秦武王は力を好み力士と鼎を扛げたり (四) 齊孟嘗君の客に之ありき (五) 客として取扱ふ (六) 美衣美食 (七) 君上より賜はる邸宅 (八) 越語に私卒君子六千人を中軍となす云々 (九) 信陵君 (一〇) 孟嘗君 (一一) 平原君 (一二) 春申君 (一三) 秦の賢臣 (一四) 男達の姦人 (一五) 齊の城門の名、或は山名とも言ふ (一六) 游說の士 (一七) 秦末漢初の豪族 (一八) 採薪炊烹などの賤役に服する者 (一九) 漢高祖の招に應ぜず節を守りて終に海島に死せし人 (二〇) 無職無業の姦民にて國家を虫ばみ害ふ者なり

蘇子曰。此先王之所不能免也。國之有姦也。猶鳥獸

蘇子曰く、此れ先王の免るゝ能はざる所なり。國の姦有るは、猶ほ鳥獸の猛鷙有り、昆蟲の毒螫有るがごときなり。區處條理して、各〻其處に安んぜしむるは、

韓子引二繩墨一。切二事情一。明二是非一。其極慘礉少レ恩。皆原レ於二道德之意一。嘗讀而思レ之。事固有下不二相謀一而相感者上。莊老之後。其禍爲二申韓一。由二三代之衰一至レ於レ今。凡所三以亂二聖人之道一者。其弊固已多矣。而未レ知二其所レ終。奈何其不レ爲二之所一也。

士を養ふを論ず

春秋之末。至レ於二戰國一。諸侯卿相。皆爭養レ士。自二謀夫說客。談天雕龍。堅白同異之流一。下至二擊劍扛鼎。雞鳴狗盜之徒一。莫レ不二賓禮一。靡衣玉食。以館レ於レ上者。何可レ勝數。越王句踐。有二

春秋の末、戰國に至つて、諸侯卿相、皆爭うて士を養ひ、謀夫說客、談天彫龍(一)、堅白同異(二)の流より、下つかた擊劍扛鼎(三)、雞鳴狗盜(四)の徒に至るまで、賓禮(五)せざるは莫く、靡衣玉食(六)、以て上に館(七)する者、何ぞ數ふるに勝ふべけんや。越王句踐に、君子(八)六千人有り。魏の無忌(九)、齊の田文(一〇)、趙勝(一一)・黃歇(一二)・呂不韋(一三)、皆客三千人有り。而して田文は任俠姦人(一四)六萬家を薛に招致したり。齊の稷下(一五)に、談者(一六)亦千人あり。魏の文侯(一六)、燕の昭王、太子丹、皆客を致すこと數無し。下つて秦漢(一七)の間に至つては、張耳・陳餘多士と號し、賓客廝養(一八)、皆天下の豪傑たり。而して田橫(一九)にも亦士五百人有りき。其傳記に略見する者此の如し。其餘を度るに、當に

不レ足二以治一レ民。則是殺レ人不レ足三以爲二不仁一。而不仁亦不レ足三以亂二天下一。如レ此則舉二天下一。唯吾之所レ爲。刀鋸斧鉞。何施而不レ可。昔者夫子。未三嘗一日易二其言一。雖二天下之小物一。亦莫レ不レ有レ所レ畏。今其視二天下一。眇然若三不レ足レ爲者一。此其所二以輕殺一レ人歟。太史遷曰。申子卑卑。施レ於二名實一。

て天下を亂るに足らざらん。此の如くんば則ち天下を擧げて、唯吾の爲す所たり。(三)刀鋸斧鉞、何を施してか可ならざらん。昔は夫子、未だ嘗て一日も其言を易くせず、(四)天下の小物と雖も、亦畏るゝ所有らざる莫かりき。今其れ天下を視るや、(五)眇然として爲すに足らざる者の若くす、(六)此れ其輕々しく人を殺す所以か。太史遷曰く、(七)申子は卑卑として(八)名實に施し、(九)韓子は繩墨を引き、事情を切にし、(一〇)是非を明にす。其極は慘覈にして恩少し。(一一)皆道德の意に原づくと。嘗て讀んで之を思ふに、事固より相謀らずして相感ずる者有り。(一二)非老の後、其禍を申韓と爲す。三代の衰へし由り、今に至るまで、凡そ聖人の道を亂る所以の者、其弊固より已に多し。而も未だ其終る所を知らず、(一三)奈何ぞ其れ之が所を爲さざらんや。(一四)

(一) 人に忍びざる仁心　(二) 反面より言ふなり　(三) 我が欲するが儘なり　(四) 輕卒にせず　(五) 商鞅・韓非等を指す　(六) 小さき貌　(七) 史記申韓列傳の賛語に出づ　(八) 自ら勉勵する貌　(九) 名實を明にすることに施す　(一〇) 法則を正し事情に適切にす　(一一) 法を用ふる慘急深刻にして恩を施すこと少し　(一二) 其に約せずして自然に相通ずる事なきに非ず　(一三) 其終局する所を知らず　(一四) 處置を爲し與かざるべけんや

敢與レ不レ忍之心合。而後聖人之道得レ存二乎其中一。今老聃莊周論二君臣父子之間一。汎汎乎若下萍游二於江湖一。而適相値上也。夫是以父不レ足レ愛。而君不レ足レ忌。不レ忌二其君一。不レ愛二其父一。則仁不レ足二以懷一。義不レ足二以勸一。禮樂不レ足二以化一。此四者皆不レ足レ用。而欲レ置二天下於無一レ有。夫無レ有豈誠足三以治二天下一哉。商鞅韓非求レ爲二其說一而不レ得。得下其所以輕二天下一而齊中萬物上之術。是以敢爲二殘忍一而無レ疑。

以て懐くるに足らず、義は以て勸むるに足らず、禮樂は以て化するに足らず。此の四の者皆用ふるに足らざるに、而も天下を有る無きに置かんと欲す。(五)夫れ有る無きは、豈誠に以て天下を治むるに足らんや。商鞅・韓非其說を爲すを求めて得ず、(六)其天下を輕んじ、萬物を齊しうする所以の術を得たり。(七)是を以て敢て殘忍を爲して疑ふこと無し。

㈠相倚り相敬す　㈡思ひきりて爲す能はず　㈢廣く涯無き貌　㈣水面を漂遊する浮草　㈤虛無の中　㈥其說を爲さんとするも思ひ當るところ無し　㈦老莊の一方面をのみ得たる也

今夫不レ忍レ殺レ人。而不レ足二以爲一レ仁。而仁亦

今夫れ人を殺すに忍びずして、(一)而も以て仁と爲すに足らず、仁も亦以て民を治むるに足らずんば、則ち是れ人を殺すも以て不仁と爲すに足らずして、(二)不仁も亦以

得三志於二天下一。高レ世遠擧之人。所二以放レ心而無レ愛。雖レ非二聖人之道一。而其用レ意。固亦無レ惡レ於二天下一。自二老聃之死一百餘年。有二商鞅韓非一。著レ書言下治二天下一無上レ若二刑名之賢一。及二秦用一レ之。終レ於二勝廣之亂一。教化不レ足而法有レ餘。秦以不レ祀。而天下被二其毒一。後世之學者。知二申韓之罪一。而不レ知二老聃莊周之使一レ然。

子名は周、列子名は禦寇　(五) 天地の道は虛無を本體とす、人々慾念を斷つべしとの說　(六) 自儘勝手に根據なき說　(七) 其極を推究するに畢竟虛無のみ　(八) 死生の外に超越して念とせざるなり　(九) 世に高ぶり遠く逃れ去る人　(一〇) 老莊の學は別に天下の害毒とはならずとの意　(一一) 本卷の前韓篇參照　(一二) 名を以て實を責むるの學、酷薄にして人情を忘るゝに至る　(一三) 陳勝吳廣　(一四) 子孫絕滅　(一五) 申不害、亦刑名の學を唱ふ

何者。仁義之道。起レ於二夫婦父子兄弟相愛之間一。而禮法刑政之原。出レ於二君臣上下相忌之際一。相愛則有レ所レ不レ忍。相忌則有レ所レ不レ敢。不レ

何となれば、仁義の道は夫婦父子兄弟相愛するの間に起り、而して禮法刑政の原は、君臣上下相忌むの際に出づ。相愛すれば則ち忍びざる所有り、相忌めば則ち敢てせざる所有り。敢てせざると忍びざるとの心合して、而る後に聖人の道其中に存するを得ればなり。今老聃・莊周の君臣父子の間を論ずるや、汎汎乎として萍の江湖に游んで、而して適〻相値ふが若きのみ。夫れ是を以て父も愛するに足らずして、而して君も忌むに足らず。其君を忌まず、其父を愛せずば、則ち仁は

聖人之所爲惡夫異端。盡力而排之者。非異端之能亂天下。而天下之亂所由出也。昔周之衰。有老聃莊周列禦寇之徒。更爲虛無淡泊之言。而治其猖狂浮游之說。紛紜顚倒。而卒歸於無有。由其道者。蕩然莫得其當。是以忘乎富貴之樂。而齊乎死生之分。此不

聖人の夫の異端を惡んで、力を盡して之を排するを爲す所の者は、異端の能く天下を亂すに非ずして、天下の亂の由つて出づる所なればなり。昔は周の衰ふる、老聃・莊周・列禦寇の徒有り、更〻虛無淡泊の言を爲して、其猖狂浮游の說を治め、紛紜顚倒して、卒に有る無きに歸しぬ。其道に由る者は、蕩然として其當を得ること莫し。是を以て富貴の樂を忘れて、死生の分を齊しうす。此れ志を天下に得ず、世に高うし遠く舉るの人の、心を放つて憂無き所以。聖人の道に非ずと雖も、而も其意を用ふる、固に亦天下に惡する無し。老聃の死してより百餘年、商鞅・韓非有り、書を著して、天下を治むるは刑名の賢れるに若くは莫しと言へり。秦之を用ふるに及んで、勝廣の亂に終り、敎化足らずして、法餘有り。秦以て祀らずして、天下其毒を被る。後世の學者、申韓の罪を知つて、而して老聃・莊周の然らしめたるを知らず。

(一) 戰國韓の庶公子なり、韓非子二十篇の著あり　(二) 異端邪說　(三) 異端によりて亂起る　(四) 老子名は聃、莊

敢盡廢也。彼李斯者。獨能奮而不顧。焚燒夫子之六經。烹滅三代之諸侯。破壞周公之井田。此亦必有所恃者矣。彼見其師歷詆天下之賢人。自是其愚。以爲古先聖王皆無足法者。不知荀卿特以快一時之論。而不知其禍之至於此也。其父殺人報仇。其子必且行劫。荀卿明王道。述禮樂。而李斯以其學亂天下。其高談異論。有以激之也。孔孟之論。未嘗異也。而天下卒無有及者。苟天下果無有及者。則尚以求異爲哉。

に至るを知らざりしことを。其父人を殺して仇を報ぜば、其子必ず且に劫を行はんとす。荀卿王道を明にして、禮樂を述ぶ。而も李斯は其學を以て天下を亂りぬ。其高談異論(一〇)、以て之を激する有ればなり。孔孟の論、未だ嘗て異あらず(一一)、而して天下卒に及ぶ者有ること無し。苟も天下果して及ぶ者有る無くんば、則ち尚ほ安んぞ異を求むるを以て爲さんや(一二)。

(一) 顧みて遠慮忌憚す (二) 桀紂と雖も絶滅するを憚りしなり (三) 敢然として奮進す (四) 六國を滅亡せしめし類を指す (五) 周公の制定せる井田の法をやぶる (六) 荀卿 (七) 盡く譏り爲る (八) 自己の愚を以て醇なりと思ふ (九) 人を劫かす、强盜の類 (一〇) 荀卿の議論なり (一一) 常と異なりたる議論無し (一二) 既に及ぶもの莫し何ぞ異を立つるを要せんや

韓非論

其言忠人之所レ驚。小人之所レ喜也。子思孟軻。世之所レ謂賢人君子也。荀卿獨曰。亂二天下一者。子思孟軻也。天下之人。如レ此其衆也。仁人義士。如レ此其多也。荀卿獨曰。人性惡。桀紂性也。堯舜僞也。由レ是觀レ之。意其爲レ人。必也剛愎不遜。而自許太過。彼李斯者。又特甚者耳。

(一)李斯秦に事へ始皇帝に勸めて天下の書を焚き儒を坑にせしむ　(二)荀卿の道　(三)あたがたき　(四)聖人の平易正直なる議論と異なる説を唱へて遠慮せず　(五)孔子の孫名は伋　(六)荀子の非十二子篇參照　(七)荀子性惡篇に出づ　(八)剛愎傲慢にして自尊心の過大なる人物

今夫小人之爲二不善一。猶必有レ所二顧忌一。是以夏商之亡。桀紂之殘暴。而先王之法度禮樂刑政。猶未レ至レ於二絕滅一而不レ可レ考者。是桀紂猶有レ所レ存。而不二

今夫れ小人の不善を爲すや、猶ほ必ず顧忌する所有り。是を以て夏商の亡ぶるや、桀紂の殘暴なるも、而も先王の法度禮樂刑政、猶ほ未だ絕滅して考ふべからざるに至らざりし者は、是れ桀紂すら猶ほ存する所有りて、敢て盡く廢せざればなり。彼の李斯は、獨り能く奮つて顧みず、夫子の六經を焚燒し、三代の諸侯を烹滅し、周公の井田を破壞せり。此れ亦必ず恃む所の者有りしならん。彼其師が天下の賢人を歷詆して、自ら其愚を是とせしを見て、以爲らく、古先聖王皆法るに足る者無しと。知らず荀卿特に以て一時の論を快として、而して其禍の此

辭而已。夫子以爲後世必有下不レ足レ行二其說一者上矣。必有下竊二其說一而爲二不義一者上矣。是故其言平易正直。而不三敢爲二非常可レ喜之論一。要在レ於レ不レ可レ易也。

昔者常怪。李斯事二荀卿一。既而焚二滅其書一。大變二古先聖王之法一。於二其師之道一。不三啻若二寇讐一。及三今觀二荀卿之書一。然後知下李斯之所二以事一レ秦者。皆出レ於二荀卿一。而不上レ足レ怪也。荀卿者喜爲二異說一而不レ讓。敢爲二高論一而不レ顧者也。

昔は常に怪しむらく、李斯、荀卿に事へ、既にして(一)其書を焚滅し、大いに古先聖王の法を變ず。(二)其師の道に於いて、啻に寇讐の若くなるのみならずと。今荀卿の書を觀るに及んで、然して後に李斯の秦に事へし所以の者、皆荀卿より出でて、而して怪しむに足らざるを知りぬ。荀卿は喜んで(四)異說を爲して讓らず、敢て高論を爲して顧みざる者なり。其言は愚人の驚く所にして、小人の喜ぶ所たり。(五)子思・孟軻は、世の所謂賢人君子なり。荀卿獨り曰く、(六)天下を亂る者は、子思・孟軻なりと。天下の人、此の如く其れ衆く、仁人義士、此の如く其れ多し。荀卿獨り曰く、(七)人の性は惡、桀紂は性なり、堯舜は僞なりと。是に由つて之を觀れば、意ふに其人となり、必ずや(八)剛愎不遜にして、而して自ら許すこと太だ過ぎたらん。彼の李斯といふ者は、又特に甚だしき者のみ。

遠也。浩乎不知其津涯。而非深也。其所言者。匹夫匹婦之所共知。而所行者。聖人有所不能盡也。嗚呼。是亦足矣。使後世有能盡吾說者。雖爲聖人無難。而不能者。不失爲寡過而已矣。子路之勇。子貢之辯。冉有之智。此三者。皆天下之所謂難能而可貴者也。然三子者。每不爲夫子之所悅。顏淵默然不見其所能。若無以異於衆人者。而夫子亟稱之。且夫學聖人者。豈必其言之云爾哉。亦觀其意之所

も、過を寡うするを爲すを失はざらんのみ。子路の勇、(八)子貢の辯、(九)冉有の智、(一〇)此三つの者は、皆天下の所謂能くし難うして貴ぶべき者なり。然れども三子者は、毎に夫子の悅ぶ所と爲らず。顏淵は(一一)默然として其能くする所を見はさず、以て衆人に異なる無き者の若し。而も夫子は亟〻之を稱せり。且夫れ聖人を學ぶ者は、豈必ず其言を之れ云ふのみならんや、亦其意の嚮ふ所を觀るのみ。夫子以爲らく、後世(一二)必ず其說を行ふに足らずとする者有らん、必ず其說を竊んで不義(一三)を爲す者有らんと。是の故に其言平易正直にして、敢て非常喜ぶべきの論を爲さず。要は易ふべからざるに在るのみ。

(一)史記 (二)正しく規則あること (三)畔はくろ、崖岸なり (四)ひろびろ (五)かぎり、はて (六)是のみにて中分無き箇なり (七)聖人と成り得ざる者 (八)孔門の季路 (九)端木賜 (一〇)名は求、季氏の宰となる (一一)孔門の高材、亞聖と稱せらる (一二)言語をのみ學ぶにはあらず (一三)暗に李斯を指す

死レ於二寒食散一。豈不幸哉。而吾獨何爲傚レ之。世之服二寒食散一。疽レ背嘔レ血者相踵也。用二商鞅桑弘羊之術一。破レ國亡レ宗者皆是也。然而終不レ悟者。樂二其言之美便一。而忘二其禍之慘烈一也。

(一)石鍾乳は礬石なり　(二)烏頭に同じ、毒草　(三)字は平叔、司馬懿に誅せらる　(四)強烈なる成藥の名なり、之を食うて藥毒發すれば往々死す　(五)疽は腫物なり　(六)宗族

荀卿論

嘗讀二孔子世家一。觀二其言語文章一。循循莫レ不レ有二規矩一。不二敢放言高論一。言必稱二先王一。然後知下聖人憂二天下一之深上也。茫乎不レ知二其畔岸一。而非レ

嘗て孔子(一)世家を讀んで、其言語文章を觀るに、循循(二)として規矩有らざる莫く、敢て放言高論せず、言へば必ず先王を稱す。然して後に聖人天下を憂ふるの深きを知りぬ。茫乎として其畔岸(三)を知らず、而も遠きに非ざるなり。浩乎(四)として其津(五)涯を知らず、而も深きに非ざるなり。其言ふ所は、匹夫匹婦の共に知る所にして、而も行ふ所は、聖人も盡す能はざる所有り。嗚呼(六)是れ亦足れり、後世をして能く吾說を盡す者有らしめば、聖人爲ることと雖も難きこと無くして、能はざる(七)者

者。滅レ國殘レ民。覆レ族亡レ軀者相踵也。而世主獨甘心焉何哉。樂三其言之便二レ已也。夫堯舜禹湯。世主之父師也。諫臣弼士。世主之藥石也。恭敬慈儉。勤勞憂畏。世主之繩約也。今使下世主日臨二父師一而親二藥石一履中繩約上非レ有レ所レ樂也。故爲二商鞅弘羊之術一者。必先鄙レ堯笑レ舜。而陋レ禹也。曰所レ謂賢主者。專以二天下一適レ已而已。此世主所三以人人甘心而不二悟也。

雨 (七) 商鞅と桑弘羊と (八) 書籍紙片 (九) 人民を傷害す (一〇) 君を諫爭して之を輔弼する人臣 (一一) 身を檢束する繩 (一二) 窮屈にして樂しからず (一三) 自家の意志通りに適はしむるなり

世有下食二鍾乳烏喙一而縱二酒色一。以求二長年一者上。蓋始レ於二何晏一。晏少而富貴。故服二寒食散一以濟二其欲一。無下足レ怪者上。彼之所レ爲。足三以殺レ身滅二族者。日相繼也。得レ

世に鍾乳(一)烏喙(二)を食つて酒色を縱にし、以て長年を求むる者有り。蓋し何(三)晏に始まる。晏少うして富貴なり、故に寒食散(四)を服して以て其欲を濟ふ、怪しむに足る者無し。彼の爲す所、以て身を殺し族を滅すに足る者、日に相繼ぐ。寒食散に死するを得るは、豈不幸ならんや。而るに吾獨り何爲れぞ之に傚はんや。世の寒食散を服して、背(五)に疽し血を嘔く者相踵ぐ。商鞅・桑弘羊の術を用ひて、國を破り宗(六)を亡す者は皆是れなり。然り而して終に悟らざる者は、其言の美便なるを樂んで、而して其禍の慘烈なるを忘るればなり。

而上用足。蓋乎司馬光之言也。曰天下安有二此理一。天地所レ生。財貨百物止有二此數一。不レ在レ民。則在レ官。譬如二雨澤一。夏澇則秋旱。不レ加レ賦而上用足。不レ過三設レ法陰奪二民利一。其害甚レ於レ加レ賦也。二子之名在二天下一。如二蛆蠅糞穢一也。言レ之則汙二口舌一。書レ之則汙二簡牘一。二子之術用レ於レ世

に在り。譬へば雨澤の如し、夏澇(六)すれば則ち秋旱す。賦を加へずして上用足るは、法を設けて陰に民の利を奪ふに過ぎず。其害賦を加ふるよりも甚だしと。二(七)子の名天下に在ること、蛆蠅糞穢の如し。之を言へば則ち口舌を汙し、之を書すれば則ち(八)簡牘を汙す。二子の術世に用ひらるれば、國を滅し民を殘し、族を覆し軀を亡す者相踵ぐ。而も世主獨り甘心するは何ぞや。其言の(九)己に便なるを樂しめばなり。夫れ堯・舜・禹・湯は、世主の父師なり。(一〇)諫臣弼士は、世主の藥石なり。恭敬慈儉、勤勞憂畏は、世主の繩約(一一)なり。今世主をして日に父師に臨んで藥石に親しみ、繩約を履ましむるは、(一二)樂しとする所有るに非ざるなり。故に商鞅・弘羊の術を爲す者は、必ず先づ堯を鄙しみ舜を笑ひ、禹を陋しむ。曰く、所謂賢主とは、專ら天下を以て(一三)己に適はしむるのみと。此れ世主が人人甘心して悟らざる所以なり。

(一)小才　(二)小智　(三)賦税を加へずして上の用度すべて足る　(四)司馬溫公　(五)天下の物皆限あり　(六)長

雖。蓋其小小者耳。所謂大罪二。則論商鞅桑弘羊之功也。自漢以來。學者恥言商鞅弘羊。而世主獨甘心焉。皆陽諱其名。而陰用其實。甚者則名實皆宗之。庶幾其成功。此司馬遷之罪也。秦固天下之彊國。而孝公亦有志之君也。修其政刑。十年不爲聲色畋遊之所敗。雖微商鞅。有不富彊乎。秦之所以富彊者。孝公敦本力穡之效。非鞅流血刻骨之功也。而秦之所以見疾於民如豺虎毒藥。一夫作難。而子孫無遺種。則鞅實使之。

し骨を剝するの功に非ざるなり。而も秦の、民に疾まるゝこと豺虎毒藥の如く、一夫難を作して(一六)子孫に遺種無き所以は、(一七)則ち鞅實に之をせしむるなり。

(一) 衞の庶公子鞅秦に仕へて商君に封ぜらる　(二) 公戰に賞あり私鬪に罰あり故に私鬪を避く　(三) 周顯王祖廟を祀る所の肉を賜ひし事あり　(四) 詐論　(五) 以上史記の文なればなり　(六) 黄帝・老・莊の學を先とせるなり　(七) 聖人の正統たるべき禮・樂・詩・書・易・春秋の道　(八) 學德高うして出て仕へざる者　(九) 漢武帝に仕へし人　(一〇) 代代の君主　(一一) 得心し滿足す　(一二) 表面も内實も　(一三) 樂聲・女色・狩獵・遊戲　(一四) 農事に力を注ぎて耕稼をつとめし事　(一五) 酷刑苛税　(一六) 陳勝・吳廣の徒　(一七) 秦に子孫の遺孽無し

至於桑弘羊。斗筲之才。穿窬之智。無足言者。而遷之言曰。不加賦

桑弘羊に至っては、斗筲の才(一)、穿窬の智(二)、言ふに足る者無し。而して遷の言に曰く、(三)賦を加へずして上用足ると。善いかな司馬光の言や(四)、曰く天下安んぞ此理有らん、(五)天地の生ずる所、財貨百物、止だ此數有り。民に在らざれば則ち官

商鞅用レ於レ秦。變レ法定レ令。行レ之十年。秦民大悅。道不レ拾レ遺。山無二盜賊一。家給人足。民勇二於公戰一。怯レ於二私鬪一。秦人富彊。天子致二胙於孝公一。諸侯畢賀。蘇子曰。此皆戰國之遊士。邪說詭論。而司馬遷闇二於大道一。取以爲レ史。吾嘗以爲。遷有二大罪二一。其先二黃老一。後二六經一。退二處士一。進二姦

（一）商鞅秦に用ひられ、法を變じ令を定む。之を行ふこと十年、秦の民大いに悅び、道遺ちたるを拾はず、山に盜賊無く、家〻給し人〻足り、民公戰に勇にして、私鬪に怯なり。秦人富彊、天子胙を孝公に致して、諸侯畢く賀すと。蘇子曰く、（二）此れ皆戰國の遊士、邪說（三）詭論（四）して、而して司馬遷は大道に闇く、取つて以て史（五）と爲せるなり。吾嘗て以爲らく、遷に大罪二有りと。其黃老（六）を先にして、六經（七）を後にし、處士を退けて、姦雄を進むるは、蓋し其小小なる者のみ。所謂大罪二とは、則ち商鞅（八）・桑弘羊（九）の功を論ずるなり。漢より以來、學者商鞅・弘羊を言ふを恥ぢて、而も世主の獨り甘心する、皆陽に其名を諱んで、而して陰に其實を用ふ。甚だし（一〇）き者は則ち名實皆之を宗とし、（一一）其成功を庶幾するは、此れ司馬遷の罪なり。秦は固より天下の彊國（一二）にして、孝公も亦志有るの君なり。其政刑を修むるや。十年聲（一三）色畋遊の敗る所と爲らざりき。商鞅微しと雖も、富彊ならざること有らんや。秦の富彊なる所以の者は、孝公本を敦うし穡を力むるの效（一四）にして、鞅が血を流（一五）

元雖レ於レ易レ賛。曾子曰。君子之愛レ人也以レ德。細人之愛レ人也以二姑息一。若以二柳子之言一爲レ然。是曾元爲二孝子一。而曾子顧二禮之末一。易三簀於二病革之中一。爲二不仁之甚一也。中行偃死。視不レ可レ含。范宣子盟而撫レ之曰。事レ吳敢不レ如レ事レ主。猶視。欒懷子曰。主苟終。所レ不レ嗣二事於レ齊一者。有レ如レ河。乃瞑。嗚呼。范宣子知レ事レ吳爲レ忠二於主一。而不レ知下報レ齊以成二夫子愛レ國之美一。其爲レ忠則大上矣。古人以二愛惡一比二之美疢藥石一。曰。石猶生レ我。疢之美者其毒滋多。由レ是觀レ之。柳子之愛二屈到一。是疢之美。子木之違二父命一。爲二藥石一也哉。

石に比す。曰く、石（二〇）猶ほ我を生かすも、疢の美なる者は、其毒滋ゝ多しと。是に由つて之を觀れば、柳子の屈到を愛するは、是れ疢の美なり、子木の父の命に違ふは、藥石たるなり。

一　曾子の父なり、羊棗を好みし事孟子に出づ　二　簀小にして圓なる蓆　三　手澤存すればなり　四　口氣存すればなり　五　子女の眞情より、薦むるは則ち可なり、父の命とするは陋なり　六　禮記檀弓篇に出づ　七　曾子の長子　八　曾子の布けるたかむしろ　九　小人　一〇　晉の名臣　一一　目閉ぢず口噤みて玉を含ましむべからず　一二　偃の子　一三　仲行偃の子　一四　大夫の稱　一五　前年晉侯齊を伐つて終へず偃之を遺憾とするなり　一六　河は黃河、必ず其事なしとの誓詞なり　一七　吳に事ふるは偃の素志ならず齊に對する局を結ぶこと卽ち偃が一國に忠なる所以の美を成すべき事なるを知らずとの意　一八　臧孫　一九　味を嗜みて病を成すを疢とす　二〇　藥石口に苦けれども我を生すの功あり

商鞅を論ず

思其所樂。思其所嗜。此言人子追思之道也。曾晳嗜羊棗。而曾子不忍食。父沒而不能讀父之書。母沒而不能執母之器。皆人子之情自然也。豈待父母之命耶。今薦芰之事。若出於子則可。自其父命。則爲陋耳。豈可以飲食之故而成父莫之陋乎。曾子寢疾。曾

ふなり。曾晳[一]羊棗[二]を嗜んで、曾子食ふに忍びず。父沒して父の書[三]を讀む能はず、母沒して母の器を執る能はざるは、皆人子の情の自然なり。豈父母の命を待たんや。今芰を薦むる[四]の事、若し子に出でば[五]則ち可なり、其父の命よりせば則ち陋と爲すのみ。豈飲食の故を以て、父の莫大の陋を成すべけんや。曾子[六]疾に寢す、曾元[七]簀[八]を易ふるを難かる。曾子曰く、君子の人を愛するや徳を以てし、細人の人を愛するや姑息を以てすと。若し柳子の言を以て然りと爲ば、是れ曾元[九]は孝子たり。而して曾子は禮の末を顧みて、簀を病革るの中に易ふ、不仁甚しと爲すべきなり。中[一〇]行偃死す、視て含す[一一]べからず。范宣子[一二]盟つて之を撫して曰く、呉[一三]に事ふること敢て主に事ふる[一四]が如くせざらんと。猶ほ視る。欒懷子曰く、主苟も終へば、嗣いで齊[一五]に事へざる所の者、河[一六]の如き有らんと。乃ち瞑しぬ。嗚呼、范宣子は呉に事ふる[一七]の主に忠ありと爲すことを知つて、而して齊に報いて以て夫子國を憂ふるの美を成すこと、其忠たるは則ち大なることを知らず。古人[一八]愛惡を以て之を美疢藥[一九]

僖子卒。使ニ其子學ニ禮於仲尼一。管仲病。勸ニ桓公一去ニ三豎一。夫數君子之言。或主ニ社稷一。或勸ニ於道德一。或訓ニ其子孫一。雖ニ所レ趣不一レ同。然皆篤ニ於大義一。不レ私ニ其躬一也如レ是。今赫赫楚國。若敖氏之賢。聞ニ於諸侯一。身爲ニ正卿一。死不レ在レ民。而口腹是憂。其爲レ陋亦甚矣。使ニ子木行一レ之。國人誦レ之。太史書レ之。天下後世。不レ知ニ夫子之賢一而唯陋是聞。子木其忍レ爲レ此乎。故曰。是必有ニ大不レ忍者一。而奪ニ其情一也。

子の言、或は社稷を主とし、或は道德に勸め、或は其子孫を訓ふ。趣く所同じからずと雖も、然れども皆大義に篤くして、其躬に私せざるや是の如し。今(四)赫赫たる楚國、(五)若敖氏の賢は諸侯に聞ゆ。身正卿と爲り、(六)死、民に在らずして、而して口腹を是れ憂ふ。其陋たるや亦甚だし。子木をして之を行はしめば、國人之を誦し、(七)太史之を書し、天下後世、夫子の賢を知らずして、而して唯陋を是れ聞かん。子木其れ是を爲すに忍びんや。故に曰く、是れ必ず大いに忍びざる者有つて其情を奪へるならんと。

(一)容貌顏色辭氣　(二)魯の大夫　(三)易牙・豎刁・開方　(四)盛明興隆の貌　(五)楚の先君なり、屈氏是より出づ　(六)死に臨める時の心志　(七)記錄の官

然禮之所レ謂。

然して禮の所謂、其樂む所を思ひ、其嗜む所を思ふは、此れ人子追思の道を言

去芰。安得爲道。甚矣柳子之陋也。子木楚卿之賢者也。夫豈不知爲人子之道。事死如事生。況於將死丁寧之言。棄而不用。人情之所忍乎。是必有大不忍於此者而奪其情也。夫死生之際。聖人嚴之。薨於路寢。不死於婦人之手。至於結冠纓。啓手足之末。不敢不勉。其於死生之變亦重矣。父子平日之言可以恩掩義。至於死生至變之際。豈容以私害公乎。

を嚴にす。路寢（一二）に薨じて、婦人（一三）の手に死なず、冠纓（一四）を結び、手足を啓く（一五）の末に至るまで、敢て勉めずんばあらず。其死生の變に於けるや、亦重し。父子平日の言、恩（一六）を以て義を掩ふべし、死生至變の際に至つては、豈に私を以て公を害す容けんや。

（一）春秋時代楚の大夫たり、芰はひしの實なり　（二）家老　（三）喪を除く時の祭名　（四）國語に、違うて道ありに作るを是とす、違命に違へど道にかなふ義　（五）末節に拘泥す　（六）心強く平氣に　（七）禮記祭義篇　（八）屈建の字　（九）卑しきと　（一〇）反覆遺命せる言　（一一）芰を薦むる以上に忍び難き事情　（一二）正寢、表坐敷　（一三）禮の喪大記に出づ　（一四）子路衛蒯聵の亂に死せし時絶ちたる纓を結んで死せり　（一五）曾子疾あるや門人を召して我手足を啓かしめ身體髪膚を傷けざるは孝の道なるを思ひしことあり　（一六）恩愛の爲に義理を曲ぐる事無きにあらず

曾子有疾。稱君子之所貴乎道者三。孟

曾子疾有り、君子の道に貴ぶ所の者三（一）と稱す。孟僖子（二）の卒する、其子をして禮を仲尼に學ばしむ。管仲の病する、桓公に勸めて三豎（三）を去らしむ。夫の數君

屈到嗜レ芰。有レ疾。召二其宗老一而屬レ之曰。祭レ我必以レ芰。及レ祥。宗老將レ薦レ芰。屈建命去レ之。君子曰不レ違而道。唐柳宗元非レ之曰。屈子以二禮之末一。忍絶二其父將レ死之言一。且禮有レ齋之日。思二其所一レ樂。思中其所上レ嗜。子木

巻之二十一

屈到芰を嗜む論（一）

屈到芰を嗜む。疾有り、其宗老（二）を召して之に屬して曰く、我を祭るに必ず芰を以てせよと。祥（三）に及ぶ、宗老將に芰を薦めんとす。屈建命じて之を去らしむ。君子曰く、違（四）はずして道ありと。唐の柳宗元之を非として曰く、屈子禮の末（五）を以て、忍（六）んで其父將に死せんとするの言を絶つ。且つ禮（七）に、齋するの日は其樂む所を思ひ、其嗜む所を思ふとあり。子木（八）が芰を去りしは、安んぞ道と爲すを得んと。甚しいかな柳子の陋なるや。子木は楚卿の賢なる者なり。夫れ豈人の子たるの道、死に事ふるも生に事ふる（九）が如くするを知らざらんや。況んや將に死せんとする丁寧（一〇）の言に於て、棄てて用ひざるは、人情の忍ぶ所ならんや。是必ず大いに此に忍びざる（一一）者有つて、而して其情を奪へるならん。夫れ死生の際は、聖人之

有ニ勝而亡。有ニ敗而興者一矣。會稽之棲。而勾踐以伯。黃池之會。而夫差以亡。有ニ以使之也。夫虢公敗ニ戎於ニ桑田一。晉卜偃知ニ其必亡一曰是天奪ニ之鑒一。而益ニ其疾一也。晉果滅レ虢。此范文子所ニ以不レ得レ不レ諫。諫而不レ納。而又有レ功。敢逃ニ其死一哉。彼其不レ死。則厲公逞レ志。必先圖レ於ニ范氏一。趙盾之事可レ見矣。趙盾雖レ免レ於レ死。而不レ免レ於ニ惡名一。則范文子之智。過レ於ニ趙宣子一遠矣。

有ればなり。夫れ虢公の(三)戎を桑田に敗るや、晉の卜偃其必ず亡せんことを知つて曰く、是れ天之が鑒を奪つて、(四)其疾を益すなりと。晉果して虢を滅しぬ。此れ范文子の諫めざるを得ざる所以なり。諫めて納れられず、而も又功有り、敢て其死を逃れんや。(五)彼其れ死せずば、則ち厲公志を逞しうし、必ず先づ范氏を圖らん。(六)趙盾の事見るべし。趙盾は死を免ると雖も、而も(七)惡名を免れず、則ち范文子の智、趙宣子に過ぐるや遠し。

(一) 越王勾踐呉に破られて會稽山に棲み後年呉を滅して天下の伯と爲る (二) 呉王夫差、晉侯等と會して驕慢なりき (三) 虢公内政の亂を顧みずして戎を桑田に敗る、故に卜偃に斯の語あり (四) 虢の反省すべき鑒を奪つて其疾を增すなり云々 (五) 范文子なり (六) 歐文の春秋篇參照 (七) 春秋に趙盾其君を弑すとあるを指す

下者得レ之艱難。則失レ之不レ易。得レ之既易。則失レ之亦然。漢高皇帝之得二天下一。親冒二矢石一與二秦楚一爭。轉戰五年。未レ嘗得レ志。比レ定二天下一。復有二平城之圍一。故終二其身一不レ事二遠略一。民亦不レ勞。繼レ之文景不レ言レ兵。唐太宗擧二晉陽之師一。破二竇建德一。虜二王世充一。所レ過者下。易レ於レ破レ竹。然天下始定。外攘二四夷一。伐二高昌一。破二突厥一。終二其身一師旅不レ解。幾至レ於レ亂者。以下其親見中取二天下一之易上也。

唐の太宗晉陽(七)の師を擧げて、(八)竇建德を破り、(九)王世充を虜にし、過ぐる所の者は下る、竹を破るより易し。然も天下始めて定るや、外は四夷を攘ひ、(一〇)高昌を伐ち、突厥を破り、其身を終るまで師旅(一一)解けず、幾ど亂に至りし者は、其親ら天下を取るの易きを見たるを以てなり。

(一)貧民の家　(二)驕侈に流れて操守を失ふ　(三)秦帝の後と楚の項氏と　(四)匈奴の爲に平城に窘しみし事　(五)遠方攻略の計劃　(六)漢文帝・漢景帝　(七)唐太宗の始めて起りし地　(八)夏の君主　(九)鄭の君主　(一〇)突厥と共に外舅の名　(一一)軍役

故兵之勝敗。足二以爲二國之强弱一。而國之强弱。足二以爲二治亂之兆一。蓋

故に兵の勝敗は、以て國の强弱を爲すに足りて、而して國の强弱は、以て治亂の兆を爲すに足れり。蓋し勝ちて亡ぶる有り、敗れて興る者有り。會稽(一二)の棲にして、勾踐以て伯たり、(一三)黄池の會にして、夫差以て亡ぶ、以て之を使しむる

夜光之璧。無レ因而至レ前。匹夫猶或按レ劍。而況非常之功乎。故聖人必自反曰。此天之所三以厚二於我一乎。抑天之禍レ予也。故雖レ有二大功一。而不レ忘二戒懼一。中常之主。鋭レ於レ立レ事。忽レ於二天戒一。日尋二干戈一。而殘レ民以逞。天欲レ全レ之。則必折二其萌芽一。挫二其鋒芒一。使レ知二其所一レ悔。天欲レ亡レ之。則必先レ之以二美利一。誘レ之以レ得レ志。使下之有レ功以驕レ士。玩二於寇讎一而侮中其民人上。至レ於二亡レ國殺一レ身而不レ悟者。天絶レ之也。

嗚呼小民之家。一朝而獲二千金一。非レ有二大福一。必有二大咎一。何者彼之所レ獲者。終日勤勞不レ過二數金一耳。所レ得者微。故所レ用狹。無レ故而得二千金一。豈不下驕二其志一喪中其所上レ守哉。由レ是言レ之。大

嗚呼、小民の家、一朝にして千金を獲ば、大福有るに非ずんば、必ず大咎有らん。何(一)となれば、彼の獲る所の者は、終日の勤勞も、數金に過ぎざるのみ。得る所の者微なり、故に用ふる所狹し。故無くして千金を得ば、豈(二)其志を驕らして其守る所を喪はざらんや。是に由つて之を言へば、天下は之を得ること艱難なれば、則ち之を失ふこと易からず。之を得ること既に易ければ、則ち之を失ふこと亦然り。漢高皇帝の天下を得るや、親から矢石を冒して秦楚(三)と爭ひ、轉戰五年、未だ嘗て志を得ず。天下を定むるに比んで、復(四)平城の圍有りき。故に其身を終るまで遠略(五)を事とせず、民も亦勞せず。之に繼げる文景(六)は兵を言はざりき。

而全二其宗嗣一。此社稷之臣也。鄢陵之役。范文子獨不レ欲レ戰。晉卒敗レ楚。范文子疑レ若二幸而無レ謀者一矣。然不レ及二一年一三郤誅。厲公弑。胥童死。欒書中行偃幾不レ免レ於レ禍。晉國大亂。鄢陵之功。實使二之然一也。有二非常之人一。然後有二非常之功一。非常之功。聖人所二甚懼一也。明月之珠。

だ懼るゝ所なり。明月の珠、夜光の璧、因無くして(一一)前に至れば、匹夫だも猶ほ或は劍を按ず。而るを況んや非常の功をや。故に聖人必ず自ら反して曰く、(一二)此れ天の我に厚うする所以か、抑ゝ天の予に禍するかと。故に大功有りと雖も、戒懼するを忘れず。中常(一三)の主は、事を立つるに鋭く、天戒に忽にして、日に(一四)干戈を尋ねて、民を殘(一五)して以て逞しうす。天之を全う(一六)せんと欲せば、則ち必ず其萌芽を折き、其鋒芒を挫き、其をして悔ゆる所を知らしむ。天之を亡ぼさんと欲すれば、則ち必ず之に先んずるに美利を以てし、之を誘ふに志を得るを以てし、之をして功有つて以て士に驕り、寇讎を玩んで其民人を侮り、國を亡し身を殺すに至つて悟らざらしむる者は、天之を絶つなり。

(一) 春秋成公の十六年 (二) 楚の師に從つて戰はんとす (三) 楚の將 (四) 欒郤諸將を指す (五) 國家の重きに任ずる臣即ち范文子を指す (六) 卑怯 (七) 郤錡・郤至・郤犨なり、左傳成公十七年の條參看 (八) 晉君 (九) 晉の臣 (一〇) 晉の名臣 (一一) 至るべき因由無くして突然來るなり (一二) 此の非常の功に就いて自ら省みて恐懼するなり (一三) 通常 (一四) 毎日武具を求めて相爭ふ (一五) 殘害傷殺す (一六) 其人を保全せんとするなり

之師。一戰之餘。救レ死扶レ傷不レ暇。此獨妄庸耳。齊桓晉文得二管仲子犯一而興。襄公有二一子魚一不レ能レ用。豈可二同レ日而語一哉。自レ古失レ道之君。如レ是者多矣。死而論定。未レ有下如二宋襄公之欺中於二後世一者上也。

范文子論

鄢陵之役。楚晨壓二晉師一而陣。諸將請レ從レ之。范文子獨不レ欲レ戰。晉卒敗レ楚。楚子傷レ目。子反殞レ命。蘇子曰。料二敵勢強弱一而知二師之勝負一。此將帥之能也。不レ求二一時之功一。愛レ君以レ德。

(一)鄢陵の役、楚晨に晉の師を壓して陣す。諸將之に從はんと請ふ。(二)范文子獨り戰を欲せず。晉卒に楚を敗り、楚子目を傷け、(三)子反命を殞す。蘇子曰く、敵勢の強弱を料つて師の勝負を知るは、此れ(四)將帥の能なり。一時の功を求めず、君を愛するに徳を以てして、其宗嗣を全うするは、此れ(六)社稷の臣なり。鄢陵の役、范文子獨り戰を欲せず、晉卒に楚を敗る。范文子(五)儒にして謀無き者の若きを疑はる。然も一年に及ばずして(七)三郤誅せられ、(八)厲公弑せられ、(九)胥童死し、(一〇)欒書・中行偃幾んど禍を免れず、晉國大いに亂れしは、鄢陵の功、實に之をして然らしめしなり。非常の人有つて、然る後に非常の功有り。非常の功は、聖人の甚

侯一爲レ可二以レ名得一。王莽以二天下一爲レ可二以レ文取一也。其得喪小大不レ同。其不レ能レ欺二天下一則同也。其不レ鼓レ不レ成レ列。不レ能レ損二襄公之虐一。其抱二孺子一而泣。不レ能レ蓋二王莽之簒一。使二莽無レ成。則宋襄。襄得レ志。亦一莽也。古人有レ言。圖レ王不レ成。其弊猶足二以覇一。襄公行二王者之事一。猶足三以當二桓公

らざるも、其天下を欺く能はざりしは則ち同じ。其列を成さざるに鼓せざりし(四)も、襄公の虐を損する能はず、其孺子(五)を抱いて泣きしも、王莽の簒を蓋ふ能はず。莽をして成る無からしめば則ち宋襄、襄をして志を得しめば亦一莽ならん。古人言ふ有り、(六)王を圖つて成らず、其弊猶ほ以て覇たるに足ると。襄公王者の事を行はば、猶ほ以て桓公の師に當るに足らん。一戰の餘、死を救ひ傷を扶くるに暇あらず、此れ獨り妄庸(七)なればのみ。齊桓(八)・晉文は、管仲・子犯を得て興り、襄公は一子魚(九)有るも用ふる能はず、豈日を同じうして語るべけんや。古より道を失ふの君、是の如き者多し。死して論定る。未だ宋襄公の後世を欺くが如き者は有らざるなり。

(一) 漢の天下を簒ひし人 (二) 仁義の名 (三) 言行を飾り詔命を下すに詩書に比したり (四) 宋襄公の言なり (五) 王が孺子嬰を擁せしを指す (六) 桓譚が義論に出づ (七) 他を僞り欺く凡人 (八) 管仲は桓公に事へ、狐偃子は子犯は文公に事ふ (九) 一人の子魚即ち公子目夷ありし、

而就死地。夫舍一牛。於德未有所損益者。而孟子與之以王。所謂以不忍人之心。行不忍人之政。三代之所共也。而宋襄公執鄫子。用於次睢之社。君子殺一牛猶不忍。而宋公戕一國君。若犬豕然。而忍爲之。天下孰有不忍者耶。泓之役。身敗國衄。乃欲以不重傷不禽二毛欺諸侯。人能紾其兄之臂以取食。而能忍饑於壺餐者。天下知其不情也。襄公能忍於鄫子。而不忍於重傷二毛。此豈可謂其情也哉。桓文之師。存亡繼絶。猶不齒於仲尼之門。況用人於夷鬼以求霸。而謂王者之師。可乎。使鄫子有罪而討之。雖聲於諸侯而戮於社。天下不以爲過。若以寡怒興師。則秦穆公獲晉侯。且猶釋之。而況敢用諸淫昏之鬼乎。

(一) 十有一月己巳朔の誤 (二) 殷を指す (三) 祭肉を贈る (四) 喪有りて弔すれば王特に其使を拜す (五) 公羊傳の誤なり、公羊高が春秋を傳せるもの (六) 仁義の行を完うする能はざりし者 (七) 性質 (八) 孟子梁惠王篇參照 (九) 新鑄造の鐘に生血を塗りて祭るなり (一〇) 死を懼れて慴々たる貌 (一一) 同情の心 (一二) 左傳僖公の十九年に見ゆ (一三) 睢水の次(ホトリ)なる神社の祭 (一四) 如何なる惡事にも平氣ならん (一五) 泓の役に襄公曰く君子は人を再び傷けず二毛斑白の老人を擒にせず云々と (一六) 兄の食を奪ふ (一七) 一壺の酒をも一餐の食をも取らずして忍耐す (一八) 齊桓晉文は亡國を存せしめ絶家を繼がしめき (一九) 董仲舒曰く仲尼の門には五尺の童も五伯を稱するを羞ぢき、其詐力を先にして仁義を後にすればなりと (二〇) 次睢の神 (二一) 說明す (二二) 左傳僖公の十五年秦穆公怒つて晉侯を執へ既にして之を釋す (二三) 不正の神

以愚觀之。宋襄公。王莽之流。襄公以諸

愚を以て之を觀れば、宋の襄公は、王莽の流のみ。襄公は諸侯を以て名を以て得べしと爲し、王莽は天下を以て文を以て取るべしと爲す。其得喪小大同じか

公。而當ニ夷狄之微者ニ。至レ於ニ敗績ニ。宋公之罪蓋可レ見矣。而穀梁之儒。以爲文王之師不レ過レ是。學者疑焉。故不レ可ニ以不レ辨。宋襄公。非下獨行ニ仁義ニ而不レ終者上也。以ニ不仁之資ニ。盜ニ仁者之名ニ爾。齊宣有下牽レ牛而過ニ堂下ニ者上。曰牛何之。曰將ニ以釁ニ鐘。王曰。舍レ之。吾不レ忍ニ其觳觫若ニ無レ罪

びざるの政を行ふは、三代の共にする所なり。而して宋の襄公鄫子[11]を執へて、次雎の社に用ふ。君子一牛を殺すすら、猶ほ忍びざるに、而るに宋公は一國の君を戕[13]ふこと、犬豕の若く然り、而して忍んで之を爲す、天下孰[14]か忍びざる者有らんや。泓の役、身敗れ國衂られ、乃ち傷を重ねず、二毛を禽せざるを以て、諸侯を欺かんと欲す。人能く其兄の臂を紾[15]ぢて以て食を取り、而して能く饑を壺飧に忍ぶ者は、天下其不情を知らん。襄公能く鄫子[16]に忍んで、而して重傷二毛[17]に忍びず、此れ豈其情と謂ふべけんや。桓文の師は、亡[18]を存し絶を繼ぐすら、[19]猶ほ仲尼の門に齒せられず、況んや人を夷鬼[20]に用ひて以て霸を求め、而して王者の師と謂ふとも、可ならんや。鄫子をして罪有つて之を討ぜしめば、諸侯に聲[21]して社に戮すと雖も、天下以て過と爲さじ。若し喜怒を以て師を興さば、則ち秦[22]の穆公の晉侯を獲たるも、且つ猶ほ之を釋せり、而るを況んや敢て諸を淫昏[23]の鬼に用ふるをや。

魯僖公二十二年冬十月一日己巳朔。宋公及二楚人一戰レ於レ泓。宋師敗績。春秋書レ戰未レ有二若レ此之嚴而盡一也。曰。宋公天子之上公。宋先代之後。於レ周爲レ客。天子有レ事膰焉。有レ喪拜焉。非三列國諸侯之所二敢敵一也。而曰下及二楚人一戰中於レ泓。楚夷狄之國。人微者之稱。以二天子之上

魯の僖公二十二年、冬（一）十月一日己巳朔、宋公楚人と泓に戰ふ、宋の師敗績すと。春秋戰を書するに、未だ此の若く嚴にして盡せるは有らざるなり。曰く、宋公は天子の上公、宋は先代（二）の後、周に於て客爲り。天子事有れば膰（三）し、喪有れば拜（四）す。列國諸侯の敢て敵する所に非ざるなり。而して楚人と泓に戰ふと曰ふ。楚は夷狄の國、人は微者の稱のみ。天子の上公を以て、夷狄の微者に當つて、敗績に至る、宋公の罪蓋し見つべし。而も穀梁（五）の傳には、以爲らく、文王の師も是に過ぎずと。學者疑ふ。故に以て辨ぜざるべからず。宋襄公は、獨り仁義を行うて、終（六）へざる者には非ざるなり。不仁の資（七）を以て、仁者の名を盜むのみ。齊（八）宣のとき牛を牽いて堂下を過ぐる者有り。王曰く、牛何くに之くと。曰く、將に以て鐘（九）に釁らんとすと。王曰く、之を舍け、吾其の觳觫（一〇）として罪無くして死地に就くが若くなるに忍びずと。夫れ一牛を舍すは、德に於て未だ損益する所の者あらざるに、孟子は之に與すに王を以てせり。所謂（一一）人に忍びざるの心を以て、人に忍

馬師一。師有二密疏一未レ屏也。如レ厠還問二小同一。見二吾疏一乎。曰不レ見。師曰寧我負レ卿。無二卿負一レ我。遂酖レ之。王允之從二王敦一夜飲。辭レ醉先寢。敦與二錢鳳一謀レ逆。允之已醒。悉聞二其言一。慮二敦疑一レ己。遂大吐。衣面皆汗。敦果照二視之一。見三允之臥二吐中一乃已。哀哉小同。殆哉岌岌乎允之也。孔子曰。危邦不レ入。亂邦不レ居。有レ以也夫。吾讀レ史。得二魯隱公晉里克秦李斯鄭小同王允之五人一。感二其所レ遇禍福如一レ此。故特書二其事一。後之君子可二以覽觀一焉。

謀る。允之已に醒め、悉く其言を聞き、敦が己を疑はんことを慮り、遂に大いに吐き(八)、衣面皆汗る。敦果して之を照視し、允之が吐中に臥するを見て乃ち已む。哀しいかな小同、殆いかな岌岌(九)乎たり允之。孔子曰く、危邦(一〇)には入らず、亂邦には居らずと。以(一一)有るかな。吾史を讀んで、魯の隱公、晉の里克、秦の李斯、鄭小同、王允之の五人を得て、其遇ふ所の禍福此の如きに感じ、故に特に其事を書しぬ。後の君子以て覽觀すべし。

(一)鄭玄の孫　(二)魏の君なり、司馬師に殺さる　(三)秘密の上疏文　(四)我より卿に背くとも卿をして我に背かしめざらん　(五)毒酒にて殺す　(六)王敦の從子　(七)敦の參軍　(八)大醉を粧うて嘔吐せるなり　(九)危き貌　(一〇)論語泰伯篇の語　(一一)故に同じ

宋襄公論

皆無ㇾ足ㇾ哀者。吾獨表而出ㇾ之。以爲二世戒一。君子之爲二仁義一也。非ㇾ有ㇾ計ㇾ於二利害一。然君子之所ㇾ爲。義利常兼。而小人反ㇾ是。李斯聽二趙高之謀一。非二其本意一。獨畏三蒙氏之奪二其位一。故勉而聽ㇾ高。使下斯聞二高之言一。卽召二百官一。陳二六師一而斬上之。其德ㇾ於二扶蘇一。豈有ㇾ旣乎。何蒙氏之足ㇾ憂。釋ㇾ此不ㇾ爲。而具二五刑於上市。非二下愚一而何。

る、豈旣くる有らんや。何ぞ蒙氏を之れ憂ふるに足らん。此を釋てて爲さず、而も(一三)五刑を市に具ふ、下愚に非ずして何ぞ。

（一）晉の獻公の嬖妾　（二）獻公の太子　（三）晉の中大夫　（四）俳優名は施、驪姬に通ぜし者　（五）秦の二世皇帝胡亥　（六）秦始皇の長子　（七）秦の功臣　（八）秦の宦官　（九）里克と李斯と　（一〇）蒙恬兄弟扶蘇を輔りて北邊に在り　（一一）天子の軍隊　（一二）恩德　（一三）黥し劓し左右の趾を斬り首を梟し骨を菹にするなり

嗚呼亂臣賊子。猶二蝮蛇一也。其所ㇾ螫草木。猶足二以殺上人。況其所二噬齧一者歟。鄭小同爲二高貴鄕公侍中一。嘗詣二司

嗚呼亂臣賊子は、猶ほ蝮蛇のごとし。其螫す所の草木も、猶ほ以て人を殺すに足れり、況んや其噬齧する所の者をや。(一)鄭小同は(二)高貴鄕公の侍中たり、嘗て司馬師に詣る。師、(三)密疏有りて未だ屛けず、厠に如き、還つて小同に問ふらく、吾が疏を見しやと。曰く見ずと。師曰く、(四)寧ろ我卿に負くとも、卿我に負く無けんと。遂に之を(五)酖せり。(六)王允之、王敦に從つて夜飮し、醉を辭して先寢す。敦、(七)錢鳳と逆を

哀哉。隱公惠公繼室之子也。其爲レ非レ嫡。與レ桓均爾。而長レ於レ桓。隱公追二先君之志一。而授レ國焉。可レ不レ謂レ仁乎。惜乎其不レ敏レ於レ智也。使二隱公誅レ翬而讓一レ桓。雖二夷齊一何以尚レ玆。

聲子を以てす、隱公を生む云々と　(一〇) 桓公亦嫡出にあらず　(一一) 惠公桓に讓らんの志有り隱公之を察して遺志を果せり　(一二) 伯夷叔齊

驪姬欲レ殺二申生一。而難二里克一。則施優謀レ之。二世欲レ殺二扶蘇一。而難二李斯一。則趙高謀レ之。此二人之智。若レ出二一人一。而其受レ禍亦不二少異一。里克不レ免二於惠公之誅一。李斯不レ免二於二世之虐一。

驪姬(一)申生(二)を殺さんと欲して、里克を難かる(三)や、則ち施優(四)之を謀る(五)。二世の扶蘇(六)を殺さんと欲するや、李斯(七)を難かり、則ち趙高(八)之を謀る。此二人の智、一人に出づるが若くして、其禍を受くる、亦少しも異らず。里克は惠公(九)の誅を免れず、李斯は二世の虐を免れず、皆哀むに足る者無し。吾獨り表して之を出し、以て世の戒と爲す。君子の仁義を爲すや、利害を計る有るに非ず、然も君子の爲す所は、義利常に兼ねて、而して小人は是に反す。李斯が趙高の謀を聽くは、其本意に非ず、獨り蒙氏(一〇)の其位を奪ふを畏る。故に勉めて高に聽けり。斯をして高の言を聞き、即ち百官を召し、六師(一一)を陳して、而して之を斬らしめば、其扶蘇(一二)に德あ

公子翬請殺桓公以求太宰。隱公曰。爲其少故也。吾將授之矣。使營菟裘。吾將老焉。翬懼反譖公於桓公而弑之。蘇子曰。盜以兵擬人。人必殺之。夫豈獨其所擬。塗之人皆捕擊之矣。塗之人與盜非仇也。以爲不擊則盜且幷殺己也。隱公之智。曾不若是塗之人也。

公子翬、(一)桓公(二)を殺して以て太宰(三)を求めんと請ふ。隱公曰く、其少きが爲の故なり、吾將に之を授けんとす、(四)菟裘(五)に營せしめよ、吾將に老せんとすと。翬懼れ、反つて公を桓公に譖(六)して之を弑す。蘇子曰く、盜、兵(七)を以て人に擬すれば、人必ず之を殺す。夫れ豈獨り其擬する所のみならんや。塗(八)の人皆捕へて之を擊たん。塗の人と盜とは仇に非ず。以爲らく、擊たずんば則ち盜且に幷せて己を殺さんとすと。隱公の智、曾ぞ是の塗の人に若かざらんや、哀しいかな。隱公は、惠公(九)繼室の子なり、其嫡に非ずと爲すは、(一〇)桓と均しく爾り。而も桓より長ぜり。隱公先(一一)君の志を追うて、國を授く、仁と謂はざるべけんや。惜しいかな其智に敏ならざるや。隱公をして、翬を誅して桓に讓らしめば、夷齊(一二)と雖も何を以て玆に尚へん。

(一) 左傳隱公十一年の條參看　(二) 隱公の異母弟、時に太子たり　(三) 官名　(四) 桓公に位を授けんとす　(五) 地名　(六) 惡しざまに告ぐるなり　(七) 兵器　(八) 道行く人　(九) 左傳隱公元年に惠公の元妃孟子卒す、室に繼ぐに

初。周雖レ不レ如二楚之彊一。顧不レ愈レ於二東晉之微一乎。使下平王有二一王導一。定二不レ遷之計一。收二豐鎬之遺民一。而修二文武成康之政一。以二形勢一臨中東諸侯上。齊晉雖レ彊。未二敢貳一也。而秦何自覇哉。魏惠王畏レ秦遷レ於二大梁一。楚昭王畏レ秦遷レ於レ郢。頃襄王畏レ秦遷レ於レ陳。考烈王畏レ秦遷レ於二壽春一。皆不二復振一。有二亡徵一焉。東漢之末。董卓劫レ帝遷レ於二長安一。漢遂以亡。近世李景遷レ於二豫章一。亦亡。故曰周之失計。未レ有レ如二東遷之謬一也。

平王をして一王導有りて、遷らざるの計を定め、豐鎬の遺民を收めて、文武成康の政を修め、形勢(一)を以て東諸侯に臨ましめば、齊晉彊しと雖も、未だ敢て貳せ(二)ざらん、而るを秦何ぞ自ら覇たらんや。魏の惠王、秦を畏れて大梁に遷り、楚の昭王、秦を畏れて郢に遷り、頃襄王、秦を畏れて、陳に遷り、考烈王、秦を畏れて壽春に遷り、皆復振はず、亡徵有りき。東漢の末、董卓帝を劫して長安に遷るや、漢遂に以て亡びぬ。近き世李景(三)の豫章に遷るや、亦亡びぬ。故に曰く、周の失計は、未だ東遷の謬れるが如きは有らざるなりと。

(一) 地の形勢を以て　(二) 貳心を懷く　(三) 宋太祖の建隆二年南唐主李景都を南昌(豫章)に遷し、子煜に至り宋に亡されたるをいふ

魯の隱公里克李斯鄭小同王允之を論ず

未有能復振者也。春秋時。楚大饑。羣蠻叛之。申息之北門不啓。楚人謀徙於阪高。蔿賈曰。不可。我能往。寇亦能往。於是乎以秦人巴人滅庸。而楚始大。蘇峻之亂。晉幾亡矣。宗廟宮室盡爲灰燼。溫嶠欲遷都豫章。三呉之豪欲遷會稽。將從之矣。獨王導不可曰。金陵王者之都也。王者不以豐儉移都。若弘衞文大帛之冠。何適而不可。不然雖樂土爲墟矣。且北寇方彊。一旦示弱竄於蠻夷。望實皆喪矣。乃不果遷。而晉復安。賢哉導也。可謂能定大事矣。

金陵は王者の都なり、王者は豐儉(一六)を以て都を移さず、若し衞文大帛(一七)の冠を弘めば、何に適くとして可ならざらん、然らずば樂土と雖も墟(一八)と爲らん。且つ北寇方に彊し、一旦弱を示して、蠻夷に竄れば、望實(一九)皆喪はんと。乃ち遷を果さず、而して晉復安かりき。賢なる哉導や、能く大事を定むと謂ふべし。

(一) 殷の君なり都を耿より亳に移せり (二) 周の古公亶父狄を避けて岐に移る (三) 狄に逼られし時 (四) 齊桓公の力によりて楚丘に遷る (五) 獻公元年蒲姑都に徙り臨淄に治す (六) 晉獻公五年絳に遷り、成公の時新田に移る (七) 左傳成公十六年の條參看 (八) 共に楚邑。其北門を閉ぢて亂に備へしならん (九) 楚の要害の地 (一〇) 楚人、(一一) 我往くを得んには寇も亦往くを得ん (一二) 秦人と巴人とを率ゐて庸を滅す (一三) 晉の成帝咸和年間 (一四) 晉の名臣 (一五) 三呉の豪俊 (一六) 時の豐なると儉なると (一七) 左傳閔公二年の條に衞の文公衰亂の後を承けて節儉を行ひ大布の衣大帛の冠を著くとあり。其精神を推し弘めばと也 (一八) 空地 (一九) 名と實と

嗟夫平王之

嗟夫れ平王の初、周は楚の彊に如かずと雖も、顧ふに東晉の微に愈らざらんや。

六百年。其先王之德無ニ以過ㇾ周。而後王之敗。亦不ㇾ減ニ幽厲一。然至ㇾ於ニ桀紂一而後亡。其未ㇾ亡也。天下宗ㇾ之。不ㇾ如ニ東周之名存而實亡一也。是何也。則不ㇾ鬻ニ田宅一之效也。

盤庚之遷也。復ニ殷之舊一也。古公遷ㇾ於ㇾ岐。方ニ是時一周人如ニ狄人一也。逐ニ水草一而居。豈所ㇾ難哉。衞文公東徙渡ㇾ河。恃ㇾ齊而存耳。齊遷ニ臨淄一。晉遷ニ於絳於ニ新田一。皆其盛時。非ㇾ有ㇾ所ㇾ畏也。其餘避ㇾ寇而遷ㇾ都。未ㇾ有ㇾ不ㇾ亡。雖ㇾ不ニ卽亡一。

盤庚の遷るや、殷の舊に復せしなり。古公(一)の岐に遷るや、是の時に方つて周人も狄人(二)の如く、水草を逐うて居りき、豈難しとする所ならんや。衞の文公(三)東に從つて河を渡りしは、齊を恃んで存するのみ。齊の臨淄(五)に遷り、晉の絳に新田(六)に遷る、皆其盛時のみ、畏るゝ所有るに非ざるなり。其餘の寇を避けて都を遷せるは、未だ亡びずんば有らざるなり。卽ち亡びずと雖も、未だ能く復振ふ者は有らざるなり。春秋の時、楚大いに饑ゑ、羣蠻(七)之に叛き、申息(八)の北門啓かず、楚人阪高(九)に從らんと謀る。蔿賈(一〇)曰く、不可なり、我能く往かば、寇も亦能く往かんと。是に於てか、秦人、巴人(一一)を以て庸を滅して、楚始めて大なり。蘇峻(一三)の亂に、晉幾ど亡び、宗廟宮室、盡く灰燼と爲るや、溫嶠(一四)都を豫章に遷さんと欲し、三吳(一五)の豪は、會稽に遷さんと欲す、將に之に從はんとす。獨り王導可かずして曰く、

人無道者也。髭王之神聖。諸侯服享。然終以不王。由東遷之過也。昔武王克商。遷九鼎於洛邑。成王周公復增營之。周公既沒。蓋君陳畢公更居焉。以重王室而已。非有意於遷也。周公欲葬成周。而成王葬之畢。此豈有意於遷哉。今夫富民之家。所以遺其子孫者。田宅而已。不幸而有敗。至於乞假以生可也。然終不敢議田宅。今平王擧文武成康之業。而大棄之。此一敗而鬻田宅者也。夏商之王。皆五

の者は、田宅のみ。不幸にして敗有らば、乞假(一四)して以て生くるに至るも可なり、然れども終に敢て田宅(一五)を議せず。今平王、文武、成康の業を擧げて、大いに之を棄つるは、此れ一敗して田宅を鬻ぐ者なり。夏商の王、皆五六百年のみ。其先王の德(一六)は、以て周に過ぐるは無く、後王の敗も、亦幽・厲(一七)に減ぜず。然も桀紂に至つて後に亡びき。其未だ亡びざるや、天下之を宗(一八)とす。東周の名存して實亡ぶるが如くならず。是れ何ぞや、則ち田宅を鬻がざるの效なり。

(一) 周平王犬戎に逼られて洛邑に遷る (二) 司馬遷なり、文は史記周本紀の賛に出づ (三) 羈縻し (四) 周公の弟召公奭 (五) 夏禹の鑄し鼎、夏より殷に殷より周に傳ふ (六) 周室の滅亡 (七) 周の靈王生れながらにして髭有り云云と、左傳昭公二十六年の條參看 (八) 服從して職を受く (九) 王權を行ふ能はず (一〇) 殷に同じ (一一) 洛に居るなり (一二) 周の下都の名、殷の頑民を移しし所 (一三) 鎬の東南に在り、文王の墓所 (一四) 物乞ひ、物借り (一五) 田地賣却の相談に及ばず (一六) 夏・殷祖王の德は周祖の積德に及ばず (一七) 周の幽王・厲王暴虐なりしも夏桀・殷紂の如くならず (一八) 宗家として尊崇す

時有ニ所レ不レ可者一。亦已過矣夫。

周の東遷を論ず（一）

太史公曰。學者皆稱。周伐レ紂居ニ洛邑一。其實不レ然。武王營レ之。成王使ニ召公卜レ居レ之。居ニ九鼎一焉。而周復都ニ豐鎬一。至ニ犬戎敗ニ幽王一。周乃東徙レ於レ洛。蘇子曰。周之失計。未レ有レ如ニ東遷之謬一也。自ニ平王一至レ於レ亡。非レ有ニ

太史公（二）曰く、學者皆稱す、周、紂を伐ちて洛邑に居ると。其實は然らず。武王之に營し、成王、召公をして之に居ることを卜せしめ、九鼎を居く。而して周は復豐鎬（三）に都す。犬戎（四）の幽王を敗るに至つて、周乃ち東（五）して洛に從ると。蘇子曰く、周の失計、未だ東遷の謬れるが如きは有らざるなり。平王より亡（六）に至るまで、大無道の者有りしに非ざるなり。髭王（七）の神聖には、諸侯服享（八）せり。然も終に以て王（九）たらざりしは、東遷の過れるに由ると。昔は武王、商（一〇）に克ちて、九鼎を洛邑に遷し、成王・周公復之を增營す。周公既に沒し、蓋し君陳・畢公更〻（一二）居り、以て王室を重んぜしのみ、遷に意有るに非ざるなり。周公成周（一一）に葬せんと欲して、成王は之を畢（一三）に葬る、此れ豈遷に意有るならんや。今夫れ富民の家、其子孫に遺す所以

夫太甲之廢
天下未二嘗有一
是。而伊尹始
行ㇾ之。天下不二
以爲ㇾ驚。以ㇾ臣
放ㇾ君。天下不二
以爲ㇾ僭。既放
而復立。太甲
不二以爲ㇾ專。何
則其素所ㇾ不ㇾ
屑者。足三以取二
信於天下一也。
彼其視二天下一
眇然。不ㇾ足三以
動二其心一。而豈
忍下以廢二放其
君一求ㇾ利也哉。
後之君子。殆ㇾ
常而習ㇾ故。惴
惴焉懼ㇾ不ㇾ免ㇾ於二天下一。一爲二希闊之行一。則天下羣起而誚ㇾ之。不ㇾ知ㇾ求二其素一。而以爲古今之變

夫れ太甲(一)の廢せらるゝや、天下未だ(二)嘗て是れ有らずして、伊尹始めて之を行ふ、天下以て驚と爲さず。臣を以て君を放くも、天下以て僭(三)と爲さず。既に放つて復(四)立つ、太甲以て專と爲さず。何となれば則ち其素屑し(五)とせざる所の者、以て信を天下に取るに足ればなり。彼其天下を視ること眇然(六)、以て其心を動すに足らず、而も豈以て其君を廢放して利を求むるに忍びんや。後の君子、常を蹈み(七)故に習ひ、惴惴焉(八)として天下に免れざるを懼る。一たび希闊(九)の行を爲せば、則ち天下羣起して之を誚り、其素を求むるを知らずして、以爲らく、古今の變、時に可ならざる(一一)所の者有りと(一〇)。亦已に過れるかな。

(一) 伊尹が其君太甲を廢したりしを指す　(二) 臣として君を廢せしこと未曾有なり　(三) 僭越の行爲　(四) 太甲後悔して德を修むるや伊尹之を迎立せり　(五) 富貴などを眼中に置かざる伊尹の精神は天下の確信せし所たり　(六) 些少微細の貌　(七) 慣例典故を蹈襲す　(八) 恐懼の貌　(九) 世に稀なる行爲　(一〇) 平素立節操守の如何　(一一) 伊尹の行の如き現代には不適應なり云々と

下不能動其心。是故其才全。以其全才而制天下。是故臨大事而不亂。古之君子必有高世之行。非苟求爲異而已。卿相之位、千金之富。有所不屑、將以自廣其心。使窮達利害不能爲之芥蔕、以全其才而欲有所爲耳。後之君子。蓋亦嘗有其志矣。得失亂其中。而榮辱奪其外。是以役役至於老死而不暇。亦足悲矣。孔子敍書至於舜・禹・皐陶相讓之際。蓋未嘗不太息也。夫以朝廷之尊而行匹夫之讓。孔子安取哉。取其不汲汲於富貴。有以大服天下之心焉耳。

しとせざる所有り、將に以て自ら其心を廣うして、窮達(七)利害をして、之が芥蔕(八)を爲す能はざらしめて、以て其才を全うして、爲す所有らんと欲せんとするのみ。後の君子、蓋し亦嘗て其志有るも、得失(九)其中を亂して榮辱其外を奪ふ、是を以て役役(一〇)として、老死に至るまで暇あらず、亦悲むに足れり。孔子書(一一)を敍して、舜・禹・皐陶相讓るの際に至り、蓋し未だ嘗て太息せずんばあらず。夫れ朝廷の尊を以て、匹夫の讓を行ふとも、孔子安んぞ取らんや。其富貴に汲汲たらざる、以て大いに天下の心を服する有りしに取るのみ。

(一) 孟子萬章上篇に出づ (二) 地名 (三) 天下全體を祿として與ふ (四) 敵はれず傷かざる全才能 (五) 世に拔け出でたる行爲 (六) 特に人と異らんとする事 (七) 運と不運と (八) 凝滯 (九) 得失利害によりて其中心を亂す (一〇) 勤勞の貌 (一一) 書經を敍次せしなり

簞食豆羹。而簞食豆羹足以動其心。則宜其智慮之不出乎此也。簞食豆羹非其道不取。則一郷之人。莫敢以不正犯之矣。一郷之人莫敢以不正犯之。而不能辨一郷之事者。未之有也。推此而上。其不取者愈大。則其所辨者愈遠矣。讓天下與讓簞食豆羹。無以異也。治天下與治一郷。亦無以異也。然而不能者。有所蔽也。天下之富。是簞食豆羹之積也。天下之大。是一郷之推也。非千金之子。不能運千金之資。販夫販婦。得一金而不知所措。非智不若。所居之卑也。

されば、千金の資を運する能はず。販夫販婦、一金を得て措く所を知らざるは、智若かざるに非ず、居る所の卑しければなり。

(一) 庶理 (二) 大操守ある大人物 (三) 骨を折り苦しむに及ばず (四) 大人物に劣る所無きなり (五) 少量の飲食物なり、簞は食を盛り豆は羹を容るゝ器 (六) 心を蔽はるゝなり (七) 推し上するなり (八) 尋常の人にては能はず (九) 推しひろめたるなり (一〇) 千兩の資本を運轉するは千兩の財產を持する家の子なり (一一) 小商人

孟子曰。伊尹耕於有莘之野。非其道也。非其義也。雖祿之以天下。弗受也。夫天

孟子曰く、伊尹有莘の野に耕す、其道に非ず、其義に非ざれば、之を祿するに天下を以てすと雖も受けざるなり。夫れ天下も其心を動かす能はず、是の故に其才全し。其全才を以て天下を制す、是の故に大事に臨んで亂れず。古の君子必ず高世の行有り、苟も異を爲すを求むるのみに非ず。卿相の位、千金の富、屑

事一者。有二天下之大節一者也。立二天下之大節一者。狹二天下一者也。夫以二天下之大一。而不レ足三以動二其心一。則天下之大節有レ不レ足レ立。而大事有レ不レ足レ辨者一矣。今夫匹夫匹婦。皆知二潔廉忠信之爲一レ美也。使二其果潔廉而忠信。一則其智慮未二始不一レ如二王公大人之能一也。唯其所レ爭者。止レ於二

天下を狹しとする者なり。夫れ天下の大を以てしても、以て其心を動かすに足らずんば、則ち天下の大節、立つる(三)に足らざる有つて、大事も辨ずるに足らざる者あらん。今夫れ匹夫匹婦も、皆潔廉忠信の美爲るを知る。其をして果して潔廉にして忠信ならしめば、則ち其智慮、未だ始より王公大人の能(四)に如かずんばあらず。唯其爭ふ所の者、簞食豆羹(五)に止つて、而して簞食豆羹以て其心(六)を動かすに足れば、則ち宜なり其智慮の此に出でざるや。簞食豆羹も其道に非ざれば取らずんば、則ち一鄕の人、敢て不正を以て之を犯す莫けん。一鄕の人敢て不正を以て之を犯す莫くして、而も一鄕の事を辨ずる能はざる者は、未だ之れ有らざるなり。此を推して上り(七)、其取らざる者愈〻大なれば、則ち其辨ずる所の者も愈〻遠からん。天下を讓ると、簞食豆羹を讓ると、以て異る無し。天下を治むると、一鄕を治むると、亦以て異ること無し。然り而して能はざる(八)者は、蔽はるゝ所有ればなり。天下の富は、是れ簞食豆羹の積なり、天下の大は、是れ一鄕の推(九)なり。千金の子に非

服之美、而民疾之。以見其不堪也。君子偕老。副笄六珈。赫赫師尹。民具爾瞻。是也。其頌美是人也、不言其所爲之善。而言其冠佩之華。容貌之盛。而民安之。以見其無愧也。緇衣之宜兮。敝予又改爲兮。服其命服。朱芾斯皇。是也。故既醉者、非徒享是五福而已。必將有以致之。不然民將盻盻焉疾視而不能平。又安能獨樂乎。是以孟子言王道。不言其他。而獨言民之聞其作樂。見其田獵。而欣欣者。此可謂知本矣。

(一) 周の成王を詠じたる詩 (二) 詩の小序 (三) 首章に既に醉ふに酒を以てし既に飽くに德を以てす云々 (四) 孔[illegible]無 (五) 成王を指す (六) 王の大なる福を祈る (七) 一致和合 (八) 德を備へて盛なる義。詩に昭明に作る (九) 令譽あり美名を得て一生を終る、卽ち道を行つて天命を保つ者終命に相當す (一〇) 天下すべて王が此五福を保有するを欣然なりとす (一一) 乘物や服飾の類 (一二) 其位地に稱はざるを譏る (一三) 詩經鄘風君子偕老の篇なり、衞の宣姜婦德なきを刺る詩、君子は衞公を指す (一四) 祭服の首飾なり、髮を編んで之を作る (一五) 髮飾 (一六) 玉を笄に加へて飾ること (一七) 詩經小雅節南山篇なり、大師尹氏が不平もて亂を致せるを刺る詩 (一八) 冠と帶佩との飾 (一九) 詩經鄭風緇衣篇に出づ、私朝の服なり、鄭の桓公、武公が王室の卿士として克く其職に任ぜしを頌せし詩 (二〇) 小雅采芑篇の詞、宣王が方叔をして蠻荊を伐たしめし詩、爵命に應ぜし服を服し、朱色のひざかけを掛けたる風采立派なりとの意 (二一) 恨視の貌 (二二) にくみ恨み視る (二三) 孟子梁惠王下篇に孟子莊暴と語りし條を引く

辨天下之大

伊尹論

天下の大事を辨ずる者は、天下の大節有る者なり、天下の大節を立つる者は、

爵最福一富也
室家之壼康
寧也。高明有レ
融攸レ好德也。
高朗令レ終。考レ
終レ命也。凡言レ
此者。非レ美三其
有二是五福一也。
美下其全享二是
福一。兼有二是樂一。
而天下安レ之。
以爲中當然上也。
夫詩者不レ可下
以二言語一求而
得上。必將三深觀二
其意一焉。故其
譏二刺是人一也。
不レ言二其所レ爲
之惡一。而言二其
爵位之尊。車

を美とするなり。夫れ詩は言語を以て求めて得べからず、必ず將に深く其意を觀んとす。故に其是の人を譏刺するや、其爲す所の惡を言はずして、其爵位の尊く、車服（一一）の美にして、民之を疾むを言ふ。以て其堪（一二）へざるを見るなり。君子と偕（一三）に老いんと、副（一四）し笄（一五）し六珈（一六）すと。赫赫（一七）たる師尹、民具に爾を瞻ると是なり。其是の人を頌美するや、其爲す所の善を言はずして、其冠佩（一八）の華、容貌の盛、而も民の之に安んずるを言ふ、以て其愧づる無きを見るなり。緇衣（一九）の宜へる、敝るれば予又改め爲らんと、其命服（二〇）を服し、朱芾斯れ皇たりとは是なり。故に既醉とは、徒に是の五福を享くるのみに非ず、必ず將に以て之を致す有らんとするなり。然らずんば、民將に盻盻焉（二一）として、疾視（二二）して平なる能はざらんとす、又安んぞ能く獨り樂まんや。是を以て孟子王道を言つて、其他を言はず、而して獨り民の其樂を作すを聞き、其田獵を見て欣欣（二三）たるを言ふ者は、此れ本を知ると謂ふべきなり。

下之備色。而民俗以爲ㇾ未也。相與禱祠。而祈祝曰。使三吾君長有二吾國一也。又相與詠歌而稱二頌之一。被ㇾ於二金石一。溢ㇾ於二竹帛一。使二其萬世而不ㇾ忘也。嗚呼彼君子者獨何修而得二此於ㇾ民哉。豈非下始ㇾ之以二至誠一。中ㇾ之以ㇾ不ㇾ欲ㇾ速。而終ㇾ之以ㇾ不ㇾ懈與。視ㇾ民如ㇾ視二其身一。待二其至愚者一如二其至賢者一。是謂二至誠一。至誠無二近效一。要在ㇾ於二自信而不ㇾ惑。是謂ㇾ不ㇾ欲ㇾ速。不ㇾ欲ㇾ速則能久。久則功成。功成則易ㇾ懈。君子濟ㇾ之以ㇾ恭。是謂ㇾ不ㇾ懈。行二此三者一。所三以得二之於ㇾ民也。三代之盛。不ㇾ能ㇾ加二毫末於ㇾ此矣。

祀り祈り祝す　一三 君長に上す　一四 書籍　一五 待遇に區別なきなり　一六 手近に現はる、效驗　一七 自信
强硬人言に迷はず氣長に推し通す　一八 恭敬　一九 富貴安逸の榮養

既醉者。成王之詩也。其序曰。既醉太平也。醉ㇾ酒飽ㇾ德。人有二士君子之行一焉。而說者以爲是詩也。實具二五福一。其詩曰君子萬年壽也。介二

既醉は、(二)成王の詩なり。(三)其序に曰く、既醉は太平なり、酒に醉ひ德に飽き、人に士君子の行有りと。而して(四)說く者以爲らく、是の詩や、實に五福を具ふ。其詩に曰く、(五)君子萬年とは、壽なり。(六)爾の景福を介にすとは、富なり。(七)室家の壼とは、康寧なり。(八)高明融有りとは、好む攸は德なり。(九)高朗終を令くすとは、命を終ふるを考すなりと。凡そ此を言ふ者は、其是の五福有るを美とするに非ず、其全く是福を享け、兼ねて是の樂を有つて、(一〇)天下之に安んじ、以て當然と爲す

者何也。天下知其所以富貴安逸者。凡以疵覆我也。貧賤勞苦者天下之所同惡也。而小人獨居焉。居之安。天下以爲當然者何也。天下知其所以貧賤勞苦者。凡以生全我也。夫然故獨享天下之大利而不憂。使天下爲己勞苦而不怍。耳聽天下之備聲。目視天

を視て、而も民猶ほ以て未しと爲し、相與に禱祠（一二）し、祈祝して曰く、吾君をして長く吾國を有たしめんと。又相與に詠歌して之を稱頌し、金石（一三）に被らしめ、竹帛に溢し、其をして萬世にして忘れざらしむ。嗚呼彼君子は、獨り何を修めて（一四）此を民に得るや。豈之を始むるに至誠を以てし、之を中するに速を欲せざるを以てし、之を終ふるに懈らざるを以てするに非ずや。民を視ること其身を視るが如く、其至愚者（一五）を待つこと、其至賢者の如くす、是を至誠と謂ふ。至誠は近效（一六）無し、要は自信（一七）して惑はざるに在り、是を速を欲せずと謂ふ。速を欲せざれば則ち能く久し、久しければ則ち功成り、功成れば則ち懈り易し。君子之を濟ふに恭（一八）を以てす、是を懈らずと謂ふ。此三者を行ふは（一九）、之を民に得る所以なり。三代の盛なるも、毫末を此に加ふる能はず。

（一）詩經大雅の篇名　（二）書經洪範に壽・富・康寧・好德・考終命を人生の五福とす　（三）勉強　（四）事業　（五）君子獨り富貴を受くるも其心平然たるを得るなり　（六）助けかばふ　（七）貧賤勞苦に甘んずるなり　（八）自身を全うする所以は勞苦にありと自覺す　（九）氣の毒と思はず　（一〇）種々の曲調を備へし音樂　（一一）樣々の美色　（一二）神を

已矣。春秋之義、立レ法貴レ嚴、而責レ人貴レ寬、因二其褒貶之義一、以制二賞罰一、亦忠厚之至也。

君子之所二以大過レ人者、非レ以二其智能知レ之、彊能行レ之也。以二其功興而民勞與レ之同レ勞、功成而民樂、與レ之同レ樂。如レ是而已矣。富貴安逸者、天下之所二同好一也。然而君子獨享焉。享レ之而安、天下以爲二當然一

既醉(二)五福(三)を備ふる論

君子の大いに人に過ぐる所以の者は、其智能く之を知り、彊能く之を行ふを以てするに非ず、(四)其功興つて民勞するとき、之と勞を同じうし、功成つて民樂むとき、之と樂を同じうするを以てす、是の如きのみ。富貴安逸は、天下の同じく好む所なり、然り而して君子獨り享く。(五)之を享けて安んじ、天下以て當然と爲す者は何ぞや。天下其富貴安逸なる所以の者は、凡そ以て我を庇覆(六)するを知ればなり。貧賤勞苦は、天下の同じく惡む所なり、而も小人獨り居り、(七)之に居て安んじ、天下以て當然と爲す者は何ぞや。天下其貧賤勞苦する所以の者は、凡そ以て(八)我を生全せしむるを知ればなり。夫れ然り、故に獨り天下の大利を享けて憂へず、天下をして己が爲に勞苦せしめて怍ぢず。(九)耳天下の備聲(一〇)を聽き、目天下の備色(一一)

所レ加。而不レ行レ於二爵祿之所一レ不レ加也。刑以二刀鋸一。是刑之威。施レ於二刀鋸之所一レ及。而不レ施レ於二刀鋸之所一レ不レ及也。先王知二天下之善不一レ勝レ賞。而爵祿不レ足二以勸一也。知二天下之惡不一レ勝レ刑。而刀鋸不レ足二以裁一也。是故疑則擧而歸二之於一レ仁。以二君子長者之道一待二天下一。使二天下相率而歸一レ於二君子長者之道一。故曰忠厚之至也。詩曰。君子如祉。亂庶遄已。君子如怒。亂庶遄沮。夫君子之已レ亂。豈有二異術一哉。時二其喜怒一。而無レ失レ乎レ仁而

ばざる所に施されず。先王天下の善、賞するに勝へずして、爵祿の以て勸(二)むるに足らざるを知り、天下の惡、刑するに勝へずして、刀鋸の以て裁(三)するに足らざるを知る。是の故に疑はしきは則ち擧げて之を仁に歸し、君子長者の道を以て天下を待ち、天下をして、相率ゐて君子長者の道に歸せしむ。故に曰く忠厚の至(四)なりと。詩に曰く、君子如し祉せば、亂庶はくは遄に沮(五)まんと。

（訂正）

(一)共に刑罰の具 (二)奬勵 (三)裁判 (四)刑賞は忠厚の至極なりと (五)詩經小雅巧言の篇に出づ。君子悅べば國亂速に治るべく、君子怒るも亦國亂速に止まんとの義 (六)適當の時を失はず (七)春秋に褒貶の義を寓して賞罰の法を制せるを指す

也。罰疑從ㇾ去、所ニ以愼ㇾ刑也。賞ニ堯之時一。皐陶爲ㇾ士。將ㇾ殺ㇾ人。皐陶曰ㇾ殺ㇾ之三。堯曰ㇾ宥ㇾ之三。故天下畏ニ皐陶執ㇾ法之堅一。而樂ニ堯用ㇾ刑之寛一。四岳曰鯀可ㇾ用。堯曰不可。鯀方ㇾ命圮ㇾ族。既而曰試ㇾ之。何堯之不ㇾ聽ニ皐陶之殺ㇾ人。而從ニ四岳之用ㇾ鯀也。然則聖人之意。蓋亦可ㇾ見矣。書曰。罪疑惟輕。功疑惟重。與ニ其殺ニ不辜一。寧失ニ不經一。嗚呼盡ㇾ之矣。可ニ以賞一。可ニ以無ㇾ賞。賞ㇾ之過ㇾ乎ㇾ仁。可ニ以罰一。可ニ以無ㇾ罰。罰ㇾ之過ㇾ乎ㇾ義。過ㇾ乎ㇾ仁。不ㇾ失ㇾ爲ニ君子一。過ㇾ乎ㇾ義。則流而入ㇾ於ニ忍人一。故仁可ㇾ過也。義不ㇾ可ㇾ過也。

（一）書經大禹謨の孔傳に刑の疑はしきは輕きに附し賞の疑はしきは重きに從ふ忠厚の至なりと（二）君臣相互に歌ひ次ぎて其言行を賞嘆せし類（三）憐れみ慈らす（四）舊惡を去り新善に就く（五）怒りとするを怒らずとする辭（六）愼重痛惜（七）周の穆王（八）書經呂刑篇の孔傳に之を辟と謂ふものは刑は本刑なきを罰するものなれば辟是より大なるは莫しとあり（九）感嘆（一〇）孔子尚書を序次してこの篇を收用せり（一一）孔安國の傳（一二）獄官を士とす、皐陶は堯の名臣（一三）歐公斯文を讀み殺之三の出處を梅聖兪に問ふ兪曰く何ぞ出處を用ひんと（一四）官名（一五）禹の父（一六）詔命に逆らひ族類を敗る（一七）罪を輕くし賞を重くするの意（一八）罪無き者（一九）常刑をすら失ふなり（二〇）賞すとも賞せずとも差支なき場合（二一）罰するも罰せざるも差支なき場合（二二）殘忍陰險の流に陷る

古者賞不ㇾ以ニ爵祿一。刑不ㇾ以ニ刀鋸一。賞以ニ爵祿一。是賞之道。行ㇾ於ニ爵祿之

古は賞するに爵祿を以てせず、刑するに刀鋸を以てせず。賞に爵祿を以てすれば、是れ賞の道、爵祿の加はる所に行はれて、爵祿の加はらざる所に行はれず。刑に刀鋸を以てすれば、是れ刑の威、刀鋸の及ぶ所に施されて、刀鋸の及

從而哀二矜懲三創之。所下以棄二其舊一而開中其新上。故其吁兪之聲、歡休慘戚、見レ於二虞夏商周之書一。成康既沒、穆王立而周道始衰、然猶命二其臣呂侯一而告レ之以二祥刑一。其言憂而不レ傷、威而不レ怒、慈愛而能斷、惻然有下哀二憐無レ辜之心上。故孔子猶有レ取焉。傳曰、賞疑從レ與。所二以廣一レ恩

の疑はしきは與ふるに從ふ、恩を廣うする所以なり。罰の疑はしきは去るに從ふ、刑を愼む所以なりと。堯の時に當つて、皐陶士と爲り（一一）、將に人を殺さんとす。皐陶之を殺さんと曰ふこと三たび、堯之を宥さん（一二）と曰ふこと三たび、故に天下皐陶法を執るの堅を畏れて、堯が刑を用ふるの寬を樂しむ（一三）。四岳曰く（一四）、鯀用ふべしと。堯曰く、不可、鯀命に方ひ族を圮ると（一五）。既にして曰く之を試みんと。何ぞ堯の皐陶の人を殺すを聽さずして（一六）、四岳の鯀を用ふるに從ふや。然して則ち聖人の意、蓋し亦見るべし。書に曰く、罪の疑はしきは惟れ輕くせよ、功の疑はしきは惟れ重くせよ（一七）、其不辜を殺さんよりは（一八）、寧ろ不經に失せよ（一九）と。嗚呼之を盡せり。以て賞すべし（二〇）、以て賞する無かるべし、之を賞すれば仁に過ぐ。以て罰す（二一）べし、以て罰する無かるべし、之を罰すれば義に過ぐ。仁に過ぐるは、君子爲るを失はず、義に過ぐれば、則ち流れて（二二）忍人に入らん。故に仁は過すべし、義は過すべからざる也。

攻之不ㇾ暇、而何暇及ㇾ於二劉呂之存亡一哉。故其說曰、將相和調、則士豫附。士豫附、則天下雖ㇾ有ㇾ變而權不ㇾ分。嗚呼知ㇾ此、其足ㇾ以爲二大臣一矣夫。

刑賞忠厚の至論（一）

堯舜禹湯文武成康之際。何其愛ㇾ民之深。憂ㇾ民之切。而待二天下一以二君子長者之道一也。有二一善一。從而賞ㇾ之、又從而詠二歌嗟歎之一、所下以樂二其始一而勉中其終上。有二一不善一。從而罰ㇾ之、又

堯舜禹湯文武成康の際、何ぞ其れ民を愛するの深く、民を憂ふるの切にして、而して天下を待つに君子長者の道を以てするや、一善有れば、從つて之を賞し、又從つて之を詠歌嗟歎す。其始を樂んで其終を勉めしむる所以なり。一不善有れば、從つて之を罰し、又從つて之を哀矜懲創す。其舊を棄てて其新を開く所以なり。故に其吁兪の聲、歡休慘戚、虞夏商周の書に見ゆ。成康既に沒し、穆王立つて周道始めて衰ふ。然れども猶ほ其臣呂侯に命じて、之に告ぐるに祥刑を以てす。其言憂へて傷らず、威にして怒らず、慈愛にして能く斷じ、惻然として辜無きを哀憐するの心有り。故に孔子猶ほ取るところ有り。傳に曰く、賞

下安之。今夫小人急之則合。寛之則散。是從古以然也。見利不能不爭。見患不能不避。無信不能不相詐。無禮不能不相瀆。是故其交易間。其黨易破也。而君子不務寛之以待其變。而急之以合其交。亦已過矣。君子小人雜居而未決。爲君子之計者。莫若深交而無爲。苟不能深交而無爲。則小人倒持其柄而乘吾隙。昔漢高之亡。以天下屬平勃。及高后臨朝擅王諸呂。廢黜劉氏。平日縱酒無一言。及用陸賈計。以千金交歡絳侯。卒以此誅諸呂。定劉氏。使此二人者而不相能。則是將相相

屬す。高后朝に臨み、擅に諸呂を王とし、劉氏を廢黜するに及び、平日に縱酒して一言無し。(一六)陸賈の計を用ふるに及んで、千金を以て絳侯に交歡し、(一八)卒に此を以て諸呂を誅し、劉氏を定めき。此の二人者をして相能くせざらしめば、則ち是將相相攻むるに之れ暇あらずして、何の暇か劉呂の存亡に及ばんや。故に其說に曰く、將相和調すれば、則ち士豫附す、士豫附すれば、則ち天下變有りと雖も權分れずと。嗚呼此を知らば、其れ以て大臣爲るに足らん。

(一) ふは〳〵として物に拘泥せざるなり (二) 間隙 (三) 願ひかなはす (四) 自然と失敗するを推す (五) 自然に絶えんとするを挽き斷つ (六) 寡少 (七) 此方より手出しせず (八) 迫れば協力す (九) 隔て易し (一〇) 君子小人雜りて勝敗を知る能はざる時 (一一) 君子同志の交を深うす (一二) 隱忍持久を得ざる時 (一三) 權柄 (一四) 崩御 (一五) 陳平と周勃と (一六) 呂太后 (一七) 呂氏の一族 (一八) 陳平日々飲酒を縱にす (一九) 周勃と親交を結ぶ (二〇) 劉氏と呂氏と (二一) 陸賈が言なり (二二) 平素より歸附す

固二其君子之交一。而厚集二其勢一。外以陽浮而不レ逆二於小人之意一。以待二其間一。寛レ之使レ不二吾疾一。狃レ之使レ不二吾慮一。啖レ之以レ利。以昏二其智一。順二適其意一。以殺二其怒一。然後待二其發一而乘二其隙一。推二其墜一而挽二其絕一。故其用レ力也約。而無二後患一。莫レ爲二之先一。故君不レ怒而勢不レ偪。如レ此者功成而天

吾を疾まざらしめ、之に狃れて吾を慮らざらしむ。之に啖するに利を以てして、以て其智を昏うし、其意に順適して、以て其怒を殺ぎ、然して後に其發するを待つて其隙に乘じ、其墜つるを推して其絕を挽く。故に其力を用ふるや約にして、而も後患無し。之が先を爲すこと莫し、故に君怒らずして、勢偪らず。此の如くする者は、功成つて天下之に安んず。今夫れ小人は、之を急にすれば則ち合ひ、之を寛にすれば則ち散ず。是古より以て然り。利を見ては爭はざる能はず、患を見ては避けざる能はず、信無ければ相詐らざる能はず、禮無ければ相瀆れざる能はず。是の故に其交は間し易く、其黨は破り易し。君子之を寛にして以て其變を待つことを務めず、而も之を急にして、以て其交を合はするは、亦已に過てり。君子小人、雜居して未だ決せず。君子の計を爲す者は、深く交つて爲すこと無きに若くは莫し。苟も深く交つて爲すこと無き能はずんば、則ち小人倒に其柄を持して吾隙に乘ぜん。昔漢高の亡するや、天下を以て平勃に

左右手。小人之心。自知其負天下之怨。而君子之莫吾救也。則將日夜爲計。以備一旦卒然不可測之患。今君子又從而疾惡之。是以其謀不得不深。其交不得不合。交合而謀深。則其致毒也忿戾而不可解。故凡天下之患。起於小人。而成於君子之速之也。小人在內。君子在外。君子爲客。小人爲主。主未發而客先焉。則小人之詞直。而君子之勢。近於不順。直則可以欺衆。而不順則難以令其下。故昔之舉事者常以中道。而衆散。以至於敗。則其理豈不甚明哉。

ざるに近し。直なれば則ち以て衆を欺くべく、順ならざれば則ち以て其下に令し難し。故に昔の事を擧ぐる者は、(一七)常に中道を以て衆散し、(一八)以て敗に至れるは、則ち其理豈甚だ明ならざらんや。

(一) 上文參照 (二) 位置境遇によりて然るなり (三) 孫子の語なり (四) 取圍まれたる兵の逃遁する時 (五) 逃げ窮へる寇の困りぬきたる時 (六) 必死を覺悟す (七) 孫子の語 (八) 北胡南越の相識らざるも (九) 怨恨を一身に受く (一〇) 突然發越 (一一) 不測の患に備ふる詭計 (一二) 小人同士の交際 (一三) 立腹の餘ねじけもとる (一四) 君子が小人に迫るを以てなり (一五) 主たる小人の惡未だ彰れざるに客たる君子之を發く (一六) 不順なるやうに見ゆ (一七) 昔より事を擧げ、小人を去らんとせし者 (一八) 中途

若夫智者則不然。內以自

若し夫れ智者は則ち然らず、內は以て自ら其君子の交を固うして、厚く其勢を集め、外は以て陽浮して(一)小人の意に逆らはず、以て其間を待つ。(二)之を寬にして

於二小人一。君子之欲レ擊レ之也。不レ亡二其身一。則亡二其君一。然則是小人者終不レ可レ去乎。聞レ之曰。迫レ人者其智淺。迫レ於レ人者其智深。非二才有一レ不レ同。所レ居之勢然也。古之爲レ兵者圍師勿レ遏。窮寇勿レ迫。誠恐二其知レ死而致一レ力。則雖レ有レ衆無レ所レ用レ之。故曰。同レ舟而遇レ風。則胡越可レ使三相救如二

則ち其君を亡す。然らば則ち是小人の者、終に去るべからざるか。之を聞く、曰く、人に迫る者は其智淺く、人に迫らるゝ者は其智深しと。才同じからざる有るに非ず、居る所の勢然るなり。古の兵を爲むる者、圍師は遏むる勿れ、窮寇は迫ふ勿れと。誠に其死を知つて力を致さば、則ち衆有りと雖も、之を用ふる所無きを恐るゝなり。故に曰く、舟を同じうして風に遇へば、則ち胡越も相救ふこと左右の手の如くならしむべしと。小人の心、自ら其天下の怨を負うて、君子の吾を赦す莫きを知る。則ち將に日夜計を爲し、以て一旦卒然として測るべからざるの患に備へんとす。今君子又從つて之を疾惡す、是を以て其謀深からざるを得ず、其交合はざるを得ず。交合つて謀深ければ、則ち其毒を致すや忿戾にして、解くべからざらん。故に凡そ天下の患は、小人に起つて、而して君子の之を速にするに成る。小人內に在り、君子外に在り、君子は客爲り、小人は主爲り。主未だ發せざるに客先んぜば、則ち小人の詞直にして、君子の勢順なら

其迹亦大類此。自輔國元振之後。天子之廢立。聽於宦官。當此之時。士大夫之論。亦惟宦官之爲去。然而李訓鄭注元載之徒。擊之不勝。止於身死。至於崔昌遐擊之而勝。唐亦以亡。方其未去。是纍然者癭而已矣。及其既去。則潰裂四出。而繼之以死。何者此侵君之權。而不可居之功也。且爲人臣而不顧其君。捐其身於一決。以快天下之望。亦已危矣。故其成則爲袁爲崔。敗則爲何竇。爲訓注。然則忠臣義士。亦奚取於此哉。夫竇武何進之亡。天下悲之以爲不幸。然亦幸而不成。使其成也。二子者將何以居之。故曰。以義正君而無害於國。可謂大臣矣。

故に曰く、義を以て君を正して國に害無きは、大臣と謂ふべしと。(一八)

(一) 頸に生ずるこぶ (二) 卑賤の者 (三) 癭が障害をなす不平に堪へざるなり (四) 切り取る (五) 漢の桓帝靈帝 (六) 內廷の小臣を指す、宦官 (七) 靈帝の建寧元年陳蕃と共に宦者曹節等を誅せんとして反つて殺さる (八) 同帝の中平六年宦者を誅せんとして殺さる (九) 何進と謀を共にして宦官を夷滅したりき (一〇) 共に唐の宦官李輔國と程元振なり (一一) 文宗の大和九年李訓等宦官を殺さんとして勝たず (一二) 元載は元與の誤か、元載は代宗の大曆中宦者魚朝恩を殺しし人なり (一三) 名は胤昭宗の天復三年朱全忠の兵を假りて宦官を誅滅す (一四) 懸垂の貌 (一五) 潰血流散 (一六) 一思ひに我身を抛ちて天下の人の心を快からしむるなり (一七) 其功に居るべきぞ (一八) 君を正道に進ましめて、而も國家に害を殘さざるなり

大臣論下

天下之權。在

(一)天下の權、小人に在るや、君子の之を擊たんと欲する、其身を亡さずんば、

亡。唐之滅、出二此故一也。自二桓靈之後一。至レ於二獻帝一。天下之權。歸レ於二內豎一。賢人君子。進不レ容レ於レ朝。退不レ容レ於レ野。天下之怒。可レ謂レ極矣。當二此之時一。議者以爲。天下之患。獨在二宦官一。宦官去、則天下無レ事。然竇武何進之徒、擊レ之不レ勝。止レ於二身死一。袁紹擊レ之而勝。漢遂以亡。唐之衰也。

けんと。然れども(七)竇武何進の徒、之を擊ちて勝たず、身死するに止まり、(八)袁紹の之を擊ちて勝つや、漢遂に以て亡びぬ。唐の衰ふるや、其迹亦大いに此に類す。(一〇)輔國・元振の後より、天子の廢立も、宦官に聽く。此の時に當つて、士大夫の論も、亦惟宦官を之れ去ることを爲す。然り而して(一一)李訓、鄭注・(一二)元載の徒、之を擊ちて勝たず、身死するに止り、(一三)崔昌遐之を擊ちて勝つに至りて、唐も亦以て亡びぬ。其未だ去らざるに方つてや、是槩(一四)然たる者は、弑のみ。其既に去るに及んでは、則ち(一五)潰裂四出して、之に繼ぐに死を以てす。何となれば、此れ君の權を侵して、居るべからざるの功なればなり。且つ人臣と爲りて其身を顧みず、其身を(一六)一決に捐して、以て天下の望を快くするは、亦已に危し。故に其成るは則ち袁爲り崔爲り、敗るれば則ち何竇爲り、訓注爲り。然らば則ち忠臣義士、亦奚ぞ此に取らんや。夫れ竇武何進の亡ぶる、天下之を悲しんで以て不幸と爲す。然れども亦幸にして成らず。其をして成らしめば、二子の者、將何を以てか(一七)之に居らん。

法。不レ待二君命一。而誅二其側之惡人一。謂二之叛一。晉趙鞅入レ於二晉陽一以叛是也。世之君子。將有レ志レ於二天下一。欲丙扶二其衰一而救乙其危甲者。必先計二其後一而爲二可レ居之功一。其濟不レ濟則命也。是故功成而天下安レ之。今小人。君不レ誅而吾誅レ之。則是侵二君之權一。而不レ可レ居之功也。夫既已侵二君之權一。而能北面就二人臣之位一。使二君不一レ吾疑一者。天下未二嘗有一也。

（一）小人に權を執らしめんにとの意、假定的論法也 （二）發憤蹶起の貌 （三）君の歡心を得るなり （四）自己の安泰を保つやうにす （五）國法 （六）春秋定公三十年の條參看、趙鞅は正士なりただ荀寅と士吉射とを逐はんとせしのみ （七）世の衰亂危急 （八）企業後の將來を圖り、自己の身を置くも差支なき程の功を成す （九）人臣居有すべからず （一〇）君の功を奪ふ、君の我を疑ふや必せり

國之有二小人一。猶二人之有一レ癭。今人之癭必生レ於レ頸而附レ於レ咽。是以不レ可レ去。有二賤丈夫者一。不レ勝二其忿一。而決二去之一。夫是以去レ疾而得レ死。漢之

國の小人有るは、猶は人の癭有るがごとし。今人の癭は必ず頸に生じて、咽に附く、是を以て去るべからず。（一一）賤丈夫者有り、其忿に勝へずして之を決去すれば、夫れ是を以て疾を去るも死を得。漢の亡ぶる、唐の滅ぶる、此の故に由るなり。（一五）桓靈の後より、獻帝に至るまで、天下の權、（一六）內豎に歸し賢人君子、進んでは朝に容れられず、退いては野に容れられず。天下の怒、極ると謂ふべし。此の時に當つて、議者以爲らく、天下の患は、獨り宦官に在り、宦官去らば、則ち天下事無

以義正君而無害於國可謂大臣矣天下不幸而無明君使小人執其權當此之時天下之忠臣義士莫不欲奮臂而擊之夫小人者必先得於其君而自固於天下是故法不可擊擊之而不勝身死其禍止於一身擊之而勝君臣不相安天下必亡是以春秋之

義を以て君を正して國に害無きは、大臣と謂ふべし。天下不幸にして明君無く、小人をして其權を執らしむ。この時に當つて、天下の忠臣義士、臂を奮つて之を擊つを欲せざるは莫し。夫れ小人は、必ず先づ其君に得て、而して自ら天下に固うす。是故に法として擊つべからず。之を擊ちて勝たざれば、身死して其禍一身に止るも、之を擊ちて勝ち、君臣相安んぜざれば、天下必ず亡ぶ。是を以て春秋の法は、君命を待たずして其側の惡人を誅する、之を叛と謂ふ。晉の趙鞅晉陽に入つて以て叛くとは是なり。世の君子、將に天下に志有り、其衰を扶けて其危を救はんと欲する者は、必ず先づ其後を計つて居るべきの功を爲す。其濟ると濟らざるとは則ち命なり。是の故に功成つて天下之に安んず。今小人、君誅せずして吾之を誅すれば、則ち是れ君の權を侵して、而して居るべからざるの功なり。夫れ旣に已に君の權を侵して、而して能く北面して人臣の位に就き、君をして吾を疑はざらしむる者は、天下未だ嘗て有らざるなり。

之説一者。其弊固至レ乎レ此也。故曰莫レ若レ純レ乎レ名。純レ乎レ名。故晉梁之得二天下一。其名曰二正統一。而其弑レ君之實。惟天下後世之所レ加。而吾不二爲レ之齊量一焉。於レ是乎。晉梁之惡。不レ勝二誅於天下一。實於レ此反不レ重乎。章子曰。堯舜曰レ帝。三代曰レ王。夏曰レ氏。商周曰レ人。古之人輕二重其君一有レ是也。以爲二其覇統之說一。夫執二聖人之一端一以藉二其口一。夫何說而不レ可。吾亦將レ曰。孔子刪レ詩而虞夏商周皆曰レ書。湯武王伯禽秦穆公皆曰レ誓。以爲下皆曰二正統一之說上。其誰曰レ不レ可。聖人之於レ實也不レ傷二其名一而後從レ之。帝亦天子也。王亦天子也。氏亦人也。人亦氏也。夫何名之傷。若二章子之所レ謂覇統一者。傷レ乎レ名而喪レ乎レ實者也。

けるや、其名を傷らずして後に之に從ふ。帝も亦天子なり、王も亦天子なり、氏も亦人なり、人も亦氏なり。夫れ(一五)何の名か之れ傷らん。章子の所謂覇統の若き者は、(一六)名を傷りて實を喪へる者なり。

(一)覇統の名は漢唐に宜しからん秦隋以下だに過僭なり　(二)覇統の名を以て　(三)聖德堯の如きを指す　(四)堯の父瞽瞍と禹の父鯀との如きは僕妾と呼ぶべきに至らん　(五)父を以て僕妾視す　(六)後人の任意に之を加ふるなり　(七)斟酌加減す　(八)誅するに餘有り　(九)古人既に君を輕重せし例あり　(一〇)言行の一端　(一一)口實となす　(一二)書の類　(一三)虞書夏書の類　(一四)湯誓泰誓費誓秦誓の類　(一五)名は如何なりとも實に變ること無し　(一六)實を盜さんとして却つて失ひ徒に名を傷けたり

大臣論上

秦隋後唐晉漢周得之、皆猶有愧焉。然何其舉而加之弑君之人乎。嗚呼吾不惜乎名而惜乎實也。紂之於王也、猶兄之於父也。聞天下之父嘗有曰堯者。而曰必堯而後父。少不若堯而降爲兄、則瞽鯀懼至僕妾焉。天下將有降父而至於僕妾者無怪也。從章子

の王に於けるや、猶ほ兄の父に於けるがごとし、聞く天下の父、嘗て堯と曰ふ者有り、而して必ず堯にして而る後に父と曰ひ、少しく堯に若かざるを降して兄と爲さば、則ち瞽鯀(四)僕妾に至らんを懼る。天下將に父を降して僕妾に至らしむる者有らんとするも、怪むこと無けん。章子の說に從ふ(五)者は、其弊固より此に至らん。故に曰く名に純なるに若くは莫し。名に純なり、故に晉・梁の天下を得るや、其名を正統と曰ひ、而して其君を弑するの實は、惟天下後世の加ふる所たり。吾之が爲に齊(七)量せず。是に於てか晉梁の惡、誅(六)に天下に勝へず(八)。實此に於て反つて重からずや。章子曰く、堯舜に帝と曰ひ、三代に王と曰ひ、夏に氏と曰ひ、商周に人と曰ふ。古(九)の人其君を輕重する是れ有り、以て其統の說を爲すと。夫れ聖人の一端(一〇)を執りて、以て其口(一一)に藉かば、夫れ何の說か可ならざらん。吾亦將に曰はんとす、孔子(一二)詩を刪つて、而して虞夏(一三)商周は皆書と曰ひ、湯武王(一四)・伯禽・秦穆公は皆誓と曰ふ、以て皆正統を曰ふの說と爲すと。其れ誰か可ならずと曰はん。聖人の實に於

後至レ於二晉梁一。而章子以爲天下之實。譏レ於二其正統霸統之間一矣。歐陽子純レ乎レ名。故不レ得二實之所一レ止。章子純レ乎レ實。故黜二晉梁弑レ君之罪。天下所レ不レ容之惡一。而其實反不レ過レ乎レ霸。彼其初得二正統之虛名一。而不レ測二其實罪之所一レ至也。章子則告レ之曰。謂霸者也。夫以三弑レ君得二天下一。而不レ失レ爲レ霸。則章子之說。固便レ乎レ篡者也。夫章子豈曰三弑レ君者其實止二乎霸一也哉。蓋已擧二其實一而著二之名一。雖レ欲三復加二之罪一而不レ可レ得也。

て、而して霸たるを失はずば、則ち章子の說、固より簒に便なる者たらん(七)。夫れ章子豈君を弑する者、其實霸に止ると曰はんや。蓋し已に其實を擧げて(八)之が名を著す、復之に罪を加へんと欲すと雖も得べからざるなり。

(一) 缺點なき說と爲さんとすれば勢下の如く區別せざるを得ず (二) 及ばざるなり (三) 名を正すに專一なり (四) 正統の實如何なる程度にあるかを知らず (五) 霸者たる名を得るなり (六) 實際の惡業測るべからざるものあるを知らず (七) 天下の簒弑を望む者 (八) 既に實を擧げて霸統の名を著す

夫王者沒。而霸者有レ功於二天下一。吾以爲在二漢唐一爲レ宜。必不レ得レ已而

夫れ王者沒して、而して霸者天下に功有り。吾以爲らく、(一)漢唐に在りて宜しと爲す、必ず已むを得ずして秦・隋・後唐・晉・漢・周の之を得るすら、吾猶ほ憾有り。奈何ぞ(二)其れ擧げて之を君を弑するの人に加へんや。嗚呼吾名を惜まずして、實を惜む。霸

統一始使天下之名皆不得過乎實者、固章子意也。天下之名。果不過乎實也。則吾以章子爲過乎聖人。聖人不得已。則不能以實傳名。而章子則能之。且吾豈不知居得其正之爲正。不如至公大義之爲正也哉。蓋亦有不得已焉耳。

章子之說。吾將求其備。堯舜以德。三代以德與功。漢唐以功。秦隋後唐晉漢周以力。晉梁以弒。以實言之。則德與功不如德。功不如德與功。力不如功。弒不如力。是堯舜而下。得統者。凡更四不如而

章子の說、吾將に其備はるを求めんとせば、(二)堯舜は德を以てし、三代は德と功とを以てし、漢唐は功を以てし、秦・隋・後唐・晉・漢・周は力を以てし、晉・梁は弒を以てす。實を以て之を言へば、則ち德と功とは德に如かず、功は德と功とに如かず、力は功に如かず、弒は力に如かず。是れ堯舜より下、統を得る者、凡そ四の不如(三)を更て而る後に晉梁に至るなり。而うして章子以爲らく、天下の實は、其正統霸統の間に盡くと。歐陽子は名に純なり、(四)故に實の止る所を得ず、章子は實に雜なり、故に晉・梁君を弒するの罪、天下容れざる所の惡と雖も、而も其實反つて霸に過ぎず。彼其初正統の虛名を得て、其實罪の至る所を測らざるなり。章子則ち之に告げて曰く、(五)爾は霸者なりと。夫れ君を弒して天下を得るを以てし

其道一得之耶。亦或不以其道一得之耶。病乎下或者之不以其道一得之也。於是乎擧而歸之名。歐陽子曰。皆正統。是以名言者也。章子曰。正統。又曰霸統。是以實言者也。歐陽子以名言。而純乎名。章子以實言。而不盡乎實。章子之意。以霸統重其實。而不知實之輕自霸

を病むや、是に於てか擧げて之を名に歸す。歐陽子曰く皆正統なりと。是れ名を以て言ふ者なり。章子曰く正統、又曰く(四)霸統と。是れ實を以て言ふ者なり。歐陽子は名を以て言つて、而して名に純なり。章子は實を以て言つて、而も(六)實を盡さず。章子の意、霸統を以て(五)其實を重くして、而も實の輕きこと霸統より始まるを知らず。天下の名をして、皆實に過ぐるを得ざらしむる者は、固より章子の意なり。(八)天下の名、果して(七)實に過ぎずんば、則ち吾章子を以て聖人に過ぐと爲さん。聖人すら已むを得ざれば、則ち(九)實を以て名を傷ること能はず、而るを章子は則ち之を能くせんや。且つ吾豈(一〇)居ながら其正を得るの正爲るは、(一一)至公大義の正爲るに如かざるを知らざらんや。蓋し亦已むを得ざる有るのみ。

(一) 天下を得るに正道を以てせるもの (二) 始は正を得ざるも、終に天下を一統せるもの (三) 正道に由らず簒弑などによりて天下を得るを患ふるなり (四) 名目上の論議となる (五) 名に專一にして實に拘らず (六) 實を重くせんと欲して實却つて輕くなりしを言ふ (七) 名實一致適合を望むなり (八) 正霸の名のみにて實を盡せる者ならば (九) 實をして名を害するなからしめんとす (一〇) 簒弑等によりて終に天下を合して正位に居る者 (一一) 堯舜以下名實の一致せる正統

名不レ幸ニ而皆得二歐陽子一。其取有レ所レ不レ與耶。且其重レ之、則其施二於篡君一也、誠若レ過然。故章子有三以譽二其說一。夫以二文王一而終身不レ得、以二魏晉梁一而得レ之。果其爲レ重也。則文王將レ有レ愧二於魏晉梁一焉。必也使三夫正統者不レ得レ爲二聖人之盛節一。則得レ之爲レ無レ益。得レ之爲レ無レ益。故雖二舉而加二之篡君一而不レ爲レ過。使三夫文王之所レ不レ得。而魏晉梁之所レ得者。皆吾之所レ輕者也。然後魏晉梁無三以愧二文王一。而文王亦無レ所レ愧二於魏晉梁一焉。

の輕しとする所の者なり。然して後に魏・晉・梁も以て文王に愧づること無く、文王も亦魏・晉・梁に愧づる所無からん。

㊀正統の名を與ふる事に於て、歐子の論と一致す　㊁但し其與ふる理由は相異れり　㊂三國南北朝五代の三絕ありと歐公の文に見ゆ　㊃歐陽子は少きために尊重するを得たるのみ　㊄すべての君主皆正統を得たらんには の義　㊅過分なるが如く見ゆるなり　㊆立派なる名譽　㊇正統の名を舉げて與ふるなり　㊈名輕し故に愧づるに及ばず

始終得二其正一。天下合二於一一。是二者必以二

正統論下

(一)始終其正を得ると、(二)天下一に合すると、是の二者は、必ず其道を以て之を得るか、亦或は其道を以てせずして之を得るか。(三)或者の其道を以てせずして之を得る

之論、猶有與乎吾說者。歐陽子之所與者。吾之所與也。歐陽子之所以與之者。非吾所以與之也。歐陽子重與之。而吾輕與之。且其言曰、秦漢而下。正統屢絕。而得之者少。以其得之者少。故其爲名甚尊而重也。嗚呼吾不善夫少也。幸而得之者少。故有以尊重其

の與ふる所なり、歐陽子の之に與ふる所以の者は、吾の之に與ふる所以には非ざるなり。歐陽子は重く之を與ふ(二)、而して吾は輕く之を與ふ。且つ其言に曰く、秦漢より下、正統(三)屢絕えて、之を得る者少く、其之を得る者少きを以て、故に其名爲る甚だ尊くして重しと。嗚呼、吾は夫の少きを善とせず。幸にして之を得る者少きのみ(四)、故に以て其名を尊重にする有るなり。不幸にして皆得ば(五)、歐陽子其れ敢て與へざる所有らんや。且つ其れ之を重んずれば、則ち其簒君に施すや、(六)誠に過ぎたるが若く然らん。故に章子以て其說を啓くところ有りき。夫れ文王を以てして終身得ず、魏・晉・梁を以て之を得たり。果して其れ重と爲さば、則ち文王將に魏・晉・梁に愧づる有らんとすること必せり。夫の正統なるものをして聖人の盛節(七)と爲すを得ざらしめば、則ち之を得るも益無しと爲さん。之を得るも益無しと爲す、故に舉げて(八)之を簒君に加ふと雖も、而も過ぎたりと爲さず。夫の文王の得ざる所をして、而も魏・晉・梁の得る所の者たらしむ。皆吾

晉雖合天下而子五十則子不得爲壽。漢與晉雖得天下。而魏不能一。則魏不得爲有統。吾將曰。其兄四十而死。則其弟五十爲壽。弟爲壽乎其兄。魏爲有統乎當時而已。章子比之婦謂舅嬖妾爲姑。吾將曰。舅則以爲妻。而婦獨奈何不以爲姑乎。以妾爲妻者。舅之過也。婦謂之姑。豈非婦罪也。擧天下而授之魏晉。是亦漢魏之過而已矣。與之統者。獨何罪乎。

漢、晉と天下を得と雖も、魏一にする能はざれば、則ち魏統有りと爲すを得ずと。吾將に曰はんとす、其兄四十にして死せば、則ち其(三)弟五十なるも壽と爲す。弟其兄より壽爲り。魏當時に統有りと爲さんのみと。章子は之を(四)婦が舅の嬖妾(五)を謂つて姑と爲すに比す。吾將に曰はんとす、舅は則ち以て妻と爲す、而も婦獨り奈何ぞ以て姑と爲さざらんや。妾を以て妻と爲す者は、舅の過なり、婦之を姑と謂ふも、蓋し婦の罪に非ざるなり。(六)天下を擧げて之を魏晉に授く、是れ亦漢魏の過のみ、之に(七)統を與ふること、獨り何の罪あらんかと。

(一) 祖父は漢を指し孫は晉を指す、子は即ち魏なり　(二) 漢晉共に天下一統(長壽)を得たれども魏は然らず　(三) 兄は魏、弟は吳蜀に比す　(四) 婦が舅の妾を姑と稱するなり　(五) 氣に入りの妾婦　(六) 漢は魏に、魏は晉に讓れるを謂ふ　(七) 正統の名

雖然。歐陽子

然りと雖も歐陽子の論も、猶ほ吾說に異る者有り。歐陽子の與ふる所の者は、吾

乎。苟其勢不レ得レ不二與レ之皆坐一。則郷人何恥耶。聖人得二天下一。簒君亦得二天下一。顧其勢不レ得レ不二與レ之同一レ名。聖人何恥耶。吾將三以聖人恥二夫簒君一。而簒君又焉能恥二聖人一哉。章子曰。君子大レ居レ正。而以二不レ正人一居レ之。是正不正之相去。未レ能二相遠一也。且章子之所レ謂正者何也。以二一身之正一爲レ正耶。以二天下有一レ君爲レ正耶。一身之正是天下之私正也。天下有レ君。是天下之公正也。吾無レ取レ乎二私正一也。天下無レ君。簒君出而制二天下一。湯武既沒。吾安所レ取レ正哉。故簒君者。亦當時之正而已。

章子曰。祖與レ

は、是れ正不正の相去る、未だ相遠き能はざるなりと。且つ章子の所謂正とは何ぞや、一身の正を以て正を爲すか、天下の君有るを以て正と爲すか。一身の正は、是れ天下の私正(八)なり、天下君有るは、是れ天下の公正(九)なり。吾私正に取ること無し。天下君無く、簒君出でて天下を制す。湯武既に沒せり、吾安んぞ正を取る所あらん。故に簒君も、亦當時の正たるのみ(一〇)。

(一) 田舎の凡人 (二) 竝ぶ (三) 君を弑し國を奪へる曹操の如きを指す (四) 同席せざるを得ざる事情 (五) 正統の説は本位を論じて德を論ぜざればなり (六) 聖人、簒君と比肩するを恥づとも簒君は恥を知らじ (七) 正道を踏むを大切とす、公羊傳に君子大いに正に居るとあり (八) 一己人の正のみ (九) 所謂天下の表的たるなり (一〇) 當時の表的として正統を得るなり

章子曰く、祖と孫と百歳なりと雖も、子五十なれば、則ち子壽と爲すを得ず、

勢一奈何不レ與二
之統一。章子之
不レ絶二五代一也。
亦徒以爲下天下無レ有下與レ之統一者上而已。今也絶レ魏。魏安得レ無レ辭哉。正統者、惡二夫天下之無一レ君
而作也。故天下雖レ不レ合二於一一、而未レ至二乎兩立一者、則君子不レ忍レ絶二之於一レ無レ君。且夫德同而力
均、不レ臣焉可也。今以二天下不幸而不レ合二於一一、德既無二以相過一、而弱者又不レ肯レ臣二乎強一、於レ是
焉而不レ與二之統一、亦見下其重二天下之不幸一、而助中夫不臣者上也。

與國に過ぐるなし　(一八)與奪、孰に拠たらざりしを指す　(一九)甲乱を重ぬるなり　(二〇)人に臣たるを好まずして強浮僭立を企圖する類

章子曰、鄉人且恥下與二盜者一偶上、聖人豈得下與二簒君一同上レ名哉。吾將レ曰。是鄉人與二是爲レ盜者一、民則皆民也。士則皆士也。大夫則皆大夫也。則亦與レ之皆坐

章子曰く、鄉人且つ盜者と偶するを恥づ、聖人豈簒君と名を同じうするを得んやと。吾將に曰はんとす、是れ鄉人と是の盜を爲す者とは、民は則ち皆民たり、士は則ち皆士たり、大夫は則ち皆大夫たらば、則ち亦之と皆坐せん。苟も其勢之と皆坐せざるを得ずんば、則ち鄉人何をか恥ぢん。聖人天下を得、簒君も亦天下を得ば、顧ふに其勢之と名を同じうせざるを得じ、聖人何をか恥ぢんや。吾將に以ふに聖人は夫の簒君に恥ぢんとすとも、而も簒君又焉んぞ能く聖人に恥ぢんやと。章子曰く、君子正に居るを大として、而して正しからざる人を以て之に居る

而未レ善也。進レ魏非也。是章子未レ知二夫名實之所一レ在也。夫所レ謂正統者猶レ曰レ有二天下一云爾。正統者果名也。又焉實之知。視三天下之所二同君一而加レ之、又焉知二其他一。章子以爲魏不レ能レ一二天下一、不レ當レ與二之統一。夫魏雖レ不レ能レ一二天下一、而天下亦無レ有下如二魏之彊一者上。吳雖レ存非二兩立之

天下亦魏の彊(一一)なる如き者有ること無し。吳(一二)存すと雖も、兩立の勢に非ず。奈何ぞ之に統を與へざらん。章子(一三)の五代を絶たざるは、亦徒に以て天下之と敵する者有る無しと爲せばのみ。今や魏を絶つ、魏安んぞ辭(一四)無きを得んや。正統とは、夫の天下の君無きを惡んで作れるなり。故に天下(一五)一に合はずと雖も、而も未だ兩立するに至らざる者は、則ち君子之(一六)を君無きに絶つに忍びず。且つ夫れ德同じうして力均しければ、臣たらざるも可なり。今以ふに天下不幸にして一に合はず、德(一七)既に以て相過ぐること無くして、而して弱き者又肯て彊(一八)に臣たらず。是に於て之に統を與へずば、亦其天下(一九)の不幸を重ねて、而して夫の不臣(二〇)の者を助くるを見る。

(一) 歐陽修 (二) 一時代に雄覇たる者 (三) 章望之明統論を作りて歐陽修を駁す (四) 辨明論爭 (五) 正統に立つるなり (六) 間違 (七) 魏の時三國鼎立せるに因る (八) 名義のみなれば實際の功に歸せざるなり (九) 天下の王とする者に正統の名を與ふるのみ (一〇) 天下統一の名 (一一) 强に同じ (一二) 孫權の吳なり (一三) 章望之の論に五代を認めたるを指す (一四) 何等かの言草 (一五) 統一せられず (一六) 無しとして放棄するなり (一七) 魏の德

後世晉漢周、使夫堯舜三代之所以爲賢於後世之君者、皆不在乎正統、故後世之君、不以其道而得之者、亦無以爲堯舜三代之比、於是乎實重。

正統之論、起於歐陽子、而霸統之說、起於章子、二子之論、吾與歐陽子、故不得不與章子辨、以全歐陽子之說、歐陽子之說全、而吾之說又因以明、章子之說曰、進晉梁失

正統論中

正統の論は、歐陽子に起り、霸統(一)の說は、章子(二)より起る。二子の論、吾は歐陽子に與せん。故に章子と辨じて(三)、以て歐陽子の說を全うせざるを得ず。歐陽子の說全ければ、吾の說又因つて以て明なり。章子の說に曰く、晉梁(五)を進むるは失(六)にして未だ善ならず、魏を進むるは非なりと。是れ章子未だ夫の名實の在る所を知らざるなり。夫れ所謂(七)正統とは、猶ほ天下を有つと曰ふがごとし。正統とは果して名のみ、又焉んぞ實(八)を之れ知らん。天下の同じく君とする所を視て之を加ふ(九)るのみ、又焉んぞ其他を知らんや。章子以爲らく、魏は天下を一にする能はず、當に之に統(一〇)を與ふべからずと。夫れ魏は天下を一にする能はざりしと雖も、而も

有不肖而曰吾賢者矣。未有賤而曰吾貴者也。天下之爭自賢不肖始。聖人憂焉不敢以亂貴賤。故天下知賢之不能奪貴。天下之貴者。聖人莫不從而貴之。恃有賢不肖存焉。輕以與人貴。而重以與人賢。天下然後知貴之不如賢。知賢之不能奪貴。故不爭。知貴之不如賢。故趨於實。使天下不爭而趨於實是亦足矣。

正統者名之所在焉而已。名之所在。而不能有益乎其人。而後名輕。名輕而後實重。吾欲重天下之實。於是乎名輕。正統聽其自得者十。曰堯舜夏商周秦漢晉隋唐。序其可得者六。以存教。曰魏梁

正統とは名の在る所のみ。名の在る所にして而も其人に益有る能はず。而して後に名輕し、名輕くして後に實重し。吾天下の實を重うせんと欲すれば、是に於てか名輕し。正統は其自得を聽す者十、(三)堯・舜・夏・商・周・秦・漢・晉・隋・唐と曰ふ。其得べき者六を序して、以て教を存す、(四)魏・梁・後唐・晉・漢・周と曰ふ。夫の(五)堯舜三代の、後世の君より賢れりと爲す所以の者をして、皆正統に在らざらしむ。故に後世の君、其道を以てせずして(六)之を得る者、亦以て堯舜三代の比を爲すこと無し。是に於てか實重し。

(一) 名の所在地 (二) 單に名に過ぎざれば、實際其人に益する所ある能はず (三) 眞に自ら得たりとして認容すべきもの (四) 力之と角すべきもの無く、當然正統の名を得るも差支なき類 (五) 堯舜の及ぶべからざるは德に在りて正統の名にあらざる義 (六) 正統の名

下何正何一。而正統之論決矣。正統之僞、皆猶曰有天下云爾。人之得此名而又有此實也。夫何謂天下固有無其實而得其名者。聖人於此不得已焉。而不以實傷名。而名卒不能傷實。故名輕而實重。不以實傷名。故天下不爭名輕而實重。故天下趨於實。天下

に趨く。天下不肖にして吾賢なりと曰ふ者有らんも、未だ嘗て吾貴しと曰ふ者は有らざるなり。天下の爭は賢不肖より始まる。聖人憂へて、敢て以て貴（一二）賤を亂さしめず。故に天下賢の貴を奪ふ能はざるを知る。（一三）天下の貴き者は、聖人從つて之を貴ばざる莫し。（一四）賢不肖の存する有るを恃みて、（一五）輕く以て人に貴を與へ、重く以て人に賢を與ふ。天下然る後に貴の賢に如かざるを知り、賢の貴を奪ふ能はざるを知る、故に爭はず。貴の賢に如かざるを知る、故に實に趨く。天下をして爭はずして實に趨かしめば、（一六）是亦足らん。

（一）歐公に正統論ありて天下を一統せる者を正統とせり　（二）帝王の號か功德の實際か　（三）實有りて天子たらざる周の文王の如きを指す　（四）三國、五代の如きを指す　（五）これによりて正統の論は決すべし　（六）重大の意味なきを指す　（七）何の申分もなし　（八）已むを得ずとして其名を與へて　（九）德功の實あるも名を與へざるなり　（一〇）名は功德の實を傷る能はず　（一一）實を重輕視して之に趨く　（一二）表面に現はるゝことと無きを以て詐僞する者あるなり　（一三）賢不肖の實によりて貴賤の名を亂るなり　（一四）如何に賢なるも貴を奪ふ能はず　（一五）名は輕卒にも與ふれども實は容易に許さざるなり　（一六）教の主意充足して申分なし

唐宋八家文讀本 卷之二十

蘇軾子瞻著

正統論上 (一)

正統者何耶。名耶實耶。正統之說曰。正者所㆔以正㆓天下之不㆑正也。統者所㆔以合㆓天下之不㆑一也。不幸有㆓天子之實㆒而無㆓其位㆒。有㆓天子之名㆒而無㆓其德㆒。是二人者立㆑於㆓天下㆒。天

正統とは何ぞ、名か實か(二)。正統の說に曰く、正とは天下の正しからざるを正す所以なり。統とは天下の一ならざるを合す所以なりと。不幸にして天子の實有つ(三)て、而して其位無きと、(四)天子の名有つて、而して其德無きと、是の二人の者天下に立たば、天下何を正として何を一とせん、(五)而して正統の論は決せん。正統の言たる、(六)猶ほ天下を有つと曰ふがごときのみ。人の此名を得て而して又此實有るや、(七)夫れ何ぞ議せん。天下固より其實無くして其名を得る者有り。聖人此に於て已む(八)を得ずとして、(九)實を以て名を傷らず、(一〇)而も名は卒に實を傷る能はず。故に名輕くして實重し。實を以て名を傷らず、故に天下爭はず。名輕くして實重し、故に天下實(一一)

撫州顏魯公祠堂記……四八二
越州の趙公災を救ふ記……四八八
思政堂記……四九四
墨池記……四九七
道山亭記……四九九
分寧縣雲峯院記……五〇三
魏鄭公の傳に書す……五〇六

王安石介甫

巻之二十九

仁宗皇帝に上りて事を言ふ書……五一二
進戒疏……五六七
原過……五七〇
性情……五七二

巻之三十

周公論……五七六
禮論……五七九
莊周論上……五八三
田正言に上る第一書……五八八
韶州の張殿丞に答ふる書……五九二
道高に與ふる書……五九五
周禮義序……五九七
慈谿縣學記……六〇〇
桂州新城記……六〇五
芝閣記……六〇九
褒禪山に遊ぶ記……九一一
揚州龍興講院記……六一四
孟嘗君の傳を讀む……六一六
孔子世家を讀む……六一七
給事中孔公墓誌銘……六一九
泰州海陵縣主簿許君墓誌銘……六二五
范潁州を祭る文……六二七
歐陽文忠公を祭る文……六三一
仲永を傷む……六三四

――(目次終)――

左右僕射蔡確韓縝を罷めんことを乞ふ狀……三〇九
韓縝が責降を乞ふ第七狀……三一五
呂惠卿を誅竄せんことを乞ふ狀……三一九
英州の別駕鄭俠を牽復せんと乞ふ狀……三二一
商論……三二二
六國論……三二六
三國論……三二九
隋論……三四四
唐論……三五〇

卷之二十六

臣事策一……三五九
臣事策四……三六六
民政策二……三七二
元祐會計錄序……三七九
古今家誡序……三八六
齊州閔子廟記……三九〇
武昌九曲亭記……三九三
黃州快哉亭記……三九六
樞密韓太尉に上る書……三九九
三省に代りて司馬丞相を祭る文……四〇三

曾鞏子固

卷之二十七

滄州に移るとき闕を過ぎて殿に上る疏……四〇六
福州にて執政に上る書……四二〇
歐陽舍人に寄する書……四二九
孫司封に與ふる書……四三四
戰國策目錄序……四四一
列女傳目錄序……四四五
陳書目錄序……四五〇
禮閣新儀目錄序……四五五
先大夫集後序……四六一
范貫之奏議集序……四六六

卷之二十八

江任を送る序……四七〇
李村叔が柳州に知たるを送る序……四七三
宜黃縣學記……四七七

[illegible]を倡ふ……一五五
進士が御試策に對するに擬する一道……一六二

卷之二十三

梅直講に上る書……一八二
李端叔に答ふる書……一八六
張文潛縣丞に答ふる書……一九〇
謝民師推官に與ふる書……一九二
李公擇に與ふ……一九五
范文正公文集序……一九五
六一居士集序……二〇一
鼂君成詩集序……二〇六
韓魏公醉白堂記……二〇九
李氏山房藏書記……二一三
寶繪堂記……二一七
眉州遠景樓記……二二一
凌虛臺記……二二五
超然臺記……二二八
放鶴亭記……二三二
石鐘山記……二三五

卷之二十四

潮州韓文公廟碑……二三九
表忠觀碑……二四五
司馬溫公神道碑……二五〇
日喩……二六五
稼說張琥を送る……二六八
剛說……二七〇
李伯時が山莊圖の後に書す……二七四
吳道子の畫後に書す……二七五
蒲永昇の畫後に書す……二七七
方山子傳……二七九
亡妻王氏墓志銘……二八一
歐陽文忠公を祭る文……二八四

蘇轍子由

卷之二十五

陳州にして張安道の爲に時事を論ずる書……二八七
兄軾が獄に下れるが爲に上れる書……三〇〇
齊州より回りて時事を論ずる書……三〇四

唐宋八家文讀本 下卷 目次

蘇軾子瞻

卷之二十

正統論上……一
正統論中……四
正統論下……一〇
大臣論上……一五
大臣論下……一九
刑賞忠厚の至論……二四
既醉五福を備ふる論……二八
伊尹論……三二
周の東遷を論ず……三七
晉の隱公里克李斯鄭小同王允之を論ず……四一
宋襄公論……四五
范文子論……五〇

卷之二十一

屈到芰を嗜む論……五五
商鞅を論ず……五九
荀卿論……六四
韓非論……六八
士を養ふを論ず……七三
始皇漢宣を論ず……七八
范增を論ず……八五
留侯論……八九
賈誼論……九三
鼂錯論……九八

卷之二十二

策略一……一〇三
策略四……一〇八
策略五……一一四
壅蔽を論ず……一二四
發を沮む無かれ……一三〇
教化を敦うす……一三六
戰守を教ふ……一四三
材用を蓄ふ……一四九

PL
2619
S5
1923
v.3

LIBRARY
AUG 19 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

唐宋八大家文

下

PL
2619
S5
1923
v.3

Shen, Te-ch'ien
To So hachidaika bun

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

有朋堂文庫